岩手県立大学

自己点検・評価報告書

公立大学法人岩手県立大学

目　　次

序　章

序・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
岩手県立大学の沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

本　章

第１節　大学の理念・目的及び学部等の使命・目的・教育目標・・・・・・・・　９
　第１　大学・学部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
　　Ⅰ　全学・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
　　Ⅱ　看護学部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
　　Ⅲ　社会福祉学部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
　　Ⅳ　ソフトウェア情報学部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
　　Ⅴ　総合政策学部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
　第２　大学院研究科・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
　　Ⅰ　全学・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
　　Ⅱ　看護学研究科・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
　　Ⅲ　社会福祉学研究科・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
　　Ⅳ　ソフトウェア情報学研究科・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
　　Ⅴ　総合政策研究科・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０

第２節　教育研究組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２

第３節　学士課程、博士前期課程・後期課程の教育内容・方法等・・・・・・・　３９
　第１　大学・学部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０
　　Ⅰ　全学・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０
　　Ⅱ　全学共通教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６１
　　Ⅲ　看護学部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７６
　　Ⅳ　社会福祉学部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９８
　　Ⅴ　ソフトウェア情報学部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１７
　　Ⅵ　総合政策学部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３７
　第２　大学院研究科・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５２
　　Ⅰ　全学・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５２
　　Ⅱ　看護学研究科・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５７
　　Ⅲ　社会福祉学研究科・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６７
　　Ⅳ　ソフトウェア情報学研究科・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７４
　　Ⅴ　総合政策研究科・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８３

第４節　学生の受入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９３
　第１　大学・学部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９３

Ⅰ　全学・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９３
Ⅱ　看護学部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１０
Ⅲ　社会福祉学部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１６
Ⅳ　ソフトウェア情報学部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２２
Ⅴ　総合政策学部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２７
第２　大学院研究科・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３２
Ⅰ　全学・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３２
Ⅱ　看護学研究科・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３７
Ⅲ　社会福祉学研究科・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４０
Ⅳ　ソフトウェア情報学研究科・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４３
Ⅴ　総合政策研究科・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４７

第５節　教員組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５１
第１　大学・学部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５１
Ⅰ　全学・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５１
Ⅱ　看護学部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６０
Ⅲ　社会福祉学部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６４
Ⅳ　ソフトウェア情報学部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６８
Ⅴ　総合政策学部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７２
Ⅵ　共通教育センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７５
第２　大学院研究科・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７８
Ⅰ　全学・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７８
Ⅱ　看護学研究科・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８０
Ⅲ　社会福祉学研究科・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８２
Ⅳ　ソフトウェア情報学研究科・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８３
Ⅴ　総合政策研究科・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８４

第６節　研究活動と研究環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８６
Ⅰ　全学・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８６
Ⅱ　看護学部・研究科・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０３
Ⅲ　社会福祉学部・研究科・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０７
Ⅳ　ソフトウェア情報学部・研究科・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１０
Ⅴ　総合政策学部・研究科・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１３
Ⅵ　共通教育センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１６

第７節　施設・設備等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１８

第８節　図書館および図書・電子媒体等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２７

第９節　社会貢献・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３０
Ⅰ　全学・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３０
Ⅱ　看護学部・研究科・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３９
Ⅲ　社会福祉学部・研究科・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４２

Ⅳ　ソフトウェア情報学部・研究科・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４４
Ⅴ　総合政策学部・研究科・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４６

第１０節　学生生活・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５３
Ⅰ　全学・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５３
Ⅱ　看護学部・研究科・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６１
Ⅲ　社会福祉学部・研究科・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６４
Ⅳ　ソフトウェア情報学部・研究科・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６９
Ⅴ　総合政策学部・研究科・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７４

第１１節　管理運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７８
第１　大学・学部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７８
第２　大学院研究科・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８７

第１２節　財務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８８

第１３節　事務組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９６

第１４節　自己点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４００

第１５節　情報公開・説明責任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０８

終　章

第１節　大学の理念・目的及び学部等の使命・目的・教育目標・・・・・・・・４１５
第２節　教育研究組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１５
第３節　学士課程、博士前期課程・後期課程の教育内容・方法等・・・・・・・４１６
第４節　学生の受入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１６
第５節　教員組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１７
第６節　研究活動と研究環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１８
第７節　施設・設備等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１８
第８節　図書館および図書・電子媒体等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１９
第９節　社会貢献・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１９
第１０節　学生生活・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１９
第１１節　管理運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２０
第１２節　財務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２１
第１３節　事務組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２１
第１４節　自己点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２１
第１５節　情報公開・説明責任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２２

序　章

序

本学は、県内の進学需要に対応する高等教育機関の必要性と、進展する高齢化、情報化、国際化などの諸課題に的確に対応し、その解決を担い得る人材育成の必要性に応えることを目的とし、２１世紀が「共に支え、共に生きる、人間性豊かな社会」となることを願い、その形成に寄与するため、深い教養を身につけ、高度な専門知識を修得した自律的な人間の育成を目指し、地域や社会から強い要請がある看護、社会福祉、ソフトウェア情報、総合政策の４学部を擁する県立大学として、岩手県民の大きな期待のもとに岩手県滝沢村巣子の地に平成１０年４月に開学した。開学に伴い、既存の県立盛岡短期大学と県立宮古短期大学をそれぞれ盛岡短期大学部、宮古短期大学部として併設し、３大学を一体的に運営することにより、一層の機能強化を図っている。

開学後、教育研究領域の高度化、専門化の進展に対応すべく、平成１２年度のソフトウェア情報学研究科（博士前期・後期課程）と総合政策研究科（博士前期課程）の設置を皮切りに大学院研究科を順次整備し、平成１６年度の看護学研究科博士後期課程、社会福祉学研究科博士後期課程の設置によって完成を迎えた。現在、４学部と、それぞれの学部に基礎を置く４つの大学院研究科（博士前期・後期課程）を有し、「知識基盤社会」における岩手県の知の拠点としての役割を担っている。

開学以来、自然、科学、人間が調和した新たな時代の創造を願い、人間性豊かな社会の形成に寄与する深い知性と感性を備え、高度な専門性を身に付けた自律的な人間を育成することを目指す建学の理念の実現に向け、西澤潤一初代学長が、己を知り、本当に望むものを追求することが、真の自分に近づく道筋であると提唱する「素心知困」の精神に基づき、全学が一体となって、「実学実践」による教育研究の質の向上と次代を担う人材の育成を推し進め、地域社会への貢献に努めてきているところである。

平成１７年度、本学は法人化し、公立大学法人岩手県立大学に生まれ変わった。これに伴い、地方独立行政法人法に基づき、設置者である岩手県知事から中期目標が指示され、本学は、建学の理念を踏まえながら大学の特徴を発展させ、①「実学実践」の教育・研究を通して地域に貢献する大学、②志に火をつける「実学実践」の教育による人間的成長を培う大学、③「実学実践」を中核とした「人間教育」・「実証研究」・「地域貢献」の一体的な進展を目指すところとなった。大学では、法人化と機を同じくして就任した谷口誠学長のリーダーシップのもと、中期目標を達成するための中期計画を策定し、広い視野に立って一層の地域貢献を果たしていくことを目指し、「Think Globally , Act Locally」の精神を以って公立大学法人としての新たな歩みを推し進めている。

現在わが国の大学を取り巻く状況は、平成３年度のいわゆる大学大綱化以降、急激な改革の流れの中にあり、しかも、教育研究の質の向上はもとより、情報化、国際化の進展への対応、少子化、大学全入時代における教養教育と専門教育との融合に基づく人材育成の具体化方策、地域に開かれた大学としての社会貢献の推進等々、地域や社会から要請される課題は多岐に及んでいる。とりわけ少子化、大学全入という現在の時代状況は、大学間における熾烈な競争を激化する様相を呈しているといわざるを得ず、それぞれの大学が、いかに他とは異なる魅力溢れる独自性を展開するかが問われている。このような状況下にあって、いま大学に求められることは、建学の理念や目的に基づいた良質な教育研究の提供であり、それぞれの大学が有する学部及び大学院研究科の特性を活かした、次代を担う優れた人材の育成、そして地域社会への実効的な貢献であろう。そのためには、大学自らが不断に自己点検・評価を行うとともに、第三者機関による評価を受け、それを踏まえた改革改善を実行することにより、社会に開かれた大学として、その説明責任を果たしていくことが枢要であることは言を俟たない。

本学は県立の大学であり、もとより「実学実践」の教育研究を通して地域に貢献する大学として、時代の状況や社会の動向を踏まえ、自己点検・評価を実践しつつ、的確にして適正な改革改善の方策を実行し、県民に理解され、信頼される大学として発展して行くことが求められている。本学では、開学当初から学長を委員長とする自己点検評価委員会を組織し、部局を超えた全学的な自己点検・評価を行ってきた。平成１４年３月の学部完成時には、２短期大学部を含め、全学的なとりまとめを行い、「岩手県立大学自己点検・評価報告書」として公表したところであり、自己点検・評価によって見出した諸課題を踏まえ、開学時に設置した将来構想委員会のもと、学内に部局を横断するアクションプラン策定委員会を設置し、広範な改革改善方策の検討に着手した。アクションプランは、多岐にわたる改革改善の目指すべき方向を提示し、中期目標の中に反映される一方、中期計画はアクションプランを基礎として策定したものとなっており、現在、中期目標の達成に向け、各部局において具体的な取組みを実行しているところである。

この中期目標については、年度ごとに中期計画の実施状況を自己点検・評価し、地方独立行政法人法に基づき県が設置した岩手県地方独立行政法人評価委員会の評価を受けている。法人化以前の自己点検・評価体制は、学部横断的に組織する大学評価委員会に継承され、平成１９年度には、新たに設置した大学改革推進本部がその所掌を担い、年度ごとの計画の策定やその実施状況の自己点検・評価について、全学的な視座に立って学内の点検・評価に当たることで、各部局の改革・改善を推し進めている。

このように、本学は、開学以来、県立の大学としての立脚点を踏まえ、不断に自己点検・評価を行いながら改革改善を実行するとともに、その結果については大学の社会的説明責任を果たすべく公表し、広く県民の周知するところとなっている。

本学は、平成１９年度に開学１０年の節目を迎えた。いわば「構築」の時代を終え、新

しいステージに立つものと位置づけている。そのステージにおけるビジョンとして、大学全体では、公立大学法人として自ら判断し、改革改善を実践していく「自立」と、４学部４研究科２短期大学部の連携と融合により、高等教育機関としての機能を一層充実させるための「一体化」を目指すこととしている。教育分野にあっては、これまで１０年で築き上げてきた実学実践による教育システムを基礎として、豊かな教養と個性・独創性を養う教育プログラム（システム）を一層推進し、研究分野においては、教員の自由意志による研究から、地域や社会の課題に対応し、確固たる目的意識を持った研究の推進にステップアップする。こうした取組みを通じて、これまで教員や学生の個別的な対応により実践することの多かった地域貢献を戦略的かつ組織的に展開することを目指している。

平成２０年度において、全学をあげて開学１０周年記念事業を展開することとしているが、それはもとより、開学以来の県民の支援や協力に応えるものであると同時に、本学のいまある姿とこれから迎える新たなステージで目指す姿を広く周知することにより、本学の教育研究の諸活動を一層進展させていくためのものである。

本学は、この節目に、学校教育法に基づく大学評価を受審することとし、わが国の大学評価機関として長い歴史と実績を有する大学基準協会の点検評価項目に即して自己点検・評価を行った。本報告書は、それぞれの項目について全学、学部、大学院研究科の構成のもと、現状を説明したうえで点検評価し、今後取るべき改善方策を示す記述の流れとしている。本報告書は、開学以来１０年の本学の諸活動を総点検し、新たなステージで目指す方向性を示したものである。なお、本報告書における自己点検・評価に対する大学基準協会の評価結果については、平成２３年度から新たに始まる次期の中期目標・中期計画に反映させることとしている。

「不易と流行」とは芸術の世界における一つの要諦であるが、それはまた、大学の教育研究における重要な課題でもあろう。この度の自己点検・評価を踏まえ、本学は、大学激変の時代状況にあって、真に変わらざるものと時代や社会が要請するものとを的確に捉え、県立の大学としての使命に改めて思いを致し、新たなステージに向かって真摯な活動を展開してゆくことを表明するものである。

岩手県立大学の沿革

平成　６年　７月１８日	県立大学基本構想検討委員会設置
平成　７年　２月１６日	「県立大学基本構想」策定
平成　７年　３月２９日	県立大学開設準備委員会設置
平成　９年　４月３０日	岩手県立大学設置認可申請
平成　９年１２月１０日	「岩手県立大学等条例」議決
平成　９年１２月１９日	岩手県立大学設置認可
平成１０年　４月　１日	岩手県立大学開学 ・看護学部設置 ・社会福祉学部設置 ・ソフトウェア情報学部設置 ・総合政策学部設置 ・盛岡短期大学部設置（併設短期大学） ・宮古短期大学部設置（併設短期大学）
平成１２年　４月　１日	岩手県立大学大学院開設 ・ソフトウエァ情報学研究科博士前期課程 ・ソフトウエァ情報学研究科博士後期課程 ・総合政策研究科博士前期課程
平成１４年　４月　１日	岩手県立大学大学院開設 ・看護学研究科博士前期課程 ・社会福祉学研究科博士前期課程 ・総合政策研究科博士後期課程
平成１６年　４月　１日	岩手県立大学大学院開設 ・看護学研究科博士後期課程 ・社会福祉学研究科博士後期課程
平成１７年　４月　１日	公立大学法人岩手県立大学設立 教育・学生支援本部設置 研究・地域連携本部設置 岩手県立大学地域連携研究センター設置
平成１８年　４月　１日	共通教育センター設置
平成１９年　４月　１日	大学改革推進本部設置

本　章

第１節　大学の理念・目的及び学部等の使命・目的・教育目標

【目標】
　大学を取り巻く様々な環境の急速な変化に対応し、公立大学法人への移行を機に大学運営の自律性をさらに確立し、教育・研究の一層の質的向上を図るために、大学運営の５つの基本方向を発展させながら、次のような姿を目指していく。
１　「実学実践」の教育・研究を通して地域に貢献する大学
２　志に火をつける「実学実践」の教育による人間的成長を培う大学
３　「実学実践」を中核とした「人間教育」・「実証研究」・「地域貢献」の一体的な進展

第１　大学・学部

Ⅰ　全学

（１）理念・目的等

ア　現状
　本学は、岩手県の大学収容力が著しく低い状況の中、全国的にみても低い大学進学率の一方で、進学需要が高まりをみせていたことを背景に構想され、詳細な議論、検討を経て、平成１０年度、社会的要請の強い４領域の学部をもって設置されたものである。
　建学の理念は、「自然、科学、人間が調和した新たな時代の創造を願い、人間性豊かな社会の形成に寄与する、深い知性と豊かな人間性を備え、高度な専門性を身に付けた自律的な人間を育成する大学を目指す」こととしている。
　一方、本学は、学則により、「深く学芸を教授研究し、人間性豊かな社会の形成に寄与する深い知性と感性を備え、高度な専門性を身に付けた自律的な人間を育成するとともに、地域社会及び国際社会の発展に寄与すること」を目的としている。
　目的を果たし、理念を実現していくため、５つの大学の基本的方向を定め、教育研究の特色として掲げている。
【大学の基本的方向と教育研究の特色】

大学の基本的方向	教育研究の特色
①豊かな教養の修得と人間尊重の精神の涵養 　幅広い教養を身につけ、互いの人格を尊重する「豊かな教養の修得と人間尊重の精神を涵養する大学」	①人間性を培う教養教育

②学際的領域を重視した特色ある教育・研究 　様々な課題を的確に捉え、幅広く対応する能力を身につける「学際的領域を重視した特色ある教育・研究を行う大学」	②４学部の連携を考慮した教育研究活動
③実学・実践重視の教育・研究 　応用分野や実社会での実際的教育・研究を重視した「実学・実践重視の教育・研究を行う大学」	③地域に根ざした実学・実践的教育研究活動
④地域社会への貢献 　地域社会と密接に連携し、教育・研究の成果を広く還元する「地域社会に貢献する大学」	④地域に開かれた大学としての教育研究活動
⑤国際社会への貢献 　国際的な教育・研究の交流拠点として、多様な国際交流を積極的に行うとともに、国際的に活躍できる人材を育成する「国際社会に貢献する大学」	⑤国際的な教育研究活動

平成１７年度の公立大学法人化に伴い、設置団体の長である岩手県知事から地方独立行政法人法に基づき、中期目標が指示され、建学の理念に基づき、大学の基本的方向を発展させながら、①「実学実践」の教育・研究を通して地域に貢献する大学、②志に火をつける「実学実践」の教育による人間的成長を培う大学、③「実学実践」を中核とした「人間教育」・「実証研究」・「地域貢献」の一体的な進展を目指すこととなり、中期目標を達成するために策定した中期計画においては、大学が目指すべき方向として、実学実践の教育・研究を通して地域に貢献する道であり、実践課題を中心とした「研究教育融合型」を基本姿勢とすることとしている。

本学では、大学の理念・目的等を検証するための仕組みは導入していないが、開学当初から自己点検評価委員会を組織し、全学的に本学が目指している人材育成について自己点検・評価を実施するとともに、同様に開学当初から設置していた将来構想委員会の下で「県立大学の果たすべき役割と改革の方向及びその具体的方策」としてアクションプランを策定した。公立大学法人化は、このアクションプランの方向と軌を一にし、中期目標は大学の意向が十分反映されているものであると同時に、中期計画はアクションプランを基礎として策定したものとなっている。

この中期目標については、年度ごとに中期計画の実施状況を本学が自己点検・評価し、岩手県地方独立行政法人評価委員会が評価するとともに、中期目標期間終了後は、本学の自己点検・評価を基にその達成状況を岩手県地方独立行政法人評価委員会により評価を受ける仕組みとなっている。すなわち、法人化により、大学としては、自己点検・評価と第三者評価を通じて、目標の達成状況等を検証し、それが次の目標や計画に反映されていく仕組みが導入されているといえる。

イ　点検・評価

本学の学則に規定している目的は、学校教育法の規定に適合するものであり、本学が目指すべき方向性、個性や特徴については、建学の理念と大学の基本的方向及び教育・研究の特色に明確に表されている。また、中期目標において岩手県知事から指示された目指すべき姿については、建学の理念とその実績を踏まえ、大学が掲げた基本的方向を発展させるべきことが明記されており、建学の理念等との整合性に問題はなく、一層明確に目指すべきところを示すものとなっている。

一方、法人化により、自己点検・評価と第三者評価で目標の達成状況等を検証する仕組みが導入され、年度ごとの評価は実行されているが、中期目標に関する実際の検証作業は、岩手県地方独立行政法人評価委員会においても評価手法が確立されておらず、これからの協議と検討に負うところが大きいといわざるをえない。

ウ　改善方策

中期目標期間は、地方独立行政法人法により６年間と定められており、本学の場合、現中期目標期間は平成２２年度までで、平成２３年度からは新たな中期目標が提示されることが見込まれることから、現中期目標の達成状況の検証について岩手県地方独立行政法人評価委員会と協議検討していくとともに、次の目標設定について設置者と協議していくこととしている。

（２）理念・目的等の周知

ア　現状

本学の理念と大学の基本的方向及び教育・研究の特色については、社会一般に対して、本学のホームページ及び大学のパンフレットを通じて周知を図っている。

特に、高校生やその関係機関に対しては、入学案内、入学者選抜要項といった印刷物の冒頭に理念等を掲載しているほか、オープンキャンパスや高大連携事業等においても説明するなど、機会を捉えてその理解を促進している。

一方、学生に対しては、全員に配布する学生便覧に掲載しているほか、特に、新入生については、毎年度当初、全学及び各学部・研究科ごとのオリエンテーションを実施する中で、学生便覧を利用しながら、教員によって周知徹底を図っており、この活動によって教員もまた、理念等の認識を深める機会となっている。

なお、事務職員については、事務局内部の研修や事務局全体で行っている事務の効率化や経営品質向上運動の中で、折に触れ、説明や議論を行うことによって理解を深めている。

イ　点検・評価

ホームページや刊行物に掲載している理念等は全て同じものとなっており、整合性がと

れている。刊行物によっては、大学の基本的方向を掲載していない場合もあるが、大学の基本的方向は、教育・研究の特色につながるものであることから、例えば受験生向けといった刊行物の対象によって使い分けしているものであり、齟齬が生じることはない。

平成１８年度から行っている新入生アンケートでは、建学の理念等が進学や受験時に本学を選んだ理由となったかという設問に対して、肯定的な回答割合が６０％前後となっており、開学して１０年の大学としては、一定程度理解が得られていると考えている。特に、平成１８年度と平成１９年度を比べると、肯定割合が増加している一方で、内容を詳しくは知らなかったという回答割合が減少しており、理念等の浸透が進行しつつあるものと考えられる。

【新入生アンケート結果】

建学の理念等が	本学を選んだ大きな理由になった	本学を選んだことに少しは理由になった	本学を選んだ理由にはならなかった	受験・入学に際して内容を詳しくは知らなかった	無回答
１８年度	１４．２％	３５．６％	２８．１％	２０．７％	１．４％
１９年度	１７．６％	４５．７％	２１．０％	１４．８％	０．８％

一方、平成１８年度に実施した教職員アンケートでは、建学の理念等を知っているかという設問に対して、よく知っている割合は約３０％にとどまっている。特に、教員では約４０％がよく知っている、少なくとも所属学部は知っているを含めると約８０％が肯定的であるのに対して、職員は約４０％にとどまり、大きな課題となっている。

【教職員アンケート（平成１８年度）】

建学の理念等を	よく知っている	所属学部については知っている	よく知らない	無回答
教　員	４０．８％	４０．８％	１７．３％	１．０％
職　員	１４．３％	２５・４％	５８．７％	１．６％
全　体	２９．１％	３１．７％	３８．１％	１．１％

ウ　改善方策

社会一般に対する理念等の周知については、浸透しつつあることから、様々な工夫をしながら、基本的には継続して実施していく。

教職員に対しては、本学が平成２０年度に開学１０周年を迎えることを好機として、建学の理念等や中期目標・中期計画を踏まえ、今後本学があるべき姿を全学的に議論しているところであり、その議論の過程や記念事業を通じて、啓発を行い、理念等の理解につなげていく。特に、職員の大部分については、設置者から３～５年程度のローテーションで派遣されることを踏まえ、職員研修体系の整備を図っているところであり、その研修の中で理念等の理解を促進していく。

（３）健全性、モラル等

ア　現状

本学では、法人化に伴い、就業規則及びそれに関する各種の規程を定めるとともに、懲戒に関する規程等を定め、大学として健全な運営を図っている。平成１８年度には、職員倫理規程を定めるとともに、平成１９年度には、ハラスメント防止対策委員会を設置するなど、積極的に職員モラルの維持向上に努めている。学生については、学則に賞罰の規定を設け、学生として優れた業績をあげた者の表彰と同時に、学生の本分を逸脱した行為を行った者の懲戒を定めている。学生に配布する学生便覧や履修の手引きに学則を採録し、毎年度のオリエンテーション等において説明するなど、その意識啓発に努めている。

一方、研究倫理については、平成１９年１１月に大学としての研究倫理指針を定め、同時に研究倫理審査規程、動物実験規程及び研究活動上の不正行為の防止に関する規程を定めた。

イ　点検・評価

本学では、事業活動を行う組織として一般的な規程を制定しているほか、職員倫理規程や研究倫理に関する規程を定めており、大学としての健全性やモラルの維持向上に関して網羅的な体系が一応の完成をみている。また、規程の制定に際しては、全学的な議論を行うことにより、意識啓発にもつながっている。

ただし、研究倫理については、人間や動物を対象とする研究・実験を対象として規程を定めたが、植物や微生物等を扱う分野の取扱いの検討の必要性が、議論の過程の中で指摘されている。

ウ　改善方策

植物や微生物等を扱う分野に関する取扱いについては、学内の研究実態の検証や国等の取扱いなどを踏まえ、平成２０年度に研究倫理審査の必要性を含め検討することとしている。

また、研究倫理関係規程については、制定間もないこともあり、今後、事例を積み重ねる中で、個別具体の取扱いを検討していくほか、研修等の取組みを行い、意識啓発を図っていくこととしている。

Ⅱ　看護学部

ア　現状

看護学部の教育理念は、看護の実践を基本とした高度な専門的知識・技術、幅広い教養とともに、看護の援助を必要とする人々の立場に立ち、科学的に判断し、主体的な看護を展開する能力を養うことを重視した教育を行うことであり、教育目標として次の６点を掲げている。

①　高い感性を持ち、深い人間理解や倫理観に培われた豊かな人間性を養う。

②　主体性を持った看護の実践能力と看護を発展させる能力を培う。

③　専門職としての責任を自覚し、リーダーシップを発揮できる能力を培う。

④　研究的態度を涵養し、科学的根拠に基づいた総合的判断能力、さらに看護学の発展に貢献できる能力を培う。

⑤　自己成長を目指しつつ生涯学習を継続し、社会の変化に対応できる能力とともに、積極的に社会に貢献できる能力を培う。

⑥　国際的視野をもって活動できる能力を培う。

この教育理念等は、ホームページに掲載し、社会一般に対して周知を図っているほか、学生に対しては、履修の手引きに明記し、各学年の学生に対し、年度はじめのガイダンスにおいて教育内容、履修方法等とともに説明している。特に、看護の役割や魅力については、入学時のガイダンスにおいて若手教員からのメッセージを通して伝えることができるよう工夫している。

急速な高齢化と少子化の進展、医学・医療技術の高度化、健康に対する人々の意識の多様化など、社会環境の変化に伴い、看護に対するニーズは量的にも質的にも大きく変化してきている。特に、高齢化、核家族化の進展に伴い、家庭での介護機能が低下する中で、患者及び家族に対するセルフケアへの支援や高度先進医療の広がりとともに科学的、専門的な視点に基づく問題解決能力が求められてきており、長期的視野に立った幅広い患者支援を通して個人と社会を結びつける役割が期待されるようになっている。また、人々の健康づくりへの積極的な志向を背景として、日常生活の中においても科学的根拠に基づいた適切な健康管理上の指導、助言を必要とする分野が拡大してきている。このような新たな社会的ニーズに対応するためには、専門的知識・技術のみならず、豊かな人間性を備えるとともに、患者の価値観の理解、自己実現への支援、患者の安楽の確保とＱＯＬの向上を図る能力や健康の維持増進について適切な指導力を備えた質の高い看護職者の育成が必要となっていることから、教育理念等を見直してきている。

なお、看護学部では、医療倫理等の授業科目において、あるいは学内実習や臨地実習の場で医療従事者としてのモラルに関する教育を行うとともに、全学的な取組みに先立ち、平成１６年度に研究倫理に関する規程を独自に定め、研究倫理審査委員会を組織して取り組んでいる。

イ　点検・評価

教育目標は、大学の建学の理念等を踏まえ、常に見直しを図りながら、明確な形で提示している。また、ホームページや履修の手引きは全て同じものとしており、整合性がとれている。大学案内等においては、対象者にわかりやすく伝えるため、咀嚼した表現をしているが、内容に齟齬はない。

研究倫理の確保については、規定の整備やモラルに関する教育を実施しているが、組織的な点検・評価は必ずしも十分ではなく、教員が研究を行う際に倫理的な課題は多い中、倫理に関する考え方が教員間で多少異なることもある。

ウ　改善方策

教育理念等については、引き続きホームページのほか、高校の模擬授業や入試説明会等、直接伝えることができる機会などを通して、周知を図っていく。

学生のモラル等を確保するための組織的な取組みを行う前に、問題点や課題を明確にする必要があることから、学内の教員と臨地実習施設等の担当者との合同会議を開催し、学生の医療従事者としてのモラルに関する情報を共有する。研究に関連する倫理的課題については、事例を共有し、議論を重ねることにより、教員の倫理に関する資質の向上に努めていく。

Ⅲ　社会福祉学部

ア　現状

社会福祉学部の基本理念は、「人間の尊重と福祉社会への貢献」である。

人間の尊厳に対する深い理解に立ち、現実的な問題解決に結びつけられるように、高度な専門的学識･技術の修得とそれを総合する学際的教養の涵養を目指しており、特に、福祉経営学科では社会の機構と動態に関連したマクロな側面からのジェネリックな問題解決を中心に扱い、福祉臨床学科では生活上・身体上・心理上に生じる個別問題へのスペシフィックな対処を中心に扱う。どの学科・コースに所属しても、この２本の軸を自分なりに確立し、「総合的な社会福祉学と福祉実践の構築」に結びつけることが要請される。

この基本理念等は、ホームページに掲載し、社会一般に対して周知を図っているほか、特に受験生に対しては、大学案内やアドミッションポリシーにも掲げるとともに、大学説明会等の資料にも掲載し、周知を図っている。学生に対しては、履修の手引きに明記し、入学時のガイダンスにおいて説明している。

全学的な取組みの一環として、学部としての自己点検・評価活動を行っており、併せて、学生の評価、就職率、資格試験の合格率等の具体的データに基づいて、学部教育の点検・評価を行っており、理念等の適切性は、これらを踏まえて判断し、見直しを図っている。

イ　点検・評価

少子高齢化の進行などにより、社会福祉・介護サービスのニーズは今後増加するとともに、質的にも高度化、多様化していくものと考えられている。このため、高い専門性を有する実践的福祉人材の育成は、さらに重要性を増しており、本学部の教育理念等は、今日的に適切なものである。

また、毎年全国平均を上回る高い合格率で社会福祉士、精神保健福祉士を誕生させているとともに、就職率は例年１００％に近く、その多くが県内外の福祉現場に巣立っており、教育理念等に沿った教育実践が行われているものと考えている。

理念等の周知については、多様な方法を用いているが、大学説明会、学校訪問、入学後のオリエンテーションなど学生等に直接説明できる場面において、教育体系と関係させながら的確に説明していくことが必要である。

理念等を検証するための仕組みは導入していないが、自己点検・評価活動は、学部内の各委員会が所掌事項を中心に分析、検討し、学部教授会で議論しているものであり、その他、実習機関等学外の関係者等から評価を得ていることもあって、理念等の検証方法として現状では有効なものと考えている。

ウ　改善方策

学生等に直接説明できる場面を中心に、毎年度、教育理念等と教育体系、指導方針（少

人数教育、資格課程の多様性など）等を的確に紹介・説明し、周知を図っていく。

Ⅳ　ソフトウェア情報学部

ア　現状

情報化が著しく進展する中、技術の急速な変化に対応して情報化を推進する人材、とりわけ高度な専門的知識を有するソフトウェア人材が様々な分野で求められていることから、ソフトウェア情報学部では、コンピュータサイエンスに立脚し、地域に根ざした実学・実践の教育研究を通して、「人に優しい情報化社会」の実現に寄与できる人材、具体的には次のような人材を育成することを目標としている。

Ａ　真に利用者の立場からソフトウェアの設計・開発のできる、深い知性と豊かな感性を備えたソフトウェア人材の育成

①　今後の知識社会におけるコンピュータソフトウェアの意義(プロフィット及びリスク)についての理解

②　利用者である人間の特性(知性、行動、感性)についての理解

③　コンピュータソフトウェアに関する技術の理解

④　情報システムに関する技術の理解

⑤　社会に関する数理的理解

Ｂ　将来目標として、日本はもとより、世界に通用する独創的なソフトウェアを設計・開発できる人材及び大規模なソフトウェアを設計・開発・管理できる人材の育成

①　今後のグローバライゼーションにおける国際理解

②　自己表現及び他者理解に関する能力

③　コンピュータ技術をいかしたビジネスに関する理解

④　コンピュータソフトウェアに関する英語による理解

この教育目標は、ホームページに掲載し、社会一般に対して周知を図っており、特に受験生に対しては、オープンキャンパスや学部の広報パンフレット、高校訪問、入試説明会を通して周知している。学生に対しては、履修の手引きに明記し、毎年度実施している学年ごとのオリエンテーションにおいて説明し、確認している。

ソフトウェア情報学部では、建学の理念に即し、学部の教育目標を達成するために、全学生を一年次から講座に配属して教育指導を実践する「高度専門教育と人間教育の一体化」の取組みを進めており、平成１６年度には、文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム」に採択され、教員と学生及び学生間相互のコミュニケーション強化に基づく人材育成に努めている。この教育活動については、２分野でＪＡＢＥＥ（日本技術者教育認定機構）の認定を受けることにより、教育目標等の検証を進めながら、教育内容の質の向上に努めている。

イ　点検・評価

学部の教育目標等については、建学の理念等を踏まえて随時、ＪＡＢＥＥの認定審査等

を通じて検証しているほか、外部との意見交換や内部での議論を行い、その妥当性、適切性を検証、レビューしており、ＪＡＢＥＥの認定を受けたことにより、社会との関わりの中で教育目標等の見直しが要求水準を満たしていることが認められたと考えられる。

教育目標等の周知については、学内では、ＪＡＢＥＥへの取組みの中で、学生に対する面接評価の結果により、十分周知できていることが確認された。また、学外では、高校説明会などにおいて、アンケートを行った結果、十分周知されていることが確認できている。

ウ　改善方策

引き続き、学部の教育目標等に関して、外部との意見交換や内部での議論を行い、その妥当性、適切性を検証していく。また、教育目標の一つである実学実践型教育については、これまでの小講座制の利点をさらに生かすとともに、学部内での研究教育の適度な講座間競争とプロジェクト連携、外部の産学官共同研究等により推進していくこととしている。

Ⅴ　総合政策学部

ア　現状

現代社会は複雑化し、人々の価値観も多様化しており、この社会でいろいろな問題に直面するが、これまでに慣れ親しんだ方法、その場限りでの解決策ではうまく対応できないことが多くなってきていることから、総合的な視点を備えた新しい方法、長期的な展望を持った柔軟な解決策が求められている。これが「政策的な対応」であり、総合政策学部は、こうした政策的な対応のできる人を育てるため、次のような教育目標を掲げている。

①　社会が抱える諸問題を発見し、解決の方向を適切にデザインできる人材の育成

②　政策を企画、立案、管理、評価することのできる人材の育成

③　情報数理、フィールドワーク及び事例研究などの多様な手法を駆使して、実践的に調査、分析、評価することのできる人材の育成

④　行政や経営などをはじめとした社会全般に発生する問題、環境や地域の課題に対して政策形成、企画立案、管理運営することができる人材の育成

⑤　国際的なセンスとコミュニケーション能力をそなえた人材の育成

この教育目標は、ホームページに掲載しているほか、教育界、産業界に配布している学部独自の広報誌「ＭＯＮＴＯ」を年２回発行し、その内容を教育目標の趣旨に沿ったものとするなどして、理解の促進に努めている。学生に対しては、履修の手引きに掲載し、年度ごとのオリエンテーションにおいて説明するなど、周知を図っている。

この教育目標については、開学以来趣旨は一貫しているが、わかりやすく伝えるため、折々に表現を見直すなどの作業を行っている。平成１８年度には、企業等に対する「卒業者に関するアンケート」、新入学者及び在学生に対する「学修と学生生活アンケート」及び「教職員アンケート」を実施し、見直しの際の参考としている。

イ　点検・評価

総合政策学部では、公務員として国、県及び市町村まで、また民間では製造、金融、各種サービス業等多様な分野に人材を送り出しているが、第一期生が社会に出て６年目であり、人材育成の効果を評価し、それによって教育目標等の適切性を検証するには、それぞれの組織の中で責任のある立場に就いて活躍する段階まで待つ必要があると考えている。

平成１８年度に実施したアンケートのうち、「卒業生に関するアンケート」の結果、企業等は、卒業生の「能力や意識水準」、「責任感・倫理観」、「積極的に取り組む意識や行動」について比較的高く評価するとともに、教育が熱心であると感じ、高い満足度を示している一方、「国際感覚」、「国際的コミュニケーション」などへの評価は高くなかったことから、対応を検討する必要がある。

ウ　改善方策

教育目標等の適切性の検証は、卒業生が責任ある立場に就くまで待つ必要があるが、卒業生の各組織での動向、評価を可能な限り詳細に把握し、その結果を分析して、教育研究上必要な改善につなげるとともに、教育目標の見直しを図っていく。

特に、アンケート結果により国際感覚、国際的コミュニケーションの評価が低かったことは、教育目標としている国際的なセンスとコミュニケーション能力を備えた人材の育成に関わることから、「国際関係論」、「国際環境政策論」、「国際協力論」等の専門科目のみならず、他の専門科目や演習科目においても、国際的視野でものを考え、課題にアプローチする機会を増やすなど、改善に努めていく。

第２　大学院研究科

Ⅰ　全学

大学院学則において、本学の大学院研究科は、専攻分野に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を極めて、学術文化の向上を図り、地域社会の発展に寄与し、並びに国際社会に貢献することを目的と規定しているほか、理念等やその周知、健全性・モラルなどは「第１　大学・学部」と同様である。

Ⅱ　看護学研究科

ア　現状

看護学研究科は、医療の進歩と人々の生活環境や健康問題の変化に伴い、看護に対するニーズの高度化、多様化に対応するため、東北圏の看護系大学では初の博士課程として設置し、学部の教育研究の内容を深め、大学の教育研究と県内、さらには東北圏の医療・看護現場の実践を結ぶ重要な機能を担っている。

博士前期課程の教育研究は、人々の健康問題や意識の変化と医療・科学技術の進歩に対応できる高度な専門知識、技術並びに倫理観を培い、様々な看護の実践と研究を通して看護学の発展と看護職の向上を強く志向する、次のような人材を養成することを目標としている。

①　優れた看護実践者

看護の実践現場において、専門職者のチームメンバーとともに、優れた実践並びに実践上の研究を行うことで、看護実践の向上に寄与できる人材

②　優れた看護管理者

実践に携わる看護職者の一人ひとりが、十分に能力を発揮して、看護を充実、向上させることができるように管理・運営できる人材。また、先進的な技術や管理体制の導入並びにコストや業務量の視点から看護サービスのレベルの向上を図っていくこと、地域全体の保健医療活動の充実を図っていくことができる人材

③　優れた看護教育者

看護教育の充実に伴う看護系高等教育機関での教育を担当できる人材。特に、医療の進歩と看護ニーズの変化に対応した教育内容を充実させ、自立と実践力、倫理観を育成していく人材

④　研究能力を有する人材

看護研究の基本的な知識と技術を修得し、研究課題を取り上げ、研究を実施できる人材。特に、医療技術の発展の中で、看護の知識・技術の開発並びに看護実践を分析、記述できる能力を有し、また、研究成果を実践に取り入れ、その効果を評価していくことができる能力を有する人材

一方、博士後期課程では、前期課程の教育研究レベルを更に高め、看護学の知識の蓄積に貢献できる研究を独自に計画し遂行できる研究者、研究結果を駆使し優れた技術をもつ高次のレベルの実践者、そして、優れた看護を中心に医療の改善を推進できる次のような指導的実践者を養成することを目標としている。

①　２１世紀における総合保健医療の発展に寄与できる人材

②　より良き看護実践に寄与できるリーダーシップ

③　社会のニーズを保健福祉政策に組み込んでいくことができる看護職者

④　他分野との協働を通じて保健医療の質を高めていける調和のとれた看護職者

イ　点検・評価

看護学研究科の教育目標等は、建学の理念等を踏まえ、実践活動に重きを置いているものであり、適切に設定されている。ただし、研究科は博士前期課程を平成１４年度に、博士後期課程を平成１６年度に設置し、平成１８年度に始めて博士後期課程の修了生を送り出したばかりであるが、博士前期課程においては、専門看護師コース（ＣＮＳ）として、平成１７年度に小児看護ＣＮＳコース、平成１８年度に成人看護（慢性）（現在慢性疾患看護）ＣＮＳコースの認定を受け、優れた高度な看護実践能力を有する看護職者の養成に寄与できている。

本研究科は８０％～９０％の割合で職を持ちながらの社会人学生が占めており、修了後は其々の現場に戻ることが多いが、修了生に対する調査によると、「研究的視点をもち、現場の問題解決にとりくむようになった」「研究指導に携わるようになった」「内外の研修会の講師をするようになった」「教育担当をするようになった」など研究科で修得した知識や研究技法を活用し、看護実践者として、教育者、管理者として活躍しており、人材育成の目的は充分に達成できている。また後期課程修了生については教育現場に２名、看護実践現場に１名が進んでいるが、それぞれの現場でリーダシップとる役割を担い、指導的立場で活躍している。修了生の修了後の状況をみても、教育目標に掲げている人材育成の目的は充分達成できている。

ウ　改善方策

博士前期課程においては、小児、成人（慢性）に加えて、平成２０年度には、がん看護ＣＮＳコースを開設し、社会の要請に応える優れた高度な専門看護師を養成していく中で、教育目標の検証等を進める。ＣＮＳコースの修了生の認定の獲得の有無や、修了後の活動状況から評価をすることが必要である。博士後期課程おいては今後もまた教育目標等の適切性や人材養成等の目的の達成状況の検証を積み重ねていく。

Ⅲ　社会福祉学研究科

ア　現状

社会福祉学研究科は、社会福祉領域の構造的変化やその課題の複雑多様化に対応した新たな社会福祉システムの開発とともに、福祉サービスその他のパーソナル・サービス部門に関わる深い識見と専門的知識・技術を有し、かつ他の職種と連携しながら社会福祉現場をリードできる高度な専門職業人の養成、社会福祉分野の学問体系の進展・高度化に対応し、社会福祉学の学部における教育・研究の一層の整備と充実強化を目指すとともに、学部での教育研究を基盤に、かつ内外の教育・研究期間との密接な連携を図りながら、教育研究の国際競争力の強化と世界的水準の教育研究の展開と、岩手県立大学全体の研究資産を活かしたより高度で専門的な教育・研究の確立、質の高い福祉人材を地域社会へ供給するとともに、特に福祉実践の場にいる職業人のリカレントの場を提供することを教育研究の主眼とするこうした人材供給と福祉現場との研究交流を通し、岩手県における福祉教育と研究のセンターとしての役割を果たすことを目指している。

博士前期課程では、研究科が目指す目標を達成するため、実際の教育研究において福祉政策と臨床のデュアルな統合的視点を持つべき福祉人材像の育成を図るものであり、その具体的な人材像は次のとおりである。

① 国、地方等各レベルの行政機関において福祉ニーズの把握、福祉計画の立案、福祉政策の実施・評価を担う、高度で専門的な知識とリサーチ及びマネジメント技法を修得した人材

② 企業、地域社会、国際社会などの各方面における新たな福祉課題や対応についてを研究開発し、変動する地域や企業の福祉需要に貢献する専門知識を修得した人材

③ 高齢者、障害者、児童福祉及び生活上の支援を要する福祉臨床の実践の中で、複雑化するニーズ構造に対応できる高度な知識と福祉臨床技法を修得したソーシャル･ワークの専門的人材

④ 学校、家庭、地域社会、職場で発生する多様な心理的問題に対応するために、クライエントの社会的状況と心理的過程に沿った臨床心理学的援助を提供できる専門的理論と援助技術を修得した人材

⑤ 福祉実践の場や関連領域での福祉業務に携わっている社会人が、それぞれの専門領域の知識、技術を高度化するために生ずる学際的な研究ニーズをもち、かつ、その分野において補完するべき知識を求めて社会福祉研究を進めようとするデュアル志向型の人材

⑥ 社会福祉の理論、課題、方法等に問題意識を持ち、福祉の領域におけるプロフェッショナルの視点と方法を学術的に精緻化するために博士課程等へ進学を目指す研究志向の人材

博士後期課程の研究指導理念は「福祉コミュニティ」を構築するための研究開発（Ｒ＆Ｄ）と、実証的根拠に基づく実践理論・技法（ＥＢＰＴ）の研究にその中心を置く。その

ため先行研究の充分な検討に加えて、従来の社会福祉の領域に留まらない多面的なニーズの表出を包含できる発展的視点で研究テーマを再構築するとともに、実証的なデータと結びつけ、具体的問題の解決に寄与できる理論構成を探求することを、基本的な教育研究の方向とする。教育研究の展開は、福祉現場が取り組む諸課題について、その発生過程の検証、対応する実践理論の評価、基礎となる研究理論の評価を機軸として総体的に行っていく。

専攻は、多様なテーマと分析方法を拡散させることなく、社会福祉学の科学方法論として統合していくために社会福祉学専攻の一専攻とする。前期課程に置かれている三つの実践的教育研究領域（福祉政策系・福祉臨床系・臨床心理系）が依拠するそれぞれの学問分野（ディシィプリン）を科学方法論の問題として純化し、多面的で統合的なアプローチのもとに、総合的に教育研究（Ｐｈ．Ｄモデル）を行うこととし、次のような人材の育成を意図している。

① 多面的な社会福祉分野において、高度なコンサルテーション、リエゾン・コンサルテーションを行う能力を有する人材

② 地域や行政に対して、福祉・心理・保健・医療分野でのシンクタンク機能を担うための能力を習得した人材

③ 岩手県立大学が位置する地域特性を活かし、わが国の同様の特性を持つ地域と連携し、さらには国際的視野に立ち、研究成果を築くことのできる人材

④ 社会福祉に関わる実践領域、研究機関、教育機関において求められる研究能力と実践能力を兼ね備えた人材

以上を通じて、実践課題に柔軟かつ確実に対応できる研究者、教育者としての自立的な研究を展開できる人材養成もさらに視野に置いている。

イ　点検・評価

今日の社会福祉実践は、サービスそのものはもとより、サービスの供給管理、地域ニーズの把握と分析、それに基づく福祉施策の形成など、それぞれの領域において高度な専門的知識と技術力に裏打ちされた質の高さが求められている。社会福祉学研究科が「社会福祉システムの開発及び福祉サービスその他のパーソナルサービス部門に関わる深い識見と専門的知識・技術を有し、かつ他業種と連携しながら社会福祉現場をリードできる高度な専門的職業人の養成」と「福祉実践の場にいる職業人のリカレント教育の場を提供」を教育目標に掲げ、福祉施策と臨床のデュアルな統合的視点をもつ福祉人材の育成を図ろうとしていることは、この観点からみて適切である。

しかしながら、研究科の収容定員からみると、在籍者数比率は前期課程で６７％にとどまっているほか、社会人学生については前期課程で約２６％在籍しているものの、そのほとんどが個人的レベルでの進学であり、団体からの派遣は１人だけにとどまっている状況であり、人材養成の目的を十分に達成しているとはいいがたい。

ウ　改善方策

教育目標に照らして、研究科における教育・指導の成果を評価する仕組みの確立が必要であることから、その検討を進める。また、在籍者比率や社会人入学の状況についても、一定の評価を行って、福祉団体への意識啓発を行うなど、リカレント教育が研修として位置づけられるよう促進していく。

Ⅳ　ソフトウェア情報学研究科

ア　現状

２１世紀を迎えて、我が国における高度情報化の波は社会全体にわたって加速的に押し寄せてきており、ソフトウェア情報分野における高度な専門性を持った人材が強く求められている。また、本県における地域産業振興のため、そして高度情報化に対応した新事業の創出や企業の情報化を推進するために、ハイレベルな情報技術の開発・利用に関する知識や技術が必要となってきている。ところが、次世代の情報社会の基盤となるべき技術的レベルは、量的側面においても質的側面においても社会のニーズに的確に対応できていないのが現状である。また、分野の歴史が浅く、その技術者養成の中心となるべき教育研究の指導を行いうる研究者の数が極めて少ないことから、この分野における教育研究者の養成も緊急かつ重要な課題となっている。

ソフトウェア情報学研究科は、社会的、地域的、そして学術的な要請に応えるべく設立された大学院研究科であり、ここから高度な能力を備えた人材を研究者・技術者として国際社会や地域社会に送り込むことを責務としているとともに、ソフトウェア情報学という学術分野の発展に寄与することを目指している。

博士前期課程では、ますます複雑化・高度化している情報社会にあって、現実社会の中からソフトウェア情報学の観点で、問題を発見する能力を身につけるとともに、その問題を実際に解決するという実践能力を身につけた人材の養成を目指している。

① 情報関連企業の現状の基盤ソフトウェアや情報システムにおける開発において、現状の課題を把握し、課題の解決を実施できる人材、あるいは、知能やメディアを利用した新システム開発の課題を解決できる人材

② 一般企業の情報システムの企画、構築、運用において、情報システムの利用の立場から現状の課題を把握し、課題の解決を実施できる人材、あるいは知能やメディアを利用した新システムの適用課題を解決できる人材

③ 大学、企業におけるソフトウェア情報関連分野の研究開発に従事できる人材

博士後期課程では、実学・実践的学問展開を重視し、博士前期課程における現状問題の発見、問題解決をもとに、実践を背景とした原理への問題提起を行い、新原理の探求を行いうる高度な実践的研究者及び技術者の養成を目指している。

教育課程においては、ＳＰＡ（Software Practice Approach）とＰＢＬ（Project Based Learning）を重視した教育研究及び研究指導を行っている。ＳＰＡは、実社会での問題をテーマとする事例研究を通じて、実際にソフトウェアシステムなどを構築する際の様々な問題の中から、体系的かつ効果的に問題解決を実践し、問題解決の実践方法を修得しようとするものであり、ＰＢＬは、学生が自主的にチームを作り、自主的に目標、開発仕様、工程計画などを設定する製作実践プロジェクトである。各課程においては、ＳＰＡ又はＰ

ＢＬの一方を実践することを義務付けており、人材育成目標の達成のための具体的な展開を図っている。

イ　点検・評価

研究科の教育目標等は、建学の理念等に照らしたとき、その趣旨に合致しており、適切に設定されていると考えるが、社会的、地域的、学術的な要請に応えるという研究科設置の趣旨に照らして考えるとき、教育目標や育成する人材像は一般論的であり、必ずしも目指すべき方向性の明確化、個性や特徴を十分に表しているとはいえず、具体的かつ明確に改善していくことが必要となっている。

ＳＰＡ及びＰＢＬについては、これまでの実施の成果を評価する時期に来ていると考えており、この評価を通じて、教育目標等を検討することが必要である。

ウ　改善方策

教育目標や人材養成の目的については、実施・レビュー・フィードバックが実現かつ検証可能な形で見直していくため、数年に一度、目的の適切性について運営会議、研究科教務委員会、ＳＰＡ委員会、学術推進委員会で検討していく。また、研究科長と運営会議において検証結果について議論し、随時改善を図る体制を構築する。

人材養成目的達成のための具体的活動であるＳＰＡ、ＰＢＬについては、その他の教育カリキュラムを含めて、卒業生の追跡調査により教育目標の達成状況を確認するとともに、教育目標から各カリキュラムとの関連を明確化していく。

Ⅴ　総合政策研究科

ア　現状

総合政策研究科は、複雑化、高度化している現代社会の諸問題に対応し、総合的な政策の企画・立案・実施・評価に携わりうる、高度の知的かつ論理的実践能力を備えた、いわゆる「高度専門職能」の担い手となる人材、及び将来専門職へと進みうる人材を養成することを主たる目標としている。この基本目標においては、“グローカリゼーション”の要請に対応して、グローバルな視座に立ってローカルな諸課題に取り組む、新しい地域づくりの政策主体をとりわけ重視している。

博士前期課程で養成する人材像は次のとおりである。

① 地域の実情とニーズに即応する公共政策を策定し、適切な実施と評価を行う専門性を有する人材

② 各分野の企業や諸機関において、ニーズの的確な判断を踏まえて経営方針を策定し、実施と評価のできる専門性を有する人材

③ 国内外における地域問題や環境問題に対する専門的な調査能力や問題解決能力手法を持ち、ローカルな視点、グローバルな視点の整合を図って解決に取り組める人材

④ 政策課題への新発想・新手法に担い手として台頭してきたＮＰＯ・ＮＧＯなどへの幅広い見識を持ち、それらの活動に連帯ないしは参与して高度な専門職能を発揮できる人材

⑤ 政策科学、環境・地域問題への高度かつ学際的・総合的な学識を持ち、さらなる研究活動を通じて学会ならびに社会に貢献できる人材

博士後期課程で養成する人材像は次のとおりである。

① 行政・経営系および環境・地域系を含む政策系諸科学の分野を持つ大学、研究所などの機関に所属する研究者

② 地域あるいは環境問題への深い学識を踏まえて行政・経営系に関する高度な研究能力を発揮し得る、シンクタンクなどの実践的研究者

③ 企業・自治体・ＮＰＯなどからの社会人入学者については、行政・経営系および環境・地域系を含む政策系諸科学に関する高度な学識を持つ指導的な実践者

イ　点検・評価

総合政策研究科では、社会人学生が多い特性から、「法・経済・経営政策系」、「環境・地域政策系」、「公共政策特別コース」、の下、５分野１コースの領域区分に分け、いずれも集団指導体制（ジョイント・タスク・ワーク）により実践的・総合的な研究能力を備え、グローバルな視座に立ってローカルな諸課題に取り組むことができる人材の育成を進めており、教育目標及び育成する人材像については、建学の理念等を具現化し、総合政策領域の特性や環境と政策を併せ持つ組織としての特徴等を考慮のうえ、具体的に設定しており、

適切なものと考えるが、課程修了生の数がまだ少なく、目的達成状況の検証まで至っていない。

特に、博士前期課程の公共政策特別コースにおいては、平成１８年度から、社会人学生に配慮し、サテライトキャンパスで平日夜間と土曜に開講する取組みを始めるなど、人材育成目的の達成のための具体的活動を行っている。

ウ　改善方策

公共政策特別コースがサテライトキャンパスで行っている平日夜間及び土曜開講の取組みについては、相対的に社会人学生が多い特性に考慮し、その拡大や他の分野での実施を検討していく。特に、宮古短期大学部の位置する地方公共団体からは、コース実施の要請もあることから、宮古短期大学部と連携し、公開講座等を始めるなどの取組みを進めている。

こうした取組みの成果を検証し、また、課程修了生の状況を把握しながら、教育目標等の適切性を検討していくこととしている。

第２節　教育研究組織

【目標】
「実学実践」の理念の下、現代社会のニーズに対応した有用な教育・研究を実践し、優れた成果があげられるよう、教育・研究組織の継続的な見直しを行っていく。

ア　現状

本学は、地域の主体的な発展を支える原動力として人材の果たす役割の重要性に鑑み、岩手県が主体的な発展を遂げ、真に豊かで活力ある地域社会を築き上げるため、地域社会の諸課題に対応できる優秀な人材を確保するとともに、その育成を図る必要性から、特に社会的要請の強い４領域の学部をもって、平成１０年度に設置されたものであり、以降、学部完成、大学院設置、大学院完成を経て、今日に至っている。現在、本学の教育研究組織は次のとおりである。

【岩手県立大学教育研究組織図】

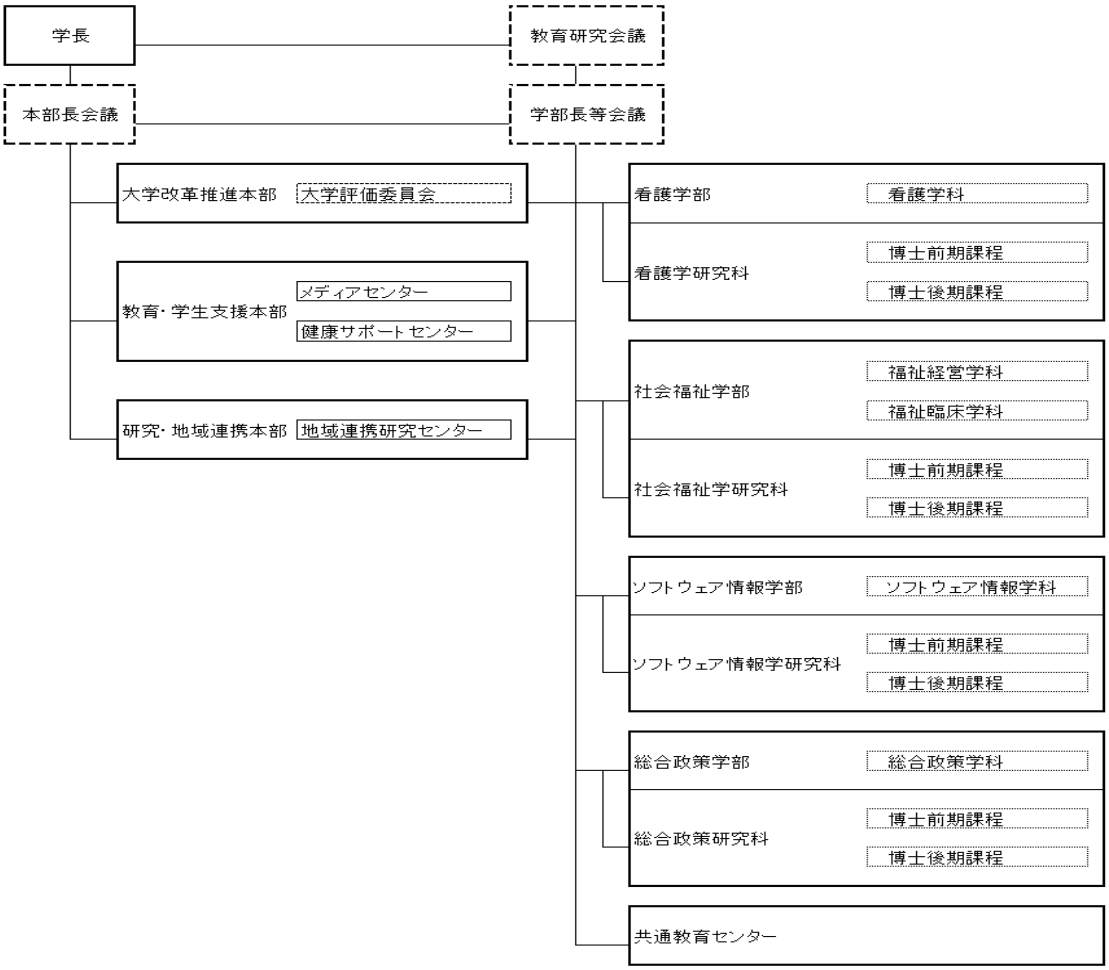

（ア）学部、共通教育センター及び大学院

本学は現在、看護学部、社会福祉学部、ソフトウェア情報学部及び総合政策学部の４学部を設置している。これは、県立大学構想の検討過程において社会的要請の強いと判断された領域に対応したものであり、開学時から設置し、現在に至っているものである。

① 地域の保健医療を支える人材：看護学部

② 豊かで活力ある福祉社会の実現に寄与する人材：社会福祉学部

③ 人にやさしい情報化社会の実現に寄与する人材：ソフトウェア情報学部

④ 豊かな地域社会の形成に寄与する人材：総合政策学部

看護学部は看護学科、社会福祉学部は、社会福祉のグランドデザインを学ぶ福祉経営学科と対人援助サービスを実践レベルで修得する福祉臨床学科の２学科、ソフトウェア情報学部はソフトウェア情報学科、総合政策学部は総合政策学科を擁し、社会的要請に応え、建学の理念や大学の基本的方向に基づき、それぞれの学部の教育目標と人材育成の目的達成に向けて、教育研究を行っている。

一方、大学の基本的方向の一つとして定め、教育・研究の特色としている「人間性を培う教養教育」をより明確な形で実現していくため、平成１８年度に共通教育センターを設置し、全学の連携協力体制の下、強力に教養教育を実施する体制を整備した。共通教育センターは、全学共通教育に関して企画し、学部を構成員とする共通教育調整会議により、各学部のカリキュラムや単位互換等の調整を図りながら、全学的な教養教育を実施している。

大学院研究科については、大学開設後、平成１２年度のソフトウェア情報学研究科と総合政策研究科（博士前期課程）を皮切りに順次整備し、平成１６年度の看護学研究科博士後期課程、社会福祉学研究科博士後期課程の設置をもって完成をみている。現在は、それぞれの学部に、博士前期課程と博士後期課程からなる大学院研究科が設置されており、それぞれの研究科の教育目標と人材育成の目的達成のため、教育研究を行っている。

本学の大学院研究科の特性として、大学院研究科に属する専任教員は、全て学部に属する教員が兼務し、学部と一体的な運営、継続的な教育研究を行うことができる体制としており、慣例的に研究科長は学部長が兼務することを基本としている。

なお、このほか、本学と同じ滝沢キャンパス内に岩手県立大学盛岡短期大学部、宮古キャンパスに岩手県立大学宮古短期大学部の２つの短期大学部を併設している。

（イ）本部

本学の教育研究組織の大きな特徴として、短期大学部を含め、学部及び大学院研究科に共通する校務を処理するための教学組織を設置していることがあげられる。校務の処理は、法人化以前は主に事務局がその任を負っていたところであるが、法人化に伴い、これを教職員一体となって企画立案し、執行していくため、教学組織として、教員をトップとする「本部」に再編整備したものである。

法人化した当初は、教育及び学生に関する校務を所管する教育・学生支援本部、研究、

地域連携及び地域貢献に関する校務を所管する研究・地域連携本部の２本部制としていたが、大学評価と評価を核として大学の改革改善を図っていくことの重要性に鑑み、平成１９年度に新たに大学改革推進本部を設置し、３本部制としている。

各本部の本部長には、教員を指名しており、同時に本部長は法人の理事に就任し、責任をもった運営にあたる一方、各学部等の教員から本部長を補佐する本部長補佐を選任するとともに、必要に応じて専任教員を配置している。また、事務局の組織を各本部に割り当て、教職員が一体となってそれぞれが所管する事項に関して企画立案し、それを事務局が事務的に処理する体制としている。各本部が企画立案した施策は、必要に応じて学部等を構成員とする連絡会議や調整会議等を開催するなどにより各学部等とも協議連携しながら、全学的な施策の執行と各学部等の支援を行っている。

それぞれの本部の所管事項は、組織規則により次のとおり定めている。

【各本部の所管事項】

本部名	所管事項
大学改革推進本部	①認証評価に関すること ②中期計画に関すること ③大学広報に関すること ④大学の経営改革に関すること ⑤教員業績評価に関すること ⑥その他学長が必要と認める事項
教育・学生支援本部	①教務、ファカルティ・ディベロップメント及び授業評価に関すること ②学生の募集及び入学者の選抜に関すること ③高大連携に関すること ④学生からの修学、生活及び健康に関する相談に関すること ⑤就職の支援に関すること ⑥奨学金に関すること ⑦学生のボランティア活動に関すること ⑧学生の留学に関すること ⑨学生会、同窓会、後援会に関すること ⑩メディアセンターの運営に関すること ⑪健康サポートセンターの運営に関すること ⑫その他学長が必要と認める事項
研究・地域連携本部	①特定の研究課題に係る企画、管理及び評価に関すること ②産学官連携事業の推進及び支援に関すること ③知的財産の管理及び活用に関すること ④外部資金の獲得の支援、並びに研究資金の受入及び管理に関すること ⑤国際交流に関すること

	⑥研究倫理に関すること ⑦大学の情報化の推進及び情報システムの運用に関すること ⑧生涯学習及び社会人専門教育の推進並びにこれらに係る講師の派遣に関すること ⑨研究及び地域連携に関する相談の受付に関すること ⑩地域連携研究センターの運営に関すること ⑪その他学長が必要と認める事項

（ウ）附属機関等

大学の附属機関として、メディアセンター、健康サポートセンター及び地域連携研究センターがある。

メディアセンターと健康サポートセンターは、教育・学生支援本部に、地域連携研究センターは、研究・地域連携本部に置かれ、それぞれの本部が管理運営している。

メディアセンターは、図書館とコンピュータ教室等の情報システム施設からなり、施設としての管理と図書館の運営を教育・学生支援本部が行っている。図書館は、教育・学生支援本部を中心として、各学部等との調整を図りながら、図書及び電子メディアの整備と管理を行うとともに、学生や教職員の閲覧、貸出に応じる一方、建学の理念と大学の基本的方向に従い、地域住民にも開放している。メディアセンターの情報システムは、全学の情報システムと合わせて、研究・地域連携本部が管理運営している。情報システム部門においても、地域住民への施設やシステムの貸出しやセミナーの実施等を通じて、大学の地域貢献の一翼を担っている。

健康サポートセンターは、教育・学生支援本部の管理の下で、医師（教員兼務）や保健師、心理相談員等を配置し、学生や教職員の健康診断をはじめ、健康相談や環境衛生対策など、大学全体の保健衛生に関する業務を行っている。学生の生活相談や健康に関する意識啓発事業等による学生支援を通じて、建学の理念の実現に寄与している。

地域連携研究センターは、産学連携や地域連携などのリエゾン、公開講座や生涯学習機会の提供など、地域に対する窓口として、研究・地域連携本部が管理運営している。地域連携研究センターの前身は、法人化以前の平成１４年度に、大学の設置者である岩手県が、本学の有する研究ポテンシャルを活用し、産業界をはじめ、内外の大学、研究機関との連携を図りながら、情報・通信技術を軸に、地域経済の活性化や県民生活の向上に結びつく多面的な研究開発を推進するとともに、研究開発成果の技術移転等を通じ、本県産業の高度化や新産業の創出を促進することを目的に設置したものである。平成１７年度の本学の法人化を契機として、自立した大学運営により研究及び地域連携を推し進める本学が、資産や事業を承継したものである。

これにより、大学自身が直接、産学連携や地域協働等に関する活動を実施することが可能となり、学内的には、全学研究プロジェクトの実施などによる学際的研究等を推進するとともに、公募型地域課題研究の実施や共同研究などによる地域の要請に応える活動の効

果的・組織的な取組みにつながっており、大学の基本的方向の実現に重要な位置づけとなっている。

なお、このほか本学は、県の中心地である盛岡駅に隣接する地に岩手県が整備した多目的複合施設「いわて県民情報交流センター（愛称：アイーナ）」内に、サテライトキャンパスとして「岩手県立大学アイーナキャンパス」を設置している。アイーナキャンパスは、研究・地域連携本部の管理運営の下、社会人の学生に配慮した夜間等の授業を行うとともに、地域住民に対するリカレント教育や公開講座等の生涯学習機会の提供に活用しており、地域に貢献する大学の実現を図っている。

イ　点検・評価

（ア）学部等の構成

本学が設置している学部及び大学院研究科は、開学当時の社会的要請から整備してきたものであり、社会の要請に合致したものである。開学から１０年を経過した今日においても、その人材育成の社会的要請は、ますます強まっている社会状況を踏まえると、極めて現代的課題に即し、妥当な学部構成であり、当面大きな変革が望まれる状況ではない。

むしろ、卒業生や修了生を送り出すようになってからまだ日が浅い状況を考えると、より時代に適合した形で的確に社会的要請に応えていくため、社会に出て活躍する卒業生や修了生の状況を把握するとともに、社会の評価を受け、各学部等においてその教育目標や人材養成の目的の達成状況を検証しながら、本学の教育、研究、地域貢献のプログラムを確立していくことが当面の課題であるといえよう。

しかしながら、現代的な人材育成の社会的要請に対応すると同時に、将来的な需要を先導的に考え、率先してその人材養成に対応していくこともまた地域における公立大学としての本学の使命であることから、大学として常にあるべき姿を構想していくことが必要であり、本学では、開学当初から将来構想委員会を設置して、継続的な検討を行ってきた経過がある。

将来構想委員会は、アクションプランを策定し、法人化によりその機能として区切りをつけたところであるが、法人化後は、特に、全国的な短大進学需要の低下と、近年岩手県や東北地方においても急減に進展する国際化等を考慮し、本学が併設している盛岡短期大学部のポテンシャルを活用して、大学全体の機能強化を図ることを視野に入れ、盛岡短期大学部等将来構想検討委員会を設置して検討を行っている。

盛岡短期大学部には、生活科学科と国際文化学科の２学科があることから、盛岡短期大学部等将来構想検討委員会では、生活科学科を社会福祉学部に統合し、複雑化・多様化する社会福祉分野に生活科学的視点を入れることによって学部の強化を図るとともに、国際文化学科を発展させて国際系新学部を設置する改組案を構想し、現在検討を進めているところであるが、設置者との間で共有している中期目標・中期計画の中では、具体的なものとしていないことから、次期中期目標に向けて、設置者とのコンセンサスの形成が必要な

状況となっている。

（イ）その他の教育研究組織

共通教育センターは、平成１８年度に設置したばかりで、体制の整備を図りながら、設置の目的である全学共通教育を実施している。設置当初は、教育・学生支援本部長がセンター長を兼務していたが、平成１９年１０月から、兼任を解き、改めてセンター長を任命するなど、体制整備に重点を置かざるを得ない状況で、まだ十分にその機能を発揮しているとは言い難い。本学が目指す人間教育を実現するためには、共通教育センターによる全学的な取組みの一層の活性化が不可欠であり、特に、国際コミュニケーション能力として日本語と外国語の能力向上が望まれていることから、更なる体制の強化を検討している。

本学の教育研究組織の大きな特徴である本部制は、従来教員組織と事務局とで明確に役割分担していた校務について、教職員が一体なって企画立案し、執行していく体制であり、会議といった意思形成の場面だけでなく、日常的に教員と事務職員の協力連携関係を促進している。

本部体制としたことを契機に、教育・学生支援本部と各学部等によるＦＤの推進活動や、研究・地域連携本部と学部の教員による全学研究プロジェクトなど、教育・研究面においても教職員による全学的な取組みが行われている。

また、平成１９年度に設置した大学改革推進本部は、評価を核として大学の改善改革を推進する立場から、各部局の自己点検・評価に対して大学として評価する機能、評価を通じて見えてくる全学的な課題や部局をまたがる課題への対応という機能を有しており、これまでは漠然と認識されるばかりであった課題を、全学的な観点で具体的に議論検討していく体制が構築されたといえよう。

その一方で、各本部は、教育と学生支援、研究と地域連携という具合に業務の範囲が非常に大きくなっていて、現在の体制の中で、全てを消化しえないという課題があり、このため、研究・地域連携本部では、平成１９年１１月から本部長の下に所管事項別に部門を置き、その責任者として本部長補佐とは別の教員を配置する試みを始めているが、全学的な視点で各本部の業務の見直しの必要性も高まっている。

本部に設置している附属機関については、その所管に関する業務を進める中で、本学の教育研究、学生支援、地域貢献等にも寄与しており、それぞれの機能をさらに充実していくことが望まれている。

このように、本学の教学組織としての本部制は、平成１７年度の法人化を契機に始まり、平成１９年度の大学改革推進本部設置など、見直しを図りながら構築している段階であり、今後も継続して検討していくものである。

ウ　改善方策

中期計画において、各学部、研究科、短期大学部の教育・研究組織のあり方について、それぞれの特性を踏まえながら、地域社会や学問の進展、相互の連携に対応できるよう継

続的に検証する。特に、４研究科については、その全てが平成１８年度に完成年次を迎えたことから、平成１９年度以降、教育・研究の組織の効果的なあり方を検証することとしている。

具体的には、現在の４学部４研究科について、その教育目標や人材育成の目的達成状況を検証しながら、盛岡短期大学部等将来構想に関連して、社会的ニーズの把握などによる改組の必要性、大学の地域貢献機能強化、大学全体の機能強化、法人経営面の機能強化といった効果やインセンティブを十分に検討し、設置者である岩手県と協議を進め、次期中期目標・中期計画に向けてコンセンサスの形成を目指すものである。

また、共通教育センターについては、継続して体制強化に取り組む中で、平成２０年度には日本語及び外国語教育の実施体制強化を試みるなど、国際コミュニケーション能力の向上に向けた取組みを行うこととしている。

一方、本部及び附属機関については、その機能を充実させていくことを基本としながら、継続的に見直しを図っていくものである。

第３節　学士課程、博士前期課程・後期課程の教育内容・方法等

【目標】

①　「実学実践」を中核とし、次のような教養教育と高度専門教育とを融合した「人間教育」を各課程において実践することにより、変動する社会の中で自律する地域・組織をリードする人材を養成する。

〔学士課程〕

人間性を培う教養教育を充実するほか、実証的、実践的な研究と組み合わせた高度専門教育により課題解決能力の育成を図る。

〔大学院課程〕

高度な専門教育により研究的視点を持った現場の実践者、独創的・先端的な研究開発を行う能力を有する研究者等の育成を図る。

②　実践的課題を通した人間教育を実現するため、教養教育と専門教育の融合や実践実習的な指導方法の開発など教育課程、教育方法の改善を図るほか、適切な成績評価制度の整備に取り組む。

③　他大学との共同教育の充実や学部間・短期大学部間の単位互換などを進め、教育資源の有効かつ効果的な活用により学生の多様な教育機会の確保を図る。

④　学部教育と大学院の研究指導の連携を強化し、実践的研究課題への学生の参加を促進する。

⑤　教員がより質の高い教育を提供できるよう、学生による授業評価など教育評価システムの拡充やカリキュラムを定期的に評価する仕組みの整備、研修会の開催などを通じて、教育指導法の改善に努める。

⑥　少人数担任制、入学時からの研究室への配属、就学相談など個別相談指導体制の充実を図る。

第１　大学・学部

Ⅰ　全学

１　教育課程等

（１）学部・学科等の教育課程

ア　現状

本学４学部の教育課程は、開学時から、大きくは４学部横断的に共通する全学共通教育課程と４学部それぞれ固有の専門教育課程の２つの区分で構成しており、前者に配置する科目群を全学共通科目、後者のそれを専門科目と位置づけている。

全学共通科目は、大学設置基準第１９条による「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養すること」に対応し、学術の中心として広く知識を授けるため、基礎科目、教養科目、保健体育等を展開している。この科目群を、各学部における専門科目との関係の中で、効果的かつ円滑に実施・運営していくため、本学では、学部とは別に共通教育センターを設置して責任体制を確立するとともに、各学部の連携協力の下、大学の基本的方向として掲げている人間性を培う教養教育の中心をなすものとして、全学一体的に取り組んでいるものである。

一方、専門科目は、深く専門の学芸を教授研究し知的、道徳的及び応用的能力を展開させるため、各学部がその専門領域と特性に応じて独自に教育課程を編成している。すなわち、各学部は、全学共通科目と専門科目とでその教育課程を編成しており、それにより大学全体の目標と学部の教育目標等の実現を期しているものである。

イ　点検・評価

本学は、中期目標に掲げられている実学実践を中核とした人間教育を推進しているものであるが、人間教育は、教養教育だけがその任を負うものではなく、教養教育と専門教育の融合により実現を図っていくものと位置づけている。学部の教育課程を全学共通科目と専門科目で構成する全学的な枠組みは、これを体現するものとなっており、同時に学校教育法や大学設置基準に適合する枠組みとなっている。

教養教育と専門教育の融合に関しては、中期計画において、①教養教育は、広い視野と人間性を培うための基礎として、入門演習、情報処理、外国語、問題論的アプローチ科目等によって編成する、②専門教育は、各学部特性に応じた実学実践教育を重視した専門科目によって編成する、③教養教育と専門教育の融合を図り、学生の多様な専門的ニーズに対応して、他学部専門教育の履修を積極的に奨励することとしており、それぞれ実行しているところである。

ウ　改善方策

中期計画に定めた事項については、着実に推進しているが、一層効果的に教育課程を編成していくため、各学部における専門教育の基礎となる教養教育課程の点検を行い、補完教育の実施について検討することとしている。

（２）カリキュラムにおける高・大の接続

ア　現状

新入生に対する導入教育については、４月の入学式直後に３～４日程度の日程を確保してオリエンテーションを実施している。オリエンテーションは、新入生全体に対して学生生活全般、学内情報システム、図書館利用等の全学的なガイダンスを実施した後、各学部に分かれて、履修指導、教員紹介等の学部ガイダンスを実施している。社会福祉学部においては、１泊２日の合宿オリエンテーションとして実施しており、その他の学部においても担任教員との交流の時間を設けるなど、教員と新入生及び新入生同士が交流を深め、大学生活を円滑にスタートできるよう工夫している。

教育課程においては、全学共通の必修科目として「基礎科目」を開設し、英語、情報処理、入門演習といった、大学で学習していく上で必要となる基礎的な能力を養っている。情報処理、入門演習については、多様な視点と人間関係を育成するため、学部混成のクラス編成で実施している。

イ　点検・評価

導入教育については、入学早々に実施するオリエンテーションを通じて、大学生活や履修方法等について周知が図られており、大学生活を円滑にスタートするために有効に機能している。

ウ　改善の方策

引き続き、入学時のオリエンテーションを実施するとともに、必要に応じてその内容を見直す。

（３）インターンシップ、ボランティア

ア　現状

インターンシップは、主に盛岡公共職業安定所、盛岡学生職業相談室等の主催で実施され、本学は就職支援センターが窓口になっている。受入先は、盛岡公共職業安定所・盛岡学生職業相談室からの紹介による事業所が大半であるが、郡山商工会議所の紹介や、企業が募集しているものに学生が直接応募する場合もある。

インターンシップへの参加状況は次のとおりである。なお、看護学部と社会福祉学部は病院や社会福祉施設等での臨床実習等を行っているため、他学部に比べると、改めてインターンシップに参加する学生は少ない。

【インターンシップへの参加状況】　（単位：人）

区　　分	平成１７年度	平成１８年度	平成１９年度
看護学部	0	0	0
社会福祉学部	2	7	3
ソフトウェア情報学部	8	２５	１１
総合政策学部	２７	２７	１２
計	３７	５９	２６

また、総合政策学部においては、平成１９年度から「学生の参加による中小企業支援」という、新しい形のインターンシップを正課科目の「経営分析実習」に導入している。数多くの地元中小企業が“元気になる”ことが、雇用の創出および地域活性化の大きな要素であるという認識の下、学生が３～４名の小グループに分かれ、個々の中小企業の経営の現状・課題を企業現場でのヒアリングや提供された資料・データを基に分析し、経営の展開方向を提案するものである。大企業とは違い、中小企業では経営全体が見えやすく、学生にとって現場感覚が身につきやすいこと、実際の経営に対する提案という緊張感がモチベーションを高め、学修効果を向上させる等の利点が確認された。

この取組みは、(財)いわて産業振興センター、盛岡商工会議所、岩手県中小企業団体中央会、(社)盛岡青年会議所、岩手県総合政策室（現総合政策部）との連携の下で実現した。

ボランティアについては、学生各自の主体的な活動として、ボランティア系サークル８団体約３００名の学生が活動している。大学では掲示等により、学生への情報提供を行っている。

なお、インターンシップ及びボランティアともに、教育課程への導入は行っていない。

イ　点検・評価

インターンシップについては、（社）岩手県経営者協会・盛岡公共職業安定所・盛岡学生職業相談室が開催している「インターンシップ事前研修会」において、本学の学生が体験発表をするなど、学生の主体的な職業選択や職業意識の育成、個人の意志の確立に役立っており評価できる。

また、本学学生のみの結果ではないが、（社）岩手県経営者協会・盛岡公共職業安定所・盛岡学生職業相談室がまとめている「受入事業所・団体等へのアンケート結果」（平成 18 年度）においても、「受け入れてよかった」とする回答が７１．９％を占めており、受入先からも好評を得ていると考えられる。

総合政策学部が実施している「学生の参加による中小企業支援」については、大企業とは違い、中小企業では経営全体が見えやすく、学生にとって現場感覚が身につきやすいこ

と、実際の経営に対する提案という緊張感がモチベーションを高め、学修効果を向上させる等の利点が確認された。正課科目「経営分析実習」として取り組んだことも功を奏したと考えられる。

協力していただいた７企業からの評価も高かった。学生という存在は、利用者であり若い感性をもつのみならず、経営分析を学んでいる点で、今後の企業戦略上、企業側の期待は大きかった。

ボランティアについては、ボランティア系サークルの情報交換や情報発信を行うための、学内での活動場所が十分に確保されていない状況にある。

ウ　改善の方策

インターンシップでは、大学における教育と社会での実地の経験を結びつけ、学生の就業意識の醸成を図ることも期待されているが、県内にはソフトウェア情報学部に関連の深い情報系企業が少ないことから、今後は専門性の高いインターンシップの受入先の開拓を進めていく。

また、総合政策学部が実施している「学生の参加による中小企業支援」の取組みは、上述のように各方面の方々のご支援の下で実現したものであり、特に、学生へのアドバイスをいただく経営分析の専門家をグループごとに１名確保できたことは意義が大きい。この成果を企業に報告するとともに、この方向で、対象企業の輪を広げていく。

なお、産学官の取組みとして、平成１９年１１月に「岩手県雇用促進産学官連携協議会」を設置したところであり、これらの活動を通して取り組んでいく。

ボランティアについては、学生の自主的な活動を支援するため、学生ボランティアセンターの整備等に取り組んでいく。

（４）授業形態と単位の関係

ア　現状

学則第１９条に定めるとおり、１単位の授業科目は、教室内及び教室外を合わせて４５時間の学修を必要とする内容をもって構成している。

講義・演習科目については、１５時間から３０時間までの範囲内で定める時間の授業をもって１単位、実験・実習・実技科目については、３０時間から４５時間までの範囲内で定める時間の授業をもって１単位としている。卒業論文、卒業研究、卒業制作等については、必要な学修等を評価して別に定めている。

イ　点検・評価

単位数の計算方法の基準は、大学設置基準及び本学の実情に沿ったものであり適切である。また、授業形態及び単位計算方法についても、学生便覧、シラバス、履修の手引き等で学生

に明示しており、問題なく運営されている。ただし、学生に対して単位修得にあたって教室外での学修が前提になっていることを認識させていくことが重要である。

ウ　改善の方策

教室外での学修が単位修得にとって不可欠であることを、わかりやすく履修の手引き等に明記するとともに、履修ガイダンスに加え、講義等の中でも強調していく。

（５）単位互換、単位認定等

ア　現状

国内では、平成１４年度から「いわて５大学協定」（平成１２年締結）により岩手大学、岩手医科大学、盛岡大学及び富士大学の４大学と、また、平成１７年度から「岩手県立大学間単位互換協定」（平成１７年締結）により岩手県立大学盛岡短期大学部及び同宮古短期大学部と単位の互換を行っている。

他大学等において修得した単位は、学則第２２条により６０単位を超えない範囲内で本学において修得した単位として認定することができ、単位提供大学から得られた成績評価を基に学生の所属学部教授会において評価、認定を行っている。

「いわて５大学協定」については、平成１８年度受入数２３人、派遣数６人、平成１９年度前期は受入数３人、派遣数１人、「岩手県立大学間単位互換協定」については平成１８年度前後期受入２７人、平成１９年度前期受入８人、派遣２人となっており、平成１８年度は５人の学生が１６単位の認定を受けている。（大学基礎データ表４参照）

「いわて５大学協定」及び「岩手県立大学間単位互換協定」による、派遣数及び受入数は次のとおりである。

【いわて５大学派遣数】　（単位：人）

派遣大学	H14	H15	H16	H17	H18	計
岩手大学	4	11	8	16	13	52
岩手県立大学	3	13	14	8	6	44
岩手医科大学	1	0	0	0	0	1
富士大学	0	0	3	1	0	4
盛岡大学	33	10	16	10	13	82
計	41	34	41	35	32	183

【いわて５大学受入数】 （単位：人）

受入大学	H14	H15	H16	H17	H18	計	H18開講科目数
岩手大学	18	14	21	13	9	75	617
岩手県立大学	20	11	15	19	23	88	367
岩手医科大学	2	4	4	2	0	12	35
富士大学	1	2	0	0	0	3	148
盛岡大学	0	3	1	1	0	5	82
計	41	34	41	35	32	183	1,249

【岩手県立大学間派遣数】 （単位：人）

派遣大学	H17	H18	計
岩手県立大学	3	0	3
盛岡短期大学部	29	28	57
宮古短期大学部	0	0	0
計	32	28	60

【岩手県立大学間受入数】 （単位：人）

受入大学	H17	H18	計	H18 開講科目数
岩手県立大学	29	28	57	267
盛岡短期大学部	3	0	3	124
宮古短期大学部	0	0	0	48
計	32	28	60	439

国外では、慶尚大学校（韓国）、又松大学校（韓国）、大連交通大学（中国）、イースタン・ワシントン大学（米国）、ノースカロライナ大学ウィルミントン校（米国）の５大学と単位互換協定を締結しており、平成１９年２月現在で９人（社会福祉学部１人、ソフトウェア情報学部８人）の外国人留学生が特別聴講学生として在学している。

大学以外での教育施設等での学修及び入学前の履修取得単位については、学則第２３条及び第２４条により、６０単位を超えない範囲内で本学における修得単位として認定することができる。大学以外での教育施設等での学修については、語学科目（英語表現及び外国語５科目）において、TOEFL、TOEIC、実用英語技能検定、中国語検定試験、ハングル能力検定試験、ドイツ語基礎統一試験、フランス語技能検定試験、スペイン語検定試験DELE、計８種の試験の成績に応じて２単位又は４単位の認定を行っている。

また、入学前に他の大学等において修得した単位については、当該教育施設において発行した学業成績証明書及び授業内容が判断できる書類を添えて教育・学生支援室に申請し、学生が所属する各学部において審査のうえ認定を行うことになっている。平成１８年度は

２１人の学生が４８単位の認定を受けている。（大学基礎データ表５参照）

これら単位認定の上限は学則第２２～２４条の規定により６０単位と定めており、学則上は概ね５２．４％～５４．２％が自大学の最低認定単位数となっている。単位互換と単位認定の認定者数の合計は２６人と少ないものの、全学生がその平均認定単位数の認定を受けたと仮定した場合でも自大学認定単位数は概ね９４～９８％となる。

【単位認定の状況】

学　部	卒業要件単位数	単位認定の上限	他大学等単位認定数（基礎データ表 4＋表 5）	自大学認定単位数	割合
看護学部	128	60（46.8%）	3.2	124.8	97.5%
社会福祉学部	131	60（45.8%）	4.0	127.0	96.9%
ソフトウェア情報学部	126	60（47.6%）	2.0	124.0	98.4%
総合政策学部	126	60（47.6%）	7.0	119.0	94.4%

イ　点検・評価

「いわて５大学協定」については、学生に多様な学習の機会を提供しているが、各大学における在籍学生数の規模、開講科目数等が異なること、自校と遠隔地にあり実際に学生が通学するには困難な大学もあること等の理由により、提供数と受入数で不均衡が生じている。平成１８年度に実施したいわて５大学単位互換受講者のアンケート調査においては、概ね好評な意見が多かったものの、受講者数は横ばいとなっている。

「岩手県立大学間協定」については、盛岡短期大学部在学生の約１割が活用しており、学生に対し、多様な学修の機会を提供するとともに、編入学等の進路選択にも寄与しており評価できる。

なお、本学から海外の協定校に留学した場合の単位修得は制度化されていない。

語学科目における単位認定は、あらかじめ履修の手引きにおいて各種検定試験の成績と認定単位の関係を明示し学生に周知しており、適切に行われている。また、平成１９年度から共通教育調整会議の審議を経て英語の認定基準を改正するなど、より適切な基準となるよう見直しも行っている。

入学前の修得単位認定についても、各学部の教務委員会等の審査を経て教授会で認定しており、適切に行われている。

ウ　改善の方策

いわて５大学単位互換制度をさらに発展させ、学生の多様な学修ニーズに応えるため、アンケート調査の継続実施や入学時におけるガイダンスでの周知等単位互換の取組みを強化する。

また、各学部等と調整しながら海外の単位互換協定締結大学に対する本学学生の派遣についての検討を行うとともに、将来的には、今後の国際交流の進展に合わせ、海外での取得単位を互換するシステムも検討する。

語学科目における単位認定については、現行のシステムは有効に機能しており、基準の見直しも適切に行われていることから、特に改善を要する点は見当たらない。

（６）社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

ア　現状

本学における外国人留学生は、正規生としての留学生、科目等履修生・聴講生・研究生としての留学生、特別聴講学生及び特別研究学生（いわゆる交換留学生）の３種類に区分される。

正規生としての外国人留学生は、私費外国人留学生特別選抜において日本留学試験の受験が義務付けられており、一定水準の日本語能力が確保されている。

科目等履修生及び聴講生についても同様である。

特別聴講学生については平成１７年度から大連交通大学（中国）の留学生５人を受け入れているが、同大学において積極的な日本語教育を実施しており、十分な日本語能力が確保されている。平成１９年度後期から受け入れている又松大学校（韓国）については、今後、履修状況等を確認していく必要がある。

外国人留学生在籍数の状況は次のとおりである。

【外国人留学生在籍数】　　５月１日現在（単位：人）

区　　分	H17	H18	H19
正規生	9	14	16
科目等履修生・聴講生・研究生	7	9	5
特別聴講学生	5	5	5
計	21	28	26

なお、入学者選抜において社会人特別選抜、帰国子女特別選抜、中国引揚者等子女特別選抜制度を設けているが、教育課程上の特別な措置は講じていない。

外国人留学生の教育上の配慮策として、平成１８年度から週２コマ１クラス（平成１９年１月から週４コマ２クラス）の日本語補講を行っている。

また、学生によるチューター制度を導入（平成１８年度：チューター１１人・留学生１３人、平成１９年度：チューター１５人・留学生２２人）し、同学部内の先輩をチューターに任命して学生生活の相談に応じるなどの支援を行うとともに、教員によるアドバイザー制度により、教員が外国人留学生の相談に対応している。

さらに、外国人留学生が作成したレポート等について教員のボランティアスタッフが基本的な日本語の使い方を添削する「にほんごチェックサポート」を導入しており、徐々に

利用者が増えてきている。

イ　点検・評価

日本語補講には大学院の外国人留学生も含めて毎回５～７人の留学生が参加し日本語能力の向上に役立っている。また、平成１８年度後期から岩手大学が開講する日本語コースが本学の外国人留学生の希望者にも開放され、多様な日本語学習機会が提供されている。

ただし、岩手大学に通学するためには地理的に学生の負担が大きく、何らかの支援策が可能かどうか今後の検討が必要である。

外国人留学生に対するチューター制度は、日本になれるまで期間が限定されているが、実際に留学生から在学期間中ずっと続けてほしいとの要望もあり、留学生のニーズを満たしきれていないという課題がある。

ウ　改善の方策

外国人留学生のための日本語教育の特別講義の充実及び正規のカリキュラム化に向けた検討を進める。なお、平成１８年度から岩手大学との間で国際教育に関する連携について限られた教育資源を有効に活用するための機能分担・協力体制等について検討を行っている。また、外国人留学生のニーズを把握し学習環境を整えていくため、チューター制度の見直しについて検討していく。

（７）生涯学習への対応

ア　現状

地域社会の学習ニーズに応えるため、科目等履修生、聴講生、研究生制度を設けている。

多くの学修機会を提供するため、原則として、講義科目はすべて開講するとの方針の下、教育・学生支援本部が開講科目を調整のうえ、毎年度前期・後期ごとに募集を行っている。

これらの募集については、募集時期に応じて広報を行っていたが、平成１８年度からは募集要項を常時ホームページに掲載することにより、受講希望者が計画的に出願できるよう配慮している。

平成１９年度前期は４学部に９人が入学しているが、能力の面では特に問題は無く、授業内容と方法に関し特別の措置は講じていない。

科目等履修生、聴講生、研究生受入数の状況は次のとおりである。

【科目等履修生、聴講生、研究生受入数】　　５月１日（前期）現在　（単位：人）

学部	H17	H18	H19
看護学部	3	2	3
社会福祉学部	4	1	1
ソフトウェア情報学部	1	1	3
総合政策学部	-	2	2
計	8	6	9

イ　点検・評価

科目等履修生等は、人数は必ずしも多くはないものの、毎年一定数の受入れを行っており、正規生以外の社会人に対する自己啓発や知識の・技術の向上支援の柱となっている。

ウ　改善の方策

受講者数の拡大を図るためのＰＲ活動に努める。

２　教育方法等

（１）教育効果の測定

ア　現状

岩手県内の子弟を教育して人材を供給するという本学設置の趣旨から、全学的な視点で本学における教育効果を考えるとき、まず、卒業生の就職の状況が考えられる。このため、特にステークホルダーである県、県民から特に県内就職率が注目されているところであり、本学としても留意せざるを得ないものとなっている。本学では、平成１４年３月卒業の第１回生から平成１９年３月卒業の第６回生まで、全学で２，６００人余りの卒業生を送り出している。その就職状況は次のとおりである。

【卒業生の就職状況】　（単位：人、％）

区　　分		H13	H14	H15	H16	H17	H18
看護学部	就職率	98.8	98.9	97.7	97.9	98.9	99.0
	県　内	47.6	49.5	48.8	30.4	31.9	29.5
	県　外	52.4	50.5	51.2	69.6	68.1	70.5
社会福祉学部	就職率	92.1	97.8	97.5	93.6	98.9	97.9
	県　内	67.1	57.5	55.1	34.1	53.9	54.3
	県　外	32.9	42.5	44.9	65.9	46.1	45.7

区　　分		H13	H14	H15	H16	H17	H18
ソフトウェア情報学部	就職率	99.0	90.8	94.4	97.2	96.4	98.3
	県　内	28.6	23.6	37.6	26.0	16.0	22.6
	県　外	71.4	76.4	62.4	74.0	84.0	77.4
総合政策学部	就職率	97.6	91.6	90.8	95.3	94.3	94.8
	県　内	65.9	64.5	63.3	59.8	42.2	35.2
	県　外	34.1	35.5	36.7	40.2	57.8	64.8
全学合計	就職率	96.9	94.8	95.0	96.1	97.1	97.5
	県　内	51.2	48.1	50.3	36.6	35.0	34.6
	県　外	48.8	51.9	49.7	63.4	65.0	65.4

注）就職率は卒業者のうち就職希望者に対する就職者数である。なお、本学の求職率は平均して８３．６％となっており、大学院等への進学が８．９％である。

本学では、ほぼ９５％以上の就職率を維持しており、この意味では、教育の効果が表れていると見ることができる。一方、県内就職率は、平成１５年度卒業生までは５０％前後であったところ、平成１６年度以降は３５％程度で推移しており、卒業生の県内への定着が課題となっている。

一方、建学の理念や大学の基本的方向に基づく人材育成の目標の達成状況については、全学的な測定の仕組みとしては構築していないが、平成１８年度に大学評価委員会が、全学的な在学生アンケートと卒業生に関する企業アンケートを実施しており、在学生アンケートにおいては設定した学習達成目標の達成度、企業アンケートでは卒業生に関する満足度、能力や意識水準及び印象について調査した。

アンケート調査の結果は次のとおりである。

【平成１８年度在学生アンケート結果】

対象：２～４年生１，７１３人

回答：　　１，０３９人（回収率６０．７％）

問　設定した学習達成目標の達成度

- 達成できた　４０．５％
- ほぼ達成できた　３９．９％
- 達成できていない部分が多い　９．０％
- 達成できていない　２．４％
- 学習達成目標を設定していない　６．８％

【平成１８年度卒業者に関するアンケート結果】

対象：卒業生の就職企業１，０３９社

回答：　　３６１社（回収率３４．７％）

問Ａ　本学の卒業者は全体として、人材ニーズや期待に応えているか

- 十分応えている　４７．９％
- どちらかといえば応えている　３６．８％
- どちらかといえば不足している　４．２％
- 不足している　０．８％
- 個人間のばらつきがあり何ともいえない　８．６％
- 無回答　１．７％

問Ｂ　本学の卒業者の能力水準について、どう感じているか

- 全体として高いと感じる　２５．５％
- どちらかといえば高いと感じる　５２．９％
- どちらかといえば低いと感じる　３．３％
- 低いと感じる　０．６％
- 個人間のばらつきがあり何ともいえない　１５．８％
- 無回答　１．９％

在学生アンケートの学習達成目標の達成度において、「達成できた」「ほぼ達成できた」という肯定的な回答割合約８０％は、同じ設問でアンケートを実施している他の７大学の平均値７１．８％と比べて高い数値である。企業アンケートにおいては、人材ニーズや期待に応えているという肯定的な回答割合が８０％を超え、能力水準についても肯定的な回答が７８．４％となっており、本学の教育及び人材育成が一定の評価を受けているといえるものとなっている。なお、企業アンケートによる本学卒業生の印象としては、「社会常識」「健全な人間関係」「責任感・倫理観」「積極性」等の評価が高い一方、「国際感覚」「国際的なコミュニケーション能力」等への評価は高くない状況である。

イ　点検・評価

本学の設置の趣旨に関して県内就職率に注目が集まることはやむを得ないものと考えられ、本学においても着目し、対応しているところである。しかし、県内からの求人数と首都圏からの求人数には相当の開きがみられる一方で、その就労環境やキャリアアップの仕組み等にも歴然とした差異がある。また、高度な教育を受けた卒業生の将来を考慮するのは当然のことであり、大学の活動として県内への就職を促進していくには限界がある。こうしたことを考えると、県内就職率だけで設置趣旨に照らしてその責務を果たしているかどうかを判断することには危険があるといわざるをえない。

一方、平成１８年度に大学評価委員会が実施した在学生や企業へのアンケートは、学生の学習目標の達成度や卒業生を採用した企業における満足度等が表れており、教育効果の測定手法として有効なものと考えられる。しかしこれも、まだ１度だけの実施であり、その実施方法や経年比較を含めた分析・評価及び結果を活用した対応策の検討といったレベ

ルに至っていないのが現状である。

このため、この在学生や企業へのアンケート調査等をベースに、教育効果を測定していく仕組みとして包括的に構築していくことが必要であり、県内就職率についても、その中で一つの指標として活用していくことが望ましい。

ウ　改善方策

在学生や企業に対するアンケート調査について、その実施体制を構築するとともに、県内就職率その他の関係するデータ等を集積する中で、教育効果を測定する仕組みを構築していく。

なお、学生の学習目標については、入学時に学生の修学目標等を調査し、その達成度、満足度について継続的に確認するなどの修学指導方法を充実することとしている。

また、卒業生の県内への定着については、県や産業界との連携を図るため、平成１９年１１月に「岩手県雇用促進産学官連携協議会」を設置したところであり、これらの活動を通して取り組んでいく。

（２）厳格な成績評価の仕組み

ア　現状

成績は、試験の成績、平常の成績及び出席状況等を総合的に判断して評価することとしており、単位認定に関する合否の基準は次のとおり全学的に取り決めている。評点６０点以上で合格とし、単位を認定するものである。

【単位認定に関する合否の基準】

評　　価		評　　点
合格	優	８０点以上
	良	７０点以上８０点未満
	可	６０点以上７０点未満
不合格	不可	６０点未満
	＊	評価不能

各授業については、その担当教員が、授業の特性に応じて具体的な成績評価方法や基準等を定め、シラバスに明記している。

学生の学習意欲を刺激する全学的な取組みとして、学生表彰制度を設けており、学業成績の優秀者を表彰している。学生に対する表彰は、各年次において最も優秀な学業成績を修め、他の学生の範となると認められる者を表彰する優秀学生賞と卒業（修了）時において最も優秀な学業成績又は研究成果を修め、他の学生の範となると認められる者を表彰する学長賞があり、各学部からの推薦に基づき実施している。

なお、履修科目登録の上限設定やＧＰＡ（グレード・ポイント・アベレージ）制度につ

いては導入していない。

また、学部ごとに、進級要件又は先修要件を定めている。

イ　点検・評価

成績評価に関する具体的な評価方法や基準については、シラバスに学修目標と併せて記載することにより、明確化している。シラバスの記載事項については、各学部の教務委員会が確認したうえで公開する仕組みとしているが、実際の運用は担当教員の裁量に委ねられており、その適切性に関する検討は行われていない。

履修科目登録の上限設定を行っていないが、平成１８年度における履修単位数は次のとおりであり、単位の実質化を担保している。

【年間履修単位数の状況（平成１８年度)】

区分	平均	最大
１年生	４２．７	６３．０
２年生	４４．３	７４．０
３年生	２９．３	６４．０
４年生	１３．３	５６．０

ウ　改善方策

中期計画において、適正な成績評価の実施について、学部等や科目特性に応じた成績評価方法、設定水準を明確にし、成績評価制度を見直すこととしており、これを実現するため、これまで、シラバスを見直し、授業のねらいや学修目標の明確化と徹底を図ってきているところである。

今後は、領域の特色に即した成績評価制度を検討課題とし、当面、適正化の方針を検討することとしており、併せて学生の主体的な学習を促し、十分な学習時間を確保するため履修科目登録の上限設定やＧＰＡ制度の導入を含め、公平で適切な成績評価を担保する制度の導入を検討していく。

（３）履修指導

ア　現状

学生の学習を支援する全学的な取組みとして、本学では、毎年度当初にオリエンテーション等を行って履修について全体的な指導を行うとともに、各学部においては、少人数担任制又は１年次からの講座配属等による指導体制を敷き、きめ細かい指導を実施している。

年度当初に行うオリエンテーションは、新入生オリエンテーションと在学生ガイダンスがある。新入生に対しては、全体オリエンテーションのほか、学部・学科別のオリエンテーション、学内情報システムオリエンテーション等を実施しており、学習を含めた学生生

活に関する説明や指導を行う。特に、学部・学科別オリエンテーションでは、それぞれ履修の手引きを活用して詳細な説明を行っている。在学生ガイダンスは、コース別・学年別に実施している。

看護学部、社会福祉学部及び総合政策学部では、クラス制により、少人数のクラスごとに担任教員をおいている。ソフトウェア情報学部では、小講座制をとっており、１年次から各講座に配属される。いずれも、担任又は講座の教員が日常的に学生の指導にあたり、学習上の相談等に対応している。

また、本学では、担任制とは別に、全学的にオフィスアワーを実施している。学生が気軽に講義や学習についての質問や自らの進路に関する相談をするため、予約なしに教員研究室を訪問することができる一定の時間帯として、各教員は毎週１コマ分（９０分）をオフィスアワーに設定する。オフィスアワーの時間については、各研究室の入口に表示するとともに、学内ホームページ上にも掲載し、学生が閲覧できるようにしている。

このほか、学生の相談体制の多様化を図るため、平成１８年度に、学生が相談員となるピアカウンセリングを試験的に実施したところである。

なお、科目等履修生等に関しては、特別なガイダンスは行っていないが、ホームページ上に詳しい募集要項を掲載するとともに、担当教員の個別指導により対応している。

イ　点検・評価

学生の学習を支援する体制については、中期計画において、①１年次から学年進行に応じて、個別の教育指導ができる体制の充実、②少人数担任制、１年次からの講座配属等による指導体制の充実、③教育カウンセラー、ピアカウンセラーの導入検討、④学生が学習を含む諸問題を教員と日常的に話し合える場の形成を掲げており、これに従い、整備を進めてきている。

全学的な体制としては、全体オリエンテーションや学部・学科・コース別のオリエンテーションを実施し、説明を行っているほか、クラス制や講座配属、オフィスアワーの実施により、個々の学生に対してもきめ細かい指導体制となっている。

ただし、オフィスアワーについては、学生一人ひとりに対するきめ細かい支援や指導を行ううえで有効なものであるが、平成１８年度に実施した在学生アンケート調査では、約６割の学生が利用していないという結果が出ており、今後の運用の改善が必要である。

また、平成１８年度に試験的に実施した学生によるピアカウンセリングは、教員等には相談しにくいことも相談できるなど、有効に機能しており、平成１９年度からは本格的な実施に移行している。

ウ　改善方策

中期計画に基づき、学生の学習を支援する体制を着実に整備してきており、今後は、特に演習や実習を重視し、個別指導による教育を充実していくための改善策を検討していく

こととしている。

オフィスアワーについては、在学生アンケート調査の結果から、現行制度に関する問題点等を分析し、学生へのＰＲ等を強化するなど、オフィスアワー利用率の向上を図っていく。

（４）教育改善への組織的な取組み

ア　現状

本学では、教育改善に関する各学部等の連絡体制を確立し、全学的なＦＤ活動の実施を図るため、平成１７年度に各学部等のＦＤ担当者によるＦＤミーティングを設置し、ＦＤフォーラムへの参加や全学的なＦＤ研修会を実施するとともに、ＦＤ活動を活性化するための課題の整理等を行った。平成１８年度には、教育改善を現実的に考え、本当にやらなければならないことを体系的に構築するため、ＦＤミーティングを教育改善・ＦＤ推進会議に改組し、全学的に教育改善とＦＤ活動を強力に推進する体制の確立を図っている。教育改善・ＦＤ推進会議は、①短中期のＦＤ活動アクションプランの策定、②教育内容・教育方法の向上に向けた組織的ＦＤ活動の企画・推進、③授業評価の効果的な実施方法の検討・分析、④シラバスの改善その他を所掌し、教育の質的向上に向けた諸施策を企画立案するＦＤ推進チーム及び授業評価の実施とシラバスの有効活用策を検討する授業評価・シラバス検討チームを設置して活動している。

平成１８年度においては、ＦＤ推進チームにより、全学的なＦＤ研修会、授業評価結果の活用調査、教員間相互授業聴講を実施し、授業評価・シラバス検討チームでは、授業評価に関する他大学調査と授業評価改善案の策定、シラバス改善案の策定等を行ったほか、各学部（研究科）においては、それぞれのＦＤ担当部局（委員会）が独自のＦＤ企画を推進している。

こうした取組みの中で、シラバスは、教員の授業情報を公開することにより、学生の主体的学習と教員の自己研鑽に資するため、全科目について作成し、インターネットを通じて公開している。従来は、授業概要、履修の手引き等として印刷製本のうえ学生に配布していたが、途中で教員変更等により掲載した内容と実際の講義内容に相違が生じる可能性があったことから、平成１８年度からは最新の内容を常に提供できるよう仕組みを構築したものである。また、シラバス記載項目である授業の計画、成績評価の方法等については、学生の履修計画や学習に際して判断に支障を来たさないよう、より具体的な内容を記載するよう変更している。なお、平成１９年度からは、学外向けホームページにも掲載し、学生による閲覧の利便性を向上させるとともに、教員の授業情報の公開に寄与している。

一方、学生による授業評価は、本学では平成１３年度の後期から開始し、平成１６年度は分析方法の見直しや評価項目の再検討を行うため休止したが、平成１７年度から再開し、教育改善・ＦＤ推進会議が主体となって、調査項目の拡充、調査方法の電子化への変更等

見直しながら実施している。実施方法は次のとおりである。

調査対象は、各学部で開設する全ての講義科目としているが、演習・実習・卒業研究及び大学院の授業科目については、各学部等で評価の必要性を判断する。評価項目は、授業への関心、シラバスと授業内容の適合性、教授方法、授業の内容量、教員の熱意等１２項目に及ぶ。調査は、担当教員の授業内に、学生が調査票に記入する形式で行う。これをとりまとめのうえ分析し、各学部等はこれを基に教育課程や授業の改善を推進する一方、各教員は、自己点検票を作成し、授業改善に努める。最終的には、調査の実施状況、全学の集計結果、各学部等集計結果、分析結果及び授業改善の取組み状況をとりまとめ、公表している。平成１７年度～１８年度の実施状況は次のとおりである。

【学生による授業評価調査実施科目数】

区　　分	平成１７年度		平成１８年度	
	前　期	後　期	前　期	後　期
全学共通教育	147 科目	135 科目	154 科目	161 科目
看護学部・研究科	64 科目	100 科目	96 科目	75 科目
社会福祉学部・研究科	143 科目	166 科目	142 科目	135 科目
ソフトウェア情報学部・研究科	189 科目	171 科目	195 科目	162 科目
総合政策学部・研究科	113 科目	62 科目	129 科目	159 科目
教職科目	9 科目	17 科目	15 科目	14 科目
合計	665 科目	651 科目	731 科目	706 科目

全学的なＦＤ研修会は、平成１７年度から開催しており、これまでの開催状況は次のとおりである。

【ＦＤ研修会の開催状況】

区　分	開催日	テーマ	摘　要
第１回	平成 17 年 10 月 18 日	２００６年度問題について－学習指導要領改訂に伴う課題	学外講師
第２回	平成 17 年 11 月 10 日	大学に求められるＦＤの意義と課題	学外講師
第３回	平成 17 年 12 月 7 日	ＩＴの活用による教育支援	学内講師
第４回	平成 18 年 10 月 24 日	県立大学の目指す大学の方向性について	学内講師 意見交換会

また、各教員が実践する授業方法の工夫等を公開し、あるいは他の教員の授業方法を参考にすることにより、大学全体として授業方法の改善を促進することを目的に、平成１７年度から教員間相互授業聴講を実施している。

平成１８年度においては、１月１０日から１６日までの一週間に行われる授業のうち、担当教員が予め了解した授業を公開し、自由に聴講できることとして、７１科目の授業に

ついて実施した。聴講した教員は、授業担当教員の求めに応じて、改善が望ましい事項等についてコメントができることとしており、相互に刺激となっている。

なお、学生満足度調査、雇用主による卒業生の実績の評価等については、「（１）教育効果の測定」に記述したとおりである。卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みについてはまだ導入していないが、教育効果を測定する仕組みを構築していく中で、今後の実施について検討している。

イ　点検・評価

本学では、学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を図っていくため、中期計画において、①学生による授業評価の充実、②教育内容や教育方法の向上に関する組織的取組みの推進、③研修会や授業に関する教員間の相互評価等による教育の質の向上、④教育目標に対するシラバス等の適切性の評価と改善を掲げており、教育改善・ＦＤ推進会議の設置により、全学的な枠組みを構築しながら、組織的な取組みを行っている。

中期計画に掲げた事項については、着実に推進してきており、授業改善やＦＤ活動の活性化につながっているが、取組みを進める中で、なお課題がある状況である。

シラバスは、平成１８年度以降の見直しにより、利便性の向上、内容の充実を図ることができている。一方、その電子化は、印刷物よりも一覧性に劣るとの意見もある。

学生による授業評価については、各学部等において結果の分析等を行っているが、その結果を活用した授業改善については、基本的に各教員個々の努力に委ねているのが実情である。

また、教員間相互授業聴講については、聴講への参加が低調となっており、活動の活性化が必要となっている。

ウ　改善方策

教育改善・ＦＤ推進会議を中心として、各学部等のＦＤ活動との連携を図り、全学・学部等とのＦＤ活動の体系化を行いながら、継続的に授業の改善と多様な学修指導方法の実施を図っていく。

特に、シラバスについては、教育目標に対して適切に記載されているかなどを定期的に評価しながら、必要な改善を図り、授業評価については、平成１９年度からマークシート方式を導入するとともに、実施を通じて学部等の教育実態の改善につなげる具体的な仕組みを確認することとしている。

また、教員間相互授業聴講については、制度の実質化を図るためこれまでの実施方法を改め、各学部等に前後期各１週間を割り振り、聴講しやすい環境を整備することとしている。

（５）授業形態と授業方法の関係

ア　現状

本学は、その基本的方向や中期目標等において、地域に根ざした実学実践の教育研究活動を推進することとしており、実学実践を通じて社会における実践的対応能力を身に付けさせるため、各学部等において、必要に応じて地域をフィールドとする調査研究や市町村、医療機関、社会福祉施設、企業等への実習など、豊富で多彩な実習・演習形式の授業を取り入れている。

また、全学的に少人数教育を推進しており、講義室等の使用状況は次のとおり、６０％を越える授業が、収容定員６０人以下の教室を使用して実施されている状況である。

【規模別講義室・演習室の使用状況（全学)】

講義室・演習室の状況			授業による使用状況	
収容定員	教室数（室）	割合（%）	使用授業数（科目）	割合（%）
１～　３０人	４２	２５．０	１６２	２５．５
３１～　６０人	５２	３１．０	２３９	３７．７
６１～１１０人	６２	３６．９	１８７	２９．５
１１１人以上	１２	７．１	４６	７．３
合　計	１６８	１００．０	総授業数　６３４	１００．０

なお、本学は時代に即して情報化を推進しており、全学生に対する情報リテラシー教育を行うとともに、情報教育やソフトウェア情報学部における授業に限らず、情報端末やＡＶ装置を活用している。講義室には全てＡＶ機器を導入しており、教員はその創意工夫によって、プロジェクター、ＰＣ、書画カメラ、ビデオ、カセット等を活用し、ビジュアルな授業等を行うことができる。一方、学生は、各学部等の学生研究室に設置している情報端末のほか、授業時間以外は開放しているコンピュータ教室等を活用して、学習することが可能となっている。特に各コンピュータ教室には、一般的な情報端末のほか、マルチメディアＰＣを設置しており、マルチメディアラボとともに、ＤＶＤの作成、編集等を行うことができる。また、遠隔授業装置やＡＶホールなど、遠隔授業の実施等も可能な施設設備もあるが、全学的な枠組みとして、マルチメディアを活用した教育や遠隔授業による単位認定を行っているわけではなく、授業の必要に応じて活用している状況である。

イ　点検・評価

授業形態、学習指導方法等に関して、中期計画では、演習・実学重視と個別指導による教育を充実するため、１年次からの演習・実習形式の授業設定、少人数によるクラス分けや担任制により教員の指導責任の明確化、学習の動機付けや能力に対応するＩＴを活用した多様な学習指導法の開発を掲げており、全学共通教育における入門演習や情報リテラシー教育など、１年次からの演習形式の授業、担任制、少人数クラス編成等を実行に移して

いる。

特に、全学的な演習や実習の導入は、各学部における教育課程上の当該科目はもとより、講義科目の中でも演習やグループワーク等が行われるなど、本学の実学実践重視の教育を体現している。また、これを適正に実施していくためとしても、必要に応じて履修登録の調整を行うなど、適正な履修者数による授業の実施に努めているところである。

一方、マルチメディアを活用した教育や遠隔授業については、環境は整備しているところであるが、実施については各授業の担当教員に委ねている状況である。

ウ　改善方策

演習、実学重視と個別指導による教育の充実については、各学部等において取り組んでおり、今後も継続して実行し、検証しながら、より充実していくための改善策を検討する。

また、教育改善・ＦＤ推進会議による全学的なＦＤ研修会や教員間相互授業聴講等を通じて、ＩＴの活用等を含め、多様な学習指導法の開発や情報交流を推進していく。

３　国内外における教育研究交流

ア　現状

本学では、「国際的な教育研究活動」を教育研究の特色のひとつに掲げ、多様な国際交流を積極的に推進することとしている。海外の学術研究機関との国際交流協定を締結しているのは６件あり、米国２件（うち１件は看護学部との協定締結）、中国２件、韓国２件となっている。（平成１９年度学生便覧３５頁参照）

教育交流においては、ソフトウェア情報学部において平成１７年度から大連交通大学（中国）の５人の学生を特別聴講学生として受け入れている。同大学は５年課程で卒業時に２種の学位を修得することができ、３年次を満了した時点で本学に１年間留学し、帰国後さらに１年間の学修を経て卒業する。

また、平成１８年度に協定を締結した又松大学校（韓国）について平成１９年度に特別聴講学生（４人）を受入れているほか、又松大学校で主催する夏季韓国語・韓国文化研修には平成１８年度に本学から４人の学生が参加している。

なお、学内組織としては、研究・地域連携本部が研究交流や協定校との窓口を担当し、教育・学生交流に関しては教育・学生支援本部が担当しており、平成２０年度中に国際交流に関する基本計画を策定することとしている。

イ　点検・評価

協定上は既に交換留学が可能ではあるが、単位互換を前提とする日本人学生の留学については制度化されていない。平成１８年度に実施した学生アンケートにおいては半年以上の留学をしてみたいと回答した学生が１８．６％、夏休み等を利用した短期語学研修等の留学を

してみたいと回答した学生が３０．２％となっており、これら学生のニーズに対応するプログラムの構築が必要である。

また、看護学部においてはイースタン・ワシントン大学（米国）に毎年度５人程度の学生を短期研修に独自派遣、ソフトウェア情報学部においても同大学との交流の推進について調査を開始しており、中国と韓国以外の欧米圏の大学との交換留学プログラムについても検討を進める必要がある。

なお、他大学の国際交流委員会のように教育研究交流を一体的に推進するのではなく教育・学生支援本部と研究・地域連携本部の両方で所掌するために、事業が縦割り的になりがちであるとともに、各学部の特色を生かしながら全学的に体系付けた国際交流の方向性が構築し難い状況となっており、今後の検討が必要である。

ウ　改善方策

国際交流協定大学との交換留学等を推進する。国際化に対応する人材を育成するため、短期語学研修等の教育実践プログラム（海外研修）をさらに充実させるとともに、学生の海外留学を支援する。

Ⅱ　全学共通教育

【全学の目標を達成するための中期計画】
①　現代社会の諸問題に対応できる基礎教養を身に付けさせるために、全学共通教育の中で「人間の探求」「社会の探求」「自然の探求」「現代の探求」の「問題論的アプローチ科目」を実施する。
②　各学部で開講する科目においても人間性を培う教養教育の充実について工夫する。
③　多様な視点を人間関係を育成するため、入門演習を学部混成のクラス編成を実施する。
④　情報リテラシー教育のために「情報メディア入門」「コンピュータ入門」を学部混成のクラス編成で実施する。
⑤　分野が異なる他学部の教員が提供する科目を積極的に受講させ、総合的視野を育成する。
⑥　英語教育を少人数習熟度別クラス編成で実施する。
⑦　専門英語等の実施を促進する。
⑧　キャリア発展を促進する科目を設定する。
⑨　１年次から４年次までの履修モデルを設定する。

１　教育課程等

（１）教育課程

ア　現状

本学は、開学に際しその教育研究の特色の一つとして人間性を培う教養教育を掲げ、それぞれの専門的知識の修得はもとより、豊かな教養の修得と人間尊重の精神を涵養するため、人間性を培う特色ある教養教育を積極的に推進することを宣言した。

本学の全学共通科目は、その理念・目標を具現化すべく編成・配置された科目群で、その基本的な目標、枠組みは平成１０年の開学時から不変であるが、現行の全学共通科目は、平成１３年度に行った自己点検・評価の結果を受けて平成１４年度から発展的に編成し直したものである。全学共通科目は、本学４学部の学生すべてが、それぞれの専門領域の垣根を越えて共通に履修するものであり、その理念・目標を達成するための方策の一環として、少人数教育と学部混成のクラス編成を推し進めている。全学共通科目は、①基礎科目、②教養科目、③保健科目、④外国語自由聴講科目の４区分からなる。

なお、教育課程上は、４学部の専門科目に位置づけてある教職科目であるが、本学では、その実施運営につき、後述の共通教育センターで執り行うこととしているので、本項では教職科目についても記述する。

（ア）基礎科目

英語、情報処理、入門演習の３区分構成からなる基礎科目については、これから大学で学習していく上で、あるいは社会に出てからも必要となる基礎的な能力を養う科目（履修の手引き）と位置づけ、４学部の学生すべてが必修の科目としている。

英語は、グローバル化が急激に進展する時代状況に的確に対応でき、本学の５つの基本的方向の一つに掲げる国際社会への貢献の実現を図るために必須な科目として、コミュニケーション能力等のスキルを涵養させることを目標に、１年次前期の英語表現Ⅰ、後期の英語表現Ⅱ、２年次前期の英語表現Ⅲ、後期の英語表現Ⅳの４科目すべてを必修とする演習科目である。 履修単位は、４科目ともそれぞれ２単位で、合計８単位必修である。１年次の前期の英語表現Ⅰから２年次後期の英語表現Ⅳへと進む授業の具体的な目標は、読む・聴く能力を書く・話す能力と結びつけることとしており、実践的なコミュニケーション能力等のスキルの涵養・向上を目指すことを科目名の「英語表現」として明示しているものである。英語履修のクラス編成は、開学当初は学部・学生の多様な入学試験区分に考慮しない学部混成方式を採っていたが、クラス内の学生間の習熟度の違いによる課題が生じたため、平成１４年度からは、入学直後にＴＯＥＦＬ－ＩＴＰを実施し、その得点結果に基づく習熟度別のクラス編成に変更し、さらには１クラスのクラス編成を２５人以下に制限（１年次２０クラス、２年次２３クラス）することで、少人数教育の徹底を図っている。さらに、１年次の年度末には再びＴＯＥＦＬ－ＩＴＰを実施し、２年次についても習熟度別クラス編成を行うことで、授業運営の効率化を図るとともに、学生のモチベーションの向上を図っている。

情報処理は、４学部それぞれにおける専門領域の学習活動において、学生が充分にそのスキルを活用し、今後予測される高度情報化社会の深化に的確に対応できる基礎的能力の涵養のため、１年次に配置している。前期履修科目を情報メディア入門、後期をコンピュータ入門とし、それぞれ週１時間２単位の必修科目である。履修は、４学部混成のクラス編成、１クラス５０人を基準として、そのクラス所属は入学後に教育・学生支援室が学籍簿に基づいて編成する方法を採っている。情報メディア入門では、電子メールやワープロの使い方、ホームページの作成など、初歩の情報処理の習得を、コンピュータ入門では、情報を出し入れするデータベースソフトや表計算ソフト、プレゼンテーションソフトを連動させた活用法の習得を目指すこととしている。授業運営は、担当するソフトウエア情報学部教員作成した共通テキストに基づき、進行管理等も同一な流れで実施している。また、情報メディア入門では、学期末にクラス毎に作成したホームページのコンテストを実施し、優れたクラスを表彰することにしており、学生の学習意欲は高いといえる。

入門演習は、本学学生の基本的な学習スキル《主体的に学習できる能力を身につける、問題発見能力の開発、問題を捉える視点の多様性と多様な価値観が理解できる、読解能力とリポート作成の習得、発表と討論能力の習得》を習得させることを目標として配置した科目で、本学学生の学士力の基盤育成を図るものとして１年次に配置している。高等学校での学習から大学における学習への転換教育ないしは大学での学習の導入教育の位置づけ

を担った科目で、４学部それぞれ異なる領域の専門教育においても共通に求められる、広い視野を持ち主体的で多面的な学習の基礎体力を育成することを目指した科目である。開学時において前期を学の世界入門Ⅰ、後期を学の世界入門Ⅱとするものであったが、平成１４年度から前期を基礎教養入門、後期を学の世界入門とすることで、履修上のそれぞれの目標を明確化した。入門演習は、上記の目標に基づき時間割上同一の時間帯で行っている。その実施は４学部それぞれが学部単位で行っているが、年４回（平成１９年度）は、転換教育ないしは導入教育の位置づけに鑑み、学長講義や、就職活動の対策、防犯や悪徳商法対策講座、文化講演など、学生生活を送る上で基本となる知識や倫理、幅広い教養を学ぶ機会を４学部全体として実施している。学部単位で実施している入門演習は、少人数クラス（１５人を基準）編成を基本と、クラスごとに、担当教員に与えられた資料、論文等を演習形式で学習する形態の授業内容で、担当教員やクラスメイトとのディベート等を交えた学習によって、教員と学生、学生間のコミュニケーションを図る機会でもあり、２年次以降の学習、学生生活を送る上で極めて有益な学びの場となっているのが長所といえる。

（イ）教養科目

教養科目は、人間尊重の精神に基づきながら様々な問題解決の方策を考えることを目標とする科目で、問題論的アプローチ科目と外国語科目とからなる。

問題論的アプローチ科目は、本学の目指す人間性を培う教養教育の達成にとって肝要となる科目群で、開学前の全学運営会議におけるそのあるべき姿の協議を踏まえ、単一分野・領域の知識の学習、修得にとどまることなく、学際的な視野のもとさまざまな課題等を学生が的確に捉え、その課題解決へのアプローチの方策を学生自らが主体的に学習することを目標として開設されたものである。問題論的アプローチ科目は、全学共通科目のなかで唯一、１年次～４年次生を対象とした選択科目であり、前期・後期いずれの学期にあっても週３時間に配置することで、学部混成のクラス編成のもと、４学部の学生がどの年次においても主体的に選択することができる履修形態としている。ただし、現状は３・４年次における学部専門科目との時間割上の制約もあり、１・２年次に集中して履修する傾向となっている。履修に当たっては、特定の区分科目に偏ることなく、問題論的アプローチ科目群の４区分、人間の探求、社会の探究、自然の探求、現代の探求から最低１つの科目を選択することを義務付けている。平成１９年度の開設科目数は、前期・後期併せて４６科目であり、すべて本学の専任教員が担当している。それらには科学倫理や職業倫理を学ぶ科目も配置しており、豊かな人間性を涵養し高い倫理観を持った人材を育成するようにしている。なお、問題論的アプローチ科目の単位については、４学部それぞれが必要取得単位数を定めている。それぞれの科目のクラス編成は、開学当初は学生の選択に委ねてあったが、２００人を超えるクラスが複数あるなど授業運営面での課題が生じたので、平成１４年度からは１クラスの選択者上限を１００人とし、本学が目指す少人数教育による教育の効果の実効化を図っている。

外国語科目は、中国語、韓国語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、スペイン語の６科目であり、グローバル化時代において求められる、汎用的言語である必修の英語以外の、異言語・異文化理解に係る視野の広い能力の向上を図るために配置している選択必修科目である。前期をⅠ、後期をⅡとする外国語６科目は、２年次科目として、同一時間帯に配置しており、学生はⅠ、Ⅱ開設科目からいずれかの科目を選択履修し、計４単位を取得することとしている。当初履修を学生の選択としたことで、６科目間における受講生数にバラツキが目立ったので、平成１９年度から受講者を１クラス当たり最大５０人までとした。

（ウ）保健体育

保健体育は、現代人にとっての健康・身体・スポーツの意味を理論と実践の両面から学ぶ（履修の手引き)科目で、学生の心身の健康の保持・増進を図るべく配置した科目で、健康科学と体育実技の２科目の区分を採り、１・２年次に配置している。２科目いずれか選択の必修科目であるが、教員資格取得希望学生は２科目とも必修である。

健康科学は、健康や身体運動を科学的な視点から捉えることで、学生が積極的なヘルスプロモーション活動ができることを目指す講義科目で、２単位である。体育実技は、生涯スポーツを継続的に行うことができるための基礎的な知識と技術を学習する実技科目で、前期・後期それぞれに週４時間の時間割を組み、２６～３０人のクラス編成によって実施している。なお、体育実技の後期における運営が、本学が置かれた立地条件の影響もあって、室内種目にのみ偏り、室外での種目を充分に実施できないのが実状である。

（エ）外国語自由聴講科目

外国語自由聴講科目は、上記の外国語科目として開設している６科目すべてを、３・４年次の自由聴講科目として配置しているものである。前期をⅢ、後期をⅣとし、２年次で履修したⅠ、Ⅱの科目のレベルアップを目指す学生に向けた週１時間２単位の選択科目である。外国語自由聴講科目は、学生の自由選択であり、その取得単位は、卒業要件として含まれることが無いため、６科目のなかには履修希望者が数人となる科目もあるのが現状である。

（オ）教職科目

開学時において、本学看護学部のみが養護教諭の教員養成課程を認可されてあったが、平成１４年度から、社会福祉学部の福祉、総合政策学部の社会、公民、ソフトウェア情報学部の情報等の教員養成課程が認可され、４学部すべてが教職科目を配置することになった。養護教諭については、選択者数の上限を定めているが、他の教科は学生の主体的な選択としている。４学部すべてに教職科目を配置していることで、現在は、４学部横断的に共通履修のできる科目と、教科固有で認可を受けている学部で履修することとしている科目との２区分の構成を採っている。

イ　点検・評価

全学共通科目として編成配置している本学の全学共通教育課程は、本学開学時に掲げた

基本的方向の人間性を培う教養教育に則ってあるもので、教職科目は別に、①基礎科目、②教養科目、③保健体育、④外国語科目の４区分からなるその編成及びそれぞれの科目の配置は、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するための配慮（大学設置基準第１９条第２項）に的確に対応したものといえる。開学時から推し進めている少人数教育は、教員と学生、学生間のコミュニケーションの向上に資するものであり、また学部混成のクラス編成は、それぞれ異なる専門領域の枠組みを超えて、４学部の学生がともに学ぶことができる学びの場の形成となっており、ともに本学全学共通教育の長所となっている。本学の全学共通教育は、４学部の連携協力の下実施運営することを基本方針として進めてきたものであるが、４学部それぞれの専門教育が深化発展するなかで、全学共通科目の実施運営のあり方に関する考え方の学部間の共有化の希薄化、あるいは学生の履修意識の変容などもあり、より強力に推し進めるまでには至ってないのが現状である。平成１８年度に設置した共通教育センターは、その課題に対応するものとして設置したものであり、今後は共通教育センターを中心とした、強力にして能動的な実施運営が図られなければならない。

（ア）基礎科目

英語は、平成１４年度からＴＯＥＦＬ－ＩＴＰの実施に基づく、習熟度別クラス編成及び少人数クラス編成への転換により、個々の学生の英語能力に対応した授業運営が図られることとなったことは、本学の基本方向の一つである国際貢献に繋がる、英語力の向上を目指す上で大きな改善であったといえる。また、学生の授業に対する満足度も非常に高い。

ただし、ＴＯＥＦＬ－ＩＴＰの結果を入学直後と１年次学年末と比較すると、個々の学生には著しい向上を見ることができるものもあるが、得点の平均における顕著な上昇という形で現れてはいない。

平成１９年度、学長の強い意向として本学学生の英語力の向上が表明されたことを受けて、この実現に向けて、現行カリキュラムの見直しと、今後の速やかな方針策定が課題として挙げられる。

また、習熟度別クラス編成を考慮した授業方法と成績評価はどのように行うのがより適切かということも重要な課題である。現在、それぞれのクラスの授業は、実践的なコミュニケーション能力等の涵養・向上を目指すという統一目標のもと、担当教員それぞれが、クラスの習熟度に配慮しながらこの目標達成に相応しいと信ずる教材の使用や進め方を決定し、その結果に基づいて成績評価を行っており、本学の英語教育実施に関わる一定の統一基準は設けられていない。この問題にいかに対処するかについては、本学の平成１９年度計画に取り組み事項として掲げ、科目担当者を中心に検討を重ねている。

情報処理における、担当するソフトウェア情報学部が作成した共通テキストに拠る授業運営は、本学４学部の学部構成を充分に活かしたもので長所となっている。ソフトウェア情報学部の学生のサポートを取り入れての学部混成のクラス編成に拠る授業運営も、授業の進行に有益に機能しており、今後も現行の方法を継続していくものとする。

入門演習は、１年次に開設してある演習科目として、少人数クラス編成に拠る実施等本学学生の学士力の基盤育成にとって枢要なものとなっており、今後とも継続してゆくこととしている。ただし、その運営は学部単位で行われているのが実状であり、本学の入門演習として共通の目標及びその運営方針などの全学的共有化が充分には図られていない。さらには、現在の学部単位での実施は、学部専門教育の入り口としての位置づけに近づく傾向も危惧されており、開学時からの入門演習設置の目標に照らし、その実施運営の方法については検討を加える必要があろう。

（イ）教養科目

問題論的アプローチ科目は、本学が目指す人間性を培う教養教育にとっては枢要な科目群であり、人間の探求等の４区分からなる科目構成から最低一つの履修義務による多面的な学習の目標、１年次から４年次までの間の学生の主体的・計画的選択履修方法は、本学の全学共通教育科目のなかでも大きな特長となっているものであり、基本的には今後もその方針を継続し実施していくべきものと考える。ただし、その実施においては、３・４年次生の時間割上の専門教育科目との関係から出来る履修取り消しや、クラス編成における１００人を上限とすることで生じる学生の選択科目の変更措置など課題がある。

さらに科目担当上の課題としては、すべてを４学部に所属す専任教員が担当することを基本方針として運営していることで、一部教員には学部専門科目に加えての科目担当負荷の問題がある。問題論的アプローチ科目設置の趣旨に照らし、学生の履修実態を再検討するとともに、担当者の負荷の軽減化ないしは柔軟化の対応を図るなど、早急に検討に入るべきである。

外国語科目は、中国語など６科目を配置していることは、本学教育課程におけるグローバル化への対応を具体的に示す科目編成として特筆すべき長所であるが、２年次の前期・後期のみでの選択必修は、初修の異言語を習得し、その豊かな異文化を理解するための学習として充分に成果を上げられているのか、早急に検証することが必要であろう。

（ウ）保健体育

健康科学・体育実技は、いずれかの選択必修ではあるが、４学部の学生すべてが履修するものであり、本学の全学共通教育として、学生の心身の健康を保持・増進を図ることを目標にしたものであり、今後も継続して実施していくこととしている。

（エ）外国語自由聴講科目

現状で既述したように、２年次における外国語科目履修を踏まえ、中国語など６科目学習のレベルアップを目標として設置しているのが４年次の外国語自由聴講科目であるが、３・４年次履修、自由聴講という方針から、履修学生数が極めて少ないのが現状である。科目の存廃も含め、本学における外国語の編成配置につき対応方針を早急に検討すべきことが指摘できる。

（オ）教職科目

本学４学部がそれぞれ置いている教員養成課程に係る教職科目は、本学学生の進路選択

の幅を広げる資格取得に繋がるもので、その意義は大きいといえるが、実際に卒業後の進路として教職に就いた者が極めて少ないのが実状である。また、当初の履修学生数が学年進行とともに減少してゆく傾向が顕著で、学外実習の組み立てにおいて支障を来しているのが現状である。入学後のオリエンテーションなどで、教職科目の履修方法などにつきさらに一層肌理細かい指導が必要といえる。

ウ　改善の方策

本学の全学共通教育課程は、既述した如く、開学時のそれぞれの専門的知識の修得はもとより、豊かな教養の修得と人間尊重の精神を涵養するため、人間性を培う教養教育を積極的に推進を目標に、４学部に横断的に共通に履修する全学共通科目として編成配置しているもので、その方針、方向性は不変なものとして今後も継続してゆくべきものである。ただし、点検・評価で指摘したように、その実施運営における全学的連携・強力はいまだ不充分な面がある。現在、本学の全学共通教育を主体的に運営実施する共通教育センターでは、学長のリーダーシップの下、次年度に向けて主に英語力の強化と、学士力の基盤となる思考力の向上を図るべく、その組織運営の実効化の対策が進展している。具体的には、４学部と共通教育センターとの間における連携協力体制を明確化し、本学教員が一体となって全学共通教育を進展させてゆくこととするものである。

（ア）基礎科目

英語については、実践的なコミュニケーション能力等の涵養・向上を目指すという本学英語教育の目的に鑑み、平成２０年度からＴＯＥＦＬ－ＩＴＰに替えＴＯＥＩＣ（Test of English for International Communication）Ｂｒｉｄｇｅ　ＩＰテストの導入を行う。

また、授業外での語学学習支援プログラムの実施が計画されている。このプログラムの内容は、英語学習支援室（仮称）を設置し、月曜日から金曜日まで毎日４時間程度、母語話者の非常勤講師が、英作文指導、ディスカッション、英語論文作成の相談等に当たるというものである。

習熟度別クラス編成を考慮した授業方法と成績評価のあり方については、年度計画取り組み事項として引き続き検討を重ね、合意形成をめざす。

情報処理は、現行の実施運営を継続することとしている。なお、コンピュータ利用については、インターネットの利用における高い倫理観が必要であることから、現在科目担当者間において、インターネットの利用倫理面の強化のための教育内容の検討が開始されている。

入門演習は、本学の基礎教育の中で唯一、学部単位で実施運営しているが、現在共通教育センターの下に置かれた全学調整会議において、４学部に共通の授業内容の方針策定の他、他の全学共通教育科目と同じく、学部混成のクラス編成に拠る実施とするための検討が開始している。

（イ）教養科目

問題論的アプローチ科目の編成配置は現行のシステムを変更せず実施することとしているが、科目担当者を確保し、問題論点アプローチ科目群を体系的かつ安定的に維持提供するかについての課題については、本学教員が提供できる科目を随時申告するシステムを構築する対応策などにつき、共通教育センターの下に置かれた全学教育推進会議での検討が始まっている。

外国語科目については、クラス編成における受講生数の上限設定など改善を図ってきているところであり、いましばらくは現行を維持してゆくこととしている。なお、中国語、韓国語については、本学との国際交流協定校である中国大連の大連交通大学、韓国太田の又松大学校における夏季・冬季における研修制度を取り入れることが決定している。

（ウ）保健体育

健康科学、体育実技については、現行を維持していくこととしている。

（エ）外国語自由聴講科目

外国語自由聴講科目については、６科目それぞれの受講生の履修意欲の把握を行うとともに、受講者数の実態を踏まえた科目の存廃を含めた検討を、平成２０年度において科目担当者間において行うことにしている。

（オ）教職科目

教職科目については、学生の進路選択の上で必要な科目であり、基本的に現行を維持していくこととしているが、共通教育センター所属の担当教員を中心に、次年度においては入学時のオリエンテーションをはじめ多くの機会を設けて、選択履修の方法はもとより４年間の科目履修進行及び教育実習の企画運営の内容など、きめ細かい周知を図ることにしている。

（２）実施運営体制

ア　現状

本学の全学共通教育の実施運営は、第２節教育研究組織で既述したように、全学の連携協力体制の下、平成１８年度に設置した共通教育センターが主体的組織となって行っている。開学時から平成１７年度までは、副学長を委員長とし、当時置かれてあった学生部長、４学部の学部長等を委員とする全学共通教育委員会の下実施運営されてあったが、４学部の学部専門教育の強化が図られるなか、全学共通教育に係る主体的企画・運営の体制が曖昧となる傾向が顕著となり、本学の理念・目標に掲げる人間性を培う教養教育をより強力に推し進める組織編成が求められてあったことを受けて設置したのが、共通教育センターである。現在、全学共通教育の実施運営は、共通教育センターの下に置かれた科目担当者会議、共通教育推進会議、共通教育調整会議の３組織の連携によって進めている。具体的には、英語、情報処理、入門演習、問題論的アプローチ科目、外国語科目、保健体育、教職科目の区分ごとに担当責任者を置き、それぞれの科目責任者が、定期的にあるいは必要

に応じ「科目担当者会議」を開催し、その科目ごとの実施運営に係る種々の課題等を協議する。そこで協議した課題・案件等については、科目担当者会議に加え、共通教育センター長及び科目責任者からなる全学教育推進会議、さらには、４学部の教務責任者を交えた全学の共通教育調整会議に諮られ、そこでの決定事項を４学部へ報告、周知する体制を採ることとしている。共通教育センターが設置されたことで、本学の全学共通教育はその実施運営の主体が明確化したが、現在は設置から２年目であり、上記の各種会議の実効化などその成果はいまだ顕著には出ていないのが現状であると言わざるを得ない。

イ　点検・評価

設置後２年を経過した本学の全学共通教育の主体的実施運営組織「共通教育センター」の所属教員は、本学の英語、外国語、保健体育、教職科目を主として担当する教員と、４学部の全学共通教育担当責任者として選出された各１名に拠って構成されている。共通教育センターの運営は上記のとおりであるが、現状は開設後２年目という制約もあって、新たな体制の構築を主とするものとなっていて、いまだその機能が充分に発揮されているとは言えない。本学の多数の教員が所属学部の専門教育に特化した教育研究に専心していることで、全学の共通教育については、与えられた科目は担当するものの、その企画運営に向かうことが充分には行い得ない面があることは否めない点であるが、一方では、共通教育センターが企画する様々な方策が、学部教員へ的確に届いておらず、学部教員が連携協力の方向に向かい得ない側面があることも指摘しなければならない。共通教育センターは、本学の全学共通教育の主体的実施運営組織であることを鑑み、そこに置かれた科目担当者会議、全学教育推進会議での検討を軸に、共通教育調整会議を通じて、本学の共通教育の実施運営のあり方をより一層４学部に周知徹底することが求められている。

ウ　改善の方策

平成１９年度のスタートに当たり、学長が掲げた運営方針の一つが共通教育センターの強化であった。後期開始に当たって、設置後教育・学生支援本部長が兼務していた全学共通教育センター長が全学共通教育センター所属教員に変更され、英語力の向上と思考力の向上を主としたセンターの運営方針が打ち出された。共通教育センターでは、次年度に向けて組織運営体制の強化と方針等の明確な周知徹底を図ってゆくことにしている。さらには、本学４学部の専門教育等を一元的に所掌する教育・学生支援本部との連携を強化することで、本学の全学共通教育の実効化を図ることとしている。

（３）カリキュラムにおける高・大の接続

ア　現状

導入教育については、全学共通の必修科目として「基礎科目」を開設し、英語、情報処

理、入門演習といった、大学で学習していく上で必要となる基礎的な能力を養っている。

情報処理については、１年次前期に「情報メディア入門」、後期に「コンピュータ入門」を開講し、ワードプロセッサ、電子メール、ホームページ作成、表計算、データベースシステムなどの情報リテラシーについて習得する。

入門演習については、1 年次前期に「基礎教養入門」、後期に「学の世界入門」を開設し、10 名程度のクラス編成として、各学部の教員が分担してクラス担任となり、少人数教育による個別ゼミ形式で授業を行っている。「基礎教養入門」においては、話を聞く立場として話の聞き方から始まり、ノートの採り方、そして文書を読む立場として読書のしかたや要点のまとめかたについて演習を行い、「学の世界入門」では話す立場に立ち、プレゼンテーションの方法について学ぶとともに、各自の興味に応じた話題について実際にプレゼンテーションを体験する。

また、入門演習を担当する教員が一堂に会して、半期ごとの授業内容を振り返る意見交換会を開催している。

共通教育センターにおいては、今後の対策を検討するため、各学部に対して「リメディアル教育」の必要性に関する検討状況の報告を依頼した。

イ　点検・評価

教育課程については、少人数クラス単位で行われる入門演習が、大学生活全般にわたる相談窓口の機能も果たしており、また、担当教員による意見交換会において、１年次学生の学修や生活状況を共有化できる点で評価できる。一方、多くの教員が担当するため、指導方法にばらつきが見られるといった課題がある。

ウ　改善の方策

入門演習においては、担当教員が授業研究を行うなど、指導方法についての共通理解を深めるとともに、そのレベルアップを図る。

「リメディアル教育」の必要性に関する各学部の検討状況をとりまとめ、今後の対策を検討する。

（４）履修科目の区分

ア　現状

全学共通科目における設置科目は、必修８科目１４単位、選択６０科目１１９単位であり、卒業要件単位は、必修１４単位（４学部すべて）、選択１３単位（看護学部）、１５単位（社会福祉学部）、１７単位（ソフトウェア情報学部および総合政策学部）である。これは、学部の特性に配慮して定められた。

このほか、外国語自由聴講科目を１２科目２４単位設置しているが、卒業要件単位数に

は算定していない。

【履修科目の区分】＊は、学部ごとに異なる。

区分			設置科目						卒業要件単位数		
			必修		選択		自由				
			科目	単位	科目	単位	科目	単位	必修	選択	計
全学共通科目	基礎科目	英語	4	8	—	—	—	—	8	—	8
		情報処理	2	4	—	—	—	—	4	—	4
		入門演習	2	2	—	—	—	—	2	—	2
	教養科目	問題論的アプローチ科目	—	—	46	92	—	—	—	＊ 8～12	＊ 8～12
		外国語	—	—	12	24	—	—	—	4	4
	保健体育		—	—	2	3	—	—	—	1	1
	外国語自由聴講科目		—	—	—	—	12	24	—	—	—
計			8	14	60	119	12	24	14	＊ 13～17	＊ 27～31

イ　点検・評価

現行の枠組みは平成１４年度から実施されているが、（1）教育課程で述べたとおり、基本的には、開学の理念に基づいて制定された開学時のものを踏襲している。

卒業要件単位に占める全学共通科目単位の比率は、看護学部２１．１％、社会福祉学部２２．１％、ソフトウェア情報学部および総合政策学部２４．１％である。この違いは、教養科目として位置づけられた「問題論的アプローチ科目」に関する履修要件が、看護学部８単位、社会福祉学部１０単位、ソフトウェア情報学部および総合政策学部１２単位と異なっていることによる。この点について、学部側から見直しの要望は、これまでのところない。しかしながら、それぞれの学部において、専門教育課程の見直しや改編が検討されたり実施されており、全学共通科目に関する履修科目の区分およびその適切性と関連づけた議論があらためて必要な時期になっていると思われる。

ウ　改善の方策

全学共通科目に関する履修科目の区分およびその適切性については、学部専門教育課程とも関連づけながら、共通教育センター設置に伴って設けられた、共通教育調整会議を中心として検証を行っていく。

（５）開設授業科目における専・兼比率等

ア　現状

共通教育科目として開設されている授業科目は、履修科目の区分に記載したとおりである。開設している授業科目のうち、専任教員以外が担当している授業科目は「英語」のみである。

「英語」の開講コマ数は、前期・後期ともそれぞれ、１年次２０コマ、２年次２３コマで、総計４３コマである。平成１９年度前期は、１７コマを外部非常勤講師に依頼している。「英語」は、現在、１名が欠員となっており、１７コマ中６コマが欠員による不足分として手当されたものであり、欠員が埋まると１１コマとなる。

イ　点検・評価

本学の教養教育は、開講科目のほとんどを専任教員が担当しており、責任ある授業実施体制がとられていると評価できる。

非常勤講師を依頼している「英語」については、全体の開講コマ数４３に対して、専任教員（定員６名）が担当することのできるコマ数が３２コマであるため、現在の教員配置が継続するかぎり、非常勤講師が担当する必要がある。現在、１名欠員となっており、その分を非常勤講師が対応していることから、欠員を解消する必要がある。

ウ　改善の方策

共通教育科目については、その大部分を専任教員が担当している現在の体制を継続する。非常勤講師を依頼している「英語」については、欠員を解消するなど、専任教員が担当する割合を高めるように努める。

（６）正課外教育

ア　現状

現在、英語教員によって、ＴＯＥＩＣ受験対策講座が、全学学生を対象に実施されている。現在の受講者は１０人程度である。

また、同じく全学生を対象に、４大と短期大学部に所属する外国語授業担当の教員有志によって Language Table という会合がもたれている。この集まりの趣旨は、「昼食を共にしながら、教員と外国語で、或いは日本語で、お話ししましょう」というものであり、現在、週１回開催されている。

イ　点検・評価

上述の活動は、共通教育センターが組織として行う正課外教育ではなく、学生からの要

望等を受けた教員有志による自主的な取り組みとして実施されている。その活動内容は、事前にアンケート調査を行ったり、受講者と話し合いをしながら可能な限り希望に沿うよう配慮がなされている。

ウ　改善の方策

現在実施されている活動は、あくまでも教員有志の自主的な取り組みであることから、それらの活動が円滑かつ継続的実施できるような支援体制を組織化する。また、引き続き学生からの要望等を聴取し応えてゆく努力を継続する。

２　教育方法等

ア　現状

全学共通教育に関する教育方法等は、基本的に全学的な取組みと同様又は全学的な取組みに即して行っている。全学共通教育に関する特別な事項については、次のとおりである。

（ア）教育効果の測定

全学共通教育は、本学の基本的方向として掲げている人間性を培う教養教育を担うものであるが、共通教育センターによる企画立案と調整を中心としながらも、全学的な連携体制の下で行っているものである。また、本学では、教養教育と専門教育の融合を推進しながら、高度な専門性を身に付けた自律的な人間を育成するという建学の理念の実現を図っているものである。このため、その教育効果については、各学部における教育を含めて測定する必要があり、全学的な取組みと一体的なものとして考えなければならない。

従って、全学共通教育に関する教育効果の測定は、「Ⅰ　全学」の項で記述した内容と同様であるが、特に、企業アンケートによる本学卒業生の印象として、「社会常識」「健全な人間関係」「責任感・倫理観」「積極性」等の評価が高くなっていることが、学部教育を含めた本学の人間教育の成果として注目される一方、「国際感覚」「国際的なコミュニケーション能力」等への評価が高くない状況であり、改善が必要であると考えている。

（イ）履修指導

全学共通教育として、各年次に応じた教養教育の実施のため、１年次から４年次までの履修モデルを設定することに取り組んでおり、平成１８年度に、その基礎資料として、全学部で実施している問題論的アプローチ科目の受講科目数、受講科目の決定理由、満足度等について調査を行っている。また、教養教育と専門教育の融合を図り、学生の多様な専門的学習ニーズに対応するため、問題論的アプローチ科目について、他学部の教員が担当する科目の履修を促進するよう指導している。

（ウ）教育改善への組織的な取組み

共通教育センターとして、教育改善・ＦＤ推進会議に参画し、全学共通教育に関する教育改善とＦＤ活動に取り組んでいる。

学生による授業評価については、原則として全科目について実施し、全学共通教育としてとりまとめ、基礎科目、教養科目、保健体育、教職科目の別に問題点や課題を整理し、改善策を検討している。このうち、基礎科目の入門演習については、学部単位で実施していることから、学部ごとに総括し、教育の改善につなげている。

（エ）授業形態と授業方法の関係

全学共通教育では、全学的な方針に従い、１年次に配当している情報処理と入門演習を演習科目として実施している。また、履修登録者の制限を定め、少人数教育による授業効果の向上を図っており、特に、英語と情報処理については、学部混成のクラス編成で授業を行っている。一方、入門演習として実施している基礎教養入門と学の世界入門については、学部単位の授業であり、問題論的アプローチ科目については、各学部の教員の協力を得て、多様な内容で実施しているが、学生は所属する学部の教員の科目を履修する傾向がある。

イ　点検・評価

全学共通教育の教育方法等については、全学に関係するものであることから、全学的な枠組みで実施することは当然のこととして、全学をリードする取組みを行っており、各学部の協力を得て、基本的には、企業アンケート結果に示されるように的確に実施できていると考えている。

教養教育について、１年次から４年次までの履修モデルを設定する取組みを行っているが、そのための環境整備として、各学部の専門教育に関する履修モデルの設定を促進するとともに、１年次あたりの履修単位数の上限等を設定することを検討しており、調査等を実施しているものである。

授業評価については、その結果から、全学共通教育科目に対する学生の関心は一般的に高くない状況がみてとれる。一方で、満足度は一定程度高くなっている状況がみてとれるが、学生の興味を喚起する取組みが必要である。

少人数教育等の推進による授業効果の向上については、履修登録者数の制限により、適正な履修者数により授業ができており、情報処理と英語の習熟度別クラス、学部単位で行っている入門演習の学部混成クラス編成、他学部の教員による問題論的アプローチ科目の履修等について導入すべく検討を行っている。

ウ　改善方策

基本的に「Ⅰ　全学」で記述したとおりであるが、全学共通教育の実施に関しては、特に、多様な視点と人間関係の習得を図っていくため、特徴的なクラス編成や各年次に応じた教育を実施していくこととしている。

①　情報処理については、高校における情報教育の実態調査を行った結果、その教育の実施状況による習熟度の拡大に対応するため、学部混成クラスの中で、学生のチームワー

クによる相互協力の取組みを強化する。

② 英語教育における習熟度別クラス編成の導入については、その環境整備のための実施している外部団体主催のテストを、ＴＯＥＦＬ－ＩＴＰから、コミュニケーション能力の測定を目的とするＴＯＥＩＣ　Ｂｒｉｄｇｅ　ＩＰテストに替え、クラス編成の趣旨をより鮮明にする。

③ 学部単位で実施している入門演習については、平成２０年度以降の学部混成クラス編成を目指し、当面、４学部共通授業企画の充実を進めながら、方針を確立する。

④ 問題論的アプローチ科目については、他学部の教員による授業科目を履修しやすい環境を整備するため、教員の所属バランスに配慮しながら科目数を増加して実施するとともに、的確な履修指導を行っていく。なお、さらなる科目の充実のため、教員・学生の意識に係る調査結果の分析を行うこととしている。

Ⅲ　看護学部

【全学の目標を達成するための中期計画】
①　１年次からの演習、実習をさらに充実し、主体的に学ぶ姿勢を身に付けさせる。
②　問題発見・解決型学習（Problem Based Learning）を取り込んだ看護学演習の開発を進める。
③　看護学の深化と生涯学習のための基礎能力を培う。
④　看護実践能力を育成するため、大学卒業時の到達目標を見据えたカリキュラムを構築する。
⑤　卒業研究を充実させることにより、研究推進能力を育成し、自分で考え行動できる看護職を育てる。
⑥　ユニフィケーションをも考慮に入れながら、臨地実習指導の充実強化を一層進める。
⑦　担任の役割・機能の明確化と活動方略を作成することにより担任制を見直し、その有効な実践を図る。

１　教育課程等

（１）教育課程

ア　現状

本学部は看護の実践を通じ、その中から追求すべき課題を取り上げ、専門的知識・技術・態度の修得を重視した教育課程を編成し、１年次から専門科目及び臨地実習（基礎看護実習）を行うなど、早期から看護学への関心を高めるように努めている。同時に、看護の理論と実践の統合を図るために、実習体系は全学生必修の基礎看護学実習、母性、小児、成人・老年、精神、地域という看護の各専門領域の実習及び看護総合実習、選択で行われる助産学実習、教育実習、養護実習で構成している。

また、人々の健康生活に携わる専門職者としての倫理観の修得を重視し、全学共通教育科目の「職業と倫理」の他に、１年次の必修科目として「医療倫理」をおき、倫理的視点を専門科目の学習に反映できるように計画している。

さらに、医療現場の情報化に対応するために、必修科目である全学共通教育科目「情報処理」の他に「看護情報管理論」をおき、授業にコンピュータ等の情報機器、視聴覚教材を十分に活用し、保健医療情報の処理・検索・分析方法の修得を重視した教育を行っている。

このように本学部の教育理念・目標を達成するため、教育課程は、全学共通科目と専門科目に分けられ、全学共通科目は、①基礎科目、②教養科目、③保健体育、④外国語聴講科目の４つの科目群で構成されている。また、専門科目は①専門基礎科目、②基幹

科目、③関連科目、④助産科目、⑤教職科目の５つの科目群で構成されている。
この枠組みについては、「Ⅰ　全学」で、全学共通科目及び専門科目のうち教職科目については、「Ⅱ　全学共通教育」で記述したとおりであり、学校教育法５２条、大学設置基準第１９条に対応するものである。
【看護学部の教育課程】

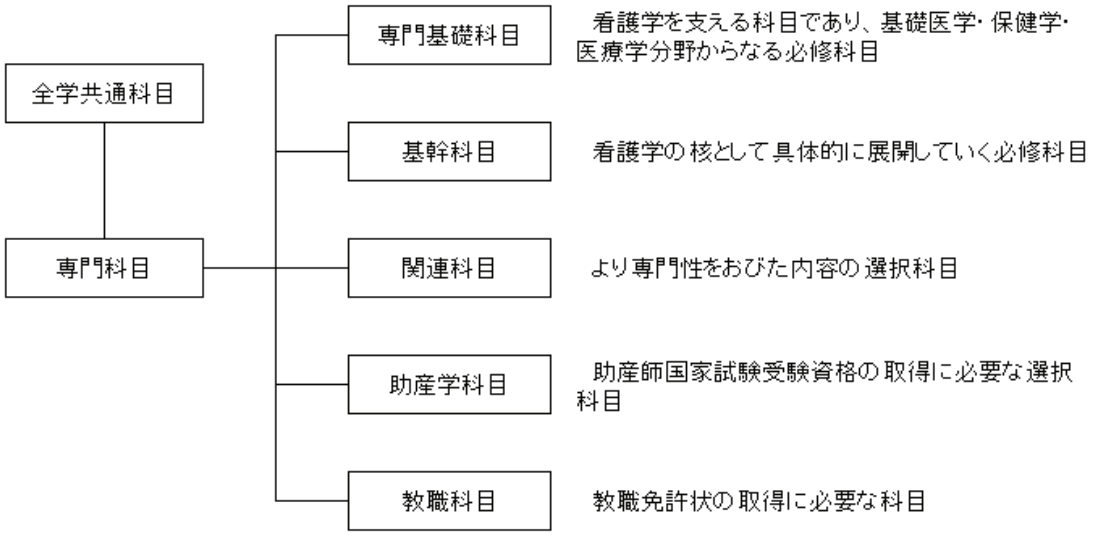

卒業要件単位は１２８単位であり、そのうち選択科目以外の専門科目の占める単位は７８％、共通科目は２２％、共通科目のうち外国語科目は英語８単位、外国語４単位で４５％を占めている。また開設されている科目は、共通科目が６８科目１３３単位、専門科目８０科目１１５単位の計２４８単位であり、共通科目は卒業要件単位の約５倍、専門科目は１．１倍の授業を提供している。この教育課程により、看護師国家試験受験資格、保健師国家試験受験資格、助産師国家試験受験資格、養護教諭一種免許状、高等学校教諭一種免許状（保健）を付与できるものである。

４年間の科目配置は、１年次は全学共通科目と選択科目が時間割の半分を占めるため一人ひとりの学生はゆとりがあるが、２年後期から４年前期にかけては、資格課程を中心として必修としている専門科目が多いことから過密状態となっている。４年後期は、助産学課程や教職課程を選択しない学生は卒業研究のみとなり、就職活動や国家試験の学習などに充てているが、助産学課程や教職課程を選択する学生には実習や講義があり、より一層過密となっている。

イ　点検・評価

看護学部の教育課程は、学校教育法第５２条並びに大学設置基準第１９条、本学の理念や学部の理念・目標等に基づき、必要にして十分な科目を設置、編成している。また、学士課程として、本学部の理念や教育目標に基づき、カリキュラムの体系性は全体として整っている。

看護学部における教育課程の特色は次のとおりである。

① 全学共通科目１年次に履修するコンピュータ入門などにより、学生は情報機器を十分活用できていること。

② １年次に通年で行う入門演習などの小グループ演習により教員と双方向の授業展開ができること、学生間の交流が図れること並びに自己表現の訓練になること。

③ 英語は８単位、外国語も４単位必修と重視していること。

④ １年次から専門科目として臨地実習を行うことにより、早期から看護学への関心を高めていること。

⑤ 学内及び臨地実習の両方の場において、医療従事者としてのモラルに関する教育を行っていること。

⑥ 実習期間の中間点で、学生が自己のかかわりをみつめる授業を行い、対象者とのコミュニケーションスキルの向上につなげること。

⑦ 保健医療チームの一員として効果的な活動ができるよう他の職種との連携を重視し、４年次の看護総合実習ではチームアプローチを共通課題としていること。

⑧ 看護の実践を通じて追求すべき課題を取り上げ、４年次の卒業研究に反映されていること。

こうした特徴を通じて、学部の教育理念、すなわち、実践を基本とした高度な専門的知識・技術・幅広い教養とともに、看護の援助を必要とする人々の立場に立ち、科学的に判断し、主体的な看護を展開できる能力を養うことの実現を図っているものである。

一方、本学の特色として、全学共通科目において英語・外国語教育と情報処理に重点をおき、特に外国語の科目の比重が大きくなっている。また、選択可能な共通科目が多く開設していることは、多様な学習を選択できるという点で評価できるが、本学部の場合、時間的な問題から選択できる科目数が限定されており、専門科目の教授形態に応じた時間割の配置が困難な状況にある。学年によって科目配置に大きな差が生じていること、科目の内容の重複や不足などについて十分議論してこなかったこと等の課題もあり、教育課程の改訂を検討しているところである。

ウ　改善方策

社会の看護ニーズに応えるとともに、学生の学修をより深化させるため、厚生労働省により予定されている看護基礎教育のカリキュラム改正を視野に入れつつ、平成２１年度のカリキュラム改定に向けて、カリキュラム検討委員会を中心に検討を進めていく。特に、履修のありかた、バランスのよい科目配置について検討する。また、英語及び情報処理の教授形態を看護学部のみの科目設定にするなど、教養科目（共通科目）と関連科目（専門科目）の内容の検討をすることとしている。

（２）カリキュラムにおける高・大の接続

ア　現状

高校の教科についての補講等はしていないが、１年次に１年間継続する小グループ学習などで学生のレディネスを把握し、授業を工夫している。また多くの教員が授業終了後に出席状況の把握をかねて、授業内容についての感想を記述させたり、適宜小テストをして学生の理解状況を把握し、次の授業に生かすよう工夫している。

イ　点検・評価

個々の教員がそれぞれ工夫して、学生が理解できるような授業展開をしている。しかし看護学を理解する前提としての専門基礎科目の生物や化学などの基礎的知識が不足していることが課題であったため、平成１９年度の入試問題を５教科５科目から数学･理科を１教科ずつ増やし、５教科７科目とした。

ウ　改善の方策

今後も学生のレディネスを把握し、各教員が授業内容の工夫することを徹底していく。

また、高大連携教育推進委員会を中心とした高等学校教員との会議の場を活用し、看護学を学習していく時に必要とされる教育内容について検討する。

（３）カリキュラムと国家試験

ア　現状

本学部は、看護師、保健師、助産師の国家試験受験資格が取得できる教育課程を有している。平成１８年の国家試験の合格率は、看護師９４・５％で、保健師９６．９％、助産師１００％である。（大学基礎データ表９参照）

これまで助産師は開学２年目以降１００％、看護師は全国平均か平均をやや上回っているが、保健師は全国平均をやや下回っている状況である。

国家試験対策は、学生が主体となって、９月から翌年１月にかけて各国家試験の模擬試験を実施し、模試の結果については担任が把握し、個人指導を行っている。また学内夏期講座を設けている。平成１９年度は就職支援センターと連携し学生の企画した自主的なセミナーを支援している。

イ　点検・評価

国家試験対策は、基本的には学生の自主性に任せている。また保健師国家試験の不合格者を分析すると、看護師国家試験対策に精一杯で、保健師国家試験対策まで余力がないという学生の声もある。助産師国家試験は、自身の強い希望で選択した学生たちによる受験

であり、就職にも直結することから、過密カリキュラムを乗り越える程学習意欲が十分であり、１００％の合格率に結びついていると考えられる。

ウ　改善の方策

これまで通り就職支援センターとの連携を十分に行いながら、学生の自主性を尊重し主体的な学習姿勢が向上するような支援体制を検討する。

（４）臨床実習

ア　現状

本学部は、看護師と保健師の統合教育に、選択した学生には助産師と養護教諭の養成教育を行っている。臨地実習は、基礎看護実習、母性看護実習、小児看護実習、成人看護実習、老年看護実習、精神看護実習、地域看護実習という専門領域の実習および看護総合実習、選択で行われる助産学実習、養護実習で構成されている。

臨地実習の目的は、学内で学んだ知識・技術を基にして、人々の看護ニーズに応えることができるような判断能力、応用力、実践力を養うことを主眼とし、得られた体験を自らの学習に反映させることにある。

授業の進度に合わせて次のような実習を実施している。また実習については、質の保証や学習効果の点を鑑み、先修条件を設けて展開している。

【実習の実施状況】

実習科目		実習年次	時間数	単位数
必修	基礎看護実習	1 年後期～2 年前後期	135 時間	3 単位
	母性看護実習	3 年後期～4 年前期	135 時間	3 単位
	小児看護実習	3 年後期～4 年前期	135 時間	3 単位
	成人看護実習	3 年後期～4 年前期	135 時間	3 単位
	老年看護実習	3 年後期～4 年前期	135 時間	3 単位
	精神看護実習	3 年後期～4 年前期	135 時間	3 単位
	地域看護実習	3 年後期～4 年前期	135 時間	3 単位
	看護総合実習	4 年前期	90 時間	2 単位
選択	助産学実習	4 年通年	360 時間	8 単位
	教育実習Ⅰ	4 年前期	45 時間	1 単位
	教育実習Ⅱ	4 年前期	90 時間	2 単位
	養護実習（事前事後指導）	4 年後期	225 時間	5 単位

実習については、実習施設と教員との間で、病院全体および実習病棟ごとに事前打ち合わせを行なうほか、実習中も必要に応じて連絡・相談を行い、連携をとり指導を行なっている。教員と実習先指導者の役割分担については、原則として、患者の看護場面は現場の

指導者が、学生の指導は教員が主に行なうようにしているが、常に臨機応変に対応している。また若手教員（助手）の教育の質の向上にあたっては、経験のある助教・講師以上がフォローする体制をとって助言・指導を行なっている。

臨床実習の効果については、領域ごとに実習成績評価を行っている。実習成績評価は、実習目的・目標に基づいた評価項目・評定基準を作成し行っている。評価方法は、実習中の言動を観察、看護技術は領域によってチェックリストを用いて、記録物から総合的に行っている。看護技術は、領域によってチェックリストを用いて、評価を行なっている。

イ　点検・評価

実習のカリキュラムについては、1年次から実習を経験することにより、臨床現場の活動のイメージ化につながり、これはその後の授業の理解に役立ち、授業への取組みへの姿勢にも良い影響を及ぼしている点で高く評価できる。

領域別実習では、病院だけではなく様々な保健・医療・福祉施設等の現場で学ぶことで、幅広い視野から看護を考え学ぶことができている。また看護総合実習では、学生の希望を取り入れることで関心を持って主体的な実習展開につながっている。

実習全体として、少人数の学生に分けて実習することにより個別指導と同様にきめ細やかな指導ができている。

実習先との連携や指導体制に関しては、教員間の連携、教員と実習先との役割分担が図られ、連携の仕組みはできている。しかし、実習指導についての教員個々の課題を共有する場が確保されていないという課題がある。

ウ　改善の方策

学生の各領域の実習状況を共有して、実習の成果が十分に上がっていない学生に特に留意して指導する。

また、教員間で実習指導内容を意見交換し、連携をより密に持ちつつ実習指導の教育技術を向上させるＦＤ活動を実施する。

（５）履修科目の区分

ア　現状

本学部においては、必修７１科目１０９単位、選択９８科目１８８単位、自由選択科目１２科目２４単位の計３２１単位を開設している。卒業要件１２８単位であり、必修１０９単位、選択１９単位である。区分としては、全学共通科目２７単位（必修１４単位、選択１３単位)、専門基礎科目２７単位（必修)、基幹科目６８単位(必修)、関連科目６単位(選択)である。

【履修科目の区分】

区　　分			開設科目						卒業要件単位数		
			必修		選択		自由				
			科目	単位	科目	単位	科目	単位	必修	選択	計
全学共通科目	基礎科目	英語	4	8	—	—	—	—	8	—	8
		情報処理	2	4	—	—	—	—	4	—	4
		入門演習	2	2	—	—	—	—	2	—	2
	教養科目	問題論的アプローチ科目	—	—	46	92	—	—	—	8	8
		外国語	—	—	12	24	—	—	—	4	4
	保健体育		—	—	2	3	—	—	—	1	1
	外国語自由聴講科目		—	—	—	—	12	24	—	—	—
専門科目	専門基礎科目		20	27	—	—	—	—	27	—	27
	基幹科目		43	68	—	—	—	—	68	—	68
	関連科目		—	—	17	20	—	—	—	6	6
	助産学科目		—	—	5	17	—	—	—	—	—
	教職科目		—	—	16	32	—	—	—	—	—
合　　計			71	109	98	188	12	24	109	19	128

イ　点検・評価

本学部は、看護師、保健師、助産師、養護教諭一種、高校教諭一種（保健）の養成機関であり、カリキュラムを修了することが、看護師、保健師、助産師の国家試験受験資格や、養護教諭、高校教諭の一種免許状を授与することになることから、多くの科目が必修科目になっている。

ウ　改善の方策

カリキュラム検討委員会を常置して、社会のニーズを反映した科目の設定や教授内容についての検討を継続して行い、定期的な評価修正をしていく。

（６）開設授業科目における専・兼比率等

ア　現状

本学部の専門科目（専門基礎科目及び基幹科目）計６３科目中、専任教員のみによる科目は５２科目（８３％)、専任教員と非常勤講師等によるオムニバス式の科目は５科目(８％)である。

一方、関連科目１７科目では、専任教員のみによる科目は９科目（５３％)、専任教員と

非常勤講師による科目は１科目（６％)、非常勤講師のみは７科目（４１％）であり、専門科目と比較して非常勤講師の割合が高い。

非常勤講師との教科目内容および評価等については、関連科目の教員が共に検討を行っている。

イ　点検・評価

実学実践をめざし、日々進歩している保健医療の実情を考えると、経験豊かで第一人者の実践者の講義は、学生の理解を深めるために有効と考える。

特に専門科目の内容をさらに発展・深化させた内容を取り扱う関連科目の性格上、当該領域において高度な専門性を有する講師を学外から積極的に任用している結果であり、妥当と考える。

しかしオムニバス式の科目は、内容の再分化にもつながりかねないので、つながりを十分考慮した協調をしなければならないという課題がある。

ウ　改善の方策

オムニバスは、核となる教員が内容のつながりを学生が理解でき、オムニバスの意義を生かせるようにし、学生の授業評価をもとに内容の検討を行う。

（７）正課外教育

ア　現状

就職支援センターと連携しながら、就職委員会が病院等研究セミナーを企画・運営している。また看護師保健師助産師国家試験資格講座についても、学生の主体的な実施をサポートしている。そのほか、実習委員会は、卒業前看護技術演習の企画を支援している。

また各教育研究領域においては、実習前などには実習室を開放し、適宜、技術指導を実施するなど、学生のニーズにきめ細やかに応える仕組みをとっている。総じて、教員が主となって機会の提供や充実につなげるというよりも、学生の主体性を尊重し、それを支援する体制をとっている。

加えて、最新の医療関連の動向等を教授するために毎年数回ゲストスピーカーによる特別講義を行っている。また、本年度からは、いわて５大学連携事業ネット回線を利用した特別講義を積極的に活用し、基礎医学教育の充実に努めている。

イ　点検・評価

各種委員会および各教育研究領域で学生の主体性やニーズに合わせ、きめ細やかに正課外教育を実施している点は高く評価できる。

ウ　改善の方策

現状行っている活動を継続していく。

２　教育方法等

（１）教育効果の測定

ア　現状

看護学部設置の趣旨は、地域の保健医療を支える人材の育成である。この観点から、本学部における教育上の効果は、第一義的に卒業生の進路の状況に現れていると考えている。

まず、看護学部の学生は、全員が保健師及び看護師の国家試験を、一部の選択学生が助産師の国家試験を受験しており、その合格率の状況は次のとおりである。

【保健師・看護師国家試験の合格率の推移】

区　　分		受験者数	合格者数	合格率	全国合格率
保健師	平成１６年度	１０１人	８４人	８３．２％	９２．３％
	平成１７年度	９８人	６７人	６８．４％	８１．５％
	平成１８年度	９８人	９５人	９６・９％	７８．７％
看護師	平成１６年度	９３人	８９人	９５．７％	９１．２％
	平成１７年度	８９人	８０人	８９．８％	９１．４％
	平成１８年度	９１人	８６人	９４．５％	８８．３％

合格率は、年度によりばらつきがあるが、平成１８年度は全国の合格率を上回っており、有効な教育が実現できていることを示している。

就職率はほぼ１００％で推移している。卒業生は臨床の看護師として職に就くものが多く、主な就職先は県内外の病院がほとんどとなっている。保健師・養護教諭については求人そのものが少なく、免許・免状を取得しても希望職種に就業できない状況があるが、看護師・助産師においては一部を除いて、ほぼ第一希望の職場に就業できており、社会の要請に応えていると考えている。一方、県内県外別では、平成１５年度卒業生まではほぼ同率で推移していたが、平成１６年度生から県内３０％、県外７０％に変化してきており、地域の期待に十分応えているとはいえない状況にある。なお、就業後の卒業生の評価については、病院等セミナーに参加した施設に対してアンケート調査を実施している。

一方、４年間の教育課程による到達度については、単なる授業の理解度に限らず、実践能力に視点を置き、様々な工夫を行っている。

多くの教員が授業にレスポンスカードを活用しており、授業の理解度や感想などを把握し、次の授業に生かしている。基礎的な看護技術の修得に関しては、実習室を開放して練習回数を記載させるなどの工夫により確実な看護技術の修得を図り、また、学生や教員の前でデモンストレーションを行わせる、教員と個別にチェックを受ける、などにより看護

技術の修得状況を確認している。

実習における教育上の効果の測定については、臨床指導者と常に連携をもち、学生個々の実習内容、指導方法を共有する中で、学生の学びをきめ細かに把握している。また、各教育・研究領域ごとに実習目標に対応させた到達目標を設定し、実習時の学生の状況や経験内容のみならず、カンファレンス時の状況、実習記録物（日々の記録、看護過程展開記録、レポート等）により総合的にその達成状況を測定している。教員側の達成度の評価のみならず、学生個々の自己評価表も合わせて実習終了ごとに確認している。各教育・研究領域においては、このようにきめ細かな教育効果の測定が実践できているものの、領域をこえた学部全体としての実習の教育効果を把握する仕組みづくりを検討することで、各学生が自らの課題や問題点に領域を越えた取り組みを促進することができる。

なお、平成１８年１月に、カリキュラム検討委員会において、平成１７年度卒業予定者（編入学生を除く）８９名を対象にカリキュラム評価学生アンケート調査を実施した。調査内容は、本学部教育目標６項目３０問に対する到達度、カリキュラムに対する意見６問に対する自由記述、看護実践能力の到達度１１４問に対する到達度で、その結果の概要は次のとおりである。到達度については、４段階評定で回答を求めている。

①　学部教育目標の到達度

３０問の中央値は３．０～４．０であった。

「４だいたいできる」と「３少しはできる」を『到達している』とすると、『到達している』割合が８０％以下だった項目は、「自分の考えを建設的に表現することができる」（７４．５％）、「相手の人種にこだわらず自分を表現できる」（７２．５％）のコミュニケーションに関するもの、「世界の看護職の活動に関心を向けている」（６０．８％）、「世界の健康問題に関わる組織・機関に関心を向けている」（６６．７％）の「世界と看護」に関するもの、「研究計画が立てられる」（７４．５％）で、相対的に到達度は低いと考えている。

②　看護実践能力の到達目標達成度

中央値が２．０であったのは、「時代を育むための援助」で１項目、「慢性的疾病を持つ人への療養生活支援」で２項目、「高齢期にある人の健康生活への援助課題の判断と支援で１項目、「終末期にある人への援助」で３項目、の計１０項目であった。

達成度を学生ごとに見ると、「１ほとんど達成していない」または「２あまり達成していない」の自己評価が１１４項目中４６項目（４割）以上であった学生は、５１名中７名（１４％）であった。最も自己評価が悪かった学生は７９項目（６９％）が１または２の評価であった。

イ　点検・評価

教育効果の測定は学部を上げて積極的に取り組んでいるといえる。

実習指導においては、各教育・研究領域において、総合的なきめ細かな教育効果の測定が実践している点は高く評価できる。その一方で、各専門領域を越えて教育効果を把握し、

学部としての方向性を検討する継続した教育体制の整備が課題といえる。

就職率は高く、それを維持するための取り組みも評価できる。県外への就職率が増加している原因としては、病院の機能分化が進む中、看護師として若いうちに大学病院等の急性期病院で経験を積みたいと希望する学生が多くなっていることが考えられる。今年度県内の就職先として病床数５００床以上の病院からの求人もあり、採用も見込まれるので、来年度以降につなげていくことができれば県内就職率を上げていくことも可能である。

一方、学部教育目標の到達度については、全体としてほぼ学部の目標に到達していると考えられる。

項目別に見ると、コミュニケーション能力について、十分修得していない学生がいることを示している。当学部は、コミュニケーションに関する科目の時間は多い方であると考えられる。授業をしていても質問など学生からの反応が少ないと感じられ、岩手県または東北地方の風土も影響しているのではないかと考えられる。

「世界の看護職の活動」、「世界の健康問題に関わる組織・機関」は、「看護学序論」「国際看護論」などで教授されるが、科目の中では繰り返して学習する機会が少ない。「世界」は、学生からみると身近に捉えにくいことも影響しているのではないかと考えられる。

「研究計画立案」は、卒業研究で初めて取り組み、１回限り行うものである。多くの学生は、教員の指導を受けてやっと研究をまとめるというレベルであり、１回研究計画を立てただけで、次は自分ひとりでできるかと自問した時、『到達していない』と考えるのも理解できる範囲にあるではないかと考える。

実習指導方法の不統一は、同一領域実習内および領域実習間教員の指導の一貫性に問題があることを示唆したものである。指導者一人ひとりの看護観、教育観、専門知識・技術の相違のほか、授業科目間の相互連携の不足、実習指導要項の不備または理解不足などが要因として考えられる。

看護実践能力で到達目標達成度については、到達目標達成度が低い援助項目は、高度・複雑であること、そして、隣地実習において、もともとこのようなケース・状況に出会う機会が少なく、実習において見学も含めて経験することの少ないことなどが影響していると考えられる。

ウ　改善方策

実習に関しては、学年が終了する時に各教育・研究領域における学生の到達状況を共有する全体会議を開催し、継続した教育体制の整備を行う。

コミュニケーション技術に関しては、授業において、講義ではなくＧＷのような討議をする機会が増えるように、演習を取り入れた教授方法を増やす。学生に対しては、発言に自信を持てるような態度で教員が指導する。

世界の看護や健康問題については、他の科目でも関連がある事項について意識的に講義の中で触れるように努める。

実習指導の統一に関しては、教員が行っている指導および相違、その解決方法について検討する会議を領域別および全教員で持ち、教授内容を公開し、連絡を密にして相互理解に努める中で、実習指導要項を吟味して、不備がないか点検をする。

看護実践能力については、実習において経験することが少ない援助項目は、授業の中で、具体的な事例を挙げるなどして演習を活用する。実習では、可能な限り体験できるように指導に努める。

学生の修得・実習状況について、授業においては科目間、実習においては領域間の情報交換を行なう。授業は、可能な授業内容について、学生の小集団化とチームティーチングによる授業をすすめる。

（２）厳格な成績評価の仕組み

ア　現状

看護学部では卒業要件となる履修単位１２８単位のうち、専門科目の必修科目単位は９５単位、選択科目単位は６単位以上となっており、必修科目の単位数が７５％を占めている。また、助産師や養護教諭のコースを選択した学生は必然的に履修単位１２８単位のほか、助産師では２７単位、養護教諭では３２単位多く履修することが求められている。臨地実習を含めた必修専門科目のほとんどが２年後期から４年前期に集中し、また４年後期には国家試験受験が控えているため、自己の興味・関心で自由に履修科目を選択できるのは概ね１年前期から２年前期までと限定されている。２年後期からの専門科目を効果的に学習できるよう、「全学共通科目」は主として１年次にその科目を履修するよう指導し、この時期に各学生が個人の知的関心に応じて自由に学習を進められるよう、あえて履修科目登録の上限設定をしていない。主に２年後期以降に開講されている専門科目についても、ほぼ必修科目の履修によって時間割が埋まる状況となっているため特段履修科目の上限設定を行っていない。

成績の評定方法は、全学的な取組みに即して行っており、基本的に担当教員に委ねているが、試験、レポート、出欠状況などによって行っている。評価の前提として、通常の講義・演習は出席日数の３分２以上、臨地実習は出席日数の５分の４以上をもって評価の対象としている。平成１７年度の調査では、平常点・レポート・試験をあわせて総合的に評価しているのは５２．６％、試験による評価が２２．８％、レポートによる評価が１９．３％、平常点による評価が５．３％であった。再試験を実施しているのは４５．６％である。

なお、２年次の基礎看護実習、３年次の領域別看護実習を履修するにあたっては、学内で修得した専門知識・技術の臨地での応用による学習の深化、実習で受け持つ対象者の安全確保の観点から、単位を獲得していない専門領域の実習を履修できないなどの先修条件を設定している。

実習指導における成績評価法については、各教育・研究領域において成績評価基準、公平な評価法の運用を行っている。成績評価基準は、各実習目的および目標に合わせ設定されており、実習内容、到達度、各種実習記録、レポート、実習態度ならびに出席状況等が総合的に評価できるものとなっている。しかし、学部全体としての共有は不十分である。また、受持ち患者の状態により学生個々の実習体験が異なるという実習の特殊性に鑑み、主に個々の学生における形成的な評価を重視している。公平な成績評価法の運用については、実習担当教員が主となり成績評価基準に則り、一次的に評価を行った後、各教育・研究領域毎に、ほぼすべての担当教員による成績評価会議を実施し、最終評価を行う仕組みをとっている。この成績評価会議における討議が、主に実習指導を担当する若手教員の教育の質の向上、自身の振り返りの機会につながっており、厳正な評価技術の質的向上に寄与している。

本学部では留年制度は採っておらず、その年度の単位を落としても留年ではなく次年度履修をすることが出来る仕組みを導入している。しかし、３年次後期から開始する専門領域の臨地実習においては、基盤となる専門知識・技術の修得がなければ学習が効果的にならないと考え、先修条件を定め、学生の質を確保している。

また、卒業時の学生の質の確保のために以下の取り組みを行っている。

① 学生の希望による卒業前の看護技術演習の補習時間の確保と教員の技術指導
② 国家試験合否の把握と就職決定先への連絡
③ 卒業生の就職先への質問紙調査

各年次の成績評価や学生の履修状況は随時教務委員会で掌握し、個別指導が必要な学生については担任を通じて継続的に指導を行うシステムをとっている。講義や実習で欠席が目立つ学生などは適宜教務委員会で把握し、担任からの指導につなげ、学生の質の確保を図っている。しかし、卒業の可否は単位数の評価によっているので学生の質の検証までに至っていないのが現状である。

学生の学習意欲を刺激する体制としては、各種委員会活動および各教育研究領域に委ねられ展開している。主な活動例を表に示す。各担当では、学生の主体性を優先し、各種活動の支援を行っている。

【学習意欲を刺激するための活動例】

担当名	活動例
学生委員会	大学祭の運営支援、国際研修にむけた支援、国際遠隔授業
教務委員会	ゲストスピーカーの招聘、卒業研究発表会の開催、成績優秀者の表彰支援など
実習委員会	卒業前技術演習の運営支援
就職委員会	各種国家試験模試の実施支援、病院等研究セミナーの開催
各教育研究領域	実習室の開放、技術チェック

国家試験対策としては、模擬試験及び学内夏期講座を設け、学生の積極的な参加を勧めている。模擬試験の結果は本人に通知すると同時に、各担任教員も把握し成績不振者に対

しては個別に対応している。

イ　点検・評価

本学部では、学生の主体的な学習意欲を尊重し、履修科目登録の上限設定はあえて行っておらず、学生の意欲に任せている。上限設定がないことにより、学生は学習の機会を自主的に持つことができる。しかし看護学部の場合は必修科目が多く、学年ごとに履修科目の過密度にばらつきがありバランスが取れていない状況がある。

成績評価方法については、各科目の成績評価の方法や、課題提出期限の遅れ、遅刻・欠席、受講態度などを評価に入れるかどうかなどの評価視点については科目担当の教員が決定しており、教員間では共有されていない。

近年、学生の自主性や履修態度に問題点が見受けられている。また、看護場面でのインシデントが問題となっている現状に鑑み、学生の成績評価基準や方法について再考が必要ではないかとの意見が教員の中からも出ている。教育方法、教育評価に関する教員側の知識も十分とは言えない。

実習に関しては、各教育・研究領域において設定した成績評価基準をもとに、複数の教員による公平な成績評価の運用がなされている。また若手教員の成績評価技術の質的向上にもつながる体制の確立は高く評価できる。一方で、学部全体として各教育・研究領域における成績評価基準の共有が十分に行われていない点は改善を要する。

各年次の学生、特に長期欠席や成績不振の学生に関しては教務委員会で連絡、報告がなされており教員間の共有はできている。

学生の学習意欲を刺激する仕組みとしては、良好に機能していると評価できる。

ウ　改善方策

今のところ、本学部では特に２年生以降の学生については、必修の専門科目が多いため、特別に単位数上限の指導を行なう必要はない。但し、今後のカリキュラム検討により、必修科目が減り選択科目が増えてきた場合には、きめ細かい学修作成支援・指導していく。

教育方法，教育評価に関しては、今後ＦＤなどによって教員全体の教育効果の継続的な向上を図っていく必要があろう。

実習指導に関しては、各教育・研究領域で設定している成績評価基準を共有し、より質の高い成績評価基準の設定につなげる。

（３）履修指導

ア　現状

年度初めに各学年に対して履修ガイダンスを行い、全般的な指導を行っている。平成１５年度入学生より、効果的に実習を行うために領域実習、総合実習とも先修条件を定めて

おり、ガイダンスや関連科目の授業開始時に説明し、実習に向けて準備できるよう指導している。特に選択により取得できる「助産師国家試験受験資格」や「高等学校教諭一種免許状」、「養護教諭一種免許状」については、単位未修得により希望する学生がそれぞれの課程を修められないことがないように配慮している。編入生の履修については、教務委員会が個別に履修相談・指導を行っている。

各年次の成績評価や学生の履修状況は前期・後期末に教務委員会で掌握し、個別指導が必要な学生に担任を通じて継続的に指導を行うシステムを構築している。

オフィスアワーについては、平成１８年度に実施した教員への調査において、オフィスアワー時間以外の時間帯の相談が多い傾向が認められた。相談方法としては、面談形式によるものが最も多いが、他には電話、電子メール等の非面談形式による場合もある。直接相談にかかわる教員は、実習指導時に密接に関わる助教・助手となる傾向が強く認められる。相談内容は、就職、進路、学業、人間関係、健康に関することなど多岐にわたっている。

一方、本学部では学年進級制度に伴う留年制度は採っておらず、その年度の単位が獲得できなくとも留年とはならずに次学年へと学年進行し、未履修科目の再履修を申請できる仕組みである。

年度末における各学年の成績不振者、及び卒業延期となる可能性のある学生についての実態の把握と検討を教務委員会で行い、学年委員会及び担任教員に連絡し個別指導を実施している。担任教員は該当学生と丁寧に面談し、成績不振となった原因を探り、本人の意向や今後の希望等を踏まえ、学生と共に将来に向けた方策、方向性を考える指導を行っている。また、担任は休学中や復学後の学生に対しても個別に関わり丁寧な指導を行っている。

イ　点検・評価

新学期に各学年のガイダンスで説明を行なっている他、担任による随時相談も行なっており履修指導はきめ細かく丁寧に行なう体制として構築できている。また、教育・学生支援室との連携も取れており、何らかの問題が生じた場合は早期に対応するなど指導は行き届いていると考えている。

オフィスアワー以外での相談が多い原因として、オフィスアワーが十分に周知されていないこと、学生の授業時間と重複していること、相談したいことがあったら速やかに相談していることが考えられる。助手の年齢は学生の年齢に近く、また実習指導等の教育活動を通して身近な存在であり、相談が多くなっている。オフィスアワー以外にも学生の相談に対応している点は評価できる。

留年者の対応については担任教員に委ねているところが大きいが、該当となった者の背景因子や個別の特性を面談により把握し、進路変更や休学等の手立ても視野に入れたキャリアカウンセリングを行い、本人についての具体的なアドバイスを行うなどしており、ま

た、担任のほかにも、教科担当や卒業研究担当の教員、看護学部の学生相談担当教員も指導にあたるなど、きめ細やかな対応をしていると評価できる。

ウ　改善方策

担任制を活用し、今後も学生の選択状況（助産学科目、教職科目等）を考慮しながら、履修漏れのないように指導する。また、学生の学習状況や健康管理状況を見ながら、支援を継続していく。特に臨地実習においては、学生の緊張や実習記録・自己学習による負担も十分に考慮して、担当教員が細やかに支援していく。

編入生の履修指導についても、教務委員会を中心として短大等での既取得単位を考慮しながら、個別の履修指導を継続していく。引き続き事務局との密な連携を図っていく。

オフィスアワーについては、制度を理解していない学生もいることから、新入生、新学期のガイダンス及び担任と学生の交流会でオフィスアワー一覧表を配布するとともに学内ホームページでの確認方法の説明を行い、オフィスアワーの周知徹底を図る。本学部の特性として臨地実習中はオフィスアワーの時間帯にキャンパスへ戻ってくることが困難となるので、オフィスアワー以外に相談を希望する場合の教員との連絡方法も学生に周知し、広く相談対応できる体制をとる。

（４）教育改善への組織的な取組み

ア　現状

看護学部では、全学的な教育改善・ＦＤ活動に連動して、シラバスの作成、学生による授業評価の実施など学部としてＦＤ活動に取り組んでいる。

学部独自の活動としては、平成１６年から１７年度において、カリキュラムの内容や臨地実習指導をテーマとしてＦＤ活動を実施している。臨地実習指導については、助教・助手を含む全教員で『学士課程で育成される看護実践能力に関する自己評価』について勉強会を開催した。平成１８年度はカリキュラム検討会としてＦＤ活動を実施した。これまで開催した勉強会については次のとおりである。

【ＦＤ活動一覧；講演を中心に】

年度	回数	内容
平成15年度	講演	「看護学におけるＰＢＬ・チュートリアル教育」 講師：森　美智子先生（日本赤十字武蔵野短期大学）
平成16年度	第1回	「看護実践能力育成の充実に向けた大学卒業時の到達目標」解説
	第2回	教員による研究講演
	第3回	教員による研究講演
	第4回	教員による研究講演
	講演	「電子カルテ時代に、なぜ看護診断が必要か？」 講師：中木高夫先生（日本赤十字看護大学）

年度	回数	内容
平成17年度	講演	「カリキュラム改訂への取り組み–直面した課題と成果－」 講師：宮崎美砂子先生（千葉大学看護学部）
平成18年度	講演	「現代GPの獲得，運営とｅラーニング“CanGo”の実際」 講師：真嶋由貴恵先生（大阪府立大学）

実習指導に関するＦＤについては、以下のとおりである。

平成１６年度以前は臨地実習指導に関するＦＤの場の整備がなされていなかったため、平成１７年度から実習委員会が企画担当し、拡大実習委員会として臨床指導方法・体制に関する検討・勉強会を３回開催した。この背景は、通常の実習委員会活動は講師以上の構成メンバーであるため、主に実際に実習指導にあたる助教・助手が直接発言し議論できる実習指導体制や指導上の問題を検討する場が作られていなかったことがある。それまで実習指導に関するＦＤ活動は実習委員会の活動内容には含まれていなかったこと、本来教員のＦＤ活動は、ＦＤ委員会の活動内容であるべきであるという学部運営上の判断から、平成１８年度は、ＦＤ委員会の活動に移行する予定であったが、実際にはＦＤ委員会活動は停滞している状況である。

【拡大実習委員会・勉強会内容一覧】

年度	内容	開催場所
平成16年度	素直に病棟スタッフの指導を受け入れられない学生	岩手県立中央病院
平成17年度	自分の描く理想と現実のギャップに戸惑いが強かった学生	
	学生指導における実習指導教員と臨床指導者・病棟スタッフとの連携	
平成18年度	学生のインシデント事例からの学び	

そのほか、学生の学習を活性化させるため、ＰＢＬ（Problem Based-Learning）を導入している。平成１５年、カリキュラム検討ＷＧにおいて、１年次からの演習、実習を充実させ、主体的に学ぶ姿勢を身に付ける教育の必要性を検討し、ＦＤの講習会や実施校への査察を経て、平成１６年、ＰＢＬを導入することとした。平成１７年３月、看護学部の中期計画において、問題発見・解決型学習を取り込んだ看護演習開発を進めることを明記し、１年生に対して、ＰＢＬ導入可能な科目を担当する教員の１～２年次に開講する専門科目１０授業科目から２～４コマを持って集まり、合計２８コマの授業時間を「ＰＢＬ看護演習」として通年で行ったところ、授業進度上の問題、成績評価上の問題があり、ＰＢＬ看護演習として継続することは困難であることがわかった。ＰＢＬによる授業を受けた学生へのアンケート調査では、ＰＢＬによる学習を肯定的に捉えている学生が８２．９％、「１年次のＰＢＬを続けたほうが良い」は７７．２％という結果となっている。このため、平成１８年度からは、全学共通科目の「基礎教養入門」「学の世界入門」で行うこととし、ＰＢＬを行った教員を中心に継続している。

教員の教育指導方法の改善については、看護学の専門性を教授する工夫として、臨床現

場で実践活動を行う人材を非常勤講師やゲストスピーカーとして導入しているほか、臨床実習指導の資質向上のため県立中央病院の実習指導者との学習会を定期的に開催している。

また、病院等研究セミナーを例年７月に行っており、参加施設からのアンケートにより卒業生の実績を評価する仕組みを導入している。その集計結果は学部教員に周知し、担任の就職指導に役立てている。このセミナーには卒業生も参加しており、卒業生自身から就職後の実績を聞くことができるほか、後輩たちが卒業生の実際の声を聞くことができる場ともなっている。

イ　点検・評価

シラバスは概ね適切な表現で書かれている。特に、評価方法については、教務委員会を中心に一つ一つ洗い出し、わかりやすく客観性を持たせたことから、以前に比べ理解しやすいシラバスになっている。また、授業時間ごと内容が記述しており、シラバスに沿った授業展開となってきている。

学生による授業評価は総じて教員の教育活動に良い刺激を与えている。一方で、改善に向けての活用に関しては、個々の教員に委ねられており、十分な活用につながる仕組みが確立できていない。

全学的な取組みとして、授業の相互聴講が導入されたことは有意義であるが、学部としては、助教や助手といった若手教員を育てていく方針が見えにくく、各講座でどのような指導がなされているかの共有が図れていないことが課題となっている。

学部独自のＦＤ活動については、これまでは講習会等を定期的に実施し、開学当初からの教員間の相互啓発には寄与してきたものの、展開内容としては、勉強会スタイルが主であり、具体的な教育活動の資質向上に直接的に寄与するものではなかった。

ＰＢＬについては、現在、まだ試行段階にあり、ＰＢＬを効果的に行なうには、適切な課題シートの開発、チューターによる適切な指導が不可欠であるが、チューターのスキルアップについては、個々の教員に任せている状況である。また、実施する科目の妥当性について議論している。

病院等研究セミナーについては、毎年開催することで、学生が就職した主要な病院の雇用主と学部教員が情報交換できる場を持ち、卒業生の実績を評価する仕組みとして機能している。

ウ　改善方策

教員の教育指導方法の改善として、継続してＦＤ活動に取り組んでいく。

学部として、シラバスについては、学生へのアンケートや既存の資料などで状況を把握し、授業評価を共有し、組織的に教育活動の質的向上につなげていく。

ＰＢＬに関しては、具体的にどのような方法で導入すべきか検討を深めていく。そのほか、拡大実習委員会を通じて教員間の指導方法に関する情報交換の場の設定や若手教員の

育成に関する情報の共有化を図っていく。

平成１９年度においては、ＦＤ委員会の体制立て直しを図っており、実習委員会の活動とタイアップし、今後は実習指導に関するＦＤ活動を確実に行うべく計画中である。

病院等研究セミナーについては今後も継続して開催し、就職先施設と情報交換や卒業生の実績評価を行っていく。

（５）授業形態と授業方法の関係

ア　現状

本学部の専門科目における授業形態は次のとおりとなっている。

【専門科目における授業形態の状況】

区　　分	講義科目	講義・演習科目	演習科目	実習科目
専門基礎科目	１７	３	０	０
基幹科目	２３	１０	２	８
関連科目	１４	３	０	０
助産学科目	３	１	０	１
教職科目	１３	０	０	３

形態としては講義科目が多くなっているが、グループワーク学習や演習など、学生が主体的に学ぶ方法を多く取り入れている。

１年次に履修する「基礎教養入門」「学の世界入門」は少人数のゼミ形式の講義である。ここでは、学習内容や方法は学生と担当教員との間で自由に設定され、主体的な学習姿勢、研究的な学習姿勢、読み、書き、調べ、発表をする訓練を行っている。

また、大学内での授業以外に、外部の実習施設における臨地実習を１年次から組み入れ、より実践的な学習を行うよう工夫している。臨地実習では、教員だけではなく、臨床現場の指導者と協力をしながら、直接実践的な指導を行っている。

実習指導における教育方法については、臨床指導者との役割分担、各教育・研究領域における取組み、指導上の工夫点については次のとおりである。

臨床指導者との役割分担は、教育効果を最大にするためには不可欠な要素である。各実習においては事前に実習目的・目標・具体的な実習内容などに関する打合せを臨床指導者と行うとともに、実習中は、日々、学生の実習内容を把握しながら、連携を保ち、効果的な教育方法の展開に努めている。

看護学部の教育目標達成においては、実践現場での知識・技術および態度育成に大きな影響を与える実習指導の質的向上は重要な事項であり、各教育・研究領域における取組みとして、若手教員に対しては、経験ある教員がペアとなり実習指導にあたる体制がすべての専門領域で確立している。このほか、担当学生に問題が生じた場合などは随時、多数の教員で検討する体制も敷いている。

実習指導者は、看護学の知識や技術の習得を促すとともに、きめ細やかに学生を理解する姿勢を重視し個々の学生の成長を促すかかわりや看護観を育成する問いかけ、達成感をもたせ、主体的な学習行動につながる関わりなど、看護学の習得に限らない人間性や社会性の育成をめざす教育姿勢をもちながら、実習指導にあたっている。

講義室にはマルチメディアを用いた教育環境が整っており、看護学部では、対象となる患者の健康障害や看護の実際がイメージしやすく、学生の興味や関心を引き出すために、ビデオ教材などのマルチメディアを活用した授業を展開している。

一方、遠隔授業による授業科目は開講していないが、開学年度から米国のノースカロライナ州立大学ウィルミントン校（ＵＮＣＷ）との国際遠隔授業を実施している。平成１２年度にＵＮＣＷとの学部間協定を締結し、毎年３～４回の遠隔授業を実施してきた。科目ではないため、自由聴講の形式をとり、単位は認定されていないが、毎年１５から２０人程度の学生の参加がある。教員の講義だけでなく、学生の課題学習とプレゼンテーション、意見交換を通じ、他国の医療・看護の現状を知り、文化も含めた学びを提供する機会となっている。

【ＵＮＣＷとの国際遠隔授業の実績】

年　度	テーマ	授業回数	参加者数
平成１０年度	米国における看護の実際	3	19
平成１１年度	米国における看護の実際	3	30
平成１２年度	米国における看護の実際	3	110
平成１３年度	End of life care の文化的背景	10	37
平成１４年度	日本と米国における End of life ケア	4	32
平成１５年度	日本と米国の看護	4	30
平成１６年度	QOL and Self care	4	34
平成１７年度	家族のコミュニケーションと健康	4	27
平成１８年度	看護の課題と挑戦	2	20

イ　点検・評価

学生数が１学年９０～１００人と多いにもかかわらず、グループワークや実技演習を２週にわたって行う、グループ人数を調整する、などの工夫を凝らして実施している。

実習指導に関しては、臨床指導者との連携、各教育・研究領域における若手教員の教育技術の向上に関する体制の確立、看護学の習得に加えて人間性や社会性の育成をめざす教育展開など、効果的な教育の展開としては評価できる実践状況である。看護学教育において実習指導は大きな要素となる教育方法であるため、学部全体として教育技術の質的向上をめざす取組み（ＦＤ活動など）の継続的な実践が課題といえる。

ＵＮＣＷと行っている遠隔授業については、自由聴講の形式をとり、参加しても単位は認定されてない。しかし、継続的に実施されていること、互いの教員の講義や、学生の意

見交換を通じて各々の国の医療・看護の情勢を知る機会となっていることから授業として充分成り立っていると考えている。

ウ　改善方策

学部全体として、実習指導に関する教育技術の質的向上を目指すＦＤ活動の充実を図っていく。

ＵＮＣＷとの遠隔授業を授業科目とすることについては、検討を進める。

３　国内外における教育研究交流

ア　現状

学生が国際的な視野をもって看護を学ぶ機会として、国際遠隔授業、短期海外研修を実施している。

開学時の平成１０年度からＵＮＣＷとの遠隔授業を開催し、毎年１５～２０名の学生が参加している。平成１２年には学部間協定を締結し、学生１０名と引率教員２名が１０日間の日程でＵＮＣＷを訪問した。

また、大学間協定を締結しているイースタンワシントン大学（ＥＵＷ）を研修先として、平成１４年度から毎年、１０日間の日程で看護と英語を学ぶ短期海外研修を企画しており、学部学生及び博士前期課程学生を含めて１０名前後の学生と引率教員１～２名が参加している。

イ　点検・評価

国際遠隔授業は全学年が参加できるよう、開催時期を１月とし、時差の関係で１時限に実施している。内容は医療・看護の今日的課題をテーマに日米双方の現状と課題を学生が調べてプレゼンテーションし意見交換するというもので、参加した学生からは有意義であったと良い評価を得ている。しかし、単位取得とは関係がないことや、学期末の冬季の朝早い時間の開催であることから、参加する学生の人数が少ないという問題がある。

短期海外研修に参加した学生からは、看護だけでなく文化・生活面への学びが大きかったという声が聞かれ、研修参加後の学生の学習態度や発言から視野の広がりや積極性が向上したことが認められる。しかしながら、短期海外研修も自由参加のため、参加費はすべて学生個人負担となっており、関心があっても経済的負担が大きいために参加できない学生もいる。

どちらのプログラムも参加学生にとって国際的な視野を持ち看護の学びを深める良い機会となっているが、参加学生が少数であり、より多くの学生に波及させることが課題である。

ウ　改善方策

国際遠隔授業については、学生が参加しやすい日程を設定し、授業開催の内容と時期について早い時期から周知する。短期海外研修については、帰国後の報告会の開催により経験と学びを共有する機会を設けることや、参加者への渡航費補助なども検討する。

Ⅳ　社会福祉学部

【全学の目標を達成するための中期計画】
①　福祉分野の社会的な変化に対応して、平成１７年度から従来の５コース制を「福祉システム」「フロンティア福祉」「臨床福祉」「福祉心理」の４教育群に再編成し、教育体制の柔軟な連携により質の高い効果的な教育を目指す。
②　社会福祉士、介護福祉士、保育士、精神保健福祉士等の資格教育は、それぞれ独自の教育課程として学生に提供し、社会福祉の教育の質の向上と資格教育の高度化を図る。
③　上記４教育群制の展開のもとに、現行の２学科制の再編について検討する。
④　社会福祉のニーズの変化に対応できる新たな専門資格取得コースの提供についても検討する。
⑤　重点的教育目標を地域住民の福祉ニーズに応えるコミュニティ・パートナーの育成におき、地域の福祉課題とニーズを主体的に発見し、実践的に解決することのできる問題解決能力の高い人材教育を目指す。
⑥　福祉現場の多様な職種と連携できる専門的知識、能力、スキルの学習を一層推進する。
⑦　大学と実習先との相互研修機会の充実、現場実習の指導者の育成など各種実習教育を持続的に改善発展させる。
⑧　演習、実習等の各種成果報告会の充実と相互公開・連携による専門性の深化を目指し、分野・学年を超えた共同学習の場の提供を積極的に行う。

１　教育課程等

（１）教育課程

ア　現状

本学部は、多岐に亘る社会福祉の各分野に及ぶ広範な学の修得を重視して教育課程を編成し、少人数制により濃密な学びの展開に努めている。同時に、社会的な要請に対応した実践的人材の育成のため社会福祉士等多様な資格取得の科目を配置するとともに、実習教育開発室を設置するなどにより実習教育の充実に努めている。

また、平成１５年度に行った学部基本構想委員会の検討結果を踏まえ、平成１７年度入学生から「教育群制度」による新カリキュラムを実施している。「教育群制度」の導入は、教育理念等との適合性をより高めることが目的であり、具体的には、専門教育カリキュラムの更なる体系化及び資格教育課程との均衡確保が図られ、学生の自己選択領域を拡大した。

教育課程は、学部の教育理念と教育目的に基づき、学生が福祉経営学科・福祉臨床学科のどちらに所属していても「総合的な社会福祉学と福祉実践の構築」に結びつけることが

できるように編成している。学生は３年前期から、福祉経営学科においては「福祉システム」又は「福祉フロンティア」、福祉臨床学科においては「福祉心理」又は「臨床福祉」の教育群に属することになるが、各自が主体的に教育群を選択できるよう１年後期から指導を始めて、２年後期には教育群仮配属を行うなど個別的継続的支援を行うこととしている。３年次以降は教育群での学習が中心となる。

教育課程は、全学共通科目と専門基礎科目、基幹科目、展開科目、発展科目、教職科目、資格科目の６科目群からなる専門科目で構成している。

この枠組みについては「Ⅰ　全学」で、全学共通科目及び専門科目のうち教職科目については「Ⅱ　全学共通教育」で記述したとおりであり、学校教育法第５２条、大学設置基準第１９条に対応するとともに、大学の基本的方向に掲げる人間性を培う教養教育を行っているものである。

一方専門科目は、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させるとともに、本学部の教育目標を達成するため、社会福祉学の特性に応じて、次のように展開している。

【社会福祉学部の教育課程】

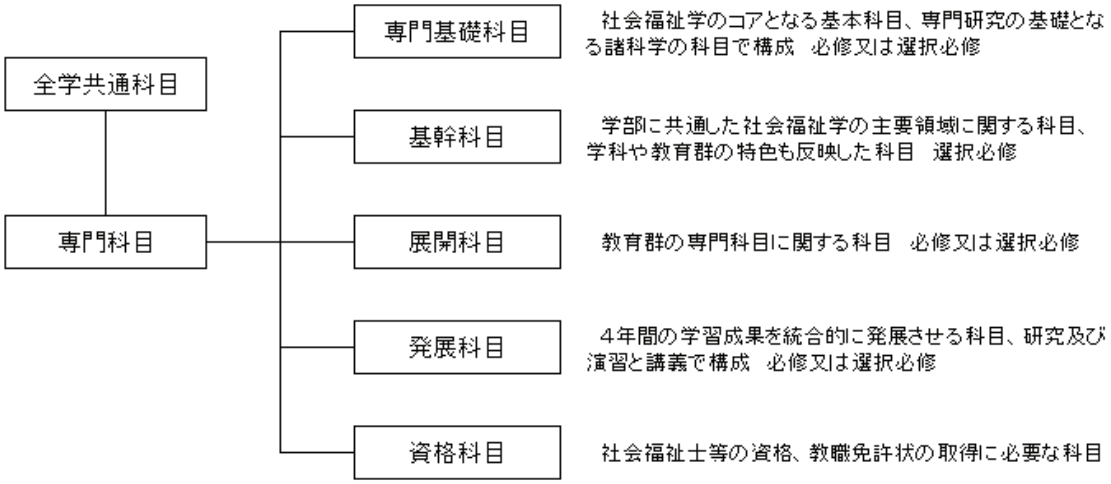

学部の教育理念と目標に基づいて「総合的な社会福祉学と福祉実践の構築」が果たされるよう、「専門基礎科目」と「基幹科目」は、福祉経営学科・福祉臨床学科において共通的な履修が可能な科目群として設定している。３年次前期からは所属する教育群ごとに「展開科目」「発展科目」を設定し、より専門性の高い科目を履修するシステムである。

さらに、教育体系の重要な柱となる「資格取得」について、①教職（福祉、公民）、②保育士、③幼稚園教諭　④介護福祉士，⑤社会福祉士受験資格　⑥精神保健福祉士受験資格、⑦日本心理学会認定心理士資格科目も並行して履修するシステムとなっている。これら資格課程については、学部内に「資格課程運営会議」を設置して資格付与の条件、実習のあり方、新規資格課程の協議等調整を行い、各課程の円滑かつ高水準な資格教育指導体制の

確立を目指している。

全学共通科目及び専門科目の開設科目数と単位数、卒業所要単位数は次のとおりである。

【開設科目数と単位数、卒業所要単位数】

学　　科	区　分	合　　計・%		専門科目・%		一般教養・%		外国語・%	
福祉経営学科	科目数	204	100	124	—	52	—	28	—
	単位数	414	100	257	62.1	101	24.4	56	13.5
福祉臨床学科	科目数	250	100	170	—	52	—	28	—
	単位数	510	100	353	69.2	101	19.8	56	11.0
卒業所要単位数	単位数	131	100	102	77.9	17	13.0	12	9.2

（注）福祉臨床学科の配当単位が多いのは介護・保育資格取得のための単位を置いていることによる。社会福祉学部・社会福祉学研究科「履修の手引き」19 年度版

開設科目は、卒業所要単位数に対し２倍以上(福祉臨床学科は３倍以上)の単位数に相当する科目数である。また、卒業所要単位数に対する比率は、専門科目７８％、一般教養科目１３％、外国語科目９％であり、他の福祉系学部に比して専門科目の比率がやや高くなっている。

なお、倫理性の培養については上記問題論的アプローチに「科学と倫理」「職業と倫理」の科目を設定しているほか、「社会福祉原論Ｉ」を１年前期に配置して必修とし、「人間の尊厳と社会福祉の思想」「社会福祉実践の思想と倫理」などを講義のテーマとして、早い時期から専門的職業倫理についての意識と関心が生まれるようにしている。さらに、ほとんどの学生が何らかの資格課程を履修していることから、現場実習や実習指導をとおして、体験的かつ具体的に職業倫理を習得できるよう力を入れている。

また、国際化への対応は全学的に教育目標としており、全学共通教育において英語、中国語、韓国語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、スペイン語の科目を設定しているほか、中国・韓国・ドイツ・フランス・ロシア・スペイン・中南米に関する国内事情をそれぞれ講義科目としているが、本学部においても、専門科目に国際社会福祉論、アジア福祉事情などの科目を開設し、配慮している。

イ　点検・評価

本学部の教育課程は、「教育群」制移行に伴ってカリキュラムが改革され、教育目標の実現にとってより工夫された内容になっている。例えば、基礎教養系の専門演習などの設定は、学生のニーズに応え,あるいは学生の自主性を涵養するために、選択肢を拡大している。また、学生による授業評価や学内及び部内の専門委員会において絶えず教育課程の点検、評価を行っており、資格制度の改正や学生のニーズに基づいて、１９年度における高校公民教諭資格や幼稚園教諭資格取得に必要な科目を開設するなど、教育理念と目的に沿った改善を図っているところである。これらは、学校教育法第５２条や大学設置基準第１９条の規定にも合致するものである。

本学の理念やそれに基づく教育目標を実現する上で、カリキュラムの体系や内容は確保されている。ただし、カリキュラムの体系的構成と内容は必ずしも完成されているものではなく、このような構成によって学生に系統的学習を促すねらいが十分に達成されているかどうか、状況を把握しながら改善を行う必要がある。カリキュラムの内容については、地域関係や生活関連の科目など、各学科・各教育群の特徴をなす科目を中心に、さらに充実する必要がある。他方、学生の系統的学習の点では、卒業課題研究の履修を必修としたことから入念な準備等指導が必要である。また、４年次で社会福祉の総合学習を深めるために、発展科目として「現代福祉特講」（Ａ，Ｂ，Ｃ、選択必修）を新たに開講した。その成果についても今後様々な角度から点検する必要がある。特にカリキュラム上、進級制を採用していないため、基礎的な知識を十分身につけないまま専門科目を受講する学生もあり、教育効果の点で問題を残している。

卒業所要単位数に対し専門科目の比率がやや高くなっていることは、いずれも、学生の柔軟な選択を可能にしているものであり、適切な配分となっているものと考えている。

倫理性については基礎教育でのアプローチに加え、学部においても「社会福祉原論Ｉ」などにより早い時期から学ぶこととしており、後年次の学習のバックボーン形成に有益であると考えている。しかし、職業選択に関る３年次から４年次の履修を通じてより高いレベルでの専門的職業倫理観を形成していく必要がある。

ウ　改善方策

「教育群」制が平成２０年度において全学年に適用されること及び社会福祉士等の資格制度が見直しされる方向にあることなどを踏まえ、学生の評価や就職率、受験者数などを十分に分析して、教育課程の改善を図っていく。２１年度において資格課程の点検、評価を行うべく、当面はその枠組み等、点検・評価の方法を検討していく。

一方、カリキュラムの体系については、次のとおり改善を図ることとしている。

① オリエンテーションの場や担任制の活用により学生に対する履修指導を一層きめ細かく行う。特に本学のカリキュラムの特徴である「専門基礎科目」「基幹科目」「展開科目」「発展科目」資格科目」の連関性を十分に説明して、系統的な学習及び教育効果の上がる履修科目の選択を指導する。また、「学の世界入門」を含め、「社会福祉基礎演習」「専門演習」から「卒業課題研究」に至るまでの、学生の主体的学習意欲と目的意識的学習態度を引き出すための小グループでの教育・指導を適切に行っていく。

② カリキュラムの見直しを定期的に検討する（受講者が少なく担当教員の確保が困難な科目の統廃合など）。具体的には、教務委員会が中心となって、学生による授業評価結果等を十分分析し、関係委員会や教授会における議論、検討に繋げていく。

また、専門的職業倫理の高いレベルでの形成については、カリキュラム検討課題の一つとして改革に着手した。その一つが、平成１９年度から始まった、学生の具体的な職業選択時期に当たる４年次後期に配置した現代福祉特講 C である。様々な福祉関連職場の課題

と専門職に求められる職業倫理を、強い目的意欲のもとに学ぶことができるよう工夫している。１、２年次の科目、実習関連科目と合わせて、今後さらに教育効果を検証し、体系的なカリキュラムの編成を行う。

（２）カリキュラムにおける高・大の接続

ア　現状

本学部における履修では、言語的リテラシー、社会科学及び外国語に関する基礎的学力に加え、調査データの解析などのための数学力等も必要である。学生個々においてはこれらの一部が不十分な場合があり、当該学生の履修の必要性によっては不都合が生じる場合もある。しかし総じていえば、履修上大きな問題は生じておらず、補講等特別の措置は講じていない。

大学のカリキュラムへの適応については、合宿形式を取り入れて実施する入学時オリエンテーションにおいて、現場実習、資格課程を含む４年間の履修目標について丁寧に説明している。カリキュラム上は、１年前期の「基礎教養入門」、後期の「学の世界入門」などによって、大学における学習で特に基礎的位置を占めるリテラシー・コンピテンスを志向した指導を行っている。また、２年次の「社会福祉基礎演習・実習」では、実践的素材を重視した演習と体験学習の組み合わせにより、漸進的に福祉専門教育への導入を行っているところである。

AO 入試合格者については、プレゼミナールを実施して、「学の世界入門」を体験受講するなどのプログラムにより、修学に向けた意欲の向上を図っている。

なお、学生個々の履修上の課題については、学年を５グループ程度に分けてそれぞれにアカデミック・アドバイザー（AA）を配置し、個別の履修設計を指導している。また、AA 及び学生委員を中心として、相談、支援に当たっている。

イ　点検・評価

これらの取り組み、カリキュラム上の措置により、全体としては円滑に大学教育に導入することができているものと考えている。

ウ　改善方策

専門教育に必要な基礎学力の性質については、高校及び受験生に対しより明確に提示し説明していく。学内の対応としては、学生による授業評価、個別授業において出される質問、意見等を学科担当や担任がしっかりと把握して、個別的対応を行うとともに、必要に応じて各委員会での検討等を求めるようにしていく。

（３）カリキュラムと国家試験

ア　現状

本学部では社会福祉士、精神保健福祉士、保育士等国家試験受験資格につながる科目を開講している。１８年度試験における合格率の全国平均は社会福祉士２７．４％、精神保健福祉士６０．３％で、本学の合格率はこれを上回っている。

【社会福祉士国家試験合格率等（第１９回：平成１８年度）】

	項　　目	本　学	全　国
総　数	受験者数（人）	174	45,022
	合格者数（人）	73	12,345
	合格率　（%）	42.0	27.4
卒業者	受験者数（人）	95	
	合格者数（人）	43	
	合格率　（%）	45.3	
既卒者	受験者数（人）	79	
	合格者数（人）	30	
	合格率　（%）	38.0	

【精神保健福祉士国家試験合格率等（第９回：平成１８年度）】

	項　　目	本　学	全　国
総　数	受験者数（人）	42	7,434
	合格者数（人）	30	4,482
	合格率　（%）	71.4	60.3
卒業者	受験者数（人）	30	
	合格者数（人）	25	
	合格率　（%）	83.3	
既卒者	受験者数（人）	12	
	合格者数（人）	5	
	合格率　（%）	41.7	

学生への支援としては、学部に「資格課程運営会議」及び資格毎の委員会を設置して学生の履修指導、施設実習の調整を行っている。また、学部内講座研究室の４年次学生への開放など自主的に勉強しやすい環境作りにも努めている。

イ　点検・評価

国家試験の準備時期と卒業課題研究の提出時期、就職活動の時期が重なり、十分な準備ができない学生もみられるといった問題はあるが、毎年全国平均より高い合格率を記録しており、国家試験に向けたカリキュラムとしては、十分なものと評価している。

ウ　改善の方策

カリキュラムについては、国における資格制度の見直しに対応して改変していく必要があり、その動向を踏まえて教務委員会と資格課程運営会議において協議、検討していく。

また、学生が受験に向けて十分な準備ができるよう、関係委員会による次年度のスケジュール調整を行うとともに、学生個々に対する指導もさらに充実していく。

（４）履修科目の区分

ア　現状

本学部においては、必修３１科目６６単位、選択１４３科目２８５単位、自由選択科目７６科目１５９単位の計５１０単位を開設している。卒業単位数は１３１単位であり、必修と選択の配分は、福祉経営学科については必修５６単位、選択７５単位、福祉臨床学科については、臨床教育福祉群が必修５８単位、選択７３単位、福祉心理教育群が必修５６単位、選択７５単位である。

１学年当たりの平均では約３０単位、セメスターでは１５単位である。これは各資格取得に必要な単位取得も考慮したものである。

【履修科目の区分】

区分			設置科目						卒業要件単位数		
			必修		選択		自由				
			科目	単位	科目	単位	科目	単位	必修	選択	計
全学共通科目	基礎科目	英語	4	8	—	—	—	—	8	—	8
		情報処理	2	4	—	—	—	—	4	—	4
		入門演習	2	2	—	—	—	—	2	—	2
	教養科目	問題論的アプローチ科目	—	—	46	92	—	—	—	10	10
		外国語	—	—	12	24	—	—	—	4	4
	保健体育		—	—	2	3	—	—	—	1	1
	外国語自由聴講科目		—	—	—	—	12	24	—	—	—
	計		8	14	60	119	12	24	14	15	29

区分				設置科目						卒業要件単位数		
				必修		選択		自由				
				科目	単位	科目	単位	科目	単位	必修	選択	計
福祉経営学科	専門科目	専門基礎科目Ⅰ		9	18	—	—	—	—	18	—	18
		専門基礎科目Ⅱ		4	8	6	12	—	—	8	4	12
		基幹科目Ⅰ		—	—	20	40	—	—	—	24	24
		基幹科目Ⅱ		1	2	29	58	—	—	2	14	16
		展開科目	福祉システム教育群	3	6	8	16	—	—	6	16	22
			フロンティア福祉教育群	3	6	11	22	—	—			
		発展科目		2	8	4	8	—	—	8	2	10
		教職科目		—	—	—	—	15	29	—	—	—
		資格科目		—	—	—	—	9	24	—	—	—
		計		22	48	78	156	24	53	42	60	102
	全学共通・専門合計			30	62	138	275	36	77	56	75	131
福祉臨床学科	専門科目	専門基礎科目Ⅰ		9	18	—	—	—	—	18	—	18
		専門基礎科目Ⅱ		4	8	6	12	—	—	8	4	12
		基幹科目Ⅰ		—	—	20	40	—	—	—	24	24
		基幹科目Ⅱ		—	—	30	60	—	—	—	16	16
		展開科目	臨床福祉教育群	4	10	13	26	—	—	10	12	22
			福祉心理教育群	4	8	10	20	—	—	8	14	
		発展科目		2	8	4	8	—	—	8	2	10
		教職科目		—	—	—	—	22	44	—	—	—
		資格科目		—	—	—	—	42	91	—	—	—
		計	臨床福祉教育群	23	52	83	166	64	135	44	58	102
			福祉心理教育群							42	60	
	共通専門計		臨床福祉教育群	31	66	143	285	76	159	58	73	131
			福祉心理教育群							56	75	

イ　点検・評価

専門科目においては、必修科目に加えて基幹科目、展開科目において広範な選択科目群を配置しており、学生は自らの志望や問題関心に合わせて科目選択ができるようになっている。

必修と選択の量的配分は、資格取得関連の科目も含めて考えると、社会福祉学部系のカリキュラムとして適切なものと評価している。

ウ　改善の方策

学生による評価、資格制度の動向等を踏まえて、随時検討し改善を図っていく必要がある。当面、学部内の関係委員会を中心に、情報の収集、交換と、カリキュラムへの反映の必要性等についての検討を行っていく。

（５）開設授業科目における専・兼比率等

ア　現状

本学部が平成１９年度に開設している専門科目における専任・兼任の状況は次のとおりであり、両学科ともに８３％以上の科目を専任教員が担当している。

すなわち、教育上主要と認める科目のほとんどは専任教員が担当し、専門分野上、専任教員が関与できない部分に限定して、兼任教員が担当している状況である。

【専門科目の専兼状況】

学　科　名	開設科目数	うち専任教員担当科目数	比率（%）
福祉経営学科	１２４	１０４	８３．９
福祉臨床学科	１７０	１４２	８３・５

（注）本学部「履修の手引き」19 年度版　専任は本学所属の教員である。

イ　点検・評価

兼任教員が担当する科目には、医学など基幹科目に属するものもあるが、資格課程に関係する教職科目や実技科目が多く含まれている。教育上主要な科目は、演習、卒業課題研究を含みほとんどを専任教員が担当しており、学生の円滑な履修にとって特別の問題はないものと考えている。

兼任教員の教育課程への関与については、兼任教員単独ではなく、専任教員組織において管理し学生指導を行っているものであり、兼任教員との連携も図られていることから、問題は生じていない。

ウ　改善の方策

専門科目については可能な限り専任比率を高めていくことを基本としつつも、開設科目の学問領域が広範囲に及んでいること、欠員が生じた場合に直ちに補充するのが困難な場合もあること、一方で専任教員の対応にも限度があることから、教員の採用、補充等に当たっては優先度を十分に考慮し検討していく。

兼任教員の教育課程への関与については、兼任教員に対する学部の教育方針等の伝達を

適切に行うこと、意思疎通を密にすることなど、一定の方針を専任教員組織として共有しておくことは必要であることから、教務委員会を中心に検討する。

（６）正課外教育

ア　現状

本学部として、教員の担当を決めるなどにより主体的、組織的に行っている正課外教育活動はない。教育活動ではないが、日本社会福祉士会が行う社会福祉士資格試験受験講座への会場提供と周知、事業主や卒業生を招いての就職セミナー・就職ガイダンス(第１１節参照)等により資格試験準備、就職準備に対する支援活動を行っている。

イ　点検・評価

これらについては、学生の参加も多く、評価も高い。

ウ　改善方策

本学部は、資格制度に関わる科目について、学生のニーズに応じて正課として設定しつつ、科目の性格に応じて卒業要件上の扱い等を変えることにより、学生の適正な取り組み姿勢を誘導している。これを基本としつつ、引き続き、これを補完する必要な支援の取り組みを行っていく。

２　教育方法等

（１）教育効果の測定

ア　現状

全学的に実施した「学生アンケート調査」と企業アンケートが効果測定の基本であると考えているが、学部としては、①専門資格取得率、専門職就職率などの評価、②卒業課題研究、ソーシャルワーク実習等での評価を通じて、個別授業の評価とは異なる方法で効果の測定を行おうとしている。

社会福祉学部設置の趣旨は、豊かで活力ある福祉社会の実現に寄与する人材の育成である。この観点から、本学部における教育上の効果は、第一義的に卒業生の進路の状況に現れている。

まず、社会福祉学部の学生のほぼ全員が社会福祉士国家試験を受験しており、その合格率の状況は次のとおりである。

【社会福祉士国家試験の合格率の推移】

区　　分		受験者数	合格者数	合格率	全国合格率
H17	新卒者	９７人	４８人	４９．５％	２８．０％
	既卒者	６４人	１９人	２９．７％	
	計	１６１人	６７人	４１．６％	
H18	新卒者	９５人	４３人	４５．３％	２７．４％
	既卒者	７９人	３０人	３８．０％	
	計	１７４人	７３人	４２．０％	

合格率は、新卒者・既卒者とも一貫して全国の合格率より高くなっており、有効な教育が実現できていることを示している。

次に、進路については、開学以来、ほぼ１００％の進学・就職状況である。卒業生の約６割が社会福祉学部の専門性を生かした「福祉・保健・医療分野」での就職をしており、また、毎年、卒業生の約６割が岩手県内での就職を行っており、社会の要請に応えている。

ただし、これは、学部の趣旨等に対する教育の成果を示してはいるが、経済状況の反映等もあり、教育効果とストレートに結びつけることには困難がある。

卒業課題研究については、４年間の教育研究の集大成として、テーマ決定時の発表会、中間報告会、提出後の報告会を開催して、指導教員以外の学科（コース）所属教員が出席して指導、評価を行っている。またソーシャルワーク実習においても、実習時における実習現場指導者の評価に加え、実習のまとめ（冊子）や実習発表会について、外部（実習現場の指導者）の評価を得ている。

個別の授業では、多くの教員がレスポンスカードを活用している。レスポンスカードは授業毎に学生に毎回の授業に関するコメント、内容の質問など書いてもらい、授業内容に関してその都度チェックして、次回の授業で学生にフィードバックするための簡単な工夫であるが、授業に対する学生の意識を知る上で実に有効である。

教育組織単位（教育群・資格課程）ごと、および類似科目群単位で、教育目的の特性に応じて個別に教育効果を評価しているが、学部単位に一般化された測定方法は開発されていない。

イ　点検・評価

近年の厳しい雇用環境のなか、ほぼ１００％の進学・就職率を達成しており、社会福祉学部としての教育成果及び就職支援活動の成果は十分に出ているものと考えている。しかし、求人先の雇用環境が厳しく、社会福祉学を学び、専門的技能および専門資格を取得しても、必ずしも学生の希望に十分にそった就職が果たせていない場合もある。

教育効果という観点では、短期的あるいは同時進行的評価としてみると、レスポンスカードはかなり定着してきており、有効な手段と考えているが、長期的な教育上の効果測定については未着手である。

教育効果の測定方法を開発する仕組みについては、一般化された測定方法が存在していないことから、個別の教育を超えた全体的な教育効果について総括することは困難である。また、有効性の検証についても、測定に一般化された取組みが存在しないことから、全体としての検証は困難である。

なお、教育の効果の測定結果による改善そのものは個別実践の特性に基づき質的になされるべきであるが、その前提であるべきして個々の目的志向や評価視点を客観化しうる準拠点がないことには問題がある。

ウ　改善方策

学部として社会の要請に対し一層的確に応えていくため、具体的な改善策として、①学生への早期からの就職ガイダンス、セミナー等の強化、②教員による求人開拓の積極的な実施、③卒業生を中心とする学部独自の就職情報ネットワークの形成、④社会福祉分野の雇用情勢の分析　⑤教務、資格課程委員会との連携による進路活動の支援の実施、を進める。

教育効果の測定については、上記のレスポンスカードや学生アンケート調査等の方法について検証し、更に改善を重ねると同時に、長期的な効果測定方法として卒業生アンケート調査を実施する。

さらに、効果の測定と組み合わせた検証のための仕組みに共通性を持たせるとともに、測定同様、各単位における取組みに共通性と独自性を認識し、相互利用できる枠組みを作る。また、測定・検証における共通化を前提に、個々の取組みの位置づけを行うため、個々の改善取組みの視点や志向性を客観化できる準拠点を形成する。

（２）厳格な成績評価の仕組み

ア　現状

履修科目登録上、上限設定は行っていない。ただし、資格科目を履修する場合、学部の卒業必要単位である１３１単位を超える資格（指定）科目の合計が６０単位を超えないという制限を課している。また、実習科目の履修については、その効果を高めるため、先行または並行して履修する必要がある講義、演習を指定している（先修要件）。

成績評価は、基本的に担当教員に委ねており、試験、レポート、平常点などによって行われている。基本的には２／３以上（実験および実習科目は４／５以上）の出席が求められ、本試験、レポート、授業出席状況、実習や演習への参加状況などで評価している。形成的評価と総括的評価を用いて点数化し成績を出す。教育評価に関しては、セメスター毎に出席状況定期試験レポートなどを用いて科目担当者あるいはオムニバス形式の授業に関しては、授業担当者同士で合議して評価している。

本学部は留年制をとっていない。しかし、３年次における教育群配属について「２年前

期まで４５単位以上、かつ２年前期において１０単位以上取得」を要件としており、また、後年次の発展的な学習につなげるためには、合格点に達しない科目について、その年次において学生を適切に指導、支援しなければならない場合があることから、科目担当教員を中心に教務委員会等が連携して対応している。

卒業については、卒業課題研究を必修として、コースごとに教員が合同で審査、判定を行うことにより、卒業時の学士の質の確保を図り、検証を行っている。

イ　点検・評価

登録の上限設定も検討しているが、資格取得のパターンによって単位数に大きな差が出ることから、全学生に妥当する基準設定が難しい。現状で、過重な履修登録をして履修遂行に支障が生ずるなどの問題は生じていないものの、資格を複数取得しようとする学生の場合、自主学習に向ける時間が不足していることが、教員、学生双方からしばしば指摘されている。

成績評価については、科目の性格に大きな違いがあるため、一律の基準設定は不適切であるが、科目の性格と評価の運用に関する基準等の明確化について検討中である。

原則的には再試験制度はないが、定期試験やレポートなどで合格ラインに到達しない場合、科目ごとにフォローアップの手段を講じている現状がある。学生が知識を積み重ねながら学ぶには翌年に持ち越さず、その年度に必要な指導をする対処も重要である。平常点を参考にした評価が多いのは、臨床実習など出席や毎日の学習状況、実習記録類など形成的評価を利用し、多面的に評価する科目が多いことによる。

単位修得の不足により後年次の学修に支障を来たす例は皆無ではないが少なく、教員の指導により学修を継続できている。先修要件についても同様である。卒業課題研究は、３年次後期の専門演習選択時からの課題意識が４年次の研究に結びつくことが望ましいと考えているが、４年次に入ってからテーマの選定に時間を要する学生もいて論文作成期間に影響することから、３年次からの個別の指導を適切に行う必要がある。

ウ　改善方策

履修科目登録については、当面、履修指導において個別に対応していく。

成績評価については、基準等の明確化に関する検討結果を踏まえて、個々の評価に反映させる。科目によっては異なる評価法の必要性が認められるものもあるので、特に資格関係については改善を検討していくこととしている。

２年次以降の個別指導を的確に行うため、教員組織内の役割分担を見直し、責任の所在を明確にしていく。

（３）履修指導

ア　現状

本学部で行われている履修指導は、①新年度に行なわれる入学式直後の新入生に行なうオリエンテーション、学年毎のオリエンテーション、編入生オリエンテーション、②個々の教員が演習や授業を通して行う個人的な履修指導、③学生便覧やシラバスの配布、④オフィスアワー、⑤ホームページ、⑥外国人留学生等対象のチューター制度、⑥資格関連オリエンテーションがあげられる。このような多岐にわたる履修指導は教務委員が中心になり、それぞれの担当教員と連携をとりながら進めている。

履修指導内容は、①必要科目の登録などの手続き的な内容、②個々の学生の関心、キャリア戦略等をふまえた履修科目選択という教育的内容があげられる。

手続き的内容については、入学時のオリエンテーションと新学期の学年別オリエンテーションで行なっている。オリエンテーション資料は、学生便覧、シラバス、授業時間割表などであり、履修関連資料のすべてを配布し、説明を行っている。また、学生委員会企画の入学時の合宿オリエンテーションでは、教育制度だけではなく、学生生活の心構えや過ごし方、友達づくりなど友好的な関係が形成されている。

一方、個別的な指導については、旧担任制を改めて「アカデミック・アドバイザー」を設置し、アカデミック・アドバイスに関する役割を明確化した。アカデミック・アドバイザーは、学生２０人に対して教員１人を配し、入学時の合宿オリエンテーションから同行して交流を深める。１・２年ともに同じ教員が担当するものであり、１・２年次の担任という位置づけとなる。アカデミック・アドバイザーは、各教育群の担当教員と連携しつつ、学習指導に一貫性をもたせている。

オフィスアワーの利用状況では、研究室への訪問は多いが、必ずしもオフィスアワーに訪問しているわけではなく、学生によるメール等の連絡により訪問している例が多い。また、ほとんどの教員は研究室のドアを開放しており、学生が訪問しやすい環境である。

留年生の総在籍学生との比率は、平成１８年６月１日現在、学部は０．５％である。近年の留年生の留年理由は多様であり、必ずしも成績不良が原因ではない。就職市場の困難な状況によるやむをえない留年も少なくない。海外留学を終えて本学に復帰した留学生が就職シーズンに間に合わず卒業を延ばすというケースもある。また、海外留学準備の為に留年する学生数も多い。なお、本学部は年次進級制をとっていないので、たとえば２年次に進級できないといったことはない。本学における留年生とは、従って、最短修業年限である４年を超えて在学している学生を指す。

イ　点検・評価

アカデミック・ガイダンスは、学生にとっての各種選択機会を利用して行われているが、学生が事前の（主として入学前の）イメージに基いて結論を出してしまっていることが多

く、その場合は学習指導に主体性を利用できないため、ガイダンスが情報提供的な性格にとどまる傾向がある。

学生の履修登録に関して、教育的内容については相談を受けた教員の個別対応に負うことが多いが、担当教員が配置されていることから、学生がとまどうことはほとんどみられない。各学年担任、教務委員、学生委員等の連携により履修指導は概ね適切に行われているものと評価している。しかし、成績不良者、長期欠席者等への組織的な対応は必ずしも充分とはいえず事後的になってしまうことがある。

オフィスアワーについては、教員に対する聞き取りによると、訪問学生は多いがオフィスアワーを意識しているわけではない。教員もオフィスアワー以外にも学生の相談には最優先で対応していることから、相談についての学生からの否定的意見は見られない。時間設定の適切性などの検証が必要であるが、本学部では、教員が学生の随時の相談に最大限の時間をあてている状況で、オフィスアワー利用時間の比重が相対的に少なくなっているものであり、そのこと自体はマイナスではないと認識している。一方では、オフィスアワーの趣旨の共有化については改善の余地がある。

留年生に対する配慮として、担任や学生委員、教務委員連携による対応を行なっており、特に担任は、留年生への定期的連絡等を行うなど、きめ細かなサポートを行なっており、情報も共有している。したがって、休学や留年という状況になったとしても復学者が多く、退学にいたる学生は少ない。

ウ　改善方策

１・２年次における担任として、本学部における履修指導の根幹となるアカデミック・アドバイザーについては、３年生以降の教育群移籍後の教育群教員との連携を強化し、学生個々に対応できるための体制づくりを行なう。

また、学生が選択機会を主体的に活用しうるアカデミック・ガイダンスを開発し、選択機会における学生に対し、思考が「どこ（所属課程）を選択するか」にとどまらず、自らの設計に向かえるような材料を体系的に提供していく。

一方、オフィスアワーについては、必ずしも有効に活用されているとはいえないことから、学生に対して講義などでオフィスアワーの内容や意義を周知し、できるだけ学生が相談しやすい時間帯の設定を働きかける。

留年者や学修状況が不振な学生への対応については、欠席や履修状況について把握し、早期の対応を行なうとともに、教員が学生に個別対応できるようなシステムの強化を行なう。

（４）教育改善への組織的な取組み

ア　現状

ＦＤ活動は、全学的な取組みに即して実施している。

平成１８・１９年度における全学的なシラバス改革の方針を学部レベルに応用し、「授業のねらい」「学修目標」それぞれの役割分担の明確化を図り、それが「授業計画」に直轄するようにした。各教員から提出されたシラバス案は教務委員会でチェックし、上記趣旨の一貫性を保つよう努めている。

授業評価結果は、全学の方針に従って各教員にフィードバックし、各教員はそれにより改善方策を検討して、翌年度以降の授業改善に繋げている。

一方、学部レベルの組織的活動としては行っておらず、教務委員会において活動方針を検討している段階であるが、各教育単位（各教育群、資格課程）においてはそれぞれの立場でＦＤ的活動を実施している。

学生の学修の活性化を図るため、独立した体系として存在する教育群と資格課程の進行を関連させつつアカデミック・ガイダンスを行い、自らの進路や職業能力、人生設計との関連で学業に主体的目標を形成させるようにしている。

学生の満足度調査については、全学的に実施する調査に含まれる該当項目の結果を利用している。

また、評価を改善に結びつけるシステムについては、教育成果やＦＤに関する諸項目と同様に、各教育単位における分権的、自主的な対応に委ねている状況である。

イ　点検・評価

ＦＤ活動に関しては、全学的な取組みに即して実施しているが、学部独自の活動としては、組織的、定型的取組みは萌芽的段階にあるといわざるを得ない。教育実践にあたる各単位の自主性に負っているという現状であり、体系性が不十分であり、また記録を欠いているので、その点には改善が必要である。

シラバスについては、授業で目標とする学力・能力の養成とそれに至る授業計画のプロセスとの関係が、以前よりわかりやすく学生に提示できるようになった。ただし、資格関係科目の一部などについては、既存の枠組みが明確であるためにかえって上記目的意識を授業に反映させにくい面もある。シラバスの活用については現状を示す資料はないが、担当教員の意見として、活用は不十分との指摘がある。

授業評価については、その評価結果に基づく改善活動は各教員が行っており、その進行管理や結果の集約、共有を組織的に行っているわけではないが、学生の満足度は本学では最も高く、評価に基づいた対応が概ね図られているものと考えている。一方で、改善が個別の努力に全面的に依存している点に課題がある。

学生の学修の活性化に関しては、現行課程下の学生は最高３年生の途中であり、主体的

目標の形成について改善されてきている実感はあるものの、明確な結果は出ていない。

ウ　改善方策

学部におけるＦＤ活動への取組みについては、ＦＤ活動単位ということではなく、教育効果の測定や改善に関する取組みと連動させた取組みの体系を形成し、日常的に各単位の活動が組織的に連結される枠組みを作る。また、現在欠いている体系性と記録の側面を改善するため、教務委員会または関連組織が各教育単位におけるＦＤ活動の進行管理、調整統合の機能を果たせるようにする。

シラバスについては、新たな方針を徹底させるとともに、活用状況を把握し、シラバスが授業で果たすべき役割について認識を共有していく。また、各種科目の担当者により、授業機能の望ましいあり方について検討し、それに基づく学生指導を行う。

授業評価による評価が上がらない科目等についての点検、評価を行うほか、個々の教員の対応情報を共有するなど、更なる満足度の向上に向けた取り組みを教務委員会を中心に行い、改善が自己努力や個別指導に偏らないようにしながら、調査→総括→改善が連動する仕組みを導入する。

学生満足度については、教育実体を把握する諸調査の一部として把握されるべきで、独立した調査としては予定していないが、卒業生については、卒業後の専門性の展開に関する質的な資料を得て教育改善につなげていくことを検討する。具体的には、卒業生アンケート調査や関係職種に従事する卒業生の事例の収集、雇用主等に対する調査等の内容等を検討する。

（５）授業形態と授業方法の関係

ア　現状

本学部の専門科目における授業形態は次のとおりとなっている。

【専門科目における授業形態の状況】

区　　分	講義科目	集中講義科目	演習科目	実習科目
専門基礎科目Ⅰ	7	0	1	1
専門基礎科目Ⅱ	9	1	0	0
基幹科目Ⅰ	２０	0	0	0
基幹科目Ⅱ	２６	2	1	1
展開科目	４３	0	8	5
発展科目	4	0	2	0
資格科目	３６	0	１６	１３

専門科目の授業形態は講義科目が中心であるが、２年次の「ソーシャルワーク演習Ⅰ」「社会福祉基礎演習・実習」を始めとして各学年に演習と実習を組み込んでいる。講義科目で

は、２年次対象の必修科目のみ９０人程度のクラス規模になるが、選択科目では概ね５０人程度となり、学生参加型の授業を行っている場合もある。また専門演習等は１０人以下の少人数が基本で、教員との十分な意見交換が可能となっており、併せて学生生活全般における指導が実施できる環境にある。また、実習教育では、資格課程ごとに実習先機関等の職員を対象に指導者研修を行うほか、実習報告会の相互公開などにより、よりレベルの高い教育の展開を目指している。

イ　点検・評価

１年次の入門演習に始まる少人数を基本とする本学部の授業形態は、学生にとっても、教員にとっても有効性が大きいものと考えている。しかし、授業形態と効果の関連という問題意識で検討されたことはなく、その意義に立って現状を再検討する必要がある。

また、実習教育における実習先機関との連携は概ね良好であるが、実習先が多様で数も多いことから、特にも県外の機関について十分にコミュニケーションを図っていく必要がある。

ウ　改善方策

現行のインテンシブな指導システムは資源の投入を多く要し、維持に努力を要する。その上でより重点的な投入対策を検討し、選択的な強化を図る。

３　国内外における教育研究交流

ア　現状

教員の個別的な活動をベースとした交流は存在するが、組織的な取組みへの方針はまだ立てられていない。また、教育そのものに関して、国際的水準を考慮した取組みは行われていない。

留学生については学部では各学年に１名程度（中国、韓国、バングラデシュ)、研究科は韓国から通算４名、特に又松大学校（韓国）からは平成１８年・１９年に大学院研究生、１９年に大学院生２名を受け入れている。平成１８年からは、又松大学校の夏季語学研修に学生を派遣している。本学部の外国人教員は２名（マレーシア１名、中国１名）であり、教育研究においても，東南アジアを中心とした地域研究などを積極的に取り入れている。研究科においては、日本における福祉の教育研究にとどまらず、教育研究の国際競争力の強化と世界的水準の教育研究の展開を目指している。(「履修の手引き」１９年度版　１１３頁）なお、国際学術交流協定を締結した大学との、研究科レベルでの教員を含む人的交流、教員の海外学術機関への派遣等は現在のところ行われていない。

イ　点検・評価

国際的水準の教育・研究の実現のための基本方針が策定されていないことから、個人レベルの国際交流にとどまっていたが、又松大学校との交流に関しては、組織的なものとして行われつつある。

国際レベルの研究交流が少ないのは勤務体制の厳しさが影響していると思われる。外国人教員の受け入れについては現在の教育、研究内容を前提とすればほぼ適切と思われるが、今後、学部、研究科の教育・研究内容の見直しや国際的展開に関する方針如何によっては、体制の変更が必要になる可能性はある。前期課程では教育にとどまっているが、後期課程では研究フィールドをアジアに求める院生も出ている。しかし、現在は国際研究をバックアップする仕組みがなく、国際学会への参加もわずかであることから何らかの仕組みづくりが必要である。

ウ　改善方策

国際交流に関する基本方針の立案に着手し、その方針の規定に立った交流を進める。国際交流研究が意味あるものになる基盤となる研究進行に着手する。個別の計画は、基本方針の策定を待って立案する。又松大学校等の協定締結校とは、具体的な教育内容の関連付けの上に立って教育交流を行う。

国際研究交流については、それを可能にする業務体制、エントリーの仕組み等を整備する。国際研究をバックアップするための仕組みの構築を行う。また、提携校との関係を深める方策を検討する。院生の学会発表補助については、国内のみしか認められていないことから、国際学会にも適用できるよう検討する。

Ⅴ　ソフトウェア情報学部

【全学の目標を達成するための中期計画】

①　高度専門教育と人間教育を同時に達成するため「１年次からの講座配属制度」を今後も堅持する。さらに学生間とりわけ学年を縦断する交流促進策（学生ヘルプデスク、合宿ゼミ、３年後期の卒研見習い等）を行う。

②　真に利用者の立場からソフトウェアの設計・開発のできる、深い知性と豊かな感性を備えた人材を育成する。

③　将来目標として、日本はもとより、世界に通用する独創的なソフトウェアを設計・開発できる人材及び大規模なソフトウェアを設計・開発・管理できる人材を育成する。

④　演習系の科目（ソフトウェア演習Ａ、Ｂ、Ｃ、システム演習Ａ、Ｂ、Ｃ、ゼミナールＡ、Ｂ、卒業研究・制作Ａ、Ｂ）については従来通り小講座単位での少人数教育を堅持する。同時に共通基礎となるソフトウェア演習Ａ、Ｂ、Ｃについては、講座ごとのレベル差が発生しないように教務委員会の中に演習タスクフォース（ＴＦ）を作って統一的テキスト、問題集を作成することも維持していく。

⑤　従来通り、学生による授業アンケートを毎年度、前期後期とも実施する。またアンケート結果において教育への取組みが優れていると認められる教員を学部として表彰する。

１　教育課程等

（１）教育課程

ア　現状

ソフトウェア情報学部の教育課程は、全学共通科目と専門共通科目、コース科目、展開科目、関連科目、卒業研究・制作、教職科目の６科目群からなる専門科目で構成している。

この枠組みについては、「Ⅰ　全学」で、全学共通科目及び専門科目のうち教職科目については、「Ⅱ　全学共通教育」で記述したとおりであり、学校教育法第５２条、大学設置基準第１９条に対応するとともに、大学の基本的方向に掲げる人間性を培う教養教育を行っているものである。

「専門共通科目」はソフトウェア情報学の基礎知識・技術を学び、「コース科目」は各コースに特化した内容を学ぶ。「展開科目」はより高度な専門知識、「関連科目」はソフトウェア情報学に関連するより広範囲な知識や技術を学び、「卒業研究・制作」では、これまで学んだことに基づいて研究を行う。これらの科目については、１、２年次に専門共通科目を、２、３年にコース科目、展開科目を多く開講している。関連科目については１年次から４年次まで開講している。

【教育目標に対する授業科目】

教育目標		1　年		2　年		3　年		4　年	
		前　期	後　期	前　期	後　期	前　期	後　期	前　期	後　期
(A)	(A1)	科学技術史◎		情報と法律					
	(A2)	健康と遺伝 現代史をみる 日本語の世界 自己と他者 芸術と人間 個と集団 現代社会と経済 社会と情報 東北の近代 開発と環境 新学問分野創生 現代社会と企業	心と身体 心の世界 生と死の文学 言語と情報 人間と言語 現代史と社会理論 地域生活と健康 市民社会と政治 日常生活と法 市民社会と生涯学習 ジェンダーと文化 職業と倫理					卒業研究・制作 A◎	卒業研究・制作 B◎
	(A3)	解析学 離散数学◎ ソフトウェア情報学総論◎ ソフトウェア演習 A◎	線形代数 計算モデル論◎ コンピュータアーキテクチャ◎ プログラム言語構造論◎ ソフトウェア演習 B◎	数論と代数 統計学◎ オペレーティングシステム論◎ ハードウェア基礎 メディア論 知能システム総論 アルゴリズム論◎ ソフトウェア演習 C◎	ファイルとデータベース ディジタル回路 情報ネットワーク論◎ ヒューマンインターフェース ソフトウェア設計学◎ 基盤システム演習 A◎ メディアシステム演習 A◎ 知能システム演習 A◎	ファームウエア学 組込み OS 論 セキュリティ論 情報ネットワーク実践論 コミュニケーション論 基盤システム学◎ 基盤システム演習 B◎ メディアシステム学◎ メディアシステム演習 B◎ 知能システム学◎ 知能システム演習 B◎	数値計算の理論と実際 マイクロコンピュータ制御 組込みシステム論 情報規格総論 基盤システム設計論◎ 基盤システム演習 C◎ メディア設計論◎ メディアシステム演習 C◎ 知能機械と自然言語処理◎ 知能システム演習 C◎	感性情報学 シミュレーション学 アプリケーション総論 基盤システムゼミ A◎ メディアシステムゼミ A◎ 知能システムゼミ A◎	基盤システムゼミ B◎ メディアシステムゼミ B◎ 知能システムゼミ B◎
	(A4)	情報メディア入門 コンピュータシステム序論◎	コンピュータ入門	情報システム基礎論◎	情報システム演習 A◎	情報システム構築学◎ 情報システム演習 B◎	性能評価 情報環境論 応用情報システム学 統合情報システム学◎ 情報システム演習 C◎	戦略情報システム学 情報システムゼミ A◎	情報システムゼミ B◎

	(A5)	物理の世界 数理の世界 科学と倫理 統計の世界Ａ 音の世界	環境と疾病 生物の世界 科学の世界 脳科学入門 統計の世界Ｂ						
(B)	(B1)	グローバリゼーションと世界経済の将来 中国事情 韓国事情 ロシア事情	ドイツ事情 フランス事情 スペイン・中南米事情	「中国語」Ⅰ 「韓国語」Ⅰ 「ドイツ語」Ⅰ 「フランス語」Ⅰ 「ロシア語」Ⅰ 「スペイン語」Ⅰ	「中国語」Ⅱ 「韓国語」Ⅱ 「ドイツ語」Ⅱ 「フランス語」Ⅱ 「ロシア語」Ⅱ 「スペイン語」Ⅱ				
	(B2)	基礎教養入門 発想学	学の世界入門 応用心理学		プロジェクト演習Ⅰ		プロジェクト演習Ⅱ	基盤システムゼミＡ◎ メディアシステムゼミＡ◎ 知能システムゼミＡ◎ 情報システムゼミＡ◎ 卒業研究・制作Ａ◎	基盤システムゼミＢ◎ メディアシステムゼミＢ◎ 知能システムゼミＢ◎ 情報システムゼミＢ◎ 卒業研究・制作Ｂ◎
	(B3)	健康科学 体育実技				会計情報学 起業論	経営情報学		
	(B4)	英語表現Ⅰ	英語表現Ⅱ	英語表現Ⅲ	英語表現Ⅳ 専門英語Ⅰ◎	専門英語Ⅱ◎	専門英語Ⅲ◎		

※　科目名の◎は各教育目標を達成するための主要科目であることを示している。

※　教育目標：Ａ：真に利用者の立場からソフトウェアの設計・開発のできる、深い知性と豊かな感性を備えたソフトウェア人材の育成

Ａ１：今後の知識社会におけるコンピュータソフトウェアの意義(プロフィット及びリスク)についての理解

Ａ２：利用者である人間の特性(知性、行動、感性)についての理解

Ａ３：コンピュータソフトウェアに関する技術の理解

Ａ４：情報システムに関する技術の理解

Ａ５：社会に関する数理的理解

Ｂ　将来目標として、日本はもとより世界に通用する独創的なソフトウェアを設計・開発できる人材及び大規模なソフトウェアを設計・開発・管理できる人材の育成

Ｂ１：今後のグローバライゼーションにおける国際理解

Ｂ２：自己表現及び他者理解に関する能力

Ｂ３：コンピュータ技術をいかしたビジネスに関する理解

Ｂ４：コンピュータソフトウェアに関する英語による理解

授業科目は、A）真に利用者の立場からソフトウェアの設計・開発のできる、深い知性と豊かな感性を備えたソフトウェア人材の育成、B）将来目標として、日本はもとより、世界に通用する独創的なソフトウェアを設計・開発できる人材及び大規模なソフトウェアを設計・開発・管理できる人材の育成に対応して設定している。

この教育課程は、平成１０年度の開学以降、恒常的に検討し、基本方針を維持しながら、必要な科目の新たな開講、開講時期の移動、科目の教育内容の改善など改善を行ってきている。具体的には、科目の配当年次が低学年に集中していたのを見直し、カリキュラムを整理している。教育目標（Ｂ２）「自己表現及び他者理解」達成のため、プロジェクト演習を立ち上げ、特に平成１９年度においては、平成１８年度から検討してきた組み込みシステム論や組み込みＯＳ論といった「組込みソフトウェア」関連の授業科目を強化している。この技術は、現在、社会からのニーズが高く、その分野の技術者教育が必要とされているものである。また、より実践的な技術を学ぶために課外授業も開講している。

全学共通科目及び専門科目の開設科目数と単位数、卒業所要単位数は次のとおりである。

【開設科目数・単位数・卒業所要単位数】

区　　分	一般教養科目	外国語科目	専門科目	合計
開設科目数	５２	２８	９８	１７８
開設科目単位数	１０１	５６	２１８	３７５
配分割合（%）	２６．９	１４．９	５８．２	１００．０
卒業所要単位数	１９	１２	９５	１２６
配分割合（%）	１５．１	９．５	７５．４	１００．０

卒業所要単位数に対し３倍以上の単位数に相当する科目を開設している。卒業所要単位数に対する比率は、専門科目７５．４%、一般教養科目１５．１%、外国語科目９．５%となっている。

なお、毎年「起業論」を選択科目として開講するとともに、ＰＢＬ（Project Based Learning）によりチームによる作業訓練を行い、その成果を年度末に外部公開して企業からの意見及び評価を得るなど、起業家的能力を涵養する教育にも配慮している。

イ　点検・評価

本学部の教育課程では、本学の教育目標を達するために検討を重ねたうえで必要な科目を開講している。科目間の関係も考慮しており、全体として体系的に設定している。また、ソフトウェア情報学のみではなく、心理学や科学技術なども含め、基礎から応用まで広範囲な内容としており、広く知識を授ける科目群となっている。

本学及び本学部の教育目標である「実学実践」を重視し、多くの演習科目を設けている。これにより応用的能力への展開を図っており、本学部の教育課程は、学校教育法第５２条並びに大学設置基準１９条に規定する内容を満たしている。

また、卒業所要単位数の構成は、専門科目が高くなっているが、本学では、教養科目のみならず、専門科目においても人間性を培う教育を行っているものであり、全体的なバランスとしては

適切なものと考えている。

なお、本学部のカリキュラムについては、平成１６年５月にＪＡＢＥＥより、情報システム、コンピュータサイエンスの２分野において認定を受けており、この点からも本教育課程が適正であることが評価されている。

ウ　改善方策

これまで行ってきた教育課程、カリキュラムの改善を継続実施していく。改善については、学部教員のみの考えで検討するのではなく、社会のニーズや学生へのアンケート、他大学の調査を行うことで、より広い視点でのカリキュラムの改善を推進する。

（２）カリキュラムにおける高・大の接続

ア　現状

高等学校において情報系科目が必修となり、それらの科目を履修した卒業生が大学に入学し始めている。しかし、過渡期の現在においては、高等学校では特に情報系科目を専門とする教員の配置が十分でなく、効果的な授業が行われているとは言いがたい。これに対して、本学では全学共通科目として「情報メディア入門」及び「コンピュータ入門」を開設し、情報リテラシーについて学ぶ体制が整っている。

また、入学段階からのコミュニケーション能力育成については、全学共通科目として「基礎教養入門」及び「学の世界入門」を開設している。

本学部においては、一般に家庭に普及しているパソコンではなく、より専門的な分野に用いられるワークステーションを用いた教育を実施している状況を考慮し、同じく入学年次前期の「ソフトウェア演習Ａ」において、ワークステーションの操作方法ならびに文章や図の作成、ネットワークシステムの体験を通して、ワークステーションへの導入教育を実施している。

また、小講座制の体制を採用しており、そこで情報教育及びコミュニケーション能力の両者を育成することを目的とした「相撲部屋方式」と呼ぶシステムを実施している。すなわち、学生を入学した段階から１学年１０名程度の講座に配属し、個々の学生に座席および１台ずつのワークステーションを割り当てることによって、授業のない空き時間の居場所を確保する。それらの座席は、１～３年生が同居する部屋および４年生と大学院生が同居する部屋に配置されており、必然的に異なる学年の学生が混在するため、同じ学年間のコミュニケーションのみならず、上下の関係を自然に体験し、そのような中で振舞う術を自然に身につけることが可能である。

専門技術に関しても、下級生は上級生に質問することを通して、上級生は下級生を指導することによって、より強固な知識を獲得することが期待される。同時に、教員も上記の学生の居室のすぐ近くに研究室を構えており、上記プロセスに積極的に関与することが可能である。

イ　点検・評価

情報教育およびコミュニケーション能力育成の他に、英語や数学の基礎教育科目における入学生の能力低下が以前から指摘されており、入学時における能力が不足しているため、英語、数学の基礎教育科目の授業についていけない状況が散見されるという課題がある。特に、本学部では独自の入試体系を採用しており、それらの基礎教育科目を試験問題の前提としていないことが問題であるとの指摘もある。

一方、コミュニケーション能力の育成の観点からは、上記の「学の世界入門」の教育内容をさらに発展させ、「相撲部屋方式」との連携をさらに充実させる必要があるといった課題がある。

ウ　改善の方策

教務委員会において、高等学校レベルの英語、数学に関する補習科目を設置するか否かについて検討している。これまでに、教員の負荷の観点から、e-learning による実施の可能性などを検討しているが、現段階では、結論には至っていない。

コミュニケーション能力の育成については、「学の世界入門」で行ってきたプレゼンテーションの演習を講座内で行うこととし、また２・３年生もそこに参加することによって異なる立場および能力の複数人でチームを構成した上で、チームで一つのプロジェクトを立ち上げることを体験する「プロジェクト演習」を平成１９年度から開始している。最終的には、ここで立ち上げられたプロジェクトを、ＰＢＬで実施するような報告書の作成を目指している。

（３）履修科目の区分

ア　現状

本学部においては、必修３１科目６７単位、選択１１９科目２５３単位、自由選択科目２８科目５５単位の計３７５単位を開設している。卒業単位数は１２６単位であり、必修と選択の配分は、必修６７単位、選択５９単位である。

【履修科目の区分】

区分			設置科目						卒業要件単位数		
			必修		選択		自由				
			科目	単位	科目	単位	科目	単位	必修	選択	計
全学共通科目	基礎科目	英語	4	8	—	—	—	—	8	—	8
		情報入門	2	4	—	—	—	—	4	—	4
		入門演習	2	2	—	—	—	—	2	—	2
	教養科目	問題論的アプローチ科目	—	—	46	92	—	—	—	12	12
		外国語	—	—	12	24	—	—	—	4	4
	保健体育		—	—	2	3	—	—	—	1	1
	外国語自由聴講科目		—	—	—	—	12	24	—	—	—

区　　分		設置科目						卒業要件単位数		
		必修		選択		自由				
		科目	単位	科目	単位	科目	単位	必修	選択	計
専門科目	専門共通科目	17	37	8	16	—	—	37	42	87
	コース科目	—	—	28	72	—	—	—		
	展開科目	—	—	16	32	—	—	—		
	関連科目	4	8	7	14	—	—	8		
	卒業研究・制作	2	8	—	—	—	—	8	—	8
教職関連科目		—	—	—	—	16	31	—	—	—
合　　計		31	67	119	253	28	55	67	59	126

本学部では、これまで平成１０年の開学当時から施行されていたカリキュラムの問題把握と見直しを行ってきた。学部の教員に対するアンケート調査結果を踏まえ、必修科目・選択科目の量的配分の適切性や妥当性も検討した。必須であるべき初級講義と選択されるべき上級講義を明確に分けることや、学部全体では必須とすべき科目とコース毎に選択すべき科目を分けることなどを考慮し、専門共通科目における必修４単位科目の分割(必修４単位→必修２単位＋選択２単位)とそれに伴う新規科目の設置を行った。

その結果は平成１９年度から施行されている現行カリキュラムに反映されている。

イ　点検・評価

平成１８年度の卒業要件単位数は１２８単位であり、内訳は必修７１単位、選択５７単位であった。それに対し現行カリキュラムでは、卒業要件単位数は１２６単位で、内訳は必修６７単位、選択は５９単位となっている。

卒業要件となる必修単位数は減り、選択単位数は増えている。学生にとっては、卒業要件となる単位取得の選択肢が多くなり自由度が高くなったと言える。

しかしながら、平成１９年度から平成２１年度まではカリキュラムの移行期間であるので、その教育効果はまだ検証されていない。この移行期間を経た後に必修科目・選択科目の量的配分の適切性や妥当性等を測る必要がある。

ウ　改善の方策

平成１９年度より施行されているカリキュラムにおける授業を実施した上で、学生や教員に対するアンケートや聞き取り調査を実施し、必修科目・選択科目の量的配分の適切性や妥当性を再度検討する。

（４）開設授業科目における専・兼比率等

ア　現状

本学部の専任教員は、教授１９名、准教授１５名、講師１７名の合計５１名と助手５名であり、兼任教員は１１名である。

専門科目８２科目中、専任教員が担当する科目数は７４科目で割合は９０．２％である。

専任教員が担当する授業科目は、専門共通科目は２５科目中２４科目（９６．０％)、コース科目（演習含む）は２８科目全て、展開科目は１６科目全て、関連科目は１１科目中４科目（３６．４％)、卒業研究・制作については全てである。

このうち、専門共通科目では１科目が兼任教員となっているが、退官後の後任が補充されていないためで、次年度には補充する予定である。

兼任教員は、専任教員同様、半期に一度学生による授業評価を行い、その結果を表やグラフ化してフィードバックし、授業改善の材料として役立てている。また、シラバスも学部の指針に沿った構成を依頼し、対応している。

イ　点検・評価

本学部が学士課程教育として提供している授業は、極めて健全な割合で専任教員がその任に当たっていると評価できる。

兼任教員に依頼している講義に関しては、学生のカリキュラムに多様性と選択肢を与えるものであり、学部教育を充実させる一助になっていると言える。

専任教員が担当する割合は８５％以上を目標としている。教員の採用は、長いものであると１年以上かかるために、一時的に目標値を下回ることがあり、出来る限り早めに目標値を上回るための対策が必要である。

ウ　改善の方策

専任教員担当科目の一定割合維持のために人事選考時に担当科目に関する条件を人事選考委員会に具申する。また、必要に応じ次回人事選考時に担当科目要望リストも併せて提出し、複数の専任教官で授業が担当できる体制を整える。

（５）社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

ア　現状

社会人学生および外国人留学生に対しては、１年次から各講座に配属されるため、全学的に実施している外国人留学生のチューター制度や「にほんごチェックサポート」に加え、本学部の講座の教員が個別対応しながら教育上の配慮をする形となっている。

また、交換留学生については、入学ガイダンスの開催や所属講座の決定の際のサポートを行っている。

イ　点検・評価

社会人学生、外国人留学生等について教育上配慮すべき事項を整理する必要がある。また、所属する講座教員に対して、注意事項などの伝達を徹底する必要がある。

ウ　改善の方策

社会人学生・外国人留学生等に対して年２回（前期末・後期末）講座の教員が意見聴取を行い、教育課程編成上・教育指導上の問題点を教務委員会に報告する。教務委員会に於いて、報告された問題点への対応策を検討し、検討結果を明文化されたルールとする。

（６）正課外教育

ア　現状

学生が少しでも幅広い知識と経験を身につけられる機会として、組込みソフトものづくり塾及びシスコ・ネットワークアカデミーを行っている。

組込みソフトものづくり塾は、本県の自動車関連産業など、裾野の広い産業分野で重要となっている組込み技術に関する産業人材を育成するもので、学生と社会人を対象にしている。参加者数は、平成１７年度４１名（うち学外参加者は１３名）、平成１８年度３３名（同９名）である。平成１９年度は主要コースの１つが正規科目となったことから参加者は６名と減少した。

シスコ・ネットワークアカデミーは、ネットワークの基礎と同時に実習を行うことにより、実践的な能力を養い、Cisco Systems 社による技術者認定資格の一つであるＣＣＮＡ（Cisco Certified Network Associate）の取得を目指す。平成１３年度から社会人と学生を対象に、本学メディアセンターが実施しており、各年度４つのセメスターで行われている。各セメスターの受講者数は、年度によって変動しているが、平均すると数十名の受講者数である。

また、講座毎に合宿ゼミ等が開催されている。

イ　点検・評価

「組込みソフトものづくり塾」の取組みは、ＮＨＫ番組“おはよう東北”（平成１８年）をはじめ、多数の報道に取り上げられるなど注目されており、その一部を正規科目として組み込みなど、その活動は高く評価できる。

講座毎の取り組みについては定量的な把握はできていないが、ほとんどの講座が何らかのことを行っている。

ウ　改善の方策

充分な成果をあげていると考えるので、上記２つの取り組みを継続していく。

２　教育方法等

（１）教育効果の測定

ア　現状

ソフトウェア情報学部設置の趣旨は、人にやさしい情報化社会の実現に寄与する人材の育成である。この観点から、本学部における教育上の効果は、第一義的に卒業生の進路の状況に現れている。

求職率（就職希望者／卒業生数）は、平成１７年度７４．３％、平成１８年度８３．０％、平成１９年度７３．５％と例年かなり高く、就職志向が強い傾向にある。就職（内定）率は、平成１７年度９６．４％、平成１８年度９８．３％、平成１９年度（８月２１日現在）７８．２％と、例年非常に高い水準を維持している。

学生の主な就職（内定）先は、平成１８年度をみると、７６．５％が情報通信業であり、次いで製造業が７．８％、卸売・小売業４．３％、金融・保険業４．３％、サービス業２．６％、運輸業１．７％、公務１．７％と続いている。多くが情報通信業に就業していることから、設置の趣旨を体現していると考えている。また、就職（内定）先を地域別にみると、平成１８年度では、首都圏が４１．７％を占め、岩手を除く東北６県が２５．２％、岩手県内が２３．５％、その他が９．６％となっており、首都圏の割合が非常に高くなっており、地域社会の要請に十分応えているとはいいがたい状況である。

【就職内定者数（平成１９年８月２１日現在）】　（単位：人）

区　　分	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
首都圏	35	42	40	48	58	48	50
東北６県（岩手除く）	29	22	21	23	24	29	15
岩手県	31	20	35	26	17	27	18
その他	3	5	5	6	7	11	10
合計	98	89	101	103	106	115	93
就職（内定）率	99.0%	90.8%	94.4%	97.2%	96.4%	98.3%	78.2%

一方、教育上の効果については、学部専門教育の総まとめとして、卒業研究・制作を課している。卒業研究・制作は、卒業論文要旨の提出、卒業研究発表会における発表、卒業論文の提出によって、評価・単位認定を行う。卒業研究発表会は、複数の講座で開催することとなっており、指導担当教員以外の教員との質疑応答が行われている。学生は、卒業研究発表会などで指摘された点や追加を行い、修正後に指導を受けた教員（複数の場合には複数教員）の署名をもって最終的な卒業論文の提出となる仕組みとしている。

また、学部目標として、５０％以上の学会発表を目指し、発表できる卒業研究のレベルの維持・向上に努めている。学生の学会における登壇および論文の第１著者数の延べ件数は、次のとおりであり、増加してきている。

【学生の学会における登壇及び論文の第１著者数】

区　　分	Ｈ１３	Ｈ１４	Ｈ１５	Ｈ１６	Ｈ１７	Ｈ１８
登壇及び第１著者数（延べ）	28	40	77	65	94	91
うち４年次生	20	27	71	60	91	83

なお、学生がこれまでに受賞した主な賞としては、平成１５年度ＩＥＥＥ Student Award（１名）、情報処理学会全国大会・学生奨励賞（平成１４年度１名、平成１５年度８名、平成１６年度３名、平成１７年度５名、平成１８年度６名）、平成１６年東北地区若手研究者研究発表会・優秀発表賞（テクノフロンティア会長賞）、第２回ｉアプリコンテスト・ドコモカップ東北ツール部門グランプリ、デジタル・イーハトーブ・グランプリ（平成１２年度学生大賞、平成１３年度特別賞、平成１４年度「ノン・インタラクティブ部門」優秀賞）があげられる。学生の研究活動についても、いくつかが新聞などで報道されている。

さらに、教務委員会において、学習教育目標を達成するためのカリキュラムの設定及びシラバスのチェックを行い、教育の設計を行う一方、評価委員会においては、学期ごとにシラバスと実際の講義の確認、授業評価アンケートによる学生の意見の収集を行い、卒業年度には、卒業研究の遂行、卒業論文の作成、発表を通じて、学部の教育目標の各項目がどの程度達成されているか総合達成度評価を行って、学習教育目標の達成度の確認を行っている。なお、これらの測定方法はＪＡＢＥＥによる外部審査を受けることにより社会の要求水準を満たしているか評価を受けている。

イ　点検・評価

本学部における求職率は一貫して高く、基本的に就職志向が強いため、大学院への進学者が比較的少なくなっている。就職（内定）率は、本学部に関連の深い情報産業関連の求人企業数が年々増加していることもあって、毎年９０％を超えており極めて好調である。ただし、情報産業関連の求人企業数は、平成１９年度において県内２１社に対して県外４７７社と圧倒的に多く、一方で県内での求人は増えていないことから、結果として首都圏や宮城県などへ就職する割合が非常に高くなっており、地域社会の期待への対応という観点からは課題となっている。

【情報産業関連の求人企業数】　（単位：社）

区　分	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
県　内	23	51	21	17	13	24	21
県　外	189	195	248	348	415	479	477
合　計	212	246	269	365	428	503	498

教育上の効果測定として行っている卒業論文は、複数の通過点を設け、複数の教員で相互チェックすることで、広い視野で学生の教育効果を確認できている。

また、年度ごとに各講座における学外発表件数を調査しているが、講座により発表比率のばらつきがある。

ＪＡＢＥＥの審査に合格したことにより、教育効果の測定方法とそれを用いた教育改善方法は、

社会の要求水準を満たすものであることが外部からの評価として認められた。また審査までの過程において測定方法開発の仕組みが明確化する効果も得られた。しかし、講義エビデンスのチェックは提出側、チェック側双方の負担が大きいという問題がある。

学生の学会発表・論文投稿については、各年度末に状況の把握を行っており、全体の傾向としては、年によって若干の変動はあるものの増加の傾向にある。また４年生のみではなく、３年時に発表する学生も見受けられる。これらの発表の中には、各種賞を受けているものもあり、特に情報処理学会全国大会・学生奨励賞においては、平成１５、１７、１８年度と参加大学中最多となっており、高く評価できる。

ウ　改善方策

近年、情報技術の発達により、情報産業のみならず、あらゆる産業で情報系の人材が必要とされるようになってきている。これまでも本学部の専門性を生かし、実学実践を基本とした演習重視の教育カリキュラムを実施してきており、情報系人材に対する社会的ニーズの高まりと相まって、高い就職（内定）率を維持してきているが、今後も引き続きこの水準の維持に努めるとともに、さらにこれまで関連のあまりなかった業種の企業に関しても情報を収集し職場開拓をすることにより、学生の進路選択の幅を広げていきながら、地域社会の期待にも応えるよう努めていく。なお、大学院への進学者が比較的少ないことから、大学院進学者を増やしていく工夫も検討する。

卒業研究・制作による取組みについては、複数年における学会発表比率の推移について教員にフィードバックするとともに、講座ごとに目標値を定め、その向上・維持に努めていく。

評価委員会内で講義エビデンスのチェック方法の省力化の方策を検討するとともに、外部審査ではなく、学部自身での検証とその公開の方法を検討している。また、授業評価や総合達成度評価をどのように教育改善に結びつけるかについては、評価結果が個々の教員の個人情報であるという意見が根強いこともあり、まだまだ個々の教員任せになっている部分が大きいため、個人情報保護に配慮しつつ個々の教員の授業改善の動機付けを創発する方途を模索中である。

（２）厳格な成績評価の仕組み

ア　現状

学生が個々の科目に集中して履修するためには、一度に各個人の許容量を超える数の科目を履修することを抑制し、一定の余裕を確保することが有効と考えられるが、本学部では履修科目数の上限は現在設定していない。

成績評価方法と単位習得に必要な項目は、各科目担当者がシラバスに記載しており、シラバス記載事項に沿った成績評価が行なわれているかを確認するエビデンスの作成・収集も学部における評価委員会にて行ってきた。この結果、一定の基準が満たされている。

卒業時の学生の質については、各学生の総合達成度を測定する仕組みである総合達成度評価が整備、運用している。また、各年次については、その質を確保する指標として各年次の各セメス

ターに開講されているソフトウェア演習Ｂ、Ｃおよび各システム演習Ａ、Ｂ、 Ｃに重点を置き、進級要件の中にこれらの科目に合格していることを条件として加えている。これらの演習は、本学部および各コースの分野を志す学生には最低限必要とされる内容が多数ならびに段階的に含まれており、各学年開講の演習に合格しないと次の演習を履修できないようにすることによって、一定の学生の質を確保している。

学習意欲を刺激する仕組みとしては、小講座制と１年次からの講座配属による学習環境の整備による環境が挙げられる。また、毎年度ごとに各学年の成績優秀者を表彰する制度に加え、大学院への推薦制度、就職時の学部推薦制度において成績優秀者を優遇することで、より良好な成績を修めるよう学生に刺激を与えている。

イ　点検・評価

履修科目数の上限の設定が有効であることについては、教務委員会において問題提起されており、その設定に向けて議論が行われている。

各科目の成績評価は、シラバス記載事項に沿って行われており、そのエビデンスの作成・収集による点検も実施してきたが、成績評価方法の改善は各教員に一任されている。

学生の質については、１、２年に一度程度、進級要件は教務委員会にて、総合達成度は評価委員会にて、それらが適切に設定されているかどうかについて再検討されている。

学習意欲を刺激する仕組みについては、異なる学年間の学生の交流が乏しく、小講座制の組織的な特色が十分に生かされていないという問題がある。質的な学習環境の改善が必要である。

ウ　改善方策

履修科目数の上限の設定については、引き続き教務委員会にて議論を続け、最終的には適切な設定値を設ける。

より厳格な成績評価を行う仕組みとしては、シラバス記載事項に沿った成績評価が行なわれているかを科目担当者間で自己点検する仕組みの導入および各教員の自立的な改善が望まれる。

学生の質については、総合達成度および進級要件については、引き続き定期的に検討を行い、それらに問題点があれば変更を検討する。

また、平成１９年度よりプロジェクト演習を授業科目に取り入れ、講座間の競争や講座内の共同作業を行う機会を設けることで、学年を越えた学生間の協調を促し、学習環境の質的向上を図り、学習意欲を高めている。

（３）履修指導

ア　現状

本学部では１年から講座配属を行っている。その枠組みにしたがい、講座所属の教員が恒常的なアドバイザーの役割を担っている。また、講座配属は上位年次の学生が身近にいることとなり、

学生一人ひとりがアドバイザーとしての役割を果たしている。また、全学的な取組みに即して、平成１７年度からよりオフィスアワーを設け、学生が研究室に訪ねやすい環境としている。

一般の学生に対する履修指導として、履修の手引きを学生に配布し、学生がいつでも履修上の疑問を調べられるようにするとともに、毎年度初頭に教務ガイダンスを行い、特に重要なポイントをわかりやすく解説している。また、本教務ガイダンス資料は、教務委員会Ｗｅｂページにおいて公開し、学生がいつでも参照可能なようにしている。その上で、履修上の問題が生じた際には、教務委員会メーリングリストによる問い合わせや、学務課設置の履修相談窓口での相談が可能であり、学務課と教務委員会が連動して問題の解決を図っている。

また、科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮として、開講前に、募集要項を公開し、科目名、担当教員、募集人数などに関する説明を行っている。その他、科目等履修生、聴講生等に対する指導方法、評価基準については、原則として、一般の学生と同じである。

留年生に対する教育上の配慮は、1年次より所属講座で対応を行っている。留年生に対しては、当該時点での配属を維持するとともに、講座移動に対しても通常の学生と同じ権利を与えるなど、不利益を与えることがないよう配慮している。また、各年度のガイダンスにおいては、留年生に対する補足説明を行い、カリキュラム変更にかかる履修方法の留意点についての説明を行っている。いくつかの基礎科目については、留年生に対応したクラスを開講し、留年した場合でも履修しやすい環境を整えている。また、３年生については進学のための単位取得は不十分であるが、努力しており進級の可能性のある学生については、４年生への仮進級制度を設け、前期の努力次第では、後期に正式な進級を認めることとしている。このことにより学生の集中的な勉学意欲を引き出している。

イ　点検・評価

講座制やオフィスアワー等により、履修上の問題に関し、教務委員会メーリングリストへの問い合わせはほとんどなく、教育・学生支援室への相談件数はあるものの、履修の手引きを参照することでその場で解決できていることから、一般の学生に対する履修指導は適切に実施されていると評価している。

しかし、科目等履修生、聴講生等に限っていえば、開講前に公開すべき情報の強化といった課題も認識している。

オフィスアワーについては、実際の利用・運営状況についての苦情などは特にあがっていないが、調査を行い、把握する必要がある。

留年生への対応としては、現状において実施可能なことには取り組んでおり、その点は評価できると考えられる。これらの評価は、卒業時に学生にアンケートや、卒業生に対するヒアリングおよび郵送調査の結果より、良好な結果から機能していると考えられる。留年生にも、１年次からの研究室配属による徹底した少人数教育、個人指導（相撲部屋方式）により、情報処理学会学生セッション学生奨励賞数等から、卒業時までには、他大学情報系学生の学力を上回るほどの高い教育効果を上げており、個人指導の徹底により、手厚い配慮を継続することを目標とする。

ウ　改善方策

一般の学生に関しては、現行良く機能している履修指導体制を維持していく。ただし、科目等履修生、聴講生等に対しては、現行公開している情報に加え、履修科目のシラバス、科目選びから科目単位取得までの情報などの追加公開を検討する。また、教務委員会と教育・学生支援室の連携による科目履修学生、聴講生等への対応改善も検討する。

学生への指導で支障をきたすと考えられる場合はオフィスアワーを変更し、柔軟な運用を行う。その上で、各研究室において留年者の把握を行う。セメスターの中間期に各留年者に対し勉学状態を把握するための講座教員が連絡をとり、必要な激励・指導を実施する。このとき、その学生の状況を記載した教員の「所見」を含めた報告書を作成し、学生委員会に提出する。面談を行った学生については、教員による「所見」を含む面談報告書を作成し、その後の指導の参考資料とする。

（４）教育改善への組織的な取組み

ア　現状

教務委員会にＦＤ体制の担当者を置き、学部としての活動を行っている。現在は、ＦＤ関連研修・講演会への参加のための助成金の予算化やＦＤ活動のための授業録画システムの導入の検討をしている。また、教育目標に対してカリキュラムが妥当であるか、シラバスが適切に記載されているかについて定期的に評価し、継続的な改善を行っている。

シラバスの活用や授業評価については、全学的な取組みに即して実施している。

シラバスは、定められたフォーマットに従い全科目作成しており、授業内容、成績評価方法について詳細に記述している。作成時には、教務委員会においてチェックを行う一方で、授業終了後には、シラバスに沿って授業を実施したか評価委員会がチェックしている。

授業評価については、平成１８年度の授業評価アンケートに基づきアンケート結果を使って、「分かりやすい話し方」および「教え方は要所をおさえていた」の観点から抽出してポイント化した。学部の専門講義科目のカテゴリ毎に上位３位までを学生に公開（学内Ｗｅｂ）するとともに最高得点をとった担当教員を「学生から見た教育熱心な教員」として学部長表彰し教員の教育への意欲向上に役立たせている。また、教員会議にて、表彰された教員から教育方法における工夫を話してもらうなど他の教員の教育改善に役立たせることを目指している。

本学部では、平成１６年度に、平成１３年度から１５年度までの卒業生、及び就職先の企業等に対してアンケート調査を行うとともに、卒業生が在籍する企業へのヒアリング調査を実施した。

卒業生に対して行ったアンケート調査結果によれば、「大学の授業の内容は実社会で役立っていますか？」という問いに対し、「非常に役立っている」が２４．４％、「役立っている」が６３．４％という結果が得られた。また、「１年からの講座配属」、「一人一台のＷＳと机の利用」、「少人数での演習」、「演習を重視し、１年次から多くの専門科目を開講するカリキュラム」についてそれぞれの有意義であったかどうかを質問したところ、それぞれ、「非常に有意義」と「どちらかと

いえば有意義」を合わせて、９２．７％、９７．６％、８０．５％、８７．５％と高い満足度が得られている。

【卒業生に対するアンケート結果】

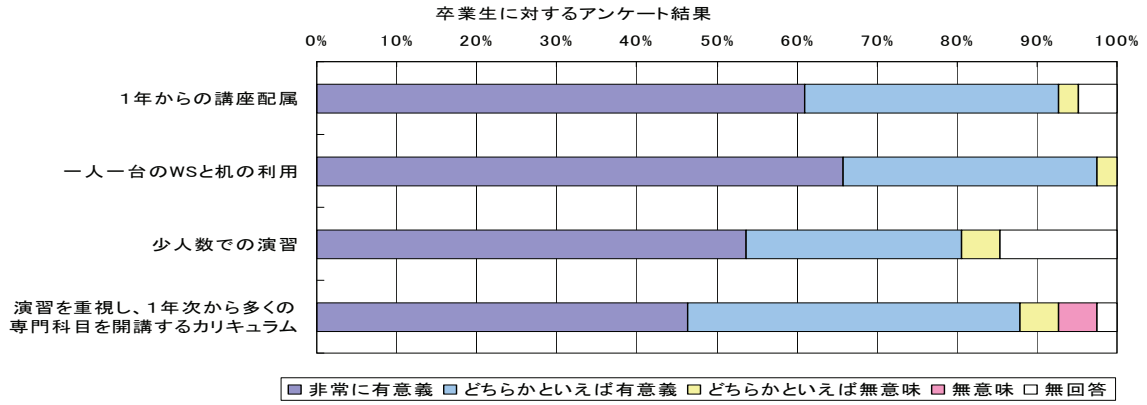

また、企業等に対して行ったアンケート調査結果によれば、就職した卒業生に対して、ソフトウェアの専門知識については「非常に優れている」と「優れている」を合わせて６３．２％という評価が得られており、また、「協調性」や「コミュニケーション能力（他者理解）」についても、「非常に優れている」と「優れている」を合わせて４０％を超える評価が得られている。なお、アンケート調査及びヒアリング調査により、企業が新卒採用時に特にコミュニケーション能力を重視しているという結果も得られた。

【企業等による卒業生の評価】

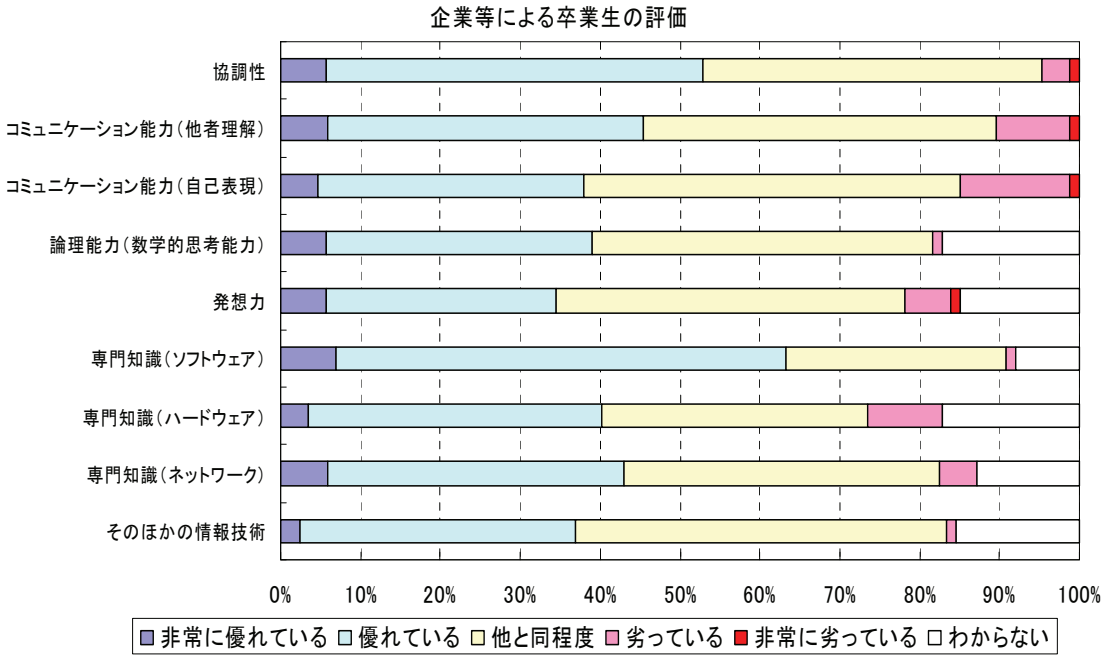

イ　点検・評価

ＦＤ活動に対する取り組みは全体として消極的で、研修への参加は少数の事例にとどまっている。また、カリキュラムおよびシラバスにおける適切性の評価結果に基づき、問題の発生源について検討を行う必要がある。

シラバスに基づいた授業が行われている。授業後には教員記述の自己点検票のみでなく、学生の授業評価アンケートにも「シラバスどおりの実施」についての項目を取り入れているが、アンケート集計結果に基づいた行動は行われていない。

平成１５年度から実施してきた授業評価アンケートに基づく教員表彰は、平成１７年度までは、①わかりやすさ、②熱意、③興味を引き出す、④総合の４つの観点から専門講義科目の担当教員を順位付け、最高得点者を表彰していた。平成１８年度からは、科目による難易度があって、教員の努力だけでは限界がある項目③、④と主観的な判断が入り易い②のような項目を見直すことにより、客観的な「分かりやすい話し方」および「教え方は要所をおさえていた」項目に絞り評価を行うようにした。

卒業生及び就職先企業等に対するアンケート調査結果によれば、卒業生からは本学部で実施している各種方式に対して比較的高い満足度が得られており、企業からも卒業生のソフトウェアの専門知識のみならず、協調性やコミュニケーション能力（他者理解）に関して比較的良好な評価結果が得られている。

本調査結果については、報告書として取りまとめ、教授会などを通して教員への周知、情報共有を図るとともに、とくに企業が新卒採用時に重視していると答えたコミュニケーション能力については、コミュニケーション能力の向上を目指したプロジェクト演習の開講など、カリキュラムの改善に役立てている。

ウ　改善方策

ＦＤ活動の記録を閲覧可能とするとともに、取り組みへの参加を継続的に促していく。また、問題の発生源についての検討を基に次年度計画への申送り事項を明文化する。

授業評価については、真に「学生から見た教育熱心な教員」を選定することを試行錯誤しながら継続していく。また、アンケート結果の分析により、「授業の分かり易さ」が「学生満足度」に大きな相関を持つことが分かっている。特に、専門講義科目においては、「分かりやすい」授業に努めるよう注意を促してゆく必要がある。今後も、授業評価アンケートに基づく教員表彰により継続的に教員の意識向上を促していくとともに、授業評価アンケートを参考にして、シラバス通りの実施がされているかについて教員に注意を促す。

卒業生及び就職先企業等に対する調査については、今後も引き続き実施し、その結果については教授会などを通じて情報共有することにより、カリキュラムの改善などに反映していく。

（５）授業形態と授業方法の関係

ア　現状

本学部専門科目における授業形態別授業科目数は次のとおりである。

【専門科目における授業形態別授業科目数】

区　　分	講義科目	集中講義科目	演習科目
専門共通科目	20	0	5
コース科目	8	0	12
展開科目	16	0	0
関連科目	7	4	0
卒業研究・制作	0	0	2

一見講義科目が多く見えるが、必修の数学系科目（「離散数学」、「計算モデル論」、「統計学」）や英語系科目（「専門英語Ⅰ」、「同Ⅱ」、「同Ⅲ」）では複数クラス開講し、かつ、学生番号毎のクラス指定を行い、１クラスあたりの受講者数を概ね４０名程度とすることにより、それらの科目の中で無理なく演習を行えるように工夫を行っている。

また、本学部では小講座制を敷き１年生からの講座配属を行っているため、講座単位でプログラミング系演習科目（「ソフトウェア演習Ａ」、「同Ｂ」、「同Ｃ」）を行うことにより、１つのクラスを８～１０名程度に抑えることが可能となり、無理なくプログラミング系演習が実現できている。より専門性の増したコース科目内の演習科目も講座単位で行われている。

集中講義によって行われる科目は原則としてソフトウェア情報学のコアから外れた関連科目に限られている。

また、多くの教室にはＡＶ 機器が設置されており、授業の一形態として、マルチメディアを活用した教育が科目によっては実施されている。

イ　点検・評価

教務委員会により、概ね数年に一度、各授業担当教員に聴取を行うことにより、授業形態が適切であるかどうかの検討が行われている。実際、平成１６年度の聴取により、従来「ソフトウェア演習Ｃ」の中で行われていた座学部分が平成１７年度より「アルゴリズム論」として独立の講義科目として行われるようになった。また、本学部の特徴である１年生からの講座配属を活かせるような学部科目の新規設定についても計画している。

マルチメディア教育に関しては、これまでは定量的な評価が行われてこなかった。これに対して、平成１８年度より学生授業評価アンケートの中に「マルチメディア教材が効果的であったかどうか」を問う設問（質問１３）が導入され、それらの項目を含んだアンケート調査が実施されており、適切性に関する調査が開始され、一定の適切性が確保されていることが確認できている。

ウ　改善方策

平成１９年度から、それまで１年次開講の全学共通入門演習科目であった「学の世界入門」を学部専門科目・演習科目「プロジェクト演習」として改組した。この科目は、各小講座に平均して各学年約８名ずつの学生が配属されていることを利用し、講座の１～３年生各１～２名ずつ計５～６名からなる、学年横断的なグループを作り、会社のような階層型組織を模した中で、それぞれにプロジェクトリーダ、サブリーダ等の役割を割り当て、問題発見・解決能力、発表・討議能力の涵養を行うと同時に、協調行動や責任感等の社会的技能を養う演習科目となっている。

３　国内外における教育研究交流

ア　現状

国際交流協定を締結している海外の大学との交流を一層密にし、交換留学や共同研究など国際交流事業を計画的・効果的に推進するとともに、国際交流事業を教育・研究に生かす取り組みを積極的に展開している。具体的には、国際交流協定締結機関として、イースタン・ワシントン大学（アメリカ）や大連交通大学（中国）等が挙げられる。また、サバティカルリーブ制度によって海外の教育研究機関と交流を行っている。そして、平成１７年度には延べ６８名の教員が海外出張を行い、さまざまな国の研究者と交流を行っている。１９年５月１日現在の留学生の数は、特別聴講学生として５名である。また、教育研究及びその成果については、パンフレットやホームページ（全学および学部）による発信を行うと同時に、学部の教育方針や研究例をまとめたＤＶＤを作成し、企業および高校に配布している。大学説明会やオープンキャンパスでは、地域住民や高校生に対して研究成果の説明を行う研究説明会を企画している。また、学生の学会発表は６割以上に及び、ＰＢＬなども含め研究成果について積極的に情報発信をしている。

イ　点検・評価

現状より、国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置は適切であることを確認している。現状を維持することで、より多くの国際レベルでの教育研究交流を緊密化させる。これによって、世界に通用する独創的で大規模なソフトウェアを開発できる人材を育成できる。しかしながら、充分な成果を得るためには語学力も重要なファクターになる。年度末には状況を把握し、評価が低い場合は改善に努める。評価は、国際交流協定締結先および留学生によるアンケートで行う。学部内の情報収集を迅速に行い、全学広報担当と協同してより効果的な広報を行うための仕組みを作る必要がある。また、学生の学会発表については、現状を維持する。

ウ　改善方策

海外の大学等との人的交流や共同研究の数、留学生の受け入れ数を増やすことで、現在行われている国際交流事業の拡大を行う。全学・学部ホームページ上に教育研究成果を随時更新する。また、全学広報との連携をはかるため学部広報委員会に必要に応じて全学広報担当に出席依頼を

する。

学生の学会発表を促進するため、研究費に学会発表促進費を設置し、講座ごとに実績に応じた傾斜配分を行う。

Ⅵ　総合政策学部

【全学の目標を達成するための中期計画】
①　バランスのとれた基礎的知識をもとに、各専門分野の知識を効果的に高めるため、講義科目の「専門基礎科目」「基幹科目」「展開科目」を内容的に整備し、系統性のあるカリキュラムを実施する。
②　実学実践の立場から、授業科目に「産業事情」を開講し、様々な分野で活躍する専門家の講義により、社会の仕組みに対する学生の認識を高めるとともに、社会における自己の存在価値を考える場をつくる。
③　現実の諸課題に実践的に取り組むため、学部の一部で行われていた「実習科目」を学部全体に拡大して実施します。これにより、学生の問題意識の向上を図り、問題解決能力を養う。
④　平成１７年度入学者から、「社会調査士」「ビオトープ管理士」の資格取得が可能または有利になるよう学習内容を改め、取得を希望する学生を指導する。
⑤　「卒業論文・研究」を必修とし、卒業論文発表会を学部全体が公開で行うことによって、「卒業論文・研究」の一層の充実とプレゼンテーション能力の向上を図る。

１　教育課程等

（１）教育課程

ア　現状

総合政策学部の教育課程は、全学共通科目と専門基礎科目、基幹科目、展開科目、情報・数理科目、演習科目、実習科目、卒業論文・研究、教職関連科目の８科目群からなる専門科目で構成している。

この枠組みについては、「Ⅰ　全学」で、全学共通科目及び専門科目のうち教職科目については、「Ⅱ　全学共通教育」で記述したとおりであり、学校教育法第５２条、大学設置基準第１９条に対応するとともに、大学の基本的方向に掲げる人間性を培う教養教育を行っているものである。

一方専門科目は、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させるとともに、本学部の教育目標を達成するため、総合政策学の特性に応じて、次のように展開している。

【総合政策学部のカリキュラム】

	1年次		2年次		3年次		4年次	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
専門基礎科目（9科目）	すべて必修							
基幹科目（12科目）		8科目以上選択						
展開科目（57科目）			次の条件を満たして15科目以上選択					
行政・経営系（31科目）			行政・経営コースは10科目以上 環境・地域コースは3科目以上					
環境・地域系（26科目）			行政・経営コースは3科目以上 環境・地域コースは10科目以上					
情報・数理科目（7科目）	2科目必修	5科目から2科目以上選択						
演習科目（9科目）			すべて必修 （基礎演習 I～II）		（専門演習 I～VI ）			
実習科目					3科目以上選択			
行政・経営系（8科目）					（主に、行政・経営コース対象）			
環境・地域系（6科目）					（環境・地域コース対象）			
卒業論文・研究							必修	

（　）の数字は開講科目数を表す。　　は開講年次を表す。

本学部の専門教育課程は、政策に関する諸科学を基本とし、その隣接分野としての地域・環境関連諸科学にまたがる、既存の学問分野の枠を越えた学際的、総合的な教育体系に編成している。

専攻分野のより専門性の高い科目の円滑な修得へ導くため、基礎的内容の講義科目（専門基礎科目：９科目）や数量的分析に必須の情報・数理科目の一部（２科目）を必修とし、１年次に重点的に配当している。２～３年次になると、専攻予定分野を念頭におきながら基幹科目および展開科目を選択していく。選択科目については、参考として、行政系、経営系、環境系および地域系の４タイプに分けて履修モデルを提示しており（履修の手引きに所収）、特に、新入生に対して年度当初のガイダンスで説明を加えている。

３年次になると、専攻コース（行政・経営コース、環境・地域コース）や専攻ゼミ（各教員による専門演習）の配属が決まる。これ以降は、専門演習および実習の比重が増し、その過程で各自の問題意識を高め、それに応じた分析手法を身につけ、４年次の卒業研究に臨む体制となっている。なお、基幹科目や展開科目の選択において、分野に偏らない幅広い領域をカバーするように履修条件を規定し、学修の集大成として、卒業論文・研究（必修）を位置づけている。

以上の科目に加えて教職課程科目が設けられており、中学校教諭一種免許状「社会」、高等学校教諭一種免許状「地理歴史」および同「公民」の免許状が付与できる基準を満たしている。また、社会調査士や２級ビオトープ管理士の資格取得に対応できるカリキュラム編成

となっている。

教育課程における開設授業科目数及び単位数を、一般教養科目、外国語科目、専門科目別に示したものが次の表である。開設科目数は１７５科目で、その６１％に当たる１０７科目が専門科目である。開設科目の単位数でみると専門科目は６２％となっている。

一方、卒業所要単位数は１２６単位であり、これは開設科目総単位数の３６％に当たる。科目区分別に卒業所要単位数の割合をみると、専門科目が７５％と高率である。一般教養科目および外国語科目は、それぞれ１５％および１０％である。

【開設授業科目数・単位数・卒業所要単位数】

	一般教養科目	外国語科目	専門科目	合計
開設科目数	52	16	107	175
開設科目（単位数）	101	32	215	348
配分割合（%）	29.0	9.2	61.8	100.0
卒業所要単位数	19	12	95	126
配分割合（%）	15.1	9.5	75.4	100.0

※ 開設科目数および単位数には、自由聴講科目（12科目）を含まない。

この専門教育課程については、開学５年目と８年目にカリキュラム改訂を行なってきた。１回目の改訂の主要なポイントは、①環境関連科目の配当年次繰り下げ（一部、科目の新設）、②時代のニーズに配慮した専門科目（特に、展開科目）の新設（１５科目）と配当年次の繰り下げ、③卒業論文・研究を従来の専門演習 VI から独立（必修単位化）であった。しかし、多様な科目を学ぶ機会を増やすとの配慮から措置した「展開科目の新設と配当年次の繰り下げ」は、蓋を開けてみると、関連する科目について望ましい順序に履修されない状況を生み出し、教育の効果・効率を低下させる事態が次第に表面化したため、２回目の改訂では、必修科目の見直しと、授業科目の望ましい履修順序に導くための年次配当の適正化を中心に据えた。加えて、実践的能力の養成を目指し、これまで環境・地域コースの学生にのみ課せられていた実習科目（必修６単位）を、行政・経営コースにも適用することとした（８種類の実習科目を新設）。

イ　点検・評価

本学部の専門教育課程は、多分野に関わる基礎的内容の講義科目を必修とし、１年次に重点的に配当するとともに、２年次以降の専門科目（展開科目）については、専攻分野の科目に偏ることなくバランスよく修得できるように、行政・経営系科目と環境・地域系科目の卒業所要単位を規定しており、全学的な教養教育課程と一体となって、専門の学芸を教授し、幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するのに、必要にして十分な科目を配置しているものである。

中学校教諭一種免許状「社会」、高等学校教諭一種免許状「地理歴史」及び同「公民」の免許状が付与できる基準も満たしている。

また、本学部の教育課程は、次のとおり教育目標に対応したものとしており、学士課程と

してのカリキュラムの体系性は十分整っているといえる。

① 文・理両系にわたる授業科目の修得に関して、展開科目に行政・経営系と環境・地域系の多様な科目を設け、分野に偏らないバランスのとれた履修に導いている。

② 多角的な視点からの政策評価能力の育成に関しては、専門基礎科目に「総合政策入門」と「政策学基礎」を、基幹科目に「政策形成論」を、さらに展開科目に「政策管理過程論」、「政策評価論」及び「比較政策論」をそれぞれ設け、それらの政策関連科目を軸に関連分野の科目群を幅広く配置し、現実の諸問題に対処し得るように配慮している。

③ 地球規模の現象と地域問題間の相互連関性の会得に関して、グローバルな視点を提供する「国際関係論」、「国際協力論」、「国際環境政策論」、「異文化交流論」、「海外地域研究Ⅰ」及び「海外地域研究Ⅱ」が、また、地域や住民の視点を提供する「地域交通論」、「住民生活論」、「地域経済論」、「地域文化論」、「市民参加論」及び「ＮＰＯ論」をともに展開科目の中に設けている。

④ 実習等を通した実践的能力・感性の醸成に関しては、行政・経営コースと環境・地域コースでともに実習３科目を必修としている。

開設科目単位数に占める卒業所要単位数の比率を科目区分別に算出すると、一般教養科目１９％、外国語科目３８％、専門科目４４％であり、十分な数の科目が開設している。卒業所要単位数における科目区分別の配分において、専門科目が高い割合を示している。これは、専門科目群の構成からわかるように、現実社会の諸問題に対処できる能力を培うため、文・理両系にわたる広範な領域の科目を開設しており、専門科目の比率の高さは、狭い専門性に偏っているのではなく、総合政策学部の学際的な、分野横断的な特性を反映したものといえ、科目区分別の量的配分は、概ね妥当と判断している。

一方、専門科目の中で、特に多様な分野にわたる展開科目では５７科目と多く、また８種の実習科目（２単位）を３年次（一部、４年次）に配当しているが、個々の実習には９０分授業２時限分（１８０分）が必要であることから、時間割表が飽和状態に近いことが課題となっている。今後のカリキュラム改訂の際には、個々の専門科目の内容を再度吟味し、学際性を保持しつつも、内容的に重複する科目間での統廃合も必要である。

また、問題論的アプローチ科目全体の２８％に当たる１３科目を、総合政策学部の教員が担当しており、本学部の専門科目への橋渡しにもなっている点は、教養教育と専門教育の一貫性を強める点で大切な要素の一つとして受け止めている。

１年次生対象の入門演習も同じ意味で大切な要素である。各クラス１名の学部教員が半期ずつ担当するため、年間２０名の教員がこの演習に関わる。この入門演習では、「読む・書く・話す」はもちろんのこと、パソコン操作の習得が求められる。加えて、来るべき就職活動を有利に進めるための自己分析及びそのアピールや、人間関係上の基本マナーもしっかり身につけておく必要がある。このような内容の幅広さゆえに、ともすると教員ごとにばらばらな方向に進んでしまうことが懸念されており、少なくとも何を修得させるべきかについて教員間で共通認識をもち、専門教育及び人間教育への基礎づくりに機能させる必要がある。

ウ　改善方策

平成１７年４月に公立大学法人に移行し、新たな学内体制と今日的ニーズを踏まえ、目下、平成２０年度に向けた３回目の改訂作業に着手している。そのポイントは、授業科目の内容について相互に吟味・調整し、科目の統廃合等も視野に入れ、よりコンパクトなカリキュラム編成を目指すことである。

教育目標の一つである学際的素養が発揮されるのは、現場の具体的現象・問題に直面した時であろう。そこには複数の要因が重層的に重なり合い、一筋縄では解決に至らない現実がある。実習科目を通して、そのような場面を身近に体験することは意義の大きいことである。実践的能力・感性の醸成のために、さらに一歩前進するには、実習で得られた結果や成果を現場へ示し、地元住民の方々や関係者との連携の下で今後も進めていくこととしている。

入門演習で修得させるべき“ミニマム ターゲット”をどのように設定するか。この課題に対して、本学部では教務委員会を中心に、担当教員が一堂に会して、授業内容を紹介し振り返る場（意見交換会）を半期ごとに設定し、平成１６年度からの新たなシラバスに反映させた経緯があり、現在も継続している。本学部の教育目標に照らして、教養教育と専門教育の連携強化策が必要であり、学部の裁量で検討できるものとして、本学部教員が担当する１３の問題論的アプローチ科目や、１クラス１０名程度の少人数で学部ごとに実施している入門演習について、専門教育課程を念頭に置いて内容の再吟味をしていく。

（２）カリキュラムにおける高・大の接続

ア　現状

授業で直面する問題の一つは、高校までに習得しているべき知識・学力が一部学生に欠けていることである。この事態は多くの授業科目に当てはまるが、特に、数式が関係する数理科目（基礎数理、統計学）で表面化している。この問題は、理系科目に限らず、歴史や地理の基礎的知識の欠如など文系科目でも潜在的に内包している。

なお、アドミッション入試の合格者に対しては、学力や勉学意欲の維持・向上を図るため、入学までのほぼ６ヶ月間に、本学部教員が入学前に指導を行なう機会（ゼロ年次教育）を設けている。

イ　点検・評価

一部学生にみられる学力不足への対処として、過去に、数学の補習的授業を正課外に設けたこともあったが、継続は難しかった。現実的な対処として、正課の授業で教材に様々な工夫をこらし、学力不足を埋める努力が続けられている。

また、数理科目担当教員が、各専門科目においてどのような数的処理が必要になるのかを多くの教員に聞き取り、それを基に数的処理の中身を絞り込んで地道に教材化する試みは評価される。

ウ　改善の方策

一部学生にみられる学力不足の改善に向けて、上で述べた数理科目担当教員の取り組みのように、地道に他の授業科目との連関性を相互に認識し合い、ミニマム・ターゲットを絞り込む実践が一つの方向である。

（３）履修科目の区分

ア　現状

本学部においては、必修（選択必修を含む）４１科目８１単位、選択１３４科目２６７単位、自由選択科目３５科目７１単位の計４１９単位を開設している。

卒業要件単位数のうち「必修」（選択必修を含む）は、全学共通科目で１４単位、専門科目で４５単位である。また、「選択」については、全学共通科目では１１９単位から１７単位を、専門科目では１４８単位から５０単位をそれぞれ選択する。したがって、卒業所要単位数の「必修」:「選択」の比は、全学共通科目は１：１．２１、専門科目は１：１．１１である。

【履修科目の区分】

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="3">区　　分</th><th colspan="6">設置科目</th><th colspan="3" rowspan="2">卒業要件単位数</th></tr>
<tr><th colspan="2">必修</th><th colspan="2">選択</th><th colspan="2">自由</th></tr>
<tr><th>科目</th><th>単位</th><th>科目</th><th>単位</th><th>科目</th><th>単位</th><th>必修</th><th>選択</th><th>計</th></tr>
<tr><td rowspan="6">全学共通科目</td><td rowspan="3">基礎科目</td><td>英語</td><td>4</td><td>8</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>8</td><td>—</td><td>8</td></tr>
<tr><td>情報入門</td><td>2</td><td>4</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>4</td><td>—</td><td>4</td></tr>
<tr><td>入門演習</td><td>2</td><td>2</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>2</td><td>—</td><td>2</td></tr>
<tr><td rowspan="2">教養科目</td><td>問題論的アプローチ科目</td><td>—</td><td>—</td><td>46</td><td>92</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>12</td><td>12</td></tr>
<tr><td>外国語</td><td>—</td><td>—</td><td>12</td><td>24</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>4</td><td>4</td></tr>
<tr><td colspan="2">保健体育</td><td>—</td><td>—</td><td>2</td><td>3</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>1</td><td>1</td></tr>
<tr><td colspan="2">外国語自由聴講科目</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>12</td><td>24</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr>
<tr><td rowspan="9">専門科目</td><td colspan="2">専門基礎科目（必修）</td><td>9</td><td>18</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>18</td><td>—</td><td>18</td></tr>
<tr><td colspan="2">基幹科目（選択必修）</td><td>—</td><td>—</td><td>12</td><td>24</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>16</td><td>16</td></tr>
<tr><td rowspan="2">展開科目</td><td>行政・経営系</td><td>—</td><td>—</td><td>31</td><td>62</td><td>—</td><td>—</td><td rowspan="2">—</td><td rowspan="2">30</td><td rowspan="2">30</td></tr>
<tr><td>環境・地域系</td><td>—</td><td>—</td><td>26</td><td>52</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">情報数理科目</td><td>2</td><td>4</td><td>5</td><td>10</td><td>—</td><td>—</td><td>4</td><td>4</td><td>8</td></tr>
<tr><td colspan="2">演習科目（必修）</td><td>7</td><td>14</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>14</td><td>—</td><td>14</td></tr>
<tr><td rowspan="2">実習科目</td><td>行政・経営系</td><td>8</td><td>16</td><td colspan="2" rowspan="2">選択必修</td><td>—</td><td>—</td><td rowspan="2">6
選択必修</td><td rowspan="2">—</td><td rowspan="2">6
選択必修</td></tr>
<tr><td>環境・地域系</td><td>6</td><td>12</td><td>—</td><td>—</td></tr>
<tr><td colspan="2">卒業論文・研究（必修）</td><td>1</td><td>3</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>3</td><td>—</td><td>3</td></tr>
<tr><td colspan="2">教職関連科目</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>23</td><td>47</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr>
<tr><td colspan="3">合　　計</td><td>41</td><td>81</td><td>134</td><td>267</td><td>35</td><td>71</td><td>59</td><td>67</td><td>126</td></tr>
</table>

イ　点検・評価

学部の裁量に委ねられている専門科目についてみると、必修は、専門教育において基礎をなす専門基礎科目と情報数理科目及び少人数のゼミ形式で指導される演習科目と卒業論文・研究であり、いずれも基礎づくりときめ細かな指導が必要な科目である。

それに並行して、各自の関心と問題意識に応じて、特に２年次以降、必修単位数の１．４倍の選択単位数を修得するシステムとなっており、卒業所要単位数における必修と選択の量的配分は妥当と考えている。

本学部の学問分野の間口は大変広い。１～２年次生が幅広い授業科目を履修しつつ、各自の問題意識を絞っていく課程を支援する必要がある。

ウ　改善の方策

各自の問題意識を絞っていく課程を支援するため、既に「履修の手引き」に掲載している４つの履修モデル（行政系、経営系、環境系、地域系）を、ガイダンス時に十分に説明するように努める。

また、履修登録の際に、シラバスの活用を徹底させていく。

（４）開設授業科目における専・兼比率等

ア　現状

担当教員の専任・兼任別に、開設授業科目数を示したものが次の表である。専門科目についてみると、前期と後期を通して、必修および選択必修は１７科目であり、いずれも専任教員（本学部教員と他学部教員を含む）が担当している。選択および自由聴講を合わせた前期の開設科目全体では、専・兼比率が前期８７．９％、後期８７．１％である。

教養科目における専・兼比率は、前期と後期を通して、必修科目で８０％、全体で９８％である。

【専・兼比率の状況】

区　　分		必修科目		選択必修科目		全開設授業科目	
		前期	後期	前期	後期	前期	後期
専門教育	専任担当科目数(A)	13	7	4	2	58	61
	兼任担当科目数(B)	0	0	0	0	8	9
	専兼比率(A/(A+B)*100)	100.0	100.0	100.0	100.0	87.9	87.1
教養教育	専任担当科目数(A)	3.2	3.2			40.2	40.2
	兼任担当科目数(B)	0.8	0.8			0.8	0.8
	専兼比率(A/(A+B)*100)	80.0	80.0			98.0	98.0

注：全開設授業科目については、選択科目及び自由聴講科目を含む。

イ　点検・評価

専門科目について、本学部の基本方針として、兼任教員の教育課程への関与を選択の講義科目に限定するとしており、現状は必修・選択必修科目における専・兼比率が１００％であり評価できる。

兼任教員の担当科目数は、選択科目は前期３科目、後期５科目であり、また、自由聴講科目は前期５科目、後期４科目である。これらを含め全開設授業科目における専・兼比率が、前期と後期を通して８７～８８％を示し、本学部教育課程への専任教員の関与が高いことがわかる。開設科目の幅の広さ（多岐の選択肢）を確保することは、学生の要望にも適っていると認識している。

ウ　改善の方策

従来の方針を継続し、今後も教育に臨んでいく。専門科目の必修は専任教員が担当することとし、専門の選択科目における兼任教員の担当比率は、現状程度（１２～１３％）とする。

（５）正課外教育

ア　現状

本学部では、２級ビオトープ管理士、経済学検定、公務員試験に関連した「勉強会」が、個々の教員の発案で正課外に実施されている。

なお、資格取得に係る諸経費の一部を後援会助成対象とする本学部独自の支援体制も整えている。

イ　点検・評価

２級ビオトープ管理士の資格を、これまで６名が取得しており、正課外の「勉強会」の成果として評価できる。

経済学検定の結果は平成１９年度中に判明する。社会調査士については、所定の単位を修得した学生が平成２０年度に申請する予定である。

正課外の「勉強会」は、個々の教員の熱意に支えられているのが現状である。正課外教育を、個々の教員の独自取り組みに委ねるほかに、本学部としても何らかの方策が必要である。

ウ　改善の方策

本学部として公務員試験対策講座を正課外に設けるため、就職委員会を中心にその内容の吟味と本学部内外の講師陣などの体制づくりを進めており、平成１９年１０月に開始する予定である。

また、各種の資格取得や検定試験に関する情報を幅広く収集し、学生に提供する独自の仕組みを本学部内で確立していく。

２　教育方法等

（１）教育効果の測定

ア　現状

総合政策学部設置の趣旨は、豊かな地域社会の形成に寄与する人材の育成である。この観点から、本学部における教育上の効果は、第一義的に卒業生の進路の状況に現れている。

平成１８年度卒業生（第６期生）の就職内定率は９４．８％であった。第１期生～第６期生について、就職内定率の平均値は９４．１％となっている。

本学部卒業生（第１期生～第６期生）の就職先で最も多いのは、サービス業（１９％）である。次いで、金融・保険業（１５％）、卸・小売業（１５％）、公務員（９％）、製造業（７％）の順で続く。大学院進学者は９％であり、近年その数が減っている。最近の数年間については、金融・保険業、製造業への就職が目立つ。公務員はほぼ１割である。その多くは地方公務員となっており、特に岩手県内の市町村職員等になるケースが多い。

就職先について岩手県内と県外の比率をみると、第１期生～第４期生では岩手県内が６０％台を占め、地域社会の期待に大きく応えていたところであるが、第５期生～第６期生（平成１７～１８年度卒業生）ではその比率が逆転し、岩手県内の比率が第５期生で４２％、第６期生で３８％と年々減少している。

イ　点検・評価

本学部の特徴として、就職する業種に大きな偏りはないが、学部の教育目標である総合性を活かした就職状況であり、設置趣旨等には適合していると考えている。

就職活動については、全体として、その開始時期が遅れていることが課題となっているが、これには、岩手県内へ就職を希望する学生が多いことや、同県内企業の求人時期が首都圏と比べると遅れることなども関係していると考えられ、今後、地域社会の期待に応えていくためには、何らかの方策を検討することが必要である。また、就職活動に対する早期の動機づけに何らかの手立てを講ずる必要がある。

教職免許の取得者は、中学校教諭一種（社会）および高等学校教諭一種（地理歴史、公民）を合わせると、これまで延べ３８名に達する。教諭として採用された実績は未だないが、平成１９年８月現在で、過年度卒業生が教諭として内定している。

岩手県庁をはじめ市町村が職員の採用数を縮減する一方、好景気下で民間企業の求人が増える中、これらの公務員試験を受験する学生の数が減る傾向にあることが懸念される。

ウ　改善方策

職業観の醸成および就職活動への動機づけ、さらに、実際の企業経営分析および提案に関わる実習等を盛り込んだ一連のキャリア教育プログラムを、総合政策学部として策定してきた。具体的には以下のとおりである。

第一に、就職活動における早期の動機づけに対しては、平成１７年度に新設の全学共通科目（１年次、選択）の「人間と職業」に加え、平成１８年度から総合政策学部の専門科目（２年次必修）として「産業事情」を設け、３年次から本格化する就職活動への動機づけを図っている。第二に、３年次の「経営分析実習」では、実際の中小企業経営者へのヒアリングおよび現場視察を通して、学生が企業の経営に対してアイデアを提供する。これは、(財)いわて産業振興センター、盛岡商工会議所、岩手県中小企業団体中央会、(社)盛岡青年会議所、岩手県総合政策室（現総合政策部）との連携の下、平成１９年度前期に開始している。第三に、正課外の取り組みとしてキャリア教育ワークショップを、岩手大学と連携して目下企画している。これは、地元企業に対するプレゼンテーションや現場体験を通して、両大学の学生がグループワークで企業戦略の課題と解決策を探るものである。文部科学省や経済産業省の事業にのせる形で実現させていきたい。

就職支援体制として、全学的には就職支援センターが設置されている。本学部としても平成１９年１０月に学部内に就職支援室を設け、就職活動・企業に関する各種情報を提供するほか、昼の時間に就職委員会の教員が就職相談に当たる体制をとることとした。また、公務員試験対策として、関係分野の教員や外部講師による講座を企画しているところである。

また、本学部の取り組みとして、平成１９年度から教職免許や各種の資格取得・検定に要する経費の一部を後援会助成の対象に組み入れることとし、キャリアアップを支援していくこととした。

（２）厳格な成績評価の仕組み

ア　現状

本学部では、履修科目登録の上限を設けていない。

平成１８年度２年次生について、２年間で修得した修得単位数が１００を超える学生は６６％であった。なお、２年次から３年次への進級要件は、卒業所要単位数１２６の半分弱の６０単位以上を修得することとしている。その内訳は、１年次開講の英語（必修４単位)、情報処理（必修４単位)、入門演習（必修２単位)、情報数理科目（必修４単位)、専門基礎科目（必修１６単位)、２年次開講の基礎演習ⅠまたはⅡ（２単位)、保健体育科目１単位以上を含む６０単位以上である。

成績評価については、全学的な取決めに即して行っている。

学生の学習意欲を刺激する仕組みとしては、全学的取り組みとして、学生表彰の制度を設けており、学業成績の優秀者を表彰している。本学部独自の取り組みとして、卒業研究や各

種資格取得を支援するため、それらに要する経費の一部を後援会助成の対象としている。

イ　点検・評価

本学部学生の６６％は卒業所要単位数の約８割を２年間で修得し、３年次に進級している。

３年次以降は、卒業論文・研究やそれに向けたゼミ（専門演習Ⅰ～Ⅳ）、及び実習等のウエイトが実質的に増すため、多数の学生が２年次までに卒業所要単位数の７割前後を修得している現状は、肯定的に考えている。

後援会助成による各種資格等取得の支援策は、英語検定や経済学検定などで活用されている。この支援策が、今後もさらに幅広い資格等取得の動機付けとなり、学習意欲を刺激する仕組みと評価している。

ウ　改善方策

後援会助成を有効に活用して、一層学生の学習意欲を高めていく。

なお、公務員試験に対する学習意欲を高めるため、本学部独自に公務員試験講座を設ける準備を進めている。

（３）履修指導

ア　現状

新１年次生に対する履修指導は、年度当初の新入生オリエンテーションおよびガイダンスの際に、教務委員会を中心に行っている。その内容は、学内情報システムによる履修登録上の注意、総合政策学部の概要、２年次から３年次への進級要件およびコース選択・ゼミ選択、４年次修了時の卒業要件、取得できる教職免許の種類と要件、社会調査士およびビオトープ管理士など各種資格取得要件などである。このほか、１年次の入門演習のクラス（１０名程度）の担当教員が、学修面のみならず学生生活面の相談にのる体制を整えている。１年次終了時点では、２年次開講の基礎演習の分野選択に関するガイダンスを実施している。

２～３年次生に対しても、年度当初のガイダンスを実施し、履修上のミスがないように注意を喚起している。２年次終了時点では、３年次のコース選択およびゼミ選択のガイダンスを実施し、個々の学生の関心が具体化するゼミ選択の過程では、学生の相談に教員が気軽に応じる体制ができている。３年次生に対するガイダンスでは、卒業研究の重要性、進路および就職活動に関する内容に重点がおかれる。なお、３年次以降の学修・生活指導については、ゼミ担当教員の比重が増す状況である。

特に、３年次に編入する学生に対しては編入生ガイダンスを、２年次で留年する学生に対しては留年生ガイダンスをそれぞれ実施し、教務委員会と学生委員会が連携し、円滑な学修および学生生活ができるよう入念な個別指導を行なっている。

全学的な取り組みとして、教員ごとにオフィスアワーを設定しており、学内ホームページ

に掲載している。総合政策学部では、教員４１名のうち２０名がオフィスアワーを“随時”と設定している。すなわち、電子メールなどで両者の日時を調整し、可能な状態ならば随時、質問・相談に応じているのである。直接に研究室を訪れ、その時の教員の都合を確認するケースも多い。

イ　点検・評価

年度当初の各年次生対象のガイダンスや３年次進級（コース・ゼミ選択）に向けたガイダンスなど、９０分（１時限分）の時間を設けて実施していることもあり、履修登録はほぼ徹底されている。しかし、履修登録期間に未登録の学生や登録ミスなどが一部学生に見られるので、教育・学生支援本部と緊密な連携をとり、当該学生の状態確認を早期に行なうように努めており、今後もこれを継続していく。

在学可能な８年間在学したが卒業要件を満たさなかった事例が１件発生した。また、１～２年次で修得単位が著しく少ない学生も数名程度みられる。これらの学生については、何らかの措置を講ずる必要がある。

オフィスアワーを“随時”と幅広く設定している教員が多いのは、学生の質問・相談にしっかり対応したいという姿勢の表れといえる。実際のケースでは、学生が電子メールや直接研究室で教員の都合を確認することが多い。したがって、オフィスアワーを“随時”と幅広く設定している教員が多いことは意義が大きい。

専門のゼミに配属する前の１～２年次生にとっては、各教員との心理的距離がまだまだ遠い（研究室の敷居が高いという）という状況である。

ウ　改善方策

成績不振の学生や欠席の多い学生については、学部の教務委員会・学生委員会教育・学生支援本部が連携し、当該学生の把握に努め、早期に面談等による適切な指導を行なう一連の流れを確立する。

特に１～２年次生が抱く学生と教員の距離感を縮め、質問・相談をするため研究室を訪ねやすくするには、オフィスアワーを“随時”と幅広く設定しているほかに、日常的に互いに語りかける雰囲気づくりなど、ソフト面の一工夫も検討していく。

（４）教育改善への組織的な取組み

ア　現状

「教育改善・ＦＤ推進会議」が全学組織として設けられており、本学部ではこの委員として２名を当てている。当組織を中心に、ＦＤに向けた学習会・講演会が企画・実施されているほか、授業の相互聴講を可能とする全学的な仕組みを導入している。

授業評価の取組みも全学的に実施しており、その結果を受けて、改善方向等を示した自

己点検票を授業科目ごとに作成し、学生に公開している。シラバス改善についても、全学的な統一方針のもとで取り組んでいる。

一方、本学部の取組みとして、１０クラス（各クラス約１０名）に分かれて行なわれる１年次必修の入門演習科目において、学修目標を共有しつつ、教材や授業方法を互に紹介し合う場として、入門演習担当教員（２０名）を中心とする意見交換会を前・後期に１回ずつ設けている。

学修の動機づけや活性化に向けては、上記の授業評価を基に各授業に委ねているのが現状である。

イ　点検・評価

授業の相互聴講の取組みは、当該授業が必ずしも各教員の空き時間に当らないこと、また、聴講の目的や活用等について意思統一が十分でない等の要因により、効果が期待される段階には至っていない。

シラバスについては、特に、成績評価の方法の項目等について、明確に記述するように改善されてきた。２～４年次生全員を対象に平成１８年５月に行なったアンケート調査では、シラバスのわかりやすさに対する肯定的な回答が６１％であった。

平成１８年度（前・後期）の授業評価では、１１項目すべてで肯定的回答が７０％を超え、そのうち９項目では８０％を超えていた。平成１７年度も同様に肯定的評価を得ている。ただし、授業内容は量的に適切であったかという問いに対しては、肯定的回答が全学平均より有意に低い傾向が見られた。

入門演習担当教員（２０名）を中心とする意見交換会では、教材や授業の方法に関する情報交換のみならず、授業における問題点やその対応が紹介され、学修目標を共有していく大切な場となっている。

ウ　改善方策

入門演習に関する意見交換会を今後も継続し、同授業内容や目標の共有という観点から情報交換および相互チェックの場として機能させていきたい。

現行の授業評価の結果では全体的に肯定的な評価を得ているが、比率的には小さい否定的な回答にも目を向けていくことが、授業改善においては大切であろう。そのためには、否定的回答の具体的内容を知ることができるような調査票の様式の改善が望まれる。この改善は、本学部から全学へ働きかけていきたい。

（５）授業形態と授業方法の関係

ア　現状

本学部開講の専門科目の授業形態は、講義、演習、および、実習の３種類がある。授業形

態別の科目数は、講義科目が８５（うち必修１１）、演習科目が７（すべてが必修）、実習科目が１４（うち３科目選択必修）である。このほかに、これらの授業で習得したことを踏まえて、担当教員の個別指導による卒業論文・研究（必修）を課している。

下の表のとおり、専攻分野のより専門性の高い科目の円滑な修得へ導くために、基礎的内容の講義科目を必修とし、１年次に重点的に配当している。2～3 年次になると、演習および実習の比重が増し、その過程で各自の問題意識を高め、分析手法を身につけ、4 年次の卒業研究に臨む体制となっている。

【年次別授業形態の状況】

		授業形態別の科目数（専門科目）			
		講義	演習	実習	卒業論文・研究
開講年次	1年次	15(10)			
	2年次	49(1)	3(3)		
	3年次	21(0)	2(2)	14(3)	
	4年次		2(2)		1(1)

（ ）の数字は必修科目数を表す。

履修する学生の数は、必修の講義課目で１００名余に及ぶが、選択の講義科目では２０～６０名程度であり、個々の学生に目が届く状況である。演習科目の受講生数については、２年次開講の演習科目で２０名程度、３～４年次開講の演習科目（専門演習：ゼミ）および卒業論文・研究指導では５名前後と少人数教育が行われている。実習科目の受講生数は２０～３０名程度である。

イ　点検・評価

授業形態と授業方法の適切性、教育指導上の有効性に関して、学部教務委員会を中心に点検・評価を行なってきた。

これまでほぼ４年ごとにカリキュラムを改訂してきており、目下、公立大学法人という新たな体制と今日的な社会的ニーズを踏まえ、３回目の改訂作業に着手している。前回（２回目）の改訂で重視した点は、現実の諸現象に対して実践的に取り組む能力の養成を目指し、実習３科目を選択必修としたことである。以前より必修の実習科目は環境・地域コースの学生に開講されていたが、行政・経営コースの学生に対しても実習科目が新設され、実習による実践能力養成を強く打ち出した。

３～４年次開講の演習科目（専門演習：ゼミ）および卒業論文・研究指導における少人数教育（５名前後）は、個々の学生に対するきめ細かな指導を可能にしている。この少人数指導体制は、学生による授業評価でも多くの支持を得ている。このように、卒業論文・研究について各教員のゼミ単位にきめ細かな指導が行なわれているが、さらに一段ステップアップした形として、個々のゼミを越えた分野横断的な指導体制の実現が目標として挙げられる。

ウ　改善方策

卒業論文・研究に関して分野横断的な指導体制を築いていく第一歩として、当該単位修得の条件としている卒業論文発表会の活用が考えられる。現行の発表会は、２日間にわたり４会場並行して実施されており、他の会場（他の分野）の発表を聞くことができない状況にある。可能な限り日程の調整を行ない、他分野の発表を聞き、互いにコメントし合うことにより、分野横断的な研究指導の基盤が築き上げられていくことが期待される。

３　国内外における教育研究交流

ア　現状

専任教員４１名のうち、外国人教員は現在２名である。教員選考に当たっては、原則的に公募し、日本人と外国人の応募者を区別することなく、研究業績や担当予定科目との整合性等の観点から選考している。

イ　点検・評価

現行の受け入れ体制で、特に問題はない。

ウ　改善方策

現行の受け入れ体制を継続する。

第２　大学院研究科

Ⅰ　全学

１　教育課程等

（１）教育課程

ア　現状

看護学研究科、社会福祉学研究科、ソフトウェア情報学研究科、総合政策研究科の４大学院研究科は、本学４学部に基礎をおいて設置したもので、４研究科すべてに博士課程（前期課程・後期課程）を置き、大学院設置基準第１条に則り、大学院学則でその目的を、専攻分野に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を深めて、学術文化の向上を図り、地域社会の発展に寄与し、並びに国際社会に貢献することと規定・公表し、その目的を実現するため、高度な専門教育により研究的視点を持った現場の実践者、独創的・先端的な研究開発を行う能力を有する研究者等の育成を図ることを、本学中期目標に掲げている。

本学の大学院研究科の教育課程は、以上の目的、目標を踏まえ組み立てられており、前期課程では４研究科すべてにおいて、授業科目の授業と、学位論文の作成等に対する指導（研究指導）の区分を採り、後期課程においては、専門科目と研究指導科目との構成を採っている。前期課程においては、４研究科それぞれが、授業科目として基盤科目を配置することで、教養教育と専門教育の融合を図ることとしており、大学院設置基準の、広い視野に立って精深な学識を授けることへの対応を図っている。また、看護学研究科、社会福祉学研究科においては、演習・実習科目を配置することで、当該教育研究領域で必要とされる実践的・実証的な技術の習得を図ることとしている。後期課程においては、４研究科いずれも、専攻分野について研究者として自立して研究活動が行い、又はその他の高度な専門的な業務に従事するに必要な高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う、とする大学院設置基準博士課程の規定に従い、学位論文作成のための指導課題範囲を特化し、それに基づいた研究指導科目と指導体制を明確化している。前期課程、後期課程ともに、その履修及び学位取得に関しては、本学が定めた学位規程に則って行うこととしており、４研究科いずれも履修モデルはもとより、学位論文の形式、学位論文審査のスケジュール等を公表することで、教育課程の周知を図るとともに、適正な研究指導の推進に努めている。

本学の大学院研究科は、先述したように本学４学部を基礎とし、その担当教員は学部教員の兼務となっていることで、教育課程においては、それぞれの学部教育との一貫性を担保するとともに、高度な専門性に特化した教育研究の領域区分を配置することで、大学院

教育の実効化を図っている。また、後期課程における教育課程は、前期課程における教育を継承し、さらに高度化するとともに、実践・実証能力がより一層強化されるべく、研究指導のスケジュールを組み立てている。

看護学研究科、社会福祉学研究科及び総合政策研究科にあっては、それぞれ養護教諭専修免許状、高等学校教諭専修免許状の取得教育課程を配置している。

なお、他大学との単位互換は行っていない。

イ　点検・評価

本学の大学院研究科の教育目標と教育課程は、４研究科いずれもが本学大学院学則及び中期目標に掲げた目的、目標に基づくもので、大学院設置基準及び学校教育法の規定に照らして適正な内容である。学位規定に従って行われている大学院入学時から学位授与までの教育システム、プロセスについては、４研究科いずれもが、履修モデルをはじめ、学位論文の形式、学位論文審査のスケジュール等を明確に提示、公表しており、適正な運用が実施されている。養護教諭及び高等学校教諭の専修免許状取得の教育課程は、それぞれの研究科の教育研究内容と合致するものであり、本学の目指す実学・実践の教育目標に照らして適正な人材育成の一環といえる。

ウ　改善方策

本学の大学院研究科の教育課程、教育内容は、本学の大学院学則及び中期目標を踏まえ着実に実効化が図られており、現行を維持継続していくこととしている。なお、本学４研究科の教育課程及びその教育研究内容は、時代の状況、社会の動向と密接に関連し、不断により高度な専門性と実践・実証能力が求められるものであることから、時代や社会の要請に的確に対応するべく、次年度以降は、現行の教育研究領域の拡充を視野に入れた新たな中期計画策定を目指すこととする。

（２）授業形態と単位の関係

ア　現状

大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（研究指導）によって行っている。

単位の計算方法については、学則第１９条において準用する大学学則第１９条に定めるとおり、１単位の授業科目は、教室内及び教室外を合わせて４５時間の学修を必要とする内容をもって１単位としている。

講義・演習科目については、１５時間から３０時間までの範囲内で定める時間の授業をもって１単位、実習科目については、３０時間から４５時間までの範囲内で定める時間の授業をもって１単位としている。

学位論文の作成等に対する指導科目（研究指導科目）については、必要な学修等を評価して通年で８単位としている。

また、看護学研究科及び社会福祉学研究科では講義、演習、実習科目を、ソフトウェア情報学研究科では講義科目を、総合政策研究科では講義、演習科目を設定している。

なお、博士後期課程の研究指導科目については看護学研究科を除いて配当単位を設定していない。

イ　点検・評価

単位数の計算方法の基準は、大学院設置基準及び本学の実情に沿ったものであり適切である。

授業形態及び単位計算についても、学生便覧、シラバス、履修の手引き等で学生に明示しており、問題なく運営されている。

社会人学生については、十分な学修時間を確保することが課題である。

ウ　改善方策

教室外での学修が単位修得にとって不可欠であることを、わかりやすく履修の手引き等に明記するとともに、履修ガイダンスに加え、講義等の中でも強調していく。

社会人学生については、長期履修の制度の適用や論文指導を通じて学修時間の確保や質の確保を図る。

（３）社会人学生、外国人留学生への教育上の配慮

ア　現状

平成１９年４月から、全研究科において長期履修学生制度を導入した。制度の内容は、原則として職業を有する者を対象に、博士前期課程及び博士後期課程において在学年限の範囲内までの長期計画的な履修を認め、授業料については標準修業年限分を長期履修期間内で分割して納入するものとしており、１回に限り期間延長又は短縮も認めるものとしている。平成１９年度は看護学研究科２人、総合政策研究科１人の計３人がこの制度を利用している。（平成１９年度履修の手引１５頁参照）

また、平成１９年４月１日から、社会人受入数の多い看護学研究科、社会福祉学研究科及び総合政策研究科の博士前期課程が「教育訓練給付講座」の指定を受けており、雇用保険の一般被保険者である社会人が修了した場合、その費用の４０％相当額が公共職業安定所から支給される。実際に給付を受けるのは課程修了後の平成２０年度以降となる。

大学院における外国人留学生は、正規生としての留学生、科目等履修生・聴講生・研究生としての留学生、特別聴講学生・特別研究学生としての留学生の３種類に区分されるが、現状では正規生と研究生に大別される。大学院の場合には出願資格として日本語能力の要

件が無く、日本語能力に不安がある外国人留学生も少なくないため、学部生と同様に日本語補講、学生によるチューター制度、教員によるアドバイザー制度、教員ボランティアによる「にほんごチェックサポート」を活用している。

イ　点検・評価

長期履修学生制度及び「教育訓練給付講座」は、社会人の修学機会拡大に寄与するものであるが、制度導入から間もないこともあり、当面は制度の周知及び円滑な実施の定着を目指す必要がある。

外国人留学生のための日本語補講には学部の外国人留学生も含めて毎回５～７人の留学生が参加し日本語能力の向上に役立っている。また、平成１８年度後期から岩手大学が開講する日本語コースが本学の外国人留学生の希望者にも開放され、多様な日本語学習機会が提供されている。ただし、岩手大学に通学するためには地理的に学生の負担が大きく、何らかの支援策が可能かどうか今後の検討が必要である。

ウ　改善方策

長期履修学生制度・教育訓練給付講座は、引続き周知に努める。

外国人留学生のための日本語教育の特別講義の充実に向けた検討を進める。

（４）生涯学習への対応

ア　現状

科目等履修生、聴講生、研究生制度については学部に記載したとおりであるが、平成１８年度に盛岡駅西地区に開設したアイーナキャンパスで授業を行っている総合政策研究科公共政策特別コースにおいては、開設以来毎学期、公務員、会社員、団体職員等の職業を持つ社会人３～５人が科目等履修生として入学し学習している。

また、看護学研究科においては教育職員免許法に基づく公開講座を毎年度開講しており、修得した単位は養護教諭一種免許状を有し３年以上の実務経験を持つ者が専修免許状を取得するために必要な単位として認められる。平成１８年度は健康相談援助特論１科目（２単位）を８月に開講し、県内小中高等学校の現職の養護教諭１２人が受講し全員が単位を修得した。平成１９年度については学校看護活動援助特論１科目（２単位）を同時期に開講し、１７人が受講した。

イ　点検・評価

総合政策研究科公共政策特別コースは夜間及び土曜日に開講している大学院であり、正規生としては時間的、経済的に負担が大きいと感じる社会人に対し、１～２科目を受講する科目等履修生制度は一定の評価を得ているものと認められる。

教育職員免許法認定公開講座は岩手県学校保健会養護教諭部会からの要請により実施しているもので、初等中等教育に従事する現職教員の再教育及びスキルアップの場として貢献しているものであり評価できる。

ウ　改善方策

教育職員免許法認定公開講座は、岩手県学校保健会養護教諭部会から毎年度安定的な開講を要望されており、本学としても可能な限り対応することが必要である。

２　教育方法等

大学院研究科における教育効果の測定、成績評価法、教育・研究指導の改善に係る全学的な取組みは、「第１　大学・学部」と同様である。

３　国内外における教育研究交流

本学において、大学院研究科は学部と一体的な運営を行っていることから、国内外における教育研究交流に係る全学的な取組みは、「第１　大学・学部」と同様である。

Ⅱ　看護学研究科

【全学の目標を達成するための中期計画】
①　前期課程では、研究的視点をもった実践者、スペシャリストの教育に取り組む。具体的には、スペシャリストレベルの看護実践と実践研究ができる人材、優れた看護管理・看護教育の実践と研究ができる人材を育成する。
②　後期課程では、自立した研究者・教育者・指導的実践管理者の育成を行う。具体的には、独自の看護研究・看護教育、独創的な実践を計画・実施・評価できる人材、他分野の専門家と協働して保健医療サービスを充実させるコーディネーター、看護サービスの改善・充実を通して保健医療のレベルアップに貢献できる人材を育成する。
③　専門看護師（ＣＮＳ）教育課程を開設する。
④　社会人学生に対する教育体制、研究指導方法を充実する。
⑤　独創的な看護を実践できる教育研究フィールドを現場の実践者とともに開発する。
⑥　多様な研究方法の活用・開発、無作為化比較試験を重視し、科学的実証性のレベルの高い研究を行う。

１　教育課程等

（１）教育課程

ア　現状

学校教育法第６５条及び学院設置基準第３条第１項、第４条第１項で示されている目的については本研究科の目的に含まれており、それぞれの専攻分野において学術の理論およびその応用について教授している。

前期課程は、学部での全教育研究分野をベースとして、１１の分野からなる４つの教育研究領域を構成している。基礎看護学と看護教育・管理学を統合し、看護学の全対象領域の基礎として位置づけ、基礎・管理学領域とし、そして対象と環境の特性に基づく研究領域として、母子看護学領域、成人・老年看護学領域、地域看護学領域を置いている。精神看護学は、より地域に密着した活動が重視されることを視野に入れ地域看護学に、学校保健看護学を、小児看護学との関連を重視し母子看護学領域にそれぞれ位置づけている。学校保健看護学分野には現在までに９名の養護教諭が就学し、科目選択により養護教諭専修免許の取得につながっている。

博士前期課程の教育課程は、すべての専門分野の基礎となる看護研究方法を必修科目とし、専攻分野の専門的知識、技術を深め、視野を広げるために共通選択科目や他分野の科目を３科目以上履修し、専攻分野に関連する基礎的素養を涵養している。また専攻分野に関する学修は、特定専攻の講義科目として、特論科目２科目、４単位と看護学演習８単位

および看護学研究により構成している。専攻する分野での特論では理論と研究方法の学習を重視し、演習で十分な文献学習と現場での実践体験がなされるように構成し、専攻分野に関する高度な専門的知識および能力が修得できるようにしている。

博士前期課程では、優れた、高度な看護実践能力を有する看護職者の養成を目指す専門看護師コースとして、平成１７年度には小児看護ＣＮＳコース、成人看護（慢性）ＣＮＳコースの教育課程を開設し、日本看護系大学協議会により認定を受けており、平成１９年３月には２名の慢性疾患看護ＣＮＳコースの修了生が、平成２０年３月には小児看護ＣＮＳコースでは１名、慢性疾患看護ＣＮＳコースでは２名の修了生を輩出し、今後の北東北初のＣＮＳの誕生が期待される。さらに平成２０年４月にはがん看護ＣＮＳコースを開設し、課程認定の申請予定としている。

博士後期課程は、博士前期課程の４教育研究領域を３教育研究領域に統合した。Evidence-Based の概念に基づき、進歩の著しい高度なチーム医療に要求される科学的看護技術の構築を目指すこととして前期課程の基礎・管理看護学領域と成人看護学分野を統合し、実証看護技術学領域を設けている。また人口構成の変化や疾病構造の変化に対応すべく、子どもや高齢者や精神疾患を有する人や家族が、医療機関のみならず在宅において療養・社会参加していけるよう保健医療システムの構築を目指し、前期課程の地域看護学研究領域に老年看護学と小児看護学分野を統合し、地域健康看護学領域を置いている。さらに女性の発達段階における健康科学およびリプロダクティブ・ヘルスケア・生命倫理に関する理論と新たな看護方法や遺伝看護方法の構築を図る女性健康看護学領域を設けている。

博士後期課程における教育課程は、前期課程における教育を継承し、さらに高度化するとともに、実践・実証的能力を一層強化するため、「実証的」視点を強化する看護学特論および研究方法特論を開講している。各学生が選択する特別研究と直結する特論を必修とし、研究方法特論や関連の科目を選択科目とし履修を奨励している。この研究方法特論では、学内の教員のみならず、関係分野の第一線において活躍している看護実践者や実証的研究者などを講師として招き、豊富な経験や科学的看護論、実証的看護論などについて講義を受け、討議する機会となっている。

本研究科教員が他研究科や地域の保健医療従事者と共同で行う共同研究、研究プロジェクト等の活動に学生を積極的に参加させることにより、組織的な研究遂行の方法、研究技法の修得などについて実践を通して学ぶことができると同時に学際的な視野と研究倫理についての学びを深めている。博士前期課程から後期課程へ進学した学生については、一貫したテーマで研究を深めている。

博士前期課程の標準修業年限は２年である。修士論文コースでは３０単位以上、小児看護ＣＮＳコースでは３０単位以上、慢性疾患看護ＣＮＳコースでは３４単位以上を習得し、修士論文（課題研究）を提出し、その審査および修了試験に合格することが修了要件である。博士前記課程を修了した者に修士（看護学）の学位が授与される。

入学時のオリエンテーション時に、教育課程と履修モデルを示しながら履修方法の修学

ガイダンスを行っている。履修モデルは履修の手引きに示している。入学時に希望する専攻研究領域での指導教員（１人以上）を決定する。さらに入学年次の１２月に学生個々において研究テーマを研究科委員会にて提示した時点において、副指導教員を決定し、複数体制にて指導を行っている。２月には、研究科委員会倫理審査会による研究計画倫理審査が行なわれ、承認が得られた後、公開の研究計画検討会において発表し、多角的な視点で指導をうけ、計画の洗練を行っている。さらに論文提出年度の１月に学位論文審査願、学位論文、要旨を提出し、論文の審査を受ける。研究科委員会により論文毎に主査１名、副査２名以上の審査委員を選定し、論文審査会を行う。その後論文審査発表会での発表と口頭試験の最終試験を経た後、研究科委員会にて投票による合否の決定が行われる。３月での修了判定の審査後、学位の授与がなされる。これらのスケジュールや手続き方法については「学位論文学位（修士）授与までに必要な諸手続および関連資料・様式集」として冊子を策定し、配布し説明している。

なお９月に修了の場合は、論文提出年度の１２月を６月と読み替え同様のプロセスにて執り行われる。

博士後期課程においても、入学時のオリエンテーション時に、教育課程と履修方法の修学ガイダンスを行っている。入学時に希望する専攻研究領域での指導教員（１人以上）を決定する。さらに入学年次の１１月に研究テーマを研究科委員会にて提示した時点において、副指導教員を決定し、複数体制にて指導が行われる。なお副指導教員は専門性を考慮し学外教員を当てることもあり、２名が学外の教員による指導を受けた。さらに１２月（あるいは次年度の５月）に、研究科委員会倫理審査会において研究計画倫理審査が行われ、承認が得られた後、公開による研究計画検討会において発表し、多角的な視点から指導をうけ計画の精錬を行っている。その後、主指導教員と副指導教員と協働のもと論文指導が行われる。論文提出年度の１１月に、副論文１編とともに論文を提出し、論文が学位論文申請審査に値するか否かをあらかじめ研究科委員会で副論文と論文内容について発表と口頭試験による審査（予備審査）を行う。予備審査の合格後、１月に学位論文審査願、学位論文、要旨を提出し、研究科委員会により選定された主査１名、副査２名以上の審査委員による論文審査会審査が行われる。さらに論文審査発表会での口頭試験等の最終試験を経た後、研究科委員会にて投票による合否の決定が行われ、修了判定の審査後学位の授与がなされる。これらの手続き方法については「学位論文学位（博士）授与までに必要な諸手続および関連資料・様式集」として冊子を策定し、配布し説明している。スケジュールについては別途紙面やＨＰに掲載するなど学生への周知を図っている。

なお、授業形態と単位の関係については、「Ｉ　全学」で記述したとおりであるが、特にＣＮＳコースについては、看護学系大学協議会の認定を受けることにより、単位の実質化を検証している。

イ　点検・評価

学校教育法第６５条及び学院設置基準第３条第１項、第４条第１項で示されている目的については本研究科の目的にも含まれており合致している。

また、それぞれの専攻分野において学術の理論及びその応用について教授し、目的に即した教育がなされている。博士前期課程においては研究的能力をもった実践者の育成に成果をあげているが、特に本研究科では３つのＣＮＳコースや養護教諭専修免許の取得につながる科目を開講し、高度な専門性を有する看護職の育成に成果をあげ、平成１９年度においては在校生の約半数が履修し、平成２０年度入学生においては６名の履修者を予定している。

前期課程・後期課程とも、有職者に対する時間割の調整が困難であることが多く、必須科目や共通選択科目は開講曜日を優先的に固定し、専門科目については夜間や休日などに開講するなど対応しているが、授業日が偏り、学修の準備が十分でなく、個々の科目の学修到達度が低くなることが課題である。

研究分野での学生数は少数であることから、学生同士の交流や意見交換の機会が少なくなりがちである。専攻分野を超えた研究領域で演習を行ない、研究指導教員以外の教員や学生同士のディスカッションの機会を設けるようにし、多角的な視野での学修ができている。有職者が多く、大学での学修時間が限られており、教員の行なう研究活動やプロジェクトの参加は平成１８年では前期課程３名、後期課程２名と少ない。

ウ　改善方策

有職者の学修時間を確保するため、学生の所属する職場に対して就学への協力を要請してきたが、平成１９年では、休職制度等を新たに設置するなど就学環境の整備が推進された。博士後期課程の学生の教員の研究活動の参加を意図的に促すようにすることが必要である。

（２）社会人学生、外国人留学生への教育上の配慮

ア　現状

博士前期・後期課程とも大学院設置基準１４条特例を運用しており、平成１９年度は博士前期課程１年１３名中１１名、２年１３名中８名、博士後期課程１年５名中３名、２年４名中３名、６名中５名が申請により適用を受けている。さらに、社会人入学生への配慮として長期履修学生制度を平成１９年度から運用開始し、前期課程２名の学生が利用している。

働きながら学ぶ社会人の学習機会の確保については、入試における配慮、昼夜間、土日曜日、長期休暇期間開講、集中講義により対応し、また社会人であり遠方より通学する学生の通学時間の短縮のため、交通の利便性のよいサテライトキャンパスでの授業や遠隔操

作による授業を必要に応じて行っている。

イ　点検・評価

博士後期課程の社会人学生２名は研究時間が十分確保できない理由等で、３年間では論文完成に達することができなかった。

ウ　改善方策

博士後期課程の学生においても、長期履修制度の活用を視野にいれ、計画的に履修できるよう指導する。

（３）研究指導等

ア　現状

大学院教員は全員学部教員と兼担である。

博士課程前期・後期とも履修の手引きで履修モデルを示し、入学時オリエンテーション時に指導教員による個別の履修指導を行っている。

後期課程においては各教育研究領域において指導資格を有する主指導教員を領域責任者とし、分野担当教員を副指導教員とし、研究計画から論文作成のプロセスにおいて、協働で指導を行い、さらに、研究テーマ提出後より領域・分野を超えた指導や特有な研究方法の指導を行うことができるよう分野担当教員以外の教員を副指導教員とし追加し、複数指導体制をとっている。領域指導責任者・主指導教員および副指導教員については研究科委員会において合意し、明確化している。前期課程・後期課程とも、指導の全体的な責任は主指導教員が担うこととしている。

学位論文作成と審査のスケジュールについては、入学時に配布される学習の手引きに明記されている。さらに「学位授与までに必要な諸手続きに関する要項および関連資料様式集」を策定し、入学時に学生に配布している。

研究指導教員は、１年次に共通科目や特論、演習を通して学生の関心が発展し、研究テーマの設定、研究計画の立案ができるよう指導し、研究科委員会による倫理審査を行っている。研究計画書作成の過程で、他分野の研究指導教員や研究科教員および学生とともに研究計画の検討会を行い、精錬させている。研究指導については必要に応じて、研究計画の作成、研究成果の作成過程においては、研究領域を超えた指導教員以外の教員や学生の参加により、中間発表会や演習でのディスカッションも行い、多角的な視野での研究指導ができるようにしている。さらに専門的な指導が受けられるようにテーマや研究手法に卓越する学外教員の指導を受けている。後期課程の学生においては 2 年次に中間発表会をおこなうなど研究活動の推進を図っている。

研究成果については前期課程と後期課程ともに論文発表会を行い、学内外に公開し、幅

広い視点からの指導をうけることのできる機会としている。

また、看護学研究科には、小児看護と慢性疾患看護の２つの専門看護（ＣＮＳ）コースを開講しており、専門看護師の育成を目指している。専門看護師の機能（高度な実践、教育、相談、調整、研究）を理解し、専門看護実践能力を身につけるために、それぞれの専攻教育課程として認定された授業科目を履修する。特に専門看護師の教育として不可欠である実習は、６単位の履修を必要とする。実習は岩手県内の高度医療を担う先進的な病院での実習を主としているが、実習指導者として岩手県内には専門看護師の資格をもつ看護師がいないため、同等とみなされる経験豊富な病棟管理者や認定看護師と協働し、指導教員が指導にあたっている。また専門看護師の役割開発を目的とした実習として、慢性疾患看護ＣＮＳコースでは２名がＣＮＳを有する県外の病院にて３週間の実習を、小児看護ＣＮＳコースではアメリカ合衆国カルフォルニア州立大学ロスアンゼルス大学病院での２週間の実習の機会を用意し、１名が修学している。

イ　点検・評価

研究指導科目を担当する教員においても学部教育との調整はされておらず、偏った担当量となっており、十分な研究指導時間の確保や教育・指導に影響を起こしている。複数指導体制をとることや、研究計画や論文の公開の発表会を行なうことで、多角的に指導を受けることができ、より精錬された論文につながっている。社会人学生においては論文作成の時間が十分に確保できにくい現状がある。

ウ　改善方策

研究計画や論文の公開でのディスカッションや意見交換については引き続きおこなう。

論文作成の時間が十分に確保できにくい社会人学生に対しては、常に意識して、時間を確保し計画的に研究活動をすすめるよう指導をする必要がある。

２　教育方法等

（１）教育効果の測定

ア　現状

博士前期課程、後期課程のそれぞれの学生の教育の集大成・成果である修士論文及び博士論文に関して、教育効果を測定する指標として、それぞれ５つの評価項目を研究科委員会において協議し、合意している。修士論文、博士論文とも主査１名、２名以上の副査によって、審査会を行っている。平成１８年度および１９年度において、各１件計２件の博士論文審査においては、その研究テーマの専門家である１名の学外の審査委員を含めて行なった。審査委員以外の研究科委員会委員には１週間の論文閲覧の期間を設定している。

その後研究科委員会全員が参加する公開の論文審査会を行い、発表会修了後、研究科委員会にて、論文審査会からの審査結果の報告を受け、協議し、投票により最終判定を行なっている。このようなプロセスや協議を重ねることにより、指導の効果を研究科委員会全体で測定し、把握している。

学生に対しても、学位論文およびＣＮＳコース課題研究の評価項目については「学位授与までに必要な諸手続きに関する要項および関連資料様式集」に明記し周知している。

教育・研究指導の効果および指導方法について学生による授業評価を科目ごとに平成１６年から行い、教員ごとに教育・研究指導上の課題について自己点検を行なっている。この自己点検結果についてはホームページに公開している。

講義・演習・実習科目の評価については、各担当教員がシラバスに評価方法と基準を示している。

イ　点検・評価

看護学で取り上げる看護現象や研究の方法は多様であり、その成果を評価・測定するために統一した基準を用いることは困難な場合もある。審査委員会による複数の審査委員による審査や、学外の専門家による審査を行なうことや、研究科委員会での質疑などを丁寧に行い協議することでより客観性が確保できている。

有職での在学のため、修了後に新たに就職する学生はほとんどないが、再就職をおこなった修了生は、大学教育へと進むことが多く、６名が大学の教員となっている。目標とする人材育成は到達できている。

ウ　改善方策

研究科委員会全体による計画や論文について協議することは今後も続行する。

講義・演習科目・実習評価については今後ＦＤテーマとして取り上げ、共有していくことが必要である。

（２）教育・研究指導の改善

ア　現状

教員の教育・研究指導方法の改善を促進するために、また、随時分野や領域を超えた演習や研究指導を実施していくよう、指導体制を年度当初に示すとともに、中間研究発表会の公開など、教員相互間で教育・研究について協議できる機会をもつよう促進している。

シラバス記載については、教務委員による点検を行なうなど、適切性を確保している。

また、全授業科目について、学生による授業評価を実施している。評価結果は担当教員に返し、科目ごとに教員は自己点検をし、個別に授業改善に活かしている。その自己点検結果は学生にも公表している。

なお、成績評価は、シラバスに評価方法及び内容を示して行っている。

平成１９年度は社会人学生に対する教育・指導方法についてのＦＤ研修会を行なった。

イ　点検・評価

学生による授業評価の実施は全授業科目で行っている。その授業評価結果と教員の自己点検から研究科として課題をまとめている。

成績評価については、個々の教員による基準は必ずしも一致していない現状であり、主観的になる可能性がある。

教員の研究指導力の向上につながる教員自身の研究活動状況の調査によると、勤務時間内での研究活動は９０％の教員が、１週あたり半日以下の研究時間がとれておらず、ほとんどが時間外や休日に行なっており、研究時間に対する満足度は低かった。

ウ　改善方策

新たに指導に携わる教員もおり、教育方法についてのＦＤ研修をおこなうことが必要である。また研究指導力の向上のためには、教員自身の研究時間の確保に向けた他の業務との調整やルール作りが必要である。

講義や演習・実習科目の成績評価については、授業科目の特殊性を踏まえながら、教員間内での評価の基準を共有するためにも、協議の場を設けることやＦＤ活動の内容として行なっていく。

３　国内外における教育研究交流

ア　現状

大学間協定を締結しているイースタンワシントン大学（ＥＵＷ）を研修先として、平成１４年度から毎年、１０日間の日程で看護と英語を学ぶ短期海外研修を企画しており、学部学生とともに博士課程前期の学生も参加し米国の看護の現状について学習している。

学生の国内の学会発表については学会発表支援費を支出し、平成１９年度では９名の学生の発表に対して補助を行なった。

平成１９年度の前期課程学生１名が、仏国での調査研究を行った。

イ　点検・評価

国際学会での学生の発表に対する支援費については認められていない。

ウ　改善方策

国際学会での学生の発表に対する支援費については今後適用できるよう検討する。

４　学位授与・課程修了の認定

ア　現状

修士・博士の各々の学位の授与状況は資料のとおりである。

修士課程での修了要件は、２年以上在学し、共通必修科目４単位、専攻分野の特論科目４単位以上、共通選択科目あるいは他の研究分野の特論科目６単位以上、看護学演習８単位と看護学研究からなる研究指導科目１６単位の合計３０単位以上を修得し、かつ、修士論文の審査および修了試験に合格することである。

専門看護師課程の受講を希望する者は、所定の科目３０単位以上を履修し、かつ、特定の課題についての研究の成果の審査および修了試験に合格することが必要である。

博士後期課程での修了要件は、原則として３年以上在学し、授業科目について所定の単位（特論：２単位以上、特別研究：８単位）を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえで、博士論文の審査及び最終試験に合格することである。

修士論文、博士論文とも主査１名、２名以上の副査によって、審査会を行っている。副指導教員は副査にはならず、指導に関わらなかった教員が副査となり客観性とより多くの教員が指導に関わるようにしている。

論文の審査には副査として研究科外の教員を含めることができるとしており、博士論文審査において、平成１８年、１９年において各１件の学外のその研究テーマの専門家を審査委員として含めて行った。審査委員以外の研究科委員会委員には１週間の論文閲覧の期間を設定している。その後研究科委員会全員が参加する公開の論文審査会を行い、発表会修了後、研究科委員会にて、論文審査会からの審査結果の報告をうけ、協議し、投票により最終判定を行っている。学生に対しても学位論文の評価項目を明示し、また博士後期課程の副論文については基準を示している。ＣＮＳコースの課題研究についても学位論文と同様のプロセスにて審査し、さらに科目毎の目標を明示しながら評価を行なっている。

また、標準修業年限未満での修了については、看護学研究科博士後期課程において特に優れた研究業績を上げたものについては、大学院に２年以上在学すれば足りるものとすると認めているが、該当者は現在までにいない。

イ　点検･評価

審査委員会による複数の審査委員による審査や、他の研究科委員に対する全論文閲覧、学外の専門家を審査委員に含めることや研究科委員会での質疑などで、透明性、客観性は確保できている。課題研究においても学位論文と同様のプロセスで評価し、科目の目標を共有し協議をしながら評価をしており、認定の方法については適切である。

ウ　改善の方策

異なる研究手法がある中で各手法での達成度の共有と課程での到達度の共有について、

今後も研究科委員会全員による協議する機会をもつことを続行する。

Ⅲ　社会福祉学研究科

【全学の目標を達成するための中期計画】
①　前期課程では、福祉政策、福祉臨床、臨床心理の領域（コース）に対応した高度な専門職教育を充実させる。
②　後期課程では、新たな「福祉コミュニティー」構築のための研究開発と実証的根拠にもとづく実践理論と技法の研究を進展できる高度専門教育を充実させる。
③　福祉分野の専門性の高度化に対応し、福祉政策・臨床の実践的課題に研究的に取り組むことができ、さらに福祉臨床場面では高度な福祉専門職、臨床心理場面では力量ある臨床心理専門職に対応できる、より高度な教育課程の提供を目指す。

１　教育課程等

（１）教育課程

ア　現状

社会福祉学研究科の教育課程は、教育目標である高度な専門的職業人の養成を目的として、学校教育法第６５条、大学院設置基準第３条第１項の趣旨である深い学識と卓抜した能力を培うこと及び同設置基準第４条第１項の高度な研究能力を養うことができるよう構成している。

学部教育では、福祉経営・福祉臨床の２学科による教育を行っているのに対して、博士前期課程においては、より専門性を深めるため、福祉政策・福祉臨床・臨床心理の３教育研究領域に分けて教育を行っている。

それぞれの教育研究領域のカリキュラムの独自性を活かしつつ、通底しているジェネリックな基盤を共有しながら教育研究を進めている。具体的には、カリキュラムを基盤科目と専門科目に分け、基盤科目は３教育研究領域の共通的・基礎的科目で構成し、専門科目は教育研究領域ごとに設置している。さらに特定科目、特殊課題科目、演習・実習を配置している。

博士後期課程においては、領域の別を定めず、研究の個別性・独自性を支えるため他分野から多角的に指導を行っている。後期課程では前期課程の科学方法論に依拠しつつも、統合的な教育研究を目指している。

入学選抜では博士後期課程における研究計画の具体性と準備状態について重点的に審査するので、入学時点で研究のスタートを切ることができる。初年度および２年度でデータ資料の収集と基礎的解析が終了するよう指導している。また、学会発表や論文作成により、学位論文作成の準備状態が整っているかをチェックしていく。学位論文作成に当たっては、複数の指導教員とのディスカッションの中で推敲を重ねてゆく。

なお、授業形態と単位の関係については、博士前期課程においては、講義と演習は３０時間の授業時間をもって２単位としている。実習は６０時間の授業をもって２単位としている。開設科目は講義、演習、実習のいずれかとして行われており、複数の方法を併用する場合は原則としてない。

イ　点検・評価

社会福祉学研究科の教育課程は、教育目標および学校教育法等の規定に照らして適切な内容である。

しかし、効果的・効率的に教育と研究支援を行う上で次のような課題が指摘できる。第一に、前期課程では３教育研究領域を設定しているが、福祉政策と福祉臨床の２領域は教育効率上見直しが必要である。第二に、科目構成では、現在の担当教員の専門性を更に生かすことができるように検討・見直しが必要である。第三に、後期課程の学生は有職者の割合が高いので、そのような学生に対する指導体制の検討が必要である。

また、学部教育において２学科体制はそのままとして、学科内ではコース制から教育群制に移行しており、この変化を博士前期課程でも考慮し、検討する必要がある。

博士前期課程の教育研究領域体制と後期課程の統合的運用に関しては、特に変更は必要ないと考えている。

教育システム・プロセスは適切なものである。しかし、有職者の場合、仕事と博士後期課程での研究の両立に問題を示す事例がある。また、基本的には個人指導であるが、学生の能力は専門知識、調査立案能力、統計解析の能力など、非常に個人差が大きい。何らかの補完教育が必要な場合もある。

ウ　改善方策

博士前期課程における福祉政策と福祉臨床の２つの教育研究領域については、学部が教育群体制に移行したことを踏まえ、学部教育に即応した博士前期過程のあり方を検討するとともに、統合も視野に入れ、効率的な運用のための新たな枠組みを検討する。

また、大学院担当教員の専門性を生かすカリキュラムを検討する。特に、福祉政策と福祉臨床の２つの教育研究領域については、新たな枠組みに対応する科目構成を検討する。

後期課程については、学生の仕事と研究の両立を図るための具体的方策を検討する。新規入学生については、勤務内容と博士後期課程における研究の整合性を考慮した研究計画となるよう指導し、在学生にあっても、同様に整合性の向上を図る。

課程制博士課程における補完教育については、必要に応じて後期課程の学生に前期課程の科目を履修させるなど、博士論文作成に必要な能力の保障を検討する。

（２）社会人学生、外国人留学生への教育上の配慮

ア　現状

社会人に対しては、勤務との兼ね合いを考慮して時間割への配慮を行っている。また、長期履修学生制度の適用申請者はいない。留学生に関しては、特段の配慮を行っていない。

イ　点検・評価

社会人院生に対しては、個別に、仕事と学業の両立が容易になるよう支援していく必要がある。学位を取得しなかった中途退学者は、前期課程ではなく、後期課程では２人のみである。

ウ　改善方策

引き続き、個別的な支援を行う。

（３）研究指導等

ア　現状

研究指導は、前期課程では、修士論文に関する研究指導を授業科目として設定し、毎週のきめ細かい指導と系ごとの研究交流の場としている。時期的には、大きくは論文題目の提出、１年次の中間発表会、２年次の中間発表会によって区切りをつけ、論文提出までの研究行程管理を行っている。

博士後期課程では、社会福祉総合研究と社会福祉特定研究が設けられている。基本的には個別指導であるが、全教員が全院生に関わるようになっている。

履修に関しては、前期課程では、専門科目を特定科目、特殊課題科目、演習・実習科目に分け、系毎に必修・選択の別と履修単位数を定めており、専門領域に関する十分な幅と深さが身につけられるよう配慮されているが、個々の院生の研究テーマ選択に当たっては、必要に応じて教員が個別に指導等を行っている。また、後期課程では、社会福祉総合研究と社会福祉特定研究が設けられている。基本的には個別指導であるが、全教員が全院生に関わるようになっており、全体での途中経過の発表やディスカッションの場も用意されている。

教員による指導は、前期課程、後期課程とも院生個々に対し主指導教員と副指導教員が定められ、行われている。また、必要に応じて他の教員の指導を受けることも勧められている。

前期課程・後期課程とも、指導の全体的な責任は主指導教員が負うことになっている。

イ　点検・評価

これまでの修了実績等からみて研究・履修指導は概ね適切におこなわれているといえる。しかし、社会人院生の場合、授業等の時間が日中にのみ設定されていることから勤務との両立が一時的にでも困難になることがあり、現実的には、教員が様々な形で支援している実態もある。今後リカレント教育に力を入れていくためには、院生にとっては柔軟に受講できるシステムの構築も必要となる。

ウ　改善方策

院生の評価を中心に、今後の教育課程の展開と指導のあり方を検討する。

２　教育方法等

（１）教育効果の測定

ア　現状

臨床心理系の場合は、終了後の実務経験が条件ではあるが、認定臨床心理士試験の合格により、教育効果が確認できる。これまで、実務経験条件を満たし受験した卒業生は全員合格し、資格を取得している。他の教育研究領域については、客観的資料はない。進路としては、社会人院生の場合は現職復帰が中心である。一般学生の場合は非常勤職が多い。

【大学院修了者の内訳】

①　博士前期課程　　（在学中就職を含む：人）

修了年度	一般	社会人（現職復帰）	（留学生）	合　計	臨床心理士	福祉専修免許	内部進学
2003	12	4(1)	(1)	16	7	0	6
2004	9	4(1)	(0)	13	6	0	7
2005	9	3(2)	(1)	12	7	0	8
2006	7	5(3)	(0)	12	(6)	1	7
合計	37 (70%)	16(7) (30%/13%)	(2)	53 (100%)	20	1	28 (53%)
2007	8	0(-)	(0)	8	(5)	-	5
2008	12	3(-)	(2)	12	(7)	-	4

注）臨床心理士の２００６年度修了及び２００７年度以降は見込み数値

②博士後期課程　　（2007 年度以降は見込み数値：人）

修了年度	一　般	社会人（現職復帰）	（留学生）	合　計	内部進学
2006	0	1(1)	(0)	1	0
合　計	0	1(1)	(0)	1	0
2007	2	2(1)	(0)	4	3
2008	1	2(2)	(0)	4	0

イ　点検・評価

学会発表等の成果は報告されているが、それ以外に教育効果を測る客観的なデータはないので、院生による授業評価など主観的なデータを収集し、効果を検証する必要がある。

ウ　改善方策

既存データを活用して効果測定の枠組みを検討する。

（２）教育・研究指導の改善

ア　現状

全学的にＦＤのための研修会が行われている。また、学部としても独自の研修会を開催している。研究科としては、教育方法に関する研究のための研究プロジェクトを組み，継続的に教育法の開発に取り組んでいる。

シラバスは大学ホームページ上で閲覧できるようになっている。学生の利便のため，「履修の手引」には概要が掲載されている。また、院生による授業評価の質問項目にシラバスと実際の授業との整合について設問している。

院生による授業評価は研究指導を除く全ての科目で行われている。

院生による満足度の評定は、授業評価項目に含まれている。

留年生の総在籍学生との比率は、平成１８年６月１日現在、学部は０．５％、大学院博士前期・修士課程では６．６％、博士後期課程では４３．８％となり、３年間で博士論文を完成させることが難しい博士後期課程を除き、際立って多いわけではない。

なお、成績評価は基本的にはレポートにより行われている。実習科目については実習指導者の評価を含めた総合的な評価を行っている。

イ　点検・評価

院生による授業評価は、全体としては肯定的評価が多くなっているが、教員個々の改善努力と併せて、評価対象外の演習等を含めて科目教育方法の改善に繋がる組織的な課題を抽出

し、組織的に検討し改善を図っていく必要がある。

ウ　改善方策

当面、上記研究プロジェクトによる研究開発を進めるとともに、授業評価を踏まえた組織的な改善検討を行う。

３　国内外における教育研究交流

ア　現状

国際交流の推進に関する学部の基本方針等については、「第１　大学・学部」と同様である。

本研究科では、日本における福祉の教育研究にとどまらず、教育研究の国際競争力の強化と世界的水準の教育研究の展開を目指している（「履修の手引き」１９年度版　１１３頁）が、国際学術交流協定を締結した大学との、研究科レベルでの教員を含む人的交流、教員の海外学術機関への派遣等は現在のところ行われていない。

留学生については、韓国から通算４名、特に又松大学校からは平成１８年・１９年に大学院研究生、１９年に大学院生２名を受け入れている。

イ　点検・評価

前期課程では教育にとどまっているが、後期課程では研究フィールドをアジアに求める院生も出ている。しかし、現在は国際研究をバックアップする仕組みがなく、国際学会への参加もあるが、旅費の助成は国内の学会のみであるのは大きな問題であり、何らかの仕組みづくりが必要である。

ウ　改善方策

国際研究をバックアップするための仕組みの構築を行う。また、提携校との関係を深める方策を検討する。院生の学会発表補助については、国内のみしか認められていないことから、国際学会にも適用できるよう検討する。

４　学位授与・課程修了の認定

ア　現状

それぞれの課程の修了要件は「岩手県立大学大学院学則」に定められ「履修の手引き」に示されている。また、学位の授与、論文の審査に関しては、「岩手県立大学学規定」により論文審査委員会の設置等の手続きが定められている。

本研究科においては、修士論文に関しては研究計画報告会と中間報告会における質疑で事

前のチェックを行い、論文審査委員会で可否を審査している。後期課程では研究計画報告会と予備論文提出により準備状況のチェックを行い、論文審査委員会で可否を審査している。

審査は、前期課程では教育研究系毎に行っている。学生毎の主査と副査は事前の教授会で承認を受ける。審査後に研究科全体での論文報告会を行うことにより、審査の適切性が評価できるようになっている。

なお、学則上標準年限未満で修了することと、年限を越えての長期履修が認められているが、まだ該当例はない。

イ　点検・評価

修了要件は法令等を踏まえた適切なものである。

また、要件としての論文の審査は、指導教員、系毎の論文審査委員によるチェック、研究科全体のチェックという体制で行っており、適切性は担保されている。

これまでは修士論文提出者全員が審査をパスしている。博士論文については、平成１９年度１名が提出し、審査に合格している。

予備論文は査読つきの学術論文誌のものであり、博士論文本体も理論構成、データ、考察ともに十分なレベルに達している。

ウ　改善方策

学位の授与に関する基準、審査については、現状で問題はない。ただ前期課程では、論文審査は教育研究系ごとに行われていることから、研究科としての一貫性を高めるため、教育研究系を越えたチェックの仕組みが可能であるかどうか、検討する。

Ⅳ　ソフトウェア情報学研究科

【全学の目標を達成するための中期計画】
① 前期課程では、ＩＴ分野において、広い視野と深い技術力をもって現状を把握し、その中から本質的問題を発見し、有効な解決策を企画・提案・実行できる人材を育成する。
② 後期課程では、ＩＴ分野において、世界に通用する独創的・先端的な研究・開発を実際に行い、その成果を学会に公表し、ただちに研究・開発の現場で活躍しうる能力を持った人材を育成する。
③ 現実に社会に存在している問題を研究テーマとして取り組むＳＰＡ（Software Practice Approach）を当研究科の特徴とし、修了要件のひとつと位置づけてきた。他方で平成１６年度から試行開始したＰＢＬも Practice Approach のひとつと考えられるので、その位置づけを整理した上で、両者を連動して実施する。
④ 多様なチーム構成は人間教育の上で効果が増大するので、院生と学部生の混成チームによるＰＢＬを奨励する。
⑤ 学際的な活動を支援する意味で、他学部・他研究科の学生・院生との混成チームによるＰＢＬを認める。

１　教育課程等

（１）教育課程

ア　現状

博士前期課程では、学部教育における基本原理の修得や基本原理適用の完成を踏まえて、教育研究目標にある、現実社会に散在する問題を発見する能力とその問題を実際に解決できる実践的能力を身につけた人材を育成するため、教育課程は「専門科目」と「研究指導科目」で構成している。

専門科目では、各教員の専門領域に応じた科目を開講している。基盤、情報システム基盤、情報システム、知能システム、知能メディアシステム、メディアシステムと６つの履修モデルが設定されており、各科目は履修モデルに組み込まれているが、専門科目すべてが選択科目である。専門科目では教育研究領域ごとに、より高度で先端的な内容の講義を配置し、研究指導科目では、実社会での問題を的確に把握し、創造的かつ実践的な研究手法を修得することを重視する立場から、ＳＰＡ（Software Practice Approach）やＰＢＬ（Project Based Learning）を実践している。

博士前期課程では、入学後ただちに２人以上の指導教員を定め、指導教員の指導の下、２年次始めに修士論文の主題設定を行う。その後２年次の半ばに中間審査を行い、予備審査を経て修士論文の審査を受ける。

博士後期課程の教育課程は、原理の問題提起や新原理の探求を行いうる高度な実践的研究者や技術者を育成する観点から、より自立的な研究能力を養うことに重きを置いている。

入学後ただちに３人以上の指導教員を定め、指導教員の指導の下、２年次始めに博士論文の主題設定を行う。その後、各年次の半ばで中間審査を行い、予備審査を経て、博士論文の審査を受ける。

本研究科が、創造的な教育プログラムを推進するために実施しているＳＰＡ、ＰＢＬのうち、ＳＰＡは、常に現場と密着して研究するという岩手県立大学ソフトウェア情報学研究科の理念を表したものであり、従来のケース・バイ・ケースによるソフトウェア構築や方法論のみでなく、実際にソフトウェアシステムなどを構築する際の様々な問題の中から、体系的かつ効果的に問題解決を実践し、その方法を取得することを目的とする。一方、ＰＢＬは、学生の自主的研究活動・創造活動を促進するために、学生が自主的にチームを作り、目標や開発仕様、工程計画などを設定する制作実践プロジェクトを支援するためのプログラムである。大学院を終了するためには、大学院生がＳＰＡかＰＢＬのどちらか一つを実施しなければならない。平成１８年度には、１２人の大学院生がＳＰＡを実施し、２３人の大学院生がＰＢＬに参加した。ＳＰＡ及びＰＢＬの実施終了後、ＳＰＡ委員会がそれぞれの成果報告書を検証し、特にＰＢＬについては外部公開を設けることによって一般市民や企業、団体などからの評価および意見を収集している。これまで多くの企業がＳＰＡ及びＰＢＬに対して関心を示しており、ＰＢＬに関する問い合わせやＳＰＡに関する研究課題の提案が多く寄せられている。平成１８年度に実施したＳＰＡ及びＰＢＬの課題テーマ例は次のとおりである。

（ア）ＳＰＡ

① ユーザインタフェースによるユーザへの不快感に関する調査・検討
② 土壌中の物質移動シミュレーションの開発
③ ＧＩＳによる琵琶湖流入物質のシミュレーション
④ 地域伝統舞踊習得支援システムの開発
⑤ Ｗｅｂ技術による安否情報システムおよび災害情報システムの開発
（他７課題テーマ）

（イ）ＰＢＬ

① Ｃ＃による暗号ライブラリの開発
② 音声・音楽場面推定による音楽番組のシーン分割化
③ 文字情報縮退方式を用いた端末向け日本語入力システムの開発
④ 遺伝的アルゴリズムを用いた勤務表自動生成アプリケーションの開発
⑤ 大規模３次元仮想空間における利用者の興味解析に基づいたレコメンデーションシステムの開発

なお、授業形態と単位の関係については、「Ｉ　全学」で記述したとおりであるが、特に、ＪＡＢＥＥの認定を受けることにより、単位の実質化を検証している。

イ　点検・評価

高度で先端的な知識を身につけるための専門科目、コミュニケーション能力、研究方法論及び実践的研究手法等を習得するための研究指導科目、及びより自立的な研究能力を養うための研究指導科目を設け、実学実践のためのＳＰＡあるいはＰＢＬも実践している。運営会議、各委員会、授業アンケート、修士学位論文報告書、ＳＰＡ／ＰＢＬ実施報告書によって評価が行われる。

個々のカリキュラムについては、学部のように教育目標からの関連性が明確にされていない。内容についても、各教員の専門性に依存してくるのが実情である。教員の専門分野が研究科全体で偏りなく、ソフトウェア情報学として広くカバーされているならば、結果としてカリキュラムも十分なものになり得る。これは、専門性ごとに講座があることに依存したものといえる。また専門科目すべてが選択科目であり、履修分野の自由度が高い反面、履修する分野に偏りがでる可能性もあるが、すべて個々の指導教員の履修指導に任されている。

中間審査、予備審査及び論文審査会は公開しており、研究について指導教員以外からも広く意見を求めることができる。定期的な審査により、研究にフィードバックしながら、学位授与に至るプロセスとして確立されている。しかし、中間審査は公開ではあるが、開催時期に多少の偏りがあり、指導教員以外の参加は一般的に困難である。

ＰＢＬでは、平成１９年度も多数の応募があり、そのうち１１件が採択されている。このように、選択科目であるにもかかわらず、活発にＰＢＬが活用されている。平成１９年度から開講しているプロジェクト演習との連携により、さらにＰＢＬの質を高めることが期待できる。平成１８年に実施したＰＢＬの成果発表終了後、初めて企業からのプロジェクトの詳細に関する問い合わせがあり、ＰＢＬのニーズの高さを評価できた。

ＰＢＬの成果に対する企業からの問い合わせ、ＳＰＡに関する研究課題の提案が多くよせられていることから、本研究プロジェクトの推進が社会の要求を満たしていると評価できる。今後、より広範囲な成果の外部公開、そしてそれによって得られる多くの企業・団体からの問い合わせや提案に円滑に対応するための課題が残っている。

ウ　改善方策

カリキュラム全体を通じて、ソフトウェア情報学として十分な領域をカバーしているかチェックする仕組みを検討する。また、中間審査の開催については、一定期間にまとめて実施することも検討していく。

プロジェクト参加のフィードバック概要として、ＰＢＬ申請書をもとにＰＢＬへの参加者数とＰＢＬ終了報告書をもとに、次年度ＰＢＬへの継続者数を分析し、次年度の強化対策を提案する。プロジェクト成果のフィードバックとして、成果発表に対する外部企業からのアンケート結果を分析し、また、プロジェクト演習との連携の経過を見て、企業化能力の涵養に効果的であるかを評価していく。

創造的な教育プロジェクトの推進として、広報委員会や他の関連委員会などと協力して、より広範なＰＢＬ成果の外部公開を実施する方法を検討している。さらに、企業や団体からのＳＰＡに関する問い合わせを受け付ける窓口もしくは連絡先を設置する計画である。

（２）社会人学生、外国人留学生への教育上の配慮

ア　現状

教育研究指導は所属講座が中心であるため、それぞれ各講座で個別対応している。

イ　点検・評価

外国人留学生については、講座個別に対応しているため、今後の対応に向けて調査が必要である。

ウ　改善方策

社会人、外国人留学生の対応の向上に向けて、現状調査の必要がある。外国人留学生向けの日本語教育についても検討する。

（３）研究指導等

ア　現状

学生に対する履修指導としては、年に１回、修士課程・博士課程学生の学生に対して、大学院オリエンテーションを開催している。

研究指導体制は、主として学生が指導を受けたいと希望する主指導教員、および副として指導を受けたいと希望する教員を複数指名できる、複数指導教員制によって運営している。この複数指導教員制により、幅広い視野のもとに指導を受けることのできる体制ができている。本制度においては、年に１回、修士課程・博士課程学生の学生は、指導を受けたいと希望する教員を申請する。その申請の中で、主指導教員・副指導教員を明確に記入しており、指導における責任を明確にしている。 また、申請書類の提出によって指導教員を変更する仕組みとしている。学生は、随時、現担当教員および新担当教員の了承を得て、所定の書式にて申請書を提出することで、指導教員を変更することができる。

イ　点検・評価

大学院オリエンテーションを開催しているが、オリエンテーション後の学生からの履修に関する質問等は、年間を通して０に近い。質問の窓口や情報源として、メーリングリストやWEBサイトを開設しており、問題は発生していない。

１年に１回、修士課程・博士課程学生の学生は、指導を希望する教員を申請しており、

指導の状況を大学院教務委員会が管理している。また、学生の部屋は、教員の部屋に隣接しており、教員にとっては研究指導をしやすく、且つ学生にとっては研究指導を受けやすい体制となっている。しかし、希望される指導教員の偏りにより、負担過多となる教員が出てしまう。希望過多となる教員に対する負荷軽減策が必要である。

指導教員担当変更の申請については、問題が生じた過去の事例はない。

ウ　改善方策

学生が指導を受けたいと希望する教員から指導を受けることのできる体制を維持すると共に、 研究指導負荷を軽減するために授業負荷等の業務を軽減することが必要と考えられる。

２　教育方法等

（１）教育効果の測定

ア　現状

年に１回、新入生を除く修士課程・博士課程学生の中間発表会を開催し、修了要件としている。主指導教員以外の教員への発表および質疑応答などによって、学生だけでなく、主指導教員もその後の指導方針について考える機会を設けている。中間発表会後は、報告書としてまとめて提出することを義務付けており、指導内容や今後の課題を記録として残し、記録を委員会が管理する体制ができている。また、修士の修了要件として、学外発表を課し、博士の修了要件に学術論文誌への掲載・国際会議での発表を課しており、効果を実践することを課している。

修士論文の審査は、予備審査と学位審査に分けられ、いずれも研究科委員会において選出された論文審査委員会において審査が行われる。予備審査は博士前期課程の修了に必要な単位を修得した者、または修得見込の者で、充分な研究成果が得られ、修士論文の完成が見込まれた場合、指導教員の承認を得て、予備審査を申し出る事ができる。予備審査の結果、修士論文として提出可能と認められ、指導教員による必要な研究指導が修了した学生は、一定の期日までに修士論文を提出し、論文審査会の学位審査を受けなければならない。また、指導教員の判断により在学中に発表したソフトウェア情報に関連した製作物、特許出願などが修士論文と同等とみなされる場合は、修士論文の代わりにそれを提出することができる。

博士論文の審査は、予備審査と学位審査に分けられ、いずれも研究科委員会において選出された論文審査委員会において審査が行われる。予備審査は充分な研究成果が得られ、博士論文の完成が見込まれた場合、指導教員の承認を得て、予備審査を申し出る事ができる。予備審査の結果、博士論文として提出可能と認められた場合は、指導教員の指導の下に博士論文を完成させ、一定の期日までに学位審査を申し出ることになる。論文審査と公開の審査会

の結果、博士論文にふさわしいと判定された場合、学位が授与される。なお、公開の審査会では、企業の研究に関する責任者など他の研究施設等の責任ある立場にある者から参考意見を聴取することがある。

なお、論文審査の際に、指導教員の判断により在学中に発表したソフトウェア情報に関連した製作物、特許出願などが修士論文と同等とみなされる場合は、修士論文の代わりにそれを提出することができるが、現在までに適用例はない。

イ　点検・評価

１年に１回、中間発表会を開催し、報告書を集め、指導の状況を管理している。また、学外発表および学術論文については、教育・研究指導によって発表できるレベルに到達することが教員によって判断されなければ発表や投稿ができない。したがって、教育効果が見られない学生は発表・投稿ができないことになり、教育の効果を判断することができる。

学位審査は、３名以上の論文審査委員によって行うことが規定されており、現在までに、3 名以上の論文審査委員によって全て審査が行われてきている。複数の論文審査委員の審査によって、当該分野における幅広い審査が可能となっている。また、博士論文の審査及び修了試験にあっては、他の大学の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができることが学位規程に示されており、より幅広い審査を可能としている。

ウ　改善方策

中間発表会を経て、予備審査会や論文審査会において指導内容がクリアされているかを指導教員が確認する。また、発表件数や論文発表数を継続的に調査することで、指導の指標とする。

（２）教育・研究指導の改善

ア　現状

学部におけるシラバスの記述方法に準じてシラバスを作成するよう、指示している。即ち、シラバスは、学部で定められたフォーマットに従い全科目作成されており、授業内容、成績評価方法については詳細に記述している。また、シラバス作成時には、研究科教務委員会にてチェックを行っている。更に、シラバスの可用性確保のためＷｅｂ化も行われている。

授業評価については、全学の方針に基づいて実施している。

イ　点検・評価

学生の授業評価アンケートにも「シラバス通りの実施」についての項目を取り入れている。しかしながら、アンケート集計結果に基づいた行動はされていない。

ウ　改善方策

授業評価アンケートを参考にして、シラバス通りの実施がされているかについて教員に注意を促す。

３　国内外における教育研究交流

ア　現状

国際交流の締結、共同研究、サバティカルリーブなどの国際交流事業をソフトウェア情報学部と同様に実施している。学部では、交換留学生として教育を受けた学生が、本国の大学を卒業した後に、本研究科の博士前期課程に入学する事例が増加傾向にあり、それを積極的に受け入れている。留学生としての入学実績は、平成１８年度は博士前期課程３名、博士後期課程１名、平成１９年度は博士前期課程２名である。

ＳＰＡにおいては「常に現場と密着して研究する」ことを理念としており、地域で実際に問題になっているテーマを取り上げ、地域との交流を通して、博士前期課程、後期課程の全ての学生がそれらの課題に取り組んでいる。

学生の学会発表の件数は、平成１８年度の実績として、査読つき論文は博士後期課程７件、査読つき国際会議は博士前期課程１４件及び博士後期課程１１件、査読つき国内学会は博士前期課程５件であり、積極的に発表を行っている。

イ　点検・評価

学部と同様に、現状を維持することで、より多くの国際レベルの教育研究交流を緊密化させる必要がある。

ＳＰＡについては、事後評価が十分には行われていない状況がある。

学生の学会発表については、現状を維持する。

ウ　改善方策

学部と同様に、海外の大学などとの人的交流や共同研究の数、留学生の受け入れ数を増やすことで、現在行われている国際交流事業の拡大を行う。

ＳＰＡについては、ＳＰＡ委員会において、外部公開を含めた事後評価を行う体制を構築する。また、ＳＰＡへの課題についての企業からの発案を受け付ける窓口を設置する計画である。

学生の学会発表を促進するため、研究費に学会発表促進費を設け、講座ごとに実績に応じた傾斜配分を行う。

４　学位授与・課程修了の認定

ア　現状

授与状況については資料（研究会委員会資料）により公開している。なお、博士の授与状況についてはＷｅｂ においても公開している。

博士前期課程の修了要件は、本研究科の博士前期課程に２年以上在学し、専門科目１６単位以上、研究指導科目１４単位の合計３０単位を習得し、かつ、ＳＰＡ またはＰＢＬ を実施し、その完了報告が承認されること、そして、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び修了試験に合格すること、と定められている。

博士後期課程の修了要件は、博士後期課程に３年以上在学し、また、ＳＰＡ を実施し、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び修了試験に合格しなければならない、と定められている。

ただし、在学期間については、研究科において優れた研究業績を上げたと認められた者については、１年以上在学すれば足りるものとしている。本研究科の博士前期課程を修了したものには修士（ソフトウェア情報学）の学位が授与される。また、博士後期課程を修了したものには博士（ソフトウェア情報学）の学位が授与される。学位論文の審査等は、研究科委員会において選出された、３名以上の委員で組織された論文審査委員会が行う。修士論文及び博士論文の提出、審査、学位の授与に関しては、岩手県立大学大学院学則及び岩手県立大学学位規定において定められている。

学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況については、中間発表会及び学外公開の合同審査会を開催している。また、小講座制の弊害である研究室の閉塞化を防ぐ意味もあり、複数教員による指導体制、審査体制を設けている。

合同審査会は、例年、２月中旬に、１～２日間の日程で、当該年度に修了予定の全学生を対象として、研究発表を行うことにより、実施している。全学生を対象として集中的に研究発表を行うことにより、学内外の聴講者はもちろんのこと、発表当事者である学生自身も他者が行った多くの研究に触れることができ、これと同時に、研究成果を広く伝えることが可能である。

標準修業年限未満の修了については、学則により「優れた業績を上げた者については、博士前期課程に１年以上在学すれば足りるものとする」と認められている。

なお、現時点までの大学院学則第１４条第３項ただし書による早期修了者は、これまで平成１５年度入学、平成１６年度修了（博士後期課程）の１名の実績がある。

イ　点検・評価

現状のとおり、授与状況を公開しており、授与方針・基準についても明確であると考えられる。また、学位審査の透明性・客観性は高いものと考えられる。課程修了認定の認定については学則及び履修規定に則って認定作業が進められているため、制度的には全く問題なく

運用されていると考えられる。学位審査については現状どおりで問題ないものと考えられる。

ウ　改善方策

課程修了の認定については、制度的な運用について今後とも安定して実行される必要がある。安定した運用が行われているかどうかは、論文審査委員会の報告や研究科委員会の審議の結果などを基に評価し、問題点があれば即座に改善する。

Ⅴ　総合政策研究科

【全学の目標を達成するための中期計画】
①　前期課程では、岩手県立大学アイーナキャンパスを有効に活用する社会人向けの新しい教育プログラムを実施する。そのプログラムは絶えず検証し、見直していく。
②　後期課程では、自立した研究者・教育者・指導的実践者を一句精するために、それぞれの専門に合った個別指導を一層徹底する。
③　岩手県立大学アイーナキャンパスを活用する新しいプログラムを作成するとともに、平成１８年度の実施に向けて授業科目の全面的見直しを行う。
④　プログラムの実施後は、教育効果を踏まえて検証し、必要な改善を行う。

１　教育課程等

（１）教育課程

ア　現状

総合政策研究科の理念は、複合した地域社会や国際社会の諸問題を、複数の学問分野を横断する複眼的な視点と手法により現象を解析し、問題解決は向けた方法・政策の提言を行うことである。これを実現するため、教育課程は複数分野にわたる学際的な構成を大きな特色としている。

学部教育においては、「行政・経営コース」と「環境・地域コース」の２コースを設定しているが、博士前期課程（以下「修士課程」という。）では、高度専門職の担い手となる人材を養成するため、学部の２コースを細分化して５分野１コースを設定し、学生の選択によってより高度専門的な学修を行う教育課程としている。

現実の諸問題に対し、総合的な視点から実証的および学際的に研究する修士課程に加えて、博士後期課程（以下「博士課程」という。）では、総合的かつ実践的な研究により新たな研究領域を開拓する教育体制を整えている。

また、社会的ニーズに応えて、平日の夜間と土曜日を授業日とする「公共政策特別コース」を修士課程の一つとして平成１８年度に設置した。

複合した現実社会の諸問題の解決に向け、総合的・学際的視点を醸成することは、学士課程および大学院課程における共通の目的である。これを実現させるために、法律、経営・経済、地域社会、地域整備、生態・景観に関わる広範な授業科目が組み込まれており、これは両課程を通して一貫させている。加えて、大学院課程では、教育内容がより高度になると同時に、指導教員を中心に複数の学問分野の教員による集団指導体制（ジョイントタスクワーク）を採用し、学際的に視野を広げることにも力を注いでいる。

博士課程では、指導教員を中心とした複数分野の教員による集団指導（ジョイントタス

クワーク）の下で、学位論文を完成させる。このジョイントタスクワークは、修士課程における 5 つのジョイントタスクワークを 2 つの領域として再編成したものであり（行政・経営政策領域、および、環境・地域政策領域)、関わる教員の専門分野もさらに広範にわたるようになる。

複合した地域社会や国際社会の諸問題を、複数の学問分野を横断する複眼的な視点と手法により現象を解析し、問題解決へ向けた方法・制作の提言を行うことを目標に、互いに連関する多様な授業科目を配置している。

修士課程では、総合政策基幹科目Ⅰ（２２科目）及び同Ⅱ（１０科目）の中からあわせて９科目以上（１８単位以上；ただしⅠから４単位以上、Ⅱから２単位以上修得)を修得し、５つの複合分野（ジョイントタスクワークⅠ：４単位、同Ⅱ：８単位）のいずれかで集団指導を受けながら修士論文を完成させる。修士論文の審査に至るプロセスは、修士課程最終年度に、修士論文の題名登録（８月)、構想発表会（９月)、修士学位申請（翌年１月)、修士論文発表会（２月；論文審査会・修了試験を兼ねる)、論文最終版の提出（２月)、修了判定を経て、修士学位記が授与される（３月)。

公共政策特別コース（修士課程）では、基幹科目Ⅰ（８科目）及び同Ⅱ（７科目）の中からあわせて９科目以上（１８単位以上；ただしⅠから４単位以上、Ⅱから２単位以上修得)、政策マーケティング演習Ⅰ及び同Ⅱ（計４単位）を修得し、４分野のいずれかで研究指導（Ⅰ～Ⅳ：計８単位)を受け、修士論文を完成さえる。その審査プロセスは、上述の修士課程と同様である。

博士課程では、行政・経営政策領域と環境・地域政策領域の２つのジョイントタスクワークのいずれかの集団指導を受けながら博士論文を完成させる。その課程では、自立的な研究者の養成とするため、院生本人の自主的な研究遂行を重視し、研究指導科目として担任を与えることはせず、博士学位論文の認定をもって終了するものとしている。博士論文の審査に至るプロセスは、博士課程最終年度に、博士論文の中間発表（５月)、題名登録（８月)、予備審査申請（１０月)、予備審査会（１１月)、論文認定委員会による論文認定（１２月)、学位申請（博士論文第１次提出：翌１月)、博士論文発表会（２月：論文審査会・修了試験を兼ねる)、論文最終版の提出（２月)、修了判定を経て、修士学位記が授与される（３月)。

なお、授業形態と単位の関係については、「Ⅰ　全学」で記述したとおりであり、特に、修士課程における演習科目として行うジョイント・タスク・ワーク（Ⅰ・Ⅱ）については、それぞれ授業時間数に応じて４単位、８単位としているものである。

イ　点検・評価

わが国で、学際性および総合性が求められて久しい。特に、大学院研究科では過度の専門性に偏った結果、現実社会との関わりが著しく希薄になるケースも見受けられ、専門性の追求と同時に、複数学問を横断する総合性の追求の必要性は、わが国でさらに進められ

るべきである。

専門性の追求とあわせて複数学問を横断する総合性の追求には、互いの分野・領域の手法・成果を論議する「場」が欠かせない。この「場」を、本研究科では「ジョイントタスクワーク」という集団指導体制として、あるいは、研究科全体の発表会として指導体制の中に組み込んでいる。

この総合性の追及を理念とした本研究科の歩みはまだ日が浅いが、これまでの４６名の修士課程修了生（第１～６期生）と２名の博士課程修了生（第１～３期の博士学位取得者）を輩出している。

公共政策特別コースは、社会のニーズに応え、公共政策に関する専門的知識を習得し、公共政策の立案・実施・評価に関わる能力を身につけることを目的に、平成１８年度にアイーナキャンパスに修士課程の一つとして設置したものであり、特に社会人にとって大学院教育を受ける格好の機会としてその意義は大きい。

以上により、教育課程および理念は、学校教育法第６５条、大学院設置基準第３条第１項、同第４条第１項に適合すると評価している。

学士課程から大学院課程に至る教育内容は一貫しているが、本学部から本研究科への進学者が少ない点が課題である。本研究科修士課程の第１～６期生（平成１８年度修了）の６０名のうち、本学部から進学した者は１６名と２７％を占めるに過ぎない（他に、他大学からの進学者８名、社会人選抜及び外国人選抜の合格者がそれぞれ３１名、５名である）。一貫した教育内容の効果をより発揮させるためにも、本学部からの本研究科への進学者の増加が望まれる。

複数の学問分野を横断する複眼的な手法により現象を解析し、問題解決へ向けた方法・政策の提言を行うことを大学院教育の目標とする博士課程で、これまで２名に対し博士学位が認定された。その内訳は、本研究科修士課程から博士課程への進学者および博士課程への社会人入学がそれぞれ１名である。いずれも、環境・地域政策領域のジョイントタスクワークの指導をうけたものである。行政・経営政策領域においても博士学位の認定されることが望まれる。

平成１８年度までの博士課程の大学院生（第１～３期生）１１名のうち１０名が社会人である（１名は外国人）。このうち修了者（博士学位取得者）は２名であり、他に退学６名、休学１名、在学中２名という状況である。この状況は、仕事をもちながらの修学の困難さを表している。

入学から学位授与までの教育システム・プロセスに、現時点で特に問題は生じていない。ただし、公共政策特別コース(修士課程)は本研究科(滝沢キャンパス)から離れたアイーナキャンパスに開設されており、学位授与に至るプロセスは、事実上、2系統となっており、発表会や審査会等の日程調整に苦労することがある。さらに、アイーナキャンパスでの論文発表会にも多くの教員の参加が望まれる。

公共政策特別コースの担当教員は、滝沢キャンパスとアイーナキャンパスを行き来し、

授業も平日の夜間や土曜日にも及ぶなど負担が増したことは事実であるが、その甲斐もあって、一定の志願者が確保できている。特に、社会人が職業をもちつつ修学できる道を開くものであると評価したい。

修士課程における指導が、２つのキャンパスに分かれているため、アイーナキャンパスでの発表会等の本研究科担当教員すべてが参加できる状況にはない。この点が課題として挙げられる。

ウ　改善方策

本研究科博士課程に在籍する院生のほとんどが社会人である現状は、今後も続くと予想される。この現状は、逆に、現実の仕事を通して抱えている課題の解決策を、博士課程でじっくり研究したいと望む社会人が少なくないことを物語っている。この現状を改善するには、平成１９年度から導入された「大学院長期履修制度」を有効に活用することが現実的である。

また、大学院課程を通して、各種の資格取得に励むなどキャリアアップに対する動悸づけを行い、大学院修了者（特に、修士課程）の就職面での有利性を生み出していくことを検討する。

互いの分野・領域の手法・成果を議論する場である「ジョイントタスクワーク」については、指導教員の積極的なコーディネートにより、さらに有効性が向上する余地がある。すなわち、当初より複合領域（ジョイントタスクワーク）ごとに担当の教員群が配置されているが、大学院生の研究テーマによっては、さらに広範な学問分野の教員との連携を積極的に図ることは、教育効果を高める上で心がけていく。

卒業論文の発表会や審査会等の日程調整については、全学的な学年暦の抜本的な見直しを行い、年度末の日程調整がより容易になるように働きかけていきたい。

アイーナキャンパスにおける発表会については、その課題の改善に向けて、何らかの形で教員から広くコメントを求める仕組みを作ることが考えられる。たとえば、遠隔授業のシステムを両キャンパス間に導入することは一つの方法であると考えている。

（２）社会人学生、外国人留学生への教育上の配慮

ア　現状

修士課程について、それが設置された平成１２年度から平成１９年度までの在籍者数は７４名であり、社会人学生が５９％、外国人留学生が７％を占める。修士課程のうち、平成１８年度開設の公共政策特別コース在籍者数は１２名であり、すべて社会人学生である。

博士課程については、それが設置された平成１４年度から平成１９年度までの在籍者数は１７名であり、社会人学生が４１％、外国人留学生が１２％を占める。

社会人に対しては、指導時間を柔軟に設定するなどの配慮を行なっている。また、外国

人留学生に対しては、入学試験時に研究遂行上最低限の日本語能力を有することを確認しており、授業・指導において語学上の特段の配慮は行なっていない。

イ　点検・評価

現時点で特に問題は生じていない。修士課程のうち、公共政策特別コースでは、広く社会人にも門戸を広げるため、授業を平日の夜間および土曜日の昼間に組み込んでいる。同コース在籍者がすべて社会人学生であることは、この授業時間の設定が効を奏しているといえる。

ウ　改善方策

今後とも、社会人に対しては指導時間の柔軟な設定に配慮し、また、外国人の研究指導に当っては、日本語の更なるレベルアップにも留意して対処していきたい。

（３）研究指導等

ア　現状

研究課題に対して、多角的な視点から議論する場として、ジョイントタスクワークという集団指導体制の仕組みを設けている。修士課程におけるジョイントタスクワークは５つの複合分野に分けられ、指導教員を中心に専門を異にする複数の教員が集団指導を担う。この５つの複合分野とは、「現代社会の法」、「経営・経済システム分析」、「地域変動と住民生活」、「防災と地域整備」および「生態・景観と環境管理」である。なお、博士課程ではさらに広範な２つの複合領域、すなわち、「行政・経営政策領域」および「環境・地域政策領域」の枠組みで集団指導が行なわれる。このようなジョイントタスクワークでの指導を受けて作成する学位論文は、本研究科担当教員が出席する中間発表会および本発表会で出される多角的なコメント・意見を参考に修正を加え、最終版を完成させ提出する。

学生に対する履修指導として、毎年度当初に、研究科教務委員会が、大学院入学生に対して、カリキュラムや履修登録等に関するガイダンスを実施している。また、大学院生すべてが年度当初に「指導教員届」（当該教員の押印）を研究科教務委員会に提出し、指導体制を明確化している。

指導教員による個別的な研究指導は、これまで指導教員が受け入れている大学院生の数には偏りがみられ、指導における負担が一部の指導教員で増している。この傾向は、特に「公共政策特別コース」（修士課程）で顕著であり、２教員が４名の院生を、１教員が３名の院生を指導している状況である。博士課程においても、１教員が４名の院生を受け入れ指導している。

なお、本研究科の大学院生すべてが、年度当初に「指導教員届」（当該教員の押印）を研究科教務委員会に提出し、指導体制を明確化している。

博士学位論文の提出に当たって、論文認定委員会が認定する査読付き論文（あるいは、査読付き論文に相当すると認定する論文）が２編以上あり、それが当該博士論文に含まれていることを要件としている。また、指導的立場を担う大学院生を対象に、ティーチングアシスタント（TA）制度が、全学的に設けられている。これは、学部の実習科目等で授業の一部を担い、その分の対価を支払う制度である。

研究分野や指導教員に係る学生からの変更希望については、研究科教務委員会の検討を踏まえ、研究科全体の研究科委員会での審議を経て、認められる。転出等に伴う指導教員の変更についても、当該院生への十分な説明と意向を聞いた上で、上のプロセスを経て新しい指導教員を決定する。

才能豊かな人材を発掘し、その才能に適った研究機関等に送り込むことなどを可能ならしめるような研究指導は、個々の指導教員の意向に委ねているのが現状である。一例を挙げれば、災害調査研究のコンサルタント会社や自然環境調査および自然教育の民間会社等へ送り込んできた実績がある。

イ　点検・評価

研究課題に対して、多角的な視点から議論する場としてのジョイントタスクワークは有効な仕組みであることから、継続していく予定である。

学生に対する履修指導においても、現時点で特に問題は生じていない。なお、「指導教員届」の提出は、指導教員との間で新年度の研究計画等の確認の機会にもなっている。

指導教員が受け入れている大学院生の数には偏りがみられるが、研究指導上、支障をきたすものではない。指導教員が受け入れている院生の数に偏りが見られることは、換言すれば、ニーズに応えていることであり、また、特色となっていることも事実である。

「指導教員届」を制度は、特に問題はなく、今後も継続していくこととしている。

博士学位論文提出に関する上述の要件については、学会誌への投稿意欲を高める効果が期待される。TA 制度については、教える立場に立つことにより、適度な緊張感と指導体験が得られ、新たな学問的刺激を誘発するものと受け止めている。

研究分野や指導教員にかかる学生からの変更希望への対応は現行のプロセスで特に問題は生じていない。

才能豊かな人材を発掘し、その才能に適った研究機関等に送り込むことなどを可能ならしめるような研究指導体制については、本研究科への入学者の半数強が社会人であり、修了後に研究成果を、行政や会社等それぞれの職場に活かしている。一般選抜の入学者に対しては、多角的な視点をもちつつ、スペシャリストの一面を磨くよう指導を強化する必要がある。

ウ　改善方策

ジョイントタスクワークや研究科全体での発表会という制度的な枠組みに留まらず、日

常的に、院生を交えた教員相互の意見交換を活発化させることが、学位論文の質の更なる向上につながると考える。

学生に対する履修指導は今後も継続する。

指導教員の受け入れ院生の数に偏りが見られることについては、当該指導教員の許容範囲と意向に配慮しつつ、院生を受け入れていきたい。また、ジョイントタスクワーク等の集団指導をさらに充実させていくことも、一部指導教員の負担を軽減させる方策となるものである。

大学院生の多くは、研究課題に応じた「現場」をもちつつ研究を進めているが、教員が現場や地域住民に直接関わる機会などには、積極的に同行させるなどに心掛ければ、さらに学問的刺激がさらに誘発されるものと考える。

才能豊かな人材を発掘し、その才能に適った研究機関等に送り込むことなどを可能ならしめるような研究指導体制の維持は、多角的な視点をもちつつ、スペシャリストの一面を磨くに当たり、指導教員を中心としたジョイントタスクワークで密に論議を重ねることが大切である。

２　教育方法等

（１）教育効果の測定

ア　現状

大学院における教育・研究指導の効果を映すものとして、学位論文の作成プロセスを最も重要と考えている。

学位論文の作成プロセスは、指導教員を中心とした集団指導体制（ジョイントタスクワーク）の下で進め、中間発表会および本発表会を経て、最終提出となる。中間発表会や本発表会では本研究科の教員の多くが出席し、多角的な意見が出される。これを参考に修正が加えられるが、このプロセスこそ教育・研究指導の効果が測定できる格好の機会となっている。

平成１８年度の修士課程修了者は５名であり、社会人選抜入学者３名を除く２名の進路状況は、博士課程（本研究科）への進学者１名、就職１名（小売業）である。

博士課程修了者（博士学位取得者）２名についてはいずれも社会人入学であるが、１名は環境事業関連の民間会社に復帰し、調査・研究に従事している。他の１名は、財団法人の専門員として、各地の森林認証等に携わっている。

イ　点検・評価

指導教員、ジョイントタスクワーク、中間発表会および本発表会という一連の論文作成プロセスは、学位論文のレベル向上に一定の機能を果たしていると評価している。

社会人選抜入学者が半数を超える中で、一般選抜入学者の進路開拓は大きな課題である。

博士課程２名については、博士課程における研究成果を踏まえ、現場の専門的な業務に寄与している。

ウ　改善方策

指導教員、ジョイントタスクワーク、中間発表会および本発表会の各段階における密な論議を、今後とも心掛けていく。

特に修士課程在学者に対して、各種の資格取得に励むなどキャリアアップに対する動機づけを行ない、大学院修了者の就職面での有利性を生み出していくことを検討する。

（２）教育・研究指導の改善

ア　現状

指導教員を中心とする複数教員によるジョイントタスクワークにおいて、その都度、学位論文作成に向けて意見交換を行なっている。

大学院（修士課程）での開講科目が院生数に比して多い等の事情により、受講生が３名以下の授業が多い現状である。この状況下での授業評価は匿名性の問題もあり、大学院の授業科目は授業評価の対象とはしていない。ただし、本研究科では、担当教員が希望すれば、受講生１名でも授業評価を実施できることとしている。

なお、成績評価は、全学的な評価基準に則って行っている。

イ　点検・評価

学位論文作成に向けたジョイントタスクワークで出される多様な意見交換が、事実上、教育・研究指導方法のチェックおよび改善につながっている。

ウ　改善方策

学位論文作成に向けたジョイントタスクワークにおける意見交換をさらに活発化させていく。

なお、授業における受講生の反応や意見に耳を傾けつつ、改善すべき点を自ら見いだそうとする教育姿勢も忘れないようにしたい。

３　学位授与・課程修了の認定

ア　現状

平成１８年度までの学位授与状況について、修士は６０名中４６名（７７％）に、博士は１１名中２名（１８％）にそれぞれ授与されている。学位授与方針・基準は、本研究科委員会で定めた次の諸規定に明記されており、後述の審査プロセスを経て、厳格に進められてい

る。諸規定とは、①修士論文審査の手続きについて、②課程博士の論文審査について、③課程博士論文審査委員会内規、④博士論文提出の条件となる「査読付き論文の指針」、⑤岩手県立大学総合政策研究科「論文博士」学位審査に関する手続きである。

また、修士学位の審査については、構想発表会（９月）および本発表会（翌２月：論文審査会・修了試験を兼ねる）を本研究科教員の出席の下で実施し、修士論文最終版提出の後、主査１名、副査２名以上で構成される論文審査委員会が修士論文および修了試験に関する「合」「否」の判定を行い、その結果を本研究科委員会で報告し、審議するという形で行っている。

博士学位の審査については、中間発表会（５月）および本発表会（翌２月：論文審査会・修了試験を兼ねる）を本研究科教員の出席の下で実施し、博士論文最終版提出の後、主査１名、副査２名以上で構成される論文審査委員会が博士論文および修了試験に関する「合」「否」の判定を行ない、その結果を本研究科委員会で報告し、可否投票を行う（議決は投票総数の３分の２以上とする）という形で行っている。なお、博士論文の提出に当たっては、論文認定委員会（主査資格者３名で構成）が認定する査読付き論文が２編以上あり、それらが博士論文に含まれていることを要件としている。論文審査委員会の主査は博士論文審査が客観的かつ適正に行なわれるように副査の人選を行い、本研究科委員会において認定を受けることとしているが、副査の人選に当たっては、本研究科の審査規定において、審査委員の副査として本学関係者以外の研究者を含めることができるとされている。これまでの博士学位論文3件の審査において、いずれも本学関係者以外の研究者が審査委員会の副査として関与している。具体的に言えば、審査対象論文３件における本学関係者とそれ以外の審査委員の比は、それぞれ、３：１、３：２、２：２であった。

外国人留学生の受け入れに際しては、入学試験時に一定レベルの日本語能力を求めている。これまで入学した外国人留学生は、一定レベルの日本語能力を備えていたため、特段の配慮が必要な状況にはなかった。

イ　点検・評価

博士学位取得率が低い点が大きな課題である。博士課程入学者の多くが社会人であり、退学者が半数余に達する実態は、仕事との両立が難しい一面を物語っている。

また、修士学位審査の透明性・客観性を高める措置については学位論文の発表会を本研究科教員全員に公開し、本研究科委員会で審議するなど、透明性は十分に保障されている。また、主査１名と副査２名以上で論文審査委員会を構成すること、および、博士論文の審査では、本研究科教員以外の専門家も副査として加えていることは、客観性を高めるのに機能している。

本学関係者以外の研究者の関与の度合いは、博士学位論文審査の透明性と客観性を高める上で、適切であると判断する。留学生については現在のところ特に問題は生じていない。

ウ　改善方策

博士課程の退学者が多い点については、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了する制度（長期履修学生制度）を、個々の事情に合わせて活用することを、改善方策として考えている。

なお、留学生については、今後個々のケースで必要となれば、日本語指導も含めた教育・研究指導も行っていく予定である。

第４節　学生の受入

【目標】
岩手県立大学の建学の理念と基本的方向に共感し、「深い知性と豊かな感性を備え、高度な専門性を身につけた自律的な人間」として育成するのに相応しい学生を求め、
① 入学者選抜は、岩手県立大学の建学の理念や各学部の教育目標、特色、専門分野等の特性に相応しい入学者を適切に見出すという観点から行う。
② そのため、学力検査のみに偏ることなく、入学志願者の個性や資質、意欲等多様な潜在能力にも配慮しながら、多面的な選抜方法を採用する。
③ 入学者選抜において多様な選抜区分と選考方法を採用するとともに、学力検査においては、暗記型の知識を問うのではなく、理解力、表現力、思考力、論理性などを見る試験を目指す。
④ 地域の進学需要への対応と岩手県の明日を担う人材の育成という岩手県立大学の設立の趣旨を踏まえ、岩手県及び岩手県民に貢献するため、岩手県内高校の卒業生等を対象とする選抜区分を設け、入学定員の３割を当該選抜区分に当てるものとする。

第１　大学・学部

Ⅰ　全学

（１）学生募集方法・入学者選抜方法

ア　現状

（ア）学生募集方法

①　募集要項やホームページ等
学生募集要項及び入学案内については、県内全ての高等学校と県外の志願実績校へ配付し、ホームページに掲載するとともに、受験生向けの各種雑誌にも掲載している。また、各種受験雑誌等へのアンケートに答えるなど配慮している。なお、本学第２次試験の出願状況は、ホームページに掲載するとともに、テレフォンサービス、地元マスコミ各社にも提供している。
②　大学説明会（オープンキャンパス）
大学説明会は本学を志願する高校生が自ら大学に出向いて参加する全学の行事であり、各学部とともに特に力を入れている。例年７月の第１日曜日に実施しており、参加者は年々増加傾向にあり、平成１９年度は初めて２千人を超えた。実施の内容としては、学部ごと

に入試相談会、教育内容の説明、模擬講義、研究室訪問、施設見学など多彩に実施している。

③　進学相談会等による周知

受験生を対象とするものとして、業者主催の進学懇談会（複数大学参加）に参加するとともに、大学独自で県内複数個所で入試相談会を行っている。高校の教員等を対象とするものとしては、東北管内の高校を訪問し、本学への志願者勧誘に努めているとともに、県内・外進路指導担当教員等を大学に招き「入試説明会」を開催するほか、県内高等学校長協会との懇談会を開催している。これらの会合では、学部紹介、入試概要、学生生活状況、就職支援活動状況など大学全般に渡る情報を提供するとともに、意見交換を行っている。

④　高大連携（出前授業等）による周知

県内外高校からの本学教員への講師派遣依頼に対しては、積極的に行っているところであり、平成１８年度は県内２２校、県外２校で派遣教員は４４名であった。また、本学の見学・訪問を希望する高等学校、ＰＴＡ、個人を積極的に受け入れており、平成１７年度は１９校１，５６４人、平成１８年度は２７校２，０７４人であった。

さらに、岩手県教育委員会主催による県内５大学共同で行われる「ウインターセッション」においては、県内５大学中もっとも多い人数を受け入れている。この事業は、平成１５年度から実施しており、高校生に大学の高度な教育・研究に触れる機会を提供し、個々の能力や適正の伸長を図るとともに、大学に対する理解を深めさせることを通じ、高校と大学の円滑な接続に資することを目的としており、冬休みの期間の３日間を利用し、各学部が設定したテーマについての講義、演習、受講生による全体発表を内容として行われる。

（イ）入学者選抜方法

本学では複数の入学者選抜方法を実施している。一般選抜、専門高校・総合学科選抜、ＡＯ入試、特別選抜の四つがあり、一般選抜は分離分割方式（前期日程と後期日程）により、特別選抜は推薦入学（県内）、全国推薦（県内外：１学部のみ実施）、帰国子女、中国引揚者等子女、社会人、私費外国人留学生による。

なお、編入学選抜は、３年次編入学生を実施している。概略は次の表のとおりである。

【入学者選抜方法の概略】

〔一般選抜〕

区　　分		前期日程		後期日程	
		センター試験	個別学力検査	センター試験	個別学力検査
看護学部	看護学科	５教科７科目（国、数、理、英必須）	総合問題	前期と同じ	小論文 面接

区　　分		前期日程		後期日程	
		センター試験	個別学力検査	センター試験	個別学力検査
社会福祉学部	福祉経営学科 福祉臨床学科	４教科５科目又は５教科５科目（国、公民、数、英必須）	総合問題	５教科７科目又は６教科７科目（国、公民、数、理、英必須） ※受験基準、合否にはセンター試験含めず。	総合問題 面接
ソフトウェア情報学部	ソフトウェア情報学科	課さない	総合思考力試験Ⅰ 総合思考力試験Ⅱ 面接	実施せず	
総合政策学部	総合政策学科	５教科５科目（国、数、理、英必須）	総合問題	前期と同じ	小論文 面接

〔専門高校・総合学科選抜〕

区　　分		センター試験	個別学力検査
看護学部	看護学科	５教科６科目 （国、数、理、英必須）	総合問題
社会福祉学部	福祉経営学科 福祉臨床学科	課さない	総合問題 面接
ソフトウェア情報学部	ソフトウェア情報学科	課さない	総合思考力試験Ⅰ、 総合思考力試験Ⅱ、 面接

〔ＡＯ入試〕

区　　分		内　　容	
看護学部	看護学科	面談Ⅰ ※看護学部のみ県内出身者対象	面談Ⅱ ※面談Ⅰを受けた者に限る。
社会福祉学部	福祉経営学科 福祉臨床学科		
ソフトウェア情報学部	ソフトウェア情報学科		
総合政策学部	総合政策学科		

〔特別選抜〕

１）推薦入学（県内）

区　　分		内　　容
看護学部	看護学科	小論文、面接
社会福祉学部	福祉経営学科 福祉臨床学科	小論文、面接
ソフトウェア情報学部	ソフトウェア情報学科	総合思考力試験、面接
総合政策学部	総合政策学科	小論文、面接

２）全国推薦

区　　分		内　　容
ソフトウェア情報学部	ソフトウェア情報学科	総合思考力試験、面接

３）帰国子女、中国引揚者等子女、社会人、私費外国人留学生特別選抜

区　　分		内　　容	備　　考
看護学部	看護学科	小論文、面接	私費外国人留学生特別選抜については、学部の指定する日本留学試験の科目を受験した者に限る。
社会福祉学部	福祉経営学科 福祉臨床学科	小論文、面接	
ソフトウェア情報学部	ソフトウェア情報学科	総合思考力試験、面接	
総合政策学部	総合政策学科	小論文、面接	

（ウ）入学者選抜状況

大学全体の志願者の推移を見ると、平成１５年度２，５８１人、平成１６年度２，４３

３人、平成１７年度２，２３１人、平成１８年度１，８０６人と年々年々減少傾向にあったが、平成１９年度選抜においては、２，１０４人と増加に転じた。

【志願者・受験者・合格者の推移】

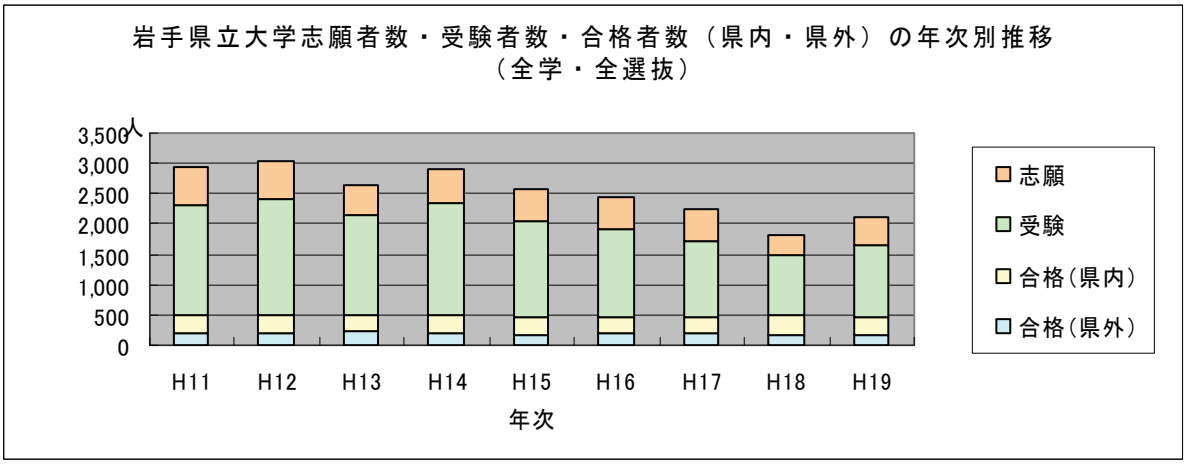

イ　点検・評価

本学においては、学生の受け入れに関し、基本的に文部科学省の指導方針に沿って、公正かつ妥当な方法で、大学教育にふさわしい能力、適性等を多面的に判断する入学試験を実施している。本学における入学者選抜方法は、以下の４区分１０種類の選抜試験を実施している。各種選抜を導入することによって、多様な能力の発掘と志望動機の高い入学者の確保に努力している。

（ア）一般選抜

本学における「一般選抜」は、分離分割方式（前期日程と後期日程）で実施しており、基礎学力の習熟度を測定するための大学入試センター試験を利用した「教科型試験」と、各学部に必要な学力と適正をはかるため、「総合問題」または「小論文」並びに「面接」による個別学力検査とを併用している（一部学部を除く）。特に、総合問題は、いわゆる暗記型の知識を問うのではなく、理解力、思考力、論理構成、表現力、論理性等を総合的に問うものであり、大学入試センター試験との総合点により合格ラインが明確に定まっており、公平性も高い。ただし、大学入試センター試験を利用していない学部もあり、その場合に基礎学力をどのように判定するべきかが課題となる。

（イ）専門高校・総合学科選抜

大学入試センター試験を利用せず、本学独自の「総合問題」と「面接」で合否を判定している。大学入試センター試験を受験しない生徒が大半である専門高校等の高校生に適した選抜制度である。ただし、看護学部においては、大学入試センター試験を併用していることおよび県内に対象となる高校がなくなったことから、ここ２年間志願者がいない状況にある。専門高校・総合学科選抜は、進路として就職も考慮している受験生が多いことから、実施時期を早める（現在は一般選抜前期日程と同時実施）ことなど検討が必要である。

（ウ）ＡＯ入試

アドミッションズ・オフィス入試の項に詳述する。

（エ）特別選抜

特別選抜として、１）推薦入試（県内）、２）全国推薦、３）帰国子女特別選抜、４）中国引揚者等子女特別選抜、５）社会人特別選抜、６）私費外国人留学生特別選抜を実施している。

「推薦入試」は、県内高校に限定されているが、これは地域の進学需要への対応と岩手県の明日を担う人材の育成という本学設立の趣旨を踏まえてのことである。しかしながら、指定校推薦として入学が保証されている訳ではないため、学部により推薦入試倍率が高く、高等学校長より推薦され受験しても合格するとは限らないので、受験生にとっては厳しい競争環境である。

「全国推薦」（ソフトウェア情報学部のみで実施）は、一般選抜後期日程を廃止し、その定員を充てたものであるが、志願者は後期日程ほど集まらず、全体の志願者減の要因にもなっている。

「帰国子女特別選抜」および「中国引揚者等子女特別選抜」は、出願資格として、前者が日本国籍を有する者で保護者の海外勤務等の事情により外国の教育を受けた者等とし、後者が中国引揚者等子女であって日本国籍を有する者及び日本国の永住許可を得ている者その他これに準ずる者であり、日本国へ引揚後原則として９年以下である者等としている。両者とも、募集定員は若干名とし、試験方法は「小論文」（一部の学部は総合思考力試験）と「面接」である。また、開学以来「帰国子女特別選抜」は１名、「中国引揚者等子女特別選抜」は２名の志願者があったのみで、これらの選抜制度の存続について検討する必要がある。

「社会人特別選抜」は、出願資格を、満２３歳以上の者で高等学校を卒業した者等とし、募集定員は若干名としている。試験方法は「小論文」（一部の学部は総合思考力試験）と「面接」である。毎年コンスタントに志願者があり、地域社会の学習ニーズに応える選抜制度として有効である。

「私費外国人留学生特別選抜」は、出願資格を、日本国籍を有さず大学入学に支障のない在留資格を有し（有することとなる）、外国において１２年の課程を修了した者等で、日本留学試験を学部の指定するところにより受験した者となっている。定員は若干名である。試験方法は、「小論文」と「面接」である。平成１９年５月現在の当該選抜による在籍留学生は看護学部２名、社会福祉学部４名である。出身国は中国が５名、韓国が１名である。

「編入学選抜」は、一般選抜と岩手県内の大学・短大等について出願を認める推薦入学とがあり、募集人員は１０名で、そのうち３～４名が推薦入学の人員である。編入学選抜は、全学部３年次編入とし、出願資格を、他の大学を卒業した者、短期大学または高等専門学校を卒業した者、専修学校を修了した者、他の大学に２年以上在学し６２単位以上を

修得した者（いずれも見込み含む）となっている（一部の学部は制限あり）。近年は、いわゆる「学士入学者」は少なく、短期大学や専修学校修了者が主流となっている。試験方法は、学部により異なるが、各学部の特徴を生かした学力検査（小論文を含む）と面接よる。本選抜は、志願者が増加傾向にあり、入学者も、例年、定員枠にそって妥当に推移している。

各入試制度とも、入試結果、入学後の成績の推移や就職先との関連性を綿密に調査するとともに、継続的なデータの蓄積を基にした受験生の動向やカリキュラムとの関連性を分析し、アドミッション・ポリシーにかなった制度として機能しているか、検証する必要がある。

ウ　改善の方策

一般選抜において基礎学力をどのように測定するかについては、平成２１年度選抜から、これまで大学入試センター試験を利用していなかったソフトウェア情報学部において、一般選抜前期日程の一部（定員の半分）において、同試験を利用することとする。

また、ソフトウェア情報学部において全国推薦入試も一定の成果を得たという理由から、後期日程を新設（大学入試センター試験利用）することとする。さらに、推薦入試については、県立大学という設立の趣旨から、県内枠を維持するが、時代の推移にあったあり方を検討する。

入試制度の変更は、受験生に混乱を来たすおそれがあるため、その周知には十分な期間が得られるよう準備するとともに、県民が納得できるようなきめ細かな広報活動を充実する。

（２）入学者選抜の仕組み

ア　現状

（ア）入学者選抜の実施体制

教育・学生支援本部長、教育・学生支援室長、各学部の入試担当責任者及び入試課長で構成される「入学試験連絡調整会議」において、入試制度の検討並びに入試業務の日程、選抜要項及び入学試験実施要領について各学部の意見を調整し、最終的に教育・学生支援本部で決定する。また、各学部には入試委員会が設置され、出題及び試験の実施業務に当たる。各試験の合否判定は、教授会の議を経て最終的に学長が決定する。

入学試験の実施体制は次のとおりである。

【入試実施体制図】

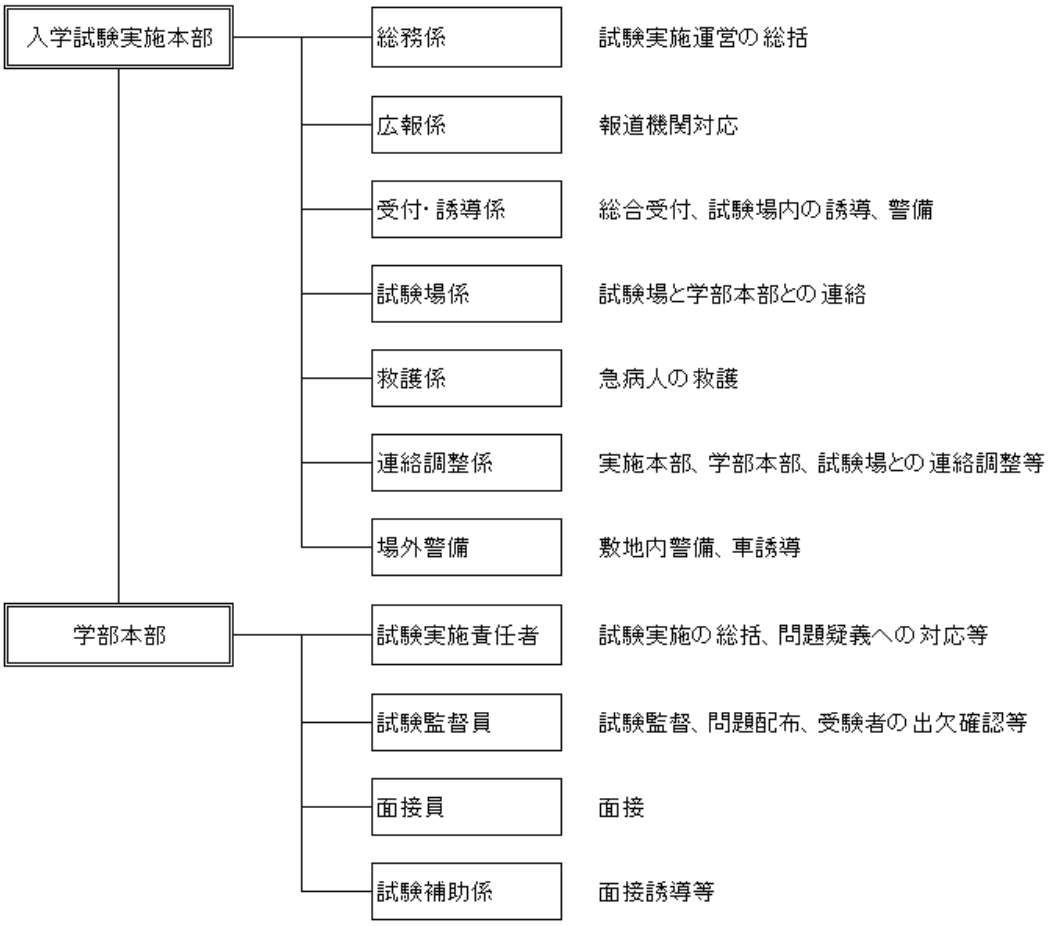

（イ）入学者選抜基準の透明性

学生募集要項には、アドミッション・ポリシー、入学者選抜方法（大学入試センター試験利用教科・科目、個別学力検査の内容及び出題範囲及び面接等の実施の有無と配点並びに合否判定基準）が明記されている。また、試験終了後は、受験生からの情報公開の請求によって入学試験の成績を開示している。さらに、入試問題については、ホームページに掲載するとともに、請求があれば受験生等に提供している。

なお、高等学校長協会との懇談会や進路指導担当教員を対象とする各種進学説明会では、前年度入試結果の概要、本年度入試の大学入試センター試験利用教科・科目、個別学力検査の内容及び出題範囲及び面接等の実施の有無と配点並びに合否判定基準を説明している。また、入試方法に変更がある場合は、大学入学者選抜実施要項に基づき、２年前予告をしている。

イ　点検・評価

（ア）入学者選抜の実施体制

現実施体制では、試験の実施に支障を来たす問題はなく、実施体制はほぼ適切であると

いえる。その意味で、受験生にとっては、概ね良好な環境のもと各入学試験が実施されている。試験問題の管理、受験生に関するデータの管理、入試データの管理についても、慎重な取扱が配慮されている。個人情報保護の観点からみると、今後もなお一層、データ管理者の責任の明確化や経過資料の取り扱いなど、入試関係資料の厳重な取り扱いに注意を払わなければならない。

入試業務はその性質上、実施当日のみならず、その前後にわたって精神的にも緊張を強いる重要業務であり、それに携わる職員にかなりの負担となっていることも事実であるので、負担の不公平が生じないよう全学が一体となって入試業務に当たることが重要である。

（イ）入学者選抜基準の透明性

入学試験結果及び入学者選抜方法等のホームページへの公開、各入学試験の選抜方法や選抜評価基準についての選抜要項や学生募集要項での公表、さらに、試験問題及び解答例の公開などによって選抜評価基準の高い透明性が確保されているものと考える。

ウ　改善の方策

（ア）入学者選抜の実施体制

入学者選抜の実施体制の上からは、試験体制から情報公開に至るまで細心の注意が払われており、現状の体制を維持していくように取り組んでいくこととなる。

多様な入試方法は時代や社会の要請でもあり、また志願者確保にとっても重要なことであり、その時代にあった効率的な入試の実施体制となるよう必要に応じて検討する。

（イ）入学者選抜基準の透明性

今後も、現在の入学者選抜と結果の公平性を維持するとともに、ホームページ等の利用により、志願者へのアドミッション・ポリシーの周知に努める。

（３）入学者選抜方法の検証

ア　現状

例年、県内進路指導担当教員及び予備校講師を招き、学部ごとに本学の教員と各試験問題についての意見交換をしている。さらに、現在制度化された仕組みではないが、大学と県内高等学校長協会との教育懇談会や進路指導担当教員との会合で入試問題、入試制度について意見交換を行っている。

イ　点検・評価

入試問題は、大学および各学部のアドミッション・ポリシーに沿って作題されるため、意見交換会における意見はできる限り尊重するが参考程度のものであり、高校の学習指導要領から踏み外さない限り特に問題はなく、アドミッション・ポリシーの大きな変更がないと出題傾向等は一定していると考えられる。また、アドミッション・ポリシーに掲げて

いるように、県立大学という設立趣旨から、「県及び県民に貢献するため、岩手県内高校の卒業生等を対象とする選抜区分を設け、入学者の３割を選抜区分に充てる」ものとしており、県内の大学進学需要に一定の成果をあげている。

ウ　改善の方策

入試問題についての意見交換会は毎年行っているが、出題傾向については、毎年変わるわけでもないので、今後は入試制度等に変更があった場合に開催することを検討したい。一方、今後の入試制度を考えていく上で、大学設置者等を含む常設の委員会の設置を検討する必要がある。

（４）アドミッションズ・オフィス入試（ＡＯ入試）

ア　現状

岩手県立大学は、国公立大学では初めて、平成１２年度入学者選抜からアドミッション・オフィス入試を導入し、全学部で実施している。　アドミッション・オフィス入試は、複数回の面談など総合的かつ多面的な評価を重視する選抜を行うことにより、本学の理念及び学部の教育目標・教育内容をよく理解し、本学に入学することにより、自己自身の目標を実現できる者を見出すことを目的としている。

出願資格者は、高等学校の卒業見込者だけでなく、卒業生、社会人なども対象としている。平成１２年度～１５年度入学者選抜では、看護学部、社会福祉学部、総合政策学部は岩手県内者を対象とし、ソフトウェア情報学部のみが岩手県内者だけでなく、岩手県外者も対象としていたが、その後、社会福祉学部は平成１６年度入学者選抜から、総合政策学部は平成１７年度入学者選抜から岩手県内・県外に関わらず出願できることとした。

アドミッション・オフィス入試の募集人員は、最初の平成１２年度入学者選抜では、各学部の入学定員の５％で、看護学部４名、社会福祉学部福祉経営学科２名、福祉臨床学科２名、ソフトウェア情報学部８名、総合政策学部５名で、４学部合計２１名であったが、その後、看護学部以外の３学部は募集人員を拡大している。社会福祉学部の両学科は平成１６年度選抜から各４名に、ソフトウェア情報学部は平成１３年度選抜から１６名、１５年度選抜から２０名に、総合政策学部は１７年度選抜から１０名に増やしてきている。これにともない、４学部合計の募集人員は、１３年度選抜から２９名、１５年度選抜３３名、１６年度選抜３７名、１７年度選抜から４２名に増加している。

入学者の選考は、全学部とも、大学入試センター試験及び個別学力検査を課さず、面談Ⅱ及び提出された書類により、総合的かつ多面的に評価し判定する。ただし、出願前に面談Ⅰを行い、「面談Ⅰ申込シート」（「自己評価できるもの」、「本学で取り組みたいこと」などについて記入）を提出した申込者の志望動機や能力及びこれまでの活動で自己評価できるものについて把握するとともに、本学の理念及び学部の教育目標と提供できる教

育内容を説明することにより、申込者が希望することが本学で実現できるかどうかについて話し合う。続く面談Ⅱは、出願後に行うもので、「自己推薦調書」「志望理由書」「志願者評価書」「調査書」等、提出された書類に基づいて行い、志願者の能力およびこれまでの活動、本学で学びたいことおよび将来の目標などを把握するとともに、本学において何をどのように学び、どのようにして自己を高めていくかについて話し合う。提出された書類の評価にあたっては、必要に応じて、高校等を訪問して志願者評価書の記入者に対して聴取を行う。

本学のアドミッション・オフィス入試は、面談を複数回行うという点で面談型（対話型）であるが、書類の評価と面談の評価を合わせて選考するという点では選抜型でもあり、両者を複合した方式をとっている。さらに、書類評価の過程で必要に応じて志願者評価書記入者を訪問聴取するなど、時間と手間をかけた丁寧な選考を行っている。

本入試の実施及び選考は、平成１０年４月の開学時に国公立大学としては最初のアドミッション・オフィスを設置し、平成１２年度選抜から１７年度選抜までは、各学部ではなく、アドミッション・オフィスのもとに設置した全学組織であるアドミッション・オフィス委員会が行った。選考は、アドミッション・オフィス委員会が、合否判定の原案を作成し、各学部で承認の上、合格者を決定する。平成１８年度選抜からは、公立大学法人化にともなう組織改編により、アドミッション・オフィス入試の実施及び選考は、教育・学生支援室入試課ＡＯグループ及びアドミッション・オフィス入試連絡調整会議が継承し、を行っている。

アドミッション・オフィス入試の実施状況は以下の表のとおりである。

【アドミッション・オフィス入試の実施状況　４学部合計】

区　　分	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
募集人員	21	29	29	33	37	42	42	42
面談Ⅰ申込者	206	237	318	221	224	244	244	224
志願者数	188	188	236	174	176	196	196	183
受験者数	188	188	236	174	176	195	195	183
合格者数	26	42	31	34	40	41	41	40
実質倍率	7.2	4.5	7.6	5.1	4.4	4.8	4.6	4.6

【看護学部】

区　　分	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
募集人員	4	4	4	4	4	4	4	4
面談Ⅰ申込者	49	49	67	54	55	31	39	43
志願者数	46	44	55	46	45	24	35	36
受験者数	46	44	55	45	45	24	35	36
合格者数	4	4	4	4	4	4	4	4
実質倍率	11.5	11.0	13.8	11.5	11.3	6.0	8.8	9.0

【社会福祉学部福祉経営学科】

区　　分	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
募集人員	2	2	2	2	4	4	4	4
面談Ⅰ申込者	8	12	10	19	18	26	16	24
志願者数	8	12	9	19	11	24	13	22
受験者数	8	12	9	19	11	24	13	22
合格者数	2	3	2	2	4	4	4	4
実質倍率	4.0	4.0	4.5	9.5	2.8	6.0	3.3	5.5

【社会福祉学部福祉臨床学科】

区　　分	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
募集人員	2	2	2	2	4	4	4	4
面談Ⅰ申込者	38	26	48	39	47	73	42	39
志願者数	34	20	35	28	31	52	38	26
受験者数	34	20	35	28	31	51	38	26
合格者数	2	3	4	3	6	5	4	4
実質倍率	17.0	6.7	8.8	9.3	5.2	10.2	9.5	6.5

【ソフトウェア情報学部】

区　　分	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
募集人員	8	16	16	20	20	20	20	20
面談Ⅰ申込者	86	119	144	71	87	74	90	78
志願者数	78	87	101	52	69	66	68	65
受験者数	78	87	101	52	69	66	67	65
合格者数	13	25	18	20	20	21	20	20
実質倍率	6.0	3.5	5.6	2.6	3.5	3.1	3.4	3.3

【総合政策学部】

区　　分	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
募集人員	5	5	5	5	5	10	10	10
面談Ⅰ申込者	25	31	49	38	27	40	40	40
志願者数	22	25	36	29	20	30	32	34
受験者数	22	25	36	29	20	30	32	34
合格者数	5	7	3	5	6	7	8	8
実質倍率	4.4	3.6	12.0	5.8	3.3	4.3	4.0	4.3

イ　点検・評価

アドミッション・オフィス入試合格者の入学後の学業成績の状況をみると、学部、入学年度により多少変動はあるが、概ね良好であり、他の選抜区分と比較しても問題は見られない。特にソフトウェア情報学部では、学業成績等が優秀で学長賞、優秀学生賞の表彰を受ける者を数多く出している。また、学生会、大学祭実行委員会などにおいて執行部として活躍している者も多い。

また、本学のアドミッション・オフィス入試は、きめ細かい丁寧な選抜方式として注目されており、数多くの大学が調査に訪れている。特に、出願前に面談や面接を行う本学の方式を参考とした大学もある。

以上のように、本学のアドミッション・オフィス入試は適切に行われており、制度趣旨にかなった学生の受け入れが行われている。

一方、きめ細かい丁寧な選抜方式のため、出願前の面談Ⅰから合格発表までの期間が長くなるという問題がある。また、岩手県外へも募集枠を広げたことから、関東以西の志願者の面談のための負担を軽減する必要が生じてきている。

ウ　改善の方策

本学のアドミッション・オフィス入試は、「詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等を組み合わせることによって、入学志願者の能力・適性や学習に対する意欲、目的意識

等を総合的に判定する方法」（文部科学省「入学者選抜実施要項」）という本来のアドミッション・オフィス入試の方式であることから、基本的な理念と枠組みを堅持しつつ、実施上の改善を図っていくこととする。

まず、出願前に面談Ｉを行うため、面談Ｉから合格者の発表までの期間が約 3 ヶ月と長期にわたることについて、志願者の勉学、進路指導などの面で支障があるとの指摘がされていることから、合格発表日を早める。

次に、面談Ｉ、面談Ⅱと面談が２回あることから、特に関東以西など遠方の志願者の負担の軽減に配慮するとともに、関東以西の志願者の増加を図るため、面談Ｉについて東京会場を開設する。

（５）入学者選抜における高・大の連携

ア　現状

本学においては、推薦入学における指定校制度は設けていない。推薦入試は、ソフトウェア情報学部が実施している「全国推薦」以外は、県内高校からの推薦に限定している。

看護学部、社会福祉学部、総合政策学部においては、出願資格として「調査書の全体の評定平均値が 4.0 以上の者」としているが、ソフトウェア情報学部は、調査書の評定平均値による出願資格は設けていない。なお、調査書は、看護学部、社会福祉学部において総合判定資料として用いている。

高校生に対する進路相談については、本学独自で大学説明を開催するほか、業者主催の進学相談会に参加している。また、高等学校からの要望により直接出向き、進路相談に対応する場合もある。

いずれも、各学部の入試担当教員及び入試課職員が会場に出向き、高校生の個別相談等に対応するものである。

これらの情報伝達については、本学ホームページに掲載するとともに、新聞等での広告、駅張り広告、高等学校へ資料提供をしている。

イ　点検・評価

ソフトウェア情報学部以外の学部においては、「調査書の全体の評定平均値が 4.0 以上の者」としているため、進学校では相対評価でこれ以下の成績の者には不利に働いて、門戸を閉ざす結果となっている。

調査票は、成績のみではなく、高校生活全体が把握できるので、生徒会活動・クラブ活動等にどのように係わり、健康状態等がどうであったかがわかるなど多くの利点があるが、高等学校あるいは担任の教員により成績等の表記の基準が異なるという問題点もある。

また、入学後に職業への適性について悩む学生があり、「本人がどのように自分を見つめているか」「人間関係で本人がどのように対応しているか」などがわかるような記載項

目の追加を検討していく必要がある。

高校生に対して行う進路相談は、志願者確保にかなり有益な手段であると認識している。業者主催の進学相談会に参加する理由は、特に県外で開催する場合、大学単独では集客力に問題があり、地元新聞社とタイアップして開催される進学説明会は、広報の点をも含め有効な手段と捉えている。

ウ　改善の方策

調査書については、学校間格差がある以上、高等学校あるいは担任の教員により成績等の表記の基準が異なるという問題は避け難いが、統一した基準を設定することも困難であり、当面は現在の方式により、より適切な対応が図られるよう、記載事項の補強などを検討していく。

大学独自で行う県内での進学相談会は、固定した地区で開催するのではなく、前年度の志願者の動向に対応した地区を選定することとし、業者主催の進学相談会についても、参加地区を吟味しながら継続する。

（６）科目等履修生・聴講生等

ア　現状

科目等履修生、聴講生、研究生について前期・後期ごとに学生の受入れを行っている。科目等履修生及び聴講生の入学資格については学則第１０条を準用し学部正規生と同様に原則として高等学校卒業以上、研究生の入学資格については学部卒業程度としている。募集については、毎年度２月と７月に開講科目を公開のうえ出願期間を設け、各学部において選考する方法としている。

４学部の受入れ人数は毎年１０人程度で推移しており、平成１９年度前期の受入れ人数は科目等履修生４人、聴講生５人となっている。

イ　点検・評価

科目等履修生、聴講生、研究生を募集するにあたり、これまで募集時期のみに広報を行っていたが、平成１８年度からは開講科目とともに年間の募集スケジュールをあらかじめホームページ上に掲載し、受講希望者が出願の計画を立てやすいよう配慮している。（大学ホームページ「科目等履修生、聴講生、研究生募集案内」参照）

また、平成１９年度にはソフトウェア情報学部において新たに開講した「組込みＯＳ論」について２社の企業の社内研修として３人の社会人を聴講生として受け入れており、新たな産学連携の姿として評価できる。

ウ　改善の方策

特に改善を要する点は見当たらないため、現在の対応を継続する。

（７）定員管理

ア　現状

平成１９年５月１日現在、本学における在籍学生総数/収容定員は、１．０６である。

各学部・学科ごとの内訳は次のとおりである。

【定員の充足状況】

学　部	学　科	入　学 定　員	編入学 定　員	収　容 定　員 （A）	在学学 生総数 （B）	B／A
看護	看護	90	10	380	382	1.01
社会福祉	福祉経営	45	5	190	199	1.04
	福祉臨床	45	5	190	208	1.09
ソフトウェア情報	ソフトウェア情報	160	10	660	719	1.09
総合政策	総合政策	100	10	420	447	1.06
計		440	40	1,840	1,955	1.06

各学部・学科ごとの、在籍学生数/収容定員の値は、１．０１～１．０９であり、定員割れしている学部・学科はなく、超過率についても妥当な数値であるといえる。

イ　点検・評価

現在、定員超過は全体で０．６％であり、一人当たりの教員数や教育施設状況を勘案しても、妥当な数字といえる。ただし、今後、少子化等にともなう大学全入時代を迎え、本学も志願倍率の低下が予測されるため、こうした状況への対処が要求されてくる。

ウ　改善の方策

志願倍率の低下によっても、定員割れを起こさず、また教育の質を落とすことのないよう、現在の教育水準を維持し、本学の長所を積極的に外部に周知するよう努める。

（８）退学者の状況

ア　現状

本学の退学者数は、平成１６年度４４名、平成１７年度４５名、平成１８年度６１名と増加傾向となっており、退学者の約３分の２がソフトウェア情報学部となっている。全学生数に占める割合は平成１８年度で３．１％となっている（大学基礎データ表１７参照）。

退学理由としては、多い順に「一身上の都合」「進路変更」「傷病」となっており、その他にも「学習意欲の減退」「経済的理由」「家事都合」などその理由は多様である。最近の傾向としては、精神的な不調が原因となっている場合も増えている。また、退学者の７割程度が留年者となっており、授業についていけずに退学に至るケースも多い状況である。

退学の申出があった場合は、担当教員が本人から退学希望理由を聴取のうえ話し合いを行い、最終的な意思確認を行ったうえで退学願に教員が確認印を押印している。確認した退学理由については、担当教員が教授会で説明し、学部として退学を承認する手続となっている。

イ　点検・評価

本学では、各学部において指導担当教員を定め、学生の生活指導や相談を行っているが、退学者が増加傾向であることから、退学原因の分析及び対応策の検討が必要である。

特に、退学者の多いソフトウェア情報学部においては、退学許可申請時に当該学生の所属講座長による所見を導入することにより、退学理由を把握・分析し、その主たる理由である学業成績不振に対処するため保証人への単位修得状況の通知を行っている。この通知については、概ね肯定的に受け止められ、不登校が改善された例もあり、一定の成果が上がっている。

また、精神的な不調が原因となっているケースもあることから、多様な学生相談体制の充実に努めるとともに、相談機関と学部との連携のもとで学生の支援を図っていく必要がある。

ウ　改善の方策

クラス担任や演習担当等の指導担当教員が中心となり留年等のおそれのある学生の早期発見に努め、各学部等において、さらに退学理由の把握・分析に努め、十分な学習指導や相談を受けられる体制づくりを行う。

また、健康サポートセンターや学生相談室との連携を図りながら、精神的不調が原因となって休退学を選択する学生をケアする体制づくりを進める。さらに、学生が相談しやすいように、「ピアカウンセラー」など多様な学生相談体制の構築を図っていく。

Ⅱ　看護学部

【全学の目標を達成するための中期計画】
基礎学力、意欲、コミュニケーション能力を重要視し、総合問題、小論文、面接を通じて課題発見能力、思索能力、総合的判断力、社会性、感性、行動力をみることができるよう作題、質問を工夫する。また、大学入試センター試験のより良い活用方法を検討する。

（１）学部の理念と入学者受け入れ方針

ア　現状

（ア）入学者の受け入れ方針と看護学部の理念

本学部の入学者受け入れ方針（アドミッションポリシー）は、以下のように定め学生募集要項等に明示している。

「看護学部は、学びたい意欲の高い人を待っています。学ぶということには、学ぶのに必要な能力、『読み、書き、そろばん』いわゆるリテラシーといわれるものがしっかり身についていること、学んだことを自分で考えて、自分の意見としてきちんと表現できるということが大切です。この学ぶ過程で、よく考えることによって物事の本質を見抜くことができるようになります。よく考えるのにまず大切なこと、それが意欲です。

看護学を学ぶということは、人間、自然、そして社会を学ぶことといえます。人の生・老・病・死について考える学生生活を送ってほしいと願っています。相手が言わんとすることに耳を、心を傾ける、そこから看護は始まります。看護学を学ぶ中で、関心は自分をとりまく社会へと広がっていくことでしょう。一人一人が、課題を発見し、その課題に真剣に取り組む学生生活を送ってほしいと願っています。充実した学生生活を送ることが、人間性豊かな、社会性に富むあなたへと成長させることでしょう。

私たち教員は、わかる授業、身につく演習、考えて行う実習を行っていこうと真剣に取り組んでいます。将来、看護者として社会に貢献したいという希望をもって看護学部を選ぶ人もたくさんいることでしょう。病気によって気持ちの弱くなっている人にどのように寄り添いますか。病気に負けまいと暮らしていけるようにどのような支援を考えますか。看護は、すべての人々がより健康に、よりよく生きることのできる社会の実現を目指しています。大学で学ぶ専門知識や看護技術は、生涯学び続ける看護学のほんの入り口です。日進月歩の看護学・医学を始め科学への関心を持ち続けることが大切です。

このような願いを込めて、私たちは、『人間と自然、社会に深い関心を持ち、科学的に探求しようという情熱と意欲があり、看護を通して社会に貢献しようという志の高い学生』を待っています。」

（イ）入学者受け入れ方針と選抜方法

本学部は、学生の多様な能力を判定するため、それぞれの選抜区分において異なる能力

を判定するよう、多様な選抜試験を用意している。

①　推薦入学

・柔軟な発想で課題に取り組み発展させる能力

・コミュニケーション能力

②　一般選抜前期日程

・大学での勉学に必要な基礎的な学力

・課題を発見・分析・思考する能力

・適切なことばで自分の考えを表現できる能力

③　一般選抜後期日程

・大学での勉学に必要な基礎的な学力

・柔軟な発想で課題に取り組み発展させる能力

・コミュニケーション能力

（ウ）入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係

カリキュラムをこなしていくために、学力試験では、より高い基礎的学力を、その中の論文は、論理性、柔軟な発想を、面接では、態度、意欲、理解力、表現力、積極性、社会性という視点から評価し、学力と合わせて総合的に判断している。一般前期試験において面接はないが、総合問題の１つに小論文の要素を取り入れ、知識のみで判断しないように工夫している。

開学以来、大学入試センター試験は５教科５科目としてきたが、入学した学生は、基礎学力としての看護学を学ぶ上で必要な理系の知識不足が課題となってきた。平成１６年に他大学の受験科目等を調査、検討を重ね、平成１７年度５教科７科目に変更し、その内容を公表、高校側の理解を求めてきた。平成１９年度入試を実施したが、応募数も昨年と大差なかった。

また学部独自の総合問題について、開学以来毎年入試問題の種類に応じて作題メンバーを編成して対応してきたが、平成１８年に入試問題研究グループをつくり、問題を十分に検討して平成１９年度入試に臨んだ。

看護学を学ぶ者として、一般選抜ではセンター試験の科目を平成１９年度より、理科と数学それぞれ１　科目から２科目として行ってきたが、理科２科目のうち、生物を履修してこない学生がいる。学部教育の専門基礎科目や疾患理解に影響が出ている。また、コミュニケーション能力を備えた学生をとりたいが、前期試験では面接試験を行っていない。

イ　点検・評価

入学者受け入れ方針と学部の理念・目的・教育目標は一致しており、妥当と考える。ただし、選抜方法に関しては、前期日程においてコミュニケーション能力について評価していないので、継続的に検討し、面接などの導入について考える必要がある。特に、実習に際しては、コミュニケーション能力を問われるが、困難を来たしている学生がみられるこ

とから、この能力の判定方法の導入は重要な課題である。

また、アドミションポリシーで示しているように入試選抜方法に特徴をもたせ、入試を実施している。総合問題の作題に関しては、入試委員会と何度も検討・吟味し、かなりのエネルギーが費やされることであるが、平成１９年度の入試問題については、毎年行われている県内高校教員との「岩手県立大学の入試に係る高校側との意見交換会」で、適切な評価を得ている。

さらに、センター試験科目に関して、学部の特性から理科の選択科目について生物を必須にするかどうか検討する必要がある。

ウ　改善の方策

選抜方法の前期日程に関して、他大学の状況を調査し、コミュニケーション能力判定のため、面接の導入及びグループ面接など面接方法について検討する。

入学試験方法の種類や科目と、入学後の成績(特にも看護の専門領域)との関連性を検討する。

さらに、センター試験科目における理科の選択科目について、生物を必須にするかどうか検討する。

（２）入学者選抜の仕組み

ア　現状

看護学部選抜試験の実施体制は、年度初めに学部入試実施委員２名により当年度内の全ての選抜試験の学部実施体制に関する人的配置案が作成され、その原案を学部委員会で検討したうえで、学部教授会を経て決定される。当日の実施体制の詳細は、全学入試調整委員会による実施要領に従い、実施委員がマニュアル原案を作成し学部長決定がする。各入試実施前日もしくは当日にマニュアルに基づく説明会が開催される。合否判定に関しては、入試委員会で検討後、教授会で合否判定会議を開催するという二段構えで行っている。さらに、教授会の合否判定会議では個人が特定されないようにして判定している。

入学者選抜基準の透明性については、公表されている基準に従って行われている。解答あるいは解説についてもホームページなどにおいて公表している。

試験問題については、解答率を分析し次の入試に生かしている。入学試験に係るインシデントの情報を共有し、ミスのないように配慮している。

イ　点検・評価

２名の入試実施委員に多くの負担がかかっているが、選抜試験の性質上、委員を拡大することは情報管理のうえでより危険を増大するため、また、これまで大きな問題も生じてこなかったため、今後もこの体制を継続していく予定である。入試実施委員は原則２年任

期としている。以上の実施体制については概ね良好と評価する。また、入学試験の監督者の配置も適切な人員配置をしている。

ウ　改善の方策

平成１９年度も、２年目の教員が責任者となりミスのないよう配慮しているが、なお一層教員間の意思疎通を図るように配慮する。

（３）入学者選抜方法の検証

ア　現状

入試委員会では、入試問題について、作題にいたるプロセスを吟味し、受験生の入試成績、入学後の学修状況と総合的に判断しながら、入試問題の改善に取り組んでいる。

特に作題については、今年度入試研究グループにより改善の努力をし、その内容については高校から評価を得ている。また入学後の学生の傾向をみると、専門基礎科目や疾患に関する理解が不十分な学生もいたことから、平成１９年度から理科系重視のセンター試験得点配分を採用した。

イ　点検・評価

本学部の関係教員も、高校の教員との問題検討会に出席して受験させる立場から忌憚のない意見を聞き、また本学部の理念に合致する学生を入学させるべく教員もかなりのエネルギーを費やし努力している。ただ入学生のその後の評価については系統立てて実施しておらず、今後の課題と考える。またＡＯ入試についても、学部からの意見として、論理性や柔軟な発想という点から、改善の余地があると思われる。

ウ　改善の方策

入学後の学生の評価と試験区分問題との関連性を検証する努力を行う。アドミッション・オフィス入試は全学対応なので、大学との折衝を重ねていくが、本学部のアドミッション・ポリシーに照らし、事前資料だけでなく、小論文やグループ面接を課すなどの方法を提案する。

（４）定員管理と退学者

ア　現状

（ア）定員管理

看護学部の定員は学部生１学年９０名であるが、毎学年定員の若干増の学生が入学し、入学定員と入学者の比率は１．０を割ることはない。これは、社会人若干名が定員枠外で

あること、辞退者を見越して２～３人多く合格させているためである。また、学生数と密接にかかわる実習があり、定員の大幅超過は、実習場の確保、実習指導者の確保が困難であること、さらに学習効果の低減ということからも、定員超過は最小限にとどめている。また編入学については定員１０名であるが、入学者が６～７名であり定員減となっている。その原因は、定員１０名中３名が県内推薦枠であるが推薦入学希望者が少ないこと、一般選抜７名について若干多く合格させているものの、各県に編入学制度が誕生したため、辞退者が必ず出てくるためである。

（イ）退学者

看護学部の退学者は、平成１０年度入学生４名、平成１１年度入学生２名、平成１２年～１５年度入学生各１名である。学年別にみると、１・２年次各２名、３・４年次各３名となっている。退学理由は進路変更が主である。学生から担任に相談があり、その後の関わりでほとんどの学生が休学の形をとっている。退学者は、実習環境や生活の変化など実習の体験を契機とするものが多く、臨地実習が２３単位を占める看護学部特有のものと考える。さらに学生の意見からその原因を分析すると、対人関係が苦手であること、養護教諭希望者で臨地実習はやはり無理であることなどがあがってくる。その都度、担任は親身に対応すると共に両親へのアプローチなども行ないながら、結果的には一時自己を見つめなおす時間を持つ期間として休学のステップをとるケースが多い。それにもかかわらず、例年、上記の通り若干名の退学者がある。

イ　点検・評価

（ア）定員管理

入学定員と入学者数については、これまで１．０を割ることはなく、超過状況についても許容範囲で経過しており、高く評価できる状態である。また、本学は県立大学としてスタートした経緯があるため、県内推薦枠が３割となっている。本学部における本県進学者が少ない現状と１８歳人口の激減化とを考慮し、より優秀な人材を確保するために、この定員を再度検討する必要性がある。また、これと関連して、推薦枠に含まれているアドミッション・オフィス入試定員についても視野に入れ検討する必要がある。一方で、編入生については、県外者も対象としており、この点は全国規模における資質向上に寄与していると評価できる。

（イ）退学者

入学後の履修科目の殆どが必修科目、実習という看護学部の特徴から、欠席している学生は早期に把握できるため、指導が必要と考えられる学生については教科担当の教員から教務委員あるいは担任との連携で対応できている。編入生のように、教員の接触機会の少ない学生については、学習の進行状況や大学生活における現状を把握し、学生の声を聞く機会を積極的に持つことが今後必要と思われる。

ウ　改善の方策

（ア）定員管理

推薦入試に関しては、現在までの各種データに基づいて評価するとともに、高等学校の教員とも協議し、全学的に実施方法等について検討する。

（イ）退学者

学習につまずいている学生については、担任を中心にして今後もかかわりを持っていくことを教員全員が認識をもつようにすることと、教員間での学生の情報を共有して早めの対処ができるようにしていくこと。

Ⅲ　社会福祉学部

【全学の目標を達成するための中期計画】
①　アドミッション・ポリシーの３つの柱、すなわち「幅広い知識」、「多面的な課題への問題解決能力」、対人援助の基本である「豊かな人間性」に関し、入学後の個々の学生の修学ニーズを踏まえ、継続的な評価を行う。
②　高校や福祉専門職団体との積極的な協同・連携により、地域社会により貢献できる資質を有する学生を求める方策を具体化する。

（１）学部の理念と入学者受け入れ方針

ア　現状

入学者の受け入れは、教育理念に照らし、豊かな人間性と倫理性を基盤に専門的な知識と技術をもって、地域社会及び国際社会に貢献できる学生を受け入れることを基本としており、入試案内及び募集要項に明記し周知している。

豊かな人間性と倫理性を培うことのできる素地を確認するため、また、他職種との連携を図ることのできる人材を育成する観点からも、選抜にあたっては面接選考（一般入試前期では物理的制約から実施せず）を行い、総合的に評価している。

同時に、社会福祉の各分野にわたる専門的知識と技術を獲得できる高い素養と、科学的、創造的な探究を可能にする能力を持つ学生を受け入れるため、幅広く多様な学力を有することを確認できるよう大学入試センターの科目指定と、総合的な思考力を確認するための論文試験・総合問題等との組み合わせで入学者選抜（推薦入学、一般選抜の第２段階選抜、３年次編入学、社会人特別選抜）を実施している。

また、本学部では、総合問題を中心とした出題によって、個々の教科力ではなく主体的な応用力の見極めを重視しており、入学後の教育課程の特質と一定の整合性をもっている。これまでのところ、履修科目の不足等により大学での学修に支障が生じている状況は見出していない。

イ　点検・評価

入学者の受け入れ方針は、本学部の理念等を踏まえたものとなっている。

面接を重視した入学者選抜方法は、社会福祉に関する明確な目的意識を受け入れの時点で確認することができ、学科の違いよりも社会福祉のどの分野に関心があるかどうかといった点に着目した評価を行うことができる。また、こうした選抜方法は、単に知識や技術の獲得可能性ではなく、対人援助、あるいは他職種との関りの中で福祉の実践をしていくことのできる人材を受け入れることができるものとして、適切に機能している。

しかし、福祉分野の学習についての動機が明確な反面、興味関心に偏りが見られる場合

もあり、人間的に幅の広い学生を受け入れる上での工夫が必要である。同様に、選抜時点で福祉分野についての目的意識を持っていることが強く求められるという誤解から、面接等においても形骸化した受け答えがなされる傾向がうかがえる。

また、一般選抜等における総合問題について、高校側から個々の教科の単なる合成と誤解される場合があり、方針の再検討と志願者への周知が必要である。

ウ　改善の方策

面接選考のあり方を含んだ総合的評価の方法や、型にはまらない、個性や独創性のある幅の広い学生の受け入れに向けた方法を、受け入れ実績の検証を踏まえてさらに検討する。

また、総合問題に関しては、総合問題という出題形式が求めている入学者像（能力、資質）がより明確になるよう、方針を再検討しホームページ等を利用して志願者に周知する。

（２）入学者選抜の仕組み

ア　現状

本学部の入学者選抜実施体制は、入試区分毎に学部長を本部長とし、入試委員会及び入試担当教員による入試本部を設置して、出題、試験の実施及び評価を行って選抜を実施している。最終的な合否の判定は、学部教授会において行い、最終的には学長が決定する。

また、入学者選抜の基準の透明性については、大学入試センター試験、個別学力検査（総合問題・小論文・面接）の各配点を公表している。毎年、一般選抜、推薦入学とも個別学力検査・総合問題の問題と解答例を公開するとともに、合格者の最高点、最低点、平均点を公表している。

さらに、選抜方法の公正性の確保策として、採点過程及び合否判定の場において、受験者の氏名等が明らかにならないようにしている。また、面接については、年齢その他においてできる限り偏りのない複数の面接者を配置することにより、評価が公正に行われるよう配意している。また、選抜方法の妥当性については、まず試験問題について、出題委員が作成した原案の分量、内容などを検討委員が確認し、さらに出題委員が修正するという３段階方式により妥当性、正確性の確保を図っている。面接試験の問題についても、出題委員により選抜方針を踏まえた検討がなされ、さらに面接担当者により面接方法や評価方法についての協議と確認が行われて実施されている。

入試方法については、学部教授会において前年度入学試験の総括を行って、その中で公正性、妥当性の評価を行っている。

イ　点検・評価

学部中心の実施体制はすでに一定の経験を有しており、概ね適切に運営され機能している。入試関係業務の実際は、経験を踏まえマニュアル化されているが、毎年度様々な問題

が生じる。指揮系統の周知徹底や複数以上でのチェック体制など、危機管理的発想に立った不断の検証が必要である。

選抜基準の透明性については、このような方法により確保されているものと考えている。

これまで、このような入学者選抜に関する本学部の仕組みは概ね適切に機能しているものと考えてきた。しかし、平成１９年度入試において出題のミスがあったことから、仕組みと機能が分離してきており、それぞれのポジションが果たすべき役割を再度認識しなおす必要が生じている。

ウ　改善の方策

入学者選抜実施体制と運営の見直しを毎年度行い、学部全体が共有する。

選抜基準に関しては、他の大学の例などを参考にして、さらに透明性を高めていく。

また、問題作成から選抜実施までの過程でミスが生じないよう、配置される教員それぞれの役割分担の確認と、時間的に余裕を持った準備等ができるようなスケジュールの策定を行う。

（３）入学者選抜方法の検証

ア　現状

試験問題の評価は、出題担当　入試担当　入試委員会　教授会のプロセスで行っている。

また、一般選抜に関しては、大学入試センター試験、個別学力検査（総合問題・小論文・面接）について、合格者の最高点、最低点、平均点を算出し、全受験者の大学入試センター試験と個別学力検査の相関関係等の基本統計を確認している。

さらに、毎年度、入試説明会、学校訪問などを利用して高等学校の進路指導関係者等と協議、意見交換を行っている。その際出された改善意見等は各委員会で検討して教授会に報告し、翌年度以降の入学者選抜に反映している

イ　点検・評価

これまでの入学者選抜の基本的な枠組みについて大きな問題はないが、入学者選抜の方法の検証に関しては、選抜ごとに得点の平均値、分散、レンジなど基本統計等についての全般的な検討を実施していない。また、選抜方法を今後検討していくうえで、入試成績、学籍基本および異動履歴、成績など教育評価データベースについて、教員、学生のプライバシー等への配慮、それに伴うデータ入力方法、評価項目の決定などを考慮したシステム構築を研究する必要がある。

入試説明会、学校訪問などを利用して高等学校の進路指導関係者等との協議、意見交換については、入学後の学修を含め様々な課題が提示されることから大事な場として位置づけている。

ウ　改善の方策

今後の課題として、一部の選抜については、面接者間や面接グループ間の差異についての検討を行い、面接担当者研修会を実施するなど面接方法の改善を図る。また、選抜のための問題作成について、再検討する。

学外関係者から意見を聴取する機会は選抜の仕組みの充実、改善にとって重要であり、方式を含めて効果的な実施について検討していく。

（４）定員管理と退学者

ア　現状

（ア）定員管理

本学部の収容定員は３８０人（うち編入学定員２０人）であり、平成１９年５月１日現在の在籍学生数は４０７人（うち編入学生１９人）で、その比率は１．０７（編入学生０．９５）ある。これは全学平均１・０６とほぼ同じである。

また、平成１９年度の入学者数は、定員９０人に対し９６人で、その比率は１．０７である。（大学基礎データ表１４参照）

（イ）退学者

退学者（除籍者含む）の状況は、別表１のとおりであり、退学理由は、別表２に示すように多くは進路変更である。また、休学者の状況は、別表３に示したとおりである。

退学の主な理由である進路変更は、各学年ともに理由としては上位にあげられているが学年が進むにつれて、その割合が多くなっている。また、高学年の進路変更は、休学を経て退学する例が多く、考えた末の決断と捉えることができる。

【別表１　社会福祉学部退学者の状況　人数（除籍者含む）】

年度	１年	２年	３年	４年	合計（比率%）
10	1				1(0.9)
11	1				1(0.5)
12		1	1		2(0.6)
13				1	1(0.2)
14				1	1(0.2)
15			2	2	4(1.0)
16	1	1			2(0.5)
17	1	1	1（除籍 1）	1	4(1.0)
18	1		1	6（除籍 1）	8(1.9)
合計	5	3	5	11	25

【別表２　社会福祉学部　主な退学理由】

１・２年次の主な退学理由	３年次の主な退学理由	４年次の主な退学理由
①他大学入学(希望含)25.0%	①進路変更　60%	①進路変更　63.6%
②進路変更　37.5%	②一身上の都合　40%	②一身上の都合　18.2%
③一身上の都合　37.5%		③経済的理由　18.2%

【別表３　社会福祉学部休学者の状況】

年度	人数	比率(%)	休学後復学者
10	0	0	
11	2	1.0	
12	2	0.6	
13	4	0.9	2
14	3	0.7	1
15	8	1.9	3
16	9	2.1	2
17	5	1.2	2
18	3	0.7	2
合計	36		

イ　点検・評価

（ア）定員管理

本学の学生受け入れの基本は、学部として総収容定員を満たすという点にある。学生収容定員と在籍学生数の比率は１．０７であり、概ね良好な状況を維持してきている。全ての学科、研究科において、少人数教育を実施するのに望ましいという比率は満たしているものと認識している。

定員充足率の確認の上に立った組織改組等について、特に定員のあり方については、今後、教育群制度の点検・評価、資格制度の改変などの状況を見ながら検討していく必要が出てくるものと考えている。

（イ）退学者

退学者の推移は、年度ごとに見ると平成１０年度から１４年度までは各１名～２名で推移している。その後、平成１５年度と平成１７年度は各４名、平成１６年度２名、平成１８年度は８名である。各年度ともに退学者の比率は１％台にとどまっており多くはない。また、平成１８年度の４年生の退学者が他の年度と比較して多くなっている原因は、平成１２年度入学生２名、平成１３年度入学生２名、平成１４年度入学生１名、平成１５年度入学生１名が留年を経て退学に至っていることによる。従って、入学選抜方法による影響の法則性は見られない。

退学理由を見ると、４年生での退学者が多く、その理由は進路変更が多い。退学に至る過程は長く、種々のサポート等を得たうえでの本人の決断と考えられる。さらに、４年生の場合、経済的な理由もあげられ、一身上の都合の背景になっていることも見逃せない。また、資格取得における単位数の多さや実習などに適応できないことによる進路変更も考えられる。１・２年生からの計画的な履修を指導することが重要である。

休学に関しては、復学する場合が多く、教員のサポート体制が有効に機能していると言える。

ウ　改善の方策

（ア）定員管理

現在の定員管理は、有効に機能しているため、今後もこれを維持することとする。

（イ）退学者

退学者対策は、受験者対策と入学後の学生指導があげられるが、ここでは入学後の指導について述べる。現時点での退学者は多くないが、現在の学生に対するサポート等をさらに充実させる。

① 大学教育の意義と重要性を認識するための導入教育を充実させる。特に１年次の「基礎教養演習」をはじめとする入門教育をあげることができる。学部独自の取り組みとして、入学時の合宿オリエンテーション、秋季芋煮会などによる上級生や教員との交流における自己啓発の高揚などがあげられる。

② 従来からの少人数対話型教育を中心として、学生相談室の窓口相談、健康サポートセンター等の活用などにより、４年間の大学生活における個別指導・支援体制を確立する。

基礎学力の低下や不本意入学等により大学生活になじめず学習意欲を失っていく学生の場合、最初は欠席や修得単位数に反映される。担当教員、教務委員会、学生委員会中心の個別的サポート体制を構築していく。

本学部の特性として資格取得に関わる科目が多いことから、実習科目や演習科目が充実しており、少人数教育科目が多い。その中で、教員同士の横の連携は良くとれている。さらに実習教育開発室には、各資格課程を担当する実習講師がおり、学生の種々の相談窓口として重要な役割を担っている。これらを引き続き維持し充実していくため、各委員会等における情報と課題の共有、実習教育開発室との連携をさらに強化する。

Ⅳ　ソフトウェア情報学部

【全学の目標を達成するための中期計画】
①　暗記力ではなく思考力をもつ人間を選抜するため、独自の思考力試験を行い、この成果を点検しながら、改善を継続していく。
②　ソフトウェア分野に強い意欲と優れた実行力を持つ人間を選抜するため、多様な入試方式をさらに充実させていく。
③　県内の人材育成のため、県下の高校からの推薦入試を維持する一方、他県からも優れた人間を受け入れるため、全国推薦の枠を新設する。

（１）学部の理念と入学者受け入れ方針

ア　現状

大学・学部等の理念・目的・教育目標を基にしながら学部のアドミッション・ポリシーを作成している。深い知性と豊かな感性を備え、高度な専門知識を身につけた自律的な人材の育成という教育目標に基づいて、入学者選抜についての基本的な方針は、単に全教科の平均点のよい学生を選抜するのではなく、できる限り個性、特技、熱意など多様な学生の資質に着目した選抜方法を実施することとしている。この選抜方針に沿って、暗記型の知識を問うのではなく、より思考力、判断力、構成（表現）力などを見る独自の総合思考力試験（一般選抜）、面接（特別選抜）、面談によるＡＯ入試など、多面的な選抜方法を実施している。受け入れた学生が，実学実践の理念に合わせた演習・少人数ゼミ実施のカリキュラムで、自分の個性や特技をさらに伸ばすことができ、異なる個性に触れてお互いを高めていける。

受け入れ方針の適切性は、卒業生や就職した企業からの意見聴取、学生の学会発表等の調査などにより系統的に検証している。

イ　点検・評価

現行の選抜制度のもとで入学した学生の中には、在学中に学会発表を行うなど活躍している者もおり、望ましい成果が得られている。その一方で、入学者の中には、基礎学力不足等の理由による留年や、不本意入学等の理由から退学する者も少なからず存在する。

ウ　改善の方策

入試改善プロジェクトにおいて選抜制度の検討を行い、その結果として、基礎学力を適切に評価できる入試制度を平成２１年度より実施する。

（２）入学者選抜の仕組み

ア　現状

入学者選抜試験実施体制については、十分な人員等を配置して受験生に公正な環境を提供している。しかし、教員側の負荷も大きい。下表は、本学部における入学者選抜の実施体制を示す。

【本学部における入学者選抜の実施体制（平成 19 年度入試）】　（単位：人）

区　分	書類評価	面接評価	試験監督	面接誘導	本部業務	採点	受験者数
編入学選抜	3		2	3	14	3	20
推薦入学等	18		8	12	15	4	86
一般選抜前期日程等	12	18	17	12	18	19	260

※実施体制の人数は兼務を個別に数えているため、合計が全教員数を超える場合がある。

合否判定基準は、募集要項において公表している。また、選抜要項には、合格者の学力試験の最高点・最低点・平均点、総合判定資料のＡ判定・Ｂ判定の人数をそれぞれ掲載している。

入学選抜とその結果の公正性・妥当性確保の仕組みとしては、志望動機や熱意といった客観的に評価することが一般に難しいとされる評価項目について、複数面接官の導入や評価調整会議の実施により、公平性や妥当性を保証している。

イ　点検・評価

入学者選抜試験実施体制については、教員負荷の平準化を図りながら、優秀な学生を確保できるような体制の確立が望まれる。

合否判定基準に関連した公開情報は、入試説明会や入試相談等において、選抜基準を説明する際に選抜要項や募集要項の記載内容が役に立っている。

入学選抜とその結果の公正性・妥当性確保の仕組みとしては、複数面接官の導入や評価調整会議の継続的な点検・改善が重要である。

ウ　改善の方策

入学者選抜試験実施体制については、全国推薦枠の導入および、教員入試割当表導入による負荷平準化によって、早期に優秀な学生を集めるという点で効果をあげており、また教員負荷も以前に較べて平準化されつつある。しかしながら、今後さらに、面接業務の効果的な実施等、改善の余地がある。

合否判定基準等については今後も募集要項等に記載するとともに、入試説明会や入試相談等において説明をしていく。

また、入学選抜とその結果の公正性・妥当性確保の仕組みについては、入試実施後の実

施アンケートを全教員に対して行い、そこで抽出された改善案を次年度の入試実施に可能な部分から導入する。

（３）入学者選抜方法の検証

ア　現状

入試問題を事前に検証するために、入試検討委員会が作成した原案を委員会以外の教員(全学の覆面教員）が校正する仕組みを導入している。

また、入学者選抜方法については、学内外関係者などから意見聴取を行うために、高校との意見交換会、入試説明会、高校訪問及び新入生アンケートを実施し、それらをもとに選抜方法の改善をはかっている。

さらに、各入試年度の面接と書類評価の結果や入試問題の解答結果を分析することにより、選抜方法の改善をはかっている。

イ　点検・評価

入試問題の事前検証、入試制度に関する意見聴取や入試の結果の分析により、入学者選抜方法の検証が有効に機能していると評価できる。

ウ　改善の方策

上記の仕組みを今後とも継続して定着させる。

（４）定員管理と退学者、編入学生の状況

ア　現状

（ア）定員管理

本学部の学生定員は６６０名であり、在籍学生数は下表１の通りである（総人数：７１０名）。また、編入学者数を含む入学者数は表２に示す通りであり、定員１７０名＋若干名に対して入学者数は１６９名である。本学部の学生定員６６０名に対して在籍学生数は５０名程度超過している。

【表１　在籍学生数】

（平成 19 年 7 月 18 日現在）（単位：人）

学年	学生数
１年	162
２年	187
３年	183
４年	178
合計	710

【表２　平成 19 年度（編）入学者数】（単位：人）

学年	学生数
１年次入学	160
３年次編入	9
合計	169

（イ）退学者・編入学生

平成１６年度から平成１８年度の退学者数の平均は約３４名である。退学理由で最も多いのは「一身上の都合」であり、その他は、進路変更や経済的理由である。これらの状況を踏まえて、退学許可申請時に学生が所属する講座長より所見を教授会に提出する仕組みを構築し、所見を基にした退学要因分析を実施した。また、範囲を休学まで広げて休学や退学にいたる状態遷移のフロー図を作成している。本フローに基づき、休退学の原因の根源の一つであると考えられる学業成績の不振に対応するために、学生の単位の修得状況を保証人に送付している。

これによる効果は、今後の休退学者の所見に基づく休退学理由の解析により、学業成績不振を理由とした学生数の推移により検証していく。また，単位修得状況を送付する際に保証人にアンケートを送付しており、その結果から本事業が有効に機能しているかを検証している。

編入学生については、第１期生が第３学年となった年である平成１２年度より３年次編入学生の受け入れを開始しており、その状況は下表のとおりである。以来平成１７年度までに編入した学生５７名中、８名が中途退学し、３名が卒業までに３年以上要している。

【編入学者数と退学者、留年者数】　（単位：人）

編入学年度（平成）	12	13	14	15	16	17
入学者数	9	11	8	8	11	10
中途退学者数	2	1	0	2	1	2
卒業までに３年以上要した者の数	0	0	0	3	(2)*1	0

(*1)：３年以上在学中の者が２名いる。

イ　点検・評価

（ア）定員管理

学生収容定員と在籍学生数、及び編入学者数と入学者数の比率はともに妥当な範囲内であると判断される。また、定員超過も著しいとはいえない。

（イ）退学者・編入学生

講座長の所見の提出を導入したことにより、退学理由を「一身上の都合」としたものが半数以下となり、退学理由の把握が容易になった。また、所見に基づく原因分析をもとに学生が休退学に至る典型的事例のフローを作成した。このフローにより、学業成績不振を事由とする者への対応として、保証人への単位修得状況の通知を開始した。この保証人への単位修得状況の通知に伴い実施したアンケートでは、９３通の回答の内、８９件に関しては、成績送付が肯定的に受け止められている。また、一部学生においては、本成績送付後不登校が改善された事例も存在する。

課題としては、退学理由の状況は所見の活用により十分把握できるようになったが、これらのうちで非建設的理由による退学者をなくすための方策の検討を、単位修得状況の通

知による効果の検証を踏まえ実施していく必要がある。

編入学生の状況については、教務委員会が、継続して編入学生の支援体制の整備と履修状況の調査を行っている。

ウ　改善の方策

（ア）定員管理

以上の結果から、特に対応を必要とする状況ではないが、今後も妥当な範囲を維持できるよう定員管理に努める。

（イ）退学者・編入学生

退学者に関しては、学生委員会が、退学要因分析の継続と、単位修得状況を保証人に通知する事業の改善を行うことで、退学者の数を減少させることを検討する。

編入学生の状況については、編入学生の支援体制に関する企画や履修状況の調査を企画する。その上で調査結果により問題が判明するようであれば、編入年度、カリキュラム、既修得単位認定方式、編入学アドミッションポリシー及び編入学生のサポート体制等を見直す。

Ⅴ　総合政策学部

【全学の目標を達成するための中期計画】
①　バランスのとれた基礎的知識と地域の実情に即した制作課題に取り組む能力と意欲を持つ学生を選抜する。そのため、大学入試センター試験利用の見直しを行う。
②　前期日程で課している「総合問題」のあり方を、学部の特質と高大連携の観点から検討し、より適切な問題の作成に努める。

（１）学部の理念と入学者受け入れ方針

ア　現状

総合的･学際的アプローチ、グローカル（グローバル＆ローカル）な視点、実学実践という理念を掲げている本学部では、アドミッション・ポリシーにおいて、様々な領域に自ら取り組むべき問題を発見し、そのメカニズムを理解し、解決に向けて試行することができる人材育成を目指しており、そのため、①枠にとらわれない／型にはまらない、②能力と関心の多様性、③現実問題への関心、という資質を備えている人の入学を期待している。

以上のアドミッション・ポリシーに従い、入学者の個性や資質、意欲等多様な潜在能力に配慮しながら、理解力、表現力、思考力と、論理性などを判定するため、以下のような多様な選抜方法を採用している。まず、一般選抜の個別学力検査においては、前期日程（４５名募集）が総合問題を採用する。この総合問題は、現代の社会がかかえる諸問題について論じた英文、和文及びそれらにかかわる資料･図表を提示し、それらの読解を通して、本学部において学ぶのに必要な問題発見力、分析能力、問題解決能力及び表現力を判定する。本試験は本学部の特性を入学試験において最もよく表す試験である。

他方、一般選抜後期日程（２０名募集）および推薦入試（２５名募集）においては小論文および面接による試験を行う。小論文においては、課題文を提示し設問にそった論述を行うという形式をとり、課題の分析能力、および自分の主張を筋道立てて分かりやすく述べる文章表現力・論理的表現力を判定する。また、面接においては、志望理由書や調査書といった書類を参考に質問し、志望意欲や応答をもとに表現力を評価する。

さらに、編入学試験（１０名）においては、英語を含む小論文試験および面接を行い、総合問題に近い方式の小論文により問題発見力等の能力を、面接の質疑応答により意欲等を判定する。

ところで、アドミッション・ポリシーにおいて示されている人材育成を実現するため、総合政策学部のカリキュラムには、主として専任教員による以下の主要科目が含まれている。

・　暮らしにかかわる諸問題理解するために必要とされる基礎的知識を学ぶ、総合政策入門、政治学、法学、経済学、環境科学概論、社会学などの専門基礎科目（必修）

・　問題の実態を明らかにし、政策立案や政策評価、管理運営などに必要な知識と能力を養う、地方自治論、経営学、環境政策論、生態学基礎、地域社会論、社会調査法などの基幹科目（選択）
・　調査･分析･計画･評価に必要な技法を身につける、基礎数理、統計学、空間情報解析論、多変量解析などの情報数理科目（必修及び選択）

これらの科目を学修する上で必要な「資料分析力」「問題解決能力」は、一般選抜前期においては「総合問題」一般選抜後期、推薦試験および編入学試験においては「小論文」により、また様々な分野への関心の高さ勉学意欲等は「面接」によって測られ、それらの高い者が選抜される仕組みとなっている。

イ　点検・評価

本学部においても、本学及び本学部のアドミッション・ポリシーに従って多様で多面的選抜方法を採用し、上述のようにカリキュラム修得に必要な能力を判定するために独自の個別学力試験を工夫しているが、前述の志願者倍率および少なくとも過去３年間は１年次退学者がいないという点から（大学基礎データ表１７参照）、現在は本学部が求める学生の選抜という点において現行の選抜方針は適正に機能している。ただし、今後本学部において見込まれるカリキュラムの改正とアドミッション・ポリシーとの関係、および入学者が３年次以降選択する行政・経営コースおよび環境・地域コースにとって必要とされる基礎学力の確保が課題となってくる可能性がある。

ウ　改善の方策

学部内でのカリキュラム改正の動向を把握し、担当委員会との情報交換を密にしてアドミッション・ポリシーを明確にすることと、一般選抜においてはセンター試験科目の検討および推薦等特別選抜においては調査書等出願書類の活用や小論文試験内容を検討する。

（２）入学者選抜の仕組み

ア　現状

本学部における入学者選抜試験は、入試ごとに、学部長を本部長とし、入試委員会、出題・採点委員会、面接員、試験監督員および面接誘導員からなる入試本部を設置し、これにより各入試が実施・運営されている。

以上の体制で実施される本学部個別学力検査に関して、学生募集要項に「岩手県立大学の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）」が添付されており、その中に本学部の採用する入試方法を簡潔に示し、入試問題の傾向と対策として総合問題および小論文といった試験のねらいや対象を示し、志願者にどのような勉強をすべきか示している。

また、本学部が独自に行う一般選抜の個別学力検査、推薦・社会人等の特別選抜および

編入学試験に関しては、内部的には、総合問題および小論文の筆記試験問題は、出題委員会が入試委員会において定められた入試問題作成要領に従い作成される。こうして作成された問題は、学部入試委員会さらに全学委員会において数度にわたり問題の適切性をチェックされる。さらに、対外的には、当該年度の「総合問題」「小論文」については、出題意図と解答例を公表し透明性の確保を図っている。加えて、例年行われる「岩手県立大学の入試に係る高校側との意見交換会」における総合政策学部分科会での高校側の意見も参考にして出題するようにして、公正性・妥当性を図っている。面接に関しても、事前に策定されている面接要領・基準に従い、複数の面接員による面接を行い、面接員および面接グループによる偏りが出ない体制で行っている。

入学者選抜の結果は、入試判定小会議において採点結果に基づき合否判定案を作成し、当該合否判定案を教授会で審議し決定している。

イ　点検・評価

本学部における入学者選抜の体制、出題方法および実施方法は大きなミスもなく適切に行われており、公正性・妥当性および透明性が確保されていると考えられる。ただし、面接に関しては、特に平成１９年度一般選抜後期日程において受験生が大幅に増加したため、面接員の人数を変更せざるをえなかった点、また、受験生の待機時間が長くなるといった点が改善を要することとなった。

ウ　改善の方策

基本的にはこれまでの体制・方法を維持して公正・妥当な入学者選抜を行うことが肝要であるが、面接に関しては、受験者数に応じた面接体制をとれるよう、面接グループの人数構成およびそれに応じた採点・評価基準の適正化を図る。

（３）入学者選抜方法の検証

ア　現状

本学部において独自に作成する、一般選抜前期日程の総合問題並びに一般選抜後期日程、推薦等特別選抜および編入試験の小論文については、事前に学部入試委員会および全学委員会による問題チェックが行われ、事後的には、出題・採点委員会による採点結果をもとに、採点委員会及び入試判定小委員会において、出題意図が解答に反映されているか、得点分布が妥当であるかどうか等を検証している。

さらに、本学部の入試問題については、「岩手県立大学の入試に係る高校側との意見交換会・総合政策学部分科会」において入試委員会が県内高等学校進路指導教員と入学者選抜方法について意見交換を行って、選抜方法とその結果の妥当性を確保するようにしている。

イ　点検・評価

入学者選抜方法の検証については、現在でも十分学部内的・学外的に適正に行われているが、なおいっそう精度の高い分析・検証をするために、恒常的に資料を作成・分析する必要があろう。

ウ　改善の方策

入試結果に関する様々なデータを全学的に作成・分析するだけでなく、学部独自で、特に入試委員会においてデータを検証する体制を強化する。

（４）定員管理と退学者

ア　現状

（ア）定員管理

平成１９年５月１日現在、本学部の収容定員に対する在籍学生総数の比率は、以下のとおりで、１．０６である。（大学基礎データ表１４参照）

【収容定員に対する在籍学生数比率】

入学定員	編入学定員	収容定員（A）	在籍学生総数（B）	編入学生数（内数）	B／A
100	10	420	447	15	1.06

また、過去５年間における入学定員に対する入学者数の比率は下表のとおりである（基礎データ 表１３より作成）。

【入学定員に対する入学者数比率】

区　分	入学定員	編入学定員	入学定員合計（A）	入学者数	編入学者数	入学者総数（B）	B/A
Ｈ１５年度	100	10	110	104	9	113	1.03
Ｈ１６年度	100	10	110	106	8	114	1.04
Ｈ１７年度	100	10	110	106	8	114	1.04
Ｈ１８年度	100	10	110	105	7	112	1.02
Ｈ１９年度	100	10	110	101	6	107	0.97
平　均	1.02						

以上のように、平成１９年度の本学部の収容定員に対する在学生の比率は１．０６であり、この５年間における入学定員に対する入学者の比率は安定して推移しておりその平均は１．０２である。また、平成１９年度における留年者数は、第１年次０人、第２年次７人、第３年次５人、第４年次１５人の計２７人であり、在籍学生総数の約６％である。（大学基礎データ表１４参照）

（イ）退学者

本学部における退学者の状況は、平成１６年度４人、平成１７年度６人、平成１８年度９人と推移している。退学理由は、ほとんどが「一身上の都合」であるが、実質的には、経済的理由、健康上の理由、他大学の再受験や編入学等の進路変更さらに修学意欲の喪失など様々である。

以上の退学者の退学理由を把握するにあたって本学部では、各学年において必修である演習科目の担当教員が、担任として退学を希望する学生の意思を確認し、学生本人および保証人が連署捺印した退学願を、担任の確認印を押したうえで提出させることで、実質的な理由を把握するよう努めている。さらに、演習科目の単位を修得したうえで留年した場合は、演習担当の教員がいないため学生委員が担任となることとして、留年学生であっても休・退学等学籍に異動がある場合に細やかな相談をして意思決定できる体制をとっている。

イ　点検・評価

（ア）定員管理

本学部における現在の定員充足率は、大幅な超過や定員割れといった状況はなく安定している。また、留年学生の割合も１割にも満たないことからも、適切な定員管理が行われていると考えて良い。ただし、編入学者数が例年定員を下回っている。これは合格者数に対して入学者数が少ないことから明らかなように、入学手続をとらない入学辞退者が例年数名いることが大きな要因であり、合格者の決定手続において改善の必要があると思われる。

（イ）退学者

本学部では、毎週演習を担当する教員が担任となることで、普段から学生とのコミュニケーションを密にとることが可能である。そのため、退学や休学する場合、学生の意思を的確に把握することができている。また、教授会において、学籍異動、特に退学は学生の身分喪失にかかわるため慎重な審議がなされ、通常学生委員会から報告され審議に付されるが、必要に応じて担任より退学理由および経過の説明がなされ、適正な手続がとられている。ただし、退学者が漸増傾向にあることは、今後検討の余地がある。

ウ　改善の方策

（ア）定員管理

定員管理に関し問題のある編入学試験においても、志願者は過去５年の平均で１．８２倍であることから（大学基礎データ 表１３より算出）、入試委員会等において過去のデータを分析した上で適正な合格者数を決定するように努める。

（イ）退学者

退学者の実質的な理由を分析して、その理由ごとの対策を整備するため、まず学生委員会等を中心とした体制を構築する。

第２　大学院研究科

【全学の目標を達成するための中期計画】
　大学院については、高度な専門性の修得に対する強い意欲と研究的視点を持った人材の確保を目指し、社会人選抜等にも配慮しながら、多様な入試制度を実施する。
（以下、各研究科とも同じである。）

Ⅰ　全学

（１）学生募集方法および入学者選抜方法

ア　現状

（ア）学生募集方法

　大学院の学生募集については、大学ホームページに掲載するとともに、県内外の主な大学に資料（募集要項・研究科パンフレット）を配布している。また、募集要項作成時には、各報道機関（県教育記者クラブ）に資料を提供し周知を依頼している。

　毎年７月初旬に開催している大学説明会に併せて大学院の入試相談会を実施している。（平成１９年７月開催時相談者数４名）

　入学者選抜試験は、各研究科とも９月の１次募集、２月の２次募集を実施している。さらに、ソフトウェア情報学部においては、７月に学業成績や業績が優れている者、高度な資格を有する者などを対象とした特別推薦選抜を実施するとともに、７月、２月には、外国人を対象として１０月入学の試験を実施している。

（イ）入学者選抜方法

　入学者選抜（平成２０年度）の方法は次のとおりである。

【大学院入学者選抜の方法】

研究科		選抜方法			
		一般	社会人	外国人留学生	推薦
看護学	前期	1 専門科目 2 英語 3 面接 4 出願書類 1、2、3 の結果及び 4 を総合して判定	1 専門科目 2 小論文 3 面接 4 出願書類 1、2、3 の結果及び 4 を総合して判定	1 専門科目 2 英語 3 面接 4 出願書類 1、2、3 の結果及び 4 を総合して判定	―

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">研究科</th><th colspan="4">選抜方法</th></tr>
<tr><th>一般</th><th>社会人</th><th>外国人留学生</th><th>推薦</th></tr>
<tr><td rowspan="1">看護学（つづき）</td><td>後期</td><td>1 英語
2 専門科目
3 面接
1、2、3 の結果等総合して判定</td><td>—</td><td>1 小論文（英語を含む）
2 専門科目
3 面接
1、2、3 の結果等総合して判定</td><td>—</td></tr>
<tr><td rowspan="2">社会福祉学</td><td>前期</td><td>1 専門科目
2 英語
3 面接
4 出願書類
1、2、3 の結果及び 4 を総合して判定</td><td>1 専門科目
2 面接
3 出願書類
1、2 の結果及び 3 を総合して判定</td><td>—</td><td>—</td></tr>
<tr><td>後期</td><td colspan="4">1 面接
2 修士論文とその要旨、あるいは修士論文に準じる業績を示すもの
3 出願書類
1 の結果及び 2，3 を総合して判定</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ソフトウェア情報学</td><td>前期</td><td>1 筆記試験（専門科目・小論文）
2 面接
3 出願書類
1、2 の結果及び 3 を総合して判定</td><td>1 面接
2 出願書類
1 の結果及び 2 を総合して判定</td><td>1 面接
2 出願書類
1 の結果及び 2 を総合して判定</td><td>1 面接
2 出願書類
1 の結果及び 2 を総合して判定</td></tr>
<tr><td>後期</td><td colspan="3">1 面接
2 出願書類
1 の結果及び 2 を総合して判定</td><td>—</td></tr>
<tr><td>総合政策</td><td>前期</td><td>1 専門科目
2 英語
3 面接
4 出願書類
1、2、3 の結果及び 4 を総合して判定</td><td>1 面接
2 出願書類
1 の結果及び 2 を総合して判定</td><td>1 専門科目
2 面接
3 出願書類
1、2 の結果及び 3 を総合して判定</td><td>—</td></tr>
</table>

研究科		選抜方法			
		一般	社会人	外国人留学生	推薦
総合政策（つづき）	後期	1 面接（修士論文あるいは修士論文に準じる業績の発表を含む） 2 修士論文とその要旨、あるいは修士論文に準じる業績を示すもの 3 出願書類 1の結果及び2，3を総合して判定			―

イ　点検・評価

平成１９年度の大学院志願倍率は、社会福祉学部（前期課程）を除き１．０倍を下回り、全体としても０．７倍と、平成１２年度の大学院開設以来始めて１．０倍を下回っている。

志願者の適正な水準を確保するためには、各研究科の志願区分に応じた個別具体的対策を講じる必要がある。

ウ　改善の方策

学部の広報に比べ、大学院の広報は内容的に乏しいものとなっていることから、各研究科での研究内容や特徴などについてより積極的にＰＲする。

また、近年社会人の大学院進学志向が高まってきていることから、特に社会人への周知方法や説明会の開催などについて検討を行う。

（２）門戸開放

ア　現状

各研究科とも出願資格において、他大学・大学院並びに外国の大学・大学院の学生の受入れを制限してはいない。現状（平成１９年度選抜）においても、志願者のうち他大学・大学院並びに外国の大学・大学院の学生の占める割合が前期課程６９％、後期課程５０％となっている。なお、本学は、学内推薦制度を採用していない。

イ　点検・評価

毎年、一定程度の学外進学者を適切に受け入れており、現状の割合からいっても妥当な人数を受け入れている。

ウ　改善の方策

本学大学院の特色ある研究活動について広報活動を強め、他大学卒業者と社会人に対していっそう門戸開放について周知する。また、他大学にＰＲに出向くなどの努力も今後必

要である。

（３）科目等履修生および研究生

ア　現状

科目等履修生及び研究生について、学部と同様に前期・後期ごとに学生の受入れを行っている。岩手県立大学科目等履修生規程、岩手県立大学研究生規程に基づき、入学資格はいずれも大学卒業程度としており、その募集は学部と同様に毎年度２月と７月に開講科目を公開のうえ出願期間を設け、各研究科において選考する方法としている。また、研究生については指導教員の承諾があれば随時入学を認めることができる。

大学院の研究生制度については、正規生として入学を目指す者の準備教育的な受け皿となる側面もあり、近年は特にソフトウェア情報学研究科において外国人留学生の出願が目立っている。また、総合政策研究科においてはアイーナキャンパスで開講する公共政策特別コースへの科目等履修生として公務員、会社員、団体職員等の職業を持つ社会人を受け入れている。

平成１９年度前期受入れ人数は、科目等履修生５人（総合政策研究科）、研究生１０人（社会福祉学研究科２人、ソフトウェア情報学研究科７人、総合政策研究科１人）（うち外国人留学生８人）となっている。

イ　点検・評価

募集要項については、平成１８年度から年間募集スケジュールとあわせて常時ホームページに掲載しており、受講希望者が出願の計画を立てやすいよう配慮している。また、同ホームページからは出願書類の様式についてもダウンロードすることができ、適切かつ妥当な方法により受入れが行われている。（大学ホームページ「科目等履修生、聴講生、研究生募集案内」参照）

ウ　改善の方策

特に改善を要する点は見当たらない。（科目等履修生及び研究生が、大学院を受験するよう働きかけを行う。）

（４）定員管理

ア　現状

本学大学院では次表に示すとおり、社会福祉学研究科後期課程及びソフトウェア情報学研究科後期課程を除き定員を満たしていないのが現状である。

【在籍学生数と収容定員に対する比率】　　（ 19.5.1 現在 ）

研究科名	課程	収容定員（a）	在籍学生数（b）	比率(b/a)
看護学研究科	前期	30 名	22 名	73%
	後期	15 名	14 名	93%
社会福祉学研究科	前期	30 名	20 名	66%
	後期	9 名	9 名	100%
ソフトウェア情報学研究科	前期	80 名	63 名	78%
	後期	15 名	29 名	193%
総合政策研究科	前期	30 名	19 名	63%
	後期	15 名	10 名	66%

イ　点検・評価

独立法人化した国立大学の各大学院では一般に定員増を行っており、学生定員の確保のため学内外から大学院生を広く募集する動きが進んでいる。このような状況の中にあって、本学大学院が定数を充足するためには、本学学部生はもとより他大学学生にも各研究科の内容を周知させ、進学者を増やす努力が必要である。また、社会のニーズに沿ったカリキュラムであるか恒常的に点検する必要がある。また、修了後、いかなる進路があるかを提示する必要がある。

ウ　改善の方策

学生定数を確保するためには、募集広報を広く積極的に提供する、より魅力的なカリキュラムへの改正のほか、志願しやすい環境を整備する。具体的には、秋季（１０月）入学の実施・拡大、本学以外の会場での試験実施などが考えられることから、これら方策の実施を検討する。

Ⅱ　看護学研究科

（１）学生募集方法および入学者選抜方法

ア　現状

大学院研究科の学生募集は、全学を通じ、募集要項・パンフレットの配布やホームページを用いておこなっている。さらに大学全体の入学説明会において個別の相談に応じている他、募集要項に相談窓口を明記し、随時相談を行っている。

募集は第 1 次募集を主体とするが、第１次募集の結果において欠員があった場合、第２次募集を行っている。また、各募集において、各課程の受験資格の有無を認定する方法として、入学選抜試験に先駆けて、出願資格審査を行っている。

博士前期課程の募集人員は１５人で、一般選抜と社会人選抜および外国人留学生選抜の３つの選抜方法を設けている。医療・保健・福祉施設・教育機関などにおいて３年以上の専門的な実務経験を有する場合には社会人選抜での受験ができる。

博士後期過程の募集人員は５人で、一般選抜と外国人留学生選抜の２つの選抜方法を設けている。

選抜方法については、全学参照。

イ　点検・評価

本学の卒業生の進学は未だ少ない。県内の実践現場でのニーズは管理者および中間管理者に進学のニーズが高く、卒後６年目未満の卒業生の進学に至らない現状である。

ウ　改善の方策

受験者確保のため、平成２０年度の第１次試験日については、近県の看護系研究科の試験日を鑑みながら、変更を行った。また卒業生への進学を促進するために、同窓会を通しての周知や実践現場の管理者への働きかけを行なっていく。

さらに日ごろより、実践現場との協働の勉強会を開催することにより、大学との距離感を減少させ、修学意識の喚起を促進する。

（２）社会人の受入

ア　現状

看護学研究科（博士前期課程）においては、入学者のほぼ全てが社会人の状況が続いており（平成１９年度：入学者７名　うち社会人７名、平成１８年度：入学者９名　うち社会人８名、）、現在、在校生を含めた全学生数３９人中２９人（８０．６%）の学生が就業しながら学ぶ社会人である。

イ　点検・評価

社会人学生は学業と仕事との両立が難しく、最低履修年限での修了が難しい学生も見られている。このような社会人学生への配慮として、長期履修制度を平成１９年度入学生から導入し、平成１９年度は２名が活用している。この制度は、最終年次を除く学年次の年次終わりにおいて変更や新たな申請ができる。また、岩手県養護教諭については、１年間の研修派遣制度を活用し就学しているが、病院などの学生の多くは主任看護師候補や看護師長など臨床での主要な責務を担っている場合が多く、休職しての学業専念は困難な状況である。しかし、平成１９年４月から県看護職においては職務免除による就学の機会が制度として認められ、実践現場での理解と協力が得られてきている。今後、社会人学生における学習時間確保の必要性が増大してくることが見込まれる。

ウ　改善の方策

実践現場と教育現場の協働により、看護職を育成していくための連携は図られているが、本研究科における学生中に社会人学生の占める割合が高いという動向は今後も続くと考えられるため、社会人学生の学習環境の整備と指導方法を点検し、到達度を教員・学生とともに共有するようにする方策を整える。

（３）定員管理

ア　現状

定員に対する在籍学生数は、次の表のとおりである。

【定員充足状況の推移（各年度５月１日現在）】

区　　分		１６年度	１７年度	１８年度	１９年度
前期課程	収容定員（人）	30	30	30	30
	在籍学生数（人）	23	23	28	22
	定員充足率（%）	76.7	76.7	93.3	73.3
後期課程	収容定員（人）	5	10	15	15
	在籍学生数（人）	6	10	15	14
	定員充足率（%）	120.0	100.0	100.0	93.3

イ　点検・評価

定員充足率をみると、前期課程では、平成１６年度から１８年度の実績では増加傾向であるが、平成１８年度は９３．３％であった。後期課程では、平成１６年以降ほぼ充足に近い状況で推移しているが、減少傾向を示している。平成１８年度、１９年度の退学者は健康上の理由で各１名であった。

ウ　改善方策

学生の個別の修学環境を視野にいれながらの履修計画や履修方法など柔軟な対応をしていく。

Ⅲ　社会福祉学研究科

（１）学生募集方法および入学者選抜方法

ア　現状

社会福祉学研究科は、次のようなアドミッション・ポリシーを掲げ、養成する人材像を示して院生の募集・選抜を行っている。すなわち、博士前期課程では、社会福祉領域の構造的変化に対応した新たな福祉政策や社会福祉システムの開発、多問題化、複合化する個別福祉ニーズの理解と問題解決などに関わる深い人間科学および社会科学的識見と専門的知識・技術を有し、かつ他職種と連携しながら社会福祉現場をリードできる高度な専門的職業人の養成を目指している、というものである。また、質の高い福祉人材の地域社会への供給と職業人のリカレント教育を循環、結合することを通して理論的課題と福祉実践の統合教育を推し進め、福祉教育及び研究と現場実践との橋渡しの役割を果たすことのできる統合能力の形成を図ることを目指している。

博士後期課程では、「福祉コミュニティ」を「構築するための研究開発（Ｒ＆Ｄ）と、実践的根拠に基づく実践理論・技法（ＥＢＰＴ）の研究に中心をおく（「平成２０年度学生募集要項」）。

大学院生の募集方法および入学者選抜方法については、全学において説明したとおりである。

選抜の区分として、博士前期課程では一般、社会人の２区分を設定しているが、後期課程はそうした区分がない。また、いずれも２次募集まで設定しているが、２次募集は１次募集の結果によって行うこととしている。選抜方法は、前期課程一般では専門科目、英語、面接の結果と出願書類の総合判定、社会人では、試験科目、面接の結果と出願書類の総合判定により行う。専門科目は、共通問題と、３つの教育研究領域（系・コース）の中から受験者が志望する教育研究領域（系・コース）の問題を課すこととしている。

本研究科はリカレント教育に力を入れており，学部からの進学者だけでなく，地方公共団体や民間団体の職員を積極的に受け入れることとしており、試験科目においても一定の配慮をしているところである。

イ　点検・評価

以上の本研究科の募集・選抜方法は、社会人入学への一定の配慮をもち適切なものと考えている。しかし応募状況は次のとおりであり、前期課程への応募が減少傾向にある。これが募集・選抜方法に起因するものかどうか、検討が必要である。

また、社会人の入学は決して少なくないが，勤務先が積極的に関わって派遣のような形態で来る院生は少ないため、今後この分野への働きかけが必要になってくる。

【社会福祉学研究科入学者選抜結果及び修了者数】　　（各年度　単位：人・倍）

区　分	項目・年度	14	15	16	17	18	19
博士前期課程	募 集 定 員	15	15	15	15	15	15
	志 願 者 数	24	26	28	40	32	26
	受験者数（A）	22	26	26	40	29	26
	合格者数（B）	19	16	13	16	10	12
	実質倍率（A/B）	1.2	1.6	2.0	2.5	2.9	2.2
	入 学 者 数	18	14	10	13	8	11
	一　般	11	10	7	10	8	9
	社会人	7	4	3	3	0	2
	修 了 者 数		16	13	12	12	
博士後期課程	募 集 定 員			3	3	3	3
	志 願 者 数			5	7	9	0
	受験者数（A）			5	7	8	0
	合格者数（B）			4	4	3	0
	実質倍率（A/B）			1.3	1.8	2.7	
	入 学 者 数			4	4	3	0
	修 了 者 数					1	

注）①博士前期課程は平成 14 年度、後期課程は 16 年度開設である。
　　②　値は、二次試験を含む合計数である。

ウ　改善の方策

特に、前期課程の応募者の減少要因を分析して、選抜方法等に関係する場合は、学内基準等の改善方策を検討する。また、派遣の形態でのリカレント学生を増やすため、想定される派遣先である県や社会福祉団体等に働きかけを行う。

（２）定員管理

ア　現状

博士前期課程における収容定員に対する在籍者数の比率は，初年度は１０７％であったが，次第に低下して、現在６７％となっている。

博士後期課程では、初年度は１３３％であったが、その後一旦低下し、また上昇して現在は１００％となっている。（基礎データ　表１８）

イ　点検・評価

博士前期課程では、臨床心理士の養成課程である臨床心理系の受験者は多いため定員確

保ができているが、福祉政策・福祉臨床系の受験者が極端に少ないことが課題である。

一方、博士後期課程では、19 年度は入学者がなく今後入学者の増加のための対策が必要である。

ウ　改善の方策

本学学部からの進学者が全体に少ないので、前期課程では学部での進学指導を強めるほか、学内推薦制度についても検討する。後期課程では、外部からの受験生確保のための方策を中心に検討する。

Ⅳ　ソフトウェア情報学研究科

（１）学生募集方法および入学者選抜方法

ア　現状

ソフトウェア情報学研究科のアドミッション・ポリシーとして、現実社会の中からソフトウェア情報学の観点で、問題を発見する能力を身につけるとともに、その問題を実際に解決するという実践能力を身につける人材の養成を目指している。そのために、入学試験においては、

① 情熱をもって、コンピュータやソフトウェアのテクノロジーを追い求められる

② 自ら社会や現場において問題発見、問題解決を行える

③ コミュニケーション能力を有し、国際的視野で地域の発展に寄与することに興味をもつ

という資質のある人を選抜していく。さらに、世界から優秀な学生を集めるため、外国人留学生を広く募集する。

したがって、全学実施の博士前期、後期課程の第１次募集、第２次募集以外に、ソフトウェア情報学研究科は博士前期課程の特別推薦選抜も行う。それぞれの募集方法、選抜方法は本年度の大学院入試説明会やＷｅｂなどで公開される。

イ　点検・評価

いままでの実施体系で、ソフトウェア情報学研究科のアドミッション・ポリシーにあわせる多様な人材を確かに確保してきた。ソフトウェア情報学研究科の入試実績は下表の通りである。しかし、少子化の進行と伴って、最近では定員割れが現状になっている。それを解決する対策を出す必要がある。

【ソフトウェア情報学研究科入試実績】　　（単位：人）

	出願区分	12年度			13年度			14年度			15年度		
		受験者数	合格者数	手続者数	受験者数	合格者数	手続者数	受験者数	合格者数	手続者数	受験者数	合格者数	手続者数
前期	一般	9	7	内訳不明	8	8	8	27	23	内訳不明	13	10	10
	推薦							6	6		12	11	11
	社会人	12	12		8	7	7	4	4		1	1	1
	外国人留学生	1	1		1	1	1	3	2		1	1	1
	特別推薦選抜												
	計	22	20	18	17	16	16	40	35	33	27	23	23
後期	一般	3	2	2	3	3	3	2	2	2	4	4	4
	社会人	12	12	12	6	6	6	3	3	3			
	外国人留学生										1	1	1
	計	15	14	14	9	9	9	5	5	5	5	5	5
合計		37	34	32	26	25	25	45	40	38	32	28	28

	出願区分	16年度			17年度			18年度			19年度		
		受験者数	合格者数	手続者数	受験者数	合格者数	手続者数	受験者数	合格者数	手続者数	受験者数	合格者数	手続者数
前期	一般	15	13	12	16	13	13	12	12	11	8	8	8
	推薦	22	22	22	14	14	14	14	14	13	3	3	3
	社会人	1	1	1				1	1	1	0	0	0
	外国人留学生	2	2	2				2	2	2	7	3	2
	特別推薦選抜							13	12	12	8	8	7
	計	40	38	37	30	27	27	42	41	39	26	22	20
後期	一般	3	3	2	8	8	8	6	6	6	2	2	2
	社会人	2	2	2	4	4	4	1	1	1	0	0	0
	外国人留学生	1	0	0	1	0	0	2	1	1	0	0	0
	計	6	5	4	13	12	12	9	8	8	2	2	2
合計		46	43	41	43	39	39	51	49	47	28	24	22

※10月入学は外国人留学生に含む

ウ　改善の方策

定員割れを解決するために、院入試委員会は日本人向けの１０月入学、海外で試験会場の設置など対策を検討している。ほかに、入試説明会の対象の拡大も考えている。

（２）社会人および外国人留学生の受入

ア　現状

（ア）社会人の受入

社会人を対象とした選抜区分を設けており、社会人経験を考慮した選抜を行っている（ソフトウェア情報学研究科入試実績参照）。また、全学的に平成１９年から長期履修制度を導入し、社会人の修学環境の向上をはかっている。

（イ）外国人留学生の受入

外国人留学生の受け入れに関しては、特別推薦選抜、一次募集の外国人留学生枠、二次募集の外国人留学生枠に加え、二次募集、特別推薦選抜に併設実施されている１０月入学でも募集しており、積極的に受け入れを行っている（ソフトウェア情報学研究科入試実績参照）。

また、受験に際しては、留学生の本国地での大学教育、大学院教育の内容・質の認定の上に立った受験資格認定を行っている。

イ 点検･評価

（ア）社会人の受入

平成１３～１８年度まで、社会人を対象とした選抜区分から毎年合格者を出しており、社会人学生の受入れを適切に行っている（ソフトウェア情報学研究科入試実績参照）。社会人の多様なニーズに応えるために、柔軟な社会人の受入体制の確立が望まれる。

（イ）留学生の受入

外国人留学生に関しては、５種類もの受験枠を用意しており、適切に受け入れを行っている。しかし、受験会場に関しては、現在、本学でしか実施しておらず、海外会場の設置などが検討課題としてあがっている。

また、留学生の本国地での大学教育、大学院教育の内容・質の認定の上に立った受験資格認定に関しては、現行、アドホックに行われており、利用したデータのデータベース化による再利用が検討課題としてあがっている。

ウ　改善の方策

（ア）社会人の受入

社会的な要請を踏まえ、時間的に制約のある社会人学生の受入れ体制を整えるため、受験資格、入学時期、評価項目等について定期的に改定案を策定する。教員、社会人学生およびその予備群等に対し意識調査等によりニーズを発掘し、改訂案に反映させる。入試幹事会・研究科教授会・入試連絡調整会議等に諮り、改訂版への意見を集約し、その結果を次年度以降の募集要項に反映させる。

（イ）留学生の受入

受験枠に関しては、現行の多種類の受験枠を維持する。受験会場に関しては、現在のところ、大連での海外会場実現を検討している。受験資格認定については、データベース化を推進する。

（３）定員管理

ア　現状

過去２年の在籍学生比率は、平成１８年度入試が０．９８（３９／４０)、平成１９年度入試が０．５（２０／４０）と定員が充足できていない。また、社会人入学が平成１８年度１人、平成１９年度０人と実績がほとんどない現状である。

現在、１年間に特別推薦選抜、前期、後期の３回の入試を行っており、複数の入試区分をもうけることで、収容定員（特に博士前期課程定員４０名）に対する適切な在籍学生数を確保するよう努めている。また、本研究科への留学を希望する学生に対しても、留学生のための入試区分を設けている。

イ　点検・評価

選抜方法を中心とした収容定員の確保・維持の方法が、社会的ニーズに即応して適切に行えているかを点検する必要がある。したがって、社会的ニーズを調査し、収容定員数を確保・維持するための方策を立案する。また、社会人・留学希望者等についてニーズの掘り起こしの方策を検討する必要がある。

ウ　改善の方策

在学生、卒業生、周辺企業等への意識調査を実施し、その結果を用い、今後数年間のニーズの動向をまとめる。この意識調査の結果より、収容定員に対して大幅なずれが長期にわたり生じるおそれがある場合、対策案の立案に着手する。

Ⅴ　総合政策研究科

（１）学生募集方法および入学者選抜方法

ア　現状

大学院の学生募集は、基本的には、大学案内やホームページによる他、各研究科のパンフレットを他大学等の関係機関に配付するという全学的方法に依っている。さらに、平成１８年４月より本研究科博士前期課程においてあらたに「公共政策特別コース」を創設し、独自のパンフレットを作成し、県内自治体等に配付している。

本研究科入学者選抜方法等は全学で記述したとおりである。前期課程における一般選抜の専門試験は、６つの研究教育分野のうちから受験者が志望する研究教育分野の問題を課すこととしている。

なお、本研究科の専門領域が多岐にわたることから、前期課程および後期課程ともに、出願予定者は入学後の研究計画と研究教育・分野および指導予定教員との不適合を避けるため、事前相談を行うことが望ましいとして、事前相談制度を設け出願予定者の便宜を図っている。

イ　点検・評価

近年、本研究科入学志願者が減少していることに鑑みると、本研究科の広報と募集方法の周知をより広範に行う必要がある。

入学者選抜方法について、まず、事前相談により志願者とのミスマッチを防ぎ、適切な専門領域・指導教員を選択できるようにしている点は、入学後の研究にとってもきわめて有効に機能している。次に、選抜方法については、前期一般入試および外国人留学生試験においては、学力を適正に判断するとともに、社会人においては面接を重視して社会人としての知識・経験および能力が入学後の研究にとって十分であるかを慎重に判断しており、適切に機能している。さらに、後期課程においても、面接を中心に入学試験が行われるが、面接においては修士論文又はそれに準じる業績の発表を含み、４～５名の教員により志願者の能力判定を慎重に行っており、現在のところ問題なく運営されている。

ウ　改善の方策

今後は、より広報活動に努め学生の確保に向けた積極的取組を行うことが求められるため、とくに本研究科の社会的要請として社会人教育が想定されるため、自治体や企業への広報活動を行う。

（２）門戸開放、社会人および留学生の受入

ア　現状

本総合政策研究科は、前期課程及び後期課程ともに、学内推薦等学内者と学外者とを分けて取り扱う制度を採用していないことから、制度的に広く学外者に向けて門戸を開放している。本研究科は、入学試験における出願資格を、前期・後期ともに一般・社会人・外国人留学生の三つに区分して募集している。本研究科における選抜区分ごとの入学者の内訳は下記の表のとおりである。

【総合政策研究科入学者の状況】

区　分	博 士 前 期 課 程			博 士 後 期 課 程		
	一般（学内・学外）	社会人	外国人	一般（学内・学外）	社会人	外国人
15 年度	6（4・2）	4	2	1	4	0
16 年度	4（3・1）	3	0	1	2	
17 年度	4（3・1）	2		0	1	0
18 年度	1（1・0）	8	0	0	1	1
19 年度	1（0・1）	4	0	2（1・1）	1	0

さらに、本総合政策研究科は、以前より積極的な社会人の受け入れに努めてきたが、とくに、地理的・時間的な制約から進学が困難な進学希望者のために、平成１８年度より盛岡駅西口「いわて県民情報交流センター」内の岩手県立大学アイーナキャンパスに、平日夜間、土曜中間開講の「公共政策特別コース（博士前期課程）」を開設した。本コースは、公共政策に関する専門的能力を備えた人材の育成を求める社会的要請に応え、公共政策の立案・実施・評価に関わろうとする市民、ＮＰＯ・ＮＧＯ関係者、地方議員や自治体職員等を対象に、実践的知識の修得と政策の専門家の要請を目的としたものである。本コースの入学者は、平成１８年度は８名、１９年度は４名である。

前期課程における公共政策特別コース以外の分野においても、社会人が入学している。また、上に掲げた表からも分かるように、後期課程においても入学者の多くを社会人入学者が占めている。

イ　点検・評価

例年、一定程度の学外からの進学者がおり、とくに社会人選抜による入学者が多いことからも、門戸は広く開放されていることがわかる。しかし、定員の充足率が低いこともあり、さらに学外へのＰＲに努め、学外者の受験・入学を進める必要がある。社会人の受け入れについては、これまでも適正に運営されてきているが、公共政策特別コースにおいても志願者の減少傾向が見られることから、いっそうの広報活動などが必要である。さらに、社会人の場合は有職者が多く、経済的・時間的な制約が大きいことから、こうした点に配慮した措置が必要であろう。その点で、本年度より導入した長期履修制度は評価されるべ

き制度である。

ウ　改善の方策

ホームページによるPRはもとより、他大学等へのポスター・パンフレットの送付などによる広報活動をさらに積極的に行い、学生の確保に努める。また、社会人の経済的・時間的制約を緩和するための制度導入を、さらに検討する必要がある。

（３）科目等履修生および研究生等

ア　現状

研究科における科目等履修生および研究生の受け入れについては、出願方法をはじめとする手続をホームページ上で公開している。また、出願者については、科目等履修生においては担当科目教員、研究生の場合は受け入れ教員が書類等を審査した上で、最終的に研究科委員会で審議して受け入れを決定している。ただし、大学院の場合は、聴講生は募集していない。これまでの受け入れ状況については下表のとおりである。

【科目等履修生等の受入状況】

区　　分	平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
科目等履修生					1	1	4	4	5	4
研究生	2	1	2		2	2	2	2	1	1
研修員					1					

イ　点検・評価

科目等履修生および研究生は、例年一定程度の受講者がおり、特に科目等履修生は公共政策特別コースにおいて需要が高い。こうした受講者は、大学院への関心が高く大学院の志願者となる可能性があり、進学に結びつける努力が必要である。また、研究生では、海外からの派遣学生を研究生として受け入れるなど、門戸開放の一環としても意義のある制度となっている。また、審査手続きも、最終的に研究科会議で審議するという慎重で公正な手続を行い適正に運営されている。

ウ　改善の方策

制度としては現在のあり方を維持していくべきであるが、研究科の受け入れ方針等をホームページ上も明示していく必要がある。さらに、科目等履修生および研究生が、いずれ本研究科へ志願し入学するよう積極的働きかけを行うことが必要である。

（４）定員管理

ア　現状

総合政策研究科最近３年間の入学者選抜結果は、前期、後期それぞれ以下のとおりである。

【入学者選抜結果】

区　　分		募集人員	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数
平成 17 年度	前期	15	9	9	6	6
	後期	5	1	1	1	1
平成 18 年度	前期	15	12	12	10	9
	後期	5	2	2	2	2
平成 19 年度	前期	15	5	5	5	5
	後期	5	4	4	3	3

定員から見ると、志願者の段階から定員に満たない状況にあるが、合格者数と入学者数が、例年ほぼ一致していることから、入学辞退者はほとんどいないといってよい。

また、本年度の在籍学生の状況は以下のとおりである。（基礎データ　表１８　より）

【在籍学生の状況】

区　分	入学定員	収容定員	在籍学生数					在籍学生数 / 収容定員
			一　般	社会人	留学生	その他	計	
前期課程	15	30	4	15	0	0	19	0.63
後期課程	5	15	4	5	1	0	10	0.67

ここにおいても、在籍学生数が収容定員を満たさない状態にあることがわかる。

イ　点検・評価

定員の充足率という点から見た場合、現在の総合政策研究科の現状は非常に厳しいものがある。まず、志願者を増加させる対策が必要である。さらに、研究科修了後の進路が必ずしも明確でないことから内部進学者が少ないという点も、志願者・入学者が少ない一因であると指摘できる。また、社会人の割合が高いことから、一定程度の需要があるものと考えられ、社会人に対する働きかけがさらに求められる。

ウ　改善の方策

まず、本研究科の特徴を明確にして、今まで以上に学内外に広報することが必要である。また、社会人をさらに獲得するため、サテライト・キャンパスのいっそうの活用など滝沢校舎以外での研究・教育の場を拡大することも、検討していく。

第５節　教員組織

【目標】
教養教育の一層の充実を図るため、効果的な実施体制を整備するほか、「知の創造・交流拠点」として民間企業など学外専門家の積極的な活用を図るとともに、学部と短期大学部間の教員の相互交流を一層促進する。
効率的、効果的な大学経営と教育・研究水準の一層の向上を図るため、専門性の高い人材の確保・養成、全学的な観点からの柔軟な教職員の配置、任期制など多様な任用制度の導入、実績に対する適切な評価などにより、人材の確保・育成、組織の活性化を図ります。

第１　大学・学部

Ⅰ　全学

（１）教員組織

ア　現状

本学の教員組織は、基本的に、大学の目的を達成するために設置している学部単位としている。大学院研究科の専任教員は全て教員組織としての学部に所属する教員が兼務しており、大きなくくりとしては、大学院研究科の教員も含めて学部単位としているものであるが、その中で大学院研究科に属する専任教員による教員組織も構成することができ、各研究科とも大学院研究科に関する教員組織を構成している。

開学当初から４つの学部にそれぞれの教員組織を置いてきているところであるが、平成１８年度に設置した共通教育センターは、人間教育を実現していくための全学共通教育について責任ある運営を行っていくため、それまで学部に分属していた教養科目を専門とする教員を配置して新たな教員組織を構成するに至ったことから、現在は５単位の教員組織で構成されている。

各教員組織は、組織規則の規定に基づき、学部長（共通教育センターにあってはセンター長、大学院研究科にあっては研究科長）を配置するとともに、運営会議及び教授会（大学院研究科にあっては研究科運営委員会）を設置して、学部等を運営する。

本学は、法人化以前、岩手県の執行機関として、岩手県職員定数条例の適用を受け、教員についても教員組織としての学部ごとに定数管理されていたが、法人化に伴い、大学は岩手県職員定数条例の対象外となり、公立大学法人として自ら管理するところとなった。

それぞれの教員組織に関する教員の配置状況等については、各教員組織において記述するが、全体的な状況として、専任教員の年齢構成は、３０歳以下１．１％、３１～４０歳２６．２％、４１～５０歳３６．１％、５１～６０歳２７．９％、６１歳以上８．７％で

あり、女性教員の割合は２６．８％となっている。外国人教員は１６人配置しており、社会人経験のある教員は多数である。

職制別では、教授は６９名（３８．６％)、准教授６２名（３４．６％)、講師３９名（２１．８％)、助教９名（５．０％）の割合であり、そのほかに助手１９名を配置している。

この教員の職制については、学校教育法第５８条の改正に伴い、本学では、法の趣旨に則り、組織規則を改正のうえ、従前の職制から次のとおり変更し、平成１９年度から適用している。

【学校教育法第５８条の改正に伴う職制の変更状況】

（区分）	～平成１８年度	平成１９年度～	
	職	職	職　　務
専任教員	教授	教授	左に掲げる職に応じ、学校教育法第５８条にそれぞれ規定する職務に従事する。
	助教授	准教授	
	講師	講師	
		助教	
その他	助手	助手	

職制の変更にあたっては、全学的に、旧職制と新職制の比較検討を行うとともに、従来からの職の任命状況を勘案し、昇任を除き、従来の教授を新職制の教授に、同様に助教授は准教授に、講師は新職制の講師に移行することとしたほか、専任教員として新たに「助教」の職を新設した。このうち助教については、授業等を担当し、成績評価を行うことができる者として取扱うことにより、学位や経歴、研究の実施状況及び教員としての将来性等その資質を考慮のうえ新たに任命した。任命にあたっては、各学部が、その任命について内申するため協議を重ね、その結果として、従来の助手のうち、実際に授業を担当し、成績評価等を行う者を新たに助教として任命したところである。なお、助教は、組織規則等に基づき、必要に応じて教授会の構成員となり、または教授会において組織する学部の学務等に関する委員会の構成員として、教員人事に関する審議や学部の教育課程の編成その他の学務に係る意思形成に参画している。

そのほか、学部及び共通教育センターに所属していない教員として、教育・学生支援本部に１名（准教授)、研究・地域連携本部に４名（教授３名、准教授１名）を配置している。このうち、教育・学生支援本部に配置している１名は、アドミッション・オフィス入試に関する事項を担当し、研究・地域連携本部においては、教授２名がプロジェクト研究を、教授１名、准教授１名がリエゾンや地域貢献を担当している。

また、本学は、盛岡短期大学部と宮古短期大学部を併設しており、本学と２つの短期大学部を一体的なものとして運営し、相互に機能強化していくため、組織規則により、学長は同一の者がその職を兼ねるものとしているほか、本部や事務局については共通の組織としているが、専任教員で構成する教員組織は、本学の教員組織とは別にそれぞれの短期大学部で固有の教員組織を構成し、明確に区分している。その中で、当該大学で不足する分

野については、非常勤講師として相互に人的交流を行っている。本学から盛岡短期大学部には１９名の教員が、盛岡短期大学部から本学には７名の教員が、宮古短期大学部から本学には４名の教員がそれぞれ改めて非常勤講師としての法人内部的な手続きを経て、講義を担当している。

イ　点検・評価

第２節で記述したとおり、本学は建学の理念等を踏まえ、大学設置の趣旨を実現するため、学部及び共通教育センターを設置しているものであり、教員組織を学部及び共通教育センターごとに構成していることは、学部における教育課程や全学共通教育に関する教育課程を適切に編成し、実行していくうえで実効的な役割を果たしているものである。大学院研究科については、各研究科に属する教員は全て学部に所属しており、学部と研究科における教育の接続や継続性といった観点から、学部と一体的な教員組織として有効に機能していると同時に、大学院研究科としても、それぞれ教員組織を構成することにより、その特性に配慮した課程の編成等を担保している。

職制については、法の趣旨に則って、本学における実状を考慮しながら検討のうえ規定し、運用を始めたものであり、特に助教の職については専任教員として位置づけるとともに、教育課程等への関与も実質的なものとして機能している。

教員組織における教員配置については、法人化に伴い法人自らが管理していくところとなっているが、現状では、旧来の定数の範囲内で運用している状況にある。この運用により大きな支障は生じていないが、一方では、法人経営の観点から、効果的・効率的な運営を図っていく必要性が生じており、教員定数についても、法人として、教育課程編成に対して十分に配慮しながら、総体的な人件費の枠組みとして検討していくことが必要となっている。

現在の教員の配置状況については、開学当初から定年等により教員の入れ替えが進み、年齢的には、全学的にみて各年齢層に分布している一方、女性教員の割合には各教員組織によって学問領域の違いもあって大きな差異がある。

本学では、教員採用にあたって、原則として、年齢、性別、国籍、社会人としての経歴等を問うものとはしていないことから、専門領域の特性や当該教員組織における諸事情等により、実際の採用場面において多少考慮されることはあるものの、恣意的に若手や女性、外国人や社会人の受入れを行っている、若しくは行っていないわけではなく、人物本位の採用を行っている結果として、現在の構成状況となっているものである。

併設短期大学部との人的交流については、本学の学部運営上の支障やカリキュラム上の支障がない限り、積極的に行っており、１法人による３大学経営の観点から、効率的な運営と３大学の一体感の醸成にもつながり、一体的運営による相互の機能強化に大きく貢献していることから、今後も継続的に取り組んでいくこととしている。

ウ　改善方策

教員配置については、中期計画において、中長期的な観点に立って定数管理等の計画を策定し、専門性の高い人材の確保・養成や人員（人件費）の適切な管理、効果的かつ効率的な人的資源配分等を推進することとしている。具体的には、法人化した平成１７年度から、収支のシミュレーションを検討する中で、人件費の問題点を洗い出すとともに、各教員組織の現状等を聴取して課題等を抽出するなど取り組んできたところであり、これらをもとに法人としての人件費（定数）管理計画を策定することとしている。

女性教員の配置等については、これまでと同様、採用の際に原則として性別、国籍、社会人経験の有無等を条件としない公募を継続していくこととしているが、欠員など公募する学問領域や職制によっては、年齢構成や外国人教員の登用等に配慮していく。

（２）教育研究支援職員

ア　現状

本学は、建学の理念や教育目標等から「実学実践」を標榜するとともに、設置している学部の特性もあって、実習科目や演習科目が多く、各学部において実施されている。その円滑な実施を支援するため、実習や演習の補助を担う職員として助手を配置している。助手の配置については、各学部の実状に合わせており、ほぼ全学生が実習を行う看護学部と社会福祉学部には比較的多く配置している。助手は、業務として専任教員の支援を行っているものであり、一般的に講座に属し、教員とは日常的に打合せ等を行いながら、実習受け入れ先との調整や実験・演習の準備、実施の補助等当該講座に関する業務の推進にあたっている。

また、本学では、主として本学大学院の優秀な学生（以下「院生」という。）に対し、教育的な配慮の下に指導補助業務を行わせることにより、学部教育における授業内容の向上と授業担当教員によるきめ細かい指導の実現に寄与するとともに、院生に将来教育研究の指導者となるためのトレーニングの機会を提供し、本学の教育研究のより一層の充実に資することを目的として、ティーチング・アシスタント（ＴＡ）を配置することができることとしており、主に実験、実習、演習を主とする専門科目についてはＴＡを配置している。ＴＡは優秀な学生を充てるという性格上公募ではなく、担当教員による人選により、その指示の下、実技や実験、演習に関して簡単な補助にあたる。特に、情報処理入門では、担当教員がタスクフォース（特別作業班）を組織し、役割分担しながらＴＡの指導等を組織的に行う体制を構築している。

一方、コンピュータの操作実技を伴う授業と語学学習室で行う語学の授業に対しては、授業補助員を配置している。授業補助員は、業務として授業補助を行うものであり、担当教員の指示の下で、学生の情報端末操作等の指導や補助を行う。全学共通教育に関わることから、教育・学生支援本部と共通教育センターの密接な連携の中で、教員との連絡調整

を行っている。

イ　点検・評価

助手については、専任教員との密接な連携・協力体制の下で業務にあたっており、特に実習に関しては、受け入れ先との調整や実習生との連絡を主体的に行うなど、実学実践を重んじる本学の教育研究の中で重要な位置づけとなっている。一方では、実習施設が相当数にのぼり、それが広大な県土を有する岩手県内各地に分布していることなどから、現在の助手の配置状況でも、なお業務負担が過大となりがちな現状があり、適正化を図る必要がある。

大学の財政状況が厳しくなっている中、平成１９年度から授業補助の外部委託を廃止したが、ＴＡや授業補助員の配置により、全学共通の必修科目である情報処理入門については、学部混成による概ね５０人の学生に対し教員１人、ＴＡ２人の計３人で授業にあたり、語学科目等は概ね２５人の学生に対して教員１人、授業補助員１人の計２人で指導にあたる体制となるなど、円滑な授業運営を維持している。ＴＡについては、学部からの要請もあって学部４年生まで対象を広げるなど拡充しており、将来的にも安定的な人的補助の仕組みとして構築できているが、今後の一層の拡充については、特にＴＡ人材と予算の確保が課題となることが予想される。

ウ　改善方策

実習科目を担当する専任教員と助手の業務負担の軽減に向け、実習施設との緊密な連携を図りつつ、より効率的な実施に向けた方策を検討していく。

ＴＡ制度と授業補助員による人的補助体制については、構築したばかりでもあることから、円滑な運営を図りながら、継続的に検証し、必要に応じて見直しを検討する。

（３）教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続き

ア　現状

教員の任免については、公立大学法人岩手県立大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）及び関係規定に定めており、法人の理事長が任免を行うこととなっている。

教員の採用及び昇任に関しては、全学共通の公立大学法人岩手県立大学教員選考基準（以下「選考基準」という。）を制定するとともに、その手続きについては教員選考手続内規（以下「手続内規」という。）を定めている。各学部等においては、これらの規程の下に教員選考基準（内規扱い）をそれぞれ定め、運用している。

選考基準では、それぞれの職制に関する資格として、学位、研究上の業績、大学教員としての経歴、専攻分野に関する知見等について規定している。

教員の募集は、手続内規により原則として公募で行うこととしている。

教員の採用にあたっては、各学部等において欠員等により採用の必要性が生じた都度、当該学部長等から学長に対して採用実施の内申を行う。採用実施の内申では、①採用する教員の専門分野、②担当予定科目と専任教員の状況、③むこう５年程度の人事計画、④新たに専任教員の採用が必要な理由、⑤公募条件、⑥その他学長が指示する必要事項を提示することとなっており、学長はその可否を決定する。

採用実施を決定した際には、各学部等は学部等内に選考委員会を設置し、選考委員会が募集手続きや選考手続きを行う。応募者に対する審査は選考委員会が行い、原則として複数の候補者を学部長に報告する。学部長は、教授会の意見を聞いたうえで、採用候補者１名を決定し、学長に報告する。学長は、必要に応じて採用候補者との面談を行い、その可否を決定し、理事長が任命する手続きである。

昇任に関する手続きについては、採用の手続きに準じて行うことと規定している。

なお、各教員組織に属していない本部所属の教員の選考についてもこの手続きに準じている。

教員の身分については、就業規則に定めている。法人化を契機として、教員の一層の資質向上を図るため、教員の任期、評価等について検討を始めており、平成１８年１２月には、臨時的な本部として人事制度改革本部を設置し、全学的な説明や意見聴取を行うなどしながら議論している。なお、平成１８年度から、別途プロジェクト研究に従事する教員に対して、当該プロジェクト研究期間を任期とする任期制を導入している。

イ　点検・評価

本学における教員の採用及び昇任については、選考基準及び手続内規に基づき、適正かつ公正に行われている。選考手続きとしても、原則として公募とするなど公正なものであり、教授会の意見を聞くなど民主的な手続きにも配慮している。教員の採用等を必要とする学部等が、学長にその可否や選考した候補者の可否を内申する過程を通じて決定することにより、例えば、近似する学問領域に係る他学部・学科の教員を活用することも検討できる仕組みとしていることなど、全学的な視点に立ち、教育課程編成上の必要性に配慮しながらも、効果的・効率的な運営に通じるものとなっている。

また、全学的な基準や手続きを基盤としながらも、各学部等において教員選考基準を定めていることにより、それぞれの学問領域の特性に対応できる仕組みであるが、一方では、学位や研究業績の取扱いが、学部によって様々な状況となっていることは否めない。

教員の身分に関する規定はごく一般的なものとなっており、その意味では、従前と同様の身分保障を行っているといえるが、大学競争時代の中にあって、本学の特徴を一層際立たせていくためには、教員の一層の資質の向上が不可欠な状況となっており、人事制度改革本部において検討を進めている人事制度については、教員に対するインセンティブが働く、任期を含む処遇と評価に関する包括的な仕組みとして構築することが必要である。

ウ　改善方策

教員の採用や昇任の仕組みについては、現在、適正に運用されていることから、今後とも継続的に運用し、検証しながら、必要に応じて見直しを図っていく。なお、より公正性、透明性、客観性が確保できるよう、各学部等の教員選考基準については、学位や研究業績の取扱いの整合性等を検討していく。

教員の人事制度については、中期計画において、広く学外から優れた教育研究者を確保するために、業務の特性に対応した任期制、年俸制など多様な任用形態と給与制度及び他団体等との人事交流の制度について検討することとしており、現在、人事制度改革本部において精力的に検討しているところであるが、当面、教員に付与すべきインセンティブについて検討する。

（４）教育研究活動の評価

ア　現状

本学では、教員のモチベーション向上という観点から、毎年度、「目標設定と達成度による教員の業績評価実施要領」を定め、全学的に教員業績評価を実施している。これは、法人化以前のアクションプランにおいて、評価システムの確立の一つとして、各教員の業績について、それぞれが果たすべき教育、研究、地域貢献及び大学運営における役割と目標を明確にし、その成果について評価を行うことを明示したことを受け、当時の全学自己点検・評価委員会により平成１６年度に試行的に実施し、法人化後は、大学評価委員会の下で、平成１７年度から実施しているものである。

この教員業績評価は、大学評価委員会の検討に基づく実施要領により、全教員について実施しているものであるが、教員組織単位で次のとおり行われている。

まず、各学部長等は、年度当初に各学部等の運営方針を発表する。所属教員は、その運営方針に従い自らが行うべき教育、研究、社会貢献及び大学運営の４分野にわたる活動について、その具体的目標と達成基準を設定するとともに、それによる学部等運営方針への寄与の計画を数値化する「目標・達成度評価表」と、当該４分野に関する過去５年間の業績を表す「教員業績報告書」を作成し、学部長等に提出する。学部長等は、５～６月にかけて、所属教員との面接を行い、当該教員の目標や達成基準、学部等への寄与の計画が妥当なものかどうか話し合い、合意を形成する。年度の中間等には、所属教員はその実施状況について自己評価を行い、学部長等は必要に応じて実施する面接を通じて目標達成に向けた助言指導を行う。年度末には、目標の達成状況と寄与の状況について所属教員が自己評価を行い、それを基礎として、学部長等は面接により当該教員の業績を評価する一方で、評価上の課題や問題点を話し合い、次の目標設定につなげていく。

評価は、当該教員は自己評価として、学部長等は第三者評価として、目標達成度と学部等運営方針への寄与率を掛け合わせて数値化し、必要に応じて各教員にフィードバックし

ながら、毎年度実施していくことにより、これを業績評価のサイクルとして、各教員がより高い目標の達成を目指していくものである。

研究成果の発表状況、学会活動、共同研究、国際プロジェクトの参加状況等を含む教育研究上の業績については４分野のうち教育活動、研究活動の中で評価し、学外での社会的活動の実状等については社会貢献活動の中で評価する仕組みとしている。

各学部等においては、学部長等のほか、研究科長、学科長、あるいは講座の長等が評価する者となるなど、学部等の実状に応じて実施している。

なお、この評価には、教員の個人情報が含まれるため、評価者と被評価者以外には非公開の取扱いとしている。

また、この評価システムは、現状ではあくまでモチベーションの向上を図ることを目的として実施していることから、教員選考基準における教育研究能力、実績への配慮とは連動しているものではない。

一方、この教員業績評価のほか、第３節に記述した学生による授業評価や、第６節に記述する研究費の配分に関連した研究評価等が、教育研究活動の評価に関連する。

イ　点検・評価

現在実施している教員業績評価は、モチベーションの向上を図るため導入していることから、各教員による目標の設定と自己評価を基礎として行っているものである。

平成１８年度当初には、評価を実施している評価者と被評価者双方に対して実施内容等に関するアンケート調査を行い、寄せられた意見を反映して、基準の明確化や実施時期の前倒しなどの見直しを図るとともに、平成１９年度には、教員業績報告書のデータベース化による省力化も図るなど、改善してきている。

教員等によるアンケート調査の結果では、「今のままでよい」という回答が概して６割を超えるなど、試行実施を含め３年を経過して浸透をうかがわせるとともに、一定の理解が得られていると考えている。特に、学部長等と教員との面接の実施は、評価者からは学部全体の活動の把握に貢献しているという評価があり、被評価者からも学部等運営方針の理解につながるという声があるなど、モチベーション向上に一定の役割を果たしている。

ただし、さらなるモチベーションの向上を図っていくためには、人事評価や処遇、研究費の配分等に反映すべきとの声もある。

その一方では、各教員組織単位で実施していることで、それぞれの学問領域の特性や学部等の実状に配慮した評価として行うことができるという利点とともに、評価者による評価や自己評価が、どうしても学部等や評価者、個人によって基準が異なってしまうことが指摘されており、全学的に実施する評価として、教員各個のモチベーションの向上という目的を超えて、人事評価や処遇等に活用されることを危惧する向きもある。

中期計画では、教員の業績評価の結果については、研究資金の重点配分等のインセンティブ付与制度の確立を図ることとしていることから、評価結果の活用とそのための評価シ

ステムを検討することが必要な状況となっている。

ウ　改善方策

中期計画に基づき、評価基準の継続的な調査・検討による評価方法の改善を図るとともに、将来的には、業績評価の結果について、研究資金の重点配分等のインセンティブ付与制度の確立を図ることとしているが、評価結果によりインセンティブを付与していくためには、どのようなインセンティブを付与し、そのためにはどのような評価が必要か具体的に検討することが不可欠であり、現在、人事制度改革本部が、教員の任期を含む処遇や評価の包括的な仕組みの構築に向けて検討を進めているところである。

このため、現行の教員業績評価については、当面、見直しを図りながら、継続的に実施していく一方で、人事制度改革本部による検討と連動して、教員業績評価の抜本的な見直しを含めて検討していく。

Ⅱ　看護学部

（１）教員組織

ア　現状

看護学部は看護学科１学科であり、学部として教員組織を構成している。

入学定員９０人、収容定員３８０人に対して、専任教員は教授１２名、准教授９名、講師５名、助教９名で３５名を配置している。年齢構成は、３０歳以下１名２．９％、３１～４０歳９名２５．７％、４１～５０歳１０名２８．６％、５１～６０歳１２名３４．３％、６１歳以上３名８．６％であり、女性教員の割合は７４．３％となっている。外国人教員は配置していない。３５名のうち３０名の教員は社会人としての経歴を有している。

開設授業科目における専兼比率は、次のとおりとなっている。

【開設授業科目における専兼比率】

区分		必修科目	選択必修科目	全開設科目
前期	専門教育	９１．６％	８６．４％	９１．１％
	教養教育	８０．０％	１００．０％	９８．０％
後期	専門教育	９１．２％	４３．３％	９０．０％
	教養教育	８０．０％	１００・０％	９８・０％

開講している専門科目のうち専任教員が担当している科目は、専門基礎科目２０科目中１４科目、基幹科目４３科目全科目、関連科目１５科目中１１科目、助産学科目５科目全科目、教職科目１６科目中６科目であり、全９９科目中の８０．０％にあたる７９科目である。

看護学という学問領域の特性と看護師養成施設として、教育上実習指導が重要な位置づけを占めている。このため、専任教員の教育研究を支援する職員として、常勤１３名、非常勤の実習助手２名、計１５名の助手を配置している。助手は、助教とともに、実習に関する調整、事前指導、実習生との連絡調整や相談対応、事後指導等を行うなど、円滑な実習教育の実施を担っている。

また、専任教員による授業を円滑に行うため、ＴＡ制度を導入している。平成１８年度は、各教育研究領域からの申請に基づき、演習を行う授業時間を中心とする１１科目について、５人の学生をＴＡとして配置した。

担当教員間の連絡調整は、学部の教務委員会で随時行っている。また、授業内容については、教務委員会でシラバスを確認し、整合性をとっている。特に、実習科目に関する担当教員間の連絡調整には、各実習領域の代表により実習委員会を設置し、定期的に協議を行っている。

イ　点検・評価

大学設置基準で定める看護学部の必要専任教員数１２人に対して、現在、専任教員３５名を配置しており、基準を上回っている。専任教員一人当たりの在籍学生数は１０．９人であり、少人数教育体制となっている。

開設授業科目における専兼比率のうち、専門教育については前期で９１．１％、後期で９０．０％となっている。専門科目のうち主要な授業科目である基幹科目及び助産学科目は、全て専任教員が行っており、教育目標を達成していくうえで健全な編成になっていると判断している。一方で、実学実践を重んじる本学において、看護学という高度な専門性を要求される学問領域の特性を活かし、臨床現場に即した授業内容としていくため、非常勤講師や学外講師を積極的に招聘しているが、国際看護論など海外の看護の動向に詳しい講師が確保できないため開講できない科目もあり、グローバルな視点を持った看護師を養成するという目標達成を期すためには、開講に向けた方策の検討が必要である。

教員の年齢構成において、特定の年齢層に大きな偏りはみられない。３１～５０歳の中堅層が比較的厚くなっており、全国的に看護学に関する教員が不足している現状にあって、充実した構成であるといえるが、今後も教員確保の場面で激しい競争が続くことが予想される。

本学部では、実習教育が教育上重要な位置づけとなっており、看護に関する専門科目のうち９科目を数え、全学生が実習教育を受ける。実習施設が相当数に上るうえ岩手県内各地域に存在することもあって、実習教育の円滑な実施には、多くの労力を要している状況であり、助手として１５名を配置し、担当教員との連携の下で実施している現状においても、助手、担当教員とも業務負担が大きくなっている。

教員間における連絡調整として、教授会、運営会議、教務委員会を中心に行っている現状で、日常的レベルの業務遂行上は十分機能しているが、今後一層の連携を図り、組織的に教育課程編成の目的を実現していくため、教員間で意見交換等を行い、それを教育に反映していく仕組みを検討している。

ウ　改善方策

学部内のカリキュラム検討委員会において、授業科目、履修単位などを見直し、カリキュラムのスリム化を図ることによって、専任教員の担当割合の一層の増加を検討していくとともに、開講できていない科目については、例えば国際看護論は、現在行っている海外協定校との遠隔授業を単位化するなど、実現方策を検討していく。

教員の確保については、優れた教育研究能力をもつ准教授層に対する研究活動への支援、３０～４０歳代の講師層の育成と支援などを検討し、学内での育成と流出の防止を図っていくこととしている。

実習教育を担当する教員及び教育研究支援職員の業務負担については、教員や教育研究支援職員の確保に努めるとともに、実習施設との連携により、効果的・効率的な実習教育

の実施について検討していく。

教員間の連絡調整については、助教及び助手を含めた拡大実習委員会の実施、学年ごとに講義や実習等を担当した教員による学年進行会議の設置等により、教育活動との関連の中で連携強化を図っていく。

（２）教員の募集・任免・昇格に対する基準及び教育研究活動の評価

ア　現状

教員の採用や昇任にあたっては、全学で規定している教員選考基準及び手続内規に則るとともに、学部内でも採用、昇任基準（内規扱い）を定めて実施している。採用、昇任基準では、共通事項として学位等について定めるとともに、職制ごとに、教育業績として講義や演習の担当状況、研究業績として主著論文数のほか、大学や学会運営への関与の状況、国や地方公共団体での活動の状況について、教授会の合意を得て具体的に定めており、採用・昇任の審査にあたっている。法人化後２年間の採用実績は次のとおりである。

【平成１７年度～１８年度の採用実績】

○平成１７年１０月　精神看護学　教授１名

教員の教育研究活動の評価については、全学で実施している目標設定と達成度による教員の業績評価実施要領に従い、所属教員の評価を行っている。看護学部では、各領域に関する講座の教授５名により各所属教員との面接を行い、学部長が当該教授を面接している。評価については、学部長が面接を行った教授と意見交換し、コンセンサスを形成している。特に研究活動にあっては、査読のある雑誌への論文投稿、学会発表等に着目して評価している。

なお、教員の教育研究活動の評価と採用、昇任基準は連動していない。

イ　点検・評価

教員の採用、昇任については、全学的な選考基準と学部の基準に基づき、手続内規に従い、適正に行っている。採用、昇任基準については、大学院研究科の専任教員となることも考慮して定めており、学部と研究科が一体となった教員組織として、妥当なものと考えている。

教員の教育研究活動の評価については、学部の実状に合わせて実施し、教員のモチベーションの向上に一定の役割を果たしている。また、教員との面接を行う教授と学部長が意見交換し、評価についてコンセンサスを形成しており、より客観性の高い評価ができているものと考えている。

ウ　改善方策

教員の採用、昇任及び教育研究活動の評価については、適正に実施しており、今後も継

続して実施しながら、必要に応じて見直しを図っていく。

Ⅲ　社会福祉学部

（１）教員組織

ア　現状

社会福祉学部は、福祉経営学科と福祉臨床学科の２学科、４教育群、５資格課程の教育課程からなる教員組織を構成している。

入学定員９０人、収容定員３８０人に対して、専任教員は教授１３名、准教授１６名、講師８名で３７名を配置している。年齢構成は、３０歳以下０名０．０％、３１～４０歳５名１３．５％、４１～５０歳１４名３７．８％、５１～６０歳１２名３２．４％、６１歳以上６名１６．２％であり、女性教員の割合は３２．４％となっている。外国人教員は２名配置している。３７名のうち３１名の教員は社会人としての経歴を有している。

開設授業科目における専兼比率は、次のとおりとなっている。

【開設授業科目における専兼比率】

区分			必修科目	選択必修科目	全開設科目
福祉経営学科	前期	専門教育	１００．０％	１００．０％	８４．４％
		教養教育	８０．０％	１００．０％	９８．０％
	後期	専門教育	１００．０％	１００．０％	８３．６％
		教養教育	８０．０％	１００・０％	９８・０％
福祉臨床学科	前期	専門教育	１００．０％	１００．０％	８４．２％
		教養教育	８０．０％	１００．０％	９８．０％
	後期	専門教育	１００．０％	１００．０％	８２．４％
		教養教育	８０．０％	１００・０％	９８・０％

福祉経営学科において、開講している専門科目のうち専任教員が担当している科目は、専門基礎科目１９科目中１３科目、基幹科目５０科目中３９科目、展開科目２５科目中２３科目、発展科目６科目全科目、教職科目１５科目中４科目、資格科目９科目全科目であり、全１２４科目中の７５．８％にあたる９４科目である。

同様に福祉臨床学科では、専門基礎科目１９科目中１３科目、基幹科目５０科目中３９科目、展開科目３１科目中２４科目、発展科目６科目全科目、教職科目２２科目中１０科目、資格科目４２科目中３２科目であり、全１７０科目中の７２．９％にあたる１２４科目となっている。なお、両学科で重複する科目を含んでいる。

資格課程では必修としている実習教育を円滑に実施していくため、教員と連携して実習先機関との連絡調整、連絡協議会の開催などの業務を行う組織として、学部内に実習教育開発室を設置し、助手６名を配置している。この助手には実習講師の職名をつけており、その多くが実際に福祉現場の経験を有する者である。実習教育開発室は、専任教員が室長（現在は学部長が兼務）と次長となって、業務を統括しているほか、実務のリーダーが教

授会に常時出席するなどにより、学部業務との連携、課題等の共有を図っている。

また、専任教員による授業を円滑に行うため、ＴＡ制度を導入している。平成１８年度は、５科目について、９人の学生をＴＡとして配置した。

教員間における連絡調整は、教授会の下に教務、学生、就職、資格課程等の委員会を設置し、それぞれの所管事項に関する業務を行うとともに、教授会等において課題や情報の共有を図り、連絡調整と課題解決に努めている。

イ　点検・評価

大学設置基準で定める各学科の必要専任教員数それぞれ１０人に対して、現在、福祉経営学科では１５名、福祉臨床学科では２２名の専任教員を配置しており、基準を上回っている。専任教員一人当たりの在籍学生数は１１．０人であり、少人数教育体制となっている。

開設授業科目における専兼比率のうち、専門教育については前期で８４．４％、後期で８４．２％と、他の学部に比べてやや低い水準となっている。これは、資格課程において福祉系の専門職資格（保育士を含む）に加え高校教諭(福祉、公民)、幼稚園教諭の資格科目を開設していることを含めて学問領域が多岐にわたり、実技系科目を中心として外部人材に依存していることによるものである。しかし、専門科目のうち主要な授業科目である基幹科目、展開科目、発展科目及び資格科目の８０％は専任教員が行っていると同時に、必修科目、選択必修科目はすべて専任教員が担当しているなど、主要な授業科目は専任教員が担当する体制が確立されているものと評価している。

本学部の教育は、高度な専門的学識、技術の習得とそれらを総合化する学際的教養の涵養を目指しており、学生個々に対するきめ細かな指導体制を築かなければならない。また、コース別教育などの精緻なカリキュラム編成も重要である、その意味で、基礎教養教育の一部から高度な専門演習、卒業課題研究及び資格課程までを担当できる現在の教員組織は、柔軟性をもち機能的である。

教員の年齢構成において、特定の年齢層に大きな偏りはみられないが、比較的高い年齢層が多い構成となっている。これは、本学が重視する実学実践のため、現場実践の経験を持った教員を相当数採用していることによるものであり、学部の教育目標である真に信頼されうる社会福祉の実践的人材の育成にもつながるものである。

こうした意味で、社会人としての背景を持つ人材への期待は高く、また、社会福祉に関する国際的動向や実情の教育上の重要性から、外国人教員への期待もあるが、専任教員としての受入れには、教育上何を求めるかを明確にするとともに、年齢構成と専攻領域などを中長期的に勘案して、採用を検討していく必要がある。

実習教育は教育上重要な位置づけであり、実習先は県外を含め年間約１７０ヶ所にのぼることから、学生が円滑に実習できるための連絡調整業務は重要である。実習教育開発室は、学生支援、実習先の開発から事後評価までの業務に的確に対応しているものと評価し

ている。実習教育を担当する教員と実習教育開発室との連絡、調整も適切に行われている。

教員間における連絡調整として、それぞれの委員会等は、年間を通じてかなりの業務量となっている側面はあるが、教育課程に関わる連絡調整は、教育目標等に沿って、概ね円滑に行われ、また、全教員による情報共有も果たされているものと認識している。

ウ　改善方策

資格課程制度の改正により、今後教育上の負担が増加することが予想されることから、教員の選考と担当区分、担当科目などを逐次検証していくとともに、年齢構成や専攻分野、学部内での役割分担等を総合的に勘案し、柔軟で機能的な教員組織を維持することを念頭に置きながら、中長期的な視点に立って教員配置を計画していく。

実習教育において実習教育開発室が果たす役割は大きいことから、実習先の開発など対外的業務はもとより、社会福祉行政や福祉施設運営等についての知識を高めるなど、職員のさらなる資質の向上を図るとともに、専任教員との連携・協力関係においては、学生の評価や実習先機関の意見等を踏まえ、必要に応じて改善していく。

（２）教員の募集・任免・昇格に対する基準及び教育研究活動の評価

ア　現状

教員の採用や昇任にあたっては、全学で規定している教員選考基準及び手続内規に則るとともに、学部内でも岩手県立大学社会福祉学部教員選考基準内規を定めて運用している。この内規では、全学の選考基準に定めるもののほか、大学や学部運営に関する貢献、学会、社会活動等も選考審査の対象とすることとして、職制ごとに、研究業績、教育業績等の基準について、教授会の合意を得て具体的に定めており、教授会における投票によって選出する選考委員会が採用・昇任の審査にあたっている。

教員の募集は公募が原則であるが、教育指導上、一定の知識と経験を有し、他では替えがたい人材を採用することが必要と判断された場合においては、例外的に公募制によらない場合がある。この場合においても、選考委員会を設置し、審査を行うなどの手続きは同様である。

法人化後２年間の採用実績は次のとおりである。

【平成１７年度～１８年度の採用実績】

○　平成１８年４月　障害者心理学　講師１名

教員の教育研究活動の評価については、全学で実施している目標設定と達成度による教員の業績評価実施要領に従い、所属教員の評価を行っている。社会福祉学部では、学部長と学科長によって年度当初の教員との面接を行い、最終的な評価面接については、学部長が面接している。

なお、教員の教育研究活動の評価と採用、昇任基準は連動していない。

イ　点検・評価

教員の採用、昇任については、全学的な選考基準と学部の内規に基づき、手続内規に従って適正に行っている。採用、昇任基準については、大学院研究科の専任教員となることも考慮して定めており、学部と研究科が一体となった教員組織として、妥当なものと考えている。公募型を原則としつつ、例外的な運用も加味することにより、現場における実践と密接なつながりをもつ本学部にとってより適切な人材の確保を図ることが可能となっている。ただし、原則によらない場合は、特に、採用過程の手続きを遵守し、透明性が確保されなければならないと考えている。

教員の教育研究活動の評価については、学部の実状に合わせて実施し、教員のモチベーションの向上に一定の役割を果たしている。

ウ　改善方策

教員の採用、昇任及び教育研究活動の評価については、適正に実施しており、今後も継続して実施しながら、必要に応じて見直しを図っていく。

Ⅳ　ソフトウェア情報学部

（１）教員組織

ア　現状

ソフトウェア情報学部はソフトウェア情報学科１学科であり、基盤システム、情報システム、メディアシステム及び知能システムの４コースからなる教員組織を構成している。

入学定員１６０人、収容定員６６０人に対して、専任教員は教授１９名、准教授１５名、講師１７名で５１名を配置している。本学部では、本学部の教育上の特徴としている小講座制としており、各講座の専任教員の定員は３人としているが、現在の平均は２．４５名となっている。

年齢構成は、３０歳以下０名０．０％、３１～４０歳２１名４１．２％、４１～５０歳１８名３５．３％、５１～６０歳９名１７．６％、６１歳以上３名５．９％であり、女性教員の割合は５．９％となっている。外国人教員は９人在籍している。５１名のうち３３名の教員は社会人としての経歴を有している。

開設授業科目における専兼比率は、次のとおりとなっている。

【開設授業科目における専兼比率】

区分		必修科目	選択必修科目	全開設科目
前期	専門教育	１００．０％	８６．２％	９０．２％
	教養教育	８０．０％	１００．０％	９８．０％
後期	専門教育	９２．９％	９０．３％	８９．７％
	教養教育	８０．０％	１００・０％	９８・０％

開講している専門科目のうち専任教員が担当している科目は、専門共通科目２５科目全科目、コース科目２８科目全科目、展開科目１６科目全科目、関連科目１１科目中４科目、卒業研究・製作２科目全科目、教職関連科目１６科目中４科目であり、全９８科目中の８０．６％にあたる７９科目である。

主要な授業科目に専任教員を配置するために、学部の全教員に対して、担当可能な科目の調査を実施し、適切な教員が配置されるよう教務委員会が調整している。教員の異動に伴う補充の際には、主要な授業科目を担当できることを教員募集要項の採用要件に記載し、適切な教員を採用している。

専任教員の教育研究を支援するため、助手４名と客員教員３名を配置している。助手は講座に所属し、講座の教育や研究について支援する、客員教員は講座に所属せず、主に教育上の支援を行っている。また、学部が開講している専門科目と学部教員が担当する全学共通教育科目のうち、主としてコンピュータを用いた演習を行っている講義科目については、大学院生を中心にＴＡ制度を導入し、担当教員の指導の下、学生の端末操作等の補助指導を行っている。平成１８年度は、１６科目に延べ１２９人を配置した。ＴＡの活用は

年々増加しており、大学院生だけでは人材が不足するようになったことから、平成１９年度からは学部４年生も配置している。

教員間の教務に関する連絡調整を行うための枠組みとして、学部に教務委員会を設置し、その主導で科目連絡会を実施している。科目連絡会は、個々の専門科目について、担当教員と任意の教員で構成され、授業内容に関する検討を行っている。また、同一コースにおける科目間の連絡調整を行う枠組みとしては、コース科目会議を開催している。

イ　点検・評価

大学設置基準で定めるソフトウェア情報学部の必要専任教員数１７人に対して、現在、専任教員５１名を配置しており、基準を上回っている。専任教員一人当たりの在籍学生数は１４．１人である。専任教員における教授の割合は３７．３％であるが、これは、本学部の教育目標等や教育課程の内容に基づき、原則として教授１名、准教授１名及び講師１名で構成する小講座制をとっているためである。

開設授業科目における専兼比率のうち、専門教育については前期で９０．２％、後期で８９．７％となっている。専門科目のうち主要な授業科目である専門共通科目、コース科目、展開科目及び卒業研究・製作は、全て専任教員が行っており、教育目標を達成していくうえで健全な編成になっていると判断している。また、直近４年間の授業担当負荷を基に、特定の教員に負荷が偏らないよう教務委員会で調整を行うことにより、負荷のバランスをとっている。また、担当可能な授業科目の調査も数年に一度実施しており、主要な授業科目に専任教員を配置する仕組みとして有効に機能していると考えている。

教員の年齢構成では、若手の教員の割合が高くなっている。これは、小講座制による教員の定員の原則により、比較的准教授や講師が多くなっていることと、開学当初から教員の定年等による退職の補充として、ソフトウェア情報学という学問領域の特性から若手教員に入れ替えが進んだ結果である。

また、女性の割合が高いとはいえない一方、社会人経験を有する教員や外国人教員は多い。教員の採用に際して、社会人経験についても評価の対象としているが、性別や国籍は問わないことから、厳正な採用の結果としての状況であり、妥当なものと考えており、この採用の方針は今後も継続されるべきである。

ＴＡについては、積極的に導入を推進してきているが、採用人数などをチェックし、評価している。今後懸念される問題点としてはＴＡの確保があげられる。平成１９年度から募集対象学年を学部４年生まで拡大したが、今後アンケート調査を実施する等により、評価を行う必要がある。

教員間の連携協力の仕組みとしている科目連絡会について、継続的に実施を呼びかけており、特に同一科目を複数の教員で担当する場合の授業内容や評価方法のすり合わせが行われるなど有効に機能している部分があるが、全体としては、取組みが低調となっている。コース科目会議については、調整の結果、講義を複数の教員で担当する形式に移行するな

ど教員の負荷を分散する効果がみられる。

ウ　改善方策

教員の配置状況については、基本的に現在の構成に問題はないと考えているが、より理想的な教員組織を構成するため、現在定員の３名の教員が所属していない講座を中心に教員採用を進める。

ＴＡ制度については、平成１９年度から募集対象として拡張された学部４年生に関して評価したうえで、必要に応じて改善を図っていく。

科目連絡会等の取組みについては、教務委員会により、実施記録をとりまとめ、情報共有を図るなどの支援を行い、連絡調整機能の円滑化を図る。

（２）教員の募集・任免・昇格に対する基準及び教育研究活動の評価

ア　現状

教員の採用や昇任にあたっては、全学で規定している教員選考基準及び手続内規に則るとともに、学部内でもソフトウェア情報学部専任教員の採用および内部昇格のための選考基準（学部内規）を定めて運用している。この内規では、全学の選考基準に定めるもののほか、学部における要求分野との適合性、人物、教育、研究、大学運営、社会貢献を総合的に評価することとして、学位や職制ごとの教育業績、研究業績、大学や学会における運営実績、社会貢献等の基準について、教授会の合意を得て具体的に定めており、教授会で選出する選考委員会が採用・昇任の審査にあたっている。

法人化後２年間の採用実績は次のとおりである。

【平成１７年度～１８年度の採用実績】

①　平成１８年４月　基盤ソフトウェア学　教授１名

②　平成１８年７月　データベースシステム学　教授１名

③　平成１８年９月　情報システム構築学　講師１名

教員の教育研究活動の評価については、全学で実施している目標設定と達成度による教員の業績評価実施要領に従い、所属教員の評価を行っている。ソフトウェア情報学部では、小講座制をとっていることから、講座長として教授が講座所属の准教授や講師等を評価し、教授についてはその講座運営も含めて学部長が評価する仕組みで実施している。

なお、教員の教育研究活動の評価と採用、昇任基準は連動していない。

イ　点検・評価

教員の採用、昇任については、全学的な選考基準と学部の内規に基づき、手続内規に従って適正に行っている。採用、昇任基準については、大学院研究科の専任教員となることも考慮して定めており、学部と研究科が一体となった教員組織として、妥当なものと考え

ている。学部の内規においては、従来の基準が研究業績に重きを置き過ぎていた点を反省し、人物を含め、総合的に評価するよう改善したものであるが、運用上の課題等について評価していく必要がある。

教員の教育研究活動の評価については、学部の実状に合わせて実施し、教員のモチベーションの向上に一定の役割を果たしている。

ウ　改善方策

教員の採用、昇任に係る学部の内規について、学部内にプロジェクトチームを設置し、これまでの実績を踏まえ、選考基準変更の必要性や運用の適切性に関することも含めて課題を洗い出し、学部運営会議等で必要に応じて改善を図っていく。

教員の採用、昇任及び教育研究活動の評価については、適正に実施しており、今後も継続して実施しながら、必要に応じて見直しを図っていく。

Ⅴ　総合政策学部

（１）教員組織

ア　現状

総合政策学部は総合政策学科１学科であり、学部として教員組織を構成している。

入学定員１００人、収容定員４２０人に対して、専任教員は教授１９名、准教授１４名、講師６名で３９名を配置している。年齢構成は、３０歳以下０名０．０％、３１～４０歳１１名２８．２％、４１～５０歳１２名３０．８％、５１～６０歳１３名３３．３％、６１歳以上３名７．７％であり、女性教員の割合は７．７％となっている。外国人教員は２名在籍している。３９名のうち２８名の教員は社会人としての経歴を有している。

開設授業科目における専兼比率は、次のとおりとなっている。

【開設授業科目における専兼比率】

区分		必修科目	選択必修科目	全開設科目
前期	専門教育	１００．０％	９３．２％	８７．９％
	教養教育	８０．０％	１００．０％	９８．０％
後期	専門教育	１００．０％	８９．８％	８７．１％
	教養教育	８０．０％	１００・０％	９８・０％

開講している専門科目のうち専任教員が担当している科目は、専門基礎科目９科目全科目、基幹科目１２科目全科目、展開科目５７科目中４４科目、情報・数理科目７科目全科目、演習・実習科目２１科目中２０科目、卒業論文・研究１科目全科目、教職関連科目２３科目中３科目であり、全１３０科目中の７３．８％にあたる９６科目である。

教授から講師までの全教員が１科目以上の専門講義科目を担当し、３年次以降各教員に配属された学生に対し、専門演習及び卒業論文を行う。基礎演習及び実習については、コース・講座の特性を踏まえて、単独又は複数教員による分担により実施している。

専任教員による授業を円滑に行うため、特に、野外実習、調査実習が多い環境政策講座、地域政策講座には助手を各１名ずつ配置しているほか、教員や講座等の要望に基づき、ＴＡ制度を実施している。平成１８年度は、４科目について大学院生をＴＡとして配置した。この助手及びＴＡは、各講座及び科目担当専任教員の指導を受け、実習及び担当科目の指導及び補助を行い、講座及び教員の支援を行っている。

現行カリキュラムに基づく教員間の連絡調整等は、学部教務委員会が行い、その結果を教授会において適宜報告し、審議している。

イ　点検・評価

大学設置基準で定める総合政策学部の必要専任教員数１４人に対して、現在、専任教員３９名を配置しており、基準を上回っている。専任教員一人当たりの在籍学生数は１１．

５人であり、少人数教育の実施を可能にしている。

開設授業科目における専兼比率のうち、専門教育については前期で８７．９％、後期で８７．１％となっているが、文科系と理科系にまたがる幅広い領域をカバーするため、多様な専門分野の教員を必要とする学部の特性から、一定程度外部人材に依存していることによるものであるが、専門科目のうち主要な授業科目である専門基礎科目、基幹科目、演習・実習科目、卒業論文・研究はほぼ全てにわたって専任教員が行っていると同時に、必修科目はすべて専任教員が担当しているなど、主要な授業科目は専任教員が担当する体制として確立されているものと評価している。

一方では、教授から講師に至るまでの教員の専門分野の重なりがほとんどなく、特異な分野も含まれるため、欠員が生じた場合その補填が困難な状況が生じている。

教員の年齢構成において、特定の年齢層に大きな偏りはみられない。各職制の構成比率をほぼ反映しており、相対的な業績評価を困難にしている多様な専門領域の研究者で構成されている学部の性格上、妥当なものと考えている。

実学実践という教育目標を学部全体として実現していくため、平成１９年度から、行政・経営コースの主要教科に対応する実習科目を新設したことから、専任教員の教育研究を支援する人的補助体制については強化が必要である。

ウ　改善方策

平成１７年度の法人化前後に、定年等により１２名の教員が退職となったこともあり、開学当初の構成メンバーの半数以上が交替し、それに伴い担当科目の負担のアンバランスや科目と担当教員の専門性との適合性に若干の不具合が生じていることから、カリキュラムの再編や教員採用において考慮しながら、是正を図っていく。

人的補助体制の強化については、現在大学院生に限って実施しているＴＡの配置について、学部生で既に該当科目を履修している学生まで対象を広げて実施することを検討するほか、教員相互の支援についても検討していく。

（２）教員の募集・任免・昇格に対する基準及び教育研究活動の評価

ア　現状

教員の採用や昇任にあたっては、全学で規定している教員選考基準及び手続内規に則るとともに、学部内でも総合政策学部教員候補選考（採用・昇任）基準（内規扱い）を定めて実施している。教員候補選考基準では、共通事項として学位等について定めるとともに、職制ごとに、教育活動、研究活動、大学運営、社会・地域貢献の４つの活動領域について定量的に設定し、採用・昇任の審査にあたっている。学部に設置し、選考を進める選考委員会は、人事委員会選出の委員１名と教授会において選出する委員２名（いずれも教授）からなる３名で構成し、募集内容を定めて公募を行うとともに、書類審査を経て候補者を

絞り込み、原則として面接を行って候補者を決定している。選考にあたっては、文科系から理科系まで幅広い研究分野・領域の教員で構成している学部の特性に鑑み、それぞれの分野・領域の特性、差異を認識したうえで、公平性、客観性を確保するよう留意している。法人化後２年間の採用実績は次のとおりである。

【平成１７年度～１８年度の採用実績】

○　平成１８年４月　国際環境政策分野　教授１名

教員の教育研究活動の評価については、全学で実施している目標設定と達成度による教員の業績評価実施要領に従い、所属教員の評価を行っている。総合政策学部では、学部長を委員長とする学部教員業績評価委員会を構成したうえで実施しており、学部長及び学部長が指名する教授２名が評価にあたっている。

なお、教員の教育研究活動の評価と採用、昇任基準は連動していない。

イ　点検・評価

教員の採用、昇任については、全学的な選考基準と学部の基準に基づき、手続内規に従い、適正に行っている。結果として、学部の教育研究内容に適合する人材が確保できているとともに、研究教育能力や実績を適切に評価した昇任が実施できている。採用、昇任基準については、大学院研究科の専任教員となることも考慮して定めており、学部と研究科が一体となった教員組織として、妥当なものと考えている。

教員の募集にあたっては、公募を原則としており、学部の性格上、国の行政機関や独立行政法人、財団法人等にも採用案内を行い、それらの機関に所属する者から応募や推薦があれば、その経歴、業績等を勘案して積極的に採用している。ただし、公募をかけても適当な候補者が選考できなかった場合には、公募によらず採用が行われている事例があり、特に、採用決定まで時間を要する手続きであることから、留意しながら、手続きを進める必要がある。

教員の教育研究活動の評価については、学部の実状に合わせて実施し、教員のモチベーションの向上に一定の役割を果たしている。

ウ　改善方策

教員の採用、昇任及び教育研究活動の評価については、適正に実施しており、今後も継続して実施しながら、必要に応じて見直しを図っていく。

なお、教員採用にあたっては、採用決定まで時間を要することから、計画的な選考作業を進めていくよう努める。

Ⅵ　共通教育センター

（１）教員組織

ア　現状

共通教育センターは、本学において人間性を培う教養教育を積極的に推進するため、平成１８年度に設置したものであり、専任教員を配置して教員組織を構成し、センター長を中心に運営会議、教授会を設置している。

センターが実施運営する教育科目は４学部の共通部門であり、その種類は、基礎科目（英語、情報処理、入門演習）、教養科目（問題論的アプローチ科目、外国語）、保健体育、外国語自由聴講科目にわたり、９４科目に及ぶほか、全学に共通する教職専門科目を所管している。

共通教育センターは、共通教育に関して研究し、各学部の専門教育と連携する一方で、全学から多数の教員の参加を得て、共通教育を効果的に実施する企画運営を行うため、英語の担当教員５名、英語以外の外国語としてドイツ語、フランス語、ロシア語、スペイン語、中国語、韓国語の担当教員各１名、体育実技担当教員２名、教職を専門とする教員２名の計１５名の専任教員を配置している。この職制ごとの内訳は、教授５名、准教授７名、講師３名となっている。年齢構成は、３０歳以下０名、３１～４０歳１名（６．7%）、４１～５０歳１０名（６６．７%）、５１～６０歳４名（２６．７%）、６１歳以上０名であり、女性教員の割合は４０．０%、社会人からの採用実績はなく、外国人教員は４名となっている。

本学の共通教育は、共通教育センターの専任教員が外国語科目、保健体育科目、教職専門科目を直接担当するほか、各学部の教員が分担して行うことから、センターはその企画調整を円滑かつ効果的に行うため、専任教員以外に各学部の教員４名を指名し、兼任教員としてセンターに配置している。兼任教員は、センターの所属教員として、共通教育の企画運営を分担のうえ担当するとともに、専任教員とともに教授会を構成する。また、共通教育調整会議や共通教育推進会議を開催し、センターが企画する共通教育に関して全学的に検討しながら、科目担当者会議で科目ごとの調整を行う枠組みとしている。

こうした体制で共通教育を実施している結果として、英語の一部を非常勤講師が担当するほか、本学の専任教員が圧倒的多数の共通教育に係る授業を担当しており、専兼比率は次のとおりとなっている。

【開設授業科目における専兼比率】

区分		必修科目	選択必修科目	全開設科目
前期	教養教育	８０．０%	１００．０%	９８．０%
後期	教養教育	８０．０%	１００・０%	９８・０%

全学共通教育においては、英語、外国語、情報処理の授業を円滑に行っていくため、支

援職員を配置している。情報端末を整備している語学学習室で行う英語と外国語の授業においては、授業補助員を置き、主にＣＡＩシステムの操作やプログラムやコンピュータ操作に不慣れな学生に対する指導などを行う。情報処理の授業では、大学院生や学部４年生をＴＡとして配置し、グループ作業を主体とする演習に参加し、担当教員と連携・協力しながら、授業の支援にあたっている。いずれも教育・学生支援本部と共通教育センターの密接な連携の中で、教員との連絡調整を行っており、特に、情報処理では、担当教員がタスクフォース（特別作業班）を組織し、役割分担しながらＴＡの指導等を組織的に行う体制を構築している。

イ　点検・評価

共通教育センターは、本学における全学共通教育を主体的に実施運営する重要な機能を担っており、全学共通教育の実施に関する枠組みの構築によって、ほとんどの共通教育科目が本学の専任教員によって実施できているが、一方で、センター専属の教員が直接担当していない教科目群があることは将来的に懸念材料である。学部からの兼任教員をセンター教授会の構成員として配置していることは、この点への配慮として評価できるが、兼任教員は２年任期としていることから、任期ごとに入れ替わることが想定され、業務の継続性や経験の蓄積等に影響が出ることが懸念される。

センターの専任教員の年齢構成が４１～５０歳の年齢層に集中しており、現在行われている定数管理上は教授職が４名となっていることから、今後の昇任等において、職制の不足が懸念される。

教育研究支援職員として配置している授業補助員及びＴＡについては、授業を円滑に進める上で欠かすことのできない存在となっているが、一方では、支援職員を配置している授業が、コンピュータ教室だけとなっているほか、授業だけではなく、教材製作等についても人的補助体制の拡充を求める声がある。また、授業の配置によっては、同じ時間帯で複数の教室を補助しなければならない状況もあり、調整上の過大となっている。

ウ　改善方策

共通教育センターが、将来にわたって円滑かつ効果的・効率的に全学共通教育センターの実施を担っていくための枠組みに係る懸念については、まだセンターを設置して間もないこともあって、現在のところ顕在化していないことから、今後の運営状況を点検・評価しながら、必要に応じて改善を図っていく。

センターの専任教員の職制については、全学的に教員の定数等を検討していく中で、議論することとなる。

共通教育の実施に係る人的補助体制については、共通教育調整会議、共通教育推進会議及び科目担当者会議等において、課題の整理等を行いながら、継続的に議論し、充実を図っていく。

（２）教員の募集・任免・昇格に対する基準及び教育研究活動の評価

ア　現状

教員の募集・任免・昇格については、共通教育センター設置後まだ実績がない。今後、必要が生じた際には、全学で規定している教員選考基準及び手続内規に則り実施する。

教員の教育研究活動の評価については、全学で実施している目標設定と達成度による教員の業績評価実施要領に従い、所属教員の評価を行っている。共通教育センターでは、センター長が所属全員の面接・評価を実施している。

イ　点検・評価

教員の採用、昇任について必要が生じた際に、全学的な選考基準と手続内規に従って適正に選考を行っていくため、共通教育センターとしての具体的な基準や手続きを検討しておくことが必要である。

教員の教育研究活動の評価については、学部の実状に合わせて実施し、教員のモチベーションの向上に一定の役割を果たしている。

ウ　改善方策

教員の採用、昇任に関して、共通教育センターとしての具体的な基準や手続きを検討し、定める。

教育研究活動の評価については、適正に実施しており、今後も継続して実施しながら、必要に応じて見直しを図っていく。

第２　大学院研究科

Ⅰ　全学

ア　現状

本学においては、大学院研究科の専任教員は全て教員組織としての学部に所属する教員が兼務しており、大きなくくりとしては、大学院研究科の教員も含めて学部単位の教員組織としているものであるが、組織規則により、大学院研究科に属する専任教員による教員組織も構成することができることとしており、各研究科とも大学院研究科に関する教員組織を構成している。

このため、大学院研究科の教員組織に関するほとんどの内容は、大学・学部と共通するものである。

各研究科の教員組織は、学部の専任教員のうち、大学院の各課程において授業又は研究指導を担当する専任教員で構成している。ただし、大学院生の受入状況、研究領域等の状況によっては、実際に授業又は研究指導に従事しない教員も生じる。

教員の研究を支援する人的補助体制は、学部における体制と共通するものであり、大学院に関する特別の研究支援職員は配置していない。

研究科に所属する教員の募集・任免・昇格に関する基準及び手続きについては、学部の専任教員としての採用、昇任として行い、研究科の授業や研究指導を行う資格を有する者が、研究科における教育課程の編成状況に応じて研究科の担当教員となる。教員の募集に際しては、各学部において、研究科の担当となる可能性があることを明確に示すとともに、選考審査においても配意している。

研究科を担当する教員については、各学部、研究科の課程の編成等の場面において、その業務量の負荷が考慮されているが、公立大学法人岩手県立大学給与規程に基づき、その職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労環境その他の勤労条件に鑑み、給料を調整して支給する手当てを行っている。

教育・研究活動の評価は、学部の教員として、全学的に実施している目標設定と達成度による教員の業績評価により行い、評価の対象となる活動領域のうち、教育活動、研究活動については研究科を担当する教員であることを配意して、評価している。

イ　点検・評価

各研究科に属する教員は全て学部に所属しており、学部と研究科における教育の接続や継続性といった観点から、学部と一体的な教員組織として有効に機能していると同時に、大学院研究科としても、それぞれ教員組織を構成することにより、その特性に配慮した課程の編成等を担保している。

研究科を担当する教員については、学部等の教育課程の編成等においても業務量の負荷

が配慮されるとともに、給料も調整しているところであるが、特に、社会人の大学院生を受け入れている場合など、夜間や土日に指導する場面が生じ、どうしても業務量が多くなる状況があり、課題となっている。

ウ　改善方策

研究科の担当教員に関する業務の負荷については、各学部・研究科において一層的確な調整を進めるとともに、全学的な人的補助体制や勤務条件等も含めて包括的に検討し、改善を目指していく。

Ⅱ　看護学研究科

ア　現状

大学院教育に係る全教員が看護学部との兼務である。

看護学部の教員組織の中で、研究科の担当教員として、教授１２名、准教授９名、講師３名の計２４名を配置し、研究科の教員組織を構成している。

博士前期課程は、基礎・管理看護学領域、母子看護学領域、成人・老年看護学領域、地域看護学領域の４領域の教育研究領域で構成し、入学定員１５人、収容定員３０人の大学院生に対し、教授１１名、准教授９名、講師３名が教育と研究指導にあたる体制としている。

専門科目として、共通必修科目２科目、共通選択科目１０科目中４科目、専門分野選択科目２８科目、実習科目３科目、研究指導科目１１科目を専任教員が担当している。

博士後期課程は、実証看護技術学領域、女性健康看護学領域、地域健康看護学領域の３領域の教育研究領域で構成し、入学定員５名、収容定員１５名の大学院生に対し、教授９名、准教授２名が教育及び研究指導にあたる体制としている。

専門分野選択科目２０科目中１２科目、研究指導科目３科目を専任教員が担当している。

開講授業科目に対する専兼比率は次のとおりである。

【開講授業科目に対する専兼比率】

区分		必修科目	選択必修科目	全開設科目
前期	専門教育	１００．０％	９２．９％	９３．１％
後期	専門教育	１００．０％	８８．９％	８９・３％

研究科を担当する教員の資格については、研究科委員会で協議し合意した資格基準により、研究科委員会が資格審査を行うこととして、運用している。

イ　点検・評価

博士前期課程、後期課程とも、学生収容定員に対して、専任教員１人あたり１～２人程度の学生の指導にあたる体制としている。必修科目や研究指導科目など主要な科目は専門専任教員が担当しており、妥当な教員配置であるといえる。

一方では、研究指導資格を有する教員の定年退職により、新たに研究指導に携わる教員の指導経験が十分ではない状況もあることから、研究指導資を有する主指導教員と科目担当教員が副指導教員となり、複数指導体制をとりながら、充実した大学院教育の提供に努めている。しかし、専任教員間内において指導担当学生人数のばらつきみられ、教員間の負荷量の差異が顕著になりつつある。

ウ　改善方策

平成１９年度から領域ごとの責任者を明確にするとともに、研究分野や研究領域を越え

て、教育研究指導を行う体制として複数指導体制の強化を図った。研究科での指導学生を多く有する教員の学部担当科目の調整や他の業務との調整について検討することが必要である。

Ⅲ　社会福祉学研究科

ア　現状

大学院教育に係る全教員が社会福祉学部との兼務である。

社会福祉学部の教員組織の中で、研究科の担当教員として、教授１３名、准教授９名、講師１名の計２３名を配置し、研究科の教員組織を構成している。

博士前期課程は、福祉政策系、福祉臨床系、臨床心理系の３領域の教育研究領域で構成し、入学定員１５人、収容定員３０人の大学院生に対し、教授１２名、准教授９名、講師１名が教育と研究指導にあたる体制としている。

基盤科目６科目、専門科目として、特定科目１１科目中８科目、特殊課題科目１９科目中１３科目、演習・実習１８科目中１７科目、研究指導科目２科目を専任教員が担当している。外部講師が担当しているのは、医学系科目及び高度な専門的実践経験を必要とする科目である。

博士後期課程は、社会福祉理論と関連科学の理論検証を研究する社会福祉総合研究を基礎として、福祉システムの計画と開発、実践理論の検証と有効性の評価といった社会福祉特定研究について、入学定員３名、収容定員９名の大学院生に対し、教授１０名が研究指導にあたる体制としている。

研究指導科目２科目はいずれも専任教員が担当している。

開講授業科目に対する専兼比率は次のとおりである。

【開講授業科目に対する専兼比率】

区分		必修科目	選択必修科目	全開設科目
前期	専門教育	０．０％	０．０％	８７．１％
後期	専門教育	１００．０％	０．０％	８１・３％

イ　点検・評価

博士前期課程、後期課程とも、学生収容定員に対して、専任教員１人あたり１～２人程度の学生の指導にあたる体制としている。研究科の課程で中心となる研究指導科目は専門専任教員が担当しており、妥当な教員配置であるといえる。しかし、教員個々人の専門分野と科目の設定については、なお検討が必要である。

ウ　改善方策

ＦＤの取組みにより教育研究の改善を進めるとともに、研究科構成の改編に合わせて適切な教員組織を目指す。短期・中期の目標を立てて、科目設定と担当等の見直しを行っていく。

Ⅳ　ソフトウェア情報学研究科

ア　現状

大学院教育に係る全教員がソフトウェア学部との兼務である。

ソフトウェア情報学部では、教授１９名、准教授１５名、講師１７名の計５１名全員を研究科の担当教員としており、研究科として教員組織を構成している。

大学院生は各講座に配属しており、講座の複数の教員が指導する体制をとっており、博士前期課程の入学定員４０人、収容定員８０人、後期課程の入学定員５名、収容定員１５名の大学院生に対し、基盤情報システム領域、知能メディアシステム領域の２領域の教育研究領域で構成し、基盤情報システム領域では２５名、知能メディアシステム領域では２４名の教員が教育と研究指導にあたる体制としている。

前期課程の専門科目３６科目中３４科目、研究指導科目４科目、後期課程の研究指導科目２科目を専任教員が担当している。

開講授業科目に対する専兼比率は次のとおりである。

【開講授業科目に対する専兼比率】

区分		必修科目	選択必修科目	全開設科目
前期	専門教育	１００．０％	９１．２％	９２．５％
後期	専門教育	１００．０％	１００．０％	１００．０％

大学院生の指導資格に関しては、ソフトウェア情報学研究科資格案準備委員会を設置し、課程ごとに資格基準を設けている。

イ　点検・評価

複数指導教員調査や講座配属状況を把握することにより、大学院生への教員組織のあり方について検討している。平成１９年度において教員一人当たりの学生数は、博士前期課程で１．２１人、後期課程で０．５４人と、学生数に見合う教員の配置状況であるといえる。また、講座制による複数教員による指導体制により、学生数や学生の年代に見合った多様な研究指導を行うことができている。

学生の指導資格に関する内規については、現状では一度得た指導資格は半永久的に適用されることから、教員のモチベーションに影響する可能性も否定できない。

ウ　改善方策

学生の動向や社会のニーズなどについて調査を実施することにより、大学院の教員組織に係る評価を継続的に行いながら、必要な見直しを図っていく。

Ⅴ　総合政策研究科

ア　現状

大学院教育に係る全教員が総合政策学部との兼務である。

総合政策学部の教員組織の中で、研究科の担当教員として、教授１８名、准教授１４名、講師６名の計３８名を配置し、研究科の教員組織を構成している。

博士前期課程の教育課程では、研究教育領域として、①現代社会の法分野、②経営・経済システム分析分野からなる「法・経済・経営政策系」、③地域変動と住民生活分野、④防災と地域整備分野、⑤生態・景観と環境管理分野からなる「環境・地域政策系」に区分するとともに、⑥「公共政策特別コース」を設定している。

入学定員１５人、収容定員３０人の大学院生に対し、①４名、②７名、③７名、④４名、⑤７名、⑥８名の教員が教育と研究指導にあたる体制とし、基幹科目４７科目中３８科目、ジョイント・タスクワーク１０科目、演習科目２科目、研究指導科目４科目を専任教員が担当している。

なお、公共政策特別コースは、その全てを盛岡駅に隣接する施設の中に設置したサテライトキャンパスにおいて、平日の夜間と土曜日に開講しているものである。

博士後期課程は、より総合性、専門性、独創性の度合いを高めた政策科学の探求のため、行政・経営政策領域、環境・地域政策領域の２領域に統合し、研究指導を行っている。担当教員は、受け入れた大学院生の志望により柔軟に対応する体制であり、研究指導科目２科目について専任教員が担当している。

開講授業科目に対する専兼比率は次のとおりである。

【開講授業科目に対する専兼比率】

区分		必修科目	選択必修科目	全開設科目
前期	専門教育	０．０％	８８．６％	８８．６％
後期	専門教育	０．０％	９５．０％	９５．０％

イ　点検・評価

博士前期課程１５名、後期課程５名という入学定員に対して、兼担ではあるが３８名という担当教員の配置は、十分な教育研究活動を保証するものとなっている。

公共政策特別コースについては、社会人を対象とするサテライトキャンパスで行っていることから、教員の移動と夜間や土曜日といった通常の勤務時間以外の勤務となり、勤務日の割り振り等により調整はしているものの、担当する教員に対する負荷は大きくなっている。

ウ　改善方策

公共政策特別コースについては、受け入れる大学院生の状況を勘案し、担当教員の業務

や勤務シフト等について柔軟に対応しながら、改善策を検討していく。

第６節　研究活動と研究環境

【目標】
①　現代社会の緊急課題等を研究テーマとして、多様な専門分野の研究者が学際的・複合的に研究に取り組み、地域社会に有用な優れた研究成果をあげ、その成果を地域社会に積極的に還元する。
②　研究水準の向上を図るため、民間企業等との研究者交流を積極的に行うなど、適切な研究者等の配置に努めるとともに、全学的研究を推進するための研究資金の重点的な配分や地域連携研究センターを中心とした学内外の連携など研究環境の整備に努める。

Ⅰ　全学

１　研究活動

（１）研究活動

ア　現状

本学は、建学の理念の下に掲げている大学の基本的方向を実現する教育研究の特色として、研究活動について、①学部間連携による共同研究など学際的、総合的な教育研究活動、②地域に根ざした実学・実践重視の教育研究活動、③地域産業の発展に寄与する多様かつ柔軟な研究活動を掲げ、各学部等において研究活動が展開されている。なお、本学では、大学院研究科の教員は全て学部教員が兼務していることから、以下本節においては、全学的事項のほか、学部・研究科として点検・評価する。

本学における教員の研究活動は、開学以来、個人研究を中心に行われてきていたが、法人化に伴い設置した研究・地域連携本部が研究の活性化や支援に係る各種の施策を実行し、現在は概ね次のとおり行われるようになっている。

①　教員個人の研究：基盤研究費を含む個人の研究費により教員個人が行う研究
②　学部等研究プロジェクト：中期計画に定める重点研究課題について学部が行う研究
③　全学的な研究プロジェクト：中期計画に定める研究課題について全学的に行う研究
④　地域課題に対応する研究（メニュー研究）：自治体や企業等の課題に対応し、学内で研究体制を調整して行う研究

このうち、平成１７年度の法人化を契機として、学部横断体制によるミッション研究として５つの全学的なプロジェクト研究に取り組む一方、学部においては、学部等研究プロジェクトとして、学部の特色を踏まえた専門分野の固有な課題について取り組んでいる。このプロジェクト研究にあっては、学部の自主性のもとプロジェクト化を図るなどにより

実施しており、研究テーマについては、ほぼ毎年、同様のテーマとなっている。

こうした研究活動により、教員それぞれが学会等における活動を行う一方で、地域に出かけ、あるいは企業等と共同研究するなど、実学実践による研究活動を実行している。

研究活動の成果は、教員が学会等の活動の中で発表するほか、各学部では、毎年度作成している紀要等に採録して発刊している。また、自治体や地域、企業等に対しては、報告書や課題解決のための技術・知見・システム等といった形で、課題解決等への直接的な成果となっている。

イ　点検・評価

教員個人の研究のほか、学部等による研究プロジェクトや全学的な研究プロジェクト、あるいは地域課題に対応する研究プロジェクト等を実施していることにより、学際的・総合的な研究活動が実学実践の下で行われ、地域の発展につながっていくということを、目に見える形で実行しているものであり、本学の理念や基本的方向を体現している。

特に、全学プロジェクト研究からは、知的財産権の創出や県内自治体との包括的連携協定の締結に繋がる成果が出るとともに、学部プロジェクト研究からは、文部科学省のＧＰプロジェクトを獲得した学部もあるなど、一定の成果が挙がったものといえる。ただし、全学プロジェクト研究については、学部横断体制の弊害として学部色を払拭できずに参画する学部ごとの予算分配に陥るケースが出る一方、学部プロジェクト研究については、単なる学部内教員への研究費の均等分配となっている事例が発生するなど、課題も浮き彫りとなった。

一方、各学部が所属教員の研究活動に係る成果の発表の場として、それぞれ独自に紀要等を刊行していることは、研究者コミュニティーとしての学部活動として評価できる取り組みであり、また、大学として研究活動を内外に発信する取組みでもあり、今後とも継続すべきものであるが、各学部の紀要等のような論文等の成果公表の機会は、全学的なレベルとしての取組みはなされていないため、その取組みが必要である。

また、論文等の研究成果発表については、統合的な基礎データが存在しないため、定量的な把握が全学的になされていない状況であった。平成１９年１０月に教員の教育、研究、社会貢献等の業務実績のデータベースである研究者情報システムを構築したことから、このデータベースを基にした調査把握が可能となったことについては評価でき、今後は毎年度継続的に把握し、検証していくことが必要である。

ウ　改善方策

全学又は各学部で行う研究プロジェクトは、平成１７年度に枠組みを構築し実施してきたが、平成２０年度から全学プロジェクト研究については、課題や成果を検証したうえで、後継の重点研究として「課題研究」を実施することとし、学部プロジェクト研究については、学部への研究費定額配分から研究計画申請方式に転換し、学部長による学長への研究計画プ

レゼンテーションを踏まえ、配分決定することとしている。

研究成果の発表についての全学的な取組みとしては、寄稿による未発表論文等の発表を主たる目的とする各学部の紀要等とは趣を異にした形態で、本学の研究成果の概要をわかりやすく地域社会に発信する成果概要集的なものの発行を検討する。

また、本学の論文等の研究成果の発表状況の定量的な把握にあたっては、研究者データベースの情報等を基に毎年継続的に把握する。

（２）研究における国際連携

ア　現状

本学においては、米国２大学、中国１大学１公設研究機関及び韓国２大学の６大学等と国際交流協定を締結している。協定を締結している中国の河北省社会科学院と本学の総合政策学部が一時共同研究を実施したことはあるものの、その交流はほぼ留学生交流が中心となっている状況である。

イ　点検・評価

国際交流締結大学との交流については、現段階は、主に中国や韓国の大学からの留学生受け入れとなっており、研究交流への展開をも視野にいれた取り組みを検討していく必要がある。

各学部の教員が取り組んでいる国際共同研究についてはその成果が表れており評価できる。また、国際的な研究グループを教員が立ち上げ、継続的に国際研究会議を継続していることは評価されるものの、大学として、その活動なり成果を活かすまでに至っていない。

ウ　改善方策

国際交流締結大学を含めた海外大学等との研究連携を促進するため、海外研究者を招聘した国際学会やシンポジウムの開催助成を平成１９年度から制度化したところであり、今後のその活用状況について検証していく。

（３）教育研究組織単位間の研究上の連携

ア　現状

本学は、附置研究所を設置していないが、学内の特色ある研究シーズを基盤として、本学教員が所長となり、学外研究者と積極的に連携し、外部研究資金の獲得や研究成果の地域還元等による研究活動を学外にも分かりやすく展開するため、平成１８年度に研究・地域連携本部が枠組みを創ったプロジェクト研究所がある。

教員の発意を重視したプロジェクト研究所は、原則５年間限度のプロジェクト型研究を

本学が支援する仕組みであり、必要に応じ、学外研究者を客員教授等に委嘱するとともに本学の大学院生をリサーチアシスタントとして研究・地域連携本部が配置している。

現在、次の８つのプロジェクト研究所が設立されており、うち７研究所は地域連携研究センターに入居し研究活動を実施している。

① テラヘルツ応用研究所：（所長　研究・地域連携本部教員）
テラヘルツ波による測定実験及び応用研究

② 組込技術研究所：（所長　研究・地域連携本部教員）
組込みソフトウェアの研究開発及び組込技術者の育成

③ ソフトウェア戦略研究所：（所長　ソフトウェア情報学部教員）
ソフトウェア開発方法論及びメンテナンスフリーソフトウェア開発手法の研究開発

④ 地域防災情報研究所：（所長　ソフトウェア情報学部教員）
大規模災害情報ネットワークシステムの開発

⑤ 先端情報伝達研究所：（所長　ソフトウェア情報学部教員）
超高速赤外線データ放送技術の応用開発

⑥ 産業メディア研究所：（所長　総合政策学部教員）
新しい放送メディアの開発や高度技術・技能の伝承育成のためのメディア研究開発

⑦ 先端可視化研究所：（所長　ソフトウェア情報学部教員）
３次元画像の応用研究開発

⑧ 地域づくり研究所：（所長　総合政策学部教員）
自治体等と連携した政策担当職員の能力向上と具体的な政策立案の支援

また、平成１７年度の法人化を契機に、大学として現代社会の緊急課題に学際的・複合的に取り組むため、全学的な重点研究プロジェクトとして本学の中期計画にも位置づけ、５つの全学プロジェクト研究を立ち上げ、推進している。

この全学プロジェクト研究の推進にあたっては、学部横断的なプロジェクトチームを編成し、プロジェクトリーダーやサブリーダーを配置した体制としている。プロジェクト全体の進捗管理にあたっては、研究・地域連携本部の本部長及び担当本部長補佐が全体統括している。

全学プロジェクト研究の概要は次のとおりである。

① テラヘルツ応用研究プロジェクト：（リーダー　研究・地域連携本部教員）
光と電波の中間的な性質を持つ特殊な電磁波「テラヘルツ」は照射される対象を壊すことなく検査や診断に用いられ、医療・福祉・生命科学・画像工学など多くの分野での活用が見込まれている。その研究開発を担う共同事業体を立ち上げ、ＩＴ・バイオテクノロジー・環境科学・モノづくりなどの産業集積を促す。

② 少子高齢研究プロジェクト：（リーダー　社会福祉学部教員）
健康管理と生活支援を目的に、統合化された情報システムを構築。その活用を図り、地域での運用価値が高まるよう体制を整える。

③　環境研究プロジェクト：（リーダー　総合政策学部教員）

地方自治体の政策づくりに参画し、環境条例などの制定をサポートする。

④　地域専門職高度化プロジェクト：（リーダー　看護学部教員）

遠隔教育で、時代にふさわしい高度な専門職の育成を図ります。看護職・福祉職・行政職などを対象に学習機会を提供するとともに、継続的なレベルアップに結びつける。

⑤　共創メディア研究プロジェクト：（リーダー　ソフトウェア情報学部教員）

コミュニティーＦＭ局の開局を検討。地元企業とのタイアップを踏まえ、放送する番組・情報（コンテンツ）の制作技術を高めるとともに、メディアを普及させるための研究と実践を展開する。

なお、本研究は、平成１７年度から平成１９年度までの原則、3ヵ年の期間で終了することとしている。

研究上の大学共同利用機関及び学内共同利用施設は設置していない。

イ　点検・評価

プロジェクト研究所については、積極的に産業界や他大学の研究者との連携を図りながら、研究活動を展開しており、テラヘルツ応用研究所では、全国的にも数が少ないテラヘルツ波測定装置を有し、岩手大学や岩手医科大学などの研究者と連携しながら先端的な研究開発に取り組んでいる。

また、組込技術研究所では、県内ＩＴ企業等との組込技術研究会を組織し、人材育成や大手ＩＴ企業との共同研究開発を実施しており、成果が出始めてきているプロジェクト研究所もある。

しかし、プロジェクト研究所については、設立後３年目から自立し外部研究資金で運営することを一つの目的としていたが、この面からは、いまだ、十分な外部研究資金の獲得には至っていないという課題がある。

全学プロジェクト研究については、学部横断的なプロジェクトチームの編成による、全学的な研究プロジェクトの取組みは、本学として意欲的な初めての試みであり、学部を越えた教員の協働がなされたことにより新たな発見や新たなシステム構築につながるとともに、本研究を通じて県内自治体との連携が強化されたり、また、成果としての論文発表や知的財産権の創出がなされるなど評価できる。

一方、プロジェクト研究テーマだけが先行し内容の絞込みが不十分なままであったり、学部横断の弊害として、プロジェクト内の研究テーマの学部色が強くなり、プロジェクトテーマとの関連が薄い研究も実施されるなど、プロジェクトとしてのまとまりに欠ける側面もあり、学部横断プロジェクトの体制や運営の難しさといった課題がある。

ウ　改善方策

教員の発意を重視したプロジェクト研究所は、本学の新たな研究活動の仕組みであり、設

置の効果や運営の課題等の評価を実施したうえで、全学的な展開方法を検討する。

全学プロジェクト研究については、原則として平成１９年度で終了することとしているが、全体的には一定の成果を収めた一方で、いくつかの反省点も得られたので、各プロジェクトの個別評価を踏まえ、平成２０年度から後継事業として実施する「課題研究」は、県立大学らしさを創出することを目的として、取り上げるテーマや計画の作成、研究体制の構築方法などに今回の教訓を活かしていくものとする。

２　研究環境

（１）経常的な研究条件の整備

ア　現状

（ア）学術研究費

教員に配分する学内研究費を本学では学術研究費と称しており、平成１７年度の法人化の際に、教員としての基本的な研究活動のために専任教員すべてに配分される「基盤研究費」、学部の特色ある研究活動のために各学部に配分される「学部プロジェクト等研究費」、そして本学の重点研究として位置づけられる学部横断的なプロジェクト研究である全学プロジェクト研究及び競争型のいわゆる学内科研費としてのメニュー研究とで構成する「全学プロジェクト等研究費」の３区分の体系としている。学術研究費の体系は、次のとおりである。

【学術研究費体系（平成１９年度）】

区　分		交付対象	内　容	備考
基盤研究費		専任教員	基本的な研究活動費 基本額（講師以上５０万円、助教３０万円）	
学部プロジェクト等研究費		学部等の長	各学部長、共通教育センター長、各短大部長に交付	
	学部等研究プロジェクト費		学部等が中期計画に定める重点研究課題等に取組むための研究費	
	基盤研究補充費		所属専任教員が行う基盤研究を充実・強化するための研究費	
	院生研究指導費		研究科の大学院生及び研究生の指導教員が大学院生及び研究生の調査や学会参加などの研究指導を行うための指導費	
	学会発表促進費		所属専任教員が国内外で開催される学会等での発表等を行うための参加費	
	若手研究者活動		所属助手が研究の円滑な実施に必要とす	平成 19

	支援費		る経費（助手@30 万円）	年度新設
	外部研究費獲得促進費		所属専任教員が外部研究資金を獲得した場合、学部等の研究を推進するための研究費として、別に算定した金額を、随時、学部等の長に交付する経費	
全学プロジェクト等研究費				
重点研究	全学プロジェクト研究	プロジェクトリーダー	中期計画に定める５大プロジェクト研究	
	特認研究プロジェクト		学長が特に必要と認める研究	
メニュー研究	展開･戦略的研究	研究代表者	①当該研究を一段階展開・発展させることにより、格段に研究の推進が期待できる研究 ②国等の競争的外部資金の獲得が期待できる事前の研究	平成１８年度廃止
	地域課題研究	同上	①県の政策的課題に対応した研究 ②地域に貢献する課題に対応した研究	
	公募型地域課題研究	同上	県内の自治体や企業等から募集・選定した地域に貢献する研究	
	地域貢献調査活動研究	同上	①県内の特定団体等の課題に対応した調査研究活動 ②県内の特定地域等の課題に対応した調査研究活動 ③その他、地域に貢献する調査研究活動	
	連携研究	同上	①他学部の教員と共同して取組む研究 ②他大学の教員と共同して取組む研究 ③産業界等の団体や企業等の研究者と共同して取組む研究	
	先端･独創的研究	同上	①世界に通ずる先端的領域の研究 ②独創的な発想、意外性のある着想に基づく研究	

	海外等調査研究	同上	①長期海外等研究員派遣調査研究 　世界水準の学術研究者を育成するための派遣研究（３ヶ月以上１０ヶ月以内） ②創造的海外等学術研究動向調査研究 　地域社会の課題対応や新産業創出の基盤を形成する新たな学術研究課題のための調査研究（２ヶ月以内）	長期研究は学部長推薦による
	学会等開催助成	同上	本学を中心に開催される国際的・全国的規模の学会、研究会及びこれに付随して行われるシンポジウム等	平成 19 年度国際枠新設
	外部研究費獲得促進費	専任教員	獲得した外部研究資金中の間接費の有無に応じ、別に算定した金額を専任教員の基盤研究の推進のために交付する経費	

本学では、教員に配分する研究費については、旅費等の区別を設けていないため、平成１８年度の基盤研究費及び学部プロジェクト等研究費の配分額は大学基礎データ表２９に、また、教員に配分されたこの研究費のうち旅費として支出された実績は、大学基礎データ表３０に示したとおりである。

なお、研究費の執行にあたっては、複数年研究期間内での弾力的な執行や予想できない事項による研究遅延に対応するため、平成１８年度から学術研究費中の基盤研究費及び学部プロジェクト等研究費を除く全学プロジェクト等研究費については、年度末研究費執行残の年度繰越を認めてきている。

①　基盤研究費

基盤研究費は、講師以上の職位者５０万円、助教は３０万円を基本額とし、各教員が、研究費申請書を提出し研究・地域連携本部長が交付配分している。本部長は交付決定にあたっては、所属学部長が各教員の申請書に付している所見に基づき、決定する。学部長の所見は、所属学部教員の研究活動の状況を把握していること、また、学部内のルールを配慮し、学部長の裁量を反映させるものとして設けているものである。

【平成１８及び１９年度学部別配分額】　（単位：千円）

区　分	看護学部	社会福祉学部	ソフトウェア情報学部	総合政策学部	共通教育センター（H18 設置）
基盤研究費	20,340	21,200	25,500	18,400	8,000
	15,700	18,000	26,000	19,500	7,500

注　上段　平成 18 年度　下段　平成 19 年度

② 学部プロジェクト等研究費

「学部プロジェクト等研究費」は、学部等研究プロジェクト費を中心とし、ほかに大学院指導教員を対象とする院生研究指導費、学会発表促進費及び若手研究者活動支援費で構成している。学部等研究プロジェクト費は、各学部に定額で均等配分する（共通教育センターは短大部と同額配分）。

学部等研究プロジェクト費は、学部長の判断でプロジェクト研究費のほか、所属学部教員の基盤研究を補充する経費として学部教員に配分することも認めるとともに、配分額の２０％を上限として直接研究費以外の学部の研究推進や向上に必要と認められる経費に充てることも認めている。

なお、平成１９年度にあっては、この２０％相当額を学部の要望により学部等運営費として学部等研究プロジェクト費から切り離して配分している。

院生研究指導費は、大学院生や研究生の調査研究及び学会発表等指導のための経費として、学部長が大学院担当教員に上乗せ配分するものである。院生研究指導費（予算額：１１，５００千円）の学部への配分は、予算額の７割を院生数及び研究生数により按分し、３割を学部に均等に配分している。なお、大学院指導教員数で予算額を除した一人あたりの金額は１００千円となっている。

学会発表促進費は、教員の学会等での研究成果発表活動や学会役員等による諸活動を促進するため、平成１８年度から制度化したものであり、予算額（３０，７１１千円）の７割を学会出張実績額による按分比により、また３割を教員数による按分比により積算し各学部に配分している。

また、ソフトウェア情報学部には、２０の講座研究室があるが、この講座の教育・研究環境としての基礎的環境を維持するためサーバー類のＰＣやソフトウェアライセンス料などの維持経費として別途、１６，０００千円を配分している。

なお、学校教育法の改正により教員の職制が改正されたことに伴い、助手が教育研究の補助者と規定されたため、平成１９年度から基盤研究費の交付対象から助手を外し、新たに若手研究者活動支援費として助手一人当たり３０万円を所属学部に配分している。

【平成１８及び１９年度学部別配分額】　（単位：千円）

区　分	看護学部	社会福祉学部	ソフトウェア情報学部	総合政策学部	共通教育センター（H18設置）
学部等プロジェクト研究費（基盤研究補充費含む）	16,000	16,000	16,000	16,000	2,400
	12,800	12,800	12,800	12,800	1,920
院生研究指導費	2,211	2,265	4,614	2,410	－
	2,505	2,129	4,406	2,460	－

学会発表促進費	7,305	5,374	10,542	6,382	1,108
	7,305	5,374	10,542	6,382	1,108
サーバー維持費			16,000		
			16,000		
若手研究者活動支援費					
	4,500	1,800	1,200	600	－

注）　上段　平成 18 年度　下段　平成 19 年度

③　全学プロジェクト等研究費

全学プロジェクト等研究費のメニュー研究は、いわゆる学内科研費としての共同研究費である。メニュー研究には、現在、７種目（地域課題研究、公募型地域課題研究、地域貢献調査活動研究、連携研究、先端・独創的研究、海外等調査研究、学会等開催助成）あり、地域に貢献する大学を使命としているため、地域課題をキーワードとした種目を多くしており、本学に所属する教員であれば自由に応募できる制度であり、研究期間は３年以内としている。

採択審査にあたっては、原則、書面審査としており、申請された研究計画申請書を、研究・地域連携本部において書面審査を実施し採択を決定している。ただし、地域課題研究、連携研究及び先端・独創的研究の３種目については、本部が選定した採択候補案件を外部有識者で構成する学術研究費審査委員会が審査（申請教員によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施）を行い、採択又は不採択を決定している。なお、学会開催助成を除く各メニュー研究の採択にあたっては、教員１人１件とし、同一人に複数集中しないようにしている。

申請から採択までの概ねのスケジュールは、４月はじめに研究申請募集要領を学内教員に連絡し、申請書提出期限を５月中旬とし、６月に一次審査、７月に外部審査委員会での審査会を開催し、夏休み前までに採択決定している状況である。

地域の課題をダイレクトに吸い上げ取り組むために、平成１８年度後半に立ち上げた公募型地域課題研究は、県内の自治体、企業、ＮＰＯなどの諸団体から研究テーマを公募し、その応募があったテーマを本学教員が自身の専門分野などを踏まえセレクトし相手方との共同研究課題として取り組むものであり、本部の書面審査や外部審査委員会の審査対象外としている。

研究テーマは県内諸団体から５７件の応募があり、平成１８年度着手分として３件、平成１９年度着手分１３件の合計１６件を採択している。

メニュー研究への申請及び採択状況（公募型地域課題研究は申請件数から除外）は、次表のとおりとなっており、申請件数は平成１７年度が最も多く、以後、減少傾向にある。一方、採択率は、平成１７年度が４８％と最も低く、以後、上昇傾向にあり、３年間の平均採択率は５８％となっている。

なお、平成１８年度の採択件数４７件中の４３件（９１％）は四大部の学部教員であり、

平成１８年度の学部毎の採択結果（新規及び継続の合計）は大学基礎データ表３１に示すとおりである。

また、研究期間が３年間の採択案件については、２年度目に研究進捗状況に関する中間評価をまた、研究終了した案件は研究目標達成度の事後評価を実施している。

【メニュー研究の状況】　（単位：件）

区　分	Ｈ１７	Ｈ１８	Ｈ１９	計	備考
申請件数	７７	４４（１９）	２６（３２）	１４７（５１）	
採択件数	３７	２９（１８）	１９（３２）	８５（５０）	
採択率（%）	４８	６６	７３	５８	

注）１　申請件数のうち、（　）の外数字は新規申請件数、（　）内の数字は継続研究申請件数。
　　２　採択件数は、上記申請件数に応じた採択件数である。
　　３　採択率は、新規申請件数に係る採択率である。

（イ）その他の研究環境

講師以上の教員については、個室の研究室を完備しており、机、椅子、書架、電話などを備え付けている。助教及び助手については、数名が一つの研究室を利用する共同研究室となっているが、当然、机、椅子、書架、電話などを配置している。教員には、１人１台、専用の情報端末を配備している。すべてＬＡＮ接続されており、研究費や旅費などの執行登録もこのパソコンでできる環境となっている。

個室の平均面積は、約３０㎡である。各学部には、演習室や実験室も整備されている。

専任教員は、学部・大学院の授業、自身の研究活動、大学や学部の管理・運営、公開講座の講師や学外の各種委員会等の委員などの地域貢献業務など、その時間配分は教員によって異なっており、その配分は教員個々の裁量に委ねられている。研究に専念する「研究日」の設定や研究のための長期休暇制度は設けていない。

専任教員の担当授業時間を大学基礎データ表２２表に示した。演習、実習の多い学部では、教員間で担当授業時間のばらつきが多い。

なお、平成１７年度の法人化の際に、教員の大学運営業務に携わる時間数を軽減するため、全学的な委員会等を極力つくらない組織体制として、教育・学生支援本部及び研究・地域連携本部が設置されており、それぞれ全学的な業務を担うことによって、教員の活動時間の確保を図っている。

大学として教員の研究活動に必要な研修について特段の措置は講じておらず、教員個々に委ねられているのが実情である。

ただし、学術研究費の競争型のメニュー研究である全学プロジェクト等研究費には、教員の海外等研究機関での自主的な調査や研究活動を行うための種目として、「海外等調査研究」を設けている。この種目には、長期、短期の２種類があり、「長期海外等研究員派遣調査研究」は、３ヶ月以上１０ヶ月以内の期間で国内外の研究機関等において研究活動を行うものを対象とし、研究計画の審査にあたっては、長期にわたることから申請要件と

して学部長の推薦を要件としている。また２ヶ月以内の期間での研究活動を対象とする「創造的海外等学術研究動向調査研究」については、研究計画の審査にあたっては、特に学部長の推薦を要件とはしていない。

なお、教員は、授業等に支障のない限り、自身の研究費の中で国内外の学会や研究会等に自由に参加し、研修機会とすることができる。

イ　点検・評価

（ア）学術研究費

本学の研究費体系は、教員個人及び学部そして重点プロジェクト研究や学内科研費としての競争型研究費から構成されており、教員個人に配分する基盤研究費及び学部に配分する学部プロジェクト等研究費は、それぞれ定額で毎年経常的に配分する仕組みとしていることは、教員なり学部の継続的な研究を実施するうえで安定的に見込める財源となることから評価できる仕組みの一つである。

ただし、県からの交付金財源の削減に伴い研究費予算も削減（１９％）され、平成１８年度は、基盤研究費の基本額を平成１７年度（講師以上の職位者１，０００千円、助手５００千円）に比べ約半減し、学部等研究費については平成１７年度（２５，０００千円）に比べ一律９，０００千円の削減を実施した。このような定額研究費を削減する一方、院生研究指導費（予算額１１，５００千円）や学会発表促進費（予算額３４，８００千円）を新たに制度化し教員の基礎的研究活動費を確保している。

教員個人に配分される基盤研究費や学部に配分される学部プロジェクト等研究費の額については、研究分野・内容や学部の特性などにかかわらず一定額としているが、職位者別や学部均衡などの考えを加味して形成されてきているものであるが、この金額が適切であるかの評価は難しい、このため、所属教員の研究活動の実態を把握している学部長に院生研究指導費や学会発表促進費の所属教員への配分を任せているものである。

学内科研費としてのメニュー研究については、毎年度、研究・地域連携本部定例会（本部長及び本部長補佐出席）や学内からの意見等を踏まえ、種目の見直しを必要の都度、実施している。

平成１８年度においては、地域貢献調査活動研究及び公募型地域課題研究の２種目を追加するとともに、展開・戦略研究の１種目を廃止（平成１８年度までの時限として設定された種目）し、平成１９年度においては、学会等開催助成の枠の中に、国際学会等の積極的な開催を促進するため、新たに３００万円を上限とする国際枠を新設した。本学の研究諸活動の実態に即したメニューの改廃の実施や地域貢献を使命とする本学の基本理念によりマッチする研究メニューとして公募型地域課題研究を制度化したことは評価できる。

また、申請案件の審査について、本部による一次審査と審査員からの有意義なアドバイスや審査員所属機関との研究連携などが図られる機会ともなる外部有識者による二次審査の２段階審査となっていることは、透明性や公正性を確保する観点や審査の厳選性の観点

から評価できる。

一方、審査を受ける教員からは、一次審査及び外部審査委員会審査の２回のヒアリング審査を受けることの負担感や審査する側（一次審査実施者の本部長補佐及び外部審査委員）の負担感も強いことから、一次審査にあたっては、書面審査のみに平成１９年度から改正するとともに、外部審査委員会の審査対象を研究性の高い３研究種目に絞り込む改正も平成１８年度に実施したところである。

また、申請から採択決定までの期間として、研究開始期間の初年度のほぼ４ヶ月を要していることから、手続きの前倒しが必要となっている。

なお、申請件数が減少傾向にあることについては、研究期間がほぼ３年間となっているため、平成２０年度における応募状況を見極め、その要因を十分に検討しなければならない。

（イ）その他の研究環境

研究室については、専任教員すべてに基本的な設備が整った研究室が確保されているとともに、必要な実験室、演習室なども完備しており、研究室面での環境に特に支障はない。

教員の勤務時間は週４０時間であるが、この時間の配分は、教員個々に任されており、授業時間以外の時間を活用し、研究活動等を実施しており、大学として特段の措置は講じていない。

一方、各本部においては、全学にわたる制度構築や業務を実施していくうえで、極力、学部教員に負担を掛けないよう配慮している。このため、本部長補佐職に就いた教員の負担が増す結果となり、大学や学部の運営役職を兼務する教員とそうでない教員のアンバランス感があると思われる。

専門研究分野が異なる教員に対する画一的、体系的な研修プログラムを設定することは困難である。

海外等調査研究のうち、長期海外等研究員派遣調査研究の採択件数は、平成１７年度０件、１８年度２件、１９年度０件、創造的海外等学術研究動向調査研究の採択件数は、平成１７年度２件、１８年度１件、１９年度１件である。海外出身教員からの申請が多い状況にある。ただし、本メニューはあくまでも研究計画としての妥当性等の審査を経て採択されるものであり、教員の研修プログラムとして運用しているものでない。

ウ　改善方策

（ア）学術研究費

基盤研究費や学部プロジェクト等研究費の経常的経費については、予算の確保に努めるとともに、その金額の満足度や使い勝手などを調査し検証していくものとする。

また、学部等プロジェクト研究費の定額配分については、平成２０年度申請分から研究計画に基づく申請方式に改めた。

共同研究費については、研究費のメニューを本部定例会等での意見を踏まえながら今後も適宜見直しを実施するとともに、申請案件に係る採択決定の前倒しについては、平成２

０年度申請分から前年度中の採択に改善した。

また、申請研究種目の選定や申請書の記載方法などの相談を十分に行い研究計画申請書のブラッシュアップを行い、不本意な形での不採択案件を減らすように努める。

（イ）その他の研究環境

教員研究室については、必要に応じ環境の向上に努めることとする。

研究時間の確保については、教員は、授業や研究、学生指導、大学等運営業務、地域貢献活動など、多様な役割の主体として活動を求められるため、現状の定時勤務と教員の活動時間実態とのミスマッチを検証のうえ、フレキシブルに研究時間を確保できる裁量労働時間制など、研究していくこととする。

研修機会の確保については、海外等調査研究の審査運用にあたって、教員育成の観点を加味し若手教員（概ね３７歳以下）を優先することとした。

（２）競争的な研究環境創出のための措置

ア　現状

科学研究費補助金への申請及び採択状況は、大学基礎データ表３３及び３４に示した。平成１８年度に申請件数が約２０％減少するとともに、採択率も年々約１％下がっている。

このため、平成１８年度から科研費の申請件数及び採択率アップを目的として、全学を対象として科研費申請実践講座を開催し、科研費の審査員を務める教員を講師として申請書の書き方のポイント説明とともに学部ごとに科研費獲得者をアドバイザーとして希望者の申請書のブラッシュアップを実施している。

また、学内のメニュー研究中の連携研究及び先端・独創的研究の種目に申請する者には、科研費等の外部研究資金への応募（翌年度応募を含む）を要件としており、科研費等の外部研究資金応募の向上策の一つとしている。

平成１８年度から科研費等の外部研究資金を獲得した場合、獲得金額に応じて獲得教員及び所属学部に一定額の研究費を交付する外部研究費獲得促進費を制度化し、外部研究資金応募へのインセンティブとしている。この制度は、獲得した直接研究費の５％について、５０万円を限度して獲得教員に基盤研究費に上乗せとして交付するとともに、獲得した研究資金に間接費が付加されている場合は、間接費の１／３を獲得教員に、１／３は所属学部にそれぞれ１００万円を限度としてそれぞれ基盤研究費又は学部プロジェクト等研究費に上乗せして交付するものである。

なお、科研費以外の公募型の外部研究資金への申請状況（短大部含む）について、研究・地域連携本部が把握しているのは、平成１８年度で３７件、うち採択は７件となっているが、本数値は、全学を対象とした調査結果ではないため、あくまでも参考である。

また、民間財団の公募情報を掲載している助成金応募ガイドを平成１８年度から毎年、各学部に配置するとともに、外部研究資金に係る公募情報を学内ホームページや教職員共

有のグループウェアの「お知らせ」に掲載し、教員に情報提供している。

【科研費以外の外部研究資金応募状況（平成１８年度）】

区　分	国及び独立行政法人	日本学術振興会	岩手県	民間財団	計
申請件数	２４	5	4	4	３７
採択件数	3	0	1	3	7

イ　点検・評価

平成１９年度における本学の科研費の教員１人あたり申請件数は、０．３４件であるが、国立大学平均１．０５件、公立大学平均０．７０件、私立大学平均０．３０件と比較した場合、私立大学平均と同等であるものの、公立大学平均及び国立大学平均を大きく下回る結果となっている。

科研費申請や採択率の向上のための科研費実践講座の開催や外部研究資金の公募情報提供あるいは外部研究費獲得促進費によるインセンティブ付与などは評価できる取り組みである。実践講座の受講者が３０人から４０人へと増加してきているものの、申請書作成ブラッシュアップ希望者が１０数名であることや外部研究費獲得促進費の制度が十分周知されていないこと、また、仮に１００万円の科研費（本学の平成１９年度科研費交付平均額１，４７０千円）が採択されても外部研究費獲得促進費として交付されるのが５万円足らずであり、インセンティブとしての魅力に欠けるという課題がある。

研究費の体系は、基盤的研究資金と競争的研究資金で構成されるデュアルサポートシステムであり、これを組み合わせ体制としていることは評価できる。

ウ　改善方策

科研費等の外部研究資金申請を増加させるため、これまでの取り組みを継続させるほか、外部研究費獲得促進費の獲得教員等への交付金算定率のアップや上限金額の引き上げを検討する。

また、本学教員の学内学外の研究費獲得状況のデータベースを作成し、外部研究資金紹介や提案勧誘のための基礎データとして活用し、外部研究資金申請を促進する。

なお、科研費申請件数を公立大学平均の１人あたり０．７０件まで引き上げるため、全学的な目標数値や学部ごとの目標数値の設定について、時間をかけて検討する。

（３）研究上の成果の公表、発信・受信等

ア　現状

各学部においては、研究論文や報告書などの纏められた研究成果を発表する場として、開学以来、「学部紀要」等を名称とする投稿学術誌を少なくとも年１回は発刊している。

また、学会等での研究成果発表を支援するため、旅費や参加費等の経費として平成１８年

度から「学会発表促進費」を制度化し、学部プロジェクト等研究費の一部として各学部に配分している。その予算額や配分按分比、配分金額については、「経常的な研究条件の整備」において記述したとおりであるが、予算額を教員数で割った一人当たりの金額は１３７，０００円であり、教員個人への配分にあたっては、学部内でルールを定め学部長が配分している。

なお、セミナーやシンポジウム等での研究成果発表は、自主的に開催したり、又は外部から依頼されたりしながら実施されているものの、全学又は学部としての研究成果発表会は開催されていない。

イ　点検・評価

各学部の学部紀要等の発刊は、開学以来の優れた取り組みであり、評価できる。

学会発表促進費の効果については、平成１８年度に実施した基盤研究費や学部等研究費の削減と相まって制度化されたため、一概に論じられないものの、学会等での成果発表支援措置として機能している。

ウ　改善方策

全学的な研究成果発表会の開催や研究成果論文集の発刊について、研究・地域連携本部において、開学１０周年記念事業と連動し、平成２０年度から毎年実施等するようその内容を検討している。

（４）倫理面からの研究条件の整備

ア　現状

本学においては、医療・動物等の実験を行う看護学部において、倫理面についての体制整備を先行して実施しており、平成１６年から看護学部内に倫理審査委員会を設置し、倫理についての審査を行ってきた。

全学的な研究倫理規程を整備するため、平成１９年７月に各学部等から選出された教員によるワーキンググループを設置し、基礎的規程案の検討を行ったところである。

ワーキンググループでの検討を経て、平成１９年１１月に「公立大学法人岩手県立大学研究倫理指針」「公立大学法人岩手県立大学研究倫理審査規程」等の諸規程を制定した。

イ　点検・評価

倫理に関する規定を整備するうえで教員の意見集約を図り、倫理委員会へ意見を反映させている点は評価される。

研究倫理に関する諸規程を制定した段階であり、今後、規定を運用しながら、学内的規制システムについて検証する必要がある。

ウ　改善方策

倫理に関する諸規程に基づいて、研究・実験等を行うこととし、今後、必要に応じて、規定の改定等のシステム整備をさらに進めていく。

Ⅱ　看護学部・研究科

【全学の目標を達成するための中期計画（学部等研究プロジェクト）】
①　「岩手県民のライフサイクルに応じた健康支援に寄与する研究」を進める。
②　「岩手県の看護の現場における人材育成・業務管理の向上に寄与する研究、「岩手県の看護実践現場と大学院を結ぶ遠隔教育（online learning）」を推進する。
③　Evidence Based Nursing（ＥＢＮ）を促進する総合的な看護技術の実証的研究を進める。

１　研究活動

ア　現状

本学部は平成１１年度から「看護学部紀要」を毎年１回発刊し、学術論文や海外研修成果を学外に向けて発表・報告している。学部紀要に投稿された論文は、看護学部紀要編集委員会（広報委員会の中に含まれている）が決定した学内査読者による審査を経て掲載している。なお、紀要論文投稿規定は、投稿論文の質を高めるため、審査基準をはじめ平成１９年度に大幅に見直しを行った。

専任教員の研究業績は、この紀要に「教員業績一覧」としてまとめ、学部として教員の研究活動を記録として残している。

学会における活動については、国内外の学会の役員や委員としての活動を多くの教員が行っている。特に、平成１７年度から始まった学会発表促進費の配分により、学会活動を行う者にとって金銭的負担が減少し、国内の学会発表件数は平均して２００件を越え、年々増加しているが、国際的な場での発表数は多いとはいえない。一方、看護学部が事務局となって、県内の看護関係者が身近に学術的活動に参加できる場として、平成１８年度に「岩手看護学会」を設立した。第１回の学術集会では多数の看護学研究科の修了生が研究成果を発表している。

学部プロジェクト研究においては、看護学の特性として、人間のライフステージごとの健康支援について研究することとしており、テーマは次のとおりである。
①　岩手県民のライフサイクルに応じた健康支援に寄与する研究
②　岩手県の看護現場における人材育成、業務管理の向上に寄与する研究
③　岩手県の看護実践現場と大学院を結ぶ遠隔教育
④　Evidence Based Nursing を促進する総合的な看護技術の実証的研究

また、本学部は、全学での国際交流協定のほかに、米国ノースカロライナ大学ウイルミントン校（ＵＮＣＷ）看護学部と学部間協定を締結しており、平成１４年から当該学部の教員との共同研究「スピリチュアルケアについての国際比較―岩手県とノースカロライナ州の高血圧者を中心に―」に取り組んできた。

その結果、スピリチュアリテイとストレスマネージメントがより良い健康習慣をもたらすこと、高血圧と体重との関係や運動との関係について知識不足の傾向が明らかとなり、平成１７年には研究の成果をハワイで行われた国際学会で発表した。同年から、全学プロジェクト地域課題研究としてそれまでに得られた結果を元に本学関係者の研究メンバーで運動、スピリチュアリテイ、ストレスマネージメントに焦点づけた看護介入研究に取り組んでいる。現在、研究メンバーにＵＮＣＷ看護学部の教員は入ってはいないが米国における調査で協力を得ている。

これまでのＵＮＣＷとの共同研究結果および看護介入研究への経過については、平成１９年５月に国際看護師協会学術集会横浜大会で成果発表を行った。

イ　点検・評価

本学部では、教員の研究成果の発表は活発に行われており、看護学発展へ貢献をしてきたと評価できる。特に学部紀要への投稿論文や学会発表の筆頭名や、紀要の「教員業績一覧」の結果から推測すると、若手教員の業績活動が増加している。

また、専任教員の研究業績を毎年「教員業績一覧」としてまとめ、学部として把握してきていることは評価できる。しかし、月別の数値的なデータベースとなっているため、教育研究分野ごとの把握が困難であるという課題がある。

国内外の学会の役員や委員としての活動を多くの教員が行っていることは、学問の発展に寄与するのみならず、研究者間の情報交換の場の確保や、そこで得られた情報の学部や地域への還元のためにも評価できるが、国際的な場での発表数は多くないことが課題である。

一方、本学部が事務局となった「岩手看護学会」は、岩手県の臨床現場の看護関係者、卒業生、修了生が、看護実践の更なる発展を目指し看護学の基盤を確実なものにしていくための組織として評価できる。

平成１９年度、文部科学省による「がん医療人養成プラン」に本学研究科が秋田大学、岩手医科大学、弘前大学とで共同申請し、採択されたことは高く評価される。

ウ　改善方策

「教員業績一覧」について、教育研究分野ごとの研究活動を把握し、研究活動内容の質的な把握を行っていく。

国外への成果発表として、国際学会での発表や海外ジャーナルへの投稿を増加させていくため、国際活動に対する支援の充実を図るとともに、カリキュラムの改訂により、教員が発表を行うことができるよう十分な時間的な余裕を持てるよう検討していく。

２　研究環境

ア　現状

本学部では、同一学部の中での教員の専門分野が異なるため、研究費の中で研究旅費や備品費、消耗品費等の配分を一律に定めることは困難であり、教員個々の研究活動に委ねており、専門分野における研究活動を尊重した配分としている。

教員研究室は、２８．８㎡であり、研究活動に十分な広さが確保できている。講座、専門領域ごとに共同研究室や専門分野研究室も設置しており、研究に関する話し合いやデータ整理、小規模の会合やゼミなどに活用している。また、領域によっては、自然科学的実験研究活動を行う分野もあるが、看護学各領域の演習室や実験室、動物飼育室も整備している。資料室もあり、教員の研究費の一部から購入している学部専有の看護学系ジャーナルを整備し、教員の研究活動のほか、学生や学外の臨床現場の看護師などが利用できるようにしている。

本学部の教員は、学部や大学院の教育、臨床実習における学生指導、学部の委員会における活動のほか、学外の各種後援会の講師や委員会の委員など地域貢献活動を行いながら、自身の研究活動を行っている。これらの活動の時間配分は、個々の教員によって異なり、勤務時間の割り振りは柔軟に対応できることとなっている。教員の１週あたりの授業について上限設定は設けていない。各講座や領域、または教員の個人の裁量に委ねている現状である。

教員のうち大学院就学希望者は、学部人事教授会の承認を得たうえで、年次休暇を活用し、在職のままで学ぶことができる。また、助手など若手教員の海外研修機会として、千葉大学看護学部の協力を得て、平成１０年度からほぼ毎年２～３名の教員をカリフォルニア州立大学ロサンゼルス校に派遣している。これまで１３名を派遣し研修させており、うち１０名は学部紀要に研修報告を投稿している。

イ　点検・評価

教員の専門分野が異なることから、学内の学術研究費の配分を一律に定めることは難しく、個々の教員の研究活動に応じ、学部に配分された範囲内で適切に配分している。特に、学会発表促進費により、年々学会発表件数は増加している。

基本的に研究活動に必要な施設設備は確保できているが、助教や助手の共同研究室が狭あいであるという指摘があり、また、専門領域によっては共同研究室や専門分野研究室が確保できず、教員が不在の個人研究室を使用するなどしている状況もある。

通常、授業や実習指導などに支障がない限り、学会出張や研究活動に必要な研修会への参加、調査研究活動は認めているが、教育研究以外の活動もあるうえ、授業担当時間や演習・実習における学生指導を担当する時間が専門領域によってばらつきがあり、研究活動や研修の機会確保に教員間の差が生じている。研究科担当教員の平成１９年度の勤務時間

内での研究時間は、９０％の教員が週半日も取れていないとしており、研究時間に対する満足度は低かった。

ウ　改善方策

学術研究費の配分については、今後も状況を把握しながら適切に行っていく。

研究に関する施設設備については、学部棟の演習室や共同研究室などの共有スペースを見直し、必要に応じて教員研究室の整備を行い、研究環境の整備に努めていく。

学部教育・研究科教育全体を視野にいれながら、他の業務との調整や地域貢献内容の精査をしつつ、教員の研究活動の時間確保のためのルールづくりなどが必要である。

Ⅲ　社会福祉学部・研究科

【全学の目標を達成するための中期計画（学部等研究プロジェクト）】
　研究科の指導理念である、あらたな「福祉コミュニティー」構築のための研究開発の下、学部特色戦略研究である「仕事と育児・介護の両立を可能とする地域社会の構築に向けた総合研究」など関連研究を推進する。

１　研究活動

ア　現状

　本学部は「学部紀要」を発刊し、論文や報告などを発表している。テーマは多岐にわたり、大学院生や学外者との連名論文もある。平成１４年度からは「研究業績・社会活動」の欄を設定し大学内外の諸活動を掲載し、広く教員の活動を記録することとした。さらに、平成１７年度から修士論文の要約を掲載している。しかし、平成１８年度から予算の関係で、それまでの毎年２回の刊行を年１回としたため、より一層内容の充実に努力する必要がある。

　また、平成１４年度から教員の研究紹介や福祉関係の情報交換を目的に「月例研究会」を開催していたが、業務時間中に多くの教員が参加できる時間が確保できなくなってきたため、現在一時中断としている。

　平成１７年度、１８年度には７４件の論文等研究成果の発表がなされた。

　また、平成１７年度、１８年度には９２件の学会等での発表が行われ、その中の５件が海外での発表であった。さらに、各専門分野の学会において、理事、評議員、各種委員として運営に携わっている。

　本学部における、学部プロジェクト研究のテーマは次のとおりである。

①　社会福祉学教育における Faculty Development モデルの開発研究
②　社会福祉教育における情報技術の活用に関する調査研究
③　地域福祉に関与する民間委員制度の機能・効果・課題の研究
④　社会福祉学部における地域福祉向上への直接貢献の可能性の検討

イ　点検・評価

　「学部紀要」の発刊回数が年１回となったことで、タイムリーな話題を報告する場が減ってしまった。これまでに投稿されていた報告は、学会等での口頭短時間の発表にはそぐわない課題が多いことから、関連の学会誌論文の形式に整理して発表するなどの対応が必要である。

　月例会については、再開に向けて、教員の専門分野が広いことにより十分なディスカッションができない、教員の雑務増加により共通の時間帯が確保できないなどの原因を取り

除く必要がある。

学部プロジェクト研究については、その研究成果を根拠として地域貢献事業を計画し、平成１９年度、文部科学省による社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラムに採択されており、高く評価できる。

ウ　改善方策

教員の論文が関連学会誌により多く学術論文として掲載されるような環境を整える。関連の学会が発行する学術論文として報告できるよう、研究予算の配分と連動させる方法を検討する。さらに、学内学会との連携をより密にし、論文誌の発行等発表の機会を増やす方法を検討する。

月例会については、多くの教員、大学院生が参加できるよう工夫した内部報告会として月例会を再開する。そのため、月例会のありかたについて教員の意見を収集し、多くの教員が参加できる環境を構築する。また、大学院生の参加など参加者による討議の活性化をはかる方法を検討する。発表者については、学部等プロジェクト研究費による個別研究を実施した教員を中心に実施することも検討する。（なお、月例会は、当面隔月開催とすることとして、１９年１２月から再開した。）

学部プロジェクト研究については、各プロジェクトの成果を基に、次のステップへの計画を検討していく。

２　研究環境

ア　現状

平成１８年度に本学部教員に配分された学術研究費の総額は約４，５００万円である。教員一人あたりでは約１００万円となっており、全学平均をやや下回っている。学内の共同研究費は約１，０００万円、科学研究費を含む学外からの研究資金は約８００万円で、研究費総額としては約６，３００万円となっている。

科学研究費補助金への申請件数は、平成１６年度１７件、平成１７年度１１件、平成１８年度７件と減少してきている。採択数はそれぞれ４件、１件、２件である。

他の団体等への申請件数は３年間で５件あり、３件が採択されている。

【科研費以外の外部資金への応募状況】

区　　分	申請	採択	摘　　要
平成１７年度	1	1	さんりく基金
平成１８年度	4	2	県長寿財団、倶進会

研究設備については、講師以上に全て個人研究室を割り当てるとともに、各種の福祉領域に関する演習や実習に対応するため、カウンセリングや面接あるいはグループワークや調査に関する演習室、実習室のほか、生理心理実験室、視聴覚実験室、レクリエーション

ワーク室、音楽室・美術室、ＣＡＤ室等を整備している。また、本学部の特徴である実習教育について連絡調整するための専門組織を置く実習教育開発室も設置している。

教員の研究時間の確保については、学部として特別の方策は講じておらず、個々の教員が、授業計画その他の活動の中でその確保を図っている。研修機会についても同様である。

一方、本学部はその特性から、県内の社会福祉施設従事者に対する講習会やセミナーを開催しており、研究活動の成果の発信の場としても機能している。

イ　点検・評価

本学部では、研究費総額に占める学内の学術研究費の比率が約８７％と他学部と比べて高くなっている。学術研究費は平成１６年度と比べると半減しているが、それを補う必要性からも、特に学外研究費の獲得が必要な状況になっている。その一方で、学外研究資金の中心となるべき科学研究費補助金への応募件数が減少しており、その要因を分析して、学部として一定の方向性を持って研究条件を作り出していくことが必要である。

研究時間及び研修の確保については、授業に加え、学外での実習等の指導、学内や学部内の業務等により、教員の負担感も大きいことから、何らかのルール作りが必要である。

ウ　改善方策

科学研究費補助金の応募件数の減少についてその要因を分析し、学外研究資金獲得の増加に向けて学部として一定の方向性を打ち出すため、研究委員会を中心として包括的な検討を行う。

Ⅳ　ソフトウェア情報学部・研究科

【全学の目標を達成するための中期計画（学部等研究プロジェクト）】
文部科学省ＣＯＥのような世界的な研究教育拠点づくりを目指し、先進性、独自性、社会ニーズ、学部シーズ土壌、将来の発展性などを有する課題を設定すべく調査中である。２１世紀型の新しい産業先進県を実現するため、「ゆとり」「安心」「便利」「透明」「コアコンピタンス」などを生産、物流、医療、行政、環境など生活のすべての局面において、情報の側面から高度化する「ユビキタスいわてインフラ構築（仮称）」を研究課題候補のひとつとして検討していく。

１　研究活動

ア　現状

本学部は「教育研究活動報告」を年１回発刊し、各教員・講座によるさまざまな研究活動、研究発表、研究費獲得・受賞・報道・社会貢献などの対外的活動、全学プロジェクト等による研究活動について報告している。

教員による研究成果の発表の状況（平成１７～１８年度の合計)は次のとおりである。(ただし、教員ごとの論文数を合計したものであるため、共著の場合は本学部の共著者数分を重複してカウントしたものである。また学生が第１著者のものも含む。)

【教員発表件数】（単位：件）

査読有学術論文	89
査読有国際会議	235
査読有国内会議	48
査読無国内会議	628
その他	23
計	1,023

また、学生（学部３年から大学院後期課程の学生および卒業生を含む）が第一著者、登壇したものは以下の通りである。

【学生発表件数】（単位：件）

区　　分	H17	H18	H17～18 合計
査読有学術論文	11	9	20
査読有国際会議	26	33	59
査読有国内会議	23	12	35
査読無国内会議	148	153	301
その他	5	4	9
計	213	211	424

なお、研究成果の発表状況は、研究費配分に反映している。また、学長賞等により、研究成果の発表状況の評価がなされている。特に学生は、情報処理学会全国大会等において、多くの発表を行い受賞しているなどの成果がある。

本学部における学部プロジェクト研究のテーマは次のとおりである。

① 便利で安心できる情報社会の基盤技術の研究
② 豊かなユビキタス情報社会を実現する知的メディア技術の研究
③ 人間性豊かな情報社会の研究
④ 地域産業を創出する情報システムの研究
⑤ 組み込みソフトの体系化研究

また、ソフトウェア方法論及びソフトウェア技術に関する国際的な研究グループ「ＳｏＭｅＴ」（Software Methodologies, Tools and Techniques）を、本学部の教員が平成１４年に立ち上げ、以来、年１回、世界各国で国際会議を開催する一方、本学のプロジェクト研究所の一つであるソフトウェア戦略研究所が主催する国際ソフトウェアシンポジウムを「ＳｏＭｅＴ」会員の海外研究者などを招聘し、平成１７年から開催してきている。

イ　点検・評価

各教員・講座によるさまざまな研究活動については、教育研究活動報告書により報告されており、また教育研究活動報告書の「特集講座」として章を設け、それにより活性化を図っている点は評価できる。

また、研究成果の発表状況を研究費配分に反映されるとともに、学長賞等により評価していることは、研究成果の発表を促進する有効な方策である。

ウ　改善方策

継続的に教育研究活動報告書での公表、「特集講座」等の章による活性化を行う。また、教育研究活動報告書編集委員会を設置し、編集委員会を通じて意見を聴取する。得られた意見をもとに、必要に応じて掲載項目等の変更を検討する。

２　研究環境

ア　現状

学内の学術研究費については、基盤研究費交付申請書、研究計画書に基づき、適切に配分している。

研究設備については、教員研究室として、助手以上に個人研究室を割り当ているほか、３名の教員による小講座制に基づき、講座ごとに講座研究室、講座サーバー室、学生研究室を整備している。また、複数の講座で利用可能な資料室や、研究内容に特化した研究室を配備している。

教員の研究時間については、各教員の担当授業コマ数、委員会活動数、入試担当数を把握し、研究業務自体に係る負荷の合計について均等化を図ることにより、確保している。

また、ソフトウェア情報学部独自の制度としてサバティカルリーブを実施しており、研究活動に必要な研修機会の確保を図っている。

イ　点検・評価

学術研究費については、予算枠等を見直しながら適切に配分している。

研究設備については、教員研究室等十分確保できているが、一方では、特に共同で利用する研究室について、適切な運用の検証が不十分であり、改善が必要である。

教員の研究時間は、教員に対する負荷の合計を勘案することにより確保するよう努めているが、開学１０年という若い大学という性格上、教育と大学運営にかかる教員の時間的割合は大きくなっており、十分な研究時間を確保しがたい状況である。

サバティカルリーブ制度については、その申請手順等が明確になってないので、これらの明確化が必要である。

ウ　改善方策

個人研究費について、教員の意見をとりまとめるとともに、業績と照らし合わせて、その適切性について評価する。また、年度ごとに予算枠・配分方法の妥当性について検証し、翌年度意向の配分方法に反映させる仕組みの構築を図る。

研究室の運用については、教員向け研究室等の利用状況の調査による把握と、その有効性効率性を検証し、適切な運用を図る検討を行う。

教育業務の効率化、運営業務の効率化を図ることにより、教員の研究や地域貢献活動に関する時間的割合を大きくすることは、大学全体で取り組むことによって十分達成可能であると考えおり、当面学部としては、研究時間の確保と負荷の状況調査を行うことによって問題点を把握するとともに、確保の方策について教員から提言を求めるなど、研究時間確保について検討していく。最終的には、研究以外にかかる業務エフォートを算定することにより、研究時間確保に支障がないという確認ができることを目標として、偏りが大きい教員については、面談により事情を把握し、対策を検討する。

サバティカルリーブ制度については、申請に対する審査基準、審査プロセスの明確化を図るため、定義、事務体制等の支援システムについて検証し、改善方策を検討する。

Ⅴ　総合政策学部・研究科

【全学の目標を達成するための中期計画（学部等研究プロジェクト）】

①　環境問題に関する政策課題

学部では、講義と実習を通して基礎的知識を与えるとともに、卒業論文・研究において、環境保全の視点、行政の側面、法的根拠、経済的側面など、様々な側面から専門的にこの課題に取り組む。大学院では、それらをさらに深め、より専門的な立場から政策提言を行っていく。

②　地域活性化問題に関する政策課題

学部では、講義と実習を通して基礎的知識を与えるとともに、卒業論文・研究において、社会構造の変動、科学技術を駆使した行政の改善、企業やＮＰＯ等の設立による地域の活性化など、様々な側面から専門的にこの課題に取り組む。大学院では、それらをさらに深め、より専門的な立場からの政策提言を行っていく。

③　国際的視野に立った地域の政策課題

グローカルな視点を重視する総合政策学部・研究科では、国際的視野に立った地域の政策課題は、重要な課題のひとつである。そのため、学部では、講義を通して基礎的知識を与えるとともに、卒業論文・研究において、諸外国における地域の役割、グローバル化した社会におけるわが国の地域の課題、わが国の地域の抱える制作が課題の解決策が持つ国際性などに取り組む。大学院では、より専門的立場からこれらの課題解決に向けた提案を行っていく。

１　研究活動

ア　現状

本学部においては、学部専任教員の所属する学会は専門分野の多様性を反映しきわめて多岐に渡っている。

このため、多様な専門分野における研究活動の連携や統合を目指し、平成１０年度から総合政策学部所属教員、本学の常勤教職員、学生で入会を希望するものを普通会員とする「総合政策学会」を設立しており、その機関誌「総合政策」は、教員の研究成果の主要な研究成果発表の場の一つとなっている。当該学会誌における論文等の発表状況は次のとおりである。

【「総合政策」掲載論文数の推移】

区　分	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
論　文	３６	２１	１１	４	６	２０	１４	１３	８
その他	１	３（５）	１（５）	０（２）	２（６）	０（５）	０（３）	１（３）	２(10)

注）　その他；判例評釈・研究ノート・翻訳・資料紹介　　（　）内はワーキングペーパー数

本学部においては、専門分野が多様であり、国内外の学会における活動状況をみると、複数の学部専門教員が理事、評議員、その他各種委員を勤めている学会は、東北社会学会、農村計画学会、東北地理学会、野生生物保護学会、森林野生生物研究会、土木学会である。

本学部における、学部プロジェクト研究のテーマは次のとおりである。

① 環境政策に関わる課題の基礎・応用研究

② 地域活性化に関わる政策課題の基礎・応用研究

③ 国際的視野に立った地域の政策課題に関する研究

なお、総合政策学部では、法人化以前に岩手県学術研究振興財団学術研究推進事業の助成を受けて、「アジアにおける地域発展と環境問題に関する比較研究」（平成１１年～平成１３年）及び「アジア地域の変容に対応する地域整備と環境保全に関する比較研究」（平成１４年～平成１５年）を行った。中国、タイ及びネパールを対象地域として調査研究が行われ、中国においては中国河北省社会科学院、タイにおいてはコンケン大学及びカセサート大学をカウンターパートとして共同研究を実施したが、法人化に伴い終結している。

イ　点検・評価

専門分野の特性により、本学部専任教員の研究成果は、論文としてまとめられるには時間を要するものもあり、発表論文は必ずしも多くはないものの（大学基礎データ表２４参照)、「総合政策学会」機関誌「総合政策」は、専門分野・学会を異にする研究者による異分野横断的でユニークな研究発表の場として評価される。本学部の特性を活かした共同研究の成果をより積極的に発表するための環境・機運を醸成する必要がある。

ウ　改善方策

学部プロジェクト研究等が、異分野横断的、かつ効果的に行われるよう適切な研究計画を構築し、実施する。

２　研究環境

ア　現状

本学部では同一の研究分野の教員が複数所属することは稀であるため、各教員はそれぞれの専門的研究を学内では孤立的な環境の中で実施しなければならないが、一方でそれは広範な学際的研究が実施可能な環境でもある。このような状況から、個々の基盤研究活動を尊重しつつ、共同研究を活性化し得るように学部プロジェクト等研究費の配分を行っている。

講師以上の教員に対しては一律に独立した研究室を割り当てているが、助手は大学院生と研究室を共用している。このほか、講座単位で共用する講座研究室、資料室等を整備している。

勤務時間のうち、教育及び学内事務に費やされる時間以外の時間については、研究活動と地域貢献活動に活用しうる時間であり、その配分は教員個々の裁量に委ねている。

学会参加を含む研修機会の確保は、研究活動に供しうる時間の中で、個人が確保することを原則としており、国内外の大学、研究機関への長期にわたる留学等は、本人の申し出に基づき、教員活動への影響等を検討のうえ、教授会において承認の可否を決めている。

本学部の多様な専門分野における研究活動の連携や統合を目指し、設立した総合政策学会は、総合政策学部所属教員のほか、本学の常勤教職員や学生を会員としており、研究成果の発表の場としても活用している。特に、機関紙「総合政策」は、国内１６３大学・学部／附属図書館のほか、国会図書館、研究機関等計１７４ヶ所に寄贈しており、主要な発信手段となっている。

イ　点検・評価

法人化以降、学術研究費の配分体系において大小の改変が続いていること、相当規模の教員交替があったことなどにより、研究費面では不安定な状況が続いている。とりわけ平成１９年度は新規採用教員への研究環境整備に配慮したため、共同研究費枠の確保が十分とは言えなかった。

実験系の講座の研究室、資料室等に配備されている実験機器には、更新時期に達しているものもあり、それらの確認と対処が必要である。

国内外の大学、研究機関への長期にわたる留学等に関する承認基準は明確にされていないので、これを明確にする必要がある。

ウ　改善方策

教員個々の独自研究の保障と共同研究の活性化を両立するため、学部等プロジェクト研究費の配分においては、基盤的研究費を確保した上で、共同研究実施にインセンティブを与える方針を採用する。

国内外の大学、研究機関への長期にわたる留学等は、教員にとって大きなインセンティブとなりうるが、教育活動、大学運営への影響は大きいため、教員業績評価の実施とも絡めながら、承認基準等の検討を行う。

Ⅵ　共通教育センター

１　研究活動

ア　現状

全学共通教育の充実を目指し、基礎科目としての英語、教養科目としての外国語、更には保健体育、教職課程に関する研究に取り組んでいるほか、学部等研究プロジェクトとして、次のとおり研究活動に取り組んだ。

①　異文化交流に関する基礎的研究

・中・韓・日の文化比較研究

・東欧圏のユダヤ文化変遷

・南部ドイツにおける多様化する農家経営

・岩手県の自治体における姉妹（友好）都市交流に関する実証的研究など

②　大学英語教育プログラム改革と再構築

・一般教育における英語（外国語）のありかたの調査研究

・英語（外国語）カリキュラムの調査研究など

③　大学における教養教育の方法・内容・評価に関する調査研究・

・大学における教養教育の方法、内容、評価に関する調査研究

・大学の教養教育のあるべき姿の検討など

なお、研究成果を広く公表するため、共通教育センターの設置に合わせ、研究紀要「リベラル・アーツ」を創刊している。「リベラル・アーツ」は、なにものにも囚われない精神の自由のもとに展開する学問であり、それを修得することによりさまざまな現実課題に対応できる基礎素養・基礎教養を身につけることを理想としており、その理想のもと、研究活動に取り組んでいる。

イ　点検・評価

共通教育センターは、平成１８年度に４学部に所属していた語学、保健体育、教職を担当する教員が所属を変更することにより発足した組織であり、共通教育を担うという共通認識の醸成が重要な課題となっていた。そうした中で、新体制のスタートと同時に創刊した研究紀要「リベラル・アーツ」やセンターで共通テーマを設定して取り組んでいる学部等プロジェクトは、研究活動の面から共通認識の醸成に重要な役割を果たしているといえる。

また、語学担当の教員が異文化交流に関する研究に取り組み、教養科目の充実に反映させている。

一方、他学部の教員との共同研究や地域課題への取組みなど、これまでの研究成果を新たな展開に発展させていくことが必要となっている。

ウ　改善方策

海外の大学との共同研究や地域社会における国際化の進展など、共通教育センターの語学あるいは異文化交流に関する研究成果などを生かした新たな研究活動の場が拡大してきている。そのため、他学部の情報や地域の実情等を把握し、教員相互の情報交換を図りながら、共同研究に取り組んでいく必要がある。

２　研究環境

ア　現状

研究の拠点として、全教員に個人研究室を活用しているほか、共同研究室を設けている。

また、共通教育センターに配分された研究費は、平成１８年度が約１１，０５４千円（一人当り７３７千円)、平成１９年度が１０，５２８千円（一人当たり７０２千円）となっている。

教員の基本的な研究活動費である基盤研究費については、全教員に５０万円配分し、学部プロジェクト等研究費及び学会発表促進費については、各教員の申請に基づき、内容を審査のうえ、配分している。

イ　点検・評価

基盤研究費及び学部等プロジェクト研究費を活用し、教員の担当科目に関連する研究に取り組んでいるが、他学部、あるいは学部機関との共同研究につながるまでには至っていない。また、科学研究費補助金の応募状況も少ない状況にある。そのため、今後、共同研究への取組みや外部資金の獲得に努めていく必要がある。

ウ　改善方策

基盤研究費及び学部等プロジェクト研究費を有効に活用しながら、全学プロジェクト等研究費や科研費など学部資金の獲得につながる研究の推進に努める。

第７節　施設・設備等

【目標】
①　良好な教育・研究環境を確保するため、適切な施設設備の管理に努めるとともに、学内施設設備の有効活用を図る。
②　教育・研究活動等における安全と健康を確保するために全学的な体制を整備するとともに、学生及び教職員等の安全確保のため、適切な防災・防犯対策を講じる。

（１）施設・設備等の整備

ア　現状

本学は、県庁所在地である盛岡市の北に接する滝沢村に立地し、３５６，３２７㎡の校地に、本部棟、盛岡短期大学部を含む各学部棟、共通講義棟、メディアセンター棟等を配し、各棟に整備した教室、研究室、図書館、管理関係施設を含め８０，０４２㎡に及ぶ校舎を有している。

主な棟ごとの施設の状況は次のとおりである。

棟　区　分	主な施設
本部棟	学長室、会議室、事務室、健康サポートセンター等
共通講義棟	講堂、講義室２４、事務室等
看護学部棟	研究室４１、講義室３、演習室６、実験・実習室５、学生自習室１３、事務室、会議室等
社会福祉学部棟	研究室４５、講義室４、演習室９、実験・実習室１７、学生自習室９、事務室、会議室等
ソフトウェア情報学部棟（Ａ・Ｂ）	研究室６２、講義室４、演習室４、実験・実習室２３、学生自習室４０、事務室、会議室等
総合政策学部棟	研究室５０、講義室４、演習室８、実験・実習室１２、学生自習室６、事務室等
学部間共通棟	実験・実習室３８、会議室等
メディアセンター棟（Ａ・Ｂ）	実験・実習室１０、学生自習室３、事務室、会議室等
体育館棟	アリーナ、サブアリーナ、プール、トレーニングルーム、クラブ室等
学生ホール棟	学生食堂、売店、ＡＴＭコーナー、テラス等
地域連携研究センター	研究室１５、プレゼンテーション室１、交流室１、相談室１、事務室等

注）１　共通教育センターの教員に関する研究室は、各学部棟に配置していること。

２　このほかに、短期大学部棟を配置し、盛岡短期大学部の教育研究の用に供するとともに、各学部棟の実験・実習室を含めて、大学と共用していること。

本学の教育目的や目標を実現するため、看護学部では、看護実習に使用する実習室とその設備、社会福祉学部においては、福祉実習のための各種の実験・実習室とその設備、ソフトウェア情報学部においては、小講座ごとのサーバ室と情報機器、総合政策学部では、環境系の教育に係る実験・実習室等、学部の特性に応じた施設設備を整備している。なお、各大学院研究科は、基本的に全学、学部の施設設備を共用している。

このほか、大学の施設として校地内に、陸上競技場、サッカーグランド、野球場、弓道場、テニスコート（フルコート８面、ハーフコート４面）といった運動場を整備し、体育実技の授業のほか、クラブ・サークル活動に活用している。

また、地域社会への窓口としている地域連携研究センターの施設も設置しており、事務室、会議室のほか、テラヘルツ分光装置などの高度先端的な設備やＪＧＮⅡのアクセスポイントとしての設備を置くとともに、プロジェクト研究や大学と企業との共同研究を行う研究室を配備しており、主としてソフトウェア情報学部の教員とその関係企業等が活用している。

一方、校地の外には、教職員宿舎を２ヶ所８棟整備している。また、盛岡駅に近接する県の多目的施設「いわて県民情報交流センター（通称アイーナ)」の中に、サテライトキャンパスとして県の使用許可を得、夜間や土曜日に大学院の授業も実施するアイーナキャンパスを整備している。アイーナキャンパスには、講義室、事務室、会議室のほか、図書室、自習室を置き、大学院生の学習と研究の用に供している。

アイーナキャンパスを含めて全ての講義室には、ＡＶ機器を装備しており、視聴覚教材を利用した講義を行うことができる。特に、講堂及び大講義室には、遠隔授業設備を整備しているほか、必要に応じて遠隔授業用設備のキットを搬入することにより、全ての講義室で双方向の遠隔授業を行うことができるようにしている。

学生用の情報処理教育施設としては、メディアセンター棟に、全学共通の情報リテラシー教育等を行う教室としてコンピュータ演習室４室（学生が利用できる端末数計２２４台）を整備しているほか、ＣＡＩシステムを活用して語学の授業を行うための語学学習室４室にも情報端末（同端末数計１２８台）を設置しており、コンピュータ演習室とともに、授業のほか学生の自習用に開放している。また、ソフトウェア情報学部においてＵＮＩＸを使用した実習を行うシステム実習室２室（同端末数計１９２台）についても学生が自習用に利用できる。

メディアセンターにはコンピュータ演習室、語学学習室のほか、ＡＶホールとして、１２面マルチスクリーンを利用し、様々な視聴覚コンテンツの再生やプレゼンテーションを行うことができる教室を整備している。ここでは、カメラによる授業風景の撮影、ハイビジョン放送等の視聴、学内中継、国内外の他大学等との遠隔授業なども可能となっている。また、ソフトウェア情報学部棟に設置しているマルチメディアラボには、マルチメディア

パソコンのほか、モーションキャプチャシステム、ＣＧ編集システム等を整備しており、ソフトウェア情報学部における教育研究はもちろん、一般の学生も利用可能としている。

これらの情報処理機器等の活用にあたって基盤となるのが学内情報システムである。学内情報システムは、１０ＧＢｐｓの高速回線を基幹としてメディアセンターと本部、ソフトウェア情報学部をつなぐとともに、１００Ｍ～１ＧＢｐｓの回線で短期大学部を含むその他の学部やアイーナキャンパスとのネットワークを敷設し、広域ＬＡＮ回線によりＳＩＮＥＴを通じてインターネットに接続している。学内に整備している情報端末は全てこのネットワークにつながっており、ネットワークを通じて、電子メールやインターネット、個人用保存領域や共有保存領域等のサービスを受けることができる。また、各室に情報コンセントを設置しているほか、無線ＬＡＮ設備も整備しており、情報端末を持込んでインターネットを利用できる。図書システムでは、ＯＰＡＣシステムを導入しており、県内外の図書館による相互協力によって、蔵書検索ができ、有料であるがこれによる図書の貸出・文献複写サービスも実施している。学内の利用者は、各情報端末を通じてサービスを受けることができるようになっている。

本学では、教職員はもとより、学生に対しても全て自動的にアカウントを発行しており、全員が情報システムを利用できるようになっている。情報端末は、上述したコンピュータ演習室や語学学習室等のほか、各学部の学生自習室等にも整備しており、全学の総端末数としては、学生を含んで概ね１人１台ほどになっている。特に大学院生には、原則として１人１台の端末が専用に割り当てられるよう配慮している。なお、大学院生を含む学生には、保存領域として１人あたり５００ＭＢを提供している。

こうした施設・設備は、一部を除いて基本的に開学当初から整備しており、情報処理教育施設や設備については、技術の進展と機器の経年劣化から、情報システム全般として既に１度大規模な更新を行っているが、他の施設等については、開学１０年の段階で、まだ大規模な改修等を要する状況ではなく、不具合の生じた施設設備を補修修繕しながら、現在に至っている状況である。

イ　点検・評価

校地面積、校舎面積は大学設置基準を満たし、本学の教育目的や目標を実現するための施設設備として、研究室、教室、図書館、学生自習室、運動場といった施設や、各学部の特性に応じた施設設備、教育の用に供する情報処理機器なども十分整備している。

校舎は、学部等ごとに棟を形成しているが、各棟がそれぞれ共通棟で結ばれており、寒冷地における立地に対応しながら、学生や教職員の移動に配慮しているとともに、個性ある学部の特性に応じながら、全学を一体的に運営し、４学部の連携を考慮した教育研究活動という本学の基本的方向と特色を実現していくのに相応しいものとなっている。

本学の施設・設備では、高度情報化社会の中にあって、専門的な教育研究を行うソフトウェア情報学部はもとより、他の学部においても時代に即応した教育研究を行っていくた

め整備した情報インフラが大きな特徴である。上述したとおり、高速回線によるネットワークを敷設し、全教職員と学生に対して、メールサービス、インターネットサービス、ファイルサービスといった一般的なサービスから、ＡＶホールやマルチメディアラボ等に整備した先進的な設備、並列コンピュータや統計処理のためのＳＡＳシステム等の高度な機器の利用まで可能となっており、各学部・研究科の教育研究に利用されている。平成１８年度に実施した在学生アンケート、教職員アンケートとも、大学の情報化への対応に対する満足度の肯定割合は７０％を超えている。

反面、技術の進歩が著しい中、この情報インフラの優位性を維持し、本学の教育研究の特徴として有効に機能させていくためには、新しい技術に対応した設備に更新していくことが必要である一方で、その維持運用にも相当の経費を要している。既に平成１６年度から平成１８年度にかけて、大規模なシステムの更新を行っているが、その中では、技術の進展により安価で高性能な情報機器への置き換えや、利用状況の調査による利用率の低いシステムや機器の廃止などによって経費削減を図っているが、今後の財源の確保と合わせて、システム更新を図っていくことが課題となっている。

また、情報インフラ以外の諸設備についても、開学１０年を経過していることから、その更新整備の必要性と財源の確保が課題となり、当面するものではないが、将来的な建物の大規模改修と合わせて検討していかなければならない状況である。

大学院研究科における教育研究に対しては、情報機器を中心とする先端的な設備の設置、図書システムの導入による学術情報や資料の利用環境、情報システムによるファイルの記録・保管環境等を整備しているほか、各研究科においては、学生研究室（学生自習室）等に大学院生個人専用の情報端末を割り当るなど、その研究環境の整備としても配慮している。

本校以外の拠点として活用しているアイーナキャンパスについては、主として社会人である大学院生に対する授業等に活用されているが、その教育研究の環境としては、情報インフラや研究室などを本校と同様の設備とするなど、大学院研究科に係る施設として適切に整備している。本校図書館にある学術資料等の利用や各種証明書の申請対応などにも配慮した運用を行っているが、本校とは物理的に離れた位置に立地していることから、図書の貸出や証明書の発行などに即時に対応できない状況があり、改善が求められている。

ウ　改善方策

本学の施設は、開学前に十分な時間をとって計画されたものであり、十分な広さと機能を有し、開学１０年の現段階で、大学の目的や目標を実現していくための新しい施設整備については、当面必要がない程度に整備されている。各施設もまだ比較的新しく、当面、大規模な改修を行うことも予定していないことから、継続的に必要な補修修繕を行っていくこととしているが、時間の経過とともに、将来的には改修等が必要となる一方で、その財源の手当てを検討しておくことは必要であることから、次期中期計画の策定に向け、改

修の必要性等について調査を行うこととしている。

また、設備面では、１０年の経過により更新整備の必要性が高まり、予算編成の検討の中で議論もされていることから、教育経費と研究費等の配分自体とそれぞれが対象とする経費の明確化を図りながら、各学部等において更新整備が必要な設備の調査を行い、更新整備の計画を検討することとしている。

一方、情報インフラについては、平成１８年度から、次期更新計画の策定作業に入っている。学内各層においてヒアリングを実施し、技術の進展状況を勘案しながら、維持運用経費を縮減していく方策と合わせて検討しており、平成２０年度から更新整備を行っていく計画である。

なお、アイーナキャンパスにおける大学院生への支援に関しては、立地上やむを得ない面もあることから、その効果と財政負担のバランスも考慮し、学生から意見を聴くなどしながら運用上の改善を図っていくものである。

（２）キャンパス・アメニティと利用上の配慮

ア　現状

本学は、その計画段階から、機能面はもとより、景観や立地についても十分に検討のうえ施設整備しており、正門に向かって左手に岩手山、右手に姫神山を望む自然豊かな地に、緑あふれる広大なキャンパスを形成している。県庁所在地である盛岡市の北に接する滝沢村に所在し、新幹線のターミナルであるＪＲ盛岡駅からはいわて銀河鉄道（ＩＧＲ＝旧東北本線）で結ばれているほか、岩手県交通と岩手県北バスによる路線バスが乗り入れている。多くの学生は鉄道やバス路線を利用して通学しており、鉄道では、ＩＧＲ滝沢駅から徒歩１５分程度で大学に到着し、バス路線については、大学内本部棟前にターミナルがある。盛岡駅からは、ＩＧＲ滝沢駅まで１０分程度、バスで大学まで約４０分である。特に、バスについては、授業時間に合わせた運行など配慮をいただいている。また、校舎の外周を巡る周回道路に沿って駐車場を整備しており、教職員や学生のほか、来客の利用に供している。大学周辺には住宅地が形成されてきており、学生の居住するアパートも立地している。

キャンパスは周辺地域に対して開かれたものとしており、植栽に気を配るなど景観の確保についても留意している。時には、近隣道路の清掃や除雪活動が学生を中心とするボランティアにより行われる。その一方では、学生による私道の通行や落葉等で苦情が寄せられることがあり、学生への注意喚起等大学として対応を行っている。

校舎は、中庭を囲んで各棟がならんでいるが、それぞれ共通棟で結ばれ、教職員や学生の移動等に配慮している。学生ホール棟に８００席を有する学生食堂と売店、体育館やグランドなど各種の運動施設を設けるとともに、体育館の中にクラブ室を設置するなど福利厚生施設を配置している。学生は、こうした福利厚生施設を利用するほか、各学部棟の学

生自習室やメディアセンター棟のコンピュータ教室などで学習等を行っている。

キャンパスは、大学が委託している施設管理と警備の下、基本的に２４時間利用できる。ただし、メディアセンターはその管理上、利用時間を定めており、図書館は平日が午前９時から午後９時まで、土曜日が午前９時から午後５時までを原則とし、日曜日は休館する。コンピュータ教室は、平日は午前９時から午後９時まで、土日は午前９時から午後５時までとし、授業で使用する時間以外を開放している。

また、学生相談等の窓口となる教育・学生支援本部では、通常午前８時３０分から午後５時１５分までとなっている職員の勤務シフトを調整し、本部の窓口は、午前８時３０分から午後６時１５分までとしているほか、就職支援センターは午後７時まで利用できるように配慮している。

なお、アイーナキャンパスは、大学としての管理のほか、キャンパスが設置されている複合ビルとしての管理があり、本校と同じとまではいかないが、２４時間利用できるよう配慮した運用を行っている。

本学は、もとより障害者対応施設として整備されているが、近年のバリアフリーに対する意識の一層の高まりから、平成１７年度にユニバーサルデザインに対応した環境整備に関する年次計画を策定し、順次自動ドアの設置や障害者対応用多目的トイレの設置等を進めている。

このような施設整備のほか、学内のＷｅｂ上に学生提案箱を設置するとともに、大学幹部が学生と懇談等を行い、学生の意見や要望を聴取している。教育・学生支援本部では学生支援連絡会議を開催し、各学部の学生委員会と連携協力しながら、施設設備の運用や利用等に関しても支援や対応を検討する体制としている。こうした取組みの中から、施設の開放時間の延長や受動喫煙防止対策等が行われるようになっている。

本学の所在する滝沢村には他に２つの大学があることから、滝沢村では隔年で３大学との連絡会を開催し、大学の要望等について協議調整する機会となっている。日常的には、こうした際に結ばれるチャンネルを通じて、村との連携を図りながら、環境整備に努めている。

イ　点検・評価

本学のキャンパスは、都心より離れた立地となっており、自然環境豊かな中でレベルの高い植栽によりキャンパス自体の緑地環境を維持し、近隣住民の散策やジョギングのコースとしても活用されている。交通の便は万全というわけではないが、鉄道、バス路線が利用でき、駐車場も完備しているなど、学生や来学者への配慮としては十分なレベルにあると考えている。

校舎は、学内の移動導線を確保するなど、寒冷地に所在する大学として配慮している。学生食堂やテラス、体育館やグランド等の運動場、クラブ・サークルの拠点となるクラブ室といった福利厚生施設を充実するとともに、メディアセンターの開放や各学部における

学生自習室など、学生生活をおくる上で必要な施設設備は整備されており、学生の意見や要望を取り入れながら、ユニバーサルデザイン対応の環境整備を図るとともに、利用時間も午後５時５０分に終了する授業時間に配慮して設定するなど、学生生活の実態に沿って改善しながら整備と運用を進めている。

その一方で、学生は、学生食堂等の施設に集中する傾向がある。クラブ・サークル活動のほかは、戸外での活動があまり活発ではなく、ＩＧＲ滝沢駅からの導線を含む大学周辺地域に、商業施設等学生が利用できる施設も多くないことから、キャンパス及びその周辺としてにぎわいに乏しい感がある。また、学生のクラブ・サークル活動は比較的活性化してきているが、その活動の拠点となるクラブ室の不足が指摘されている。

併設する短期大学部には、その歴史的経緯により遠隔地となってはいるが、寮を整備しているのに対して、本学にはない。学生は、それぞれアパートに入居するなどしており、斡旋等の支援は行っているが、特に海外からの留学生も多くなってきていることもあることから、短期大学部寮の更新整備とともに、留学生に対するサポート機能も有する学寮施設の整備を望む声も出ている。

ウ　改善方策

中期計画において、①ユニバーサルデザイン化に対応したキャンパス環境整備に努める、②既存の施設を有効活用し、学生の自己教育力を高める学生同士の対話、交流を活性化する「居場所」を確保する、③学内の各施設の利用状況を踏まえ、有効活用を推進する、④海外や遠隔地からの学生の良好な修学環境の確保に努めることとしている。

ユニバーサルデザイン化に対応したキャンパス環境整備ついては、平成１７年度に策定した年次整備計画に従い、整備を進めており、当面、引き続き現中期期間中の整備を進めていく。

本学は、平成２０年度に開学１０周年を迎え、記念事業を展開することを計画している。その中で、学生の居場所の確保の観点から、クラブ室等への対応については、他の大学の事例の調査等を始めている段階であり、クラブ・サークル活動の状況に応じ、既存施設の有効利用も含めて、検討していくこととしている。特に、社会福祉学部を擁するとともに、地域貢献を柱としている本学の特徴として、ボランティア活動に関するサークルが多いが、地域社会からの要請が多様化している中で、それぞれの独立した活動では対応できない状況もあることから、これに的確に対応していくために組織化を図る動きがあり、大学では、既存施設の中にボランティアセンターとしての施設整備を図ることにより、施設の有効活用を図りながら、学生の居場所としても活用すべく、具体的に検討している。

一方、留学生に対するサポート機能も有する学寮施設の整備については、その財源の確保に課題もあることから、将来の課題として検討していく。

また、大学周辺地域の環境については、大学としてはいかんともしがたいところであるが、上記の課題への対応も含めて学生のアクティビティを活性化していくため、中期計画

の具体的な実行計画と位置づけられる平成２０年度計画では、学生満足度の向上を重点的に取り組む事項の一つに掲げ、計画を策定していくこととしている。

なお、周辺住民から苦情があった落葉については、樹木の伐採等を行って一次的な対応を実施したが、総合政策学部における専門分野の教員からの提案に基づき、緑地景観再生に取り組むこととしている。

（３）組織・管理体制

ア　現状

本学全体の施設の管理については、岩手県立大学施設管理規程（以下「管理規程」という。）を定め、実施している。管理規程により、本学の施設管理者は事務局長である。事務局長は、施設の管理及び使用事務を総括するとともに、校舎の棟等ごとに学部長等を施設担当者として置き、管理事務に当たらせる責任体制を構築している。施設担当者は、盗難及び火災その他の災害の防止、整理清掃及び環境衛生その他施設の良好な維持保全に努めることとなっている。

一方、事務局長が行う施設管理の総括は、組織規則及び代決専決規程に基づき、事務局総務財務室が実際の事務を行っている。総務財務室は、施設の維持管理、警備、清掃、環境整備をそれぞれの業者に委託し、これを統括することによって一括的な管理を実施する。特に、キャンパス内に中央監視室を設置し、管理業務に必要な資格を有する委託業者を常駐させて、２４時間体制で施設設備の維持管理を行っている。委託業者は、教職員等の通報に応じて現場に急行し、対策を行う体制としている。

附属施設等のうち、図書館については岩手県立大学メディアセンター管理規程、学内情報システムについては岩手県立大学学内情報システム運用規程、健康サポートセンターについては岩手県立大学健康サポートセンター運営規程をそれぞれ定め、その特性に応じ、当該施設の運営を所管する部局において、日常的な管理運営を行っている。

施設・設備における安全・衛生環境については、警備業務や清掃、植栽を業者に委託しているほか、公立大学法人岩手県立大学職員安全衛生管理規程を定め、職員の安全及び健康の確保と快適な職場環境形成を促進することにより、その確保を図っている。当該規程に基づく職員衛生委員会では、ＡＥＤの設置や平成２０年度からの敷地内全面禁煙を目標として受動喫煙対策を進めるなど、実質的な活動を行っている。警備業務においては、施設内に設置している監視モニターにより委託業者が常時監視しているほか、情報端末等の整備面においてもデスクトップを基本としながら、ノート型パソコンについては盗難防止措置を施すなどして、防犯対策をとっている。また、地元の消防署と連携して、毎年度の実施場所を定め、消防訓練・避難訓練を実施しているほか、危機管理対応指針を策定し、それに基づく情報伝達訓練も実施している。

また、学内には、教育研究活動による必要に応じて毒物・劇物が保管されていることか

ら、公立大学法人岩手県立大学毒物及び劇物管理規程を定め、管理責任者、補助管理責任者及び使用責任者を配置するとともに、保管・管理の報告や検査を規定するなど、厳正な管理に努めている。

イ　点検・評価

施設管理の責任体制は、管理規程に基づき構築されている。実際の施設の管理面においては、総務財務室による統括の下で業務委託を行うことにより、警備や施設設備の維持保全に関しては２４時間体制で、監視し、対応する体制となっており、不審者や施設設備の異常等に迅速かつ的確に対応しているなど、実質的に機能できている。また、施設管理、警備、清掃等複数の業務をそれぞれ委託しているが、総務財務室において定例的に打合せ会議等を開催するなど、委託業者間の連携強化を図りながら、包括的な管理が実現できている。

中期計画においては、安全管理に関して、①労働安全衛生法等関係法令を踏まえた安全衛生管理体制の充実を図る、②化学物質等の適切な管理及び廃棄物の適正な処理を行う、③災害発生時等に対応する危機管理マニュアルを作成するなど危機管理体制を整備する、④学生に対する安全教育の徹底、安全意識の向上のための対応を充実することとしており、それぞれ、規程の整備と規程に基づく運用を図るとともに、学生に対しても、オリエンテーションにおいて啓蒙するほか、交通安全講習会を開催するなど、着実に進めている。

ウ　改善方策

中期計画に掲げた計画事項については、着実に進めてきており、引き続き必要に応じて見直しながら、適切な管理体制を運用していく。

なお、中期計画に関連して、平成１９年度においては、メンタルヘルスの保持増進のための啓蒙普及と予防活動、薬品管理状況等の点検、総合政策学部棟及び地域連携研究センターにおける消防訓練並びに全学的な情報伝達訓練、交通安全講習及び学生を対象とする安全の手引き等の作成を計画している。

第８節　図書館および図書・電子媒体等

【目標】
個々のメディアを充実させるとともに、先駆的な学内情報システムを駆使し、マルチメディア化の促進を図る。
それにより、各種情報の収集及び教育研究成果の一元的な蓄積、管理、提供を図り、本県における情報発信拠点として地域に対し貢献を果たすとともに、学内情報システムを総合的に管理し、もって本学の教育及び研究の推進に寄与する。

（１）図書、図書館の整備及び専門職員の配置

ア　現状

本学の図書館は、岩手県立大学全体のメディアセンターとして設置している。
資料の体系としては、学科、専攻に対応した専門書を中心とした所蔵構成としている。
現在、購読新聞２４種（和１５種、洋９種）、購読雑誌６４５種（和４１５種、洋２３０種）、オンラインジャーナル６種、ビデオ等２，３４３点を整備している。
図書の蔵書計画については、学部ごとに学部選出の図書委員と図書専門員が購入希望を取りまとめ、適宜購入をしている。購読新聞のうち、和（１５種）については、公立大学ということから岩手県内で発行しているものは勿論、東北六県の主要紙を優先的に購入している。
床面積は全体で、６，４２５㎡あり、資料検索端末６台、ビデオ等視聴覚ブース６台、インターネット用端末８台、ＣＤ－ＲＯＭ専用機２台、マイクロリーダー１台を配備している。
閲覧座席数は２４７席あり、開館時間等については、原則として次のとおりとしている。
開館時間（平日）午前９時～午後９時
（土曜）午前９時～午後５時
日曜・祝日は休館
館内のパソコンはインターネット環境に対応しており、１台のみ学内ネットワークにも対応している。
学内対応パソコン以外は館内利用者の利用制限は無い。
職員体制は、メディアセンター長（教育・学生支援本部長兼務）１名、メディアセンター担当の本部長補佐（兼務）１名、教育・学生支援室長１名、主査（グループリーダー）１名、図書専門員６名となっており、図書専門員については、全員図書司書の資格を有している。

イ　点検・評価

限られた予算の中で、授業や研究のニーズに即した蔵書構成を維持していくことが難しいという課題がある。特にも、学術雑誌（特に洋雑誌）については、毎年度、異常な値上がり状況にある。

視聴覚機器類について、全体の配置スペースからこれ以上の配備（増設）は難しいが、ネット環境に即したパソコン機能及びＤＶＤ等のソフトの充実を図っていく必要がある。

閲覧座席数は２４７席であり、本学及び併設している同一キャンパスにある盛岡短期大学部を合わせた収容定員２，２７９人の１０．８％にあたる座席数が確保できている。

平日は午後９時まで開館しており、最終授業終了後においても学生が図書館を利用する時間を十分確保していることは評価できる。また、土曜日も開館しており、学生の利用に配慮している。

職員体制については、平成１８年度から図書司書資格を有する図書専門員を配置し、専門的な知識を活かして、全体的な蔵書計画や資産の管理を行っており評価できる。

ウ　改善の方策

授業や研究のニーズに即した蔵書構成を維持していくため、新聞や学術雑誌の購読については、料金の情報をできる限り早い時期に入手し、学部図書代表者連絡会議を通じて学部等の意見を勘案し、購読（購入）計画に反映させていくこととする。

また、ネット環境の即したパソコン機能の充実を図り、メディア機器の適時適切な更新ができるよう関係機関との緊密な連携を図る。

職員体制については、図書専門員（図書司書）の配置は既に完了していることから、図書専門員を効率的・効果的に活用ができ、かつ図書館経営のマネジメントに精通した人材を確保する。

（２）学術情報へのアクセス及び図書館の地域開放

ア　現状

メディアセンターでは、学生及び教員への学術情報検索支援を行っている。また、メディアセンターホームページでは、館内蔵書は無論、他館の蔵書についても蔵書検索システム「ＯＰＡＣ」システムにより検索することができる。加えて、新着の図書や雑誌の紹介や学外文献複写依頼、図書の貸借依頼、貸出予約も行っている。

情報検索では、国立情報学研究所の学術コンテンツポータル (GiNii)をはじめ各種のデータベースの利用ができる。

他大学との相互協力については、岩手県立図書館が実施している「県内図書館横断検索システム」に県内の大学等とともに加盟し、当館の蔵書情報を提供している。また、県内５大学との連携では「いわて５大学学長会議・附属図書館長等会議」において、相互利用

についての申し合わせにより、簡易的手続きにより相互利用が出来るようになっている。

このほか、学外文献複写や図書の相互貸借については、NACSIS-ILL 加盟館と相互協力を実施しており、オンラインでの依頼や、料金の相殺制度を行っている。

地域への開放については、広く一般県民をはじめとする学外者への利用開放を実施しており、平成１４年度からは土曜日開館を実施している。平成１７年度は１２，８０２人、平成１８年度は９，９８２人の利用実績となっている。

イ　点検・評価

学術情報検索については、各種データベースで網羅的に対応していることから、同規模の公立大学図書館と比べて遜色のない整備状況である。

他大学との相互利用については、地理的な要件から、当館利用者よりも他館を利用する数が多い。

学外文献複写や図書の相互貸借も利用者が年々増加傾向にあるが、当館の利用料金が他館に比べて安価であったことから、適正金額への改定を行った。

地域開放については、当館の利用に対する理解を深めてもらうため、今後もあらゆる機会を通じて更に PR する必要がある。

ウ　改善の方策

現在契約しているオンラインデータベースについて、利用にかかる実数を把握し、利用の適正化について検証するとともに、導入していない他のデータベース等の情報を入手し比較検討する。

また、併せて電子ジャーナルについても積極的な導入を図っていく。

地域開放については、これまで大学祭開催日は休館日としていたが、多くの学外者が来訪する機会に開館し、積極的にＰＲすることにより、当館の利用に対する理解を深め、学外利用者の利用促進を図ることとする。

第９節　社会貢献

【目標】
①　「実学実践」の教育・研究を通して地域に貢献する大学を目指すため、岩手県立大学アイーナキャンパスを活用した社会人教育や県民学習支援などを積極的に展開するほか、遠隔教育による看護職、福祉職等の専門職業教育の充実を図る。
②　地域のニーズに対応した研究とその成果を地域に積極的に還元するため、知的財産の管理・活用等を図る仕組みを検討するほか、地域連携研究センターによる産学公の連携研究機能の強化、行政機関等との連携による地域課題への政策提言などシンクタンク機能の強化などを図る。

Ⅰ　全学

（１）社会への貢献

ア　現状

本学は、岩手県における進学状況に鑑み開学し、社会的要請の強い領域に関する学部を設置しているものであり、その意味では、大学の存在そのものが地域社会に対する貢献であり、大学における教育研究活動は全て地域貢献につながるものであるといえる。こうした設置の趣旨を受け、建学の理念の下に展開している基本的方向として、地域社会と密接に連携し、教育・研究の成果を広く還元する「地域社会に貢献する大学」と掲げる一方、県から提示された中期目標においても、①実学実践の教育・研究を通して地域に貢献する大学、②実学実践を中核とした人間教育、実証研究、地域貢献の一体的な進展が目指すべき姿とされている。

このため、本学では、県民の子弟を受け入れ、県内への定着を促進する一方で、それぞれの学部等における教育活動、研究活動のいたるところで、地域社会に出かけ、地域をフィールドとして地域に学び、あるいは研究するとともに、自治体や企業、関連団体等との連携協力、社会人のキャリアアップや生涯学習ニーズに対応した活動を展開し、その責務を果たそうと努めている。

地域貢献に関する教員の活動は、目標設定と達成度による教員の業績評価の中で、教育活動、研究活動と並んで評価しており、モチベーションの向上に努めている。一方、大学全体の活動としては、地方独立行政法人法に基づき、設置者である県の評価委員会において評価される仕組みとなっている。

本学は、教育研究活動を通して地域に貢献することを目指して諸活動を行っているが、教育、研究については、それぞれ第３節、第６節に詳述していることから、本節では、直

接社会に貢献する活動として、公開講座や自治体等の政策形成への寄与、企業等との連携などの仕組みと実施状況について点検・評価する。

（ア）公開講座

本学では、地域社会に積極的に貢献していくため、教育、研究の成果を地域に還元し、大学の教育研究活動の理解を促進することを目的として、開学以来、全学的な公開講座を実施してきている一方、各学部等においても、それぞれの専門領域に関する公開講座、講習会、セミナー等を実施している。

全学として行う公開講座は、本校において行うほか、地域に出かけて講座を開設する地区講座も実施している。本校において開催する講座は、学長等が講演する特別講座、学部教員（短大部含む）による教養講座及び大学院教員による大学院特別講座で構成しており、これまでの開催状況については、次のとおりである。

【全学的公開講座実施状況の推移】

年度	全体 Ⅰ（特別講座）	全体 Ⅱ	教養講座	大学院特別講座	受講人員（延人数）	地区講座
H 10	①学長講演 ②副学長講演		５講座×２テーマ （７日：１０コマ）		1,079 人	４地区 268 人
H 11	①学長講演 ②センター長講演 ③ゲスト講演	パネルディスカッション	６講座×２テーマ （６日：１２コマ）		3,601 人	４地区 230 人
H 12	①学長講演 ②センター長講演		５講座×２テーマ （５日：１０コマ）		3,137 人	５地区 213 人
H 13	①学長講演 ②センター長講演		４講座×５日 （２０コマ）		2,797 人	５地区 344 人
H 14	①学長講演 ②センター長講演		４講座×５日 （２０コマ）		2,836 人	７地区 583 人
H 15	①学長講演 ②センター長講演		４講座×５日 （２０コマ）		2,866 人	６地区 319 人
H 16	①学長講演 ②センター長講演		２講座×５日 （１０コマ）	２講座×４研究科 （４日：８コマ）	3,245 人	５地区 332 人
H 17	①学長講演		２講座×４学部 １講座×２短大部 （１０コマ）	２講座×４研究科 （８コマ）	1,789 人	
H 18	①知事講演 ②国際講演×３回		１講座×５学部 １講座×１短大部 （６コマ）	１講座×４研究科 （４コマ）	1,893 人	

注）平成１８年度から共通教育センターが設置されたため、教養講座の実施学部は５学部となったもの。

平成１９年度の公開講座は、次のとおり１３講座を計画しており、また、地区講座２回程度開催することを予定している。

【平成１９年度公開講座実施計画】

実施日	区分	学部等	テーマ
9 月 29 日（土）	特別講座	学　長	日本のアジア外交を立て直そう
10 月 6 日（土）	教養講座	ソフトウェア情報学部	個人認証について：現状と課題
	大学院特別講座	社会福祉学研究科	犯罪被害者のこころのケア
10月13日（土）	教養講座	社会福祉学部	子ども虐待を防ぐ力とは
	教養講座	共通教育センター	映画におけるリアリズムの構造
10月20日（土）	教養講座	研究・地域連携本部	半導体にできること
	大学院特別講座	ソフトウェア情報学研究科	文学とコンピュータ
11月10日（土）	教養講座	共通教育センター	言語を科学する
	大学院特別講座	総合政策研究科	東北における平成の市町村合併とは何だったのか
11月17日（土）	教養講座	看護学部	細胞死の現象とその意義について
	教養講座	盛岡短期大学部	日本と国際関係
12 月 1 日（土）	教養講座	総合政策学部	ディジタルメディア論入門
	大学院特別講座	看護学研究科	Evidence-Based Nursing（根拠に基づく看護）は、患者に何をもたらすのか？

この公開講座は、開設以来一貫して、一般市民を対象に無料で開催している。開催については、ホームページに掲載するとともに、新聞広告やポスター、チラシ等により広く周知し、受講者を募集している。また、前年度の受講者に対してはダイレクトメールを送付して知らせており、リピーターとして受講する者が多くなっている。受講者に対しては、毎講座ごとのアンケートと全体を通してのアンケートを実施し、次年度以降の講座企画の参考としている。

（イ）自治体等の政策形成への寄与と地域貢献

本学の教員は、その多様な分野の専門知識等を活かし、県等の審議会の委員や講師として依頼され、自治体等の政策形成や諸活動に積極的に寄与している。

平成１８年度の状況をみると、国や地方自治体関係で述べ４６４人、公益法人や民間団体等の委員や講師で４８８人、これ以外の関係で２４人となっており、本学の教員数２５１人から換算すると一人の教員が３．９人分の委員等としての貢献活動を実施していることとなる。

【審議会委員・研修会講師等の状況】

区　分	合計	官公庁関係審議会委員・研修会講師	研修会講師等			審議会委員等			民間企業研究委員等
			計	県内	県外	計	県内	県外	
H18 年度	976	464	198	138	60	290	199	91	24
＜H17 年度＞	960	312	291	189	102	331	205	126	26

また、自治体等からの要望を受け、平成１８年度から次のとおり紫波町を始めとする自治体や県内企業と包括的連携協定を締結し、地域づくりやＩＴ活用など本学と連携した政策形成や事業推進などを積極的に推し進めている。

【包括的連携協定締結一覧】

相手方	締結日	連携協定分野
紫波町	H18.7.1	まちづくり、ＩＴ活用、健康福祉、資源循環等の分野
㈱アイシーエス	H19.1.16	地域中小企業、医療・福祉、農林水産、環境、行政などの地域情報化に関する分野
二戸地区広域行政事務組合	H19.1.30	総合的な地域福祉環境システムの構築とその活動に関する分野
遠野市	H19.3.13	健康福祉、ＩＴ活用、地域のまちづくり・ひとづくり等の分野
川井村	H20.2.28	住民生活の質の向上、ＩＴ技術の活用、まちづくり・人づくり等の分野

この協定を締結した紫波町においては、ソフトウェア情報学部が地域の産直組合の販売管理から在庫管理までのシステムや小学校の食育ネットシステムの構築を行い、その運用等においてもサポートしているなど、成果が出始めている状況である。

（ウ）アイーナキャンパスの活用

盛岡駅西口に位置する県の複合施設「いわて県民情報交流センター（通称アイーナ）」７階に本学のサテライトキャンパスとして「アイーナキャンパス」を平成１８年４月に開設し、社会人大学院生のための夜間授業のほか、各学部の公開講座や市民向けのセミナー、心理相談事業など本学の教育研究活動を基盤とした諸活動を実施している。平成１９年度には本アイーナキャンパスの管理運営をＮＰＯ団体に委託し、市民向けセミナーを拡充することとしている。

【平成１８年度アイーナキャンパス利用実績】

区　　分		内　　容	利用人数
施設利用者		大学院授業や自習、打ち合わせ利用など	約 6,850 人
	公開講座	総合政策セミナー、ＩＰＵ情報システム塾ほか	約 200 人
	相談事業	心理相談、健康相談	若干名

イ　点検・評価

公開講座における講義内容は、学部等からの推薦に基づき講師を選定し、講師の担当となった教員が自身の教育研究活動成果から選定したテーマについて、２時間の講義時間を使って、分かりやすく市民向けに提供しているもので、単発の講義を連続して行う一般教養的な構成となっている。受講者は６０歳代が多いものの高校生など１０歳代から７０歳代、８０歳代までの多様な世代構成となっており、全日程中の２／３以上の講座を受講した場合に交付する学長名の修了証が、受講者に喜ばれている。受講者に対するアンケート調査では「よかった」「まあよかった」という肯定的な回答割合が約８０％となっており、受講者の興味・関心に一定程度応えているとともに、市民の生涯学習のきっかけとなりうるものとして機能している。

一方、学部独自に開催している公開講座等については、それぞれの専門領域に関するものとして行われており、大学全体としては概ねバランスがとれている。ただし、その内容等については、一元的に把握できていない。

全学的な公開講座の受講者数は、平成１６年度までは概ね３，０００人となっており、平成１７年度において約１，７００人と減少した。これは、平成１６年度までの公開講座は、夏休み期間を中心として午前及び午後にそれぞれ２コマずつ１日２回開催していたのに対して、平成１７年度からは、秋の開催（９月から１２月）としたことに加え、午後のみの開催としたことによるものであり、開催方法によって変動すると考えている。

自治体等の政策形成への寄与状況については、各種審議会や委員会の委員や各種研修会講師など、専門的知見に基づき、自治体等の外部団体からの依頼には可能な限り積極的に対応するとともに、本学と連携しながら政策推進しようとする自治体等とは個別に包括的な連携協力協定も締結しながら、自治体等の政策形成や事業推進に寄与しており、地方の公立大学として高く評価できる。

ウ　改善方策

公開講座については、学部主催の公開講座等の実態把握に努め、本学の公開講座の開催状況の整理を行い、一覧的な公開講座計画の作成や講座の有料化導入などを含め、公開講座の体系を検討していく。

また、市民向けの各種セミナーやシンポジウムなどの開催については、交通利便性のよい立地となっているアイーナキャンパスをできるだけ活用するよう努めていくものとする。

（２）企業等との連携

ア　現状

民間企業など産業界との産学連携や自治体・ＮＰＯ団体などとの地域連携の一元的な窓口として、平成１７年度の法人化にあたり研究・地域連携本部に地域連携研究センターを設置し、民間企業や自治体等からの共同研究等の相談や学部教員との連絡窓口、契約手続きも含め活動を展開している。研究・地域連携本部本センターにおいては、産学連携等の交流を目的としたセミナーやシンポジウムなどを積極的に開催しているほか、本学教員の研究シーズを取りまとめた知的資産ガイド等を作成配布するなどしている。連携担当として教授、准教授（いずれも事務局職員兼務）や民間企業出身の連携コーディネーターをそれぞれ１名配置しリエゾン活動を実施するとともに、学部教員が主宰する産学官による研究会活動も行われるなど、地域貢献の一環として積極的に産学連携や地域連携活動を実施している。

【産学官交流シンポジウム等の開催実績】

年	イベント名	開催日	会場	参加者
平成17年度	テラヘルツ応用月例セミナー（5回）	H17.8.5	地域連携研究センター	約100名
	第 1 回いわて情報産業シンポジウム	H17.9.15	ホテルメトロポリタン盛岡ニューウィング	約120名
	岩手県立大学国際シンポジウム	H17.10.3	ホテルメトロポリタン盛岡ニューウィング	約100名
	地域連携フォーラム（県内 4 地区）	H18.1.7 ほか	盛岡、北上、宮古、釜石	約210名
平成18年度	第 8 回ＪＧＮ２ワークショップ in 岩手	H18.10.27	アイーナキャンパス	約 60 名
	第 2 回いわて情報産業シンポジウム	H18.11.1	アイーナ	約100名
	岩手県立大学シンポジウム新世代ソフトウェア産業革命	H18.11.24	県立大学	約 60 名
	第 3 回岩手県立大学ソフトウェア国際シンポジウム	H19.3.9	ホテルメトロポリタン盛岡本館	約 80 名

【産学官民連携研究会】

研究会	設立	代表者	目　的	会員数
INS 地域と情報システム研究会	H12	教授　渡邊慶和（ソフトウェア情報学部）	地理情報システム(GIS)やインターネット応用を中心に、地域に密着した情報システムの諸問題を調査研究	40 名
岩手地区ギガビットネットワーク研究会	H13	教授　柴田義孝（ソフトウェア情報学部）	研究開発用ギガビットネットワークの利用技術の開発について，共同研究の推進と開発技術の普及・啓発	100 名
研究会	設立	代表者	目　的	会員数
テラヘルツ応用研究会	H16	客員教授　渡邊民朗（研究・地域連携本部）	テラヘルツ技術に関する研究開発や応用の可能性を幅広く調査研究	66 名
組込技術研究会	H18	教授　曽我正和（ソフトウェア情報学部）	組込み技術の普及・高度化、人材の育成・蓄積、産業の集積等を促進	40 名

こうした活動の成果として、本学における民間企業や自治体等の団体との共同研究や受託研究等の受入れ状況は、次のとおりとなっている。

【外部研究資金（科研費除く）受入れ実績（大学及び短期大学の合計）】

区分		H16		H17		H18		H18/H16	
		件数	金額（千円）	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
共同研究		13	6,130	13	3,465	26	10,800	200%	176%
	県内	3	1,130	2	1,815	14	8,100	467%	717%
	県外	10	5,000	11	1,650	12	2,700	120%	54%
受託研究		15	66,060	18	125,002	17	90,735	113%	137%
	県内	7	23,531	9	47,776	8	23,715	114%	101%
	県外	8	42,529	9	77,226	9	67,020	113%	158%
奨学寄附金		1	450	3	2,349	10	7,993	1000%	1776%
	県内	1	450			1	100	100%	22%
	県外			3	2,349	9	7,893	皆増	皆増
計		29	72,640	34	130,816	53	109,528	183%	151%
	県内	11	25,111	11	49,591	23	31,915	209%	127%
	県外	18	47,529	23	81,225	30	77,613	167%	163%

民間企業や自治体などからの申し込みによる共同研究や受託研究等については、件数及び金額とも概ね、増加傾向にあり、平成１８年度は５３件の実績である。また、県内（自治体やＮＰＯ等）からの共同研究が大幅に増加しているのが特徴となっている。

平成１８年度外部研究資金受入れ５３件のうち、学部教員（短期大学除く）に関連するものが４８件（金額：９０，２９９千円）となっており、中でもソフトウェア情報学部教員が関連するものが３２件（金額：７８，７７７千円）で、件数で６６％、金額で８７％を占めている。

なお、本学においては、平成１８年度に県の産業成長戦略にも位置づけられたＩＴ産業集積構想を策定し、本学周辺へのＩＴ企業の立地を促進する一環として、地域連携研究センターの研究室をＩＴ企業に貸付け、ソフトウェア情報学部学生の実務従事による高度な即戦力人材の育成や本学との共同研究開発などの取組みを平成１９年度から開始している。

なお、産学連携に伴う倫理面でのルールとして、職員倫理規程のほか、兼業規程、職務発明規程、共同研究取扱規程、受託研究取扱規程等により、利害関係者との関わり等について定め、運用している。

イ　点検・評価

本学の産学連携等については、一元的な窓口を地域連携研究センターが担い、主にソフトウェア情報学部の研究シーズを基盤として産業界や自治体等との交流活動やリエゾン活動などを実践し、着実に共同研究や受託研究などの成果を挙げてきており、平成１６年度の文部科学省による調査結果「大学等における産学連携等実施状況」における共同研究及び受託研究の公立大学の平均各１０件・２４件と比べて、評価できる実績である。

ウ　改善方策

全学においては、ソフトウェア情報学部関係の産学連携活動を継続しながら、本学の特色ある学部構成に基づく多様な専門分野の研究者を活かした自治体等の諸団体との連携活動を展開するため、県担当部局との情報交換や地域に出かけて本学の取組みを紹介するなどの活動を行う。

（３）特許・技術移転

ア　現状

本学は、法人化以前の職務発明規程では県からの特別研究費や特別の設備を得た研究からの発明を大学帰属対象としていたことから、法人化以前の平成１６年度までの発明届出件数は１７件で、大学として特許出願や特許登録した実績はなく、全て個人帰属となっているものである。ただし、著作権の大学帰属案件１件と独立行政法人科学技術振興機構（ＪＳＴ）が特許登録後、ＪＳＴから本学が買い戻す案件が１件ある。

なお、１７件の発明届出は、すべて、ソフトウェア情報学部教員（共同発明者として看護学部教員が加わった案件１件あり）からのものである。

法人化以後の知的財産権に関する業務については、産学連携等を担う研究・地域連携本部地域連携研究センターが担当しており、職務発明規程を改正し、大学帰属対象発明を法人からの特別研究費（共同研究費、受託研究費、全学プロジェクト等研究費）を受けた研究としたことで対象の幅が広がったこと、及び全学プロジェクト研究のテラヘルツ応用研究プロジェクト（文科省リーディングプロジェクト事業）等の成果もあり、平成１９年８月末までに発明届出６件（著作権２件、特許４件）が提出され、発明審査会の結果、すべて大学帰属となり、現状のところ特許４件中３件について大学として特許出願済となっている。

イ　点検・評価

特許等の知的財産に関する業務については、専門家が本学にいないことから、岩手大学の知財本部や県の知的所有権センターなどから専門家の派遣や支援を受けながら研究・地域連携本部地域連携研究センターの産学連携担当が対応しており、利益相反の取扱いなどを含め知的財産権関連業務に関する専門人材の養成が必要となっている。

ウ　改善方策

特許等の知的財産権に関する専門人材の養成にあたっては、学外からの招聘を含め検討していく。

Ⅱ　看護学部・研究科

（１）社会への貢献

ア　現状

本学部では、独自に「看護学部公開講座」を毎年開催している。対象は県内の看護職者であるが、看護に関連する職種や市民の参加も歓迎しており、広く人材育成を図っている。

これまでに行われた公開講座のテーマや参加人数については次に示すとおりである。

【看護学部公開講座テーマ及び参加者数一覧】

年　度	テーマ	参加者数
16 年度	人にやさしいケアのつながり	135 人
17 年度	あなたが主役のリスクマネジメント	342 人
18 年度	看護学部発信！！　地域・臨床と大学のコラボレーション	25 人
19 年度	看護現場に求められる倫理　～どう動き、どう調整するか～	124 人

「看護学部公開講座」以外に、教員個々が、専門職や市民を対象とした講演活動や教育研究指導に取り組んでいるほか、看護学の専門性を活かした健康上の相談や市民・患者団体の活動支援、県内看護職関係者や介護者、一般県民を対象とした各種講演会や研修会をなども行っている。平成１７年度の実績は、講演１５６件、教育・研究指導や非常勤講師７６件、保健医療福祉サービス１５件であった。また、学部教員の自治体等の政策形成への寄与としては、文部科学省における委員会が３件、厚生労働省の研究メンバーが１件、さらに、岩手県や市町村の委員会が２１件である。教員個別の派遣だけではなく、各専門分野研究領域でも研究活動の一環として、専門職を対象とした研修会や学習会の企画、一般市民へ研究成果を還元するための講演会やフォーラムなどを開催している。

また、アイーナキャンパスでは、県民を対象にした保健・療養相談事業を展開している。この相談事業はすべて無料で、看護学部教員が各専門性に応じて窓口対応を行っている。また、県民のみならず臨床現場の看護師や医療関係者の研修会もこの事業の中で展開している。これらアイーナキャンパスでの活動を通して、県民の医療・看護に対するニーズ調査や支援方法の研究活動も行っている。

イ　点検・評価

看護学部公開講座の参加者は例年１００～３５０人を得ている。過去３年間に参加者へ実施したアンケート調査からは、熱心なリピーターがいること、内容は「大変良い」「良い」が大多数であり、公開講座で得た知識が日々の看護実践に生かされているといった感想も寄せられており、岩手県の看護・医療関係者に大きく貢献しているものとして評価できる。開催時期や期間、場所も概ね参加者は満足している。

しかし、平成１８年度は参加人数が極端に少なかった。この理由としてこの年の公開講

座のテーマは、「看護学部発信!!　地域・臨床と大学とのコラボレーション」をテーマに定め、本学部のアイーナ事業紹介を中心に企画したため、臨床現場に直接関与するテーマではなかったこと、開催場所が例年と異なったこと、などが考えられる。しかし、大学として社会にその活動を積極的に発信するという点では貢献度の高いテーマだったと評価できる。

一方、本学部の各教員が行っている講演活動や教育研究指導は、県民の生涯学習の一助となるものであり、さらには県民の健康な暮らしにも役立つものとなっている。また県内看護・医療関係者が最新の知見を学ぶ場を提供している。毎年多くの教員が多くの講演・教育・研究指導活動を行っており、県内唯一の看護学部として、総じて、社会貢献活動は活発に行われていると評価できる。

ウ　改善方策

看護学部公開講座のテーマについては例年検討に検討を重ねたうえで企画されているが、参加者は日々の看護実践に生かされる具体的な内容を求めていることから、これからも参加者のアンケートの結果および看護界のトピックスを参考にして、看護職者の関心の高いテーマをとり上げていく。また、受験生向けに、学部・大学院の受験の種類、受験科目、日程などを分かり易く提示する。更に、卒業生がどのような方面で活躍しているかなども表示することも検討する。

アイーナキャンパスにおける地域貢献活動については、始まったばかりであり、今後も広報活動を積極的に行っていく。

（２）企業等との連携

ア　現状

本学部では、県内の病院施設の看護職員の研究指導を積極的に行い、臨床現場の看護研究の支援や研究能力の向上に貢献している。また、実習指導病棟のスタッフから個別に研究について相談を求められる場合もあり、相談された教員は真摯に個々で対応し、臨床現場の研究指導、研究支援を行っている。しかし、病院との連携や指導の体制は教員個々に任されている状況であり、支援の方法や体制も教員や病院によってさまざまとなっている。

イ　点検・評価

岩手県唯一の看護系大学として、臨床で働く看護職者の研究支援や研究指導を行っていることは高く評価できる。しかし、学部としての研究支援に関する体制が整備されていないため、研究支援の方策は教員個別に任されている。また、学部として臨床に研究助成を行うような体制もない。また、病院から正式に研究指導委託を受けて活動している教員は社会貢献の一業績として評価されるが、個別に相談を求められて研究指導、研究支援を行

っている場合は、全くのボランティア的な活動となり、学部としての社会貢献活動の評価につながっていない。

ウ　改善方策

病院などと連携して臨床現場の課題を共同研究として取り組むための組織的な連携体制および、ボランティア的な活動も適切に評価できるようなシステム構築を検討する。

Ⅲ　社会福祉学部・研究科

（１）社会への貢献

ア　現状

本学部は、本学が開催する公開講座への参画のほか、県と連携して「岩手県地域福祉開発研究会」を設置し、市町村、福祉関係者等を対象とした公開講座を企画、開催している。平成１８年度には５回開催し、本学部教員は講師やコーディネーターも務めている。教員個々では、県内外の様々な活動に参画、支援しているが、学部として十分に把握しきれていない。

一方、自治体等の政策形成への寄与については、本学が１８年度において紫波町、二戸地域広域行政事務組合、遠野市とそれぞれ締結した包括的連携協定に基づき、例えば遠野市については、平成１８年度から少子・高齢社会を支援するＩＣＴ利活用策の支援をはじめ、就学前児童への教育と福祉を統合した地域システムの構築などの施策形成への支援を実施している。このほか、岩手県や市町村、社会福祉協議会等が設置する審議会、各種委員会、各種計画策定への参画、県等が設置した公共的団体の役員への就任などにより、寄与している。

また、平成１８年１２月よりアイーナキャンパスを利用し、アイーナ相談事業として、福祉問題などを対象とする「ソーシャルサービスセンター」、心の悩みなどの相談に応ずる「心理相談センター」の２つの相談事業を行っている。本学部の教員等が中心となって、カウンセリングや相談にあたり、社会福祉施設の職員や一般市民に専門的知見等を提供している。

なお、社会福祉学研究科では、具体的な貢献の例として、児童虐待防止マニュアルや県の委員会に参画しての各種マニュアルの作成、あるいは啓蒙のための専門家，住民等を対象とした講演会・研修会等がある。

イ　点検・評価

自治体等への寄与については、遠野市等との協定に基づく活動など、全学的、組織的取り組みも行われており、評価できる。しかし、教育・研究の地域・市民還元は、全体としてみると学部としての取組み、把握ができていないという課題がある。すなわちこれらの取組みは、最終的には教員個々の参画、寄与になることが多いが、大学の地域貢献という視点で考えれば、学部として一定の方針（基準）をもって取り組むことが必要である。

アイーナ相談事業については、立ち上げてから期間が短いことから利用者数はまだ少ない。今後ＰＲに努めることが必要である。ただし、教員の対応には限りがあることから、それを踏まえた対応方策が必要である。

ウ　改善方策

社会への貢献状況を学部全体として把握し、特に自治体等への寄与については、学部としての方針を策定して、実践していく。

アイーナ相談事業については、周知方法を検討・工夫して利用者数の増加に結び付けていく。

（２）企業等との連携

ア　現状

本学部では、岩手県社会福祉協議会が行う「地域自立生活支援事業」「福祉サービス第三者評価事業」などへの委員としての参画、市町村社会福祉協議会等の事業への専門的支援など、関係団体等への支援活動を、要請に応じて行っている。

イ　点検・評価

教育・研究成果の地域への還元として、また、大学としての研究、活動領域の拡大として有益であり、促進していく必要がある。

ウ　改善方策

個々の教員がその専門領域により対応しているが、学部としての方針を策定し、組織的な関わりとなるようにしていく。

Ⅳ　ソフトウェア情報学部・研究科

（１）社会への貢献

ア　現状

本学部では、社会で活躍されている識者や専門家を講師に招き、学生や社会人への公開する講演を活発に行っているほか、共同研究活動への参加を通じて、社会の仕組みや文化的側面に触れる機会を設けている。

特に、社会的ニーズの高い組込みソフト技術、Ｗｅｂアプリケーション技術については、社会人教育の一環として、「組込みソフトものづくり塾」や「ＩＰＵ情報システム塾」として実施している。

組込みソフトものづくり塾では、約３０名の参加者を得て、平成１９年７月３１日から８月１１日まで、「ＩＣＵを造る」と題して、高性能ＣＡＤやＦＰＧＡについて、８月２１日から９月１日は「ＯＳを造る」としてリアルタイムカーネル on H8 Mindstorm を、９月４日から８日は「ロボットソフトを造る」としてターゲットセンシングと自動走行に関する講義と演習を実施した。

一方、ＩＰＵ情報システム塾は、アイーナキャンパスにおいて、平成１９年６月から９月にかけて、「Ｗｅｂ２．０時代のＷｅｂリテラシー入門コース」「Ｗｅｂ２．０時代のＷｅｂリテラシー応用コース」「Ｗｅｂアプリケーション開発コース（前・後期）」を実施するとともに、期間中月１回は、外部企業の講師による「情報システム実践コース」を実施した。参加者は地元のＩＴ企業等から２０名程度であった。

また、県および盛岡市、各市町村に対しては、起業者支援事業や情報関連の委員会に、審査員や委員として参加し、多数の審査および有識者としてのアドバイス等を行っている。

イ　点検・評価

本学部における社会への貢献活動の結果については、冊子・電子媒体等様々なメディアとしてまとめ、教育研究上の成果を広く社会へ還元している。各イベントについては、関連する委員会（広報委員会・学術推進委員会・就職委員会）がその企画立案・実施・レビューを行い、議事録に活動結果を記録し翌年度の計画に反映させている。また、実施イベント毎にその評価を明らかにするため、アンケート調査を実施している。これらの社会人向けのイベントは社会との文化的交流の場であり、その活動に学生も参加させることで、広い視野を養い、社会の中で活躍できる人間教育にもつながっている。

組込みソフトものづくり塾やＩＰＵ情報システム塾は、実施後のアンケート調査結果によると高い評価を得ている。

また、公募型地域課題研究や市町村との包括連携協定に基づく共同研究についても取り組みを開始した段階ではあるが、活発に研究が行われ、社会から高く評価されている。

ウ　改善方策

社会人向けに実施した講演会については、教育研究上の成果分かりやすく市民に還元する方法と、定期的活動の実施、年間計画の提示、運用整備体制の確立が必要であることから、企画段階からの各委員会会議における議事録の保管・公開、及び実施イベント毎にアンケート調査を継続する。

組込みソフトものづくり塾やＩＰＵ情報システム塾などの社会人教育、公募型地域課題研究や市町村との包括連携協定に基づく共同研究等については、常に評価結果を重視し、問題の把握と改善に向けた努力を継続する。

（２）企業等との連携

ア　現状

岩手県内に進出した民間企業や、大学発ベンチャー企業との共同研究など一部連携はあるが、個別テーマに基づくものであり、学部として継続発展させる体制や戦略は整備されていない。

イ　点検・評価

研究や教育上の連携及び社会貢献活動については、教授会、研究科委員会、運営会議において目標の設定、年度計画の策定を行っている。また、個々の教員を単位とする年間目標の設定、達成度評価については、業績報告書に記載し、その内容に基づき所属長との面談・評価を行っている。

ウ　改善方策

全学の評価結果に基づく次年度計画に取り上げられたものについては、その計画目標を学部の目標に反映して実施する。教員個人の単位で行われた連携・社会貢献活動については所属長との面談結果を踏まえて来年度の目標設定時に反映し、実行していく。

Ⅴ　総合政策学部・研究科

（１）社会への貢献

ア　現状

自治体等の政策形成に対して、多様な専門領域を有している学部の特性上、各方面から依頼・要請があり、教員が非常に多くの審議会や委員会に参画する形で寄与している。平成１８年度の実績は次のとおりであるが、地域的にも内容的にもきわめて広範囲な分野にわたっている中で、特に環境、地方自治、交通、男女共同参画、まちづくりの分野での寄与度が大きい。

【平成１８年度審議会、委員会等応嘱状況】

委員会名	役職名	委嘱元	期間
環境省イヌワシ・クマタカ保護対策検討委員会	委員長	環境省	H16.4～
環境省オオタカ分布調査検討会	座長	環境省	H13.3～
希少野生動植物保護推進委員会	委員	環境省	H15.4～
希少野生動物保護方策検討委員会猛禽類分科会	座長	環境省	H10.4～
自然環境保全基礎調査検討会･哺乳類Ⅱ分科会	委員	環境省	H12.4～
自然公園指定動物保護対策検討会	委員長	環境省	H15.4～
白神山地エコツーリズム推進基本計画検討会	委員長	環境省	H18.4～
モニタリングサイト１０００ワーキング委員会	委員	環境省	H15.4～
野生生物保護対策検討会ｼﾏﾌｸﾛｳ分科会	委員	環境省	H12.4～
十和田青ブナバイパス環境対策検討委員会	委員	環境省	H17.6～
白神山地森林構造動態研究検討会	委員	環境省	H15.4～
津軽ダム猛禽類保護対策検討委員会	委員	国土交通省	H16.5～
河川水辺の国勢調査アドバイザー委員会	委員	国土交通省	H10.4～
国土交通省福島・米沢高速道猛禽類検討会	委員	国土交通省	H13.11～
成瀬ダム猛禽類検討委員会	委員	国土交通省	H10.4～
胆沢ダム環境調査検討委員会	委員	国土交通省	H10.4～
長井ダムに係る猛禽類保全検討委員会	委員	国土交通省	H12.4～
湯西川ダム希少猛禽類プレモニタリング検討委員会	委員長	国土交通省	H16.4～
茨木圏央道ヒシクイ保全対策検討委員会	委員長	国土交通省	H17.4～
茨木圏央道猛禽類保全対策検討委員会	委員	国土交通省	H14.4～
国土交通省東北整備局事業再評価委員会	委員	国土交通省	H15.4～
国道４号人・松・道の安全を考える検討会	委員	国土交通省	H16.4～
東北圏広域地方計画懇談会	委員	国土交通省	H19.7～
防護柵構造検討委員会	委員長	国土交通省	H17.11～
交通アドバイザー会議	委員長	国土交通省	H15.1～
土木技術研究委員会	委員長	国土交通省	H17.7～
岩手県道路交通環境安全推進連絡会議	委員長	国土交通省	H14.1～
技術活用委員会委員	委員	国土交通省	H13.9～
道路行政マネジメント懇談会	委員長	国土交通省	H15.3～
(岩手県)災害情報協議会	アドバイザー	国土交通省	H17.8～
岩堂沢・一ツ石ダム猛禽類保護対策委員会	委員	農水省	H10.8～
カモシカ保護対策検討委員会	委員	文化庁	H12.4～
青森県イヌワシ保護対策検討委員会	委員長	青森県	H14.4～
青ブナバイパス環境検討委員会	委員長	青森県	H17.4～

委員会名	役職名	委嘱元	期間
生態系保全検討事業にかかる移植検討部会	委員長	農村環境整備センター	H16.7～
岩手沿岸南部広域ごみ処理施設整備運営事業者選定審査委員会	委員	岩手県	H19.1～H21.1
岩手県環境と共生する産地づくり推進委員会	委員	岩手県	H19.4～H21.3
岩手県競馬組合事業運営監視委員会	委員	岩手県	H19.4～
岩手県競馬組合情報公開審査会	委員	岩手県	H19.2～
岩手県社会福祉協議会･岩手県福祉基金資金運用検討委員会	委員	岩手県	H19.5～
岩手県情報公開審査会	会長	岩手県	H16.10～
岩手県生活衛生関係営業審議会	委員	岩手県	H18.9～
岩手県政策評価委員会	委員	岩手県	H18.2～
岩手県労働委員会	委員	岩手県	H18.10～
いわての川づくりプラン懇談会	委員	岩手県	H18.8～
いわての川づくりプラン懇談会	委員	岩手県	H14.11～
県央地域計画推進懇談会	委員	岩手県	H18.9～H20.9
花巻空港新ターミナルビル建設等協議会	委員	岩手県	H19.6～
岩手県水産審議会	委員	岩手県	H16.2～
岩手県ツキノワグマ保護管理検討委員会	委員長	岩手県	H16.2～
岩手県まちづくりアドバイザー	アドバイザー	岩手県	H14.12～
岩手県環境影響評価技術審査会	委員	岩手県	H10.4～
岩手県環境影響評価技術審査会	委員	岩手県	H14.9～
岩手県環境審議会・温泉部会	委員	岩手県	H18.4～
岩手県環境審議会・鳥獣部会	委員	岩手県	H18.4～
岩手県環境審議会及び鳥獣部会	委員	岩手県	H15.4～
岩手県希少野生動植物候補等検討会	委員長代行	岩手県	H14.4～
岩手県市町村合併推進審議会	委員	岩手県	H14.9～
岩手県雫石八幡平奥産道路活用検討委員会	委員	岩手県	H14.12～
岩手県森林審議会	委員	岩手県	H13.4～
岩手県森林審議会・林地保全部会	部会長	岩手県	H13.4～
岩手県大規模事業再評価専門委員会	委員	岩手県	H16.4～
岩手県大規模小売店舗立地適正化アドバイザー	アドバイザー	岩手県	H13.6～
岩手県鳥インフルエンザ対策検討委員会	委員	岩手県	H17.1～
岩手県農政審議会生産流通部会	特別委員	岩手県	H17.4～
岩手県文化財保護審議会	委員	岩手県	H10.4～
岩手県立博物館協議会	委員	岩手県	H13.4～
盛岡市中央大橋環境委員会	委員	岩手県	H10.4～
岩手県におけるがん医療のあり方に関する検討会	委員	岩手県	H18.11～
県民医療総合相談センター専門委員会	委員	岩手県	H15.4～
国保審査会	委員	岩手県	H17.4～
津付ダム周辺環境検討委員会	委員	岩手県	H11.4～
岩手県企業局経営評価委員会	委員	岩手県	H16.4～
岩手県社会教育委員	委員	岩手県	H18.7～
岩手県生涯学習審議会	委員長	岩手県	H18.6～
岩手県建築審査会	委員	岩手県	H16.4～
兼営住宅指定管理者選定委員会	委員	岩手県県	H17.4～
県道雫石八幡平線活用計画検討委員会	委員	岩手県	H11.4～
収用委員会	予備委員	岩手県	H16.4～
岩手県個人情報保護審査会	委員	岩手県	H13.4～
岩手県国土利用計画地方審議会	委員	岩手県	H10.10～
政策評価委員会	委員	岩手県	H15.4～

委員会名	役職名	委嘱元	期間
政策評価専門委員会	委員	岩手県	H17.4～
岩手県広報事業等評価委員会	委員長	岩手県	H16.12～
岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会	委員	岩手県	H15.7～
岩手県市町村合併推進審議会	会長	岩手県	H17.8～H19.8
岩手県社会貢献活動支援審議会	委員長	岩手県	H16.5～
岩手県介護保険審査会	第２部会長	岩手県	H11.5～
岩手県都市計画審議会	会長	岩手県	H16.4～
岩手県農政審議会	委員	岩手県	H17.5～H21.1
岩手県中山間地域等直接支払制度運営協議会	委員	岩手県	H12.4～
岩手県アグリビジネス審査委員会	委員長	岩手県	H15.4～
岩手県農業農村指導士選考委員会	委員	岩手県	H15.4～
北東北３県緑のグランドデザイン 基準指標専門委員会	委員	岩手県	H12.4～
岩手県感染症対策委員会	委員	岩手県	H11.4～
盛岡振興局木賊川遊水地環境検討委員会	委員	岩手県	H14.11～
施策評価等専門委員会	座長	岩手県	H17.4～
盛岡地域計画推進懇談会	委員	岩手県	H16.4～
いわておもしろ地産地消大賞審査委員会	委員	岩手県	H15.4～
地産池消プロジェクト選定委員会	委員	岩手県	H15.4～
岩手県男女共同参画審議会	会長	岩手県	H14.4～
岩手県土砂災害発生避難基準検討委員会	委員	岩手県	H18.1～
宮古・下閉伊地域広域振興ビジョン提言委員会	委員	岩手県	H17.4～
岩手産業教育振興会	評議員	岩手県	H18.4～
いわて男女共同参画センター検討委員会	委員	岩手県	H16.4～
北上川上流水系流域協議会	会長	岩手県	H18.4～
わが川流域水循環計画推進専門委員会	委員長	岩手県	H17.4～
岩手県内市町村公共事業評価委員会	委員	岩手県	H16.4～
栃木県環境影響評価技術審査会	委員	栃木県	H14.7～
福島県一の木ふるさと林道 猛禽類保護対策検討委員会	委員	福島県	H11.3～
福島県狩野地区土地改良事業オオタカ保護委員会	委員	福島県	H16.3～
鳴子花淵バイパス環境対策検討委員会	委員長	宮城県	H13,10～
宮城県環境影響評価技術審査会	委員	宮城県	H10.4～
山形県世界遺産育成プロジェクト推進委員会	委員	山形県	H15.4～
山形県アドバイザリー・ボード	ボードメンバー	山形県	H18.9～
山形県自然環境審議会	委員	山形県	H17.4～
山形県自然環境審議会自然環境部会	部会長	山形県	H15.4～
奥州市自治基本条例策定委員会	委員	奥州市	H19.2～
北上市環境審議会	委員	北上市	H12.4～
北上市男女共同参画推進評価委員会	委員	北上市	H15.4～
札幌市コミュニティ型建設業創出事業審査会	委員長	札幌市経済局	H16.4～
仙台市環境影響評価技術審査会	委員	仙台市	H10.10～
二戸市男女共同参画行動計画策定懇話会	委員長	二戸市	H16.4～
花巻市まちづくり基本条例検討市民会議	アドバイザー	花巻市	H17.12～
花巻市環境審議会	委員	花巻市	H15.3～
岩手県内市町村公共事業評価委員会	委員長	盛岡市	H16.4～
覆練兵場活用懇話会	座長	盛岡市	H18.4～
盛岡市明るい選挙推進協議会	委員	盛岡市	H17.11～ H19.9
盛岡市開発許可制度見直し懇話会	副座長	盛岡市	H18.4～
盛岡市自然環境等保全審議会	委員	盛岡市	H15.4～

委員会名	役職名	委嘱元	期間
盛岡市情報公開審査会	委員	盛岡市	H 元.4～
盛岡紫波地区環境施設組合行政情報公開・個人情報保護運営審議会	委員	盛岡市	H18.4～
盛岡市イヌワシ保護委員会	委員	盛岡市	H10.4～
盛岡市行財政構造改革推進会議	委員長	盛岡市	H16.10～
盛岡市･矢巾町都市計画事業等組合行政情報公開・個人情報保護運営審議会	委員	盛岡市･矢巾町	H18.4～
盛岡市廃棄物対策審議会	委員	盛岡市	H19.4～H21.3
埼玉県和光市市民参加推進委員会	学識委員	和光市	H16.5～
雫石町政策アドバイザー	政策アドバイザー	雫石町	H17.4～
紫波町都市計画審議会	委員	紫波町	H18.8～
紫波町に参加条例をつくろう委員会	アドバイザー	紫波町	H17.6～
滝沢村環境審議会	会長	滝沢村	H15.4～
滝沢村地域デザイン推進事業選定委員会	委員長	滝沢村	H16.4～
滝沢村安全で住みよいまちづくりに関する懇話会	副会長	滝沢村	
滝沢村公共交通推進委員会	委員長	滝沢村	H15.1～
滝沢村行政経営審議会	会長	滝沢村	H14.9～
滝沢村野生生物分布図作成委員会	副委員長	滝沢村	H11.3～
滝沢村男女共同参画推進委員会	委員	滝沢村	H17.4～
たきざわ環境パートナー会議	進行管理委員	滝沢村	H16.7～
平泉まちづくり協議会	座長	平泉町	H12.7～
普代村商工会普代村地域振興策定委員会	委員長	普代村商工会	H17.4～
普代村地域振興策定専門委員会	委員長	普代村商工会	H17.4～
タンザニア国キリマンジャロ農業技術者訓練センターフェーズⅡ計画国内支援委員会	委員	国際協力機構	H15.4～
重点課題別支援委員会（開発とジェンダー）	委員	国際協力機構	H13.4～
インドネシア生物多様性保全計画国内支援委員会	委員	国際協力機構	H13.4～
マレーシア･ボルネオ生物多様性･生態系保全プログラム協力国内支援委員会	委員	国際協力機構	H14.4～
降雨特性の長期変動検討会	委員	土木研究所	H16.4～
森林総合研究所東北支所研究評議会	委員	森林総研東北支所	H14.4～
環境省オオタカ先行研究プロジェクト推進会議	評価委員	森林総研北海道支所	H16.4～
岩手県経営品質賞審査委員会	委員	岩手県経営品質協議会	H18.7～
岩手県貨物自動車運送適正化事業実施機関評議委員会	委員長	岩手県トラック協会	H15.9～
日本森林技術協会クマタカ保護対策検討委員会	委員	日本森林技術協会	H13,12～
日本森林技術協会理事会	理事	日本森林技術協会	H16.5～
常磐道福島宮城県内環境保全検討委員会	委員	日本道路公団東北支社	H14.4～
岩手地域技術懇談会	委員	日本道路公団東北支社	H11.3～
交通技術検討委員会	委員	日本道路公団東北支社	H10.8～
東北地区工事等成績評定審査委員会	委員	日本道路公団東北支社	H15.1～

委員会名	役職名	委嘱元	期間
（財）岩手生物工学研究センター	理事	岩手生物工学研究センター	H19.4～
岩手県環境保健研究センター研究評価委員会	委員長	岩手県環境保健研究センター	H17.4～
住民主体の環境配慮型地域交通作り推進中央委員会	委員	(財)交通エコモ財団	H14.9～
ＡＴ車のアイドリングストップ懇談会	委員	(財)省エネルギーセンター	H15.4～
屋久島生態系動態把握調査検討会	委員	（財）日本自然保護協会	H18.4～
PIARC(世界道路会議)技術委員会	委員	(社)日本道路協会	H16.3～
(財）岩手経済研究所	理事	（財）岩手経済研究所	H18.4～
(財）岩手県土木技術振興協会評議会	評議員	（財）岩手県土木技術振興協会	H12.4～
岩手県「県民参加型外部評価」アドバイザリーボード	委員	ＮＰＯ政策２１	H17.7～
NPO 法人学校ビオトープ協会	理事	ＮＰＯ法人学校ビオトープ協会	H14.2～
NPO 法人遠野山･里･暮らしネットワーク	委員	遠野山･里･暮らしネットワーク	H14.6～
岩手県国際交流協会企画運営委員会	委員長	岩手県国際交流協会	H16.5～
ローカル・マニフェスト推進ネットワークいわて	理事		

教育研究の成果については、平成１３年度から卒業研究論文要旨集を作成し、県内の行政機関、高校等に配布しているほか、大学祭において４年生が自らの卒業研究テーマをポスターセッションの形で紹介するなどにより、教育研究上の成果の市民への還元している。また、ボランティア等を教育システムに取り入れた地域社会への貢献として、授業（政治課程論）及びゼミの一環として、岩手県選挙管理委員会、盛岡市選挙管理委員会、明るい選挙推進協議会とともに、各種選挙に係る街頭啓発への参加（平成１７、１９年度)、遠野市及びＮＰＯと協力して、農家に宿泊させて農作業を実体験させるワーキングホリデーを組み込んだ「地域連携教育」等を行っている。

一方、平成１８年度に設置されたアイーナキャンパスにおいては、一般市民を対象とする公開講座「総政セミナーin アイーナ」を開催しているほか、同キャンパスで公共政策特別コースの授業を行っている総合政策研究科により、公共政策シンポジウムを開催している。

イ　点検・評価

本学部では、前述の事例のほか、多数の教員が授業やゼミの一環として、実学実践の教育理念に基づき地域貢献教育が行われ、大きな成果があがっているが、教員個々の努力、工夫のレベルにとどまることが多く、その成果が学部として十分共有しきれていないきらいがある。

自治体からの審議会、委員会等の委嘱状況には教員間に大きな偏りが見られる。これは自治体の抱える政策課題と教員の専門分野との一致・不一致が主因であるが、自治体等における教員の認知度にも影響される。平成１６年度前後に生じた古参教員の定年退職による世代交代は、この点で教員間の偏りの一因になっているものと考えられる。ただし、認知度故の委員委嘱は、政策形成への実質的な寄与への期待よりは、形式的、権威付け的なものになることもあり、その場合は教員にとっても得るところの乏しい業務となってしまう。

アイーナキャンパスでの取組みについては、学部教員の専門分野の多様性を反映して幅広い題材を提供できている。市民の参加状況はテーマによってばらつきが見られるが、反復的な参加者が相当数存在する、参加者が比較的高年齢層に固定化するなどの傾向が見られる。

ウ　改善方策

自己の専門分野と照らして、政策形成に寄与する事ができ、かつ研究の進展にも寄与するような審議会・委員会等への参画を心がけるとともに、委嘱の有無に関わらず、必要な場合は行政に対して自ら積極的な政策提言を試みる必要がある。

アイーナキャンパスで始めた取組みについては、参加者の評価も踏まえながら、多様な年齢層の関心を引くテーマの設定などに努力する。

（２）企業等との連携

ア　現状

本学部では、金ヶ崎町と協力して「金ヶ崎まちづくり大学」という町民を対象とする講座を設けているほか、多数の教員が、行政機関の職員研修に、その専門に関わる分野で講師を努めている。

また、大学以外の社会的組織体との教育研究上の連携策として、岩手県商工会議所等との協力を得て、学生の職業意識の醸成､深化を目的とする授業（「産業事情」）を行っているほか、経営分析実習においては、岩手県中小企業団体中央会、盛岡商工会議所及び盛岡青年会議所所属の企業に対する経営分析･指導を中心とする産学協同の中小企業支援事業と連携させている。さらに政策課題実習においては、自治体（盛岡市、滝沢村及び田野畑村）の協力を得て、自治体行政の実際を疑似体験するとともに、それぞれの地域における課題の発見

と解決策の模索を行い、その結果を公開セミナーの形で、自治体市民等に還元している。

なお、研究・地域連携本部による「公募型地域課題研究」の採択状況及び個人ベースで行われる自治体及び企業との共同研究、受託研究についてはいずれも研究・地域連携本部を通して行っている。

イ　点検・評価

本学部の教育プログラムに関しては、新たな試みが実践され、大きな成果が期待されている。自治体、企業等との共同研究、受託研究が増える傾向にあるが、この一因として、自治体財政の逼迫により従来民間コンサルタントに委託していた各種調査、計画立案等が困難になり、その代替機関としての役割を大学研究者に求めていること、一方大学側も外部研究資金の獲得要請の増大もあり、これを積極的に受け入れていく方向にあることが、相乗的に作用していることが考えられる。受託に当たっては、本来の研究を阻害することのないよう、また委託側の期待を裏切らないような配慮が必要である。

ウ　改善方策

本学部の共同研究や受託研究は現時点では緒についたばかりであり、その成果を的確に評価しながら、着実に推進していく。

第１０節　学生生活

【目標】
健康サポートセンター機能の充実を図るほか、学生相談などによる生活支援体制を整備するとともに、就学継続が困難な学生に対する個別指導の充実や経済的負担の軽減を図る。また、就職情報の収集・提供、インターンシップなどによる就職支援の充実を図る。

Ⅰ　全学

（１）経済的支援

ア　現状

本学は、学部と研究科を一体的なものと運営していることから、本節においては、全学のほか、学部・研究科を一体的に記述する。

本学において、学生への経済的支援は、次のとおりとなっており、学生便覧への記載や応募時期に応じた掲示により、随時学生に周知を図っている。

【学生への経済的支援制度】

項目	区分	名称	備考
奨学金	本学独自で貸与・給付しているもの	学業奨励金	貸与（免除制度あり）
		私費外国人留学生奨学金	給付
	他団体のもの（大学で取次するもの）	日本学生支援機構奨学金	貸与
		その他団体(自治体等)	貸与
授業料	免除するもの	授業料免除	全額免除と半額免除がある
	納期限を変えるもの	納付期限変更・分割納付	どちらかを学生が選択
その他	緊急貸付（留学生対象）	留学生支援基金緊急貸付	上限１０万円
	アルバイト	アルバイトの紹介	大学に来るアルバイト情報を掲示

奨学金については、独立行政法人日本学生支援機構からの貸与が最も多い。学部では、平成１９年度において９１５名の学生が貸与を受けており、在籍学生数の４５．４％に達している。大学院においては、平成１９年度５９名の学生が貸与を受けており、在籍学生数の１８．４％となっている。無利子の貸与である第１種奨学金は、採用枠に比べて希望者が多いため、採用とならない学生がいるが、有利子の貸与である第２種奨学金については、一部所得等の基準を超える学生を除き、近年は希望する学生全員が採用されている状況である。家計支持者の失業等による家計急変についても、緊急採用制度を紹介して対応を行っている。

また、本学では本県の次代を担う人材の育成などを目的として独自に学業奨励金の貸与を

行っており、平成19年度は大学において５０名、大学院において１３名に月額３０，０００円（一部学生については月額５０，０００円）を貸与している。

外国人留学生については、本学独自の外国人留学生奨学金のほか、独立行政法人日本学生支援機構や各種団体から奨学金の給付を受けており、平成１８年度は希望する留学生全員が奨学金を受給している。その他、外国人留学生については、１０万円を上限とした本学独自の緊急貸付制度があり、平成１８年度は大学において１名、大学院において２名の留学生に緊急貸付を行い、生活支援を図った。

本学では、経済的理由により授業料の納付が困難で成績が優秀な学生に対しては、授業料の全額又は半額を免除することが出来ることとしている。平成１８年度は大学において前期１４８名、後期１４４名、金額にして５１，５７０千円、大学院において前期１５名、後期１５名、金額にして４，９５６千円の授業料を免除している。しかし、免除できる授業料の総額は授業料収入予定額の５％以内としていることから、家計等の基準が免除基準を満たす場合でも免除対象にならない場合があり、基準を満たした学生のうち大学において２４．０％、大学院において４６．４％が免除不承認となっている。授業料免除の状況は次のとおりである。

【授業料免除の状況（平成１８年度前・後期のべ人数）大学分】

学力基準		家計基準		免除				
適合	426 名	免除基準内	384 名	全額免除	93 名	24.2%	93 名	20.8%
				半額免除	199 名	51.8%	199 名	44.5%
				不承認	92 名	24.0%	155 名	34.7%
		基準超過	42 名	不承認	42 名			
不適合	21 名			不承認	21 名			
計	447 名							

【授業料免除の状況（平成１８年度前・後期のべ人数）大学院分】

学力基準		家計基準		免除				
適合	62名	免除基準内	56名	全額免除	7名	12.5%	7名	11. 3%
				半額免除	23名	41.1%	23名	37. 1%
				不承認	26名	46.4%	32名	51. 6%
		基準超過	6名	不承認	6名			
不適合	—名			不承認	—名			
計	62名							

また、授業料を分割納付又は納期変更する制度もあり、大学において前期は１４１名、後期は１１７名大学院において前期は２４名、後期は２０名が承認されており、家計の状況に応じた授業料納入が可能となっている。

イ　点検・評価

奨学金については、独立行政法人日本学生支援機構からの貸与が最も多く、平成１９年度、大学においては在籍学生数の４５．４％、大学院においては１８．４％に達しており、その制度について十分周知されている。

本学独自の奨学金である学業奨励金については、業績優秀者の返還免除制度により、学生の学習意欲の向上を図っているほか、岩手県内企業等への就職による返還免除制度により県内への人材定着の促進につながる経済支援策となっている。

外国人留学生については、本学の私費外国人留学生奨学金を中心として、留年等の特別な事情がある者を除き正規生全員が奨学金を受給しており、留学生の学習環境を支えている。しかし、大学院を中心として私費外国人留学生は増加傾向にあり、現在の制度のままでは、奨学金を受給出来ない留学生が今後は生じる可能性がある。

授業料の免除については、母子家庭等の経済的に困窮している学生の救済措置として効果的に活用されている。しかし、免除の基準を満たしていても免除にならない申請者が大学で４分の１程度、大学院で半数程度いるという課題がある。

また、一部の学生は奨学金の貸与を受けながらもアルバイトを継続せざるを得ないため、講義に欠席するという影響が出ている。

平成１８年度に社会人が働きながら学ぶことを念頭に開設された総合政策研究科の公共政策特別コースは、１年目に８名（定員５名）であった入学者が、２年目には早くも４名と半減している。照会や体験授業の参加は比較的多いことから、定職のある社会人は奨学金等が受けられないことによる経済的負担が問題になっていると考えられる。

ウ　改善方策

私費外国人留学生奨学金については、申請者が増加していく見込であることから、給付対象者等について再検討していく。

授業料免除については、基準を満たす者についてはできるだけ免除の対象となるよう、半額免除者を増やすなどの方法により多くの学生を支援できるよう検討する。

また、社会人大学院生の入学金・授業料に関する減免策を検討する。

（２）生活相談等

ア　現状

平成１７年度から従来の健康管理センターと学生生活支援センターの窓口を一本化して健康サポートセンターを設置し、保健師、看護師及び心理相談員が常駐し随時相談を行うことにより、学生の心身の一体的な健康管理を図っている。

健康サポートセンターでは、全学生を対象に定期健康診断を実施しており、受診率は平成１９年４月現在で大学におい９１．０％、大学院において５０．０％となっている。定期健

康診断では、法定項目以外でも健康管理上必要と認められる項目について検査を実施しているほか、食生活や生活状況などの調査等も併せて行い、学生の健康について総合的に支援できるような体制を整えている。

このほか、生活習慣病や貧血の予防について重点的に保健指導を実施するとともに、喫煙や睡眠、食生活等生活全般について指導を実施しながら、学生の健康支援の充実を図っている。

学生の健康や心の悩みについては、保健師等が随時相談にのっており、毎週月曜日には医師による相談も行っている。その他、ホームページやリーフレット、ポスターを活用した健康情報の発信を随時行っている。

学内の禁煙化については、平成１９年１０月からは建物内が全面禁煙となり、平成２０年４月からは大学敷地内が全面禁煙となることが決定している。平成１７年度からは禁煙サポート事業を開始し、禁煙に取り組む学生も増えてきているなど、敷地内全面禁煙に向けて、取組みが順調に進んでいる。

平成１９年度は全国的に麻疹（はしか）が流行したことから、学外実習がある学生に対し抗体検査を実施するとともに、予防接種が必要な学生に対して個別に連絡して予防接種を呼びかけている。その結果、学内から感染者は報告されていない。

学生の各種の悩みや不安等の精神的な相談については、常駐する心理相談員（臨床心理士）が受付を行い随時相談に応じるほか、精神科医や臨床心理士、保健師・助産師等の資格を持つ８名の教員が相談員として対応している。

セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント等については、「公立大学法人岩手県立大学ハラスメントの防止及び対策に関するガイドライン」を定めており、このガイドラインにより対策を講じている。また、相談窓口として、９名の教職員がハラスメント相談員として助言、カウンセリングを行っている。これらの対策については、啓発パンフレットを配布し、ガイダンス等で繰り返し説明を行うとともに、学生便覧、学内ホームページ（Ｗｅｂ学生便覧）へ記載して、学生に周知している。

平成１８年度に、新入生を対象とした「新入生アンケート」及び在学生を対象とした「在学生に対する学習と学生生活アンケート」を実施した。「在学生に対する学習と学生生活アンケート」は、学生生活の充実度、学生生活に対する大学側の支援の満足度、ボランティア活動やサークル活動への参加状況など、学生生活全般にわたる項目についてのアンケートである。アンケート結果は学内のホームページに掲載するなど、学内で共有し活用することとしている。

平成１８年度には、多様な相談体制の構築を目指し、学生が相談員となる「ピアサポート」の試行を行い、平成１９年度は本格実施に向けた各種研修を実施し、１０月から本格実施を開始している。

その他、学生が犯罪等の被害にあわないよう、年度当初に消費生活や犯罪防止についての講義を行い、啓発を行っている。

イ　点検・評価

健康サポートセンターには保健師、看護師及び心理相談員が常駐していることから、けがや体調不調時には、健康サポートセンターへ行けば大丈夫という安心感を学生に与えている。

学生相談室への相談件数は年々増加しており需要は高まっている。

健康サポートセンターおよび学生相談室については、施設、人員ともに充実した内容である。

セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント等については、ガイドライン等により適切に対応している。

学生生活全般に関する、全学的なアンケート調査は初めての試みであり評価できる。アンケート結果については、学内で共有し業務を進めるうえでの参考としているが、まだ１回のみの調査であり、結果の詳細分析をしていないという課題がある。

ウ　改善方策

学生の心身の健康保持を支援するため、現在の対策を継続する。

禁煙サポート事業については、平成２０年度からの大学の敷地内が全面禁煙になることをふまえ、禁煙率の向上を図るとともに、新たな喫煙者を大学から生み出すことがないよう環境を整えつつ、効果的な事業実施をすすめていく。

また、麻疹（はしか）の集団感染を防止するため、新入学生を対象として抗体検査を実施する。

学生に対するアンケートについては、今後も継続して実施し、経年比較などの詳細な分析を行い、業務運営にあたって有効に活用する。

（３）就職指導

ア　現状

平成１７年度から就職支援センターを設置し、就職支援グループ職員４名（うち主幹１名、主査１名、就職指導員（非常勤職員・厚生労働省認定ＣＤＡ資格取得者）１名、派遣スタッフ１名）を置き、毎日午前８時３０分から午後６時まで（就職支援センターの開館時間は、午前８時３０分から午後７時まで)、就職相談、求人票公開、企業等の個別ファイル公開、公務員関係ファイル公開、就職活動報告書閲覧、就職関係資料閲覧、就職関連図書貸出、ビデオソフト貸出、学内情報システム利用のためのパソコン端末の設置など就職関連情報収集の支援を行うとともに就職活動に対するアドバイス等を行っている。毎週水曜日には、午前１２時から午後４時まで、ジョブカフェいわての人材派遣事業を活用して、就職支援センター内に「ジョブカフェいわて岩手県立大学スポット」を開設し、キャリアカウンセラーによる専門的なカウンセリングを行っている。また、学生の就職活動に向けて、就職ガイダンスをはじめ模擬面接、模擬テスト、職務適性テスト、キャリア形成支援

等の各種講座を年間を通して開催しているほか、学内における合同企業説明会の開催及び県内外（岩手県盛岡市、東京都内及び宮城県仙台市）で、企業等の採用担当者との就職懇談会を開催している。授業の中でも、全学共通科目の教養科目として「人間と職業」の授業を開設して、学生のキャリアプラン形成を援助するために、現代に働く職業人の話を直接聞く機会を設けている。公務員志望の学生の支援対策としては、外部講師による公務員試験対策集中講座、公務員模擬試験及び模擬面接などを実施している。さらに、１年生からキャリアの選択を促すために「～１年生から考える～就職の手引き」を配布するとともに就職活動を始める３年生に対して、「就職ハンドブック」を配布して就職活動の支援を行っている。なお、学生の就職指導の充実・強化を図るため、就職指導を行う教職員を対象として、外部講師による就職指導セミナーを開催している。

また、各学部に就職委員会を設け、それぞれが就職支援センターと連携しつつ企業への対応、学生への就職指導等を行っている。

さらに、各学部との連携については、定例的（月一回程度）に「就職支援連絡調整会議」を開催し、全学及び各学部就職委員会が行う就職支援事業の実施状況報告、就職内定状況報告等を行い、情報共有を図るとともに効果的な就職支援対策を講じるための意見交換等を行っている。

岩手県内における大卒予定者の雇用情勢は改善傾向にあるものの中央と地方の格差などから、地方の大卒予定者の就職内定は首都圏企業に早期に決まる傾向が見られ、岩手県からの人材流出が懸念されている。そこで、平成１９年度から新たな取組みとして、地域経済の持続的な発展への貢献という使命を共有する岩手大学と岩手県立大学が、岩手県、岩手経済同友会と協議会を組織して、地元企業に定着して活躍する人材養成を目標に、産学官連携による情報共有のもと、実践的な正課科目の開設とフォローアップを組み合わせたキャリア支援を行うこととしている。また、外国人留学生の県内企業等への就職支援を行うため、平成１９年度から岩手県及び県内各大学による「岩手県外国人留学生就職支援協議会」が設立されたところである。今後、外国人留学生の意向を踏まえ、県内企業等とのフォーラム・交流会、インターンシップの実施などを行い県内企業等への就職支援を行うこととしている。

大学院独自の就職支援のための組織はなく、大学院学生の就職支援については、基本的に学部学生に対する就職支援内容と同様であるが、大学院指導教員による就職斡旋と学生自身による自主的な活動により行われているのが現状である。就職支援センターに大学院学生の求人があった場合には、学内情報システムにより学生への周知を図るとともに企業が求める人材について、各学部の就職委員会に情報提供を行い該当する大学院学生を有する担当教員が対処している。

イ　点検・評価

本学では、平成１３年度１期生から平成１８年度６期生までの卒業生を社会に送り出し

ており、大学全体の就職率については、平成１４年度２期生の就職率が９４．８％と９５％を下回っているものの他の年度の就職率は９５％以上であり、平成１７年度５期生及び平成１８年度６期生においては、９７％を超えており、概ね良好であると考えられる。しかし、岩手県内への就職者の割合については、平成１３年度１期生から平成１５年度３期生までは、５０％前後を推移していたが、平成１６年度４期生以降、平成１８年度６期生まで３５％前後となっており、岩手県内への就職者を増やし地域経済の発展に貢献する人材を確保することが課題となっている。

学部毎の就職支援については、各学部特有の専門性に対応するものとして必要であるとともに全般的な就職支援を行う就職支援センターの役割を補完するものとして有効であることから、なお一層の充実が望まれる。

大学院全体の就職率については、平成１５年度卒業生の就職率が８６．１％と９０％を下回っているものの他の年度の就職率は９０％以上であり、平成１７年度及び平成１８年度卒業生の就職率は、９７％となっており、概ね良好であると考えられる。しかし、岩手県内への就職者の割合については、３０％前後となっており、大学と同様に岩手県内への就職者を増やし地域経済の発展に貢献する人材を確保することが課題となっている。

ウ　改善方策

学生の卒業後の進路、職業選択は、入学当初から行われる将来の社会的な自立という視点に立った指導を通して培われ、決定されて行くものである。そのためには、各学部との密接な連携による就職支援を行う必要があり、全学的キャリアサポートのなお一層の充実・強化を図るための組織体制整備を含めた検討を行う。

岩手県内への就職者の確保対策については、県内企業等の求人意欲は地域経済及び景気動向に左右されるものの県内経済も回復基調にあることから積極的な企業訪問等による求人開拓を行う。

大学院学生の就職先については、高度な知識が必要とされる大学等の学校教育分野、企業の研究開発部門などの求人開拓を積極的に行う。

（４）課外活動

ア　現状

本学には全学生で組織する学生会があり、学生の自治を通じ、岩手県立大学に関わる全ての人の親睦を深め、学生生活ならびに本学の発展に寄与することを目的としている。学生会は総括･予算編成を行う中央委員会を中心としてサークル連合会や大学祭実行委員会など４つの専門委員会が置かれ、サークルに対する活動費の助成や大学祭の開催など、学生の課外活動の中心的存在として各種の活動を行っている。

学生会に対しては、その自治性を尊重しながら、教育・学生支援本部が随時助言等を行っ

ており、本部長と学生会代表等との懇談も年に２回程度行われている。学生会の活動費は学生会費のほか、大学後援会から平成１８年度は４，５３０千円の助成が行われている。

サークル活動では、専任教員が顧問となり指導・助言を行っている。各サークルからは毎年継続願の提出を受け、活動状況等の報告を受けている。課外活動で顕著な成績を修めた場合は表彰制度があり、平成１８年度は１名に学長特別賞が授与されている。

毎年１０月に開催する大学祭では、各サークルのステージ発表や多くの模擬店が出店するほか、郷土芸能の発表やフリーマーケットなど、地域に密着したイベントも開催されている。その他、盛岡さんさ踊りへの参加や七夕祭りなど、多彩な活動が積極的に行われている。

ボランティア活動については、各ボランティアサークルが独自に活動を行っているほか、大学に依頼のあった学生ボランティアの募集については、ボランティア情報サイトにより学生に周知し、学生のボランティア参加への橋渡しを行っている。

イ　点検・評価

サークル数が年々増加しており（平成１９年度の公認クラブ・サークル数７１）、体育施設の利用調整やサークル間での予算配分が難しくなってきている。また、サークル数に比較して部室の数（４１室）が少なく、学生から増設を求める声は多い。

ボランティアについては情報の掲示を行い学生の自主性に任せているが、地域のボランティアニーズとボランティアをやりたい学生を結びつける学内の仕組みが整っていない。

ウ　改善方策

サークルを支援していく体制作りを再検討するとともに、学生からの要望が多い部室の増設について検討する。

また、学生のボランティア活動を支援する仕組みづくりが必要であることから、学生団体を中心とした「ボランティアセンター」を平成１９年度に設置した。

Ⅱ　看護学部・研究科

（１）生活相談等

ア　現状

学生委員会が各年度のオリエンテーションとして、学内外における生活上の注意事項について、本学のハラスメント防止対策委員会や所轄の警察署の協力を得て学生に伝え、事件等に巻き込まれないように啓発活動を実施している。また、クラス担任として４０名（各学年１０人ずつ）を２名の教員でサポートする体制をとっている。授業や実習等の教育活動を通じて、不健康さや生活及び精神の不安定さが感知される学生については、各教員からの報告を受け、担任教員が学生自身、若しくは必要に応じて家族との懇談をもって早めの対応に努めている。

イ　点検・評価

クラス担任制は概ね適切な指導ができるような仕組みとなっているが、担任の係わりが教員個人の判断に任せられていることが多く、教員間の情報共有ができていないという課題がある。

ウ　改善方策

日常生活についてはさらに注意を喚起する必要があることから、新たに学生に注意を促すポスター等を掲示する。

また、教員並びに学生相談員間の共有を図る場を設ける。

（２）就職指導

ア　現状

４年生の最初に学部就職委員会が中心となり、就職ガイダンスを学部独自で行っている。その際大学で作成している「就職の手引き」のほか、学部独自で必要事項を資料として配布し、学生の就職活動がスムーズに行える支援をしている。また、その際進路希望調査を行い、その結果を担任に渡すことで、学生の進路希望を担任が把握し、指導に役立てることができている。さらに担任のみでなく、卒業研究担当の教員も学生の希望に沿った病院等への就職が可能となるようアドバイスしている。

また、本学部独自の企画として、３・４年生を対象に、学生の希望が多い病院等の就職採用担当職員に参加いただき、就職先の特色などの説明に加え学生との懇談の機会となる「病院等研究セミナー」を大学構内で開催している。これは就職委員会の活動の中でも中心として位置づけられる活動であり個々の学生それぞれの希望・適性にあった就職先選びに役立てる大きな機会となっている。

本学就職支援センターとの十分な連携の下に支援活動が行われており、就職支援センターは卒業生の進路データの蓄積と情報提供、国家試験対策支援、面接試験の練習対応などを分担している。

また、大学院においては社会人が多く新たに進路選択をする学生は少ないが、該当する学生に対しては、指導教員を中心に指導を行っている。

イ　点検・評価

学部の就職委員会が中心となり、学部各クラスの担任及び就職支援センターが連携して就職指導を行っていることは、本学部の就職率が高率を維持している土台ともいえ、また、就職先となった病院・施設に対するアンケート調査結果でも、採用学生に対して概ね高い評価を得ていることから、本学部の就職指導は適切であると評価できる。

しかし、学部独自の４年生への就職ガイダンスを臨床実習前に行っているため、就職活動に対する学生のモチベーションが不十分な状態での開催となっている。

ウ　改善方策

４年生の臨床実習が終了した７月に、再度就職ガイダンスを開催することを検討する。

（３）課外活動

ア　現状

県内の看護教育施設対抗のバレーボール大会や「盛岡さんさ踊り」への出場等、学生の課外活動を学生委員会が支援している。また、各教員の活動に関連するボランティア活動への参加を呼びかけている。その中でも、看護学生が主体となって、高校生への相談活動を行う「ピアいぷサークル」を発足し、指導教員とともに積極的に活動している。また、教職課程を目指す学生の中には、学生支援室を通して、関係市教育委員会から要請のある「スクールトライアル事業（学習補助・部活・行事補助など)」のボランティアとして、昨年は看護学部の学生２名が活躍した。しかし、１・２年生はサークル活動などに参加している学生が多いが、学外実習が続く３年生以降の活動は困難になっている。

イ　点検・評価

主体的な活動が展開されており、高く評価できる。

ウ　改善方策

本学部のホームページにボランティア情報があるので参考にするように学生に伝えていく。

（４）大学院生の研究活動への支援

ア　現状

大学院生への学会発表を支援する奨励費を設けており、平成１９年度では９名の学生が活用した。また研究活動に伴う物品に対する支援についても行っている。

イ　点検・評価

大学院生の研究活動に対する奨励費や物品の補助など充分になされている。

ウ　改善方策

国際学会の発表に伴う奨励費を検討する。

Ⅲ　社会福祉学部・研究科

（１）生活相談等

ア　現状

本学部における学生の生活等の支援は、主に、教員６人による学生委員会が担当している。具体の活動として、年度初めには学生相談窓口や健康サポートセンターについての情報を提供しており、学生は随時活用している。この中で休学等、学部との関連がある場合には、相互の連携を密にし、学生の状況を共有している。また、本委員会では担任教員に連絡し両者でサポートを行なっている。また、担任・教科担当教員等から学生が抱える問題についての情報が伝えられる場合もある。このように、学生の健康状態や事故に関する情報は、すべて学生委員会に提供され、連携して対応できるような体制が整えられている。

身体の健康面は定期に行なわれる健康診断があり、麻疹等の発生時には健康サポートセンターや事務局の情報に基づいて学生指導を行うなど緊急時における体制も整っている。

学生の長期欠席、学籍移動、授業料未納などの問題が生じた場合、学生の生活動向の把握をするとともに、学生委員会が中心となり、担任教員等への連絡、相談、必要があれば家族を含めた面談も行なっている。

ハラスメント防止対策としては、全学で行う研修会等に参加することに加え、女子学生が多く在籍していることから、一部教員は自主的に研究室のドアを常に開放するなどの対応を行っている。これまではいわゆるパワハラ、セクハラ事例は発生していない。

イ　点検・評価

本学部の特性として演習科目が多いことや資格に関連する実習が多いこと、それに伴う少人数授業が多いことなどがあげられる。したがって担任教員以外の教員が学生について把握している場合が多いことから、欠席など問題が生じた場合には、担任教員や学生委員会に情報が提供され早期の対応が可能となっている。一方で学生個々の問題については、担任教員等関係者間で解決し、他の教員への情報提供はなされていないという課題がある。

ウ　改善方策

本学部の学生がどのような状況にあるのかについて、学生委員を通して伝える等情報を共有する仕組みをつくる。また、様々な解決事例（健康サポートセンターとの連携により学生が復学できた例等）の共有方法や仕組みについても検討する。

また、全学的に実施しているハラスメント防止対策については、学部としても毎年度、周知、啓発等、確実に防止するための取り組みを行っていく。

（２）就職指導

ア　現状

本学部の就職支援活動(就職指導を含む)は、教員５人による学部内の就職委員会が担当し、全学の「就職支援センター」と協働しながら行っている。就職委員会の主な活動は、①事業所訪問、②進路指導個別面談、③就職ガイダンスの開催、④企業・業界研究の開催、⑤就職セミナー・ガイダンスの開催、⑥就職対策講座の実施、⑦公務員対策講座の実施、⑧適性試験・各種模擬試験の実施、などである。また、学部棟内に就職情報資料室を常設して、専門資格と就職、進路等に関する情報提供を行っている。

学生の進路選択の指導は、3年次に就職・進路意向調査を行い、それを踏まえて就職委員を中心に個別面談などによる継続的な指導・支援を行っている。また、社会福祉士等の専門資格の取得に関しては、学部資格課程委員会の各資格課程担当教員が助言・指導を行っている。

本学部独自の取組みとしては、主に２年生、３年生を対象に福祉の職場や求人動向の特性をふまえた就職セミナー・就職ガイダンスを実施している。平成１８年度は４回開催し、３年生は７割が参加しており、学生からは一定の評価を得ている。また、求人情報の収集や求人開拓は、学部の実習教育と連携し、実習先への教員の巡回指導等を活用して行っている。

研究科の就職支援については研究科としての就職担当教員を置いている。また，各指導教員も担当学生の就職に積極的に関わっている。

本学部における平成１８年度就職支援対策事業実施状況は次のとおりである。

【平成１８年度就職支援対策事業実施状況（学部独自の取り組み状況について)】

①　学部就職委員　　５人

②　学部就職委員会実施回数　　１１回

③　就職ガイダンス等の開催状況　　８回

開催月日	内　　容	参加学生数	備考
4 月 10 日	4 年生への就職活動支援について	約 100 名	
6 月 28 日	3・4 年生を対象に卒業生による就職活動等について	約 70 名	
10 月 25 日	卒業生と事業者を招いての業種別ガイダンス①	23 名	
11 月 1 日	〃　②	23 名	
11 月 22 日	〃　③	15 名	
11 月 29 日	〃　④	12 名	
12 月 6 日	〃　⑤	10 名	
2 月 8 日	3 年生を対象に福祉分野への就職活動の方法	約 90 名	

④　事業所訪問、事業所等との交流状況

・事業所訪問：社会福祉学部における実習巡回指導において、社会福祉施設等を訪問（約２００箇所）

・事業所等との交流：社会福祉学部における実習指導者会議等（計 5 回）において現場実習指導者等との交流

月　　日	参加教員数	参加企業等数	備考
2 月 9 日	14 名	15 名	社会福祉学部実習教育連絡調整会議

⑤　その他・取組み状況：岩手県福祉人材センター主催「平成１８年度福祉人材養成機関等連絡会議」２月２０日（火）に出席

月　　日	内　　容	参加学生数	備考
4 月 10 日	国家試験ガイダンス①	約 100 名	
7 月 20 日	〃　　②	約 80 名	
12 月 14 日	〃　　③	約 80 名	

イ　点検・評価

例年就職率はほぼ１００％である。必ずしも求職者の全員が第一希望に進んでいるわけではないが、学生の就職に対する態度形成から就職活動、試験に至るまでの持続的、個別的指導、支援の結果であり、就職委員会を中心とした活動が適切に機能しているものと評価している。

就職セミナー・就職ガイダンスでは、卒業生や福祉施設職員等を招いて、就職活動の体験や雇用する側の学生への期待・要望などを話してもらっており、学生からは有益であったとの評価を得ているので、参加者をさらに増やしていきたい。

就職情報ネットワークの構築を目的に、平成１５年度に同窓会を立ち上げ、求人情報など求人活動支援に役立つような情報のネットワーク化を図っているが、卒業生の名簿作成への理解と協力が低調であり、十分な活用が図られていない状況である。

また、学部就職情報資料室は、資料・情報の維持のための人的体制が課題となっている。情報資料室に対する学生のニーズを明らかにするとともに、就職支援センターとの役割分担を図りながら、情報や資料の充実を図ることが課題である。

研究科においては、社会人学生の場合には現職復帰も含めて、就職に関する心配はほとんどない。一方、一般学生の場合はフルタイムの職を得ることが困難である。特に臨床心理系の場合、本学は臨床心理士第２種指定校（大学院修了後に１年以上の実務経験を経てから臨床心理士試験の受験資格が得られる）であり、修了しても臨床心理士の資格が無いため、パート職のみとなっている。

ウ　改善方策

就職率の高い現状を維持できるよう、学生、求人側の双方から、引き続き、情報、ニー

ズの把握を続け、早い時期からの就職に対する意識・態度形成を指導・支援していく。また、教員側の就職活動への支援意識の向上を図るために、新規卒業生の動向把握を早めに行い、教授会等を通じ就職支援の現状を教員に密に伝えるようにしていく。あわせて、教員側の就職活動についての支援意識の向上のために、教員用の『学生就職活動の手引き』を作成する。

就職セミナー・ガイダンスの参加者を増やすため、周知方法、参加確認方法等の工夫、検討を行う。

卒業生の動向を把握するために、同窓会と連携して情報収集の仕組みを検討する。また、学内学会と協力し、就職先別に、就職した領域ごとのネットワークをつくることを検討する。

学部就職情報資料室の充実を図るために、学生のニーズを踏まえ図書等の整備を行うとともに、授業を通じて利用の促進を図る。

研究科においては、臨床心理系の場合、臨床心理士第１種指定校（大学院在学中の実習経験だけで修了後に臨床心理士試験の受験資格が得られる）になることが就職にも有利である。岩手大学も臨床心理士の養成課程を持っているので，連合大学院の可能性を探る。

（３）課外活動

ア　現状

学生の課外活動を奨励、支援するため、平成１８年１２月に学部ホームページにボランティア情報サイトを立ち上げ、県、市町村、福祉施設等から要請があったボランティア情報を掲載している。また、実習教育開発室の掲示版にもボランティア情報が随時掲示しており、これらによって学生への情報提供を行っている。

学部独自の課外活動として「化粧ボランティアサークル：ＫＩＰＵ・Ｌａｂｏキプラボ」「コーラスグループ」「ボランティア情報誌　フラット」がある。

イ　点検・評価

上記の活動は、新聞、図書に掲載されるなど、社会的にも評価されており、学内では学長特別賞も受賞している。

ウ　改善方策

支援方策をさらに充実させていくため、情報提供の効果、活用状況、学生の要望などを調査する。

（４）大学院生の研究活動への支援

ア　現状

大学院生に対しては、学会発表や論文の投稿を奨励している。学会発表する場合は、旅費の助成制度がある。また、教員の研究に関わる機会を与えなどの配慮により、研究について学べるよう工夫している。

イ　点検・評価

学内学会、学部紀要での発表機会の提供を始め、国内の学会での発表における旅費の助成など、支援の仕組みはできているので、このような機会の活用はまだ十分ではない。また、第３節に記載したように国際学会に参加する場合の支援の方策がない。

ウ　改善方策

大学院生に対する個別指導等を通じて、研究活動の成果発表の機会の活用を計画的に行うよう啓発する。国際学会で発表する場合の支援については、検討を進める。

Ⅳ　ソフトウェア情報学部・研究科

（１）生活相談等

ア　現状

学生の心身の健康については、オリエンテーション・ガイダンスにて学生生活での悩み事の相談先を明確にし、常時学生委員会のホームページで連絡先を公開している。安全・衛生についての支援は充分と考える。生活相談等は、各講座の教員が対応している。講座の教員では対応できない場合は、適切な機関に対応を依頼している。

不登校の学生は講座教員が把握し、Web 掲示、メール、電話などで呼び出しをかけている。必要に応じて保証人にも連絡をとっている。１、２年生に対しては学生情報共有シートを作成し、講座異動の際に情報共有を図ることにより、問題を抱えた学生の早期発見に努めている。

注）学生情報共有シート：１年生および２年生に対して成績では見えてこない学生の情報を講座間で共有することを目的としている。具体的には、ソフトウェア演習Ａおよびソフトウェア演習 C 担当の教員を通して、学生毎に積極性、忍耐力、表現力、コミュニケーション能力、他に関する情報を集め、情報共有可能にしている。

身体の面に対しては、定期健康診断受診の徹底を促すとともに、平成１５年度からソフトボールや室内サッカーなどのスポーツ大会を開催し、健康の保持・増進のきっかけを提供している。各大会終了後には、参加者からの意見・感想を受け付けており、健康保持とともに学生間の交流も活発となり、その大会の意義が確認されている。

ハラスメント防止に関しては、全学での体制と連携し、以下のことに取り組んでいる。

① 入学者に対するガイダンスにおいて、研究科独自の資料を作成配布し、学生にハラスメントに関する対応を周知徹底している。

② ①とも関連するが、各年４月に全学作成のハラスメント（セクハラ）対策のパンフレットを全学生に配布している。

③ 各講座の教員が窓口となり、随時相談を受け付ける体制を整えている。内容によって然るべき処理へと移行する体制を整えている。

④ 講座のみではなく、学部の学生委員会と提携することにより相談窓口の充実を図っている。

また研究科委員会などにおいて、教員へもハラスメントに対する意識、認識の向上を図っている。

イ　点検・評価

安全・衛生面では大きな事件が発生しておらず、問題ないと考える。但し、健康診断の受診率は学部で８４．０%、大学院前期課程で８１．５%である。大学院前期課程の受診率は他研究科に比べて高いが、学部が他に比べて低い状況にある。健康相談室の来談率は５%と

なっており、他学部相当かそれ以上利用されている。学生相談室や相談担当者については各年度のオリエンテーションに周知しており、学生に認識されていると考えられる。その結果がその利用率に表れている。

不登校学生に関しては履修未登録者リストからおおよその全体像は把握できている。その後の対応に関しては各講座で対応しているが、学生に連絡がとれない等の問題があり、時間をかけて地道に進めていくしか方法がない。学生情報共有シートの提出に関しては、１・２年生を担当している教員に依頼することにより、約２／３の講座に対して情報収集はできている。今後その利用を促す必要がある。

スポーツ大会については、任意参加ということもあり、参加チーム数はソフトボールで平均５チーム、室内サッカーで８チームと多いとは言えない状況にある。

ハラスメントに関する相談窓口を複数用意し、それらを学生に周知することでハラスメントに対する体制を明確化している。また教員への周知も行っている点から、ハラスメントに関する意識、認識は推進されており評価できる。ただし、セクシャル・ハラスメントに関する点が主体となっておりアカデミック・ハラスメントの対策が不十分である。

ウ　改善方策

健康診断の受診率向上については、各講座別に未受診者のリストを作成し、各講座で個別に学生に指導することを継続していく。また、オリエンテーションでの周知を徹底する。学生相談室についても同様、周知徹底する。

不登校学生への対応について、定期的に教員に周知する。学生情報共有シートおよび学生生活アンケートについては、継続的実施により定着化と利用促進を図る。

健康診断の受診に関しては、未受診者に対して講座単位で指導するなどにより受診率の向上を図る。

学生によるスポーツ大会の参加を活性化するために、講座対抗の大会方式や大会種目の増加などの取り組みを検討している。

整備が不十分であるアカデミック・ハラスメントへの対策を全学と共同しながら構築していく。これに対しては、本学におけるこれまでの事例分析、他大学や企業等における取り組みの調査を行い、それらに基づき構築する。また問題があった場合、研究科委員会などの場で公開し情報を共有することにより、意識の向上を高める。

（２）就職指導

ア　現状

本学部では、学生に対する就職活動の支援としては、各学年に対する就職ガイダンス（毎年４月実施）、理工系学生向け就職セミナー（７月実施）、３年生向けの就職キックオフミーティング（１０月頃実施）を実施するとともに、情報産業シンポジウムでの企業と学生との交流会の開催（毎年秋頃開催）を行っている。就職活動期間においては、速やかに学

生に対して企業の求人情報を連絡するとともに、学生の進路調査による就職内定状況の迅速な把握を図り、就職指導に役立てているなど各学部の特色を生かした就職指導等を行っている。

就職活動のための情報収集の方策としては、学生のための就職に関する情報収集や、学生の就職先の発掘を目的とした教員の企業訪問を実施している。また、求職状況、学生の内定状況については、毎月開催される学部就職委員会会議において確認している。

イ　点検・評価

平成１８年度卒業者の就職率は９８．３％、平成１９年度卒業者の就職内定率は７月２３日現在で７７．１％と良好な就職状況である。

また、過去に実施した卒業生の就職先企業に対するアンケート結果からも、専門知識に対し「非常に優れている」や「優れている」との評価が得られている。

ウ　改善方策

就職率の高い現状を維持できるよう、学生、求人側の双方から、引き続き、情報、ニーズを把握し、早い時期からの就職に対する意識・態度形成を指導・支援していく。

現在実施しているシンポジウムについては、企業と学生との交流や大学の説明会の効果を検証し、学生の進路指導に反映させる。また、就職ガイダンス（各学年４月実施）、理工系学生向け就職セミナー、就職キックオフミーティングについては、各講座教員や学生からの資料に関する意見の収集を行い、就職ガイダンスへ反映する。

（３）課外活動

ア　現状

本学部では、資格取得を目的として平成１３年度からシスコ・ネットワーキング・アカデミー講座を旧メディアセンター、現研究・地域連携本部と協同で開催している。参加者は、平成１８年度は、１・２セメスタは２６名（うち学生は１８名）、３・４セメスタは１９名（うち学生は１３名）であった。

大学祭などの学生会主催イベントや卒業記念パーティなどの定例イベントについては、学生委員会の担当委員が窓口となり意見交換をしている。学生から要望を聞くことで効果を検証している。

イ　点検・評価

本学部に関連し、かつ学部のカリキュラムとして整合性の高い課外活動を実施しており、その点は評価できる。資格としては、現在はシスコ・ネットワーキング・アカデミー講座のみであり、今後は社会のニーズ、学部の予算、人員などを考慮し、課外活動の方向性を検討

する必要がある。

大学祭では、同時に開催されるオープンキャンパスについて毎年打ち合わせが行われている。それによりポスターなど協同で制作することにより効率のよい広報ができるとともに、オープンキャンパスでの学生の積極的な参加が効果として挙げられる。また、卒業記念パーティでは、４年生の代表と事前の打ち合わせにより、卒業式からパーティに円滑に移動が可能となり、卒業生への周知も十分できている。

ウ　改善方策

資格取得を目的とする課外活動について検討チームを立ち上げ、その是非から検討を行う。調査項目としては、対象となる資格、カリキュラムとの関連、他大学での取り組み、人材の確保などが上げられる。

学生代表と定期的な意見交換のために、学生委員会の中に担当者を置き、学生側からの窓口とした。この担当者は毎年の役割分担で必ず設置することを継続して、この方策を定着化させる。

（４）大学院生の研究活動への支援

ア　現状

本研究科では、平成１６年度からＳＰＡ委員会が学生主体のソフトウェア開発プロジェクトＰＢＬ（Project-Based Learning）を主催し、学生に対する研究プロジェクトへの参加を促進している。当初はＰＢＬの理解が不十分で、その広がりが十分ではなかったが、ＰＢＬの成果を学生全員に公開するなどの取組と、また成果が外部からも評価されていることなどから、ほぼ全学生が関心をもつ状況になっている。テーマ探しも募集の時期に限られていたが、最近では次年度募集に向け、常時自発的にテーマを探す活動が活発になってきている。

研究会の外部発表等については院生研究指導費の予算が設けられており、結果として発表を促すこととなっている。

刊行物への執筆については、各講座の指導によるが、外部発表の種類によっては、結果的に内容が論文集に収録される事もあるので間接的な形ではあるが、執筆を促しているといえる。

イ　点検・評価

毎年約２０件のＰＢＬ（約８０人の学生の参加）が実施されており、プロジェクト参加に対する学生の関心を一定に維持している。しかし、在学生数からみると実施したＰＢＬの数は少なく、より多くのＰＢＬの実施を促進するための方法が必要である。

発表を促進する体制は整っているが、執筆を直接的に促す体制は整っていない。現状での発表を促し、間接的に論文集への執筆を促すという体制で十分であるかどうかは、調査が必

要である。

ウ　改善方策

これまで以上にＰＢＬへの参加を促進するために、ＰＢＬの説明会やＰＲの強化、そして成果発表の工夫を検討している。また、ＰＢＬ終了報告書をもとに次年度ＰＢＬへの継続意向を分析し、その結果をＰＢＬ実施の強化対策の中に取り入れる予定である。

学生に対し、各種論文集及びその他の公的刊行物への執筆を促すための方途の適切性については、現状で十分であるかを調査の上で、不足であるという判断が得られた場合には研究科全体での執筆のサポートなどを考慮すべきである。

Ⅴ　総合政策学部・研究科

（１）生活相談等

ア　現状

生活上の相談等については学生委員会が担当であるが、必修科目で学生の状況を把握しやすい各学年演習科目の担当教員を「担任」と定め、学生からアクセスしやすい相談窓口と位置づけており、担当教員と学生委員会が、教務委員会とも連携しながら対応している。この体制については４月に開催される在学生ガイダンス及び新入生ガイダンスにおいて周知しており、特に新入生に対しては、学生委員会主催でクラスごとに担任との顔合わせを行い、教員やクラスメートと打ち解けることで大学生活への疑問や不安を解消する機会を設けている。また、各学年ガイダンスにおいて、飲酒・喫煙や交通安全に関する注意を促すとともに、ハラスメントに関する相談パンフレットを配布しながら、その防止と啓発に努め、学生相談室や健康サポートセンターに関する情報提供を行っている。

不登校学生への対応に関しては、担任による演習科目や実習科目において長期欠席等の傾向が把握された場合、担任が速やかに学生委員会、教務委員会と連携して学生、保護者等と連絡を取り指導に当たっている。

イ　点検・評価

１・２年生の演習科目は１クラス１０人程度、３・４年生の演習（ゼミ）では１クラス５名程度が標準だが、２年生には４０名程度を対象にオムニバス形式で授業を行っているクラスもあり、学生の状況を把握しにくい場合もある。

ウ　改善方策

オムニバス形式の演習では、各回の出席状況を把握した担当教員が代表教員に速やかに報告することとしているので、これを徹底する。

（２）就職指導

ア　現状

各学年ガイダンスにおいて就職委員会による全般的ガイダンスを行うほか、３年生には必要に応じガイダンスや公務員試験の対策講座、卒業生や内定者による体験談の報告会等を開催しており、教員向けの就職ガイダンスや懇談会も行っている。

また、正課の中で学生のキャリア意識を高める取組みとして、平成１８年度から社会の一線で活躍するゲストスピーカーによる講義を取り入れた「産業事情」（２年次必修科目）を開講し、平成１９年度から県内中小企業の現場で経営の実態を学び経営コンサルタント等アドバイザーの指導の下で学生の視点から提案を行う「経営分析実習」（３年次選択科目）と、

地方自治体職員の協力のもと、行政の現場を体験させ公務員に対する意識を深める「政策課題実習」（３年次選択科目）を開講している。さらに、平成１９年度には学部内に「キャリア教育ワーキンググループ」を組織し、地域と連携しながらキャリア教育を進める方策を検討している。

大学院においては、すでに職業をもつ社会人大学院生が多いため、就職等の進路選択に関しては組織的な指導は行っていない。一般の大学院生の進路選択に関する相談は、指導教員が個別に対応している。

イ　点検・評価

キャリア教育を正課に組み込んだ試みに対する、参加学生やアドバイザーの方々の評価は高い。今後はこうした取り組みを継続するとともに、その効果が学生の積極的な就職活動につながるよう指導する仕組みが必要である。

研究科については、適切に対応していると思われる。

ウ　改善方策

キャリア教育に対する県内企業の協力を継続的に得るための仕組みを、キャリア教育ワーキンググループを中心に検討する。また、学生の就職活動をきめ細かく支援するため、学部棟内に、就職委員に対する学生の個別相談や就職・キャリア形成に関する資料閲覧のためのスペースを設ける。

研究科においては、大学院生の動向に注意し、必要に応じて組織的対応を検討する。

（３）課外活動

ア　現状

課外活動に関して、学部内には、自主的に活動する学生団体が複数あり、学生委員会が学生の相談・要望を受け付け、関連する教員や各種委員会と連携しながら対応している。例えば、学内行事の記録ビデオや学部紹介ビデオを作成する「メディアコンテンツ研究会」については広報委員会と学生委員会が、環境活動に取り組む自主ゼミ「Grish」については環境政策講座の教員が、それぞれ指導にあたっている。

資格取得については、教員免許状を取得できるほか、「２級ビオトープ管理士」試験の一部免除認定校、「社会調査士」資格の科目認定校となっている。このうち社会調査士資格は認定機構に認められた授業科目の単位を修得することで卒業時に得られる資格だが、２級ビオトープ管理士については免除された科目を除いて資格試験を受験する必要があるため、資格取得のための勉強会を助手の指導の下に開催している。また平成１９年度から、こうした資格取得への取り組みを促進するため、受験料・審査料等に対する後援会費による助成を行っている。

イ　点検・評価

「Grish」が平成１８年度に学長特別賞を受賞するなど高い評価を得る団体がある一方で、設立当初の学生が卒業するとともに活動が滞る団体も見受けられる。

資格取得に関する取組みの成果として、平成１８年度には２級ビオトープ管理士で４人の合格者を出した。社会調査士資格については、平成１９年度の３年生から取得が可能となっており、３０名程度が取得を希望している。

ウ　改善方策

課外活動については、学生による主体的活動が基本ではあるが、自律的・継続的な組織運営を学ぶことも重要である。学生委員会を中心に活動状況を点検し必要に応じて支援することを検討する。

資格取得に関しては、当該資格の意義と助成制度の存在を十分に周知し、学生の積極的な取り組みを促していく。

（４）大学院生の研究活動への支援

ア　現状

当研究科の大学院生には社会人学生が多いため、中長期的な研究計画を要する研究プロジェクトに参加することは難しい。学生の研究課題と指導教員が実施予定であるプロジェクトのテーマが一致している等、条件が整っている場合には、プロジェクトへの参加を勧めている。

滝沢キャンパス（博士前期課程と博士後期課程）においても、平成１８年度から開設した公共政策特別コースのアイーナキャンパスにおいても、研究科教務委員会による入学時ガイダンスの際に、研究計画にもとづく修士論文・博士論文の執筆や学術論文の執筆・投稿の重要性を理解するよう指導している。特に、博士後期課程の大学院生に関しては、博士論文の要件として査読付き学術論文２本が必要となるため、指導教員を通じた指導を徹底している。

また、大学院生には１人１台のパソコンを与える等、研究環境を整えている。アイーナキャンパスは公共施設の一部であり滝沢キャンパスと比較すると利用時間等の施設利用面で種々の制約があるが、教育・学生支援室、地域連携研究センターなどの尽力もあり大幅に改善されている。

イ　点検・評価

研究プロジェクトに参加し報告書等に論文を執筆した例や、学術雑誌に査読付き論文が掲載され博士論文を執筆した例もあるが、社会人学生の場合は就業との両立が困難になる例も見受けられる。

ウ　改善方策

指導教員が、研究科教務委員会と連携しながら指導にあたっていく。

第１１節　管理運営

【目標】
　経営の責任者である理事長と教学の責任者である学長が相互に連携して全学的な運営体制を構築しつつ、リーダーシップを発揮できる仕組みにより意思決定の迅速化と業務の効率化を図る。
　また、組織・体制を継続的に見直しながら、大学を取り巻く新たな課題などに戦略的かつ弾力的に対応する。

第１　大学・学部

（１）意思決定

ア　現状

　公立大学法人岩手県立大学組織規則（以下「組織規則」という。）及び公立大学法人岩手県立大学代決専決規程（以下「代決専決規程」という。）により、大学の校務について最終的に意思決定する者は学長である。
　学長は、校務について全ての権限を有しており、そのリーダーシップのもと、大学運営を行っているが、代決専決規程により、学長の専決権限を、組織規則による職制に基づき、副学長、学部長、本部長又は事務局長等に委譲し、円滑な意思決定と業務の執行を図っている。
　このため、学内では、学長が最終的な意思決定を行うほか、学部等に関する事項については各学部等、全学的事項については各本部など、様々なレベルにおいて、委譲された権限の範囲内で意思決定が行われている。
　全学的事項にあっては、本部間、学部間等の調整を図るため、組織規則に基づき、学長、副学長及び各本部長で構成する「本部長会議」、本部長会議に各学部長及び研究科長を加えた「学部長等会議」を設置し、いずれも学長が主宰して協議検討することにより、意思形成を行う。
　全学的事項の中で重要な事項は、本部長会議において方針等を協議検討のうえ、学部長等会議に提案し、全学的な協議検討を経て、最終的には各本部において意思決定するか、又は各本部からの上申に基づき学長が意思決定する。
　意思決定された事項については、学部長等会議において確認、周知が図られるほか、文書による通知、グループウェアへの掲示等により職員に周知され、施行する。
　原則として、本部長会議は毎週水曜日の午前中、学部長等会議は毎月第２・第４水曜日の午後に開催し、円滑に全学的な協議検討を行う体制を敷いている。

なお、特に、公立大学法人岩手県立大学定款（以下「定款」という。）等に規定する事項については、学外の有識者を委員として加え、地方独立行政法人法に基づく教育研究審議機関として設置した教育研究会議を随時開催し、その審議を経たうえで、意思決定している。

イ　点検・評価

平成１７年度の法人化以前は、全学的事項について、各種の全学的委員会が学部教授会の意見を調整して企画立案を行うとともに、学部や付属機関が合議する場として月１回開催する「部局長会議」の決議を経て意思決定していたため、議論が複雑化し、意思決定に相当の時間を要していたところである。これに対し、現在の意思決定の体制は、法人化に伴い、分野ごとの管理責任者（本部長）を設置し、業務の責任・権限を明確にすることによって、学長の企画立案機能を向上させるとともに、そのリーダーシップによる大学運営を迅速に行うため構築したものである。すなわち、各種の全学委員会を廃して全学的事項を担当する本部を設置し、本部が全学的事項に関する企画立案を行い、必要に応じて本部長会議や学部長等会議の協議検討を経て、意思決定する体制である。これにより、各種の全学的案件について、迅速かつ円滑な意思決定が行われるようになり、学長のリーダーシップが発揮しやすいプロセスとなったといえる。

この意思決定プロセスについては、より効果的、効率的、民主的な運営を行うため、次のとおり体制の整備を行いながら２年を経過し、学内に浸透してきている。

① 当初「学部長等連絡会議」であったのを「学部長等会議」に変更し、基本的に「連絡調整」を行う場から「協議検討」を行う場とするとともに、学部長に加えて、平成１８年度に設置した共通教育センター長や大学院研究科長を参画させ、全学の運営に学部長等の意見を反映させる体制に整備したこと

② 教育研究会議の学外委員の構成を見直し、１名増員するなど、幅広い提言を得ることとしたこと

一方では、いつ、どこで、何が決定しているか見えにくい、会議の頻度が高く、学長はじめ幹部の負担が大きい、等の批判もある。

また、意思決定プロセス構築の中で、本部制を敷き、本部長会議を設置して大学の幹部による協議検討の場を設置したことにより、法人化以前に較べて、戦略志向的なトップマネジメントが可能となり、大学改革や業務改善に着手しているが、まだ端緒についたばかりである。

なお、平成１９年度においては、各本部や学部等の運営方針を全学的に共有するとともに、学長がその運営状況等について各学部からヒアリングすることにより、年度計画などの全学的な運営方針に関する実施状況を確認する一方で、学長のリーダーシップによる大学運営を促進する試みを実施している。

ウ　改善方策

この意思決定プロセスは、全学的な運営体制を構築しつつ、学長がリーダーシップを発揮できる仕組みにより、意思決定の迅速化を図るという目標を一定程度達成しているものと考えられることから、今後も、この意思決定プロセスを基本としつつ、より民主的・効果的なプロセスとなるよう修正を加えながら、運用していく。

当面は、大学としての意思決定に資する本部長会議、学部長等会議及び教育研究会議の位置づけを一層明確化し、大学運営に関する意思決定の透明性を高めるとともに、意思形成の仕組みを確立することとしている。

また、この意思決定プロセスにより構築した体制において、戦略志向的なトップマネジメントを機能させ、開学１０周年記念事業、盛岡短期大学部の４年制移行を含む将来構想、人事制度改革などの課題への取組みを推し進めていく。

（２）全学的審議機関

ア　現状

法人化以前は、教学に関する全学的審議機関として「評議会」を設置し、大学の意思決定と重要事項に関する審議を行っていたが、法人化に伴い、評議会を廃し、地方独立行政法人法に規定する教育研究審議機関として、定款、組織規則等に基づき「教育研究会議」を設置し、大学の教育研究に関する重要事項として次の事項の審議にあたっている。

①　中期目標について知事に対し述べる意見及び年度計画に関する事項のうち、教育研究に関するもの

②　地方独立行政法人法により知事の認可又は昇任を受けなければならない事項のうち、教育研究に関するもの

③　重要な規程の制定又は改廃に関する事項のうち、教育研究に関するもの

④　教員の人事に関する事項のうち、人事の基準に関するもの

⑤　教育課程の編成に関する方針に係る事項

⑥　学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項

⑦　学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項

⑧　その他教育研究に関する重要事項

教育研究会議は、学長、副学長、本部長、学部長、共通教育センター長及び学外有識者で構成しており、大学の教育研究に関する審議とともに、学外からの提言・助言を得る場としても機能している。学外有識者は、高校関係者、高等教育研究者、研究関係者から各１名ずつ計３名を任命している。学長が主宰し、主として大学の計画や実績とその自己評価等の重要事項を審議するため、年２～３回程度の開催となっている。地方独立行政法人法に規定する教育研究審議機関という位置づけであり、最終的な意思決定は、教育研究会

議の審議を経て、学長が行う。

なお、教育研究会議のほか、前述のとおり学部長等会議を設置しており、教育研究に関する学内の議論は、月２回開催する学部長等会議で実質的に行い、特に重要な事項について、教育研究会議で審議する体制としている。

イ　点検・評価

全学的審議機関としての教育研究会議は、法に則って設置し、規定に従って適切に運用しているといえる。

教育研究会議に学外の委員を選任したことは、本学独自の取組みであり、教育研究に関しても学外から幅広い意見・提言を得る体制としていることは、公立大学として意義あることと考えられる。その一方では、学外委員の存在のため、教育研究会議自体が学外委員の意見・提言を聴く場となり、教育研究の方針等について内部的なより深い議論には至らないこともあり、全学的審議機関として十全に機能しているとはいえないところがある。

ウ　改善方策

教育研究会議は、前述のとおり必ずしも教育研究に関する全学的審議機関としては十全に機能していないところがあるが、学内的な議論の場としては、教育研究会議の前段階に本部長会議や学部長等会議があり、教育研究に関する重要事項の審議は相応に尽くした後に意思決定するプロセスが構築されていることから、当面、大学としての意思決定に資する本部長会議、学部長等会議及び教育研究会議の位置づけを一層明確化し、大学運営に関する意思決定の透明性を高めるとともに、意思形成の仕組みを確立することとしている。

なお、教育研究会議の学外委員については、今後とも必要に応じて、選出分野の見直しと増員を図り、審議の深化を図っていく。

（３）学長、学部長の権限と選任手続き

ア　現状

（ア）学長の選任と権限

定款及び公立大学法人岩手県立大学学長選考会議規程（以下「学長選考会議」という。）に基づき、学長選考会議を設置し、当該会議において選考手続き、任期等について定め、実際の学長選考についても行うこととしている。

ただし、法人化後の初代の現学長については、定款附則の規定により、任期４年とし、学長選考会議の選考によらず理事長が任命した。

定款、組織規則及び代決専決規程により、学長は、校務について全ての権限を有しているが、代決専決規程により、学長の専決権限を、組織規則による職制に基づき、副学長、学部長、本部長又は事務局長等に委譲するなど、学長を補佐する体制を整備し、円滑な意思決定

と業務の執行を図っている。

特に、法人化を契機に、教員人事に関する権限も学長に集約するなど、それまでの教授会及び大学評議会の権限を学長に移し、大学運営上、学長がリーダーシップを発揮できる仕組みとしている。

（イ）学部長の選任と権限

学部長は、岩手県立大学学部長選考規程に基づき、学長が候補者を決定し、理事長が任命することとしている。

学長による候補者の決定に際しては、学長が教授会に対し学部長候補者の推薦を求め、教授会は２名以上の候補者について意見を付したうえで学長に推薦する。教授会における候補者の選考方法については、特に全学的に規定していないことから、各学部に選考方法を委ねているところであるが、法人化前に行われていた際と同様に、投票による選考を実施している状況となっている。

学部長の権限としては、学部教授会を招集し、その議長となるなど、学部運営の指揮をする立場になっているほか、学部教員の所属長として、兼業の許可などの服務管理を行っている。

イ　点検・評価

（ア）学長の選考と権限

本学の学長は、大学ごとに設置される学長選考会議の選考に基づき、理事長が任命することとしている。

法人化後、直ちに会議の設置を行うべきであったが、管理運営体制の構築に優先的に取り組んできたこと等から、設置が遅れ、現学長の任期が１年余りとなった平成１９年１２月に設置された。現在、同会議において、学長の任期、選考・解任手続き等の審議を行っている。

（イ）学部長の選考と権限

教授会が学部長候補者を学長に推薦することにより、学部の意向が反映される仕組みとなっており、法人化前のいわゆる学部自治の精神を引き継ぎながら、学長のリーダーシップが発揮できる仕組みとしている。

学部長の権限については、教授会構成員の意思を尊重しながら、学部長の権限のあり方、教授会との役割分担等を整理し、学部運営の執行者の立場にふさわしい権限とすることが必要である。

ウ　改善方策

公立大学法人化後初代の学長の任期は、平成２１年３月末までとなっていることから、学長選考会議による議論を進め、早期に次期学長の選考がスタートできるよう取り組んでいく。具体的には、平成２０年３月までに、任期や選考手続き等を検討し、平成２０年度

の早い時期に次期学長の選考を行う予定としている。

学長及び学部長の権限については、リーダーシップが発揮できる体制構築の観点から、試行錯誤しながら、継続的に検証し、見直していく。特に、学部長の権限については、その権限と教授会審議事項について整理することにより、学部運営の合理化・効率化を図っていくこととしている。

（４）教授会

ア　現状

組織規則第１６条及び第１９条の４により、各学部及び共通教育センターに教授会を設けている。教授会の所掌事項については、岩手県立大学等教授会規程第３条第１項により、各学部について次のとおり審議事項を定めている。

①　教育課程の編成に関する事項
②　学生の入学、卒業その他その在籍に関する事項並びに表彰及び懲戒に関する事項
③　中期計画及び年度計画に関する事項
④　学部長の選考及び解任について学長に対し述べる意見に関する事項
⑤　教育又は研究に関する重要事項

また、共通教育センター教授会の審議事項については、同条第２項により次のとおり定めている。

①　全学共通教育の実施に関する事項
②　センターに係る中期計画及び年度計画に関する事項
③　センター長の選考及び解任について学長に対し述べる意見に関する事項
④　センターに係る教育又は研究に関する重要事項

全学共通教育に関する科目については、各学部の意向を尊重しながら、共通教育センター教授会の審議を経て編成している。

また、教員採用及び昇任人事については、教員選考手続内規により、採用実施に係る学長あての内申及び採用候補者の学長あての報告の際、学部長は教授会の意見を聞くことと定めており、教授会の意向が反映される仕組みとなっている。

教授会の所掌事項については前述のとおりであり、学部長の権限については代決専決規程第８条により、学生の休学等の許可及び科目等履修生等の入学の許可等となっており、両者の間で権限が分担されている。

各学部の教授会は、基本的に毎月第３水曜日の午後に定例的に開催するほか、早急に審議すべき事項が生じた場合等には、随時開催している。共通教育センター教授会については、学部所属の教員も含むことから、各学部教授会との重複を避け、基本的に第４水曜日に開催している。

各学部とも、教授会の下に、教務、学生、入試、就職、図書、広報等に関する委員会を

組織している。学部に設置する委員会は、本部が所管する全学の連絡調整会議等と連携しながら、学部の学務に関する企画運用にあたる。教授会では、前述の審議事項のほか、各委員会からの提案の検討や報告等も行うことから、提出する案件を調整するため、学部長、学科長及び学部内各委員長等による学部運営会議を設置し、教授会の円滑な運営を図っている。

イ　点検・評価

本学の教授会は、開学以来、いわゆる旧来型の全学的事項に関する学部の決議機関としての教授会ではなく、全学的事項に関しては審議機関という位置づけで設置してきている。特に、法人化に伴い、学部内の教員人事等についても学長に対して内申を行う際に意見を述べるものとするなど、学長等トップのリーダーシップによる大学運営を行っていくため、教授会の権限については制限しているものである。しかし、全学的事項は大学トップの意向だけで決定されるものではなく、教授会の審議等を踏まえて、学部と全学的事項の執行機関である各本部との調整や学部長等会議による議論を経て、意思形成していく仕組みとしており、学部教授会の意向が大学運営にも十分反映されるよう配慮している。

教授会の審議については、教授会規程等に基づき適切に行っているが、学部長等会議に関する報告や、学部内の各委員会からの提案・報告についての議論等も行われており、時として非常に長時間にわたることがある。特に、報告事項が多くなっており、教授会運営の効率化が課題となっている。

ウ　改善方策

中期計画においては、各学部長等は、それぞれの教育分野の特性に配慮した、機動的、戦略的な運営体制を構築することとしている。教授会については、法人化当初、その権限を巡って多少の混乱が生じた面があったことは否めないが、２年を経過し、現行の体制が浸透してきている。基本的には、今後も、継続的に試行錯誤しながら、その権限と円滑な運営について検証し、見直しを図っていくものである。

特に、教授会運営の効率化については、学部長等会議において、副学長が各学部長に要請するなどしており、報告案件の整理等を行い、議論の実質化を図ることを検討していく。

（５）教学組織と公立大学法人との関係

ア　現状

法人化に伴い、地方独立行政法人法に基づく公立大学法人岩手県立大学（以下「法人」という。）が岩手県立大学、岩手県立大学盛岡短期大学部及び岩手県立大学宮古短期大学部の３大学を経営するところとなった。法人の業務の範囲は、定款及び組織規則により、次のとおり定められている。

①　県立大学を設置し、これを運営すること。
②　学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
③　法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
④　公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
⑤　県立大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
⑥　前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

このうち校務については、組織規則により学長がつかさどることとしており、法人は、財務、人事組織、計画などの経営面について担当する。

法人の役員は、理事長、副理事長、専務理事２名、理事５名及び監事２名であり、理事長と学長とは別に選任しているが、学長が副理事長、副学長が専務理事、本部長が理事を兼ね、法人経営と大学運営を一体的に行っている。このほか、非常勤の理事として学外の有識者２名を選任し、幅広い知見を法人経営に活用する体制を構築している。

法人として最終的に意思決定する者は理事長であるが、その意思決定に資するため、理事で構成する役員会議を毎月１回開催し、経営に関わる重要事項を協議検討している。

なお、特に、定款等に規定する事項については、学外の有識者を委員として加え、地方独立行政法人法に基づく経営審議機関として設置した経営会議を随時開催し、その審議を経たうえで、意思決定している。

イ　点検・評価

法人と教学組織が一体となった運営を行う体制としていることにより、法人の意向は明確に教学組織に伝達され、また、教学組織の意思も法人にストレートに伝わっており、意思決定の迅速化と業務の効率化に寄与している。

一方で、法人と教学組織の役割分担は、諸規定により明確に定められているものの、実際には、法人業務と大学の運営業務に明確な線引きは困難であり、法人化して２年を経過した現時点では、試行錯誤的に運営しながら、演繹的にそれぞれの役割と権限を明確化していかざるを得ない状況にある。

なお、特に、教育研究会議、経営会議、役員会議については、それぞれその役割が諸規定により明確に定められているものであるが、計画や実績とその自己評価など実際の議題がほぼ同じ内容になりがちなこともあり、会議の性格や位置づけを一層明確にすることが必要となっている。

ウ　改善方策

法人と教学組織の役割分担をより明確なものとして、業務の効果的・効率的な運営を行うことが必要であるが、当面、役員会議・経営会議と本部長会議・学部長等会議・教育研究会議の位置づけを一層明確化し、大学運営に関する意思決定の透明性を高めるとともに、

意思形成の仕組みを確立することとしており、その中で、法人と大学の役割と権限をより明確化していく。

（６）管理運営への学外有識者の関与

ア　現状

大学の運営に関し、直接的に学外有識者が関与する仕組みとして、教育研究会議に学外委員を選任している。当該委員は、年２～３回程度開催する会議において大学の教育研究に関する重要事項の審議に参画し、意見・提言を述べる。教育研究会議における意見・提言については、各担当部署において対応を検討し、本部長会議、学部長等会議による協議検討を経て、計画や業務に取り入れられている。

間接的には、法人の組織である役員会議と経営会議に、学外の有識者が非常勤理事あるいは学外委員として参画している。経営会議の学外委員は、教育研究会議の学外委員と同様に、会議において意見・提言を述べ、非常勤理事は役員会議において発言するほか、必要に応じて法人の役員として教学組織に協力し、業務の企画立案に寄与するなど、より積極的に経営に参画することによって、大学の運営にも関与している。

イ　点検・評価

法人に非常勤理事を配置するとともに、経営会議及び教育研究会議に学外委員を選任し、幅広く学外有識者の意見・提言を運営に取入れる体制としていることは、公立大学として開かれた大学運営の確立に寄与しているものといえる。

ただし、法人化して２年を経過した現時点では、学外有識者の意見・提言を真摯に受け止め、運営に反映する体制の構築は緒についたばかりであり、十分とはいえない。

また、特に、非常勤理事は、学外有識者とはいえ、法人の役員であることから、一層積極的な運営への関与が求められる。

ウ　改善方策

非常勤理事２名については、平成１８年度中の役員会議において、主として担当する業務を定めたところであるが、今後は、学内の担当部署が非常勤理事との密接な連携のもとに推進することとしている。

また、経営会議、教育研究会議における意見・提言については、各担当部署における業務に対する参考意見として消化するばかりでなく、意見・提言に対する考え方や今後の対応を明確な形で示すことを検討してきたが、今後は、運営への反映状況としてとりまとめ、学内外に公表することを計画している。

第２　大学院研究科

ア　現状

各大学院研究科において、研究科に関する事項を審議するため、組織規則に基づき、研究科委員会を設置している。研究科委員会の審議事項は、岩手県立大学研究科委員会規程により、次のとおり定められている。

①　教育課程の編成に関する事項
②　学生の入学、課程の修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
③　学生の表彰及び懲戒に関する事項
④　中期計画及び年度計画に関する事項
⑤　研究科長の選考及び解任について学長に対し述べる意見に関する事項
⑥　教育又は研究に関する重要事項

研究科委員会は、研究科長が主宰するが、研究科長については、岩手県立大学大学院研究科長選考規程により、研究科委員会が２名以上の候補者を、意見を付して学長に推薦し、学長が候補者を決定することとしている。

大学院研究科の教員は、学部の教員が兼ねており、研究科委員会は、大学院研究科に関する上記事項のみを所管し、その他の全学的な事項等に係る連絡調整については、学部教授会において処理されている。

イ　点検・評価

研究科委員会が研究科長候補者を学長に推薦することにより、研究科の意向が反映される仕組みとなっており、学部長選考と同様、公立大学法人化前のいわゆる研究科自治の精神を引き継ぎながら、学長のリーダーシップが発揮できる状況である。

研究科長の権限については、研究科委員会との役割分担はもとより、学部教授会と構成員が重複する状況から、学部長との役割分担についても検討する必要がある。

ウ　改善方策

学部教授会との役割分担について検証し、効率的な運営ができるよう、研究科委員会の独立性に配慮しながら改善をしていく。

第１２節　財務

【目標】
①　学内における研究を活性化し、多様な専門分野の研究者が相互に連携することによって、積極的に外部研究資金の増加に努める。
②　教育・研究の機能強化を図りつつ、恒常的な業務の見直し、改善・効率化により、運営経費の抑制に努める。
③　資産管理の体制を整備し、適切な資産管理を行う。

（１）教育研究と財政

ア　現状

本学は、開学以来、設置者である岩手県の機関として、県内部における予算要求手続きを経て予算の配分を受け、もって大学を運営してきていたが、法人化に伴い、公立大学法人として県から大学運営に係る資産を承継するとともに、地方独立行政法人法に基づき、法人として独自に予算を編成し、執行するところとなっている。県から毎年度運営費交付金の交付を受けているが、いわば法人の自前の資産と資金調達により大学運営を行っているものである。

なお、法人は、本学のほか、盛岡短期大学部、宮古短期大学部を含めて３大学を運営しているものであるが、これを一体的に運営し、効率的な業務運営と経費の縮減を図っていくため、各大学に共通する業務を本部や事務局が一括して行う体制としている関係上、各大学に運営費を配分するなどにより経費を明確に区分しているわけではなく、また実際上困難であることから、以下は法人が行う３大学の運営に関する財務として記述する。

法人の資金調達は、主として、県からの運営費交付金のほか、授業料・入学検定料・入学料、職員宿舎料及び受託研究等事業収入等で構成されており、平成１８年度における調達状況は次のとおりとなっている。

【平成１８年度収入決算額】　（単位：千円）

区　　分		予算額	決　　算		摘　　要
			決算額	構成割合	
運営費交付金		4,561,197	4,561,197	72.6%	岩手県
諸補助金		15,500	24,017	0.4%	文部科学省ＧＰ等
自己収入		1,555,195	1,582,727	25.2%	
再掲	学生納付金収入	1,443,668	1,470,279	(23.4%)	授業料・入学検定料・入学料
	その他収入	111,527	112,448	(1.8%)	職員宿舎料その他
受託研究等事業収入		125,540	106,630	1.7%	受託研究・共同研究
寄附金収入		0	8,314	0.1%	
計		6,257,432	6,282,885	100.0%	

このうち、県からの運営費交付金の額は、県との間で、平成１７年度の交付金を基準として、現在の中期計画期間（平成２２年度まで）中、毎年度１．５％を削減していくことが合意されており、平成２２年度の交付金は、平成１７年度と比べると約１０％縮減される予定で、法人としては業務の効率化等による経費の抑制等で対応することとしている。

なお、科学研究費等補助金については、教員の個人研究費として別途管理していることから、諸補助金及び受託研究等事業収入には含まれていない。

こうした法人の資金調達の下、大学の教育研究等に資源として配分し、大学を運営しているものであるが、現状では、県における厳しい財政状況の中で、平成２３年度以降の運営費交付金が未定のままであるほか、教員に係る退職金の手当てや１０年を経過した施設設備の補修更新に要する経費等、現在の交付金の中でも決着していない部分もあるなど変動要素が大きいことから、現中期計画期間中における収支のシミュレーションについては、法人として議論検討しているものの、中長期的な財政計画は策定し得ない状況にある。

当初の運営費交付金が法人化前の予算の状況を基礎として算定された経緯があることから、平成１７年度以降の予算については、従前の執行状況をベースとして配分しており、平成１９年９月時点における今後の収支見通しは、次のとおりである。

【収支シミュレーション】　　（単位：百万円）

区　分			Ｈ１７	Ｈ１８	Ｈ１９	Ｈ２０	Ｈ２１	Ｈ２２
支出	人件費	教員人件費	2,485	2,444	2,516	2,516	2,516	2,516
		退職金	118	247	78	86	109	108
		派遣職員人件費	563	518	495	495	495	495
		その他人件費	100	140	154	154	154	153
	教育費	教育費	137	159	154	154	154	154
		研究費	512	384	513	513	513	513
		その他教育研究費	175	160	168	168	168	168
	連携交流費		23	29	60	60	60	60
	一般管理費	大学費	229	187	269	269	269	269
		施設管理費	351	330	465	673	673	673
		情報システム費	1,114	1,042	1,035	1,018	1,177	1,202
		その他一般管理費	40	16	51	49	49	49
	その他		157	162	243	243	243	243
	小　計		6,004	5,818	6,201	6,398	6,580	6,603
収入	運営費交付金		4,655	4,561	4,466	4,371	4,283	4,194
	自己収入	授業料等	1,240	1,244	1,220	1,220	1,220	1,220
		その他自己収入	340	338	326	324	321	320
	外部資金	研究費、補助金等	198	139	189	189	189	189
	小　計		6,433	6,282	6,201	6,104	6,013	5,923
収支差額			429	464	0	△294	△567	△680
繰越収支差額			429	893	893	599	32	△648

注）運営費交付金は毎年度１．５％削減、自己収入は収容定員から固定とし、退職金は定年による予定額を計上、施設管理費及び情報システム費には修繕費及び更新経費を見込み、その他の経費は固定を原則としたものである。

この収支シミュレーションでは、経費を固定的にしている関係から、運営費交付金の削減により、平成２０年度から収支の均衡を失い、平成２２年度には、当初の剰余金を充当してもなお財源が不足することとなるが、今後一層の経費の縮減を図りながら、教育研究の目的や目標の実現を図ることとしている。

イ　点検・評価

本学の財政は、法人独自の資産と資金調達によるものであるが、実質的には、収入の７割強を占める県からの運営費交付金に依存している。反面、運営費交付金の措置は、地方独立行政法人法制上の枠組みであり、この意味では安定的な財政基盤が確保できているといえよう。

この財政基盤の下で、大学の教育研究等の活動経費は、法人化後２ヵ年でそれぞれ剰余金が生じていることから、十分な資金が確保されているものと考えているが、法人化以前の執行状況を基礎として行ってきた配分により、教育と研究等に関する活動やその経費が場合によっては錯綜し、あるいは重複するなど、現在の枠組みでは明確に区分し得ない状況も生じてきており、枠組みを見直す中で、教育に関する経費や研究費等の配分の比率自体も検討していく必要性が高まっている。

この観点からも、将来的な財政計画の検討が必要であるが、上述のとおり現状では変動要素が多く、策定し得ない状況であることから、今後必要となる経費について詳細を検討するとともに、県と運営費交付金やそれと関連する経費の措置等について、協議していくことが必要となっている。

一方、県からの運営費交付金は当面毎年度削減されていく計画であることから、これを補填する財源を確保していくためには、補助金収入や受託研究等事業収入といった外部資金の増加を図ることが不可欠である。

なお、収支シミュレーションでは、平成２２年度に累積欠損が生じるが、これは現在想定される増減を除き、収入や経費を固定的に見た場合のシミュレーションであり、実際の財政運営では、資金調達の範囲内で、教育研究の目的や目標を実現することを優先して、執行していくものである。

ウ　改善方策

法人として、教育・研究等への経費の配分を見直しながら、将来的に必要な経費を精査するとともに、本学の財政基盤の中核をなす県の運営費交付金について、その詳細の運用と次期中期計画に向けた将来にわたる交付金措置の考え方を協議していく中で、法人の安定的な財政基盤を築く計画を検討する。

具体的な財務の改善に関しては、中期計画において、次のとおり計画している。

①　外部資金の増加

- 研究成果を広く外部に提供し、受託研究など外部からの研究資金を導入する。
- 学内の多様で先進的な研究活動を推進し、競争的外部資金の獲得を目指す。
- 競争的資金獲得のための申請方法研修会や学内審査会の開催、助成制度の紹介など支援体制を整備する。

②　収入を伴う事業の実施

- 地域社会の要求に対応した専門分野の有料の講習・研修制度を実施する。

③　経費の抑制

- 適正な職員数を確保するとともに、アウトソーシングの積極的な導入などにより人件費の抑制を図る。
- 業務の徹底した合理化・簡素化により、経費の抑制を図る。
- 委託業務内容を見直すとともに、複数年契約の導入などにより設備維持管理費の節

約を図る。

④　資産の運営管理

・　経営基盤の安定を図るため、資金管理、資産運用を適切に行う。

・　大学施設等の有効活用を進める。

（２）外部資金等

ア　現状

本学では、安定的な財政基盤を構築するうえで、特に研究資金の財源を確保するため、積極的に外部資金の増加を図っており、科学研究費補助金等競争的研究資金の獲得、民間企業等からの受託研究、共同研究、奨学寄附金の受け入れを推進している。

その取組みとして、研究・地域連携本部が中心となって、中期計画に従って各種の施策を行って外部資金の導入に努めた結果、過去３年間の受入状況は次のとおりとなっている。

【外部資金の受入状況】　（単位：件、千円）

区　　分	平成１６年度		平成１７年度		平成１８年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
科学研究費補助金	42	56,600	44	54,200	37	35,900
その他の競争的研究資金	4	39,029	8	75,980	9	68,230
受託研究費	12	27,931	11	51,072	11	26,365
共同研究費	7	7,655	4	3,465	9	10,800
奨学寄附金	1	450	1	299	7	4,133
計	66	131,665	68	185,016	73	145,428

このうち、科学研究費補助金については、研究・地域連携本部が学内で制度の説明と申請書の記載方法等の研修を行うとともに、必要に応じてブラッシュアップする等の支援を行っている。その他の競争的研究資金については、学内研究費（メニュー研究の一部）への申請にあたって、外部研究資金（科研費含む）応募を要件とする枠組みを構築するとともに、公募状況の学内Ｗｅｂ上での制度紹介や、必要に応じてとりまとめるなどの支援を行っている。民間企業等からの受託研究及び共同研究については、本部の運営する地域連携研究センターが受入の窓口として、企業等からの相談を受け、コーディネートを実施していることが受託研究・共同研究の増加等につながっている。

また、平成１８年度には、外部研究資金獲得のインセンティブとして、獲得した研究費の一定割合を研究費として学部や研究者に配分する外部研究費獲得促進費制度を創設するなど、外部研究資金への応募促進に努めている。

イ　点検・評価

外部資金の増加を図るため、中期計画において、①研究成果を広く外部に提供し、受託

研究など外部からの研究資金を導入する、②学内の多様で先進的な研究活動を推進し、競争的外部資金の獲得を目指す、③競争的資金獲得のための申請方法研修会や学内審査会の開催、助成制度の紹介など支援体制を整備することとしている。

法人化に伴い設置した研究・地域連携本部が中心となって、上述のとおりその枠組みを構築し、取り組んでおり、法人化以前に比べて、外部研究資金は増加しているなど、一定の成果があがっているといえる。しかし、本学の財政的な基盤となっている県からの運営費交付金が漸減していく中で、学内研究費への配分もシーリングの対象として減少させてきていることもあって、外部研究資金の獲得は、研究活動の成果として評価される一方、本学における研究財源の補完につながり、ますます重要性が高まっていることから、一層の増加を図っていくことが必要である。

そのためには、着実な研究の推進と同時に、外部研究資金への積極的な応募が重要であるが、科学研究費補助金への応募状況は、次のとおり国立大学や公立大学の平均応募件数を下回るとともに、頭打ちの状況となっており、対策の強化が必要となっている。

【科研費の応募状況】

区　　分	本　　学		教員一人当たり応募件数	
	応募件数	教員一人当たりあたり応募件数	国立大学	公立大学
平成１６年度	８４件	０．４０件	（Ｈ１９） １．０５件	（Ｈ１９） ０．７０件
平成１７年度	６６件	０．３２件		
平成１８年度	６７件	０．３１件		

ウ　改善方策

外部研究資金導入のための枠組みについては、法人化に伴って構築を始めてまだ間もないことから、当面円滑な運用を図りながら、必要な改善を行っていく。

特に、外部研究資金への積極的な応募の促進については、平成１８年度からインセンティブを付与する制度を創設するとともに、応募書類の作成支援などを実施した結果、平成１９年度の応募においては、教員一人当たり０．３６件とわずかではあるが上昇していることから、促進策を継続する一方、応募の少ない要因等の分析を進め、教員への支援策として検討していくこととしている。

（３）予算編成、配分、執行等

ア　現状

本学の予算は、公立大学法人岩手県立大学の予算として、公立大学法人岩手県立大学会計規則、公立大学法人岩手県立大学予算規程その他関係規程に基づき、３大学分を合わせて編成し、配分、執行している。

予算編成は、各部局の予算要求を事務局においてとりまとめのうえ、事務局長調整、理事長調整を経て、常勤する法人の役員で構成する予算調整会議で調整して予算案を作成する。予算案は、学外から登用している非常勤理事や監事を含めた役員会議において検討して成案とし、地方独立行政法人法に規定する経営に関する審議機関である経営会議の審議を経て、最終的に理事長が決定する手続きとなっている。

予算編成にあたっては、予め役員会議で検討した予算編成方針として、当該年度における重点的な取組みや留意事項を全学に提示するとともに、必要に応じてシーリングをかけて、経費の抑制とともに、新規に取り組む活動に関する経費の捻出に努めている。

各学部等の要求については、教育に係る経費については教育・学生支援本部がとりまとめる一方、研究等に係る経費については、研究・地域連携本部が学内研究費体系に基づき全学的観点で積算し、必要に応じて学部等の実情を勘案するとともに全学的調整を行ったうえで、全学的な経費として要求する仕組みとしている。

予算の全体的な配分は、法人化した平成１７年度において、法人化前の執行状況を基礎として配分した各経費について、シーリングをかけている状況であるが、毎年度の予算要求に応じて調整を行うことにより、当該年度の特殊な要因や新規事業にも配慮して決定している。

予算として配分された経費は、原則として、各本部が各学部等に配分するとともに、学部等の求めに応じて、各本部が財務会計システムを通じて執行手続きを行う仕組みである。ただし、研究費については、その執行権限を各教員に付与しており、各教員は財務会計システムを通じて直接執行手続きを行う。執行が手続きされた経費に係る金銭の収受は、経理責任者及び出納責任者として事務局総務財務室長が行うこととなっており、執行上疑義が生じた場合は、総務財務室と各本部が連携して、これにあたっている。

こうした仕組みにより執行された予算については、地方独立行政法人法に基づき、法人の監事２名により、法人経営や大学運営の状況、事業の実施状況等を含めた包括的な監査が実施されるとともに、設置者である県が選任した監査法人による会計監査を受けている。監事による監査、監査法人による会計監査は、毎事業年度を通じて実施されており、その指導助言を受けて改善を図るとともに、最終的には財務諸表を作成のうえ、監査を受検し、決算している。

なお、このほか法人では、事務局内部において、会計経理の実務面の執行チェックを中心とする内部考査を実施しており、適切な執行の確保とともに、執行体制の問題点の把握や制度の改善等につなげている。

財務諸表については、県に届け出、その承認を受ける手続きとなっており、承認を受けた際には、県報において公告するほか、閲覧に供するため帳簿として備え付けるとともに、本学のホームページ上に掲載し、公表している。

イ　点検・評価

本学の予算については、公立大学法人の諸規程に基づき編成するとともに、配分し、執行しており、監査の報告に証明されるとおり、適正に行われている。予算編成にあたっては、各本部が各学部等の状況を勘案して要求するとともに、予算調整会議においても必要に応じて各部局からの説明を求めるなど、教育・研究に関する経費の実情に柔軟に対応している。法人の役員会議や経営会議といった機関の協議・審議を経て編成しており、透明性も確保できている。また、予算の執行は、財務会計システム等を通じて行うことによって、システム上配分予算の執行状況や手続きの進行状況等が明確となっており、適正な執行につながっている。

ただし、予算編成及び配分については、法人化以前の執行状況を基礎として行ってきたことにより、教育と研究等に関する活動やその経費が場合によっては錯綜し、あるいは重複するなど、現在の枠組みでは明確に区分し得ない状況も生じてきており、枠組みを見直す中で、教育に関する経費や研究費等の配分の比率自体も検討していく必要性が高まっている。

一方、研究費については、教員個人に配分し、執行権限を付与することにより、効率的な執行と弾力的な運用を図っており、教員にとっては、自らの判断で必要なときに物品の購入や出張等を行うことができる仕組みとなっている。その反面、研究費に関する説明会の開催や研究費マニュアルを作成配布などにより理解の促進に努めているものの、なお経費に対する理解の不足や手続きの遅れなどによって、執行に疑義が生じるケースも見られることから、より適正な執行を確保する観点から、相応の管理体制を整備する必要がある。

また、事務局内で内部考査を実施するとともに、法人監事や監査法人により年度を通して助言指導を得る体制を構築する中で、誠実に情報を開示したうえで適正な決算処理を行い、県の承認を得たうえで公表するなど、アカウンタビリティの確保にも配慮しているが、これらの監査機能は、会計経理を執行する総務財務室が所管しており、公正な監査の実施を図る観点からは検討を要する状況にある。

ウ　改善方策

予算編成及び配分については、法人としての安定的な財政基盤構築と密接に関連することから、県と運営費交付金について協議を進めながら、大学の目的・目標の実現のために必要な経費として精査し、適切な教育・研究等への経費の配分を検討していく。

研究費については、マニュアルの改善等により制度の周知徹底、内部考査によるチェック体制の強化を図るとともに、科学研究費補助金等外部研究資金の確保と呼応させて研究費の執行に係る支援体制の充実を図ることとしている。

また、監査の実施体制については、相互牽制体制の確保の面から、執行機能との分離を検討していく。

第１３節　事務組織

【目標】
効率的、効果的な事務処理を行うため、事務組織の機能編成の見直しを行うとともに、事務処理の電子化、業務の外部委託化（アウトソーシング）を進める。

（１）事務組織の整備・役割及び教学組織との関係

ア　現状

本学の事務組織は、法人内の１大学２短大共通の組織として、事務局長のもと、経営企画室、総務財務室、教育・学生支援室、研究・地域連携室の４室体制で、教育研究活動の事務支援を行っている。現在の事務局体制は、平成１７年度の法人化の際に、それまでの３課体制を再編し、現在の４室体制としているものである。

経営企画室は、大学運営の機能強化を目的に旧企画課から分離・独立させたものであり、総務財務室は、旧総務課の業務を移行させたものとなっている。教育・学生支援室は、旧企画課の学部運営企画部門と旧学生課を統合させたものである。研究・地域連携室は、旧企画課の国際交流及び情報システム分野と岩手県地域連携研究センター（平成１７年３月本学移管）及び(財)岩手県学術研究振興財団（平成１７年３月解散）の業務を引き継ぐかたちで設置された。

以上の事務組織は、いずれも教学組織の事務支援組織として位置付けられている。

大学の経営面の支援については、大学改革推進本部の事務支援組織である経営企画室が担っており、大学運営に係る審議機関である教育研究会議の運営等の事務を行っている。

また、教育企画部門は学部主導の中で教育・学生支援室教務グループが支援し、入試部門は教育・学生支援本部の入試連絡調整会議を主体にした運営を教育・学生支援室入試グループが支援する一方、産学及び地域との連携、公開講座の開催、国際交流の推進及び全学的な研究費体系や情報システムの構築など、全学的な枠組みの構築や運用とともに個別案件を含め研究・地域連携室が支援するなど、事務局の各部門がそれぞれの分掌に従い、教学組織を支援している。

なお、人事等の管理部門についての事務支援を総務財務室が担っており、学長による採用候補者の決定等に係る事務を行っている。

さらに、各学部棟に事務局職員が常駐する学部事務室を設置し、学部の事務支援を行う体制としている。

事務局職員については、設置団体である岩手県からの派遣職員、公立大学法人において採用した職員（任期付職員、非常勤職員）により構成されているほか、事務補助として人材派遣会社からの派遣スタッフを配置し、事務局業務にあたっている。

公立大学法人において採用した職員のうち任期付職員については、採用試験（筆記、面接等）を実施し、大学固有事務等に対する適性について審査・選考のうえ採用している。

非常勤職員については、専門業務（看護師、相談員等）について配置しており、採用にあたってはその業務の専門性に対する適性について審査し採用している。

イ　点検・評価

事務組織については、法人内の１大学２短大を一体的に運営することを前提として設置され、総合的な事務支援を行っており、効率的に機能していると評価できる。しかし、事務局組織再編後３年を経過しようとしている中で、学部運営企画に関する部分が不十分であることや、研究・地域連携室の更なる充実が必要であるなど、事務局組織の充実が求められているという課題がある。

各学部や共通教育センターに設置した学部事務室については、国立大学で設置されているそれとは性格が異なり、各種事務について学部と事務局をつなぐ経由地点としての性格が濃いものとなっている。教員の事務支援を学部事務室が行い、その事務は事務局の担当部門において処理・完結する仕組みとなっており、学問領域の独自性は維持しつつも、限られた人員の中で各種業務を効率的に、また、大学として統一的全体的に処理する体制となっている。

岩手県からの派遣職員は、県の人事異動により３年程度の派遣期間となっており、大学事務についてのノウハウ等の蓄積が進まないという課題がある。

ウ　改善方策

事務組織については、概ね効率的な運営がなされているが、引き続き、事務局内のみならず全学的な見地から検証し、組織の強み・弱みを洗い出し、体制の見直しを行なう。

また、学部運営企画の強化のため、事務支援機能に止まらず、教員と一体となって企画及び運営していく仕組みについて検討するとともに、各学部事務室の体制を段階的に強化し、教員の事務支援を充実させることとする。

さらに、大学事務のノウハウの蓄積等のため、任期付職員の採用を計画的に進め、大学固有事務に精通した職員の養成を進める。

（２）事務組織の機能強化のための取り組み

ア　現状

本学の事務組織は、設置団体である岩手県からの派遣職員４８名、公立大学法人において採用した職員２６名（任期付等２０名、非常勤６名）の計７４名で構成されている。このほか、事務補助として、人材派遣会社からの派遣スタッフを配置し、事務局業務にあたっている。

県からの派遣職員は、主に事務局の基幹業務を担当し、大学運営及び教育・研究活動の展

開に深く関与している。法人採用の職員については、学部事務室、メディアセンターなどの大学固有事務を担当している。

研修機会の確保については、派遣元の県が実施する県職員研修の受講、外部機関が実施する各種研修・セミナーの受講を奨励しているほか、法人新採用職員を対象とした研修を実施し、大学職員として必要なスキルの取得等に努めている。

イ　点検・評価

大学間競争が激しさを増す中で、入試対策、大学教育の満足度向上、就職対策などの分野を強化し、本学の存在感を確かなものとすることが必要であるが、事務局においても当該業務に対する専門性を高めていくことが求められている。

現在の事務局において、県からの派遣職員は、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」の規定に基づいて派遣されており、同法第３条第１項の規定によりその派遣期間は原則として３年を超えることができないため、３年程度の周期で人事異動により入れ替わることから、入試・就職支援などの大学固有の業務に精通しているとは言えず、またノウハウの蓄積も十分とは言えないという課題がある。

ウ　改善方策

大学業務に対する専門性を高めていくため、大学職員にとって必要なスキルが何なのか、そのスキルアップのためにいかに研修を企画・実施するかについて、ワーキンググループを設置し検討を進めているところであり、今後、この検討をベースにして本学事務局職員の研修体系を構築する。

岩手県からの派遣職員については、全庁的な定数削減の流れの中で、今後、派遣職員数の減少が見込まれており、このままでは事務局が機能低下に陥るおそれが強い状況である。そこで、この機会を好機と捉え、県からの派遣職員の減少に対応して、大学固有事務を担う職員の採用を進め、専門性の向上、そのノウハウの蓄積を図る。

（３）事務組織と設置者との関係

ア　現状

法人化に伴い、公立大学法人岩手県立大学が１大学２短大を経営するところとなった。法人の業務の範囲は、定款及び公立大学法人岩手県立大学組織規則により、次のとおり定められている。

①　県立大学を設置し、これを運営すること。

②　学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。

③　法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。

④　公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
⑤　県立大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
⑥　前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

このうち校務については、組織規則により学長がつかさどることとしており、法人は、財務、人事組織、計画などの経営面について担当している。

法人の役員は、理事長、副理事長、専務理事２名、理事５名及び監事２名であり、理事長と学長とは別に選任しているが、学長が副理事長、副学長が専務理事、本部長が理事を兼ね、法人経営と短期大学を含む大学運営を一体的に行っている。このほか、非常勤の理事として学外の有識者２名を選任し、幅広い知見を法人経営に活用する体制を構築している。

法人としての最終的に意思決定する者は理事長であるが、その意思決定に資するため、理事で構成する役員会議を毎月１回開催し、経営に関わる重要事項を協議検討している。

特に、定款等に規定する事項については、学外の有識者を委員として加え、地方独立行政法人法に基づく経営審議機関として設置した経営会議を随時開催し、その審議を経たうえで、意思決定することとなる。

なお、事務局体制については、法人経営に係る業務を専ら行う法人独自の事務局は設置しておらず、大学に設置される事務局がその業務を併せて行っている状況である。

イ　点検・評価

法人と大学が一体となった運営を行う体制としていることにより、法人の意向は明確に大学に伝達され、また、大学の意思も法人にストレートに伝わっており、意思決定の迅速化と業務の効率化に寄与していると評価できる。

法人と大学との間の役割分担については、諸規定により明確化されているものの、法人化後２年を経過した現時点では、十分に徹底されている状況とは言い難く、役割分担について疑義の生じた都度、検討のうえ対応せざるを得ないという課題がある。

ウ　改善方策

法人経営に関する業務と大学運営に関する業務の整理を行い、法人と大学の事務組織のあるべき姿を創造しながら、現状の事務組織の再編を踏まえ、法人と大学双方に機能的かつ効率的な事務組織の編成に向けた検討を行う。

第１４節　自己点検・評価

【目標】
教員の「自己点検評価」を恒常的に実施し、教員と教育・研究の質の向上を図るとともに、各部局等の取組計画と実績及び成果について評価を行い、結果を公表して運営の改善・充実を図る。
また、全学の組織・運営、教育・研究活動等について、外部評価・第三者評価を定期的に実施し、その改善に反映させる。

（１）自己点検・評価

ア　現状

本学では、開学した平成１０年４月、全学的な組織として自己評価委員会を設置し、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら自己点検及び評価を行う体制を整備した。

その後、平成１７年４月の法人化に伴い大学全体の組織改編を行い、法人及び大学の評価に関する特定事項を審議する組織として、評価委員会を設置したところである。

評価委員会の委員長は理事長が指名する者とし、法人理事兼大学改革推進本部長（教員兼務）を指名している。また、委員は部局長の意見を聴いて理事長が指名する職員１０名以内で組織することとしており、主に各部局における自己点検・評価を担当する教職員１０名を指名している。

評価委員会は、部局が行う自己点検評価を基に、次に掲げる事項を担当している。

①　全学を対象とした自己点検評価の実施に関すること
②　認証評価の受審に関すること
③　岩手県独立行政法人評価委員会の評価を受ける各事業年度における業務の実績の集約に関すること
④　知事に提出する中期目標に係る事業報告の集約に関すること
⑤　教員業績評価に関すること
⑥　その他評価に関する重要事項

また、平成１９年度からは、大学の評価、計画等に関する校務を処理するために、新たに大学改革推進本部を設置した。大学改革推進本部は、法人理事（教員兼務）を本部長とし、教員３名が本部長補佐を兼務しており、事務局経営企画室が業務に係る事務を処理する組織となっている。

大学改革推進本部の設置により、計画と評価を核とした全学的な改革・改善を推進する体制を構築し、自己点検・評価については、部局が行う自己点検・評価を基にして、評価委員

会と大学改革推進本部が連携して取り組む体制となっている。具体的には、全学の自己点検・評価に関する事項については、大学改革推進本部でその原案を作成し、評価委員会で審議のうえ決定する。評価委員会で審議・決定した事項については、各部局で実施するという流れになっている。

以上の組織の関係については次の図に示すとおりである。

【自己点検・評価体制図】

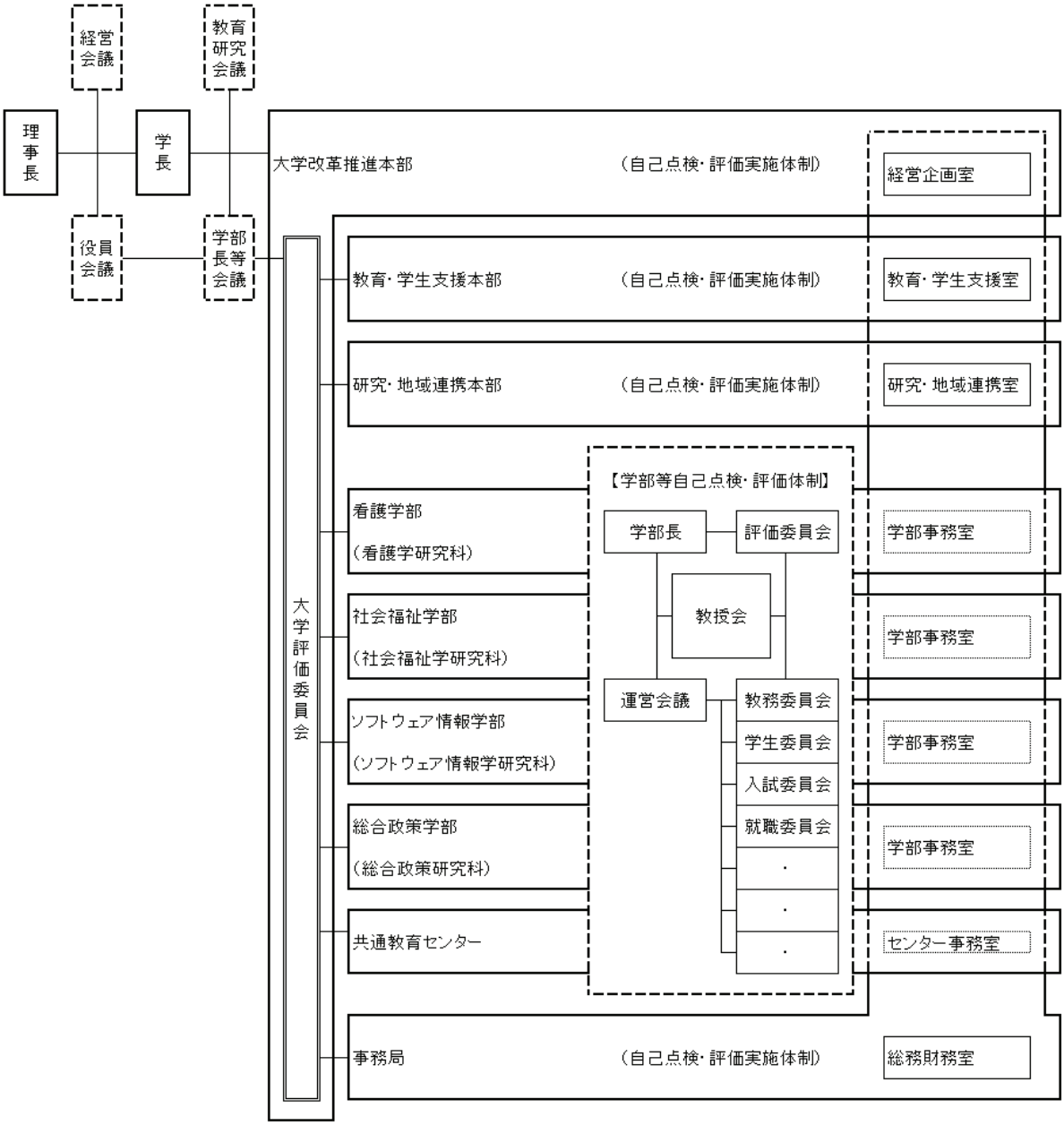

各学部等においては、それぞれ学部長の直下に評価委員会又は評価委員を置き、その下で教務・学生・入試・就職等各種の委員会が自己点検・評価する体制を構築しており、学部内の各種委員会を通じて全教員が学部の自己点検・評価に参画する仕組みとしている。本部及

び事務局においては、その職制に基づく自己点検・評価実施体制が構築されており、本部長及び本部長補佐等の教員のほか、全職員が事務分担の範囲に関する自己点検・評価を行う仕組みとしている。

イ　点検・評価

評価委員会の委員は、事務局を含めた各部局において主に自己点検・評価を担当する教職員を指名するとともに、大学改革推進本部については、事務局経営企画室が業務に係る事務を処理する組織となっており、教学組織と事務組織が一体となって全学で取り組む体制となっている点は評価できる。

一方、各学部及び共通教育センターにおいては、大学全体の体制とは別に、各学部等の実情に合わせて、学部等内に評価委員会を設置するなどして自己点検・評価の実施体制を構築し、教務、学生、入試、就職等他の委員会等と連携しながら、自己点検・評価を行う体制を整えているが、自己点検・評価が組織的に行われず、一部の担当者のみが関わっているという課題がある。

ウ　改善方策

これまでの自己点検・評価は、年度計画の進捗状況に係る「各事業年度に係る業務の実績に関する報告書」のとりまとめが主であり、その対象が限定的であったが、今回の認証評価に係る自己点検・評価においては、その項目が多岐にわたっていることから、より全学的な取組みが求められたところである。

大学改革推進本部の設置により体制を強化するとともに、より多くの教職員が自己点検・評価に関わる契機になったと考えられるが、今後、恒常的に自己点検・評価を実施し、その結果を有効に活用していくためには、本学における自己点検・評価体制を強化する必要があり、全教職員が一体となって取り組む体制の整備について検討する。

（２）自己点検・評価と改善・改革システムの連結

ア　現状

平成１３年度に自己評価委員会、各部局自己評価実施委員会等が中心となり、平成１０年度以降の活動内容について自己点検・評価を行い、その結果について「岩手県立大学自己点検・評価報告書」としてとりまとめ、平成１４年３月に発行した。

「岩手県立大学自己点検・評価報告書」は、岩手県立大学開学後の経過を振り返るため、全学的な点検及び評価を行ったものであり、その結果、建学の理念の実践に多くの成果が確認されるとともに、なお一層取り組むべき課題が指摘された。各部局において、この結果を踏まえた改善計画を策定し、平成１５年度及び１６年度の計画に対する実績についての報告を求めたところである。

平成１５年１１月に大学改革実行計画として策定した「県立大学アクションプラン」は、大学を取り巻く環境が急激に変化している中で、今後の「県立大学の果たすべき役割と、改革の方向及びその具体的方策」を明らかにするために策定したものである。策定にあたっては、教職員がそれまでの経験や「岩手県立大学自己点検・評価報告書」の内容を踏まえ、将来に向けた大学の展開について広く議論を重ねたところである。なお、「県立大学アクションプラン」の内容の一部については、法人化に際して策定した「公立大学法人岩手県立大学中期計画」（平成１７年８月県知事認可）に反映されているものである。

平成１７年４月の法人化後は、各事業年度の年度計画に掲げる各項目の進捗状況等について各部局で点検・評価を行い、その内容を全学でとりまとめて「各事業年度に係る業務の実績に関する報告書」を作成している。「各事業年度に係る業務の実績に関する報告書」は毎年度６月末までに岩手県地方独立行政法人評価委員会に提出し、評価を受けているものである。評価結果については、学部長等連絡会議等を通じて学内に周知を図り、次年度の取組みの強化につなげるとともに、次期の年度計画策定にあたって反映させている。

学校教育法第６９条の３に定める第三者評価（認証評価）については、平成２０年度に大学基準協会による評価を受けることを平成１７年１２月に決定した。

評価委員会においては、平成２０年度の認証評価受審に向けた全学的取組みスケジュールを作成し、学内共有を図るとともに、各部局における自己点検・評価の取組みの促進を図った。また、評価委員会と各部局との打合せを適宜実施し、進捗状況と全体的な課題の把握に努めるとともに、全学一体的なものとして推進するため、全教職員を対象とした「認証評価セミナー」を２回開催し、認証評価の理解と自己点検・評価の意識付けを図ったところである。

今回の認証評価については、平成２０年度末に改善を要する事項について指摘を受けることとなる。

また、現在の中期目標期間（平成１７年度～平成２２年度）が終了する平成２３年度には、設立団体である岩手県から評価を受けることとなる。

これらの評価結果については、役員会議、学部長等連絡会議等の学内の会議で周知し、対応を協議するとともに、経営会議及び教育研究会議といった外部委員を含めた機関で審議し、理事長、学長から改善の方策等について示され、それにより改善を進めていくこととなる。

イ　点検・評価

「岩手県立大学自己点検・評価報告書」は、岩手県立大学開学後初めての取組みであり、各学部における評価項目が統一されていないなど、その評価対象や評価方法等に反省すべき点もあるが、開学以来の活動状況を分析し、将来のあり方を考えるという点で意義があったものと評価できる。

認証評価、年度計画実績、中期目標期間の業績等についての自己点検・評価を効率的に行

い、評価結果を有効に活用するためには、それぞれの自己点検・評価を別個のものとして対応するのではなく、相互に関連付け、一連の自己点検・評価として取り組む必要がある。

ウ　改善方策

評価結果を受けて、それに対する改善方策を円滑に遂行するためには、全教職員が一体となって取組む必要があり、岩手県立大学全体及び本学における自己点検・評価体制の中で、自己点検・評価の実施と併せて、その結果をフィードバックして改善につなげていく仕組みについて検討を進める。

また、中期計画等を策定する場合に、認証評価に係る評価項目を取り入れるなど、評価項目を相互に関連付けることにより、評価を受ける度に、その評価にあわせて自己点検・評価を実施するのではなく、恒常的な自己点検・評価の積み重ねが、結果として各種の評価に対応できるものとなる仕組みについても検討する。

（３）自己点検・評価に対する学外者による検証

ア　現状

地方独立行政法人法に規定する審議機関として経営会議及び教育研究会議を設置しており、経営会議は、委員８名のうち４名、教育研究会議は委員１２名のうち３名は学外の委員である。

「各事業年度に係る業務の実績に関する報告書」のとりまとめにあたっては、経営会議及び教育研究会議での審議を経ることとしており、自己点検・評価を行うにあたって、学外者を含めた委員の意見を反映させることとしている。

また、「各事業年度に係る業務の実績に関する報告書」は、岩手県が設置している岩手県地方独立行政法人評価委員会の評価を受けることとされており、本学の自己点検・評価結果をさらに外部の機関が評価する仕組みとなっている。

認証評価については、評価委員会が認証評価機関及び受審の時期について比較検討した結果を理事長に提言し、その提言を受けて、平成１７年１２月に決定したものである。

また、今回の認証評価に係る自己点検・評価報告書については、経営会議及び教育研究会議において審議し、学外者を含めた委員の意見を反映させたものである。

イ　点検・評価

「各事業年度に係る業務の実績に関する報告書」については、自己点検・評価を行うにあたって、学外者を含めた委員の意見を反映させるとともに、さらに自己点検・評価結果を第三者機関である岩手県地方独立行政法人評価委員会が評価していることから、評価結果の客観性、妥当性は確保されている。また、認証評価に係る自己点検・評価報告書についても、学外者を含めた審議機関の委員の意見を反映させており、評価結果の客観性、妥

当性は確保されている。

認証評価機関の選定にあたっては、評価委員会において、各認証評価機関における評価の内容を比較し、本学部が目指す目的、目標の達成に資すると考えられる認証評価機関を選定し、その提言を受けて決定したものであり、その選任手続きは適切であった。

ウ　改善方策

これまで行ってきた「各事業年度に係る業務の実績に関する報告書」の評価に加え、今後は、認証評価機関による評価を受けることとなり、さらに自己点検・評価結果の客観性・妥当性が確保されるものである。

（４）大学に対する社会的評価等

ア　現状

各部局における自己点検・評価を支援するため、平成１８年度に新入学生、在学生、教職員、卒業生の就職先を対象としたアンケートを実施するともに、各種の業務データを収集し「大学経営評価指標」を構築した。

卒業生の就職先を対象としたアンケートにおいては、「卒業生がニーズや期待に応えているか」という設問に対して、８４．８％が肯定的な回答であり、また、「卒業生の能力や意識の水準をどう感じるか」という設問に対して、７８．４％が肯定的な回答であった。

イ　点検・評価

アンケートの結果から、卒業生に対する満足度は高いものと考えられるが、卒業生の就職先を対象とした全学的なアンケートは初めての試みであり、過去のデータとの経年的な比較ができないこと、また他大学の状況との比較も困難であることなどから、アンケート結果に対する検証を十分行っていない状況である。

ウ　改善方策

今後、アンケートを継続して実施しデータを蓄積することにより、経年的な比較等による検証が可能となるものと考えられる。また、大学・学部の社会的評価を検証するため、卒業生の就職先に対するアンケート以外の方法についても検討する。

（５）大学に対する指摘事項および勧告などに対する対応

ア　現状

大学設置認可時（平成９年１２月１９日）に留意事項として指摘された点は、次のとおりである。

①　教員組織の充実を図ること。
②　編入学生の受入れについては、定員の遵守、学科の設置の趣旨に沿った既修得単位の認定及び履修上の配慮に努めること。
　また、大学設置認可後の年次計画履行状況調査時に留意事項として指摘された点は、次のとおりである。
③　社会福祉学部福祉臨床学科の定員超過の是正に努めること。(平成１０年９月８日調査)
④　総合政策学部の編入学生の確保に努めること。（平成１２年９月１１日調査）

　上記の留意事項に対する履行状況は次のとおりである。
①「教員組織の充実を図ること」について
　社会福祉学部福祉臨床学科開設科目の「レクリエーション指導法」について、平成９年１０月３１日の補正申請において、専任教員に充てていた教員が「保留」の判定を受けたことから、平成１０年１月７日の再補正申請において、同教員ほか兼任教員１人の担当区分を変更し、かつ兼任教員１人を追加補充し承認を得ているところである。
②「編入学生の受入れについては、定員の遵守、学科の設置の趣旨に沿った既修得単位の認定及び履修上の配慮に努めること」について
　編入学生受入れ初年度である平成１２年度は、定員４０名に対し３３名の入学者（充足率０．８３）となった。また、学科の設置の趣旨に沿った受入れとなるよう、特に既修得単位の認定及び履修上の配慮について、全学組織である入試委員会及び教務・学生委員会で検討を行うとともに、各学部において編入学生に対するオリエンテーション等を実施したところである。
　平成１９年度は、定員４０名に対して３１名の入学者（充足率０．７８）となり、定員を遵守しているところである。
③「社会福祉学部福祉臨床学科の定員超過の是正に努めること」について
　平成１０年度の社会福祉学部福祉臨床学科の入学者数は、認可初年度入試の特殊事情もあり、定員４５人に対し６２人の入学者（超過率１．３８）となったところである。その後、定員超過の改善に努め、平成１９年５月１日現在においては、収容定員１９０人に対して２０８名の在学者（超過率１．０９）と改善しているところである。
④「総合政策学部の編入学生の確保に努めること」について
　平成１１年度の総合政策学部の編入生受入枠１０名に対し、合格者７名そのうち入学者は５名であり、充足率は０．５であった。その後、編入学生の確保に努め、定員１０名に対する入学者は、平成１７年度８名、１８年度９名、１９年度６名と改善しているところである。

イ　点検・評価
　大学設置認可時及び大学設置認可後の年次計画履行状況調査時における留意事項については、適切に対応している。

ウ　改善方策

今後、大学基準協会からの勧告などの事項があった場合には、本学評価委員会を通じて、各委員会等に評価結果をフィードバックし、速やかに改善につなげていくための仕組み作りについて検討する。

第１５節　情報公開・説明責任

【目標】
教育・研究の成果及び運営状況について、情報公開を積極的に行い、大学の教育・研究活動に対する県民の理解が得られるように努める。

（１）財政公開

ア　現状

本法人は、地方独立行政法人法により、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類、キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書といった財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後３ヶ月以内に岩手県知事に提出し、その承認を受けることとなっている。

平成１８事業年度分にあっては、平成１９年６月２９日に岩手県知事に提出したところであり、同日、県庁教育記者クラブにおいて、法人の決算概要として記者発表した。記者クラブ加盟１７社中９社の参加があり、全県をカバーする地元紙に記事が掲載された。

財務諸表について岩手県知事の承認を得た後は、定款に地方独立行政法人法及び定款に基づき、岩手県報において公告するとともに、一般の閲覧に供すため、滝沢キャンパス及び宮古キャンパスとも事務所に財務諸表及び監事の意見を記載した書類を帳簿として備え付けたほか、本学のホームページに、帳簿として備え付けた書類と同様の内容を掲載し、公表したところである。

ホームページについては、学外ホームページの「情報公開」欄に掲載しているが、トップページの「最新情報」にも掲載した旨を表示している。ホームページへのアクセス数は、平成１７年度財務諸表については、平成１８年９月から８月までの１２ヶ月間で９６３件（月平均８０件）、平成１８年度財務諸表については、平成１９年７月から平成１９年８月まで２ヶ月間で５９０件（月平均２９５件）となっており、アクセス数は増加してきている。

イ　点検・評価

記者発表は、新聞等に掲載されることにより、全県的な周知が図られることになり、特に全県をカバーしている地元紙に掲載されたことは、多くの県民に周知し、理解を得る観点から高く評価できる。ただし、新聞等には決算の状況すべてが掲載されるわけではないことから、法人の財政状況の詳細について説明責任を十全に果たしているとはいいがたい。

一方、ホームページへの掲載は、パソコンとインターネット環境があれば誰でも閲覧可能であり、県民が閲覧しやすい状態で公表していると考えている。アクセス数も増加していることから、徐々に周知されてきていると評価できるが、ホームページへの掲載についてより

多くに周知するとともに、掲載する内容を工夫し、わかりやすい財政状況の周知手法を検討する必要がある。

ウ　改善方策

公立大学法人として財政状況について説明責任を果たしていくためには、資料の所在を周知することが必要であり、広報誌の活用等により、ホームページで公表していることを周知していく。また、公表にあたっては、わかりやすい内容とするよう概要版等による情報公開について検討する。

（２）情報公開請求、個人情報保護への対応

ア　現状

本学は、公立大学法人として、岩手県情報公開条例により同条例の実施機関と定められており、その適用を受ける。県とは別の人格となることから、その手続きについては、法人独自に「公立大学法人岩手県立大学情報公開取扱規程」、「公立大学法人岩手県立大学情報公開事務取扱要領」、「公立大学法人岩手県立大学情報公開窓口運営要領」を整備して対応している。当該規程等は、それぞれ、岩手県が定めた「知事が保有する行政文書の開示等に関する規則」、「情報公開事務取扱要綱」、「行政情報センター及び行政情報サブセンター運営要領」に準拠して整備している。

大学に係る情報公開請求にあっては事務局経営企画室が公開窓口となって対応する。

情報公開に関する相談があった場合は、相談の内容が条例に基づく行政文書の開示請求として対応すべきものかどうかを確認し、文書の開示請求が必要なものについては、開示請求書の提出を求める。相談の内容によっては、行政文書の開示請求によらなくとも情報提供ができるものや他の制度の利用によるべきものがあることから、適宜助言している。開示請求に至ったときは、開示請求に係る行政文書に記録されている情報が非開示情報に該当するかどうか検討し、開示決定等の判断を行う。また、請求のあった文書に、第三者に関する情報が記録されているときは、必要に応じ、当該第三者に意見書を提出する機会を与える。開示を決定した場合には、決定通知書により請求者あて通知するとともに、開示の方法等について申し出を求め、開示する。写し等の交付をする場合には、あらかじめ定めた金額を徴収することとされており、本法人においては、県とは別に金額を算定して徴収している。

平成１８年度の情報公開件数は１件であった。

一方、個人情報保護についても同様に、岩手県個人情報保護条例により同条例の実施機関と定められており、「公立大学法人岩手県立大学個人情報保護規程」、「公立大学法人岩手県立大学個人情報保護事務取扱要領」、「公立大学法人岩手県立大学情報保護事務登録事務処理要領」を県に準拠して定め、対応している。

個人情報保護に関する所管は事務局経営企画室であるが、個人情報を取り扱う事務につい

ては、「個人情報取扱事務登録簿」に登録し、事務を所管する部局において、諸規定にしたがって個人情報を取り扱っている。

個人情報に関する開示請求があった場合の手続きは、情報公開請求の場合と同様である。

平成１８年度における、本学に係る個人情報の開示請求は５１件（大学４５件・大学院６件）であり、すべて入学試験の成績に関するものであった。

イ　点検・評価

本法人は、平成１７年度の法人化後も、引続き岩手県情報公開条例及び岩手県個人情報保護条例の実施機関とされたものであるが、県とは別組織となったことから、独自に情報公開や個人情報保護の手続き等に関する諸規程等を整備したものである。

情報公開や個人情報開示の請求に係る請求者負担額は、法人独自に設定しているが、当該金額の算定は、複写機の契約単価、コピー用紙の契約単価及び従事する職員の報酬額に基づいており、適正なものと考えている。

情報公開請求及び個人情報開示請求については、諸規程等に従って適切に処理している。

なお、情報公開について請求が多くない要因として、そもそも情報開示を希望する者がいないことも想定されるが、情報を開示請求したいが手続きが不明であることも考えられることから、手続きの周知を検討し、見直すことが必要である。

ウ　改善の方策

情報公開の手続きについて、県民に分かりやすい方法で周知するため、大学ホームページに「公立大学法人岩手県立大学情報公開取扱規程」及び公開窓口等を記載し周知を図ることとする。

（３）自己点検・評価

ア　現状

各事業年度の年度計画に掲げる各項目の進捗状況等について、自己点検・評価を行った「各事業年度に係る業務の実績に関する報告書」は、当該事業年度終了後３ヶ月以内に、岩手県地方独立行政法人評価委員会に提出することとされており、平成１８事業年度分にあっては、平成１９年６月２９日に提出した。

「各事業年度に係る業務の実績に関する報告書」を岩手県地方独立行政法人評価委員会に提出した後、財務諸表等の公表と合わせて県庁教育記者クラブにおいて記者発表している。記者発表の概要については、財務諸表の公表と同様である。

また、学内向け及び学外向け双方のホームページにおいて「各事業年度に係る業務の実績に関する報告書」を本学の活動に関する自己点検・評価として公開している。学外向けホームページへのアクセス状況については、「平成１７事業年度に係る業務の実績に関する報告

書」については、平成１８年９月から平成１９年８月までの１２ヶ月間で１，９２４件（月平均１６０件)、「平成１８事業年度に係る業務の実績に関する報告書」については、平成１９年７月から８月まで２ヶ月間で７５５件（月平均３７８件）と、アクセス数は増加してきている。

「各事業年度に係る業務の実績に関する報告書」提出後、岩手県地方独立行政法人評価委員会による評価を受審しており、その評価結果についても、学内外双方のホームページに掲載し、公表しているほか、学内においては、本部長会議、学部長等会議、役員会議で報告するとともに、評価結果及び評価結果への対応等について議論検討している。また、教育研究会議及び経営会議においても公表している。

イ　点検・評価

「平成１８事業年度に係る業務の実績に関する報告書」は計画事項が３３２項目と多岐にわたっていることから、数値データも含めた概要版を作成するなど、分かりやすく説明する取組みを進めていることは評価できる。

一方、記者発表やホームページによる公表方法等については、財政公開の項と同様であり、ホームページへの掲載についてより多くに周知するとともに、掲載する内容のさらなる工夫により、わかりやすく説明する手法を検討する必要がある。

ウ　改善方策

公立大学法人として財政状況について説明責任を果たしていくためには、資料の所在を周知することが必要であり、広報誌の活用等により、ホームページで公表していることを周知していく。また、公表にあたっては、よりわかりやすく説明していくため、ビジュアルを重視した概要版の作成等について検討する。

終　章

結び

これまで１５節にわたって、本学の教育、研究、社会貢献その他の活動について自己点検・評価してきたところであるが、ここでは、結びとして、本章各節ごとに、本学及び本学における取組みの特徴と課題、今後の方向性等について概括する。

第１節　大学の理念・目的及び学部等の使命・目的・教育目標

本学は、岩手県内の子弟を教育して人材を供給することが設置の趣旨であり、「自然、科学、人間が調和した新たな時代の創造を願い、人間性豊かな社会の形成に寄与する、深い知性と豊かな人間性を備え、高度な専門性を身に付けた自律的な人間を育成する大学を目指す」という建学の理念の下、①人間性を培う教養教育、②４学部の連携を考慮した教育研究活動、③地域に根ざした実学・実践的教育研究活動、④地域に開かれた大学としての教育研究活動、⑤国際的な教育研究活動を特徴とし、各学部及び大学院研究科が、それぞれ具体的な教育目標や育成する人材像を掲げ、人材養成を行っている。

平成１７年度の法人化に伴って、地方独立行政法人法に基づき、岩手県から中期目標が指示されており、本学は目標達成のため中期計画を策定し、その実行を図っている。

中期目標の達成状況については、岩手県地方独立行政法人評価委員会による評価を受けることとなっていることから、その評価を次の目標や計画に反映させていくＰＤＣＡサイクルを確立することにより、より高い目標の達成と、目標達成を通じて理念や教育目標の実現を目指している。

第２節　教育研究組織

本学の教育研究組織は、理念・目的等を実現するため、看護学部（看護学科）、社会福祉学部（福祉経営学科、福祉臨床学科）、ソフトウェア情報学部（ソフトウェア情報学科）、総合政策学部（総合政策学科）、共通教育センター、看護学研究科（博士前期課程・後期課程）、社会福祉学研究科（博士前期課程・後期課程）、ソフトウェア情報学研究科（博士前期課程・後期課程）、総合政策研究科（博士前期課程・後期課程）で構成している。

４つの学部は、社会的要請の強い領域に対応し、極めて今日的な課題に適合するものであり、各領域における高度化、専門化の進展に対応するため、それぞれの学部に基礎を置く大学院研究科を設置しているものである。

共通教育センターは、本学の教育研究の特色のひとつである「人間性を培う教養教育」

を、全学的な視点から責任を持って運営するため、平成１８年度に設置した新たな教育研究組織である。

また、本学では、理念・目的等に基づく教育研究を全学一体となって円滑に運営していくため、全学的な教育研究等について企画実行し、あるいは学部等を支援する教学組織として、教員と事務組織が一体となって校務に取り組む本部制を敷いていることが、組織上の大きな特徴となっている。

本学は、開学してからまだ１０年であることから、教育研究組織の効果的なあり方については継続的に検証していく必要があり、特に、社会の動向を把握するとともに、県立の大学としての責務や機能を十全に果たしていくため、併設する短期大学部を含めた将来構想を設置者とともに検討していかなければならない。

第３節　学士課程、博士前期課程・後期課程の教育内容・方法等

教養教育と高度専門教育とを融合した「人間教育」を効果的に実践するための学習支援策として、少人数担任制や１年次からの講座配属等によるきめ細かな指導や情報端末・ＡＶ装置を活用した授業を積極的に実施するとともに、授業時間以外はコンピュータ教室等を開放し、学生の学習時間を確保するための環境を整えている。

また、社会における実践的対応能力を身につけるため、地域をフィールドとする調査研究や市町村、医療機関、社会福祉施設、企業等への実習など、豊富で多彩な実習・演習形式の授業を取り入れるとともに、「いわて５大学協定」や「岩手県立大学間単位互換協定」により他大学との単位の互換を行い、学生に多様な学習の機会を提供している。

その教育効果は、これまで９５％以上の就職率を維持していること、在学生アンケート・企業アンケートにおける本学の教育及び人材育成に対する肯定的な回答割合が８０％を超えていることに表れている。

一方、課題として、次の点が挙げられる。

ア　高い教育効果を上げているものの、その測定のための仕組みが大学全体として十分に構築されてはいないこと

イ　成績評価に関する具体的な評価方法や基準はシラバスにより明確化しているものの、公平で適切な成績評価の仕組みを担保する制度が構築されていないこと

ウ　教育改善・ＦＤ推進会議による授業評価等のＦＤ活動を推進しているものの、具体的な授業改善については各教員個々の努力に委ねられていること

今後は、現在の特色ある取組みを効果的に継続し、豊かな教養と個性・独創性を養う教育プログラムを推進するため、在学生や企業へのアンケート調査等をベースにした教育効果測定の仕組み、公平で適切な成績評価を担保する仕組み、ＦＤ活動をより活性化するための仕組みなど、教育活動の検証や充実のための取組みを制度的に推進していく。

第４節　学生の受入

本学では、各学部・研究科の特性に応じ、一般選抜やＡＯ入試、推薦入学など多様な入学者選抜方法を実施している。

特に、暗記型の知識ではなく、理解力、思考力、論理構成、表現力、論理性等を総合的に問い、能力や適性、意欲を判断するため、小論文のほか、本学独自の取組みとして「総合問題」又は「総合思考力試験」を導入し、開学以来実施している。

また、ＡＯ入試は、本学が国公立大学で初めて平成１２年度入学者選抜から全学部で導入しており、２回の面談を行うなどきめ細かい丁寧な選抜方式として評価されている。

高・大の連携については、県内進路指導担当教員等と試験問題について意見交換を行っているほか、県内高等学校長協会との教育懇談会、県教育委員会・高校との高大連携推進会議などを通して入試改善などについて継続的に協議しているが、大学競争時代の中にあって、意欲ある学生の確保と本学設置の趣旨に即した県内高校生の受け入れを両立して実現していくため、今後、本学の入試制度を協議する常設の委員会の設置など、高校との対話を一層推し進めることとしている。

大学院研究科においては、社会福祉学研究科後期課程とソフトウェア情報学研究科後期課程以外は収容定員を満たしていない（平成１９年５月１日現在）ことから、今後、魅力的なカリキュラムの改訂を進めるとともに、社会人等への募集活動を強化し、秋季入学の拡大など志願しやすい環境整備に全学をあげて積極的に取り組んでいく。

第５節　教員組織

本学の教員組織については、「少人数単位のきめ細かな指導」をその特徴に掲げて設置認可申請を行い、文部科学省の認可を得て組織しており、現在においても、教員一人当たりの学生数は他大学と比較しても少ない水準にあるなど、本学教員組織の最大の特徴となっている。

今後もこのようなきめ細かな教育を重視する視点に立ちながら、教育研究の質の維持向上を図っていくためには、一層教員の資質の向上を図るとともに、優れた教育研究者の確保が不可欠である。

このため、本学では、意欲ある教員の取組み姿勢とその成果が反映される仕組みの構築に向け、教員の業績評価とそれに基づくインセンティブの付与、任期制、年俸制など多様な任用形態について検討を行っているところであり、高いモチベーションにより意欲的な教育研究活動が展開される環境と弾力的で対応力のある教員組織の確立を目指し、検討を一層精力的に推し進めることとしている。

第６節　研究活動と研究環境

本学の研究活動は、①学部間を横断した学際的かつ総合的な取組み、②地域に根ざした実学実践、③地域産業の発展に寄与する柔軟で多様な取組みを特徴とし、その成果を地域社会に具体的に還元する姿勢で実施している。平成１７年度の法人化に伴って中期目標が示されており、これに沿って、個人研究、学部研究及び全学研究を行っているが、学部横断的な研究体制を構築することによって、様々な地域貢献に関する研究成果を生み出してきている。

しかし、科研費の申請状況をみると、全体の３０％程度の教員しか申請していない状況であり、今後これを７０％以上に押し上げるなど、外部資金の獲得に向けた取組みを強化しなければならない。

一方、平成１９年度から新設した「課題研究」は、県立大学らしさを創り出すための新しい研究活動の核として、今後、教員の総意をあげて取り組む必要がある。

研究環境の整備については、個人や全学的な研究活動を推進するための研究資金の重点的な配分、地域連携研究センターやサテライトキャンパスを中心とした地域社会との連携、連携協定締結校を核とする国際交流など、学内外の連携を推進するための研究環境の整備を進め、地域や社会の課題に対応する研究活動を推進していくこととしている。

第７節　施設・設備等

本学は、豊かな自然環境の中に、ゆとりあるキャンパスと高い水準の設備を有する校舎を配置している。とりわけ２，５００人を超える学生と教職員の「一人一台パソコン」の環境を支える学内情報システムは、他大学に比しても高い水準にあり、教育研究の推進に大きく寄与している。

このような優れた施設・設備を維持、発展させていくためには、中長期的な視点に立って計画的で効率的な維持、更新を進める必要があることから、開学１０年の節目に基本的な管理計画を策定することとしている。

今後は、大学の直接的な顧客である学生の視点に立って、教育環境はもとより、社会性を培う上で重要なサークル活動や社会活動を行う環境の整備など、学生の居場所の確保に努めていくこととしている。

第８節　図書館および図書・電子媒体等

図書館はメディアセンターとして設置し、本学における専門領域を中心とする図書、学

術雑誌等のほか、ビデオやＤＶＤなど電子媒体も豊富に整備している。学内の情報システムとの連携により、学生や教員は、学内の情報端末から常時他の図書館を含めた蔵書検索や貸出予約、オンラインジャーナルの利用などが可能となっている。

学生や教員はもちろん、地域住民にも開放しており、座席等の閲覧スペース、開館時間など利用者の利便性に配慮しているほか、運営に当たっている職員７名のうち６名は図書司書の資格を有し、利用者への専門的な司書サービスの充実を図っている。

限られた予算の中で教育研究のニーズに即した蔵書の維持整備を行っていくことが課題となっており、学術雑誌の見直しやオンラインジャーナルへの変更など、各学部等と連携し、計画的な整備を行っていく。

第９節　社会貢献

本学は、その設置の趣旨から、地域の公立大学として、大学の存在そのものが地域に対する貢献であり、大学の活動として行う教育研究が地域貢献に直結するとともに、大学の知的資源を活用して行う公開講座や自治体の政策形成への寄与、企業等との連携など直接的な地域貢献活動も重要な使命として位置づけている。

教員の地域貢献活動は、業績として評価し、モチベーションの維持向上を図る一方、地域や企業等との一元的な窓口として地域連携研究センターを設置し、県民と直接交流する拠点としてサテライトキャンパスを開設するなど、その環境整備にも努めてきているが、教員個人あるいは学部やグループ単位の取組みによるところが大きいことは否めない。

こうした中で、平成１８年度からは、これまで行ってきた実践活動をベースとする県内自治体等との包括的連携協定締結を推進しており、協定締結による一層の連携強化により、大学として課題解決や政策の推進に向けた活動を実践している。

開学１０年を契機に、「社会の中の大学」を強く意識し、豊かな教養と個性・独創性を養う教育や目的研究の推進を基盤として、包括的連携協定による実践活動やコーディネート機能の強化、サテライトキャンパスの活用などにより、戦略的、組織的な地域貢献活動を推進し、具体的な成果を生み出していくことを目指している。

第１０節　学生生活

本学では、本県の次代を担う人材の育成などを目的として独自に学業奨学金の貸与を行っているほか、経済的理由により授業料の納付が困難な学生に対して授業料の全額又は半額を免除の制度を設けており、有効に機能している。

学生の心の健康・身体の健康を守るため、精神科医師や臨床心理士の資格を有する教員

を相談員として委嘱しているほか、ピアサポーターの学生による相談事業も実施するなど、相談体制を整備している。

学生の就職活動を支援するため、就職支援センターが就職情報の収集・提供・就職相談等を行っているほか、センター内に「ジョブカフェいわて岩手県立大学スポット」を設け、キャリアカウンセラーによる専門的なカウンセリングを実施している。また、各種講座や授業などを通じて学生のキャリアプラン形成のための支援を行うとともに、県内産学官の連携による県内就職率向上のための取組みを行っている。

今後は、経済的支援、生活相談、就職支援、課外活動の各般にわたり学生の視点に立って施策を展開し、学生満足度の向上を目指していく。

第１１節　管理運営

本学は法人化に伴い、公立大学法人岩手県立大学が運営するところとなっており、定款をはじめ、改めて組織規程、代決専決規程等を整備し、適切な管理運営に努めている。

本学は、開学当初からトップマネジメントによる大学運営を指向しており、法人化に伴って、学長の企画立案・執行機能を補佐する本部制を整備するなど、一層の機能強化を図った。

本部は、大学幹部たる教員と事務組織が一体となって各学部等に共通する校務に関する企画立案を担うことにより、各学部等や教員の活動を導きかつ支援するが、本部長会議や学部長等会議により意思形成を行い、必要に応じて教授会における検討や教育研究会議における審議を経て、意思決定し、適切かつ公正な管理運営を行う体制を構築している。

一方、法人は、大学幹部が理事を兼ねており、大学と一体的に法人を経営する体制としているが、法人経営と大学運営の実質的な線引きが判然とせず、意思形成するための会議も多くなったことにより、意思形成過程がわかりにくい面が生じていることは否定できない。

このため、学部長のリーダーシップによる学部運営を基盤として、学長のリーダーシップと学部長の参画による全学運営を明確な形で行うことが必要であり、今後、管理運営体制について継続的に検証しながら、弾力的に見直していく中で、権限と意思形成過程の明確化を図らなければならない。

第１２節　財務

本学は、平成１７年度の法人化に伴い、従前の県予算による硬直的な枠組みから法人独自の努力による弾力的、効率的な予算編成と執行が可能となり、法人化以降も概ね健全な

財政状況を維持してきている。

しかしながら、収入の太宗を占める設置団体からの運営交付金については、設置団体の厳しい財政状況を受けて一定の減額がルール化されている中で、今後の見通しも不透明なことから、長期的にみれば厳しい状況にあるといわざるを得ない。

収入のほとんどが設置団体からの交付金と学生納付金で構成されており、この面では収入の増加が期待できないことから、資金配分の見直しを進め、重点的、効率的な執行に努める必要があり、特に、法人化以前からの固定的な配分により予算化している「学生経費」と「研究経費」については、本学の教育研究を推進する観点から見直しに取り組むこととしている。

また、科研費をはじめとする外部資金の獲得を増加させることは財務面からだけでなく、研究の活性化のためにも重要な課題であり、大学組織全体として外部資金の獲得に向けた体制を強化する仕組みづくりを進めていく。

第１３節　事務組織

本学の事務組織は、設立当初に県から教員・職員全体の定数が割り振られた中、教育重視の視点から教員に多くの定数を割いた結果、事務局職員が他大学に比べ大幅に少ないという特殊事情を抱えてスタートしている。

法人化に伴い、それまで設置者である県が行っていた事務も法人としてすべて処理しなければならなくなるなど、事務の質、量とも変化してきていることもあり、アウトソーシングをはじめ事務の効率化を図りながら対応してきている。

一方、競争時代の大学運営の健全化のためには、入試、教育、就職はもとより、広報、知的財産管理など多くの面で高度な専門性が求められており、これまでの執行支援機能から企画立案型の事務組織を目指す必要がある。

このような観点から、ＳＤに力を入れるとともに、顧客満足度と職員満足度を視点に置いた業務プロセスの徹底した見直しと並行し、大学業務の専門性強化に対応した多様な任用形態を積極的に採用していくこととしている。

第１４節　自己点検・評価

本学は、開学当初から全学的な自己評価委員会を組織して、不断に自己点検・評価を行うとともに、法人化に伴う中期目標・中期計画の枠組みの中で点検・評価を実施してきたところであるが、その多くは部局単位の取組みにとどまってきたことは否めず、今回の認証評価の受審にあたり、改めて大学改革推進本部を設置し取り組んだことにより、初めて、

広範な活動に関して全学的な視点からの調整を経た自己点検・評価報告書をとりまとめることができたものである。

この取組みは、今後も継続して行うべきものであるが、法人化と認証評価の取組みが別なものとして始まった経過もあることから、中期目標・中期計画において目指すべき方向と認証評価における方向性との整合を図り、スパイラルな関係性をもった自己点検・評価と、自己点検・評価に基づく改善・改革の活動を実践していくことが必要となっている。

このため、大学改革推進本部を核としながら、本部と大学評価委員会、各部局における自己点検・評価実施体制の位置づけを整理し、実質的な自己点検・評価の体制と仕組みを構築していかなければならない。

第１５節　情報公開・説明責任

本学は、県立の大学として、その財政状況はもとより、教育研究活動の実施状況や地域に対する貢献の実績など、さまざまな視点において地域社会から注目されている。

このため、県の条例に基づく情報公開や個人情報保護に関する規定の整備、地方独立行政法人法に基づく財政状況や自己点検・評価に関する情報公開はもちろんのこと、学生や教員の活動、地域課題に関する本学の取組み、入試や就職等の情報など、積極的な広報活動により説明責任を果たし、理解を得るよう努めている。

今後、県民の理解を一層深め、変わらず本学を支援し続けていただくため、財政状況や計画・予算、自己点検・評価や第三者評価について、よりわかりやすく伝えるとともに、県民の知りたいニーズに、より広範に、より容易に、より詳細に応えるべく、戦略的な広報活動を展開していくことが必要である。